令和４年度

水道水質基準の逐次改正に関する調査等一式

報　　告　　書

令和 5 年 3 月

株式会社三菱ケミカルリサーチ

― 目 次 ―

1.　業務概要 ･･･ 1
1-1.　業務目的･･･ 1
1-2.　業務内容･･･ 2
2.　水質基準等の水質検査結果の整理 ･･･ 4
2-1.　過去５年間の水質検査結果に基づく水質基準項目及び水質管理目標設定項目の分類の見直し･･･ 4
2-2.　水道事業体における要検討項目等の検出状況の整理･････････････････････････････ 33
2-3.　「最近の水質基準等項目の状況について」情報整理表の更新･････････････････････ 76
3.　水道水質関連調査及び簡易専用水道の管理に関する調査の集計 ･････････････････････ 104
3-1.　水道水質の被害状況等調査･･･ 104
3-2.　クリプトスポリジウム等対策実施状況調査･････････････････････････････････････ 109
3-3.　貯水槽水道及び飲用井戸に係る衛生管理状況調査･････････････････････････････ 114
3-4.　水道水質検査の実施状況等に関する調査･････････････････････････････････････ 132
3-5.　水安全計画の策定状況等に関する調査･･･ 143
4.　クリプトスポリジウム等の検出状況の整理 ･････････････････････････････････････ 144
4-1.　調査概要･･･ 144
4-2.　集計結果･･･ 145
5.　内閣府食品安全委員会における評価結果の整理 ･････････････････････････････････ 156
6. 諸外国における有機フッ素化合物（PFAS）の最新情報の整理 ･････････････････････ 181
6-1.　諸外国における有機フッ素化合物（PFAS）の最新情報･････････････････････････ 181
6-2. 参照したウェブサイト URL ･･･ 184
7.　水質基準等に関する情報の更新 ･･･ 186
7-1.　水質基準等の見直しの動向･･･ 186
7-2.　データベースの整理・情報更新･･･ 213

1. 業務概要

1-1. 業務目的

本調査は、水道水及び水道原水における水質検査結果の整理等を行うことにより、水質基準等について基準値等の変更や分類の見直しに係る原案を作成するとともに、水道法の水質基準等に係る国内外の最新の毒性情報等の収集・整理、我が国の現行の水質基準等に関する情報及び有害物質の健康影響等の最新の情報を収集・整理することにより、水質基準の逐次改正に資することを目的とする。

1-2. 業務内容

1）水質基準等の水質検査結果の整理（仕様書２（１）（２））

（1）水道統計水質編（令和２年度版）の水質検査結果データ整理

水質基準等の水質検査結果の整理水質基準及び水質管理目標設定項目について、水道統計水質編（令和２年度版）の水質検査結果データ（給水栓水）を整理し、データテーブルを作成した。

（2）直近の過去５年分の水質検査結果の整理

上記にて作成したデータテーブルについて、直近の過去５年分（平成 28 年度から令和２年度）の水質検査結果（給水栓水、最高値）を、平成 22 年 2 月 2 日の第８回厚生科学審議会生活環境水道部会で確認された分類要件（同部会資料４ 水質基準項目及び水質管理目標設定項目の分類の見直しについて）に基づき、令和４年４月時点の基準値又は目標値の 10%値超、50%値超、100%値超の経年的な超過状況を表に整理してリスクレベルの評価を行い、水質基準及び水質管理目標設定項目間での分類変更についての原案資料を作成した。対象農薬リスト掲載農薬類については、目標値の 1%値超、10%値超、50%値超、100%値超の経年的な超過状況を表に整理し、同様に資料を作成した。

（3）水道水質基準等項目に係る状況の情報整理表の更新

水道統計水質編及び水道事業者等における要検討項目等の水質検査結果を基に、令和３年度調査において作成された水道水質基準等項目に係る状況の情報整理表を更新した。

（4）水道水質基準等項目に係る状況の情報整理表の更新

水道水質関連調査の結果の集計令和４年５月に厚生労働省より都道府県に依頼し、回収されたの水道水質関連調査について、回答内容を確認、整理及び集計した。

2）クリプトスポリジウム等の検出状況の整理（仕様書２の(3)）

平成 28 年度から令和４年 12 月までに厚生労働省に対し全国の都道府県及び水道事業者等から報告された、耐塩素性病原生物の検出状況等の情報について整理及び集計し、見やすく図表にとりまとめた。

3）内閣府食品安全委員会における評価結果の整理（仕様書２の(4)）

我が国の現行の水質基準等に係る内閣府食品安全委員会における評価結果（令和４年３月～12 月に公表されたもの）を収集・整理し、これまでの評価結果の一覧（令和３年度調査：表５－３）を更新した。

4）諸外国における有機フッ素化合物（PFAS）の最新情報の整理（仕様書２の(5)）

令和元年度第２回水質基準逐次改正検討会の資料１（下記 URL）の表２、資料１の７ページ以降の近年の各国における状況の形で、ウェブサイトから情報収集し、最新の情

報に整理した。

※令和元年度第２回水質基準逐次改正検討会の資料１：
https://www.mhlw.go.jp/content/10901000/000597714.pdf

5）水質基準等に関する情報の更新（仕様書２の(6)）

（1）関連情報の更新

我が国の現行の水質基準等について、基準値・目標値に関連した検討状況、課題及び留意事項等の関連情報（令和３年度調査：表７－１～表７－７）を更新した。

（2）データベース更新

我が国の現行の水質基準等について、令和３年度調査において作成したデータベースを更新した。

6）報告書作成（仕様書２の(7)）

以上の調査結果をとりまとめ、会議資料及び報告書を作成した。

2. 水質基準等の水質検査結果の整理

2-1. 過去 5 年間の水質検査結果に基づく水質基準項目及び水質管理目標設定項目の分類の見直し

現在の水質基準項目及び水質管理目標設定項目は、平成15年4月の厚生科学審議会答申「水質基準の見直し等について（答申）」に基づいて設定されたものであり、浄水中の検出状況から物質毎のリスクレベルの評価結果等を踏まえ、水質基準項目と水質管理目標設定項目に分類されている。

ここでは、第 8 回厚生科学審議会生活環境水道部会（平成 22 年 2 月 2 日）の「資料 4　水質基準項目及び水質管理目標設定項目の分類の見直しについて」に従って、水質基準項目及び水質管理目標設定項目間での分類変更について検討した。

2-1-1. 基準項目等の分類に関する考え方

第 8 回厚生科学審議会生活環境水道部会（平成 22 年 2 月 2 日）の「資料 4　水質基準項目及び水質管理目標設定項目の分類の見直しについて」にて承認された、水質基準項目と水質管理目標設定項目の分類に関する考え方を以下に示す。

1）定期見直しの進め方

化学物質はその使用状況等に応じて水道水から検出される濃度・頻度が変化していくものであり、水質検査結果に基づき、その時点で比較的高濃度かつ高頻度で検出される物質を水質基準項目とするよう、計画的に見直しを行うべきである。定期見直しの具体的な方法については、以下のとおりとする。

（1）定期見直しの対象物質

すべての水質基準項目及び水質管理目標設定項目を、水質検査結果に基づく定期見直しの対象とするのではなく、以下の考え方に基づいて基準項目等に据え置くべき項目以外の項目を選定する。

①水質基準項目等へ据え置くべき項目を整理-----表 2-1、表 2-2

②基準項目に据え置くべきか専門家の議論も踏まえて確認すべき物質------表 2-3

この結果、基準項目及び管理目標設定項目の分類の見直しの検討対象とする項目は表 2-4 のとおりとなる。

（2）定期見直しの検討に使用する水質検査結果

検査年度による水質検査結果のばらつき等を考慮すると、直近の単年度のみではなく、中長期的な検査結果に基づいて分類見直しの検討を行うべきと考えられる。具体的には水質検査結果の保存義務年限である過去 5 年分の検査結果に基づいて計画的に見直すこととする。

表 2-1　基準項目等に据え置くべき対象物質の考え方（水質基準項目）

据え置くべきとする理由	項目名
水道法第 4 条に例示されている項目	水銀、フェノール、味、 臭気等 11 項目
環境中に広く存在し、少なくない数の水道事業者において、当該項目の濃度の低い水源を求めたり、浄水処理工程（設備）を設けて分解･除去等を行ったりする必要があると考えられる項目（基準項目から外すことにより、濃度の低減化が行われなくなるおそれがあるため）	ヒ素及びその化合物、亜硝酸態窒素※、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、マンガン及びその化合物、ジェオスミン、2-MIB
飲料水の水質としての基本的指標と考えられる項目	ナトリウム及びその化合物、塩化物イオン、カルシウム、マグネシウム等（硬度）、蒸発残留物、有機物（全有機炭素（TOC）の量）
検出状況よりは指標性の観点から議論すべき項目	一般細菌、大腸菌
浄水処理に広く利用される次亜塩素酸の管理指標	塩素酸
浄水処理に広く利用される PAC の管理指標	アルミニウム及びその化合物

※　平成 26 年 2 月 28 日厚生労働省令第 15 号により、亜硝酸態窒素を水質基準項目に追加。

表 2-2　基準項目等に据え置くべき対象物質の考え方（水質管理目標設定項目）

据え置くべきとする理由	項目名
評価値が暫定の項目	ウラン等 3 項目
水道水質基準を補完する項目	pH 値、アルミニウム、 残留塩素等 9 項目
より望ましい水の目標値である項目（水質基準とはしない）	遊離炭酸、腐食性（ランゲリア指数）
検出状況よりは指標性の観点から議論すべき項目	従属栄養細菌

表 2-3　基準項目に据え置くべきか確認すべき物質の考え方（水質基準項目）

基準項目として据え置くことも考えられる理由	項目名
水質に係る代表的な汚染物質として社会的関心が高い	カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物
原水においてトリハロメタン生成能は広く存在し、水質基準項目から除外した場合、生成量の低減管理が行われなくなるおそれがある	クロロホルム、ジブロモクロロメタン、総トリハロメタン、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム
オゾン処理の副生成物、浄水処理に広く利用される次亜塩素酸ナトリウムにも含まれる	臭素酸

表 2-4　基準項目及び管理目標設定項目の分類の見直しの検討対象とする項目

基準項目等の見直し対象とする項目（案）	項目名
水質基準項目	セレン及びその化合物 四塩化炭素 シス及びトランス-ジクロロエチレン ベンゼン ジクロロ酢酸 ホルムアルデヒド 陰イオン界面活性剤 ホウ素及びその化合物 1,4-ジオキサン ジクロロメタン クロロ酢酸 トリクロロ酢酸 亜鉛及びその化合物 非イオン界面活性剤
水質管理目標設定項目※	アンチモン及びその化合物 1,2-ジクロロエタン トルエン 亜塩素酸 農薬類 メチル-t-ブチルエーテル ニッケル及びその化合物 1,1,2-トリクロロエタン フタル酸ジ（2-エチルヘキシル） 二酸化塩素 1,1,1-トリクロロエタン 1,1-ジクロロエチレン

※　平成 22 年２月 17 日健水発 0217 第１号により、1,1,2-トリクロロエタンを水質管理目標設定項目から削除。

※　平成 26 年３月 31 日健水発 0331 第６号により、亜硝酸態窒素を水質管理目標設定項目から削除。

（3）定期見直しにおける水質基準等の分類方法

水質基準項目及び水質管理目標設定項目の分類の考え方は、基本的には平成 15 年答申のもの（表 2-5）を踏襲するべきであるが、複数年度における検出状況の判断や、検出率の取扱いについて運用の明確化を行う必要がある。

表 2-5　過去の審議会答申における水質基準等の分類の考え方（参考）

	水質基準項目	水質管理目標設定項目・監視項目
平成 15 年答申	・浄水において、評価値の 1/10 を超えて検出され、又は検出されるおそれの高い項目（特異値によるものを除く。評価値が暫定であるものを除く。） ・水道法第 4 条の例示項目	・場合によっては、浄水において評価値の 1/10 を超えて検出される可能性のある項目 ・水質基準項目の分類要件に該当するもののうち、評価値が暫定であるもの
平成 4 年答申	・最大値が評価値の 50%を超えていること（特異値と考えられる場合は除く） ・かつ、評価値の 10%を超えるものの検出率が数%	・最大値が評価値の数%以上（特異値と考えられる場合は除く） ・かつ、評価値の 1%を超えるものの検出率が数%以上

※　農薬については、平成 15 年答申において、①水質基準項目の分類要件に該当する農薬については個別に水質基準を設定し、②それら以外については総農薬方式により水質管理目標設定項目に位置づけることとされているところ。

表 2-5 に示した過去の答申の内容を参考にすると、例えば表 2-6 に示す分類要件に従って水質基準項目等の分類を行うことが考えられる。

分類要件１：最近 3 ヶ年継続で評価値の 10%超過地点が 1 地点以上存在

分類要件２：最近 3 ヶ年継続で評価値の 50%超過地点が 1 地点以上存在
又は最近 5 ヶ年の間に評価値超過地点が 1 地点以上存在

表 2-6　水質基準項目及び水質管理目標設定項目の分類要件

	分類要件 1　YES		分類要件 1　NO
	分類要件 2　YES	分類要件 2　NO	
見直し時点で水質基準項目	水質基準項目	水質基準項目	水質管理目標設定項目
見直し時点で水質管理目標設定項目	水質基準項目	水質管理目標設定項目	水質管理目標設定項目

ただし、個々の項目の水質基準項目及び水質管理目標設定項目への分類については、当該項目の浄水における検出状況に加え、環境汚染状況の推移や生成メカニズム、浄水処理における除去性等を総合的に評価して判断すべきであり、分類要件のみによってあてはめるべきものではない。

2）過去 5 年間の水質基準等の超過状況

（1）データ整理

水質基準項目及び水質管理目標設定項目について、水道統計水質編の過去 5 年分（平成 28 年度版～令和２年度版）の水質検査結果（浄水）より、評価値の 10%、50%、100%値の経年的な超過状況を表及びグラフに整理した。

水道水質基準項目の水道水質データの整理結果は表 2-7 に示し、水質管理目標設定項目の水道水質データの整理結果は表 2-8 に示す。

過去 5 年間に基準値及び目標値が変更になった項目については、現行の基準値又は目標値により集計を行った。

表 2-7　水道水質基準項目の水道水質データの整理結果(1/4)

番号	項目名	基準値※1 (mg/L)	区分	評価	H28			H29			H30 ※2			R01 ※3			R02		
					調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合
基-1	一般細菌	100個/mL	健康項目	対基準値	6,074	5	0.1%	6,181	5	0.1%	6,636	3	0.0%	8,368	5	0.1%	9,339	8	0.1%
				対50%値	6,074	21	0.3%	6,181	21	0.3%	6,636	27	0.4%	8,368	33	0.4%	9,339	21	0.2%
				対10%値	6,074	107	1.8%	6,181	107	1.7%	6,636	121	1.8%	8,368	177	2.1%	9,339	197	2.1%
基-2	大腸菌	不検出	健康項目	陽性	6,074	0	0.0%	6,181	0	0.0%	6,636	1	0.0%	8,368	0	0.0%	9,339	1	0.0%
基-3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L	健康項目	対基準値	5,582	0	0.0%	5,703	0	0.0%	6,252	0	0.0%	7,558	0	0.0%	8,401	0	0.0%
				対50%値	5,582	4	0.1%	5,703	4	0.1%	6,252	3	0.0%	7,558	1	0.0%	8,401	1	0.0%
				対10%値	5,582	9	0.2%	5,703	9	0.2%	6,252	9	0.1%	7,558	6	0.1%	8,401	7	0.1%
基-4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L	健康項目	対基準値	5,467	0	0.0%	5,585	0	0.0%	6,133	0	0.0%	7,441	0	0.0%	8,295	0	0.0%
				対50%値	5,467	2	0.0%	5,585	2	0.0%	6,133	8	0.1%	7,441	14	0.2%	8,295	16	0.2%
				対10%値	5,467	4	0.1%	5,585	4	0.1%	6,133	10	0.2%	7,441	16	0.2%	8,295	18	0.2%
基-5	セレン及びその化合物	0.01mg/L	健康項目	対基準値	5,548	0	0.0%	5,674	0	0.0%	6,224	0	0.0%	7,537	0	0.0%	8,382	0	0.0%
				対50%値	5,548	2	0.0%	5,674	2	0.0%	6,224	0	0.0%	7,537	0	0.0%	8,382	0	0.0%
				対10%値	5,548	12	0.2%	5,674	12	0.2%	6,224	3	0.0%	7,537	7	0.1%	8,382	8	0.1%
基-6	鉛及びその化合物	0.01mg/L	健康項目	対基準値	5,713	1	0.0%	5,817	1	0.0%	6,377	0	0.0%	7,741	0	0.0%	8,568	1	0.0%
				対50%値	5,713	20	0.4%	5,817	20	0.3%	6,377	28	0.4%	7,741	28	0.4%	8,568	33	0.4%
				対10%値	5,713	235	4.1%	5,817	235	4.0%	6,377	308	4.8%	7,741	325	4.2%	8,568	318	3.7%
基-7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L	健康項目	対基準値	5,604	0	0.0%	5,723	0	0.0%	6,258	0	0.0%	7,630	0	0.0%	8,497	0	0.0%
				対50%値	5,604	79	1.4%	5,723	79	1.4%	6,258	69	1.1%	7,630	88	1.2%	8,497	94	1.1%
				対10%値	5,604	544	9.7%	5,723	544	9.5%	6,258	602	9.6%	7,630	769	10.1%	8,497	882	10.4%
基-8	六価クロム化合物	0.02mg/L	健康項目	対基準値	5,658	0	0.0%	5,780	0	0.0%	6,329	0	0.0%	7,646	0	0.0%	8,965	0	0.0%
				対50%値	5,658	0	0.0%	5,780	0	0.0%	6,329	1	0.0%	7,646	1	0.0%	8,965	3	0.0%
				対10%値	5,658	1	0.0%	5,780	1	0.0%	6,329	3	0.0%	7,646	5	0.1%	8,965	133	1.5%
基-9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L	健康項目	対基準値	5,906	0	0.0%	6,136	0	0.0%	6,592	0	0.0%	7,925	0	0.0%	8,615	0	0.0%
				対50%値	5,906	6	0.1%	6,136	6	0.1%	6,592	2	0.0%	7,925	3	0.0%	8,615	7	0.1%
				対10%値	5,906	150	2.5%	6,136	150	2.4%	6,592	73	1.1%	7,925	84	1.1%	8,615	81	0.9%
基-10	シアン化物及び塩化シアン	0.01mg/L	健康項目	対基準値	6,063	0	0.0%	6,173	0	0.0%	6,624	0	0.0%	8,349	0	0.0%	9,316	0	0.0%
				対50%値	6,063	3	0.0%	6,173	3	0.0%	6,624	0	0.0%	8,349	0	0.0%	9,316	1	0.0%
				対10%値	6,063	9	0.1%	6,173	9	0.1%	6,624	12	0.2%	8,349	15	0.2%	9,316	25	0.3%
基-11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L	健康項目	対基準値	5,825	0	0.0%	5,921	0	0.0%	6,464	0	0.0%	7,918	0	0.0%	8,779	0	0.0%
				対50%値	5,825	137	2.4%	5,921	137	2.3%	6,464	147	2.3%	7,918	166	2.1%	8,779	186	2.1%
				対10%値	5,825	2,096	36.0%	5,921	2,096	35.4%	6,464	2,087	32.3%	7,918	2,392	30.2%	8,779	2,562	29.2%
基-12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L	健康項目	対基準値	5,726	0	0.0%	5,835	0	0.0%	6,383	0	0.0%	7,780	0	0.0%	8,637	2	0.0%
				対50%値	5,726	64	1.1%	5,835	64	1.1%	6,383	55	0.9%	7,780	87	1.1%	8,637	91	1.1%
				対10%値	5,726	1,874	32.7%	5,835	1,874	32.1%	6,383	1,979	31.0%	7,780	2,269	29.2%	8,637	2,323	26.9%
基-13	ホウ素及びその化合物	1mg/L	健康項目	対基準値	5,578	0	0.0%	5,709	0	0.0%	6,256	0	0.0%	7,571	0	0.0%	8,435	0	0.0%
				対50%値	5,578	14	0.3%	5,709	14	0.2%	6,256	17	0.3%	7,571	19	0.3%	8,435	20	0.2%
				対10%値	5,578	164	2.9%	5,709	164	2.9%	6,256	157	2.5%	7,571	165	2.2%	8,435	190	2.3%
基-14	四塩化炭素	0.002mg/L	健康項目	対基準値	5,540	0	0.0%	5,656	0	0.0%	6,215	0	0.0%	7,526	0	0.0%	8,376	0	0.0%
				対50%値	5,540	5	0.1%	5,656	5	0.1%	6,215	3	0.0%	7,526	4	0.1%	8,376	8	0.1%
				対10%値	5,540	8	0.1%	5,656	8	0.1%	6,215	9	0.1%	7,526	11	0.1%	8,376	11	0.1%
基-15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L	健康項目	対基準値	5,506	0	0.0%	5,633	0	0.0%	6,197	0	0.0%	7,497	0	0.0%	8,346	0	0.0%
				対50%値	5,506	2	0.0%	5,633	2	0.0%	6,197	1	0.0%	7,497	1	0.0%	8,346	0	0.0%
				対10%値	5,506	6	0.1%	5,633	6	0.1%	6,197	4	0.1%	7,497	2	0.0%	8,346	2	0.0%

表 2-7　水道水質基準項目の水道水質データの整理結果(2/4)

番号	項目名	基準値※1 (mg/L)	区分	評価	H28			H29			H30 ※2			R01 ※3			R02		
					調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合
基-16	cis-1,2-ジクロロエチレン及びトランス－1,2－ジクロロエチレン	0.04mg/L	健康項目	対基準値	5,555	0	0.0%	5,677	0	0.0%	6,233	0	0.0%	7,543	0	0.0%	8,381	0	0.0%
				対50%値	5,555	1	0.0%	5,677	1	0.0%	6,233	0	0.0%	7,543	0	0.0%	8,381	1	0.0%
				対10%値	5,555	5	0.1%	5,677	5	0.1%	6,233	1	0.0%	7,543	2	0.0%	8,381	7	0.1%
基-17	ジクロロメタン	0.02mg/L	健康項目	対基準値	5,541	0	0.0%	5,658	0	0.0%	6,214	0	0.0%	7,526	0	0.0%	8,374	0	0.0%
				対50%値	5,541	0	0.0%	5,658	0	0.0%	6,214	0	0.0%	7,526	1	0.0%	8,374	0	0.0%
				対10%値	5,541	2	0.0%	5,658	2	0.0%	6,214	1	0.0%	7,526	3	0.0%	8,374	3	0.0%
基-18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L	健康項目	対基準値	5,543	0	0.0%	5,661	0	0.0%	6,214	0	0.0%	7,529	0	0.0%	8,378	0	0.0%
				対50%値	5,543	1	0.0%	5,661	1	0.0%	6,214	0	0.0%	7,529	0	0.0%	8,378	0	0.0%
				対10%値	5,543	14	0.3%	5,661	14	0.2%	6,214	9	0.1%	7,529	12	0.2%	8,378	10	0.1%
基-19	トリクロロエチレン	0.01mg/L	健康項目	対基準値	5,562	0	0.0%	5,670	0	0.0%	6,217	0	0.0%	7,538	0	0.0%	8,384	0	0.0%
				対50%値	5,562	1	0.0%	5,670	1	0.0%	6,217	1	0.0%	7,538	3	0.0%	8,384	8	0.1%
				対10%値	5,562	28	0.5%	5,670	28	0.5%	6,217	25	0.4%	7,538	28	0.4%	8,384	29	0.3%
基-20	ベンゼン	0.01mg/L	健康項目	対基準値	5,541	0	0.0%	5,659	0	0.0%	6,213	0	0.0%	7,526	0	0.0%	8,373	0	0.0%
				対50%値	5,541	0	0.0%	5,659	0	0.0%	6,213	0	0.0%	7,526	0	0.0%	8,373	2	0.0%
				対10%値	5,541	1	0.0%	5,659	1	0.0%	6,213	1	0.0%	7,526	1	0.0%	8,373	3	0.0%
基-21	塩素酸	0.6mg/L	健康項目（消）	対基準値	6,062	5	0.1%	6,174	5	0.1%	6,627	2	0.0%	8,354	8	0.1%	9,326	12	0.1%
				対50%値	6,062	177	2.9%	6,174	177	2.9%	6,627	194	2.9%	8,354	307	3.7%	9,326	384	4.1%
				対10%値	6,062	2,953	48.7%	6,174	2,953	47.8%	6,627	3,314	50.0%	8,354	4,326	51.8%	9,326	5,023	53.9%
基-22	クロロ酢酸	0.02mg/L	健康項目（消）	対基準値	6,063	0	0.0%	6,174	0	0.0%	6,627	0	0.0%	8,355	1	0.0%	9,326	0	0.0%
				対50%値	6,063	5	0.1%	6,174	5	0.1%	6,627	2	0.0%	8,355	6	0.1%	9,326	7	0.1%
				対10%値	6,063	53	0.9%	6,174	53	0.9%	6,627	31	0.5%	8,355	35	0.4%	9,326	35	0.4%
基-23	クロロホルム	0.06mg/L	健康項目（消）	対基準値	6,064	1	0.0%	6,174	1	0.0%	6,627	2	0.0%	8,355	2	0.0%	9,326	6	0.1%
				対50%値	6,064	181	3.0%	6,174	181	2.9%	6,627	185	2.8%	8,355	285	3.4%	9,326	244	2.6%
				対10%値	6,064	2,254	37.2%	6,174	2,254	36.5%	6,627	2,403	36.3%	8,355	2,937	35.2%	9,326	3,274	35.1%
基-24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L	健康項目（消）	対基準値	6,064	4	0.1%	6,174	4	0.1%	6,627	2	0.0%	8,355	3	0.0%	9,326	2	0.0%
				対50%値	6,064	92	1.5%	6,174	92	1.5%	6,627	82	1.2%	8,355	116	1.4%	9,326	121	1.3%
				対10%値	6,064	1,701	28.1%	6,174	1,701	27.6%	6,627	1,692	25.5%	8,355	2,200	26.3%	9,326	2,304	24.7%
基-25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L	健康項目（消）	対基準値	6,064	0	0.0%	6,174	0	0.0%	6,627	0	0.0%	8,355	0	0.0%	9,326	0	0.0%
				対50%値	6,064	20	0.3%	6,174	20	0.3%	6,627	5	0.1%	8,355	10	0.1%	9,326	7	0.1%
				対10%値	6,064	234	3.9%	6,174	234	3.8%	6,627	182	2.7%	8,355	200	2.4%	9,326	275	2.9%
基-26	臭素酸	0.01mg/L	健康項目（消）	対基準値	6,063	0	0.0%	6,174	0	0.0%	6,627	6	0.1%	8,354	0	0.0%	9,326	0	0.0%
				対50%値	6,063	15	0.2%	6,174	15	0.2%	6,627	15	0.2%	8,354	12	0.1%	9,326	9	0.1%
				対10%値	6,063	249	4.1%	6,174	249	4.0%	6,627	249	3.8%	8,354	255	3.1%	9,326	226	2.4%
基-27	総トリハロメタン	0.1mg/L	健康項目（消）	対基準値	6,064	2	0.0%	6,174	2	0.0%	6,627	0	0.0%	8,355	1	0.0%	9,326	6	0.1%
				対50%値	6,064	153	2.5%	6,174	153	2.5%	6,627	182	2.7%	8,355	212	2.5%	9,326	221	2.4%
				対10%値	6,064	2,752	45.4%	6,174	2,752	44.6%	6,627	2,952	44.5%	8,355	3,654	43.7%	9,326	3,966	42.5%
基-28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L	健康項目（消）	対基準値	6,064	21	0.3%	6,174	21	0.3%	6,627	7	0.1%	8,354	8	0.1%	9,325	8	0.1%
				対50%値	6,064	388	6.4%	6,174	388	6.3%	6,627	325	4.9%	8,354	458	5.5%	9,325	372	4.0%
				対10%値	6,064	1,006	16.6%	6,174	1,006	16.3%	6,627	2,192	33.1%	8,354	2,700	32.3%	9,325	2,952	31.7%

表 2-7　水道水質基準項目の水道水質データの整理結果(3/4)

番号	項目名	基準値※1 (mg/L)	区分	評価	H28			H29			H30 ※2			R01 ※3			R02		
					調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合
基-29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L	健康項目（消）	対基準値	6,064	3	0.0%	6,174	3	0.0%	6,627	1	0.0%	8,355	1	0.0%	9,326	3	0.0%
				対50%値	6,064	109	1.8%	6,174	109	1.8%	6,627	135	2.0%	8,355	153	1.8%	9,326	211	2.3%
				対10%値	6,064	2,493	41.1%	6,174	2,493	40.4%	6,627	2,675	40.4%	8,355	3,196	38.3%	9,326	3,479	37.3%
基-30	ブロモホルム	0.09mg/L	健康項目（消）	対基準値	6,064	0	0.0%	6,174	0	0.0%	6,627	0	0.0%	8,355	0	0.0%	9,326	0	0.0%
				対50%値	6,064	6	0.1%	6,174	6	0.1%	6,627	1	0.0%	8,355	2	0.0%	9,326	1	0.0%
				対10%値	6,064	117	1.9%	6,174	117	1.9%	6,627	137	2.1%	8,355	154	1.8%	9,326	168	1.8%
基-31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L	健康項目（消）	対基準値	6,063	0	0.0%	6,174	0	0.0%	6,627	1	0.0%	8,353	1	0.0%	9,326	0	0.0%
				対50%値	6,063	5	0.1%	6,174	5	0.1%	6,627	1	0.0%	8,353	2	0.0%	9,326	0	0.0%
				対10%値	6,063	54	0.9%	6,174	54	0.9%	6,627	36	0.5%	8,353	45	0.5%	9,326	83	0.9%
基-32	亜鉛及びその化合物	1mg/L	性状項目	対基準値	5,672	0	0.0%	5,784	0	0.0%	6,348	0	0.0%	7,655	0	0.0%	8,489	0	0.0%
				対50%値	5,672	1	0.0%	5,784	1	0.0%	6,348	1	0.0%	7,655	1	0.0%	8,489	1	0.0%
				対10%値	5,672	14	0.2%	5,784	14	0.2%	6,348	20	0.3%	7,655	21	0.3%	8,489	29	0.3%
基-33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L	性状項目	対基準値	5,768	8	0.1%	5,872	8	0.1%	6,452	8	0.1%	7,823	14	0.2%	8,663	14	0.2%
				対50%値	5,768	107	1.9%	5,872	107	1.8%	6,452	118	1.8%	7,823	167	2.1%	8,663	146	1.7%
				対10%値	5,768	1,523	26.4%	5,872	1,523	25.9%	6,452	1,554	24.1%	7,823	1,794	22.9%	8,663	1,966	22.7%
基-34	鉄及びその化合物	0.3mg/L	性状項目	対基準値	5,743	2	0.0%	5,848	2	0.0%	6,433	0	0.0%	7,782	3	0.0%	8,598	1	0.0%
				対50%値	5,743	17	0.3%	5,848	17	0.3%	6,433	27	0.4%	7,782	38	0.5%	8,598	31	0.4%
				対10%値	5,743	323	5.6%	5,848	323	5.5%	6,433	311	4.8%	7,782	425	5.5%	8,598	447	5.2%
基-35	銅及びその化合物	1mg/L	性状項目	対基準値	5,667	0	0.0%	5,778	0	0.0%	6,344	0	0.0%	7,658	0	0.0%	8,488	0	0.0%
				対50%値	5,667	0	0.0%	5,778	0	0.0%	6,344	2	0.0%	7,658	3	0.0%	8,488	4	0.0%
				対10%値	5,667	10	0.2%	5,778	10	0.2%	6,344	21	0.3%	7,658	25	0.3%	8,488	31	0.4%
基-36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L	性状項目	対基準値	5,608	0	0.0%	5,726	0	0.0%	6,288	0	0.0%	7,611	0	0.0%	8,474	0	0.0%
				対50%値	5,608	2	0.0%	5,726	2	0.0%	6,288	3	0.0%	7,611	2	0.0%	8,474	5	0.1%
				対10%値	5,608	577	10.3%	5,726	577	10.1%	6,288	611	9.7%	7,611	708	9.3%	8,474	735	8.7%
基-37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L	性状項目	対基準値	5,693	1	0.0%	5,810	1	0.0%	6,371	0	0.0%	7,687	2	0.0%	8,522	0	0.0%
				対50%値	5,693	7	0.1%	5,810	7	0.1%	6,371	15	0.2%	7,687	14	0.2%	8,522	10	0.1%
				対10%値	5,693	125	2.2%	5,810	125	2.2%	6,371	128	2.0%	7,687	129	1.7%	8,522	147	1.7%
基-38	塩化物イオン	200mg/L	性状項目	対基準値	6,074	0	0.0%	6,179	0	0.0%	6,636	0	0.0%	8,368	0	0.0%	9,336	0	0.0%
				対50%値	6,074	15	0.2%	6,179	15	0.2%	6,636	12	0.2%	8,368	17	0.2%	9,336	18	0.2%
				対10%値	6,074	1,009	16.6%	6,179	1,009	16.3%	6,636	1,013	15.3%	8,368	1,278	15.3%	9,336	1,403	15.0%
基-39	カルシウム、マグネシウム(硬度)	300mg/L	性状項目	対基準値	5,795	0	0.0%	5,915	0	0.0%	6,424	0	0.0%	7,879	0	0.0%	8,798	0	0.0%
				対50%値	5,795	70	1.2%	5,915	70	1.2%	6,424	58	0.9%	7,879	76	1.0%	8,798	77	0.9%
				対10%値	5,795	4,273	73.7%	5,915	4,273	72.2%	6,424	4,628	72.0%	7,879	5,429	68.9%	8,798	5,900	67.1%
基-40	蒸発残留物	500mg/L	性状項目	対基準値	5,806	0	0.0%	5,920	0	0.0%	6,390	3	0.0%	7,951	0	0.0%	8,946	0	0.0%
				対50%値	5,806	167	2.9%	5,920	167	2.8%	6,390	180	2.8%	7,951	224	2.8%	8,946	249	2.8%
				対10%値	5,806	5,422	93.4%	5,920	5,422	91.6%	6,390	5,923	92.7%	7,951	7,254	91.2%	8,946	8,030	89.8%
基-41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L	性状項目	対基準値	5,454	0	0.0%	5,564	0	0.0%	6,123	0	0.0%	7,428	0	0.0%	8,263	0	0.0%
				対50%値	5,454	0	0.0%	5,564	0	0.0%	6,123	1	0.0%	7,428	2	0.0%	8,263	2	0.0%
				対10%値	5,454	0	0.0%	5,564	0	0.0%	6,123	1	0.0%	7,428	4	0.1%	8,263	2	0.0%
基-42	ジェオスミン	0.00001mg/L	性状項目	対基準値	5,635	6	0.1%	5,735	6	0.1%	6,229	2	0.0%	7,676	5	0.1%	8,545	2	0.0%
				対50%値	5,635	62	1.1%	5,735	62	1.1%	6,229	47	0.8%	7,676	59	0.8%	8,545	58	0.7%
				対10%値	5,635	721	12.8%	5,735	721	12.6%	6,229	706	11.3%	7,676	755	9.8%	8,545	720	8.4%
基-43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L	性状項目	対基準値	5,635	1	0.0%	5,734	1	0.0%	6,230	0	0.0%	7,677	1	0.0%	8,544	5	0.1%
				対50%値	5,635	16	0.3%	5,734	16	0.3%	6,230	20	0.3%	7,677	19	0.2%	8,544	31	0.4%
				対10%値	5,635	311	5.5%	5,734	311	5.4%	6,230	329	5.3%	7,677	347	4.5%	8,544	382	4.5%

表 2-7　水道水質基準項目の水道水質データの整理結果(4/4)

番号	項目名	基準値※1 (mg/L)	区分	評価	H28			H29			H30 ※2			R01 ※3			R02		
					調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合
基-44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L	性状項目	対基準値	5,599	0	0.0%	5,639	0	0.0%	6,185	0	0.0%	7,505	0	0.0%	8,370	0	0.0%
				対50%値	5,599	2	0.0%	5,639	2	0.0%	6,185	3	0.0%	7,505	2	0.0%	8,370	0	0.0%
				対10%値	5,599	190	3.4%	5,639	190	3.4%	6,185	304	4.9%	7,505	318	4.2%	8,370	598	7.1%
基-45	フェノール類	0.005mg/L	性状項目	対基準値	5,431	0	0.0%	5,546	0	0.0%	6,103	0	0.0%	7,402	0	0.0%	8,261	0	0.0%
				対50%値	5,431	2	0.0%	5,546	2	0.0%	6,103	8	0.1%	7,402	10	0.1%	8,261	11	0.1%
				対10%値	5,431	3	0.1%	5,546	3	0.1%	6,103	9	0.1%	7,402	11	0.1%	8,261	12	0.1%
基-46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L	性状項目	対基準値	6,073	0	0.0%	6,181	0	0.0%	6,636	0	0.0%	8,368	2	0.0%	9,338	0	0.0%
				対50%値	6,073	95	1.6%	6,181	95	1.5%	6,636	82	1.2%	8,368	140	1.7%	9,338	150	1.6%
				対10%値	6,073	3,451	56.8%	6,181	3,451	55.8%	6,636	3,658	55.1%	8,368	4,531	54.1%	9,338	5,132	55.0%
基-47	pH値	5.8-8.6	性状項目	酸側超	6,074	5	0.1%	6,181	5	0.1%	6,636	2	0.0%	6,636	3	0.0%	9,339	3	0.0%
				アルカリ側超	6,074	5	0.1%	6,181	5	0.1%	6,636	2	0.0%	6,636	2	0.0%	9,339	5	0.1%
基-48	味	異常でない	性状項目	異常でない	6,071	1	0.0%	6,178	1	0.0%	6,637	1	0.0%	6,637	2	0.0%	9,338	0	0.0%
基-49	臭気	異常でない	性状項目	異常でない	6,074	9	0.1%	6,181	9	0.1%	6,636	12	0.2%	6,636	6	0.1%	9,339	6	0.1%
基-50	色度	5度	性状項目	対基準値	6,002	3	0.0%	6,181	3	0.0%	6,636	15	0.2%	6,636	7	0.1%	9,339	9	0.1%
				対50%値	6,002	100	1.7%	6,181	100	1.6%	6,636	120	1.8%	6,636	148	2.2%	9,339	211	2.3%
				対10%値	6,002	1,427	23.8%	6,181	1,427	23.1%	6,636	1,584	23.9%	6,636	2,203	33.2%	9,339	2,522	27.0%
基-51	濁度	2度	性状項目	対基準値	6,074	3	0.0%	6,181	3	0.0%	6,636	9	0.1%	6,636	3	0.0%	9,339	4	0.0%
				対50%値	6,074	27	0.4%	6,181	27	0.4%	6,636	42	0.6%	6,636	44	0.7%	9,339	68	0.7%
				対10%値	6,074	290	4.8%	6,181	290	4.7%	6,636	363	5.5%	6,636	525	7.9%	9,339	634	6.8%

表 2-8　水質管理目標設定項目の水道水質データの整理結果(1/2)

番号	項目名	目標値※1（mg/L）	区分	評価	H28 ※2			H29			H30 ※3			R01			R02		
					調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合
目-1	アンチモン及びその化合物	0.02mg/L	健康項目	対目標値	2,085	0	0.0%	2,432	0	0.0%	2,440	0	0.0%	2,456	0	0.0%	2,473	0	0.0%
				対50%値	2,085	0	0.0%	2,432	0	0.0%	2,440	0	0.0%	2,456	0	0.0%	2,473	1	0.0%
				対10%値	2,085	1	0.0%	2,432	3	0.1%	2,440	8	0.3%	2,456	2	0.1%	2,473	3	0.1%
目-2	ウラン及びその化合物	0.002mg/L	健康項目	対目標値	2,057	0	0.0%	2,402	1	0.0%	2,414	0	0.0%	2,432	0	0.0%	2,461	0	0.0%
				対50%値	2,057	3	0.1%	2,402	5	0.2%	2,414	3	0.1%	2,432	7	0.3%	2,461	3	0.1%
				対10%値	2,057	38	1.8%	2,402	38	1.6%	2,414	38	1.6%	2,432	45	1.9%	2,461	50	2.0%
目-3	ニッケル及びその化合物	0.02mg/L	健康項目	対目標値	2,339	0	0.0%	2,720	0	0.0%	2,717	0	0.0%	2,728	0	0.0%	2,739	0	0.0%
				対50%値	2,339	1	0.0%	2,720	1	0.0%	2,717	1	0.0%	2,728	0	0.0%	2,739	0	0.0%
				対10%値	2,339	19	0.8%	2,720	25	0.9%	2,717	26	1.0%	2,728	25	0.9%	2,739	22	0.8%
目-5	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L	健康項目	対目標値	2,019	0	0.0%	2,346	0	0.0%	2,355	0	0.0%	2,362	0	0.0%	2,371	0	0.0%
				対50%値	2,019	0	0.0%	2,346	1	0.0%	2,355	2	0.1%	2,362	8	0.3%	2,371	1	0.0%
				対10%値	2,019	0	0.0%	2,346	1	0.0%	2,355	2	0.1%	2,362	9	0.4%	2,371	1	0.0%
目-8	トルエン	0.4mg/L	健康項目	対目標値	2,069	0	0.0%	2,398	0	0.0%	2,406	0	0.0%	2,410	0	0.0%	2,418	0	0.0%
				対50%値	2,069	0	0.0%	2,398	0	0.0%	2,406	0	0.0%	2,410	0	0.0%	2,418	0	0.0%
				対10%値	2,069	0	0.0%	2,398	0	0.0%	2,406	0	0.0%	2,410	0	0.0%	2,418	0	0.0%
目-9	フタル酸ジ（2－エチルヘキシル）	0.08mg/L	健康項目	対目標値	1,806	0	0.0%	2,114	0	0.0%	2,129	0	0.0%	2,151	0	0.0%	2,174	0	0.0%
				対50%値	1,806	0	0.0%	2,114	0	0.0%	2,129	1	0.0%	2,151	0	0.0%	2,174	0	0.0%
				対10%値	1,806	10	0.6%	2,114	5	0.2%	2,129	2	0.1%	2,151	14	0.7%	2,174	6	0.3%
目-10	亜塩素酸	0.6mg/L	健康項目（消）	対目標値	1,144	0	0.0%	1,285	0	0.0%	1,253	0	0.0%	1,263	0	0.0%	1,258	0	0.0%
				対50%値	1,144	0	0.0%	1,285	1	0.1%	1,253	1	0.1%	1,263	0	0.0%	1,258	0	0.0%
				対10%値	1,144	0	0.0%	1,285	1	0.1%	1,253	1	0.1%	1,263	4	0.3%	1,258	1	0.1%
目-12	二酸化塩素	0.6mg/L	健康項目（消）	対目標値	568	0	0.0%	671	0	0.0%	644	0	0.0%	648	0	0.0%	637	0	0.0%
				対50%値	568	0	0.0%	671	0	0.0%	644	0	0.0%	648	0	0.0%	637	0	0.0%
				対10%値	568	0	0.0%	671	0	0.0%	644	0	0.0%	648	0	0.0%	637	0	0.0%
目-13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L	健康項目（消）	対目標値	2,590	0	0.0%	3,016	0	0.0%	3,068	0	0.0%	3,092	0	0.0%	3,106	0	0.0%
				対50%値	2,590	2	0.1%	3,016	7	0.2%	3,068	3	0.1%	3,092	5	0.2%	3,106	4	0.1%
				対10%値	2,590	330	12.7%	3,016	369	12.2%	3,068	335	10.9%	3,092	388	12.5%	3,106	303	9.8%
目-14	抱水クロラール	0.02mg/L	健康項目（消）	対目標値	2,593	0	0.0%	3,018	0	0.0%	3,066	0	0.0%	3,096	0	0.0%	3,108	1	0.0%
				対50%値	2,593	34	1.3%	3,018	32	1.1%	3,066	19	0.6%	3,096	30	1.0%	3,108	21	0.7%
				対10%値	2,593	711	27.4%	3,018	792	26.2%	3,066	815	26.6%	3,096	832	26.9%	3,108	770	24.8%
目-15	農薬類	検出値と目標値の比の和として、1以下	健康項目	対目標値	705	0	0.0%	840	0	0.0%	828	0	0.0%	873	0	0.0%	877	0	0.0%
				対50%値	705	3	0.4%	840	3	0.4%	828	4	0.5%	873	4	0.5%	877	3	0.3%
				対10%値	705	4	0.6%	840	4	0.5%	828	8	1.0%	873	5	0.6%	877	4	0.5%
目-16	残留塩素	1mg/L	性状項目	対目標値	6,480	47	0.7%	8,217	72	0.9%	8,498	61	0.7%	8,668	77	0.9%	9,092	68	0.7%
				対50%値	6,480	1,769	27.3%	8,217	2,309	28.1%	8,498	2,271	26.7%	8,668	2,301	26.5%	9,092	2,446	26.9%
				対10%値	6,480	6,379	98.4%	8,217	8,097	98.5%	8,498	8,360	98.4%	8,668	8,556	98.7%	9,092	8,975	98.7%

表 2-8　水質管理目標設定項目の水道水質データの整理結果(2/2)

番号	項目名	目標値※1（mg/L）	区分	評価	H28 ※2			H29			H30 ※3			R01			R02		
					調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合
目-17	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	10-100mg/L	性状項目	<10	6,424	46	0.7%	7,879	189	2.4%	8,225	226	2.7%	8,427	242	2.9%	8,798	473	5.4%
				> 100	6,424	364	5.7%	7,879	484	6.1%	8,225	503	6.1%	8,427	492	5.8%	8,798	96	1.1%
目-18	マンガン	0.01mg/L	性状項目	対目標値	6,371	53	0.8%	7,687	2	0.0%	7,995	61	0.8%	8,275	58	0.7%	8,522	64	0.8%
				対50%値	6,371	128	2.0%	7,687	14	0.2%	7,995	130	1.6%	8,275	151	1.8%	8,522	147	1.7%
				対10%値	6,371	462	7.3%	7,687	129	1.7%	7,995	628	7.9%	8,275	757	9.1%	8,522	801	9.4%
目-19	遊離炭酸	20mg/L	性状項目	対目標値	2,297	93	4.0%	2,623	93	3.5%	2,657	96	3.6%	2,677	1,405	52.5%	2,701	1,395	51.6%
				対50%値	2,297	304	13.2%	2,623	381	14.5%	2,657	385	14.5%	2,677	2,155	80.5%	2,701	2,105	77.9%
				対10%値	2,297	1,708	74.4%	2,623	2,007	76.5%	2,657	1,983	74.6%	2,677	1,736	64.8%	2,701	1,719	63.6%
目-20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L	性状項目	対目標値	2,096	0	0.0%	2,465	0	0.0%	2,469	0	0.0%	2,484	0	0.0%	2,494	0	0.0%
				対50%値	2,096	0	0.0%	2,465	0	0.0%	2,469	0	0.0%	2,484	0	0.0%	2,494	1	0.0%
				対10%値	2,096	0	0.0%	2,465	0	0.0%	2,469	0	0.0%	2,484	0	0.0%	2,494	1	0.0%
目-21	メチルーtーブチルエーテル（MTBE）	0.02mg/L	性状項目	対目標値	1,965	0	0.0%	2,297	0	0.0%	2,348	0	0.0%	2,358	0	0.0%	2,375	0	0.0%
				対50%値	1,965	0	0.0%	2,297	0	0.0%	2,348	1	0.0%	2,358	1	0.0%	2,375	1	0.0%
				対10%値	1,965	0	0.0%	2,297	0	0.0%	2,348	1	0.0%	2,358	1	0.0%	2,375	1	0.0%
目-22	有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	3mg/L	性状項目	対目標値	1,644	27	1.6%	1,903	30	1.6%	1,834	29	1.6%	1,824	40	2.2%	1,832	28	1.5%
				対50%値	1,644	319	19.4%	1,903	408	21.4%	1,834	402	21.9%	1,824	426	23.4%	1,832	395	21.6%
				対10%値	1,644	1,297	78.9%	1,903	1,531	80.5%	1,834	1,473	80.3%	1,824	1,465	80.3%	1,832	1,490	81.3%
目-23	臭気強度（TON）	3 TON	性状項目	対目標値	2,111	37	1.8%	2,418	36	1.5%	2,358	34	1.4%	2,356	11	0.5%	2,351	6	0.3%
				対50%値	2,111	140	6.6%	2,418	169	7.0%	2,358	138	5.9%	2,356	98	4.2%	2,351	92	3.9%
				対10%値	2,111	454	21.5%	2,418	474	19.6%	2,358	472	20.0%	2,356	491	20.8%	2,351	405	17.2%
目-24	蒸発残留物	30-200mg/L	性状項目	<30	6,389	51	0.8%	7,951	88	1.1%	8,343	76	0.9%	8,511	66	0.8%	8,946	94	1.1%
				> 200	6,389	564	8.8%	7,951	677	8.5%	8,343	681	8.2%	8,511	729	8.6%	8,946	737	8.2%
目-25	濁度	1度	性状項目	対目標値	6,636	42	0.6%	6,636	3	0.0%	8,668	58	0.7%	8,813	68	0.8%	9,339	68	0.7%
				対50%値	6,636	124	1.9%	6,636	44	0.7%	8,668	208	2.4%	8,813	191	2.2%	9,339	217	2.3%
				対10%値	6,636	771	11.6%	6,636	525	7.9%	8,668	1,089	12.6%	8,813	1,119	12.7%	9,339	1,290	13.8%
目-26	pH値	7.5程度	性状項目	7.3以下	6,636	4,568	68.8%	6,636	5,992	90.3%	8,667	3,094	35.7%	8,813	3,091	35.1%	9,339	6,605	70.7%
				7.7以上	6,636	2,286	34.4%	6,636	2,783	41.9%	8,667	2,838	32.7%	8,813	2,998	34.0%	9,339	3,172	34.0%
目-27	腐食性（ランゲリア指数）	-1程度以上とし、極力0に近づける	性状項目	<-1	2,290	688	30.0%	3,222	1,785	55.4%	2,644	1,777	67.2%	2,668	1,943	72.8%	2,662	1,799	67.6%
				>0	2,290	9	0.4%	3,222	59	1.8%	2,644	72	2.7%	2,668	79	3.0%	2,662	93	3.5%
目-28	従属栄養細菌	1mLの検水で形成される集落数が2,000以下	性状項目	対目標値	2,559	1	0.0%	2,894	3	0.1%	2,932	4	0.1%	2,960	2	0.1%	2,990	1	0.0%
				対50%値	2,559	4	0.2%	2,894	8	0.3%	2,932	8	0.3%	2,960	5	0.2%	2,990	5	0.2%
				対10%値	2,559	46	1.8%	2,894	37	1.3%	2,932	42	1.4%	2,960	55	1.9%	2,990	55	1.8%
目-29	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L	性状項目	対目標値	2,123	0	0.0%	2,475	0	0.0%	2,472	0	0.0%	2,474	0	0.0%	2,476	0	0.0%
				対50%値	2,123	0	0.0%	2,475	0	0.0%	2,472	0	0.0%	2,474	0	0.0%	2,476	0	0.0%
				対10%値	2,123	0	0.0%	2,475	0	0.0%	2,472	0	0.0%	2,474	0	0.0%	2,476	1	0.0%
目-30	アルミニウム	0.1mg/L	性状項目	対目標値	6,452	118	1.8%	7,823	14	0.2%	8,104	146	1.8%	8,408	144	1.7%	8,663	14	0.2%
				対50%値	6,452	515	8.0%	7,823	167	2.1%	8,104	608	7.5%	8,408	634	7.5%	8,663	146	1.7%
				対10%値	6,452	2,335	36.2%	7,823	1,794	22.9%	8,104	2,819	34.8%	8,408	2,966	35.3%	8,663	1,966	22.7%
目-31	PFOS及びPFOA	0.00005mg/L	健康項目	対目標値													589	5	0.8%
				対50%値													589	13	2.2%
				対10%値													589	162	27.5%

表 2-9　農薬類（対象農薬リスト掲載農薬類）の水道水質データの整理結果 (1/13)

群	番号	項目名	目標値※1（mg/L）	評価	H28			H29 ※2			H30 ※3			R01 ※4			R02 ※4		
					調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合
対	1	1,3-ジクロロプロペン(D-D)	0.05	対目標値超	615	0	0.0%	572	0	0.0%	653	0	0.0%	651	0	0.0%	727	0	0.0%
				対50%値超	615	0	0.0%	572	0	0.0%	653	0	0.0%	651	0	0.0%	727	0	0.0%
				対10%値超	615	0	0.0%	572	0	0.0%	653	0	0.0%	651	0	0.0%	727	0	0.0%
				対 1%値超	615	1	0.2%	572	0	0.0%	653	0	0.0%	651	0	0.0%	727	0	0.0%
対	2	ダラポン	0.08	対目標値超	430	0	0.0%	411	0	0.0%	480	0	0.0%	458	0	0.0%	459	0	0.0%
				対50%値超	430	0	0.0%	411	0	0.0%	480	0	0.0%	458	0	0.0%	459	0	0.0%
				対10%値超	430	0	0.0%	411	0	0.0%	480	0	0.0%	458	0	0.0%	459	0	0.0%
				対 1%値超	430	10	2.3%	411	0	0.0%	480	2	0.4%	458	3	0.7%	459	0	0.0%
対	3	2,4-ジクロロフェノキシ酢酸(2,4-D)	0.03	対目標値超	553	0	0.0%	535	0	0.0%	620	0	0.0%	599	0	0.0%	610	0	0.0%
				対50%値超	553	0	0.0%	535	0	0.0%	620	0	0.0%	599	0	0.0%	610	0	0.0%
				対10%値超	553	0	0.0%	535	0	0.0%	620	0	0.0%	599	0	0.0%	610	0	0.0%
				対 1%値超	553	0	0.0%	535	0	0.0%	620	0	0.0%	599	1	0.2%	610	0	0.0%
対	4	EPN	0.004	対目標値超	610	0	0.0%	565	0	0.0%	672	0	0.0%	691	0	0.0%	721	0	0.0%
				対50%値超	610	0	0.0%	565	0	0.0%	672	0	0.0%	691	0	0.0%	721	0	0.0%
				対10%値超	610	0	0.0%	565	0	0.0%	672	0	0.0%	691	0	0.0%	721	0	0.0%
				対 1%値超	610	16	2.6%	565	0	0.0%	672	2	0.3%	691	2	0.3%	721	0	0.0%
対	5	MCPA	0.005	対目標値超	404	0	0.0%	423	0	0.0%	524	0	0.0%	507	0	0.0%	546	0	0.0%
				対50%値超	404	0	0.0%	423	0	0.0%	524	0	0.0%	507	0	0.0%	546	0	0.0%
				対10%値超	404	0	0.0%	423	0	0.0%	524	0	0.0%	507	0	0.0%	546	0	0.0%
				対 1%値超	404	11	2.7%	423	0	0.0%	524	12	2.3%	507	2	0.4%	546	0	0.0%
対	6	アシュラム	0.9	対目標値超	538	0	0.0%	494	0	0.0%	597	0	0.0%	614	0	0.0%	581	0	0.0%
				対50%値超	538	0	0.0%	494	0	0.0%	597	0	0.0%	614	0	0.0%	581	0	0.0%
				対10%値超	538	0	0.0%	494	0	0.0%	597	0	0.0%	614	0	0.0%	581	0	0.0%
				対 1%値超	538	0	0.0%	494	0	0.0%	597	3	0.5%	614	0	0.0%	581	0	0.0%
対	7	アセフェート	0.006	対目標値超	578	0	0.0%	547	0	0.0%	638	0	0.0%	637	0	0.0%	645	0	0.0%
				対50%値超	578	0	0.0%	547	0	0.0%	638	0	0.0%	637	0	0.0%	645	0	0.0%
				対10%値超	578	16	2.8%	547	1	0.2%	638	2	0.3%	637	4	0.6%	645	15	2.3%
				対 1%値超	578	17	2.9%	547	1	0.2%	638	3	0.5%	637	9	1.4%	645	15	2.3%
対	8	アトラジン	0.01	対目標値超	571	0	0.0%	541	0	0.0%	638	0	0.0%	654	0	0.0%	726	0	0.0%
				対50%値超	571	0	0.0%	541	0	0.0%	638	0	0.0%	654	0	0.0%	726	0	0.0%
				対10%値超	571	0	0.0%	541	0	0.0%	638	0	0.0%	654	0	0.0%	726	0	0.0%
				対 1%値超	571	0	0.0%	541	0	0.0%	638	0	0.0%	654	0	0.0%	726	0	0.0%
対	9	アニロホス	0.003	対目標値超	506	0	0.0%	477	0	0.0%	567	0	0.0%	589	0	0.0%	629	0	0.0%
				対50%値超	506	0	0.0%	477	0	0.0%	567	0	0.0%	589	0	0.0%	629	0	0.0%
				対10%値超	506	0	0.0%	477	0	0.0%	567	0	0.0%	589	0	0.0%	629	0	0.0%
				対 1%値超	506	11	2.2%	477	3	0.6%	567	4	0.7%	589	3	0.5%	629	0	0.0%
対	10	アミトラズ	0.006	対目標値超	359	0	0.0%	358	0	0.0%	452	0	0.0%	441	0	0.0%	471	0	0.0%
				対50%値超	359	0	0.0%	358	0	0.0%	452	0	0.0%	441	0	0.0%	471	0	0.0%
				対10%値超	359	0	0.0%	358	0	0.0%	452	0	0.0%	441	0	0.0%	471	0	0.0%
				対 1%値超	359	10	2.8%	358	0	0.0%	452	1	0.2%	441	5	1.1%	471	0	0.0%

表 2-9　農薬類（対象農薬リスト掲載農薬類）の水道水質データの整理結果 (2/13)

群	番号	項目名	目標値※1（mg/L）	評価	H28			H29 ※2			H30 ※3			R01 ※4			R02 ※4		
					調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合
対	11	アラクロール	0.03	対目標値超	577	0	0.0%	541	0	0.0%	638	0	0.0%	656	0	0.0%	743	0	0.0%
				対50%値超	577	0	0.0%	541	0	0.0%	638	0	0.0%	656	0	0.0%	743	0	0.0%
				対10%値超	577	0	0.0%	541	0	0.0%	638	0	0.0%	656	0	0.0%	743	0	0.0%
				対 1%値超	577	0	0.0%	541	0	0.0%	638	1	0.2%	656	0	0.0%	743	0	0.0%
対	12	イソキサチオン	0.008	対目標値超	630	0	0.0%	582	0	0.0%	694	0	0.0%	730	0	0.0%	778	0	0.0%
				対50%値超	630	0	0.0%	582	0	0.0%	694	0	0.0%	730	0	0.0%	778	0	0.0%
				対10%値超	630	0	0.0%	582	0	0.0%	694	0	0.0%	730	0	0.0%	778	0	0.0%
				対 1%値超	630	1	0.2%	582	0	0.0%	694	0	0.0%	730	1	0.1%	778	0	0.0%
対	13	イソフェンホス	0.001	対目標値超	537	0	0.0%	508	0	0.0%	628	0	0.0%	652	0	0.0%	625	0	0.0%
				対50%値超	537	0	0.0%	508	0	0.0%	628	0	0.0%	652	0	0.0%	625	0	0.0%
				対10%値超	537	0	0.0%	508	0	0.0%	628	0	0.0%	652	0	0.0%	625	0	0.0%
				対 1%値超	537	13	2.4%	508	3	0.6%	628	5	0.8%	652	4	0.6%	625	0	0.0%
対	14	イソプロカルブ(MIPC)	0.01	対目標値超	561	0	0.0%	532	0	0.0%	606	0	0.0%	612	0	0.0%	647	0	0.0%
				対50%値超	561	0	0.0%	532	0	0.0%	606	0	0.0%	612	0	0.0%	647	0	0.0%
				対10%値超	561	0	0.0%	532	0	0.0%	606	0	0.0%	612	0	0.0%	647	0	0.0%
				対 1%値超	561	0	0.0%	532	0	0.0%	606	0	0.0%	612	0	0.0%	647	0	0.0%
対	15	イソプロチオラン(IPT)	0.3	対目標値超	635	0	0.0%	584	0	0.0%	687	0	0.0%	713	0	0.0%	725	0	0.0%
				対50%値超	635	0	0.0%	584	0	0.0%	687	0	0.0%	713	0	0.0%	725	0	0.0%
				対10%値超	635	0	0.0%	584	0	0.0%	687	0	0.0%	713	0	0.0%	725	0	0.0%
				対 1%値超	635	0	0.0%	584	0	0.0%	687	0	0.0%	713	0	0.0%	725	0	0.0%
対	16	イプロベンホス(IBP)	0.09	対目標値超	600	0	0.0%	562	0	0.0%	654	0	0.0%	682	0	0.0%	696	0	0.0%
				対50%値超	600	0	0.0%	562	0	0.0%	654	0	0.0%	682	0	0.0%	696	0	0.0%
				対10%値超	600	0	0.0%	562	0	0.0%	654	0	0.0%	682	0	0.0%	696	0	0.0%
				対 1%値超	600	0	0.0%	562	0	0.0%	654	0	0.0%	682	0	0.0%	696	0	0.0%
対	17	イミノクタジン酢酸塩	0.006	対目標値超	403	0	0.0%	381	0	0.0%	430	0	0.0%	423	0	0.0%	477	0	0.0%
				対50%値超	403	0	0.0%	381	3	0.8%	430	4	0.9%	423	1	0.2%	477	0	0.0%
				対10%値超	403	0	0.0%	381	3	0.8%	430	4	0.9%	423	1	0.2%	477	0	0.0%
				対 1%値超	403	1	0.2%	381	3	0.8%	430	4	0.9%	423	1	0.2%	477	0	0.0%
対	18	インダノファン	0.009	対目標値超	485	0	0.0%	487	0	0.0%	585	0	0.0%	576	0	0.0%	581	0	0.0%
				対50%値超	485	0	0.0%	487	0	0.0%	585	0	0.0%	576	0	0.0%	581	0	0.0%
				対10%値超	485	0	0.0%	487	0	0.0%	585	0	0.0%	576	0	0.0%	581	0	0.0%
				対 1%値超	485	1	0.2%	487	0	0.0%	585	0	0.0%	576	3	0.5%	581	0	0.0%
対	19	エスプロカルブ	0.03	対目標値超	573	0	0.0%	539	0	0.0%	639	0	0.0%	665	0	0.0%	715	0	0.0%
				対50%値超	573	0	0.0%	539	0	0.0%	639	0	0.0%	665	0	0.0%	715	0	0.0%
				対10%値超	573	0	0.0%	539	0	0.0%	639	0	0.0%	665	0	0.0%	715	0	0.0%
				対 1%値超	573	0	0.0%	539	0	0.0%	639	0	0.0%	665	0	0.0%	715	0	0.0%
対		エディフェンホス(ｴｼﾞﾌｪﾝﾎｽ, EDDP)	0.006	対目標値超	528	0	0.0%	505	0	0.0%	586	0	0.0%	616	0	0.0%			
				対50%値超	528	0	0.0%	505	0	0.0%	586	0	0.0%	616	0	0.0%			
				対10%値超	528	0	0.0%	505	0	0.0%	586	0	0.0%	616	0	0.0%			
				対 1%値超	528	0	0.0%	505	0	0.0%	586	0	0.0%	616	0	0.0%			

表 2-9　農薬類（対象農薬リスト掲載農薬類）の水道水質データの整理結果 (3/13)

群	番号	項目名	目標値※1（mg/L）	評価	H28			H29 ※2			H30 ※3			R01 ※4			R02 ※4		
					調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合
対	20	エトフェンプロックス	0.08	対目標値超	660	0	0.0%	626	0	0.0%	732	0	0.0%	739	0	0.0%	817	0	0.0%
				対50%値超	660	0	0.0%	626	0	0.0%	732	0	0.0%	739	0	0.0%	817	0	0.0%
				対10%値超	660	0	0.0%	626	0	0.0%	732	0	0.0%	739	0	0.0%	817	0	0.0%
				対 1%値超	660	0	0.0%	626	0	0.0%	732	3	0.4%	739	0	0.0%	817	0	0.0%
対		エトリジアゾール(エクロメゾール)	0.004	対目標値超	527	0	0.0%	491	0	0.0%	585	0	0.0%	618	0	0.0%			
				対50%値超	527	0	0.0%	491	0	0.0%	585	0	0.0%	618	0	0.0%			
				対10%値超	527	0	0.0%	491	0	0.0%	585	0	0.0%	618	0	0.0%			
				対 1%値超	527	0	0.0%	491	0	0.0%	585	0	0.0%	618	0	0.0%			
対	21	ｴﾝﾄﾞｽﾙﾌｧﾝ(ﾍﾞﾝｿﾞｴﾋﾟﾝ,ｴﾝﾄﾞｽﾙﾌｪｰﾄ)	0.01	対目標値超	457	0	0.0%	442	0	0.0%	532	0	0.0%	556	0	0.0%	536	0	0.0%
				対50%値超	457	0	0.0%	442	0	0.0%	532	0	0.0%	556	0	0.0%	536	0	0.0%
				対10%値超	457	0	0.0%	442	0	0.0%	532	0	0.0%	556	0	0.0%	536	0	0.0%
				対 1%値超	457	0	0.0%	442	0	0.0%	532	0	0.0%	556	0	0.0%	536	0	0.0%
対	22	オキサジクロメホン	0.02	対目標値超	444	0	0.0%	463	0	0.0%	550	0	0.0%	557	0	0.0%	561	0	0.0%
				対50%値超	444	0	0.0%	463	0	0.0%	550	0	0.0%	557	0	0.0%	561	0	0.0%
				対10%値超	444	0	0.0%	463	0	0.0%	550	0	0.0%	557	0	0.0%	561	0	0.0%
				対 1%値超	444	0	0.0%	463	0	0.0%	550	0	0.0%	557	0	0.0%	561	0	0.0%
対	23	オキシン銅	0.03	対目標値超	513	0	0.0%	484	0	0.0%	556	0	0.0%	548	0	0.0%	572	0	0.0%
				対50%値超	513	0	0.0%	484	0	0.0%	556	0	0.0%	548	0	0.0%	572	0	0.0%
				対10%値超	513	0	0.0%	484	0	0.0%	556	0	0.0%	548	0	0.0%	572	0	0.0%
				対 1%値超	513	1	0.2%	484	3	0.6%	556	3	0.5%	548	3	0.5%	572	0	0.0%
対	24	オリサストロビン	0.1	対目標値超	400	0	0.0%	395	0	0.0%	493	0	0.0%	510	0	0.0%	482	0	0.0%
				対50%値超	400	0	0.0%	395	0	0.0%	493	0	0.0%	510	0	0.0%	482	0	0.0%
				対10%値超	400	0	0.0%	395	0	0.0%	493	0	0.0%	510	0	0.0%	482	0	0.0%
				対 1%値超	400	0	0.0%	395	0	0.0%	493	0	0.0%	510	0	0.0%	482	0	0.0%
対	25	カズサホス	0.0006	対目標値超	413	0	0.0%	420	0	0.0%	518	0	0.0%	503	0	0.0%	531	0	0.0%
				対50%値超	413	0	0.0%	420	0	0.0%	518	0	0.0%	503	0	0.0%	531	0	0.0%
				対10%値超	413	0	0.0%	420	0	0.0%	518	0	0.0%	503	0	0.0%	531	0	0.0%
				対 1%値超	413	2	0.5%	420	1	0.2%	518	1	0.2%	503	1	0.2%	531	0	0.0%
対	26	カフェンストロール	0.008	対目標値超	640	0	0.0%	607	0	0.0%	721	0	0.0%	736	0	0.0%	786	0	0.0%
				対50%値超	640	0	0.0%	607	0	0.0%	721	0	0.0%	736	0	0.0%	786	0	0.0%
				対10%値超	640	0	0.0%	607	0	0.0%	721	0	0.0%	736	0	0.0%	786	0	0.0%
				対 1%値超	640	0	0.0%	607	1	0.2%	721	0	0.0%	736	0	0.0%	786	0	0.0%
対	27	カルタップ	0.3	対目標値超	248	0	0.0%	347	0	0.0%	424	0	0.0%	438	0	0.0%	500	0	0.0%
				対50%値超	248	0	0.0%	347	0	0.0%	424	0	0.0%	438	0	0.0%	500	0	0.0%
				対10%値超	248	0	0.0%	347	0	0.0%	424	0	0.0%	438	0	0.0%	500	0	0.0%
				対 1%値超	248	0	0.0%	347	0	0.0%	424	0	0.0%	438	12	2.7%	500	0	0.0%
対	28	カルバリル(NAC)	0.05	対目標値超	518	0	0.0%	479	0	0.0%	540	0	0.0%	542	0	0.0%	588	0	0.0%
				対50%値超	518	0	0.0%	479	0	0.0%	540	0	0.0%	542	0	0.0%	588	0	0.0%
				対10%値超	518	0	0.0%	479	0	0.0%	540	0	0.0%	542	0	0.0%	588	0	0.0%
				対 1%値超	518	0	0.0%	479	0	0.0%	540	7	1.3%	542	0	0.0%	588	0	0.0%

表 2-9　農薬類（対象農薬リスト掲載農薬類）の水道水質データの整理結果 (4/13)

群	番号	項目名	目標値※1（mg/L）	評価	H28			H29 ※2			H30 ※3			R01 ※4			R02 ※4		
					調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合
対		カルプロパミド	0.04	対目標値超	466	0	0.0%	439	0	0.0%	517	0	0.0%	505	0	0.0%			
				対50%値超	466	0	0.0%	439	0	0.0%	517	0	0.0%	505	0	0.0%			
				対10%値超	466	0	0.0%	439	0	0.0%	517	0	0.0%	505	0	0.0%			
				対 1%値超	466	0	0.0%	439	0	0.0%	517	0	0.0%	505	0	0.0%			
対	29	カルボフラン(カルボスルファン代謝物)	0.005	対目標値超	504	0	0.0%	462	0	0.0%	546	0	0.0%	532	0	0.0%	544	0	0.0%
				対50%値超	504	0	0.0%	462	0	0.0%	546	0	0.0%	532	0	0.0%	544	0	0.0%
				対10%値超	504	0	0.0%	462	0	0.0%	546	0	0.0%	532	0	0.0%	544	28	5.1%
				対 1%値超	504	0	0.0%	462	0	0.0%	546	0	0.0%	532	0	0.0%	544	28	5.1%
対	30	キノクラミン（ACN）	0.005	対目標値超	401	0	0.0%	408	0	0.0%	500	0	0.0%	497	0	0.0%	498	0	0.0%
				対50%値超	401	0	0.0%	408	0	0.0%	500	0	0.0%	497	0	0.0%	498	0	0.0%
				対10%値超	401	0	0.0%	408	0	0.0%	500	0	0.0%	497	0	0.0%	498	0	0.0%
				対 1%値超	401	0	0.0%	408	0	0.0%	500	0	0.0%	497	2	0.4%	498	0	0.0%
対	31	キャプタン	0.3	対目標値超	567	0	0.0%	524	0	0.0%	625	0	0.0%	655	0	0.0%	687	0	0.0%
				対50%値超	567	0	0.0%	524	0	0.0%	625	0	0.0%	655	0	0.0%	687	0	0.0%
				対10%値超	567	0	0.0%	524	0	0.0%	625	0	0.0%	655	0	0.0%	687	0	0.0%
				対 1%値超	567	0	0.0%	524	0	0.0%	625	0	0.0%	655	0	0.0%	687	0	0.0%
対	32	クミルロン	0.03	対目標値超	474	0	0.0%	475	0	0.0%	578	0	0.0%	567	0	0.0%	578	0	0.0%
				対50%値超	474	0	0.0%	475	0	0.0%	578	0	0.0%	567	0	0.0%	578	0	0.0%
				対10%値超	474	0	0.0%	475	0	0.0%	578	0	0.0%	567	0	0.0%	578	0	0.0%
				対 1%値超	474	0	0.0%	475	0	0.0%	578	0	0.0%	567	0	0.0%	578	0	0.0%
対	33	グリホサート	2	対目標値超	466	0	0.0%	458	0	0.0%	519	0	0.0%	525	0	0.0%	607	0	0.0%
				対50%値超	466	0	0.0%	458	0	0.0%	519	0	0.0%	525	0	0.0%	607	0	0.0%
				対10%値超	466	0	0.0%	458	0	0.0%	519	0	0.0%	525	0	0.0%	607	0	0.0%
				対 1%値超	466	0	0.0%	458	0	0.0%	519	0	0.0%	525	0	0.0%	607	0	0.0%
対	34	グルホシネート	0.02	対目標値超	228	0	0.0%	281	0	0.0%	341	0	0.0%	400	0	0.0%	489	0	0.0%
				対50%値超	228	0	0.0%	281	0	0.0%	341	0	0.0%	400	0	0.0%	489	0	0.0%
				対10%値超	228	0	0.0%	281	0	0.0%	341	0	0.0%	400	0	0.0%	489	0	0.0%
				対 1%値超	228	0	0.0%	281	0	0.0%	341	0	0.0%	400	0	0.0%	489	0	0.0%
対	35	クロメプロップ	0.02	対目標値超	428	0	0.0%	442	0	0.0%	533	0	0.0%	521	0	0.0%	519	0	0.0%
				対50%値超	428	0	0.0%	442	0	0.0%	533	0	0.0%	521	0	0.0%	519	0	0.0%
				対10%値超	428	0	0.0%	442	0	0.0%	533	0	0.0%	521	0	0.0%	519	0	0.0%
				対 1%値超	428	0	0.0%	442	0	0.0%	533	0	0.0%	521	0	0.0%	519	0	0.0%
対	36	クロルニトロフェン(CNP)	0.0001	対目標値超	493	0	0.0%	454	0	0.0%	525	0	0.0%	549	0	0.0%	528	0	0.0%
				対50%値超	493	0	0.0%	454	3	0.7%	525	5	1.0%	549	6	1.1%	528	11	2.1%
				対10%値超	493	0	0.0%	454	3	0.7%	525	5	1.0%	549	6	1.1%	528	11	2.1%
				対 1%値超	493	0	0.0%	454	7	1.5%	525	5	1.0%	549	6	1.1%	528	11	2.1%
対	37	クロルピリホス	0.003	対目標値超	609	0	0.0%	566	0	0.0%	685	0	0.0%	721	0	0.0%	726	0	0.0%
				対50%値超	609	0	0.0%	566	0	0.0%	685	0	0.0%	721	0	0.0%	726	0	0.0%
				対10%値超	609	0	0.0%	566	0	0.0%	685	0	0.0%	721	0	0.0%	726	0	0.0%
				対 1%値超	609	12	2.0%	566	0	0.0%	685	3	0.4%	721	4	0.6%	726	0	0.0%

表 2-9　農薬類（対象農薬リスト掲載農薬類）の水道水質データの整理結果 (5/13)

群	番号	項目名	目標値※1（mg/L）	評価	H28			H29 ※2			H30 ※3			R01 ※4			R02 ※4		
					調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合
対	38	クロロタロニル(TPN)	0.05	対目標値超	669	0	0.0%	615	0	0.0%	706	0	0.0%	741	0	0.0%	790	0	0.0%
				対50%値超	669	0	0.0%	615	0	0.0%	706	0	0.0%	741	0	0.0%	790	0	0.0%
				対10%値超	669	0	0.0%	615	0	0.0%	706	0	0.0%	741	0	0.0%	790	0	0.0%
				対 1%値超	669	0	0.0%	615	0	0.0%	706	0	0.0%	741	0	0.0%	790	0	0.0%
対	39	シアナジン	0.004	対目標値超	485	0	0.0%	484	0	0.0%	598	0	0.0%	583	0	0.0%	599	0	0.0%
				対50%値超	485	0	0.0%	484	0	0.0%	598	0	0.0%	583	0	0.0%	599	0	0.0%
				対10%値超	485	0	0.0%	484	0	0.0%	598	0	0.0%	583	0	0.0%	599	0	0.0%
				対 1%値超	485	0	0.0%	484	0	0.0%	598	0	0.0%	583	2	0.3%	599	0	0.0%
対	40	シアノホス（CYAP）	0.003	対目標値超	417	0	0.0%	421	0	0.0%	527	0	0.0%	528	0	0.0%	544	0	0.0%
				対50%値超	417	0	0.0%	421	0	0.0%	527	0	0.0%	528	0	0.0%	544	0	0.0%
				対10%値超	417	0	0.0%	421	0	0.0%	527	0	0.0%	528	0	0.0%	544	0	0.0%
				対 1%値超	417	0	0.0%	421	0	0.0%	527	0	0.0%	528	0	0.0%	544	0	0.0%
対	41	ジウロン(DCMU)	0.02	対目標値超	534	0	0.0%	511	0	0.0%	598	0	0.0%	576	0	0.0%	602	0	0.0%
				対50%値超	534	0	0.0%	511	0	0.0%	598	0	0.0%	576	0	0.0%	602	0	0.0%
				対10%値超	534	0	0.0%	511	0	0.0%	598	0	0.0%	576	0	0.0%	602	0	0.0%
				対 1%値超	534	0	0.0%	511	0	0.0%	598	0	0.0%	576	0	0.0%	602	0	0.0%
対	42	ジクロベニル(DBN)	0.03	対目標値超	588	0	0.0%	540	0	0.0%	650	0	0.0%	670	0	0.0%	782	0	0.0%
				対50%値超	588	0	0.0%	540	0	0.0%	650	0	0.0%	670	0	0.0%	782	0	0.0%
				対10%値超	588	0	0.0%	540	0	0.0%	650	0	0.0%	670	0	0.0%	782	0	0.0%
				対 1%値超	588	0	0.0%	540	0	0.0%	650	1	0.2%	670	0	0.0%	782	0	0.0%
対	43	ジクロルボス(DDVP)	0.008	対目標値超	556	0	0.0%	511	0	0.0%	611	0	0.0%	639	0	0.0%	653	0	0.0%
				対50%値超	556	0	0.0%	511	0	0.0%	611	0	0.0%	639	0	0.0%	653	0	0.0%
				対10%値超	556	0	0.0%	511	0	0.0%	611	0	0.0%	639	0	0.0%	653	0	0.0%
				対 1%値超	556	0	0.0%	511	0	0.0%	611	1	0.2%	639	0	0.0%	653	0	0.0%
対	44	ジクワット	0.005	対目標値超	436	0	0.0%	432	0	0.0%	489	0	0.0%	495	0	0.0%	547	0	0.0%
				対50%値超	436	0	0.0%	432	0	0.0%	489	0	0.0%	495	0	0.0%	547	0	0.0%
				対10%値超	436	22	5.0%	432	3	0.7%	489	7	1.4%	495	0	0.0%	547	0	0.0%
				対 1%値超	436	23	5.3%	432	3	0.7%	489	7	1.4%	495	1	0.2%	547	0	0.0%
対	45	エチルチオメトン	0.004	対目標値超	578	0	0.0%	533	0	0.0%	637	0	0.0%	618	0	0.0%	681	0	0.0%
				対50%値超	578	0	0.0%	533	0	0.0%	637	0	0.0%	618	0	0.0%	681	0	0.0%
				対10%値超	578	0	0.0%	533	0	0.0%	637	0	0.0%	618	0	0.0%	681	0	0.0%
				対 1%値超	578	0	0.0%	533	0	0.0%	637	3	0.5%	618	0	0.0%	681	0	0.0%
対		ジチアノン	0.03	対目標値超	175	0	0.0%	173	0	0.0%	253	0	0.0%						
				対50%値超	175	0	0.0%	173	0	0.0%	253	0	0.0%						
				対10%値超	175	1	0.6%	173	0	0.0%	253	0	0.0%						
				対 1%値超	175	1	0.6%	173	4	2.3%	253	2	0.8%						
対	46	ジチオカルバメート系農薬	0.005	対目標値超	179	0	0.0%	243	0	0.0%	316	0	0.0%	316	0	0.0%	401	0	0.0%
				対50%値超	179	0	0.0%	243	0	0.0%	316	3	0.9%	316	0	0.0%	401	0	0.0%
				対10%値超	179	0	0.0%	243	0	0.0%	316	3	0.9%	316	0	0.0%	401	1	0.2%
				対 1%値超	179	1	0.6%	243	3	1.2%	316	7	2.2%	316	1	0.3%	401	1	0.2%

表 2-9　農薬類（対象農薬リスト掲載農薬類）の水道水質データの整理結果 (6/13)

群	番号	項目名	目標値※1 (mg/L)	評価	H28			H29 ※2			H30 ※3			R01 ※4			R02 ※4		
					調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合
対	47	ジチオピル	0.009	対目標値超	533	0	0.0%	507	0	0.0%	600	0	0.0%	629	0	0.0%	624	0	0.0%
				対50%値超	533	0	0.0%	507	0	0.0%	600	0	0.0%	629	0	0.0%	624	0	0.0%
				対10%値超	533	0	0.0%	507	0	0.0%	600	0	0.0%	629	0	0.0%	624	0	0.0%
				対 1%値超	533	0	0.0%	507	0	0.0%	600	0	0.0%	629	0	0.0%	624	0	0.0%
対	48	シハロホップブチル	0.006	対目標値超	446	0	0.0%	451	0	0.0%	545	0	0.0%	540	0	0.0%	596	0	0.0%
				対50%値超	446	0	0.0%	451	0	0.0%	545	0	0.0%	540	0	0.0%	596	0	0.0%
				対10%値超	446	0	0.0%	451	0	0.0%	545	0	0.0%	540	0	0.0%	596	0	0.0%
				対 1%値超	446	0	0.0%	451	0	0.0%	545	0	0.0%	540	0	0.0%	596	0	0.0%
対	49	シマジン(CAT)	0.003	対目標値超	638	0	0.0%	604	0	0.0%	695	0	0.0%	723	0	0.0%	769	0	0.0%
				対50%値超	638	0	0.0%	604	0	0.0%	695	0	0.0%	723	0	0.0%	769	0	0.0%
				対10%値超	638	0	0.0%	604	0	0.0%	695	0	0.0%	723	0	0.0%	769	0	0.0%
				対 1%値超	638	0	0.0%	604	0	0.0%	695	1	0.1%	723	0	0.0%	769	0	0.0%
対	50	ジメタメトリン	0.02	対目標値超	579	0	0.0%	549	0	0.0%	642	0	0.0%	673	0	0.0%	750	0	0.0%
				対50%値超	579	0	0.0%	549	0	0.0%	642	0	0.0%	673	0	0.0%	750	0	0.0%
				対10%値超	579	0	0.0%	549	0	0.0%	642	0	0.0%	673	0	0.0%	750	0	0.0%
				対 1%値超	579	1	0.2%	549	0	0.0%	642	0	0.0%	673	0	0.0%	750	0	0.0%
対	51	ジメトエート	0.05	対目標値超	578	0	0.0%	544	0	0.0%	640	0	0.0%	641	0	0.0%	650	0	0.0%
				対50%値超	578	0	0.0%	544	0	0.0%	640	0	0.0%	641	0	0.0%	650	0	0.0%
				対10%値超	578	0	0.0%	544	0	0.0%	640	0	0.0%	641	0	0.0%	650	0	0.0%
				対 1%値超	578	0	0.0%	544	0	0.0%	640	0	0.0%	641	0	0.0%	650	0	0.0%
対	52	シメトリン	0.03	対目標値超	608	0	0.0%	581	0	0.0%	680	0	0.0%	702	0	0.0%	814	0	0.0%
				対50%値超	608	0	0.0%	581	0	0.0%	680	0	0.0%	702	0	0.0%	814	0	0.0%
				対10%値超	608	0	0.0%	581	0	0.0%	680	0	0.0%	702	0	0.0%	814	0	0.0%
				対 1%値超	608	0	0.0%	581	0	0.0%	680	0	0.0%	702	0	0.0%	814	0	0.0%
対		ジメピペレート	0.003	対目標値超	520	0	0.0%	497	0	0.0%	586	0	0.0%						
				対50%値超	520	0	0.0%	497	0	0.0%	586	0	0.0%						
				対10%値超	520	0	0.0%	497	0	0.0%	586	0	0.0%						
				対 1%値超	520	0	0.0%	497	0	0.0%	586	0	0.0%						
対	53	ダイアジノン	0.003	対目標値超	708	0	0.0%	665	0	0.0%	765	0	0.0%	796	0	0.0%	853	0	0.0%
				対50%値超	708	0	0.0%	665	0	0.0%	765	0	0.0%	796	1	0.1%	853	0	0.0%
				対10%値超	708	1	0.1%	665	0	0.0%	765	0	0.0%	796	1	0.1%	853	0	0.0%
				対 1%値超	708	27	3.8%	665	7	1.1%	765	5	0.7%	796	7	0.9%	853	0	0.0%
対	54	ダイムロン	0.8	対目標値超	532	0	0.0%	504	0	0.0%	563	0	0.0%	571	0	0.0%	623	0	0.0%
				対50%値超	532	0	0.0%	504	0	0.0%	563	0	0.0%	571	0	0.0%	623	0	0.0%
				対10%値超	532	0	0.0%	504	0	0.0%	563	0	0.0%	571	0	0.0%	623	0	0.0%
				対 1%値超	532	0	0.0%	504	0	0.0%	563	0	0.0%	571	0	0.0%	623	0	0.0%
対		ダゾメット※	0.006	対目標値超	202	0	0.0%												
				対50%値超	202	0	0.0%												
				対10%値超	202	0	0.0%												
				対 1%値超	202	0	0.0%												
対	55	ダゾメット、メタム（カーバム）及びメチルイソチオシアネート※	0.01（メチルイソチオシアネートとして）	対目標値超	202	0	0.0%	272	0	0.0%	352	0	0.0%	392	0	0.0%	452	0	0.0%
				対50%値超	202	0	0.0%	272	0	0.0%	352	0	0.0%	392	0	0.0%	452	0	0.0%
				対10%値超	202	0	0.0%	272	0	0.0%	352	0	0.0%	392	0	0.0%	452	0	0.0%
				対 1%値超	202	0	0.0%	272	0	0.0%	352	0	0.0%	392	0	0.0%	452	0	0.0%

表 2-9　農薬類（対象農薬リスト掲載農薬類）の水道水質データの整理結果 (7/13)

群	番号	項目名	目標値※1 (mg/L)	評価	H28			H29 ※2			H30 ※3			R01 ※4			R02 ※4		
					調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合
対	56	チアジニル	0.1	対目標値超	433	0	0.0%	453	0	0.0%	544	0	0.0%	531	0	0.0%	534	0	0.0%
				対50%値超	433	0	0.0%	453	0	0.0%	544	0	0.0%	531	0	0.0%	534	0	0.0%
				対10%値超	433	0	0.0%	453	0	0.0%	544	0	0.0%	531	0	0.0%	534	0	0.0%
				対 1%値超	433	0	0.0%	453	0	0.0%	544	0	0.0%	531	0	0.0%	534	0	0.0%
対	57	チウラム	0.02	対目標値超	604	0	0.0%	576	0	0.0%	659	0	0.0%	654	0	0.0%	673	0	0.0%
				対50%値超	604	0	0.0%	576	0	0.0%	659	0	0.0%	654	0	0.0%	673	0	0.0%
				対10%値超	604	0	0.0%	576	0	0.0%	659	0	0.0%	654	0	0.0%	673	0	0.0%
				対 1%値超	604	0	0.0%	576	0	0.0%	659	0	0.0%	654	0	0.0%	673	0	0.0%
対	58	チオジカルブ	0.08	対目標値超	513	0	0.0%	482	0	0.0%	555	0	0.0%	536	0	0.0%	554	0	0.0%
				対50%値超	513	0	0.0%	482	0	0.0%	555	0	0.0%	536	0	0.0%	554	0	0.0%
				対10%値超	513	0	0.0%	482	0	0.0%	555	0	0.0%	536	0	0.0%	554	0	0.0%
				対 1%値超	513	0	0.0%	482	0	0.0%	555	0	0.0%	536	0	0.0%	554	0	0.0%
対	59	チオファネートメチル	0.3	対目標値超	534	0	0.0%	523	0	0.0%	598	0	0.0%	593	0	0.0%	616	0	0.0%
				対50%値超	534	0	0.0%	523	0	0.0%	598	0	0.0%	593	0	0.0%	616	0	0.0%
				対10%値超	534	0	0.0%	523	0	0.0%	598	0	0.0%	593	0	0.0%	616	0	0.0%
				対 1%値超	534	0	0.0%	523	0	0.0%	598	3	0.5%	593	0	0.0%	616	0	0.0%
対	60	チオベンカルブ	0.02	対目標値超	608	0	0.0%	578	0	0.0%	665	0	0.0%	695	0	0.0%	727	0	0.0%
				対50%値超	608	0	0.0%	578	0	0.0%	665	0	0.0%	695	0	0.0%	727	0	0.0%
				対10%値超	608	0	0.0%	578	0	0.0%	665	0	0.0%	695	0	0.0%	727	0	0.0%
				対 1%値超	608	0	0.0%	578	0	0.0%	665	0	0.0%	695	0	0.0%	727	0	0.0%
対	61	テフリルトリオン	0.002	対目標値超							298	0	0.0%	298	0	0.0%	298	0	0.0%
				対50%値超							298	0	0.0%	298	0	0.0%	298	0	0.0%
				対10%値超							298	0	0.0%	298	0	0.0%	298	0	0.0%
				対 1%値超							298	0	0.0%	298	0	0.0%	298	0	0.0%
対	62	テルブカルブ(MBPMC)	0.02	対目標値超	513	0	0.0%	479	0	0.0%	567	0	0.0%	591	0	0.0%	628	0	0.0%
				対50%値超	513	0	0.0%	479	0	0.0%	567	0	0.0%	591	0	0.0%	628	0	0.0%
				対10%値超	513	0	0.0%	479	0	0.0%	567	0	0.0%	591	0	0.0%	628	0	0.0%
				対 1%値超	513	1	0.2%	479	0	0.0%	567	0	0.0%	591	0	0.0%	628	0	0.0%
対	63	トリクロピル	0.006	対目標値超	554	0	0.0%	529	0	0.0%	607	0	0.0%	590	0	0.0%	586	0	0.0%
				対50%値超	554	0	0.0%	529	0	0.0%	607	0	0.0%	590	0	0.0%	586	0	0.0%
				対10%値超	554	0	0.0%	529	0	0.0%	607	0	0.0%	590	0	0.0%	586	1	0.2%
				対 1%値超	554	0	0.0%	529	0	0.0%	607	0	0.0%	590	0	0.0%	586	1	0.2%
対	64	トリクロルホン(DEP)	0.005	対目標値超	541	0	0.0%	497	0	0.0%	594	0	0.0%	572	0	0.0%	596	0	0.0%
				対50%値超	541	0	0.0%	497	0	0.0%	594	0	0.0%	572	0	0.0%	596	0	0.0%
				対10%値超	541	0	0.0%	497	1	0.2%	594	0	0.0%	572	0	0.0%	596	0	0.0%
				対 1%値超	541	5	0.9%	497	6	1.2%	594	6	1.0%	572	4	0.7%	596	0	0.0%
対	65	トリシクラゾール	0.1	対目標値超	527	0	0.0%	513	0	0.0%	574	0	0.0%	568	0	0.0%	603	0	0.0%
				対50%値超	527	0	0.0%	513	0	0.0%	574	0	0.0%	568	0	0.0%	603	0	0.0%
				対10%値超	527	0	0.0%	513	0	0.0%	574	0	0.0%	568	0	0.0%	603	0	0.0%
				対 1%値超	527	0	0.0%	513	0	0.0%	574	0	0.0%	568	0	0.0%	603	0	0.0%

表 2-9　農薬類（対象農薬リスト掲載農薬類）の水道水質データの整理結果 (8/13)

群	番号	項目名	目標値※1 (mg/L)	評価	H28			H29 ※2			H30 ※3			R01 ※4			R02 ※4		
					調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合
対	66	トリフルラリン	0.06	対目標値超	628	0	0.0%	602	0	0.0%	683	0	0.0%	690	0	0.0%	769	0	0.0%
				対50%値超	628	0	0.0%	602	0	0.0%	683	0	0.0%	690	0	0.0%	769	0	0.0%
				対10%値超	628	0	0.0%	602	0	0.0%	683	0	0.0%	690	0	0.0%	769	0	0.0%
				対 1%値超	628	0	0.0%	602	0	0.0%	683	0	0.0%	690	0	0.0%	769	0	0.0%
対	67	ナプロパミド	0.03	対目標値超	524	0	0.0%	501	0	0.0%	572	0	0.0%	615	0	0.0%	637	0	0.0%
				対50%値超	524	0	0.0%	501	0	0.0%	572	0	0.0%	615	0	0.0%	637	0	0.0%
				対10%値超	524	0	0.0%	501	0	0.0%	572	0	0.0%	615	0	0.0%	637	0	0.0%
				対 1%値超	524	0	0.0%	501	0	0.0%	572	0	0.0%	615	0	0.0%	637	0	0.0%
対	68	パラコート	0.005	対目標値超	269	0	0.0%	328	0	0.0%	432	0	0.0%	456	0	0.0%	527	0	0.0%
				対50%値超	269	0	0.0%	328	0	0.0%	432	0	0.0%	456	0	0.0%	527	0	0.0%
				対10%値超	269	0	0.0%	328	0	0.0%	432	0	0.0%	456	0	0.0%	527	1	0.2%
				対 1%値超	269	1	0.4%	328	0	0.0%	432	0	0.0%	456	0	0.0%	527	1	0.2%
対	69	ピペロホス	0.0009	対目標値超	504	0	0.0%	481	0	0.0%	566	0	0.0%	586	0	0.0%	615	0	0.0%
				対50%値超	504	0	0.0%	481	0	0.0%	566	0	0.0%	586	0	0.0%	615	0	0.0%
				対10%値超	504	0	0.0%	481	0	0.0%	566	0	0.0%	586	0	0.0%	615	0	0.0%
				対 1%値超	504	11	2.2%	481	7	1.5%	566	6	1.1%	586	6	1.0%	615	0	0.0%
対	70	ピラクロニル	0.01	対目標値超	203	0	0.0%	317	0	0.0%	427	0	0.0%	448	0	0.0%	533	0	0.0%
				対50%値超	203	0	0.0%	317	0	0.0%	427	0	0.0%	448	0	0.0%	533	0	0.0%
				対10%値超	203	0	0.0%	317	0	0.0%	427	0	0.0%	448	0	0.0%	533	0	0.0%
				対 1%値超	203	4	2.0%	317	1	0.3%	427	1	0.2%	448	4	0.9%	533	0	0.0%
対	71	ピラゾキシフェン	0.004	対目標値超	398	0	0.0%	393	0	0.0%	495	0	0.0%	485	0	0.0%	500	0	0.0%
				対50%値超	398	0	0.0%	393	0	0.0%	495	0	0.0%	485	0	0.0%	500	0	0.0%
				対10%値超	398	0	0.0%	393	0	0.0%	495	0	0.0%	485	0	0.0%	500	0	0.0%
				対 1%値超	398	1	0.3%	393	4	1.0%	495	0	0.0%	485	0	0.0%	500	0	0.0%
対	72	ピラゾリネート（ピラゾレート）	0.02	対目標値超	407	0	0.0%	423	0	0.0%	525	0	0.0%	530	0	0.0%	557	0	0.0%
				対50%値超	407	0	0.0%	423	0	0.0%	525	0	0.0%	530	0	0.0%	557	0	0.0%
				対10%値超	407	0	0.0%	423	0	0.0%	525	0	0.0%	530	0	0.0%	557	0	0.0%
				対 1%値超	407	0	0.0%	423	0	0.0%	525	0	0.0%	530	0	0.0%	557	0	0.0%
対	73	ピリダフェンチオン	0.002	対目標値超	534	0	0.0%	495	0	0.0%	583	0	0.0%	612	0	0.0%	641	0	0.0%
				対50%値超	534	0	0.0%	495	0	0.0%	583	0	0.0%	612	0	0.0%	641	0	0.0%
				対10%値超	534	0	0.0%	495	0	0.0%	583	0	0.0%	612	0	0.0%	641	0	0.0%
				対 1%値超	534	11	2.1%	495	7	1.4%	583	4	0.7%	612	4	0.7%	641	0	0.0%
対	74	ピリブチカルブ	0.02	対目標値超	597	0	0.0%	561	0	0.0%	653	0	0.0%	689	0	0.0%	702	0	0.0%
				対50%値超	597	0	0.0%	561	0	0.0%	653	0	0.0%	689	0	0.0%	702	0	0.0%
				対10%値超	597	0	0.0%	561	0	0.0%	653	0	0.0%	689	0	0.0%	702	0	0.0%
				対 1%値超	597	0	0.0%	561	0	0.0%	653	0	0.0%	689	0	0.0%	702	0	0.0%
対	75	ピロキロン	0.05	対目標値超	587	0	0.0%	554	0	0.0%	641	0	0.0%	666	0	0.0%	726	0	0.0%
				対50%値超	587	0	0.0%	554	0	0.0%	641	0	0.0%	666	0	0.0%	726	0	0.0%
				対10%値超	587	0	0.0%	554	0	0.0%	641	0	0.0%	666	0	0.0%	726	0	0.0%
				対 1%値超	587	1	0.2%	554	0	0.0%	641	1	0.2%	666	1	0.2%	726	0	0.0%

表 2-9　農薬類（対象農薬リスト掲載農薬類）の水道水質データの整理結果 (9/13)

群	番号	項目名	目標値※1（mg/L）	評価	H28			H29 ※2			H30 ※3			R01 ※4			R02 ※4		
					調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合
対	76	フィプロニル	0.0005	対目標値超	602	0	0.0%	580	0	0.0%	673	0	0.0%	666	0	0.0%	677	0	0.0%
				対50%値超	602	0	0.0%	580	0	0.0%	673	0	0.0%	666	0	0.0%	677	0	0.0%
				対10%値超	602	0	0.0%	580	0	0.0%	673	0	0.0%	666	0	0.0%	677	0	0.0%
				対 1%値超	602	0	0.0%	580	0	0.0%	673	1	0.1%	666	2	0.3%	677	0	0.0%
対	77	フェニトロチオン(MEP)	0.01	対目標値超	706	0	0.0%	675	0	0.0%	772	0	0.0%	799	0	0.0%	807	0	0.0%
				対50%値超	706	0	0.0%	675	0	0.0%	772	0	0.0%	799	0	0.0%	807	0	0.0%
				対10%値超	706	0	0.0%	675	0	0.0%	772	0	0.0%	799	0	0.0%	807	0	0.0%
				対 1%値超	706	0	0.0%	675	0	0.0%	772	0	0.0%	799	0	0.0%	807	0	0.0%
対	78	フェノブカルブ(BPMC)	0.03	対目標値超	637	0	0.0%	586	0	0.0%	687	0	0.0%	705	0	0.0%	762	0	0.0%
				対50%値超	637	0	0.0%	586	0	0.0%	687	0	0.0%	705	0	0.0%	762	0	0.0%
				対10%値超	637	0	0.0%	586	0	0.0%	687	0	0.0%	705	0	0.0%	762	0	0.0%
				対 1%値超	637	1	0.2%	586	0	0.0%	687	0	0.0%	705	0	0.0%	762	0	0.0%
対	79	フェリムゾン	0.05	対目標値超	256	0	0.0%	355	0	0.0%	479	0	0.0%	495	0	0.0%	563	0	0.0%
				対50%値超	256	0	0.0%	355	0	0.0%	479	0	0.0%	495	0	0.0%	563	0	0.0%
				対10%値超	256	0	0.0%	355	0	0.0%	479	0	0.0%	495	0	0.0%	563	0	0.0%
				対 1%値超	256	0	0.0%	355	0	0.0%	479	0	0.0%	495	0	0.0%	563	0	0.0%
対	80	フェンチオン(MPP)	0.006	対目標値超	613	0	0.0%	550	0	0.0%	650	0	0.0%	663	0	0.0%	699	0	0.0%
				対50%値超	613	0	0.0%	550	0	0.0%	650	0	0.0%	663	0	0.0%	699	0	0.0%
				対10%値超	613	1	0.2%	550	0	0.0%	650	0	0.0%	663	0	0.0%	699	0	0.0%
				対 1%値超	613	1	0.2%	550	0	0.0%	650	0	0.0%	663	0	0.0%	699	0	0.0%
対	81	フェントエート(PAP)	0.007	対目標値超	600	0	0.0%	573	0	0.0%	667	0	0.0%	681	0	0.0%	740	0	0.0%
				対50%値超	600	0	0.0%	573	0	0.0%	667	0	0.0%	681	0	0.0%	740	0	0.0%
				対10%値超	600	0	0.0%	573	0	0.0%	667	0	0.0%	681	0	0.0%	740	0	0.0%
				対 1%値超	600	0	0.0%	573	0	0.0%	667	0	0.0%	681	0	0.0%	740	0	0.0%
対	82	フェントラザミド	0.01	対目標値超	405	0	0.0%	432	0	0.0%	561	0	0.0%	535	0	0.0%	547	0	0.0%
				対50%値超	405	0	0.0%	432	0	0.0%	561	0	0.0%	535	0	0.0%	547	0	0.0%
				対10%値超	405	0	0.0%	432	0	0.0%	561	0	0.0%	535	0	0.0%	547	0	0.0%
				対 1%値超	405	0	0.0%	432	0	0.0%	561	0	0.0%	535	0	0.0%	547	0	0.0%
対	83	フサライド	0.1	対目標値超	617	0	0.0%	598	0	0.0%	702	0	0.0%	727	0	0.0%	815	0	0.0%
				対50%値超	617	0	0.0%	598	0	0.0%	702	0	0.0%	727	0	0.0%	815	0	0.0%
				対10%値超	617	0	0.0%	598	0	0.0%	702	0	0.0%	727	0	0.0%	815	0	0.0%
				対 1%値超	617	0	0.0%	598	0	0.0%	702	0	0.0%	727	0	0.0%	815	0	0.0%
対	84	ブタクロール	0.03	対目標値超	431	0	0.0%	438	0	0.0%	528	0	0.0%	548	0	0.0%	568	0	0.0%
				対50%値超	431	0	0.0%	438	0	0.0%	528	0	0.0%	548	0	0.0%	568	0	0.0%
				対10%値超	431	0	0.0%	438	0	0.0%	528	0	0.0%	548	0	0.0%	568	0	0.0%
				対 1%値超	431	3	0.7%	438	1	0.2%	528	0	0.0%	548	1	0.2%	568	0	0.0%
対	85	ブタミホス	0.02	対目標値超	583	0	0.0%	546	0	0.0%	638	0	0.0%	668	0	0.0%	717	0	0.0%
				対50%値超	583	0	0.0%	546	0	0.0%	638	0	0.0%	668	0	0.0%	717	0	0.0%
				対10%値超	583	0	0.0%	546	0	0.0%	638	0	0.0%	668	0	0.0%	717	0	0.0%
				対 1%値超	583	0	0.0%	546	0	0.0%	638	0	0.0%	668	0	0.0%	717	0	0.0%

表 2-9　農薬類（対象農薬リスト掲載農薬類）の水道水質データの整理結果 (10/13)

群	番号	項目名	目標値※1（mg/L）	評価	H28			H29 ※2			H30 ※3			R01 ※4			R02 ※4		
					調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合
対	86	ブプロフェジン	0.02	対目標値超	585	0	0.0%	550	0	0.0%	651	0	0.0%	672	0	0.0%	724	0	0.0%
				対50%値超	585	0	0.0%	550	0	0.0%	651	0	0.0%	672	0	0.0%	724	0	0.0%
				対10%値超	585	0	0.0%	550	0	0.0%	651	0	0.0%	672	0	0.0%	724	0	0.0%
				対 1%値超	585	0	0.0%	550	0	0.0%	651	0	0.0%	672	0	0.0%	724	0	0.0%
対	87	フルアジナム	0.03	対目標値超	424	0	0.0%	446	0	0.0%	539	0	0.0%	543	0	0.0%	586	0	0.0%
				対50%値超	424	0	0.0%	446	0	0.0%	539	0	0.0%	543	0	0.0%	586	0	0.0%
				対10%値超	424	0	0.0%	446	0	0.0%	539	0	0.0%	543	0	0.0%	586	0	0.0%
				対 1%値超	424	0	0.0%	446	0	0.0%	539	0	0.0%	543	0	0.0%	586	0	0.0%
対	88	プレチラクロール	0.05	対目標値超	631	0	0.0%	615	0	0.0%	709	0	0.0%	741	0	0.0%	818	0	0.0%
				対50%値超	631	0	0.0%	615	0	0.0%	709	0	0.0%	741	0	0.0%	818	0	0.0%
				対10%値超	631	0	0.0%	615	0	0.0%	709	0	0.0%	741	0	0.0%	818	0	0.0%
				対 1%値超	631	1	0.2%	615	1	0.2%	709	0	0.0%	741	0	0.0%	818	0	0.0%
対	89	プロシミドン	0.09	対目標値超	531	0	0.0%	511	0	0.0%	593	0	0.0%	582	0	0.0%	631	0	0.0%
				対50%値超	531	0	0.0%	511	0	0.0%	593	0	0.0%	582	0	0.0%	631	0	0.0%
				対10%値超	531	0	0.0%	511	0	0.0%	593	0	0.0%	582	0	0.0%	631	0	0.0%
				対 1%値超	531	0	0.0%	511	0	0.0%	593	0	0.0%	582	0	0.0%	631	0	0.0%
対	90	プロチオホス	0.004	対目標値超	240	0	0.0%	285	0	0.0%	350	0	0.0%	348	0	0.0%	453	0	0.0%
				対50%値超	240	0	0.0%	285	0	0.0%	350	0	0.0%	348	0	0.0%	453	0	0.0%
				対10%値超	240	0	0.0%	285	0	0.0%	350	0	0.0%	348	0	0.0%	453	0	0.0%
				対 1%値超	240	0	0.0%	285	0	0.0%	350	1	0.3%	348	0	0.0%	453	0	0.0%
対	91	プロピコナゾール	0.05	対目標値超	548	0	0.0%	514	0	0.0%	608	0	0.0%	605	0	0.0%	657	0	0.0%
				対50%値超	548	0	0.0%	514	0	0.0%	608	0	0.0%	605	0	0.0%	657	0	0.0%
				対10%値超	548	0	0.0%	514	0	0.0%	608	0	0.0%	605	0	0.0%	657	0	0.0%
				対 1%値超	548	0	0.0%	514	0	0.0%	608	0	0.0%	605	0	0.0%	657	0	0.0%
対	92	プロピザミド	0.05	対目標値超	605	0	0.0%	554	0	0.0%	651	0	0.0%	678	0	0.0%	691	0	0.0%
				対50%値超	605	0	0.0%	554	0	0.0%	651	0	0.0%	678	0	0.0%	691	0	0.0%
				対10%値超	605	0	0.0%	554	0	0.0%	651	0	0.0%	678	0	0.0%	691	0	0.0%
				対 1%値超	605	0	0.0%	554	0	0.0%	651	0	0.0%	678	0	0.0%	691	0	0.0%
対	93	プロベナゾール	0.05	対目標値超	558	0	0.0%	532	0	0.0%	621	0	0.0%	594	0	0.0%	699	0	0.0%
				対50%値超	558	0	0.0%	532	0	0.0%	621	0	0.0%	594	0	0.0%	699	0	0.0%
				対10%値超	558	0	0.0%	532	0	0.0%	621	0	0.0%	594	0	0.0%	699	0	0.0%
				対 1%値超	558	0	0.0%	532	0	0.0%	621	7	1.1%	594	0	0.0%	699	0	0.0%
対	94	ブロモブチド	0.1	対目標値超	602	0	0.0%	592	0	0.0%	693	0	0.0%	722	0	0.0%	786	0	0.0%
				対50%値超	602	0	0.0%	592	0	0.0%	693	0	0.0%	722	0	0.0%	786	0	0.0%
				対10%値超	602	0	0.0%	592	0	0.0%	693	0	0.0%	722	0	0.0%	786	0	0.0%
				対 1%値超	602	2	0.3%	592	1	0.2%	693	3	0.4%	722	0	0.0%	786	0	0.0%
対	95	ベノミル	0.02	対目標値超	546	0	0.0%	533	0	0.0%	584	0	0.0%	568	0	0.0%	619	0	0.0%
				対50%値超	546	0	0.0%	533	0	0.0%	584	0	0.0%	568	0	0.0%	619	0	0.0%
				対10%値超	546	0	0.0%	533	0	0.0%	584	0	0.0%	568	1	0.2%	619	0	0.0%
				対 1%値超	546	0	0.0%	533	0	0.0%	584	0	0.0%	568	1	0.2%	619	0	0.0%

表 2-9　農薬類（対象農薬リスト掲載農薬類）の水道水質データの整理結果 (11/13)

群	番号	項目名	目標値※1（mg/L）	評価	H28			H29 ※2			H30 ※3			R01 ※4			R02 ※4		
					調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合
対	96	ペンシクロン	0.1	対目標値超	596	0	0.0%	557	0	0.0%	669	0	0.0%	701	0	0.0%	686	0	0.0%
				対50%値超	596	0	0.0%	557	0	0.0%	669	0	0.0%	701	0	0.0%	686	0	0.0%
				対10%値超	596	0	0.0%	557	0	0.0%	669	0	0.0%	701	0	0.0%	686	0	0.0%
				対 1%値超	596	0	0.0%	557	0	0.0%	669	0	0.0%	701	0	0.0%	686	0	0.0%
対	97	ベンゾビシクロン	0.09	対目標値超	432	0	0.0%	449	0	0.0%	534	0	0.0%	530	0	0.0%	563	0	0.0%
				対50%値超	432	0	0.0%	449	0	0.0%	534	0	0.0%	530	0	0.0%	563	0	0.0%
				対10%値超	432	0	0.0%	449	0	0.0%	534	0	0.0%	530	0	0.0%	563	0	0.0%
				対 1%値超	432	0	0.0%	449	0	0.0%	534	0	0.0%	530	0	0.0%	563	0	0.0%
対	98	ベンゾフェナップ	0.005	対目標値超	417	0	0.0%	420	0	0.0%	520	0	0.0%	502	0	0.0%	559	0	0.0%
				対50%値超	417	0	0.0%	420	0	0.0%	520	0	0.0%	502	0	0.0%	559	0	0.0%
				対10%値超	417	0	0.0%	420	0	0.0%	520	0	0.0%	502	0	0.0%	559	0	0.0%
				対 1%値超	417	0	0.0%	420	0	0.0%	520	0	0.0%	502	0	0.0%	559	0	0.0%
対	99	ベンタゾン	0.2	対目標値超	566	0	0.0%	536	0	0.0%	642	0	0.0%	652	0	0.0%	714	0	0.0%
				対50%値超	566	0	0.0%	536	0	0.0%	642	0	0.0%	652	0	0.0%	714	0	0.0%
				対10%値超	566	0	0.0%	536	0	0.0%	642	0	0.0%	652	0	0.0%	714	0	0.0%
				対 1%値超	566	0	0.0%	536	0	0.0%	642	0	0.0%	652	1	0.2%	714	0	0.0%
対	100	ペンディメタリン	0.3	対目標値超	640	0	0.0%	617	0	0.0%	716	0	0.0%	713	0	0.0%	744	0	0.0%
				対50%値超	640	0	0.0%	617	0	0.0%	716	0	0.0%	713	0	0.0%	744	0	0.0%
				対10%値超	640	0	0.0%	617	0	0.0%	716	0	0.0%	713	0	0.0%	744	0	0.0%
				対 1%値超	640	0	0.0%	617	0	0.0%	716	0	0.0%	713	0	0.0%	744	0	0.0%
対	101	ベンフラカルブ	0.04	対目標値超	500	0	0.0%	503	0	0.0%	582	0	0.0%	583	0	0.0%	577	0	0.0%
				対50%値超	500	0	0.0%	503	0	0.0%	582	0	0.0%	583	0	0.0%	577	0	0.0%
				対10%値超	500	0	0.0%	503	0	0.0%	582	0	0.0%	583	0	0.0%	577	0	0.0%
				対 1%値超	500	0	0.0%	503	0	0.0%	582	0	0.0%	583	0	0.0%	577	0	0.0%
対	102	ベンフルラリン(ベスロジン)	0.01	対目標値超	547	0	0.0%	521	0	0.0%	605	0	0.0%	630	0	0.0%	633	0	0.0%
				対50%値超	547	0	0.0%	521	0	0.0%	605	0	0.0%	630	0	0.0%	633	0	0.0%
				対10%値超	547	0	0.0%	521	0	0.0%	605	0	0.0%	630	0	0.0%	633	0	0.0%
				対 1%値超	547	0	0.0%	521	0	0.0%	605	0	0.0%	630	0	0.0%	633	0	0.0%
対	103	ベンフレセート	0.07	対目標値超	379	0	0.0%	378	0	0.0%	477	0	0.0%	473	0	0.0%	486	0	0.0%
				対50%値超	379	0	0.0%	378	0	0.0%	477	0	0.0%	473	0	0.0%	486	0	0.0%
				対10%値超	379	0	0.0%	378	0	0.0%	477	0	0.0%	473	0	0.0%	486	0	0.0%
				対 1%値超	379	1	0.3%	378	0	0.0%	477	0	0.0%	473	0	0.0%	486	0	0.0%
対	104	ホスチアゼート	0.003	対目標値超	430	0	0.0%	436	0	0.0%	534	0	0.0%	523	0	0.0%	553	0	0.0%
				対50%値超	430	0	0.0%	436	0	0.0%	534	0	0.0%	523	0	0.0%	553	0	0.0%
				対10%値超	430	0	0.0%	436	0	0.0%	534	0	0.0%	523	0	0.0%	553	0	0.0%
				対 1%値超	430	0	0.0%	436	4	0.9%	534	0	0.0%	523	2	0.4%	553	0	0.0%
対	105	マラソン（マラチオン）	0.7	対目標値超	604	0	0.0%	582	0	0.0%	680	0	0.0%	684	0	0.0%	756	0	0.0%
				対50%値超	604	0	0.0%	582	0	0.0%	680	0	0.0%	684	0	0.0%	756	0	0.0%
				対10%値超	604	0	0.0%	582	0	0.0%	680	0	0.0%	684	0	0.0%	756	0	0.0%
				対 1%値超	604	0	0.0%	582	0	0.0%	680	0	0.0%	684	0	0.0%	756	0	0.0%

表 2-9　農薬類（対象農薬リスト掲載農薬類）の水道水質データの整理結果 (12/13)

群	番号	項目名	目標値※1（mg/L）	評価	H28			H29 ※2			H30 ※3			R01 ※4			R02 ※4		
					調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合
対	106	メコプロップ(MCPP)	0.05	対目標値超	576	0	0.0%	544	0	0.0%	646	0	0.0%	639	0	0.0%	628	0	0.0%
				対50%値超	576	0	0.0%	544	0	0.0%	646	0	0.0%	639	0	0.0%	628	0	0.0%
				対10%値超	576	0	0.0%	544	0	0.0%	646	0	0.0%	639	0	0.0%	628	0	0.0%
				対 1%値超	576	0	0.0%	544	0	0.0%	646	0	0.0%	639	0	0.0%	628	0	0.0%
対	107	メソミル	0.03	対目標値超	570	0	0.0%	546	0	0.0%	619	0	0.0%	613	0	0.0%	635	0	0.0%
				対50%値超	570	0	0.0%	546	0	0.0%	619	0	0.0%	613	0	0.0%	635	0	0.0%
				対10%値超	570	0	0.0%	546	0	0.0%	619	0	0.0%	613	0	0.0%	635	0	0.0%
				対 1%値超	570	0	0.0%	546	0	0.0%	619	3	0.5%	613	0	0.0%	635	0	0.0%
対		メタム（カーバム）	0.01	対目標値超	180	0	0.0%	248											
				対50%値超	180	0	0.0%	248											
				対10%値超	180	0	0.0%	248											
				対 1%値超	180	0	0.0%	248											
対	108	メタラキシル	0.06	対目標値超	605	0	0.0%	586	0	0.0%	676	0	0.0%	705	0	0.0%	773	0	0.0%
				対50%値超	605	0	0.0%	586	0	0.0%	676	0	0.0%	705	0	0.0%	773	0	0.0%
				対10%値超	605	0	0.0%	586	0	0.0%	676	0	0.0%	705	0	0.0%	773	0	0.0%
				対 1%値超	605	0	0.0%	586	0	0.0%	676	0	0.0%	705	0	0.0%	773	0	0.0%
対	109	メチダチオン(DMTP)	0.004	対目標値超	634	0	0.0%	619	0	0.0%	700	0	0.0%	730	0	0.0%	797	0	0.0%
				対50%値超	634	0	0.0%	619	0	0.0%	700	0	0.0%	730	0	0.0%	797	0	0.0%
				対10%値超	634	0	0.0%	619	0	0.0%	700	0	0.0%	730	0	0.0%	797	0	0.0%
				対 1%値超	634	0	0.0%	619	0	0.0%	700	3	0.4%	730	0	0.0%	797	0	0.0%
対		メチルダイムロン	0.03	対目標値超	518	0	0.0%	501	0	0.0%	588	0	0.0%	615	0	0.0%			
				対50%値超	518	0	0.0%	501	0	0.0%	588	0	0.0%	615	0	0.0%			
				対10%値超	518	0	0.0%	501	0	0.0%	588	0	0.0%	615	0	0.0%			
				対 1%値超	518	0	0.0%	501	0	0.0%	588	0	0.0%	615	0	0.0%			
対	110	メトミノストロビン	0.04	対目標値超	456	0	0.0%	473	0	0.0%	569	0	0.0%	568	0	0.0%	579	0	0.0%
				対50%値超	456	0	0.0%	473	0	0.0%	569	0	0.0%	568	0	0.0%	579	0	0.0%
				対10%値超	456	0	0.0%	473	0	0.0%	569	0	0.0%	568	0	0.0%	579	0	0.0%
				対 1%値超	456	0	0.0%	473	0	0.0%	569	0	0.0%	568	0	0.0%	579	0	0.0%
対	111	メトリブジン	0.03	対目標値超	480	0	0.0%	484	0	0.0%	584	0	0.0%	590	0	0.0%	606	0	0.0%
				対50%値超	480	0	0.0%	484	0	0.0%	584	0	0.0%	590	0	0.0%	606	0	0.0%
				対10%値超	480	0	0.0%	484	0	0.0%	584	0	0.0%	590	0	0.0%	606	0	0.0%
				対 1%値超	480	0	0.0%	484	0	0.0%	584	0	0.0%	590	0	0.0%	606	0	0.0%
対	112	メフェナセット	0.02	対目標値超	625	0	0.0%	601	0	0.0%	700	0	0.0%	717	0	0.0%	820	0	0.0%
				対50%値超	625	0	0.0%	601	0	0.0%	700	0	0.0%	717	0	0.0%	820	0	0.0%
				対10%値超	625	0	0.0%	601	0	0.0%	700	0	0.0%	717	0	0.0%	820	0	0.0%
				対 1%値超	625	0	0.0%	601	1	0.2%	700	0	0.0%	717	0	0.0%	820	0	0.0%
対	113	メプロニル	0.1	対目標値超	601	0	0.0%	560	0	0.0%	648	0	0.0%	675	0	0.0%	697	0	0.0%
				対50%値超	601	0	0.0%	560	0	0.0%	648	0	0.0%	675	0	0.0%	697	0	0.0%
				対10%値超	601	0	0.0%	560	0	0.0%	648	0	0.0%	675	0	0.0%	697	0	0.0%
				対 1%値超	601	0	0.0%	560	0	0.0%	648	0	0.0%	675	0	0.0%	697	0	0.0%

表 2-9　農薬類（対象農薬リスト掲載農薬類）の水道水質データの整理結果 (13/13)

群	番号	項目名	目標値※1（mg/L）	評価	H28			H29 ※2			H30 ※3			R01 ※4			R02 ※4		
					調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合
対	114	モリネート	0.005	対目標値超	640	0	0.0%	617	0	0.0%	710	0	0.0%	714	0	0.0%	793	0	0.0%
				対50%値超	640	0	0.0%	617	0	0.0%	710	0	0.0%	714	0	0.0%	793	0	0.0%
				対10%値超	640	0	0.0%	617	0	0.0%	710	4	0.6%	714	0	0.0%	793	0	0.0%
				対 1%値超	640	0	0.0%	617	0	0.0%	710	4	0.6%	714	0	0.0%	793	0	0.0%

※1　平成29年4月1日時点の目標値で評価している。タゾメット、メタム（カーバム）及びメチルイソチオシアネート（MITC）については平成25～27年度のデータより、原体（タゾメット、メタム）の検出結果から分子量（タゾメット：162、メタム：129、、MITC：73）を基に換算。

※2　平成25年度の以下の項目については、水道事業者等へヒアリングを行い水道統計集計結果を一部修正している（（）内の地点が誤報告であることを確認）。
イミノクタジン酢酸塩（対50%値超過6地点）、グルホシネート（対50%値超過2地点）、クロルニトロフェン（CNP）（対50%値超過5地点）、ジチオカルバメート系農薬（対目標値超過2地点）

※3　平成26年度の以下の項目については、水道事業者等へヒアリングを行い水道統計集計結果を一部修正している（（）内の地点が誤報告であることを確認）。
イミノクタジン酢酸塩（対50%値超過6地点）、ジチオカルバメート系農薬（対10%値超過1地点、対1%値超過1地点）

※4　平成27年度の以下の項目については、水道事業者等へヒアリングを行い水道統計集計結果を一部修正している（（）内の地点が誤報告であることを確認）。
アセフェート（対目標値超か1地点）、イミノクタジン酢酸塩（対50%値超過20地点）、クロルニトロフェン（CNP）（対50%値超過11地点）、ジチオカルバメート系農薬（対50%値超過1地点）

（2）水質基準等の超過状況

前項で整理した過去 5 年間（平成 28～令和２年度）の水道水質データを対象として、以下に掲げる 2 つの観点から 100%値（基準値又は目標値）、50%値、10%値それぞれの超過傾向を整理した結果を表 2-10、表 2-11 に示す。

① 5 ヶ年経年での超過状況

○：直近 3 ヶ年以上継続で超過地点数が 1 地点以上

△：直近 3 ヶ年で、継続ではないが、3 ヶ年のいずれかで超過地点数が 1 地点以上

※：直近 3 ヶ年では超過地点数はないが、4～5 年前に超過地点数が 1 地点以上

－：5 ヶ年継続で超過地点数が 0 地点

② 直近 1 年の超過割合

0% …… 0%（超過地点数が 1 地点もない）

0-0.1% ……0%超、0.1%以下

0.1-1% ……0.1%超、1%以下

1-10% ……1%超、10%以下

10-100% …… 10%超、100%以下

表 2-10　水道水質基準項目・水質管理目標設定項目の超過状況（農薬類を除く）

リスク順位	5ヶ年経年の超過状況※4			対10%値の直近の超過割合	水道水質基準項目			水質管理目標設定項目	
	対基準値対目標値	対50%値	対10%値		基準項目の見直し対象とする項目	基準項目に据え置くべきか確認すべき項目	基準項目に据え置くべき対象項目※1	水質管理目標設定項目の見直し対象とする項目※2	水質管理目標設定項目に据え置くべき対象項目※3
1	○	○	○	10-100%	ジクロロ酢酸 トリクロロ酢酸	クロロホルム	フッ素及びその化合物 塩素酸 アルミニウム及びその化合物 色度		残留塩素 遊離炭酸 有機物等（過マンガン酸カリウム消費量） 臭気強度（TON） 濁度 アルミニウム及びその化合物
2				1-10%			一般細菌 鉄及びその化合物 2-メチルイソボルネオール 濁度		マンガン 従属栄養細菌
3				0.1-1%					
4	△	○	○	10-100%		総トリハロメタン ブロモジクロロメタン	有機物(全有機炭素(TOC)の量)		抱水クロラール
5				1-10%		臭素酸	鉛及びその化合物 マンガン及びその化合物 ジェオスミン		
6				0.1-1%					
7	※	○	○	10-100%			蒸発残留物		
8				1-10%					ウラン及びその化合物
9				0.1-1%	クロロ酢酸				
10	－	○	○	10-100%			ヒ素及びその化合物 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 塩化物イオン カルシウム、マグネシウム(硬度)		
11				1-10%	ホウ素及びその化合物	ジブロモクロロメタン ブロモホルム	ナトリウム及びその化合物		ジクロロアセトニトリル
12				0.1-1%	四塩化炭素 亜鉛及びその化合物		水銀及びその化合物 亜硝酸態窒素 トリクロロエチレン 銅及びその化合物 フェノール類		
13				0-0.1%		カドミウム及びその化合物		1,2-ジクロロエタン メチル-t-ブチルエーテル（MTBE）	
14	△	△	○	0.1-1%					
15	※	△	○	0.1-1%	ホルムアルデヒド				
16	※	※	○	0.1-1%					
17	－	△	○	1-10%	非イオン界面活性剤	六価クロム化合物			
18				0.1-1%			シアン化物及び塩化シアン	アンチモン及びその化合物 ニッケル及びその化合物 フタル酸ジ(2－エチルヘキシル)	
19				0-0.1%	セレン及びその化合物 1,4-ジオキサン cis-1,2-ジクロロエチレン及びtr-ランス-1,2-ジクロロエチレン ベンゼン			亜塩素酸	
20	－	※	○	0.1-1%					
21				0-0.1%	ジクロロメタン				
22	－	－	○	1-10%					
23				0.1-1%			テトラクロロエチレン		
24				0-0.1%				アンチモン及びその化合物	
25	－	△	△	0.1-1%					
26				0-0.1%	陰イオン界面活性剤			1,1,1-トリクロロエタン	
27				0%					
28	－	※	△	0%					
29	－	※	※	0%					
30	－	－	△	0-0.1%				1,1-ジクロロエチレン	
31				0%					
32	－	－	※	0%					
33	－	－	－	0%				トルエン 二酸化塩素	

凡例　○：直近3ヶ年以上継続で超過地点数が1地点以上　　△：直近3ヶ年で、継続ではないが、3ヵ年のいずれかで超過地点数が1地点以上
※：直近3ヶ年では超過地点数はないが、4～5年前に超過地点数が1地点以上　　－：5ヶ年継続で超過地点数が0地点

※1：大腸菌（基準値：不検出）、pH値（基準値：5.8～8.6）、味（基準値：異常でないこと）、臭気（基準値：異常でないこと）を除く。
※2：農薬類を除く。
※3：カルシウム、マグネシウム等（硬度）（目標値：10～100）、蒸発残留物（目標値：30～200）、pH値（目標値：7.5程度）、腐食性（ランゲリア指数）（目標値：-1～0）を除く。
※4：平成30年4月1日時点の基準値及び目標値で評価している。

表 2-11　農薬類の超過状況

リスク順位	5ヶ年経年の超過状況※1 対基準値対目標値	対50%値	対10%値	対10%値の直近の超過割合	水質管理目標設定項目 水質管理目標設定項目の見直し対象とする項目				
1	○	○	○	10−100%					
2				1−10%					
3				0.1−1%					
4	△	○	○	10−100%					
5				1−10%					
6				0.1−1%					
7	※	○	○	1−10%					
8	−	○	○	10−100%					
9				1−10%	クロルニトロフェン(CNP)				
10				0.1−1%					
11	△	△	○	1−10%					
12				0.1−1%					
13	※	△	○	1−10%					
14	−	△	○	0.1−1%					
15				0−0.1%					
16	−	※	○	1−10%					
17	−	−	○	1−10%	アセフェート				
18				0.1−1%					
19				0%					
20	△	△	△	0.1−1%	ジチオカルバメート系農薬				
21	−	△	△	1−10%					
22				0.1−1%					
23				0%	イミノクタジン酢酸塩	ダイアジノン			
24	−	※	※	0%					
25	−	−	△	1−10%	カルボフラン(カルボスルファン代謝物)				
26				0.1−1%	トリクロピル	パラコート			
27				0−0.1%					
28				0%	シアナジン	ペノミル			
29	−	−	※	0%	ジクワット	トリクロルホン(DEP)	フェンチオン(MPP)		
30	−	−	−	0%	1,3−ジクロロプロペン(D−D)	カルタップ	ダイムロン	フェリムゾン	ペンフレセート
					アラクロール	カルバリル(NAC)	ダゾメット、メタム(カーバム)及びメチルイソチオシアネート※	フェントエート(PAP)	ホスチアゼート
					メタラキシル	2,4−ジクロロフェノキシ酢酸(2,4−D)	チアジニル	フェントラザミド	マラソン (マラチオン)
					メチダチオン(DMTP)	キノクラミン(ACN)	チウラム	フサライド	メコプロップ(MCPP)
					メトミノストロビン	キャプタン	チオジカルブ	ブタクロール	メソミル
					メトリブジン	クミルロン	チオファネートメチル	ブタミホス	
					メフェナセット	グリホサート	チオベンカルブ	ブプロフェジン	
					メプロニル	グルホシネート	テフリルトリオン	アニロホス	
					モリネート	クロメプロップ	テルブカルブ(MBPMC)	フルアジナム	
					イソキサチオン	クロルピリホス	アシュラム	プレチラクロール	
					イソフェンホス	クロロタロニル(TPN)	トリシクラゾール	プロシミドン	
					イソプロカルブ(MIPC)	シアノホス (CYAP)	トリフルラリン	プロチオホス	
					イソプロチオラン(IPT)	ジウロン(DCMU)	ナプロパミド	プロピコナゾール	
					イプロベンホス(IBP)	EPN	ピペロホス	プロピザミド	
					インダノファン	ジクロベニル(DBN)	ピラクロニル	プロベナゾール	
					エスプロカルブ	ジクロルボス(DDVP)	ピラゾキシフェン	ブロモブチド	
					エトフェンプロックス	エチルチオメトン	ピラゾリネート(ピラゾレート)	ペンシクロン	
					ダラポン	ジチオピル	ピリダフェンチオン	ペンゾビシクロン	
					ｴﾝﾄﾞｽﾙﾌｧﾝ(ﾍﾟﾝｿﾞｴﾋﾟﾝ､ｴﾝﾄﾞｽﾙﾌｪｰﾄ)	シハロホップブチル	ピリブチカルブ	アミトラズ	
					オキサジクロメホン	シマジン(CAT)	ピロキロン	ベンゾフェナップ	
					オキシン銅	ジメタメトリン	アトラジン	ベンタゾン	
					オリサストロビン	ジメトエート	フィプロニル	ペンディメタリン	
					カズサホス	シメトリン	フェニトロチオン(MEP)	ペンフラカルブ	
					カフェンストロール	MCPA	フェノブカルブ(BPMC)	ペンフルラリン(ペスロジン)	

凡例　○ ： 直近3ヶ年以上継続で超過地点数が1地点以上　　△ ： 直近3ヶ年で、継続ではないが、3ヵ年のいずれかで超過地点数が1地点以上

※ ： 直近3ヶ年では超過地点数はないが、4～5年前に超過地点数が1地点以上　　－ ： 5ヶ年継続で超過地点数が0地点

※1：平成30年4月1日時点の目標値で評価している。

(3) 定期見直しにおける水質基準等の分類結果

整理した超過状況に対し、表 2-12 に示した分類要件を適用して分類した。過去 5 年間に基準値又は目標値が変更になった項目については、現行の基準値又は目標値により集計を行った。(表 2-13～表 2-14)

表 2-12　水質基準項目及び水質管理目標設定項目の分類要件

	分類要件 1　YES		分類要件 1　NO
	分類要件 2　YES	分類要件 2　NO	
見直し時点で水質基準項目	水質基準項目	水質基準項目	水質管理目標設定項目
見直し時点で水質管理目標設定項目	水質基準項目	水質管理目標設定項目	水質管理目標設定項目

分類要件１：最近 3 ヶ年継続で評価値の 10%超過地点が 1 地点以上存在
分類要件２：最近 3 ヶ年継続で評価値の 50%超過地点が 1 地点以上存在
又は最近 5 ヶ年の間に評価値超過地点が 1 地点以上存在

表 2-13　分類要件に基づく水質基準項目及び水質管理目標設定項目の分類結果

<table>
<tr><th rowspan="4"></th><th colspan="3">分類要件1
最近3ヶ年継続で評価値の10%超過地点が1地点以上存在</th></tr>
<tr><th colspan="2">YES</th><th rowspan="3">NO</th></tr>
<tr><th colspan="2">分類要件2
最近3ヶ年継続で評価値の50%超過地点が1地点以上存在
又は最近5ヶ年の間に評価値超過地点が1地点以上存在</th></tr>
<tr><th>YES</th><th>NO</th></tr>
<tr><td rowspan="2">見直し時点で
水質基準項目</td><td>水質基準項目</td><td>水質基準項目</td><td>水質管理目標設定項目</td></tr>
<tr><td>ジクロロ酢酸
トリクロロ酢酸
クロロホルム
総トリハロメタン
ブロモジクロロメタン
臭素酸
クロロ酢酸
ホウ素及びその化合物
ジブロモクロロメタン
ブロモホルム
四塩化炭素
亜鉛及びその化合物</td><td>非イオン界面活性剤
六価クロム化合物
セレン及びその化合物
1,4-ジオキサン
cis-1,2-ジクロロエチレン及びトランス－1,2－ジクロロエチレン
ベンゼン
ジクロロメタン</td><td>陰イオン界面活性剤</td></tr>
<tr><td rowspan="2">見直し時点で
水質管理目標
設定項目</td><td>水質基準項目</td><td>水質管理目標設定項目</td><td>水質管理目標設定項目</td></tr>
<tr><td>1,2-ジクロロエタン
メチル－t－ブチルエーテル（MTBE）</td><td>アンチモン及びその化合物
ニッケル及びその化合物
フタル酸ジ（2－エチルヘキシル）
亜塩素酸</td><td>1,1,1-トリクロロエタン
1,1-ジクロロエチレン
トルエン
二酸化塩素</td></tr>
</table>

表 2-14　対象農薬リスト掲載農薬類の分類結果

	分類要件1 最近3ヶ年継続で評価値の10%超過地点が1地点以上存在				
	YES		NO		
	分類要件2 最近3ヶ年継続で評価値の50%超過地点が1地点以上存在 又は最近5ヶ年の間に評価値超過地点が1地点以上存在				
	YES	NO			
	水質基準項目	水質管理目標設定項目	水質管理目標設定項目		
見直し時点で水質管理目標設定項目	クロルニトロフェン(CNP)	アセフェート	1,3-ジクロロプロペン(D-D)	ジクロルボス(DDVP)	フサライド
			ダラポン	ジクワット	ブタクロール
			2,4-ジクロロフェノキシ酢酸(2,4-D)	エチルチオメトン	ブタミホス
			EPN	ジチオカルバメート系農薬	ブプロフェジン
			ＭＣＰＡ	ジチオピル	フルアジナム
			アシュラム	シハロホップブチル	プレチラクロール
			アトラジン	シマジン(CAT)	プロシミドン
			アニロホス	ジメタメトリン	プロチオホス
			アミトラズ	ジメトエート	プロピコナゾール
			アラクロール	シメトリン	プロピザミド
			イソキサチオン	ダイアジノン	プロベナゾール
			イソフェンホス	ダイムロン	ブロモブチド
			イソプロカルブ(MIPC)	ﾀﾞｿﾞﾒｯﾄ、ﾒﾀﾑ（ｶｰﾊﾞﾑ）及びﾒﾁﾙｲｿﾁｵｼｱﾈｰﾄ※	ベノミル
			イソプロチオラン(IPT)	チアジニル	ペンシクロン
			イプロベンホス(IBP)	チウラム	ベンゾビシクロン
			イミノクタジン酢酸塩	チオジカルブ	ベンゾフェナップ
			インダノファン	チオファネートメチル	ベンタゾン
			エスプロカルブ	チオベンカルブ	ペンディメタリン
			エトフェンプロックス	テフリルトリオン	ベンフラカルブ
			ｴﾝﾄﾞｽﾙﾌｧﾝ(ﾍﾞﾝｿﾞｴﾋﾟﾝ,ｴﾝﾄﾞｽﾙﾌｪｰﾄ)	テルブカルブ(MBPMC)	ベンフルラリン(ベスロジン)
			オキサジクロメホン	トリクロピル	ベンフレセート
			オキシン銅	トリクロルホン(DEP)	ホスチアゼート
			オリサストロビン	トリシクラゾール	マラソン（マラチオン）
			カズサホス	トリフルラリン	メコプロップ(MCPP)
			カフェンストロール	ナプロパミド	メソミル
			カルタップ	パラコート	メタラキシル
			カルバリル(NAC)	ピペロホス	メチダチオン(DMTP)
			カルボフラン(カルボスルファン代謝物)	ピラクロニル	メトミノストロビン
			キノクラミン（ＡＣＮ）	ピラゾキシフェン	メトリブジン
			キャプタン	ピラゾリネート(ピラゾレート)	メフェナセット
			クミルロン	ピリダフェンチオン	メプロニル
			グリホサート	ピリブチカルブ	モリネート
			グルホシネート	ピロキロン	
			クロメプロップ	フィプロニル	
			クロルピリホス	フェニトロチオン(MEP)	
			クロロタロニル(TPN)	フェノブカルブ(BPMC)	
			シアナジン	フェリムゾン	
			シアノホス（ＣＹＡＰ）	フェンチオン(MPP)	
			ジウロン(DCMU)	フェントエート(PAP)	
			ジクロベニル(DBN)	フェントラザミド	

2-2. 水道事業体における要検討項目等の検出状況の整理

2-2-1. 調査概要

全国の水道事業者等が平成 28 年度～令和 3 年度に実施した水質測定の結果（要検討項目及び農薬類）について、データチェック及び集計を行った。

1）調査の対象とした水質測定結果

全国の厚生労働大臣認可及び都道府県知事認可の水道事業者及び水道用水供給事業者が平成 28 年度～令和 3 年度に実施した要検討項目及び農薬類の測定の結果を対象とした。

2）調査の対象とした水質項目

調査対象項目は、以下に示す合計 145 項目とした。項目の一覧を表 2-15 に示す。

- 要検討項目　　48 項目（うち 1 項目削除）
- 農薬類　　96 項目（要検討：14 項目、その他：84 項目）

表 2-15　検討対象項目

分類	番号	項目	目標値等（mg/L）
要検討項目	検-01	銀	－
要検討項目	検-02	バリウム	0.7
要検討項目	検-03	ビスマス	－
要検討項目	検-04	モリブデン	0.07
要検討項目	検-05	アクリルアミド	0.0005
要検討項目	検-06	アクリル酸	－
要検討項目	検-07	１７－β－エストラジオール（Ｅ２）	0.00008P
要検討項目	検-08	エチニル－エストラジオール（ＥＥ２）	0.00002P
要検討項目	検-09	エチレンジアミン四酢酸（ＥＤＴＡ）	0.5
要検討項目	検-10	エピクロロヒドリン	0.0004P
要検討項目	検-11	塩化ビニル	0.002
要検討項目	検-12	酢酸ビニル	－
要検討項目	検-13	２，４－トルエンジアミン	－
要検討項目	検-14	２，６－トルエンジアミン	－
要検討項目	検-15	Ｎ，Ｎ－ジメチルアニリン	－
要検討項目	検-16	スチレン	0.02
要検討項目	検-17	ダイオキシン類	1pgTEQ/L（P）
要検討項目	検-18	トリエチレンテトラミン	－
要検討項目	検-19	ノニルフェノール	0.3P
要検討項目	検-20	ビスフェノールＡ	0.1P
要検討項目	検-21	ヒドラジン	－
要検討項目	検-22	１，２－ブタジエン	－
要検討項目	検-23	１，３－ブタジエン	－
要検討項目	検-24	フタル酸ジ（ｎ－ブチル）	0.01

表 2-15　検討対象項目

分類	番号	項目	目標値等（mg/L）
要検討項目	検-25	フタル酸ブチルベンジル	0.5
要検討項目	検-26	ミクロキスチン－ＬＲ	0.0008P
要検討項目	検-27	有機すず化合物	0.0006P（TBTO）
要検討項目	検-28	ブロモクロロ酢酸	－
要検討項目	検-29	ブロモジクロロ酢酸	－
要検討項目	検-30	ジブロモクロロ酢酸	－
要検討項目	検-31	ブロモ酢酸	－
要検討項目	検-32	ジブロモ酢酸	－
要検討項目	検-33	トリブロモ酢酸	－
要検討項目	検-34	トリクロロアセトニトリル	－
要検討項目	検-35	ブロモクロロアセトニトリル	－
要検討項目	検-36	ジブロモアセトニトリル	0.06
要検討項目	検-37	アセトアルデヒド	－
要検討項目	検-38	ＭＸ	0.001
要検討項目	検-39	削除	
要検討項目	検-40	キシレン	0.4
要検討項目	検-41	過塩素酸	0.025
要検討項目	検-42	パーフルオロオクタン酸（ＰＦＯＡ）	－
要検討項目	検-43	パーフルオロオクタンスルホン酸（ＰＦＯＳ）	－
要検討項目	検-44	Ｎ－ニトロソジメチルアミン（ＮＤＭＡ）	0.0001
要検討項目	検-45	アニリン	0.02
要検討項目	検-46	キノリン	0.0001
要検討項目	検-47	１，２，３－トリクロロベンゼン	0.02
要検討項目	検-48	ニトリロ三酢酸（ＮＴＡ）	0.2
要検討農薬類	要-001	アセタミプリド	0.2
要検討農薬類	要-002	イミダクロプリド	0.1
要検討農薬類	要-003	エチプロール	0.01
要検討農薬類	要-004	クロロピクリン	-
要検討農薬類	要-005	テブコナゾール	0.07
要検討農薬類	要-006	テフリルトリオン	0.002
要検討農薬類	要-006	パラチオンメチル	0.04
要検討農薬類	要-007	ヒメキサゾール（ヒドロキシイソキサゾール）	0.1
要検討農薬類	要-008	ピラクロホス	－
要検討農薬類	要-009	フルスルファミド	－
要検討農薬類	要-010	ブロマシル	0.05
要検討農薬類	要-011	ペントキサゾン	0.6
要検討農薬類	要-012	ホサロン	0.005
要検討農薬類	要-013	メタアルデヒド	0.06
要検討農薬類	要-014 (~H27)	ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネート：メチルイソチオシアネート	-

表 2-15　検討対象項目

分類	番号	項目	目標値等（mg/L）
要検討農薬類	要-014	メトラクロール	0.2
その他農薬類	他-001	２―クロロプロピオン酸メチル（ＭＣＰＭ）	－
その他農薬類	他-002	２，４―ＤＢ	－
その他農薬類	他-003	ＤＢＥＤＣ	－
その他農薬類	他-004	ＭＣＰＢ	0.08
その他農薬類	他-005	アシベンゾラルＳメチル	0.2
その他農薬類	他-006	アジムスルフロン	0.2
その他農薬類	他-007	アミトロール	0.003
その他農薬類	他-008	アメトリン	0.2
その他農薬類	他-009	イナベンフィド	0.3
その他農薬類	他-010	イマゾスルフロン	0.2
その他農薬類	他-011	ウニコナゾールＰ	0.04
その他農薬類	他-012	エトキシスルフロン	0.1
その他農薬類	他-013	エトベンザニド	0.1
その他農薬類	他-014	エンドタール	－
その他農薬類	他-015	オキサジアルギル	0.02
その他農薬類	他-016	オキサミル	0.05
その他農薬類	他-017	オキソリニック酸	0.05
その他農薬類	他-018	キザロホップエチル	0.02
その他農薬類	他-019	クロチアニジン	0.2
その他農薬類	他-020	クロマフェノジド	0.7
その他農薬類	他-021	クロルタールジメチル（ＴＣＴＰ）	－
その他農薬類	他-022	クロルピリホスメチル	0.03
その他農薬類	他-023	シクロスルファムロン	0.08
その他農薬類	他-024	ジクロフェンチオン（ＥＣＰ）	0.006
その他農薬類	他-025	シクロプロトリン	0.008
その他農薬類	他-026	ジクロメジン	0.05
その他農薬類	他-027	ジクロルプロップ	0.06
その他農薬類	他-028	ジコホル（ケルセン）	0.06
その他農薬類	他-029	シノスルフロン	0.2
その他農薬類	他-030	ジノテフラン	0.6
その他農薬類	他-031	ジフェノコナゾール	0.02
その他農薬類	他-032	シフルトリン	0.05
その他農薬類	他-033	ジフルベンズロン	0.05
その他農薬類	他-034	シプロコナゾール	0.02
その他農薬類	他-035	シプロジニル	0.07
その他農薬類	他-036	シペルメトリン	0.1
その他農薬類	他-037	シメコナゾール	0.02
その他農薬類	他-038	ジメチルビンホス	0.01
その他農薬類	他-039	シラフルオフェン	0.3
その他農薬類	他-040	シンメチリン	0.1

表 2-15　検討対象項目

分類	番号	項目	目標値等（mg/L）
その他農薬類	他-041	スピノサド	0.06
その他農薬類	他-042	セトキシジム	0.4
その他農薬類	他-043	チアクロプリド	－
その他農薬類	他-044	チアメトキサム	0.05
その他農薬類	他-045	チオシクラム	0.03
その他農薬類	他-046	チフルザミド	0.04
その他農薬類	他-047	テクロフタラム	0.1
その他農薬類	他-048	テトラクロルビンホス（ＣＶＭＰ）	0.01
その他農薬類	他-049	テトラコナゾール	0.01
その他農薬類	他-050	テブフェノジド	0.04
その他農薬類	他-051	トリネキサパックエチル	0.01
その他農薬類	他-052	トリフルミゾール	0.04
その他農薬類	他-053	トルフェンピラド	0.01
その他農薬類	他-054	ナプロアニリド	0.02
その他農薬類	他-055	ニテンピラム	1.3
その他農薬類	他-056	パクロブトラゾール	0.05
その他農薬類	他-057	バリダマイシン	－
その他農薬類	他-058	ビスピリバック	0.03
その他農薬類	他-059	ピメトロジン	0.03
その他農薬類	他-060	ピラゾスルフロンエチル	0.03
その他農薬類	他-061	ピリミノバックメチル	0.05
その他農薬類	他-062	ピリミホスメチル	0.06
その他農薬類	他-063	ピレトリン	0.1
その他農薬類	他-064	フェノキサニル	0.02
その他農薬類	他-065	フェンバレレート	0.04
その他農薬類	他-066	フラチオカルブ	0.008
その他農薬類	他-067	フラメトピル	0.02
その他農薬類	他-068	フルアジホップ	0.01
その他農薬類	他-069	プロパニル（ＤＣＰＡ）	0.04
その他農薬類	他-070	プロパホス	0.001
その他農薬類	他-071	プロパルギット（ＢＰＰＳ）	0.02
その他農薬類	他-072	プロヘキサジオン	0.5
その他農薬類	他-073	プロポキスル（ＰＨＣ）	0.2
その他農薬類	他-074	プロメトリン	0.08
その他農薬類	他-075	ペルメトリン	0.1
その他農薬類	他-076	ベンスルタップ	0.09
その他農薬類	他-077	ベンダイオカルブ	0.009
その他農薬類	他-078	ホキシム	0.003
その他農薬類	他-079	ボスカリド	0.1
その他農薬類	他-080	ミルネブ（チアジアジン）	－
その他農薬類	他-081	メタミドホス	0.002

表 2-15　検討対象項目

分類	番号	項目	目標値等（mg/L）
その他農薬類	他-082	メチルイソシアネート	0.006
その他農薬類	他-083	モノクロトホス	0.002
その他農薬類	他-084	リニュロン	0.02

2-2-2. 測定地点数、検出地点数及び検出率の一覧表

各調査対象項目について、各年度の原水／浄水別の測定地点数と検出地点数及び検出率を表 2-16 に示す。

ここでは次の２ケースについて検出地点数と検出率を整理した。

《ａ》最大値が目標値の 10%値（農薬においては 1%値、目標値が定められていない項目については定量下限値）を超過して検出された地点

《ｂ》最大値が定量下限値以上かつ目標値の 10%値以下（農薬においては 1%値以下）で検出された地点
（目標値が定められていない項目については、最大値が定量下限値と等しい地点）

表 2-16　測定地点数、検出地点数及び検出率（1/9）

物質No.	物質名称	目標値(mg/L)	年度	測定地点数		《a》最大値が目標値の10%値（農薬は1%値、目標値がない項目は定量下限値）を超過して検出された地点				《b》最大値が定量下限値以上かつ目標値の10%値以下（農薬は1%値以下）で検出された地点（目標値がない項目は年最大値が定量下限値と等しい地点）				《c》最大値及び最大値の目標値に対する割合			
						検出地点数		検出率（測定地点数に対する割合）		検出地点数		検出率（測定地点数に対する割合）		原水		浄水	
				原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	濃度※(mg/L)	目標値に対する割合	濃度※(mg/L)	目標値に対する割合
検-01	銀	－	R02	120	157	2	2	1.7%	1.3%	5	7	4.2%	4.5%	0.04	目標値ナシ	0.01	目標値ナシ
			R03	131	171	2	1	1.5%	0.6%	4	3	3.1%	1.8%	0.04	目標値ナシ	0.02	目標値ナシ
検-02	バリウム	0.7	R02	140	184	4	0	2.9%	0.0%	5	4	3.6%	2.2%	0.1	14.3%	0.05	7.1%
			R03	148	202	4	0	2.7%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.1	14.3%	0.05	7.1%
検-03	ビスマス	－	R02	99	135	0	1	0.0%	0.7%	3	3	3.0%	2.2%	0.00026	目標値ナシ	0.001149	目標値ナシ
			R03	107	151	0	1	0.0%	0.7%	2	3	1.9%	2.0%	0.001	目標値ナシ	0.001149	目標値ナシ
検-04	モリブデン	0.07	R02	343	441	3	0	0.9%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.02	28.6%	0.002	2.9%
			R03	301	455	2	0	0.7%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.018	25.7%	0.002	2.9%
検-05	アクリルアミド	0.0005	R02	58	51	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R03	55	56	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
検-06	アクリル酸	－	R02	34	35	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
			R03	42	60	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
検-07	１７－β－エストラジオール（Ｅ２）	0.00008(P)	R02	44	43	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R03	41	47	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.000001	1.3%	ND	0%
検-08	エチニルーエストラジオール（ＥＥ２）	0.00002(P)	R02	40	42	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R03	37	46	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
検-09	エチレンジアミン四酢酸（ＥＤＴＡ）	0.5	R02	52	37	0	0	0.0%	0.0%	2	1	3.8%	2.7%	0.025	5.0%	0.0152	3.0%
			R03	52	46	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.017	3.4%	0.0095	1.9%
検-10	エピクロロヒドリン	0.0004(P)	R02	54	51	0	1	0.0%	2.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	0.0001	25.0%
			R03	55	58	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
検-11	塩化ビニル	0.002	R02	55	52	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R03	54	59	1	0	1.9%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.002	100.0%	0.0002	10.0%
検-12	酢酸ビニル	－	R02	41	25	1	0	2.4%	0.0%	1	0	2.4%	0.0%	0.0001	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
			R03	43	28	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
検-13	２，４－トルエンジアミン	－	R02	14	14	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
			R03	14	16	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
検-14	２，６－トルエンジアミン	－	R02	14	14	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
			R03	14	16	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
検-15	Ｎ，Ｎ－ジメチルアニリン	－	R02	52	39	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
			R03	53	39	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
検-16	スチレン	0.02	R02	69	58	0	0	0.0%	0.0%	1	0	1.4%	0.0%	0.000054	0.3%	ND	0%
			R03	67	61	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.0002	1.0%	0.0002	1.0%
検-17	ダイオキシン類	1pgTEQ/L(P)	R02	282	256	44	1	15.6%	0.4%	130	64	46.1%	25.0%	0.5	50.0%	0.13	13.0%
			R03	251	214	36	1	14.3%	0.5%	116	44	46.2%	20.6%	1.3	130.0%	0.59	59.0%

注）検出地点数と検出率が“-”のケースは、測定結果の回答がなかったケースを表す。

着色セルは、検出率が0%のケースを表す。

表 2-16　測定地点数、検出地点数及び検出率（2/9）

物質No.	物質名称	目標値(mg/L)	年度	測定地点数		《a》最大値が目標値の10%値（農薬は1%値、目標値がない項目は定量下限値）を超過して検出された地点				《b》最大値が定量下限値以上かつ目標値の10%値以下（農薬は1%値以下）で検出された地点（目標値がない項目は年最大値が定量下限値と等しい地点）				《c》最大値及び最大値の目標値に対する割合			
						検出地点数		検出率（測定地点数に対する割合）		検出地点数		検出率（測定地点数に対する割合）		原水		浄水	
				原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	濃度※(mg/L)	目標値に対する割合	濃度※(mg/L)	目標値に対する割合
検-18	トリエチレンテトラミン	－	R02	22	23	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
			R03	22	24	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
検-19	ノニルフェノール	0.3(P)	R02	99	86	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R03	94	95	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.001	0.3%	0.001	0.3%
検-20	ビスフェノールＡ	0.1(P)	R02	108	99	1	0	0.9%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.02	20.0%	ND	0%
			R03	96	98	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.001	1.0%	0.001	1.0%
検-21	ヒドラジン	－	R02	39	24	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
			R03	49	49	4	0	8.2%	0.0%	1	0	2.0%	0.0%	0.012	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
検-22	１，２－ブタジエン	－	R02	15	16	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
			R03	16	18	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
検-23	１，３－ブタジエン	－	R02	15	16	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
			R03	16	18	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
検-24	フタル酸ジ（ｎ－ブチル）	0.01	R02	120	171	1	3	0.8%	1.8%	2	1	1.7%	0.6%	0.00121	12.1%	0.002	20.0%
			R03	106	159	4	3	3.8%	1.9%	0	0	0.0%	0.0%	0.004	40.0%	0.004	40.0%
検-25	フタル酸ブチルベンジル	0.5	R02	119	164	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.001	0.2%	0.001	0.2%
			R03	106	158	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.01	2.0%	0.01	2.0%
検-26	ミクロキスチン－ＬＲ	0.0008(P)	R02	72	67	7	0	9.7%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.0028	350.0%	ND	0%
			R03	84	87	8	0	9.5%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.0019	237.5%	ND	0%
検-27	有機すず化合物	0.0006(P)(TBTO)	R02	18	19	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R03	18	22	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
検-28	ブロモクロロ酢酸	－	R02	12	134	0	32	0.0%	23.9%	4	23	33.3%	17.2%	ND	目標値ナシ	0.013	目標値ナシ
			R03	11	113	0	18	0.0%	15.9%	0	21	0.0%	18.6%	ND	目標値ナシ	0.016	目標値ナシ
検-29	ブロモジクロロ酢酸	－	R02	9	90	0	15	0.0%	16.7%	4	12	44.4%	13.3%	ND	目標値ナシ	0.004	目標値ナシ
			R03	8	88	0	8	0.0%	9.1%	0	8	0.0%	9.1%	ND	目標値ナシ	0.004	目標値ナシ
検-30	ジブロモクロロ酢酸	－	R02	9	79	0	0	0.0%	0.0%	3	3	33.3%	3.8%	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
			R03	8	77	0	0	0.0%	0.0%	0	4	0.0%	5.2%	ND	目標値ナシ	0.001	目標値ナシ
検-31	ブロモ酢酸	－	R02	14	150	0	0	0.0%	0.0%	3	3	21.4%	2.0%	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
			R03	14	141	0	3	0.0%	2.1%	1	4	7.1%	2.8%	ND	目標値ナシ	0.001	目標値ナシ
検-32	ジブロモ酢酸	－	R02	12	134	0	14	0.0%	10.4%	3	5	25.0%	3.7%	ND	目標値ナシ	0.004	目標値ナシ
			R03	11	124	0	3	0.0%	2.4%	0	6	0.0%	4.8%	ND	目標値ナシ	0.004	目標値ナシ
検-33	トリブロモ酢酸	－	R02	9	79	0	0	0.0%	0.0%	3	3	33.3%	3.8%	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
			R03	8	77	0	0	0.0%	0.0%	0	3	0.0%	3.9%	ND	目標値ナシ	0.001	目標値ナシ
検-34	トリクロロアセトニトリル	－	R02	16	168	0	0	0.0%	0.0%	3	3	18.8%	1.8%	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
			R03	15	157	0	1	0.0%	0.6%	0	3	0.0%	1.9%	ND	目標値ナシ	0.002	目標値ナシ

注）検出地点数と検出率が“-”のケースは、測定結果の回答がなかったケースを表す。
　　着色セルは、検出率が0%のケースを表す。

表 2-16　測定地点数、検出地点数及び検出率（3/9）

物質No.	物質名称	目標値(mg/L)	年度	測定地点数		《a》最大値が目標値の10%値（農薬は1%値、目標値がない項目は定量下限値）を超過して検出された地点				《b》最大値が定量下限値以上かつ目標値の10%値以下（農薬は1%値以下）で検出された地点（目標値がない項目は年最大値が定量下限値と等しい地点）				《c》最大値及び最大値の目標値に対する割合			
						検出地点数		検出率（測定地点数に対する割合）		検出地点数		検出率（測定地点数に対する割合）		原水		浄水	
				原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	濃度※(mg/L)	目標値に対する割合	濃度※(mg/L)	目標値に対する割合
検-35	ブロモクロロアセトニトリル	－	R02	13	138	0	0	0.0%	0.0%	3	6	23.1%	4.3%	ND	目標値ナシ	0.001	目標値ナシ
			R03	12	134	0	0	0.0%	0.0%	0	3	0.0%	2.2%	ND	目標値ナシ	0.001	目標値ナシ
検-36	ジブロモアセトニトリル	0.06	R02	28	192	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	0.001	1.7%
			R03	27	182	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	0.002	3.3%
検-37	アセトアルデヒド	－	R02	28	148	0	13	0.0%	8.8%	4	6	14.3%	4.1%	ND	目標値ナシ	0.003	目標値ナシ
			R03	36	151	0	4	0.0%	2.6%	0	13	0.0%	8.6%	ND	目標値ナシ	0.005	目標値ナシ
検-38	ＭＸ	0.001	R02	7	9	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R03	7	11	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
検-40	キシレン	0.4	R02	340	415	0	0	0.0%	0.0%	1	0	0.3%	0.0%	0.0002	0.1%	0.04	10.0%
			R03	283	386	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.01	2.5%	0.04	10.0%
検-41	過塩素酸	0.025	R02	55	58	3	0	5.5%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.0029	11.6%	0.0023	9.2%
			R03	63	81	4	6	6.3%	7.4%	0	0	0.0%	0.0%	0.0039	15.6%	0.0036	14.4%
検-44	Ｎ－ニトロソジメチルアミン（ＮＤＭＡ）	0.0001	R02	31	41	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.000005	5.0%	0.000008	8.0%
			R03	29	41	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.000002	2.0%	0.000001	1.0%
検-45	アニリン	0.02	R02	36	38	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R03	45	64	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
検-46	キノリン	0.0001	R02	39	43	1	0	2.6%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.00002	20.0%	ND	0%
			R03	47	68	2	3	4.3%	4.4%	0	0	0.0%	0.0%	0.00003	30.0%	0.00003	30.0%
検-47	１，２，３－トリクロロベンゼン	0.02	R02	41	47	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R03	40	49	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.001	5.0%	0.001	5.0%
検-48	ニトリロ三酢酸（ＮＴＡ）	0.2	R02	26	28	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.0002	0.1%	ND	0%
			R03	26	30	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.0013	0.7%	0.0007	0.4%

注）検出地点数と検出率が“-”のケースは、測定結果の回答がなかったケースを表す。
　　着色セルは、検出率が0%のケースを表す。

表 2-16　測定地点数、検出地点数及び検出率（4/9）

物質No.	物質名称	目標値(mg/L)	年度	測定地点数		《a》最大値が目標値の10%値（農薬は1%値、目標値がない項目は定量下限値）を超過して検出された地点				《b》最大値が定量下限値以上かつ目標値の10%値以下（農薬は1%値以下）で検出された地点（目標値がない項目は年最大値が定量下限値と等しい地点）				《c》最大値及び最大値の目標値に対する割合			
						検出地点数		検出率（測定地点数に対する割合）		検出地点数		検出率（測定地点数に対する割合）		原水		浄水	
				原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	濃度※(mg/L)	目標値に対する割合	濃度※(mg/L)	目標値に対する割合
要-001	アセタミプリド	0.2	R02	50	50	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R03	72	88	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.000003	0.0%	0.000003	0.0%
要-002	イミダクロプリド	0.1	R02	76	69	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.00001	0.0%	ND	0%
			R03	84	93	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.000019	0.0%	0.000017	0.0%
要-003	エチプロール	0.01	R02	27	20	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R03	37	25	1	0	2.7%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.0002	2.0%	ND	0%
要-004	クロロピクリン	－	R02	8	6	0	0	0.0%	0.0%	3	3	37.5%	50.0%	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
			R03	5	3	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
要-005	テブコナゾール	0.07	R02	46	43	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.0007	1.0%	ND	0%
			R03	59	70	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
要-006	パラチオンメチル	0.04	R02	3	3	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R03	0	0	0	0	－	－	0	0	－	－	ND	0%	ND	0%
要-007	ヒメキサゾール（ヒドロキシイソキサゾール）	0.1	R02	14	12	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R03	11	9	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
要-008	ピラクロホス	－	R02	32	32	0	0	0.0%	0.0%	3	3	9.4%	9.4%	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
			R03	28	28	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
要-009	フルスルファミド	－	R02	36	36	0	0	0.0%	0.0%	3	3	8.3%	8.3%	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
			R03	39	55	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
要-010	ブロマシル	0.05	R02	56	58	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.00015	0.3%	ND	0%
			R03	57	76	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.00016	0.3%	ND	0%
要-011	ペントキサゾン	0.6	R02	55	47	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R03	65	76	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
要-012	ホサロン	0.005	R02	35	35	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R03	31	31	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
要-013	メタアルデヒド	0.06	R02	9	5	5	2	55.6%	40.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.004	6.7%	0.001	1.7%
			R03	11	0	9	0	81.8%	－	0	0	0.0%	－	0.012	20.0%	ND	0%
要-014	メトラクロール	0.2	R02	36	39	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R03	31	35	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%

注）検出地点数と検出率が“－”のケースは、測定結果の回答がなかったケースを表す。
　　着色セルは、検出率が0%のケースを表す。

表 2-16　測定地点数、検出地点数及び検出率（5/9）

物質No.	物質名称	目標値(mg/L)	年度	測定地点数		《a》最大値が目標値の10%値（農薬は1%値、目標値がない項目は定量下限値）を超過して検出された地点				《b》最大値が定量下限値以上かつ目標値の10%値以下（農薬は1%値以下）で検出された地点（目標値がない項目は年最大値が定量下限値と等しい地点）				《c》最大値及び最大値の目標値に対する割合			
						検出地点数		検出率（測定地点数に対する割合）		検出地点数		検出率（測定地点数に対する割合）		原水		浄水	
				原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	濃度※(mg/L)	目標値に対する割合	濃度※(mg/L)	目標値に対する割合
他-001	２―クロロプロピオン酸メチル（ＭＣＰＭ）	－	R02	3	3	0	0	0.0%	0.0%	3	3	100.0%	100.0%	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
			R03	0	0	0	0	－	－	0	0	－	－	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
他-002	２，４―ＤＢ	－	R02	3	3	0	0	0.0%	0.0%	3	3	100.0%	100.0%	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
			R03	0	0	0	0	－	－	0	0	－	－	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
他-003	ＤＢＥＤＣ	－	R02	3	3	0	0	0.0%	0.0%	3	3	100.0%	100.0%	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
			R03	0	0	0	0	－	－	0	0	－	－	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
他-004	ＭＣＰＢ	0.08	R02	13	8	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
		0.03	R03	9	4	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-005	アシベンゾラルＳメチル	0.2	R02	25	25	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R03	28	44	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-006	アジムスルフロン	0.2	R02	3	3	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R03	0	0	0	0	－	－	0	0	－	－	ND	0%	ND	0%
他-007	アミトロール	0.003	R02	3	3	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R03	0	0	0	0	－	－	0	0	－	－	ND	0%	ND	0%
他-008	アメトリン	0.2	R02	28	28	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R03	31	47	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-009	イナベンフィド	0.3	R02	25	25	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R03	28	44	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-010	イマゾスルフロン	0.2	R02	29	25	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.00091	0.5%	ND	0%
			R03	20	18	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.00003	0.0%	ND	0%
他-011	ウニコナゾールＰ	0.04	R02	27	27	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R03	23	23	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-012	エトキシスルフロン	0.1	R02	31	28	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R03	36	47	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-013	エトベンザニド	0.1	R02	31	30	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R03	34	49	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-014	エンドタール	－	R02	3	3	0	0	0.0%	0.0%	3	3	100.0%	100.0%	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
			R03	0	0	0	0	－	－	0	0	－	－	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
他-015	オキサジアルギル	0.02	R02	28	27	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R03	31	46	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-016	オキサミル	0.05	R02	28	28	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R03	23	23	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-017	オキソリニック酸	0.05	R02	3	3	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R03	0	0	0	0	－	－	0	0	－	－	ND	0%	ND	0%

注）検出地点数と検出率が“－”のケースは、測定結果の回答がなかったケースを表す。
　　着色セルは、検出率が0%のケースを表す。

表 2-16　測定地点数、検出地点数及び検出率（6/9）

物質No.	物質名称	目標値(mg/L)	年度	測定地点数		《a》最大値が目標値の10%値（農薬は1%値、目標値がない項目は定量下限値）を超過して検出された地点				《b》最大値が定量下限値以上かつ目標値の10%値以下（農薬は1%値以下）で検出された地点（目標値がない項目は年最大値が定量下限値と等しい地点）				《c》最大値及び最大値の目標値に対する割合			
						検出地点数		検出率（測定地点数に対する割合）		検出地点数		検出率（測定地点数に対する割合）		原水		浄水	
				原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	濃度※(mg/L)	目標値に対する割合	濃度※(mg/L)	目標値に対する割合
他-018	キザロホップエチル	0.02	R02	28	28	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R03	31	47	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-019	クロチアニジン	0.2	R02	83	72	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.00007	0.0%	0.00001	0.0%
			R03	88	102	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.00128	0.6%	0.000034	0.0%
他-020	クロマフェノジド	0.7	R02	25	25	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R03	28	44	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-021	クロルタールジメチル（ＴＣＴＰ）	－	R02	20	22	0	0	0.0%	0.0%	3	3	15.0%	13.6%	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
			R03	16	18	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
他-022	クロルピリホスメチル	0.03	R02	30	29	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R03	26	25	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-023	シクロスルファムロン	0.08	R02	5	3	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R03	0	0	0	0	－	－	0	0	－	－	ND	0%	ND	0%
他-024	ジクロフェンチオン（ＥＣＰ）	0.006	R02	25	25	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R03	21	21	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-025	シクロプロトリン	0.008	R02	3	3	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R03	0	0	0	0	－	－	0	0	－	－	ND	0%	ND	0%
他-026	ジクロメジン	0.05	R02	25	25	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R03	28	44	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-027	ジクロルプロップ	0.06	R02	25	25	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R03	28	44	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-028	ジコホル（ケルセン）	0.06	R02	3	3	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R03	0	0	0	0	－	－	0	0	－	－	ND	0%	ND	0%
他-029	シノスルフロン	0.2	R02	23	23	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R03	26	42	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-030	ジノテフラン	0.6	R02	97	74	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.006	1.0%	0.006	1.0%
			R03	116	122	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.006	1.0%	0.000119	0.0%
他-031	ジフェノコナゾール	0.02	R02	35	30	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R03	38	49	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-032	シフルトリン	0.05	R02	3	3	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R03	0	0	0	0	－	－	0	0	－	－	ND	0%	ND	0%
他-033	ジフルベンズロン	0.05	R02	25	25	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R03	28	44	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-034	シプロコナゾール	0.02	R02	34	30	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R03	38	49	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%

注）検出地点数と検出率が“－”のケースは、測定結果の回答がなかったケースを表す。
　　着色セルは、検出率が0%のケースを表す。

表 2-16　測定地点数、検出地点数及び検出率（7/9）

物質No.	物質名称	目標値(mg/L)	年度	測定地点数		《a》最大値が目標値の10%値（農薬は1%値、目標値がない項目は定量下限値）を超過して検出された地点				《b》最大値が定量下限値以上かつ目標値の10%値以下（農薬は1%値以下）で検出された地点（目標値がない項目は年最大値が定量下限値と等しい地点）				《c》最大値及び最大値の目標値に対する割合			
						検出地点数		検出率（測定地点数に対する割合）		検出地点数		検出率（測定地点数に対する割合）		原水		浄水	
				原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	濃度※(mg/L)	目標値に対する割合	濃度※(mg/L)	目標値に対する割合
他-035	シプロジニル	0.07	R02	33	32	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R03	36	51	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-036	シペルメトリン	0.1	R02	5	3	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
		0.06	R03	2	0	0	0	0.0%	-	0	0	0.0%	-	ND	0%	ND	0%
他-037	シメコナゾール	0.02	R02	51	48	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R03	54	70	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-038	ジメチルビンホス	0.01	R02	27	27	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R03	23	23	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-039	シラフルオフェン	0.3	R02	48	32	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.003	1.0%	ND	0%
			R03	48	49	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.003	1.0%	ND	0%
他-040	シンメチリン	0.1	R02	27	27	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R03	23	23	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-041	スピノサド	0.06	R02	12	8	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R03	8	4	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-042	セトキシジム	0.4	R02	3	3	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R03	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	ND	0%	ND	0%
他-043	チアクロプリド	—	R02	37	35	0	0	0.0%	0.0%	3	3	8.1%	8.6%	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
			R03	50	64	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
他-044	チアメトキサム	0.05	R02	36	39	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R03	59	76	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.000017	0.0%	0.000018	0.0%
他-045	チオシクラム	0.03	R02	3	3	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R03	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	ND	0%	ND	0%
他-046	チフルザミド	0.04	R02	53	48	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R03	55	64	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-047	テクロフタラム	0.1	R02	3	3	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R03	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	ND	0%	ND	0%
他-048	テトラクロルビンホス（ＣＶＭＰ）	0.01	R02	25	25	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R03	28	44	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-049	テトラコナゾール	0.01	R02	29	28	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R03	33	47	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-050	テブフェノジド	0.04	R02	41	33	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.0001	0.3%	ND	0%
			R03	40	51	1	0	2.5%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.00047	1.2%	ND	0%
他-051	トリネキサパックエチル	0.01	R02	30	27	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R03	33	46	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%

注）検出地点数と検出率が“-”のケースは、測定結果の回答がなかったケースを表す。
　　着色セルは、検出率が0%のケースを表す。

表 2-16　測定地点数、検出地点数及び検出率（8/9）

物質No.	物質名称	目標値(mg/L)	年度	測定地点数		《a》最大値が目標値の10%値（農薬は1%値、目標値がない項目は定量下限値）を超過して検出された地点				《b》最大値が定量下限値以上かつ目標値の10%値以下（農薬は1%値以下）で検出された地点（目標値がない項目は年最大値が定量下限値と等しい地点）				《c》最大値及び最大値の目標値に対する割合			
						検出地点数		検出率（測定地点数に対する割合）		検出地点数		検出率（測定地点数に対する割合）		原水		浄水	
				原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	濃度※(mg/L)	目標値に対する割合	濃度※(mg/L)	目標値に対する割合
他-052	トリフルミゾール	0.04	R02	31	30	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R03	34	49	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-053	トルフェンピラド	0.01	R02	5	5	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R03	2	2	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-054	ナプロアニリド	0.02	R02	28	28	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R03	32	47	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-055	ニテンピラム	1.3	R02	33	35	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R03	46	64	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.000015	0.0%	ND	0%
他-056	パクロブトラゾール	0.05	R02	31	27	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R03	27	23	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-057	バリダマイシン	－	R02	4	3	0	0	0.0%	0.0%	3	3	75.0%	100.0%	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
			R03	5	0	3	0	60.0%	-	3	0	60.0%	-	0.0005	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
他-058	ビスピリバック	0.03	R02	4	3	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R03	1	0	0	0	0	-	0	0	ND	-	ND	0%	ND	0%
他-059	ピメトロジン	0.03	R02	43	36	1	0	2.3%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.003	10.0%	0.0003	1.0%
			R03	52	61	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.000003	0.0%	0.000002	0.0%
他-060	ピラゾスルフロンエチル	0.03	R02	43	40	1	0	2.3%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.00085	2.8%	ND	0%
			R03	54	68	1	0	1.9%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.0015	5.0%	0.00003	0.1%
他-061	ピリミノバックメチル	0.05	R02	41	40	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R03	42	61	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.00001	0.0%	ND	0%
他-062	ピリミホスメチル	0.06	R02	28	28	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R03	31	47	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-063	ピレトリン	0.1	R02	3	3	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R03	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	ND	0%	ND	0%
他-064	フェノキサニル	0.02	R02	5	5	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R03	2	2	0	0	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%	ND	0%
他-065	フェンバレレート	0.04	R02	3	3	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R03	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	ND	0%	ND	0%
他-066	フラチオカルブ	0.008	R02	3	3	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R03	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	ND	0%	ND	0%
他-067	フラメトピル	0.02	R02	66	56	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.0002	1.0%	ND	0%
			R03	75	81	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.000029	0.1%	0.00001	0.1%
他-068	フルアジホップ	0.01	R02	31	30	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R03	34	49	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%

注）検出地点数と検出率が“-”のケースは、測定結果の回答がなかったケースを表す。
　　着色セルは、検出率が0%のケースを表す。

表 2-16　測定地点数、検出地点数及び検出率（9/9）

物質No.	物質名称	目標値(mg/L)	年度	測定地点数		《a》最大値が目標値の10%値（農薬は1%値、目標値がない項目は定量下限値）を超過して検出された地点				《b》最大値が定量下限値以上かつ目標値の10%値以下（農薬は1%値以下）で検出された地点（目標値がない項目は年最大値が定量下限値と等しい地点）				《c》最大値及び最大値の目標値に対する割合			
						検出地点数		検出率（測定地点数に対する割合）		検出地点数		検出率（測定地点数に対する割合）		原水		浄水	
				原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	濃度※(mg/L)	目標値に対する割合	濃度※(mg/L)	目標値に対する割合
他-069	プロパニル（ＤＣＰＡ）	0.04	R02	28	28	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R03	31	47	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-070	プロパホス	0.001	R02	27	27	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R03	23	23	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-071	プロパルギット（ＢＰＰＳ）	0.02	R02	16	13	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R03	12	9	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-072	プロヘキサジオン	0.5	R02	3	3	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R03	0	0	0	0	－	－	0	0	－	－	ND	0%	ND	0%
他-073	プロポキスル（ＰＨＣ）	0.2	R02	27	27	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R03	23	23	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-074	プロメトリン	0.08	R02	28	28	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R03	31	47	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-075	ペルメトリン	0.1	R02	4	3	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R03	5	0	0	0	0.0%	－	0	0	0.0%	－	ND	0%	ND	0%
他-076	ベンスルタップ	0.09	R02	3	3	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R03	0	0	0	0	－	－	0	0	－	－	ND	0%	ND	0%
他-077	ベンダイオカルブ	0.009	R02	25	25	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R03	28	44	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-078	ホキシム	0.003	R02	25	25	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R03	28	44	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-079	ボスカリド	0.1	R02	34	31	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R03	37	50	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-080	ミルネブ（チアジアジン）	－	R02	3	3	0	0	0.0%	0.0%	3	3	100.0%	100.0%	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
			R03	0	0	0	0	－	－	0	0	－	－	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
他-081	メタミドホス	0.002	R02	17	17	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R03	14	14	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-082	メチルイソシアネート	0.006	R02	3	3	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			R03	0	0	0	0	－	－	0	0	－	－	ND	0%	ND	0%
他-083	モノクロトホス	0.002	R02	0	0	0	0	－	－	0	0	－	－	ND	0%	ND	0%
			R03	28	44	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-084	リニュロン	0.02	R02	0	0	0	0	－	－	0	0	－	－	ND	0%	ND	0%
			R03	43	61	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%

注）検出地点数と検出率が“－”のケースは、測定結果の回答がなかったケースを表す。
　　着色セルは、検出率が0%のケースを表す。

2-2-3. 調査結果

1）最大値が目標値の 10%値（農薬は 1%値）を超過した地点及び項目

調査の対象とした水質測定結果のうち、原水あるいは浄水の最大値が目標値の 10%値（農薬においては 1%値）を超過した項目の一覧を表 2-17 に示す。

表 2-17　最大値が目標値の 10%値（農薬は 1%値）を超過した項目（R01・R02 の 2 年分）

物質No.	物質名称	目標値（mg/L）	該当する地点	
			原水	浄水
検-02	バリウム	0.7	■14%	■7%
検-04	モリブデン	0.07	■29%	■3%
検-10	エピクロロヒドリン	0.0004(P)	■0%	■25%
検-11	塩化ビニル	0.002	■100%	■10%
検-17	ダイオキシン類	1pgTEQ/L(P)	■130%	■59%
検-20	ビスフェノールA	0.1(P)	■20%	■1%
検-24	フタル酸ジ（n－ブチル）	0.01	■40%	■40%
検-26	ミクロキスチン－LR	0.0008(P)	■350%	■0%
検-41	過塩素酸	0.025	■16%	■14%
検-46	キノリン	0.0001	■30%	■30%
要-003	エチプロール	0.01	■2%	■0%
要-013	メタアルデヒド	0.06	■20%	■2%
他-050	テブフェノジド	0.04	■1%	■0%
他-059	ピメトロジン	0.03	■10%	■1%
他-060	ピラゾスルフロンエチル	0.03	■5%	■0%

注）■の横の%値は、最大値の目標値に対する割合を表す

※目標値が存在する項目のうち、R02・R03年どちらかにおいて原水・浄水一方以上が基準を満たした項目を抽出
※最大値の目標値に対する割合は、R02・R03年のうち、より大きい年度の値を使用

2）目標値のない項目の最大値

調査の対象とした水質測定結果のうち、目標値が設定されていない項目について、原水あるいは浄水の最大値の一覧を表 2-18 に示す（全ての測定結果が定量下限値未満であった項目と測定されていなかった項目を除く）。

表 2-18　目標値のない項目の最大値（R02・R03 の 2 年分）

物質No.	物質名称	採水年度	種別最大値(mg/L)	
			原水	浄水
検-01	銀	R02	0.04	0.01
		R03	0.04	0.02
検-03	ビスマス	R02	0.00026	0.001149
		R03	0.001	0.001149
検-12	酢酸ビニル	R02	0.0001	ND
		R03	ND	ND
検-21	ヒドラジン	R02	ND	ND
		R03	0.012	ND
検-28	ブロモクロロ酢酸	R02	ND	0.013
		R03	ND	0.016
検-29	ブロモジクロロ酢酸	R02	ND	0.004
		R03	ND	0.004
検-30	ジブロモクロロ酢酸	R02	ND	ND
		R03	ND	0.001
検-31	ブロモ酢酸	R02	ND	ND
		R03	ND	0.001
検-32	ジブロモ酢酸	R02	ND	0.004
		R03	ND	0.004
検-33	トリブロモ酢酸	R02	ND	ND
		R03	ND	0.001
検-34	トリクロロアセトニトリル	R02	ND	ND
		R03	ND	0.002
検-35	ブロモクロロアセトニトリル	R02	ND	0.001
		R03	ND	0.001
検-37	アセトアルデヒド	R02	ND	0.003
		R03	ND	0.005
要-004	クロロピクリン	R02	ND	ND
		R03	ND	ND
要-008	ピラクロホス	R02	ND	ND
		R03	ND	ND
要-009	フルスルファミド	R02	ND	ND
		R03	ND	ND
他-001	２―クロロプロピオン酸メチル（ＭＣＰＭ）	R02	ND	ND
		R03	ND	ND
他-002	２，４―ＤＢ	R02	ND	ND
		R03	ND	ND
他-003	ＤＢＥＤＣ	R02	ND	ND
		R03	ND	ND
他-014	エンドタール	R02	ND	ND
		R03	ND	ND
他-021	クロルタールジメチル（ＴＣＴＰ）	R02	ND	ND
		R03	ND	ND
他-043	チアクロプリド	R02	ND	ND
		R03	ND	ND
他-057	バリダマイシン	R02	ND	ND
		R03	0.0005	ND
他-080	ミルネブ（チアジアジン）	R02	ND	ND
		R03	ND	ND

3）最大値が定量下限値以上かつ目標値の 10%値（農薬は 1%値）以下であった項目

調査の対象とした水質測定結果のうち、原水あるいは浄水のそれぞれにおいて、全地点の最大値が定量下限値以上かつ目標値の 10%値（農薬においては 1%値）以下であった項目の一覧を表 2-19 に示す。

表 2-19　最大値が定量下限値以上かつ目標値の 10%値（農薬は 1%値）以下であった項目（R02・R03 の 2 年分）

物質No.	物質名称	目標値(mg/L)	該当する地点	
			原水	浄水
検-02	バリウム	0.7	(>10%)	(>10%)
検-09	エチレンジアミン四酢酸（EDTA）	0.5	■5%	■3%
検-16	スチレン	0.02	■1%	■1%
検-40	キシレン	0.4	■3%	■10%

注）■の横の%値は、最大値の目標値に対する割合を表す

4）全ての測定結果が定量下限値未満であった項目

調査の対象とした水質測定結果のうち、原水あるいは浄水のそれぞれにおいて、全ての測定結果が定量下限値未満であった項目の一覧を表 2-20 に示す。

表 2-20　全ての測定結果が定量下限値未満であった項目の一覧表(R02・R03 の 2 年分)（1/2）

物質No.	物質名称	目標値（mg/L）	該当する地点	
			原水	浄水
検-05	アクリルアミド	0.0005	■	■
検-07	17－β－エストラジオール（E2）	0.00008(P)	■	■
検-08	エチニル－エストラジオール（EE2）	0.00002(P)	■	■
検-27	有機すず化合物	0.0006(P)(TBTO)	■	■
検-38	MX	0.001	■	■
検-45	アニリン	0.02	■	■
検-47	1，2，3－トリクロロベンゼン	0.02	■	■
要-001	アセタミプリド	0.2	■	■
要-005	テブコナゾール	0.07	■	■
要-007	ヒメキサゾール（ヒドロキシイソキサゾール）	0.1	■	■
要-011	ペントキサゾン	0.6	■	■
要-012	ホサロン	0.005	■	■
要-014	メトラクロール	0.2	■	■
他-004	MCPB	0.08	■	■
他-005	アシベンゾラルSメチル	0.2	■	■
他-008	アメトリン	0.2	■	■
他-009	イナベンフィド	0.3	■	■
他-011	ウニコナゾールP	0.04	■	■
他-012	エトキシスルフロン	0.1	■	■
他-013	エトベンザニド	0.1	■	■
他-015	オキサジアルギル	0.02	■	■
他-016	オキサミル	0.05	■	■
他-018	キザロホップエチル	0.02	■	■
他-020	クロマフェノジド	0.7	■	■
他-022	クロルピリホスメチル	0.03	■	■
他-023	シクロスルファムロン	0.08	■	■
他-024	ジクロフェンチオン（ECP）	0.006	■	■
他-026	ジクロメジン	0.05	■	■
他-027	ジクロルプロップ	0.06	■	■
他-029	シノスルフロン	0.2	■	■
他-031	ジフェノコナゾール	0.02	■	■
他-033	ジフルベンズロン	0.05	■	■
他-034	シプロコナゾール	0.02	■	■
他-035	シプロジニル	0.07	■	■
他-037	シメコナゾール	0.02	■	■
他-038	ジメチルビンホス	0.01	■	■
他-039	シラフルオフェン	0.3	■	■
他-040	シンメチリン	0.1	■	■
他-041	スピノサド	0.06	■	■
他-044	チアメトキサム	0.05	■	■
他-048	テトラクロルビンホス（CVMP）	0.01	■	■
他-049	テトラコナゾール	0.01	■	■
他-051	トリネキサパックエチル	0.01	■	■

表 2-20　全ての測定結果が定量下限値未満であった項目の一覧表（R02・R03 の 2 年分）（2/2）

物質No.	物質名称	目標値（mg/L）	該当する地点	
			原水	浄水
他-052	トリフルミゾール	0.04	■	■
他-054	ナプロアニリド	0.02	■	■
他-055	ニテンピラム	1.3	■	■
他-056	パクロブトラゾール	0.05	■	■
他-061	ピリミノバックメチル	0.05	■	■
他-062	ピリミホスメチル	0.06	■	■
他-065	フェンバレレート	0.04	■	■
他-068	フルアジホップ	0.01	■	■
他-069	プロパニル（DCPA）	0.04	■	■
他-070	プロパホス	0.001	■	■
他-071	プロパルギット（BPPS）	0.02	■	■
他-073	プロポキスル（PHC）	0.2	■	■
他-074	プロメトリン	0.08	■	■
他-077	ベンダイオカルブ	0.009	■	■
他-078	ホキシム	0.003	■	■
他-079	ボスカリド	0.1	■	■
他-081	メタミドホス	0.002	■	■
他-083	モノクロトホス	0.002	■	■
他-084	リニュロン	0.02	■	■

5）測定されていなかった項目

本調査において回答のあった全ての水道事業者において測定されていなかった項目の一覧を表 2-21 に示す。

表 2-21　（今回集計では該当なし）

2-2-4. 測定値の度数分布表

調査の対象とした水質測定結果のうち、最大値について作成した度数分布表を 表 2-22～表 2-41 に示す。なお、水質階級の設定について、要検討項目は 10%から 100%まで 10%刻み、農薬類については 1、2、3、5、7、10、30、50、70、100%刻みで集計を行った。また、目標値が設定されていない項目については、濃度の分布状況のみを示した。

・要検討項目 ----------表 2-22～表 2-28
・要検討農薬類 ----------表 2-29～表 2-30
・その他農薬類 ----------表 2-31～表 2-42

表 2-21　測定値（最大値）の度数分布表（要検討項目・その 1）

検-01　銀及びその化合物

年度	浄水/原水の別	測定地点数	度数分布表（mg／L）											
			ND	≦0.001	≦0.002	≦0.003	≦0.004	≦0.005	≦0.006	≦0.007	≦0.008	≦0.009	≦0.01	＞0.01
R02	原水	120	113	5									1	1
	浄水	157	150	5									2	
R03	原水	131	125	4										2
	浄水	171	165	5										1

ND：定量下限値未満

検-02　バリウム及びその化合物

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.7mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			10%未満	10%	10%超過20%以下	20%超過30%以下	30%超過40%以下	40%超過50%以下	50%超過60%以下	60%超過70%以下	70%超過80%以下	80%超過90%以下	90%超過100%以下	100%超過
			＜0.07	0.07	≦0.14	≦0.21	≦0.28	≦0.35	≦0.42	≦0.49	≦0.56	≦0.63	≦0.7	＞0.7
R02	原水	140	136		4									
	浄水	184	184											
R03	原水	148	144		4									
	浄水	202	202											

検-03　ビスマス及びその化合物

年度	浄水/原水の別	測定地点数	度数分布表（mg／L）											
			ND	≦0.001	≦0.002	≦0.003	≦0.004	≦0.005	≦0.006	≦0.007	≦0.008	≦0.009	≦0.01	＞0.01
R02	原水	99	96	3										
	浄水	135	133	1	1									
R03	原水	107	105	2										
	浄水	151	146	4	1									

ND：定量下限値未満

検-04　モリブデン及びその化合物

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.07mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			10%未満	10%	10%超過20%以下	20%超過30%以下	30%超過40%以下	40%超過50%以下	50%超過60%以下	60%超過70%以下	70%超過80%以下	80%超過90%以下	90%超過100%以下	100%超過
			＜0.007	0.007	≦0.014	≦0.021	≦0.028	≦0.035	≦0.042	≦0.049	≦0.056	≦0.063	≦0.07	＞0.07
R02	原水	343	340		2	1								
	浄水	441	441											
R03	原水	301	299		1	1								
	浄水	455	455											

検-05　アクリルアミド

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.0005mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			10%未満	10%	10%超過20%以下	20%超過30%以下	30%超過40%以下	40%超過50%以下	50%超過60%以下	60%超過70%以下	70%超過80%以下	80%超過90%以下	90%超過100%以下	100%超過
			＜0.00005	0.00005	≦0.0001	≦0.00015	≦0.0002	≦0.00025	≦0.0003	≦0.00035	≦0.0004	≦0.00045	≦0.0005	＞0.0005
R02	原水	58	58											
	浄水	51	51											
R03	原水	55	55											
	浄水	56	56											

検-06　アクリル酸

年度	浄水/原水の別	測定地点数	度数分布表（mg／L）											
			ND	≦0.0002	≦0.0004	≦0.0006	≦0.0008	≦0.001	≦0.0012	≦0.0014	≦0.0016	≦0.0018	≦0.002	＞0.002
R02	原水	34	34											
	浄水	35	35											
R03	原水	42	42											
	浄水	60	60											

ND：定量下限値未満

検-07　17－β－エストラジオール

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.00008mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			10%未満	10%	10%超過20%以下	20%超過30%以下	30%超過40%以下	40%超過50%以下	50%超過60%以下	60%超過70%以下	70%超過80%以下	80%超過90%以下	90%超過100%以下	100%超過
			＜0.000008	0.000008	≦0.000016	≦0.000024	≦0.000032	≦0.00004	≦0.000048	≦0.000056	≦0.000064	≦0.000072	≦0.00008	＞0.00008
R02	原水	44	44											
	浄水	43	43											
R03	原水	41	41											
	浄水	47	47											

表 2-22　測定値（最大値）の度数分布表（要検討項目・その 2）

検-08　エチニルーエストラジオール

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.00002mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			10%未満	10%	10%超過20%以下	20%超過30%以下	30%超過40%以下	40%超過50%以下	50%超過60%以下	60%超過70%以下	70%超過80%以下	80%超過90%以下	90%超過100%以下	100%超過
			＜0.000002	0.000002	≦0.000004	≦0.000006	≦0.000008	≦0.00001	≦0.000012	≦0.000014	≦0.000016	≦0.000018	≦0.00002	＞0.00002
R02	原水	40	40											
	浄水	42	42											
R03	原水	37	37											
	浄水	46	46											

検-09　エチレンジアミン四酢酸（EDTA）

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.5mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			10%未満	10%	10%超過20%以下	20%超過30%以下	30%超過40%以下	40%超過50%以下	50%超過60%以下	60%超過70%以下	70%超過80%以下	80%超過90%以下	90%超過100%以下	100%超過
			＜0.05	0.05	≦0.1	≦0.15	≦0.2	≦0.25	≦0.3	≦0.35	≦0.4	≦0.45	≦0.5	＞0.5
R02	原水	52	52											
	浄水	37	37											
R03	原水	52	52											
	浄水	46	46											

検-10　エピクロロヒドリン

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.0004mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			10%未満	10%	10%超過20%以下	20%超過30%以下	30%超過40%以下	40%超過50%以下	50%超過60%以下	60%超過70%以下	70%超過80%以下	80%超過90%以下	90%超過100%以下	100%超過
			＜0.00004	0.00004	≦0.00008	≦0.00012	≦0.00016	≦0.0002	≦0.00024	≦0.00028	≦0.00032	≦0.00036	≦0.0004	＞0.0004
R02	原水	54	54											
	浄水	51	50			1								
R03	原水	55	55											
	浄水	58	58											

検-11　塩化ビニル

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.002mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			10%未満	10%	10%超過20%以下	20%超過30%以下	30%超過40%以下	40%超過50%以下	50%超過60%以下	60%超過70%以下	70%超過80%以下	80%超過90%以下	90%超過100%以下	100%超過
			＜0.0002	0.0002	≦0.0004	≦0.0006	≦0.0008	≦0.001	≦0.0012	≦0.0014	≦0.0016	≦0.0018	≦0.002	＞0.002
R02	原水	55	55											
	浄水	52	52											
R03	原水	54	52	1									1	
	浄水	59	56	3										

検-12　酢酸ビニル

年度	浄水/原水の別	測定地点数	度数分布表（mg／L）											
			ND	≦0.00001	≦0.00002	≦0.00003	≦0.00004	≦0.00005	≦0.00006	≦0.00007	≦0.00008	≦0.00009	≦0.0001	＞0.0001
R02	原水	41	40										1	
	浄水	25	25											
R03	原水	43	43											
	浄水	28	28											

ND：定量下限値未満

検-13　2，4－トルエンジアミン

年度	浄水/原水の別	測定地点数	度数分布表（mg／L）											
			ND	≦0.00005	≦0.0001	≦0.00015	≦0.0002	≦0.00025	≦0.0003	≦0.00035	≦0.0004	≦0.00045	≦0.0005	＞0.0005
R02	原水	14	14											
	浄水	14	14											
R03	原水	14	14											
	浄水	16	16											

ND：定量下限値未満

検-14　2，6－トルエンジアミン

年度	浄水/原水の別	測定地点数	度数分布表（mg／L）											
			ND	≦0.00005	≦0.0001	≦0.00015	≦0.0002	≦0.00025	≦0.0003	≦0.00035	≦0.0004	≦0.00045	≦0.0005	＞0.0005
R02	原水	14	14											
	浄水	14	14											
R03	原水	14	14											
	浄水	16	16											

ND：定量下限値未満

表 2-23　測定値（最大値）の度数分布表（要検討項目・その 3）

検-15　N，N－ジメチルアニリン

年度	浄水/原水の別	測定地点数	度数分布表（mg／L）											
			ND	≦0.00001	≦0.00002	≦0.00003	≦0.00004	≦0.00005	≦0.00006	≦0.00007	≦0.00008	≦0.00009	≦0.0001	＞0.0001
R02	原水	52	52											
	浄水	39	39											
R03	原水	53	53											
	浄水	39	39											

ND：定量下限値未満

検-16　スチレン

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.02mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			10%未満	10%	10%超過20%以下	20%超過30%以下	30%超過40%以下	40%超過50%以下	50%超過60%以下	60%超過70%以下	70%超過80%以下	80%超過90%以下	90%超過100%以下	100%超過
			＜0.002	0.002	≦0.004	≦0.006	≦0.008	≦0.01	≦0.012	≦0.014	≦0.016	≦0.018	≦0.02	＞0.02
R02	原水	69	69											
	浄水	58	58											
R03	原水	67	67											
	浄水	61	61											

検-17　ダイオキシン類

年度	浄水/原水の別	測定地点数	1pg－TEQ／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：pg－TEQ／L）											
			10%未満	10%	10%超過20%以下	20%超過30%以下	30%超過40%以下	40%超過50%以下	50%超過60%以下	60%超過70%以下	70%超過80%以下	80%超過90%以下	90%超過100%以下	100%超過
			＜0.1	0.1	≦0.2	≦0.3	≦0.4	≦0.5	≦0.6	≦0.7	≦0.8	≦0.9	≦1	＞1
R02	原水	282	235	3	23	14	2	5						
	浄水	256	255		1									
R03	原水	251	211	4	16	6	3	5	3	1		1		1
	浄水	214	213						1					

検-18　トリエチレンテトラミン

年度	浄水/原水の別	測定地点数	度数分布表（mg／L）											
			ND	≦0.001	≦0.002	≦0.003	≦0.004	≦0.005	≦0.006	≦0.007	≦0.008	≦0.009	≦0.01	＞0.01
R02	原水	22	22											
	浄水	23	23											
R03	原水	22	22											
	浄水	24	24											

ND：定量下限値未満

検-19　ノニルフェノール

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.3mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			10%未満	10%	10%超過20%以下	20%超過30%以下	30%超過40%以下	40%超過50%以下	50%超過60%以下	60%超過70%以下	70%超過80%以下	80%超過90%以下	90%超過100%以下	100%超過
			＜0.03	0.03	≦0.06	≦0.09	≦0.12	≦0.15	≦0.18	≦0.21	≦0.24	≦0.27	≦0.3	＞0.3
R02	原水	99	99											
	浄水	86	86											
R03	原水	94	94											
	浄水	95	95											

検-20　ビスフェノールA

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.1mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			10%未満	10%	10%超過20%以下	20%超過30%以下	30%超過40%以下	40%超過50%以下	50%超過60%以下	60%超過70%以下	70%超過80%以下	80%超過90%以下	90%超過100%以下	100%超過
			＜0.01	0.01	≦0.02	≦0.03	≦0.04	≦0.05	≦0.06	≦0.07	≦0.08	≦0.09	≦0.1	＞0.1
R02	原水	108	107		1									
	浄水	99	99											
R03	原水	96	96											
	浄水	98	98											

検-21　ヒドラジン

年度	浄水/原水の別	測定地点数	度数分布表（mg／L）											
			ND	≦0.0005	≦0.001	≦0.0015	≦0.002	≦0.0025	≦0.003	≦0.0035	≦0.004	≦0.0045	≦0.005	＞0.005
R02	原水	39	39											
	浄水	24	24											
R03	原水	49	45										1	3
	浄水	49	49											

ND：定量下限値未満

表 2-24　測定値（最大値）の度数分布表（要検討項目・その 4）

検-22　1，2－ブタジエン

年度	浄水/原水の別	測定地点数	度数分布表（mg／L）											
			ND	≦0.000001	≦0.000002	≦0.000003	≦0.000004	≦0.000005	≦0.000006	≦0.000007	≦0.000008	≦0.000009	≦0.00001	＞0.00001
R02	原水	15	15											
	浄水	16	16											
R03	原水	16	16											
	浄水	18	18											

ND：定量下限値未満

検-23　1，3－ブタジエン

年度	浄水/原水の別	測定地点数	度数分布表（mg／L）											
			ND	≦0.000001	≦0.000002	≦0.000003	≦0.000004	≦0.000005	≦0.000006	≦0.000007	≦0.000008	≦0.000009	≦0.00001	＞0.00001
R02	原水	15	15											
	浄水	16	16											
R03	原水	16	16											
	浄水	18	18											

ND：定量下限値未満

検-24　フタル酸ジ（n－ブチル）

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.01mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			10%未満	10%	10%超過20%以下	20%超過30%以下	30%超過40%以下	40%超過50%以下	50%超過60%以下	60%超過70%以下	70%超過80%以下	80%超過90%以下	90%超過100%以下	100%超過
			＜0.001	0.001	≦0.002	≦0.003	≦0.004	≦0.005	≦0.006	≦0.007	≦0.008	≦0.009	≦0.01	＞0.01
R02	原水	120	119		1									
	浄水	171	167	1	3									
R03	原水	106	101	1	1	1	2							
	浄水	159	156				3							

検-25　フタル酸ブチルベンジル

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.5mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			10%未満	10%	10%超過20%以下	20%超過30%以下	30%超過40%以下	40%超過50%以下	50%超過60%以下	60%超過70%以下	70%超過80%以下	80%超過90%以下	90%超過100%以下	100%超過
			＜0.05	0.05	≦0.1	≦0.15	≦0.2	≦0.25	≦0.3	≦0.35	≦0.4	≦0.45	≦0.5	＞0.5
R02	原水	119	119											
	浄水	164	164											
R03	原水	106	106											
	浄水	158	158											

検-26　ミクロキスチン－LR

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.0008mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			10%未満	10%	10%超過20%以下	20%超過30%以下	30%超過40%以下	40%超過50%以下	50%超過60%以下	60%超過70%以下	70%超過80%以下	80%超過90%以下	90%超過100%以下	100%超過
			＜0.00008	0.00008	≦0.00016	≦0.00024	≦0.00032	≦0.0004	≦0.00048	≦0.00056	≦0.00064	≦0.00072	≦0.0008	＞0.0008
R02	原水	72	65		4	1							1	1
	浄水	67	67											
R03	原水	84	76		4		1	1					1	1
	浄水	87	87											

検-27　有機すず化合物

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.0006mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			10%未満	10%	10%超過20%以下	20%超過30%以下	30%超過40%以下	40%超過50%以下	50%超過60%以下	60%超過70%以下	70%超過80%以下	80%超過90%以下	90%超過100%以下	100%超過
			＜0.00006	0.00006	≦0.00012	≦0.00018	≦0.00024	≦0.0003	≦0.00036	≦0.00042	≦0.00048	≦0.00054	≦0.0006	＞0.0006
R02	原水	18	18											
	浄水	19	19											
R03	原水	18	18											
	浄水	22	22											

検-28　ブロモクロロ酢酸

年度	浄水/原水の別	測定地点数	度数分布表（mg／L）											
			ND	≦0.001	≦0.002	≦0.003	≦0.004	≦0.005	≦0.006	≦0.007	≦0.008	≦0.009	≦0.01	＞0.01
R02	原水	12	12											
	浄水	134	87	15	10	11	4	6						1
R03	原水	11	11											
	浄水	113	78	17	8	5		4						1

ND：定量下限値未満

表 2-25　測定値（最大値）の度数分布表（要検討項目・その 5）

検-29 ブロモジクロロ酢酸

年度	浄水/原水の別	測定地点数	度数分布表（mg／L）											
			ND	≦0.001	≦0.002	≦0.003	≦0.004	≦0.005	≦0.006	≦0.007	≦0.008	≦0.009	≦0.01	＞0.01
R02	原水	9	9											
	浄水	90	74	1	5	7	3							
R03	原水	8	8											
	浄水	88	75	5	5	2	1							

ND：定量下限値未満

検-30 ジブロモクロロ酢酸

年度	浄水/原水の別	測定地点数	度数分布表（mg／L）											
			ND	≦0.003	≦0.006	≦0.009	≦0.012	≦0.015	≦0.018	≦0.021	≦0.024	≦0.027	≦0.03	＞0.03
R02	原水	9	9											
	浄水	79	79											
R03	原水	8	8											
	浄水	77	73	4										

ND：定量下限値未満

検-31 ブロモ酢酸

年度	浄水/原水の別	測定地点数	度数分布表（mg／L）											
			ND	≦0.0005	≦0.001	≦0.0015	≦0.002	≦0.0025	≦0.003	≦0.0035	≦0.004	≦0.0045	≦0.005	＞0.005
R02	原水	14	14											
	浄水	150	150											
R03	原水	14	14											
	浄水	141	138		3									

ND：定量下限値未満

検-32 ジブロモ酢酸

年度	浄水/原水の別	測定地点数	度数分布表（mg／L）											
			ND	≦0.001	≦0.002	≦0.003	≦0.004	≦0.005	≦0.006	≦0.007	≦0.008	≦0.009	≦0.01	＞0.01
R02	原水	12	12											
	浄水	134	116	4	1	5	8							
R03	原水	11	11											
	浄水	124	115	6	1	1	1							

ND：定量下限値未満

検-33 トリブロモ酢酸

年度	浄水/原水の別	測定地点数	度数分布表（mg／L）											
			ND	≦0.005	≦0.01	≦0.015	≦0.02	≦0.025	≦0.03	≦0.035	≦0.04	≦0.045	≦0.05	＞0.05
R02	原水	9	9											
	浄水	79	79											
R03	原水	8	8											
	浄水	77	74	3										

ND：定量下限値未満

検-34 トリクロロアセトニトリル

年度	浄水/原水の別	測定地点数	度数分布表（mg／L）											
			ND	≦0.001	≦0.002	≦0.003	≦0.004	≦0.005	≦0.006	≦0.007	≦0.008	≦0.009	≦0.01	＞0.01
R02	原水	16	16											
	浄水	168	168											
R03	原水	15	15											
	浄水	157	153	3	1									

ND：定量下限値未満

検-35 ブロモクロロアセトニトリル

年度	浄水/原水の別	測定地点数	度数分布表（mg／L）											
			ND	≦0.001	≦0.002	≦0.003	≦0.004	≦0.005	≦0.006	≦0.007	≦0.008	≦0.009	≦0.01	＞0.01
R02	原水	13	13											
	浄水	138	135	3										
R03	原水	12	12											
	浄水	134	131	3										

ND：定量下限値未満

表 2-26　測定値（最大値）の度数分布表（要検討項目・その 6）

検-36　ジブロモアセトニトリル

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.06mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			10%未満	10%	10%超過20%以下	20%超過30%以下	30%超過40%以下	40%超過50%以下	50%超過60%以下	60%超過70%以下	70%超過80%以下	80%超過90%以下	90%超過100%以下	100%超過
			＜0.006	0.006	≦0.012	≦0.018	≦0.024	≦0.03	≦0.036	≦0.042	≦0.048	≦0.054	≦0.06	＞0.06
R02	原水	28	28											
	浄水	192	192											
R03	原水	27	27											
	浄水	182	182											

検-37　アセトアルデヒド

年度	浄水/原水の別	測定地点数	度数分布表（mg／L）											
			ND	≦0.001	≦0.002	≦0.003	≦0.004	≦0.005	≦0.006	≦0.007	≦0.008	≦0.009	≦0.01	＞0.01
R02	原水	28	28											
	浄水	148	134	1	8	5								
R03	原水	36	36											
	浄水	151	138	9	1			3						

ND：定量下限値未満

検-38　MX

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.001mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			10%未満	10%	10%超過20%以下	20%超過30%以下	30%超過40%以下	40%超過50%以下	50%超過60%以下	60%超過70%以下	70%超過80%以下	80%超過90%以下	90%超過100%以下	100%超過
			＜0.0001	0.0001	≦0.0002	≦0.0003	≦0.0004	≦0.0005	≦0.0006	≦0.0007	≦0.0008	≦0.0009	≦0.001	＞0.001
R02	原水	7	7											
	浄水	9	9											
R03	原水	7	7											
	浄水	11	11											

検-39

年度	浄水/原水の別	測定地点数	00に対する度数分布表（上段：%　下段：0）											
			10%未満	10%	10%超過20%以下	20%超過30%以下	30%超過40%以下	40%超過50%以下	50%超過60%以下	60%超過70%以下	70%超過80%以下	80%超過90%以下	90%超過100%以下	100%超過
			ND	≦0	≦0	≦0	≦0	≦0	≦0	≦0	≦0	≦0	≦0	＞0
R02	原水	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	浄水	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
R03	原水	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	浄水	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

検-40　キシレン

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.4mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			10%未満	10%	10%超過20%以下	20%超過30%以下	30%超過40%以下	40%超過50%以下	50%超過60%以下	60%超過70%以下	70%超過80%以下	80%超過90%以下	90%超過100%以下	100%超過
			＜0.04	0.04	≦0.08	≦0.12	≦0.16	≦0.2	≦0.24	≦0.28	≦0.32	≦0.36	≦0.4	＞0.4
R02	原水	340	340											
	浄水	415	414	1										
R03	原水	283	283											
	浄水	386	385	1										

検-41　過塩素酸

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.025mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			10%未満	10%	10%超過20%以下	20%超過30%以下	30%超過40%以下	40%超過50%以下	50%超過60%以下	60%超過70%以下	70%超過80%以下	80%超過90%以下	90%超過100%以下	100%超過
			＜0.0025	0.0025	≦0.005	≦0.0075	≦0.01	≦0.0125	≦0.015	≦0.0175	≦0.02	≦0.0225	≦0.025	＞0.025
R02	原水	55	49	3	3									
	浄水	58	58											
R03	原水	63	58	1	4									
	浄水	81	75		6									

検-42　パーフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）

年度	浄水/原水の別	測定地点数	度数分布表（mg／L）											
			ND	≦0.00003	≦0.00006	≦0.00009	≦0.00012	≦0.00015	≦0.00018	≦0.00021	≦0.00024	≦0.00027	≦0.0003	＞0.0003
R02	原水	0	水質測定結果なし											
	浄水	0												
R03	原水	0												
	浄水	0												

ND：定量下限値未満

表 2-27　測定値（最大値）の度数分布表（要検討項目・その 7）

検-43　パーフルオロオクタン酸（PFOA）

年度	浄水/原水の別	測定地点数	度数分布表（mg／L）											
			ND	≦0.001	≦0.002	≦0.003	≦0.004	≦0.005	≦0.006	≦0.007	≦0.008	≦0.009	≦0.01	＞0.01
R02	原水	0	水質測定結果なし											
	浄水	0												
R03	原水	0												
	浄水	0												

ND：定量下限値未満

検-44　Ｎ－ニトロソジメチルアミン（NDMA）

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.0001mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			10%未満	10%	10%超過20%以下	20%超過30%以下	30%超過40%以下	40%超過50%以下	50%超過60%以下	60%超過70%以下	70%超過80%以下	80%超過90%以下	90%超過100%以下	100%超過
			＜0.00001	0.00001	≦0.00002	≦0.00003	≦0.00004	≦0.00005	≦0.00006	≦0.00007	≦0.00008	≦0.00009	≦0.0001	＞0.0001
R02	原水	31	31											
	浄水	41	41											
R03	原水	29	29											
	浄水	41	41											

検-45　アニリン

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.02mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			10%未満	10%	10%超過20%以下	20%超過30%以下	30%超過40%以下	40%超過50%以下	50%超過60%以下	60%超過70%以下	70%超過80%以下	80%超過90%以下	90%超過100%以下	100%超過
			＜0.002	0.002	≦0.004	≦0.006	≦0.008	≦0.01	≦0.012	≦0.014	≦0.016	≦0.018	≦0.02	＞0.02
R02	原水	36	36											
	浄水	38	38											
R03	原水	45	45											
	浄水	64	64											

検-46　キノリン

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.0001mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			10%未満	10%	10%超過20%以下	20%超過30%以下	30%超過40%以下	40%超過50%以下	50%超過60%以下	60%超過70%以下	70%超過80%以下	80%超過90%以下	90%超過100%以下	100%超過
			＜0.00001	0.00001	≦0.00002	≦0.00003	≦0.00004	≦0.00005	≦0.00006	≦0.00007	≦0.00008	≦0.00009	≦0.0001	＞0.0001
R02	原水	39	37	1	1									
	浄水	43	43											
R03	原水	47	45			2								
	浄水	68	65			3								

検-47　1，2，3－トリクロロベンゼン

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.02mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			10%未満	10%	10%超過20%以下	20%超過30%以下	30%超過40%以下	40%超過50%以下	50%超過60%以下	60%超過70%以下	70%超過80%以下	80%超過90%以下	90%超過100%以下	100%超過
			＜0.002	0.002	≦0.004	≦0.006	≦0.008	≦0.01	≦0.012	≦0.014	≦0.016	≦0.018	≦0.02	＞0.02
R02	原水	41	41											
	浄水	47	47											
R03	原水	40	40											
	浄水	49	49											

検-48　ニトリロ三酢酸（NTA）

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.2mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			10%未満	10%	10%超過20%以下	20%超過30%以下	30%超過40%以下	40%超過50%以下	50%超過60%以下	60%超過70%以下	70%超過80%以下	80%超過90%以下	90%超過100%以下	100%超過
			＜0.02	0.02	≦0.04	≦0.06	≦0.08	≦0.1	≦0.12	≦0.14	≦0.16	≦0.18	≦0.2	＞0.2
R02	原水	26	26											
	浄水	28	28											
R03	原水	26	26											
	浄水	30	30											

表 2-28　測定値（最大値）の度数分布表（要検討農薬類・その 1）

要-001　アセタミプリド

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.2mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過2%以下	2%超過3%以下	3%超過5%以下	5%超過7%以下	7%超過10%以下	10%超過30%以下	30%超過50%以下	50%超過70%以下	70%超過100%以下	100%超過
			＜0.002	0.002	≦0.004	≦0.006	≦0.01	≦0.014	≦0.02	≦0.06	≦0.1	≦0.14	≦0.2	＞0.2
R02	原水	50	50											
	浄水	50	50											
R03	原水	72	72											
	浄水	88	88											

要-002　イミダクロプリド

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.1mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過2%以下	2%超過3%以下	3%超過5%以下	5%超過7%以下	7%超過10%以下	10%超過30%以下	30%超過50%以下	50%超過70%以下	70%超過100%以下	100%超過
			＜0.001	0.001	≦0.002	≦0.003	≦0.005	≦0.007	≦0.01	≦0.03	≦0.05	≦0.07	≦0.1	＞0.1
R02	原水	76	76											
	浄水	69	69											
R03	原水	84	84											
	浄水	93	93											

要-003　エチプロール

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.01mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過2%以下	2%超過3%以下	3%超過5%以下	5%超過7%以下	7%超過10%以下	10%超過30%以下	30%超過50%以下	50%超過70%以下	70%超過100%以下	100%超過
			＜0.0001	0.0001	≦0.0002	≦0.0003	≦0.0005	≦0.0007	≦0.001	≦0.003	≦0.005	≦0.007	≦0.01	＞0.01
R02	原水	27	27											
	浄水	20	20											
R03	原水	37	36		1									
	浄水	25	25											

要-004　クロロピクリン

年度	浄水/原水の別	測定地点数	度数分布表（mg／L）											
			ND	≦0.0000001	≦0.0000002	≦0.0000003	≦0.0000005	≦0.0000007	≦0.000001	≦0.000003	≦0.000005	≦0.000007	≦0.00001	＞0.00001
R02	原水	8	8											
	浄水	6	6											
R03	原水	5	5											
	浄水	3	3											

ND：定量下限値未満

要-005　テブコナゾール

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.07mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過2%以下	2%超過3%以下	3%超過5%以下	5%超過7%以下	7%超過10%以下	10%超過30%以下	30%超過50%以下	50%超過70%以下	70%超過100%以下	100%超過
			＜0.0007	0.0007	≦0.0014	≦0.0021	≦0.0035	≦0.0049	≦0.007	≦0.021	≦0.035	≦0.049	≦0.07	＞0.07
R02	原水	46	44	2										
	浄水	43	43											
R03	原水	59	59											
	浄水	70	70											

要-006　パラチオンメチル

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.04mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過2%以下	2%超過3%以下	3%超過5%以下	5%超過7%以下	7%超過10%以下	10%超過30%以下	30%超過50%以下	50%超過70%以下	70%超過100%以下	100%超過
			＜0.0004	0.0004	≦0.0008	≦0.0012	≦0.002	≦0.0028	≦0.004	≦0.012	≦0.02	≦0.028	≦0.04	＞0.04
R02	原水	3	3											
	浄水	0												
R03	原水	0												
	浄水	0												

要-007　ヒメキサゾール（ヒドロキシイソキサゾール）

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.1mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過2%以下	2%超過3%以下	3%超過5%以下	5%超過7%以下	7%超過10%以下	10%超過30%以下	30%超過50%以下	50%超過70%以下	70%超過100%以下	100%超過
			＜0.001	0.001	≦0.002	≦0.003	≦0.005	≦0.007	≦0.01	≦0.03	≦0.05	≦0.07	≦0.1	＞0.1
R02	原水	14	14											
	浄水	12	12											
R03	原水	11	11											
	浄水	9	9											

表 2-29　測定値（最大値）の度数分布表（要検討農薬類・その 2）

要-008 ピラクロホス

年度	浄水/原水の別	測定地点数	度数分布表（mg／L）											
			ND	≦0.0000001	≦0.0000002	≦0.0000003	≦0.0000005	≦0.0000007	≦0.000001	≦0.000003	≦0.000005	≦0.000007	≦0.00001	＞0.00001
R02	原水	32	32											
	浄水	32	32											
R03	原水	28	28											
	浄水	28	28											

ND：定量下限値未満

要-009 フルスルファミド

年度	浄水/原水の別	測定地点数	度数分布表（mg／L）											
			ND	≦0.0000001	≦0.0000002	≦0.0000003	≦0.0000005	≦0.0000007	≦0.000001	≦0.000003	≦0.000005	≦0.000007	≦0.00001	＞0.00001
R02	原水	36	36											
	浄水	36	36											
R03	原水	39	39											
	浄水	55	55											

ND：定量下限値未満

要-010 ブロマシル

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.05mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.0005	0.0005	≦0.001	≦0.0015	≦0.0025	≦0.0035	≦0.005	≦0.015	≦0.025	≦0.035	≦0.05	＞0.05
R02	原水	56	56											
	浄水	58	58											
R03	原水	57	57											
	浄水	76	76											

要-011 ペントキサゾン

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.6mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.006	0.006	≦0.012	≦0.018	≦0.03	≦0.042	≦0.06	≦0.18	≦0.3	≦0.42	≦0.6	＞0.6
R02	原水	55	55											
	浄水	47	47											
R03	原水	65	65											
	浄水	76	76											

要-012 ホサロン

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.005mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.00005	0.00005	≦0.0001	≦0.00015	≦0.00025	≦0.00035	≦0.0005	≦0.0015	≦0.0025	≦0.0035	≦0.005	＞0.005
R02	原水	35	35											
	浄水	35	35											
R03	原水	31	31											
	浄水	31	31											

要-013 メタアルデヒド

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.06mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.0006	0.0006	≦0.0012	≦0.0018	≦0.003	≦0.0042	≦0.006	≦0.018	≦0.03	≦0.042	≦0.06	＞0.06
R02	原水	9	4		2		2	1						
	浄水	5	3		2									
R03	原水	11	2		3		1	4		1				
	浄水	0												

要-014 メトラクロール

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.2mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.002	0.002	≦0.004	≦0.006	≦0.01	≦0.014	≦0.02	≦0.06	≦0.1	≦0.14	≦0.2	＞0.2
R02	原水	36	36											
	浄水	39	39											
R03	原水	31	31											
	浄水	35	35											

表 2-30　測定値（最大値）の度数分布表（その他農薬類・その 1）

他-001　2―クロロプロピオン酸メチル（MCPM）

年度	浄水/原水の別	測定地点数	度数分布表（mg／L）											
			ND	≦0.0000001	≦0.0000002	≦0.0000003	≦0.0000005	≦0.0000007	≦0.000001	≦0.000003	≦0.000005	≦0.000007	≦0.00001	＞0.00001
R02	原水	3	3											
	浄水	0												
R03	原水	0												
	浄水	0												

ND：定量下限値未満

他-002　2，4―DB

年度	浄水/原水の別	測定地点数	度数分布表（mg／L）											
			ND	≦0.0000001	≦0.0000002	≦0.0000003	≦0.0000005	≦0.0000007	≦0.000001	≦0.000003	≦0.000005	≦0.000007	≦0.00001	＞0.00001
R02	原水	3	3											
	浄水	3	3											
R03	原水	0												
	浄水	0												

ND：定量下限値未満

他-003　DBEDC

年度	浄水/原水の別	測定地点数	度数分布表（mg／L）											
			ND	≦0.0000001	≦0.0000002	≦0.0000003	≦0.0000005	≦0.0000007	≦0.000001	≦0.000003	≦0.000005	≦0.000007	≦0.00001	＞0.00001
R02	原水	3	3											
	浄水	0												
R03	原水	0												
	浄水	0												

ND：定量下限値未満

他-004　MCPB

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.03mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過2%以下	2%超過3%以下	3%超過5%以下	5%超過7%以下	7%超過10%以下	10%超過30%以下	30%超過50%以下	50%超過70%以下	70%超過100%以下	100%超過
			＜0.0003	0.0003	≦0.0006	≦0.0009	≦0.0015	≦0.0021	≦0.003	≦0.009	≦0.015	≦0.021	≦0.03	＞0.03
R02	原水	13	13											
	浄水	8	8											
R03	原水	9	9											
	浄水	4	4											

他-005　アシベンゾラルSメチル

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.2mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過2%以下	2%超過3%以下	3%超過5%以下	5%超過7%以下	7%超過10%以下	10%超過30%以下	30%超過50%以下	50%超過70%以下	70%超過100%以下	100%超過
			＜0.002	0.002	≦0.004	≦0.006	≦0.01	≦0.014	≦0.02	≦0.06	≦0.1	≦0.14	≦0.2	＞0.2
R02	原水	25	25											
	浄水	25	25											
R03	原水	28	28											
	浄水	44	44											

他-006　アジムスルフロン

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.2mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過2%以下	2%超過3%以下	3%超過5%以下	5%超過7%以下	7%超過10%以下	10%超過30%以下	30%超過50%以下	50%超過70%以下	70%超過100%以下	100%超過
			＜0.002	0.002	≦0.004	≦0.006	≦0.01	≦0.014	≦0.02	≦0.06	≦0.1	≦0.14	≦0.2	＞0.2
R02	原水	3	3											
	浄水	0												
R03	原水	0												
	浄水	0												

他-007　アミトロール

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.003mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過2%以下	2%超過3%以下	3%超過5%以下	5%超過7%以下	7%超過10%以下	10%超過30%以下	30%超過50%以下	50%超過70%以下	70%超過100%以下	100%超過
			＜0.00003	0.00003	≦0.00006	≦0.00009	≦0.00015	≦0.00021	≦0.0003	≦0.0009	≦0.0015	≦0.0021	≦0.003	＞0.003
R02	原水	3	3											
	浄水	0												
R03	原水	0												
	浄水	0												

表 2-31　測定値（最大値）の度数分布表（その他農薬類・その 2）

他-008　アメトリン

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.2mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.002	0.002	≦0.004	≦0.006	≦0.01	≦0.014	≦0.02	≦0.06	≦0.1	≦0.14	≦0.2	＞0.2
R02	原水	28	28											
	浄水	28	28											
R03	原水	31	31											
	浄水	47	47											

他-009　イナベンフィド

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.3mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.003	0.003	≦0.006	≦0.009	≦0.015	≦0.021	≦0.03	≦0.09	≦0.15	≦0.21	≦0.3	＞0.3
R02	原水	25	25											
	浄水	25	25											
R03	原水	28	28											
	浄水	44	44											

他-010　イマゾスルフロン

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.2mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.002	0.002	≦0.004	≦0.006	≦0.01	≦0.014	≦0.02	≦0.06	≦0.1	≦0.14	≦0.2	＞0.2
R02	原水	29	29											
	浄水	25	25											
R03	原水	20	20											
	浄水	18	18											

他-011　ウニコナゾールP

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.04mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.0004	0.0004	≦0.0008	≦0.0012	≦0.002	≦0.0028	≦0.004	≦0.012	≦0.02	≦0.028	≦0.04	＞0.04
R02	原水	27	27											
	浄水	27	27											
R03	原水	23	23											
	浄水	23	23											

他-012　エトキシスルフロン

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.1mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.001	0.001	≦0.002	≦0.003	≦0.005	≦0.007	≦0.01	≦0.03	≦0.05	≦0.07	≦0.1	＞0.1
R02	原水	31	31											
	浄水	28	28											
R03	原水	36	36											
	浄水	47	47											

他-013　エトベンザニド

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.1mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.001	0.001	≦0.002	≦0.003	≦0.005	≦0.007	≦0.01	≦0.03	≦0.05	≦0.07	≦0.1	＞0.1
R02	原水	31	31											
	浄水	30	30											
R03	原水	34	34											
	浄水	49	49											

他-014　エンドタール

年度	浄水/原水の別	測定地点数	度数分布表（mg／L）											
			ND	≦0.0000001	≦0.0000002	≦0.0000003	≦0.0000005	≦0.0000007	≦0.000001	≦0.000003	≦0.000005	≦0.000007	≦0.00001	＞0.00001
R02	原水	3	3											
	浄水	0												
R03	原水	0												
	浄水	0												

ND：定量下限値未満

表 2-32　測定値（最大値）の度数分布表（その他農薬類・その 3）

他-015　オキサジアルギル

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.02mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.0002	0.0002	≦0.0004	≦0.0006	≦0.001	≦0.0014	≦0.002	≦0.006	≦0.01	≦0.014	≦0.02	＞0.02
R02	原水	28	28											
	浄水	27	27											
R03	原水	31	31											
	浄水	46	46											

他-016　オキサミル

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.05mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.0005	0.0005	≦0.001	≦0.0015	≦0.0025	≦0.0035	≦0.005	≦0.015	≦0.025	≦0.035	≦0.05	＞0.05
R02	原水	28	28											
	浄水	28	28											
R03	原水	23	23											
	浄水	23	23											

他-017　オキソリニック酸

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.05mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.0005	0.0005	≦0.001	≦0.0015	≦0.0025	≦0.0035	≦0.005	≦0.015	≦0.025	≦0.035	≦0.05	＞0.05
R02	原水	3	3											
	浄水	0												
R03	原水	0												
	浄水	0												

他-018　キザロホップエチル

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.02mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.0002	0.0002	≦0.0004	≦0.0006	≦0.001	≦0.0014	≦0.002	≦0.006	≦0.01	≦0.014	≦0.02	＞0.02
R02	原水	28	28											
	浄水	28	28											
R03	原水	31	31											
	浄水	47	47											

他-019　クロチアニジン

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.2mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.002	0.002	≦0.004	≦0.006	≦0.01	≦0.014	≦0.02	≦0.06	≦0.1	≦0.14	≦0.2	＞0.2
R02	原水	83	83											
	浄水	72	72											
R03	原水	88	88											
	浄水	102	102											

他-020　クロマフェノジド

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.7mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.007	0.007	≦0.014	≦0.021	≦0.035	≦0.049	≦0.07	≦0.21	≦0.35	≦0.49	≦0.7	＞0.7
R02	原水	25	25											
	浄水	25	25											
R03	原水	28	28											
	浄水	44	44											

他-021　クロルタールジメチル（TCTP）

年度	浄水/原水の別	測定地点数	度数分布表（mg／L）											
			ND	≦0.0000001	≦0.0000002	≦0.0000003	≦0.0000005	≦0.0000007	≦0.000001	≦0.000003	≦0.000005	≦0.000007	≦0.00001	＞0.00001
R02	原水	20	20											
	浄水	22	22											
R03	原水	16	16											
	浄水	18	18											

ND：定量下限値未満

表 2-33　測定値（最大値）の度数分布表（その他農薬類・その 4）

他-022　クロルピリホスメチル

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.03mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.0003	0.0003	≦0.0006	≦0.0009	≦0.0015	≦0.0021	≦0.003	≦0.009	≦0.015	≦0.021	≦0.03	＞0.03
R02	原水	30	30											
	浄水	29	29											
R03	原水	26	26											
	浄水	25	25											

他-023　シクロスルファムロン

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.08mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.0008	0.0008	≦0.0016	≦0.0024	≦0.004	≦0.0056	≦0.008	≦0.024	≦0.04	≦0.056	≦0.08	＞0.08
R02	原水	5	5											
	浄水	3	3											
R03	原水	0												
	浄水	0												

他-024　ジクロフェンチオン（ECP）

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.006mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.00006	0.00006	≦0.00012	≦0.00018	≦0.0003	≦0.00042	≦0.0006	≦0.0018	≦0.003	≦0.0042	≦0.006	＞0.006
R02	原水	25	25											
	浄水	25	25											
R03	原水	21	21											
	浄水	21	21											

他-025　シクロプロトリン

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.008mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.00008	0.00008	≦0.00016	≦0.00024	≦0.0004	≦0.00056	≦0.0008	≦0.0024	≦0.004	≦0.0056	≦0.008	＞0.008
R02	原水	3	3											
	浄水	0												
R03	原水	0												
	浄水	0												

他-026　ジクロメジン

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.05mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.0005	0.0005	≦0.001	≦0.0015	≦0.0025	≦0.0035	≦0.005	≦0.015	≦0.025	≦0.035	≦0.05	＞0.05
R02	原水	25	25											
	浄水	25	25											
R03	原水	28	28											
	浄水	44	44											

他-027　ジクロルプロップ

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.09mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.0009	0.0009	≦0.0018	≦0.0027	≦0.0045	≦0.0063	≦0.009	≦0.027	≦0.045	≦0.063	≦0.09	＞0.09
R02	原水	25	25											
	浄水	25	25											
R03	原水	28	28											
	浄水	44	44											

他-028　ジコホル（ケルセン）

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.06mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.0006	0.0006	≦0.0012	≦0.0018	≦0.003	≦0.0042	≦0.006	≦0.018	≦0.03	≦0.042	≦0.06	＞0.06
R02	原水	3	3											
	浄水	0												
R03	原水	0												
	浄水	0												

表 2-34　測定値（最大値）の度数分布表（その他農薬類・その 5）

他-029 シノスルフロン

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.2mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.002	0.002	≦0.004	≦0.006	≦0.01	≦0.014	≦0.02	≦0.06	≦0.1	≦0.14	≦0.2	＞0.2
R02	原水	23	23											
	浄水	23	23											
R03	原水	26	26											
	浄水	42	42											

他-030 ジノテフラン

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.6mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.006	0.006	≦0.012	≦0.018	≦0.03	≦0.042	≦0.06	≦0.18	≦0.3	≦0.42	≦0.6	＞0.6
R02	原水	97	95	2										
	浄水	74	72	2										
R03	原水	116	112	4										
	浄水	122	122											

他-031 ジフェノコナゾール

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.02mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.0002	0.0002	≦0.0004	≦0.0006	≦0.001	≦0.0014	≦0.002	≦0.006	≦0.01	≦0.014	≦0.02	＞0.02
R02	原水	35	35											
	浄水	30	30											
R03	原水	38	38											
	浄水	49	49											

他-032 シフルトリン

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.05mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.0005	0.0005	≦0.001	≦0.0015	≦0.0025	≦0.0035	≦0.005	≦0.015	≦0.025	≦0.035	≦0.05	＞0.05
R02	原水	3	3											
	浄水	0												
R03	原水	0												
	浄水	0												

他-033 ジフルベンズロン

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.05mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.0005	0.0005	≦0.001	≦0.0015	≦0.0025	≦0.0035	≦0.005	≦0.015	≦0.025	≦0.035	≦0.05	＞0.05
R02	原水	25	25											
	浄水	25	25											
R03	原水	28	28											
	浄水	44	44											

他-034 シプロコナゾール

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.02mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.0002	0.0002	≦0.0004	≦0.0006	≦0.001	≦0.0014	≦0.002	≦0.006	≦0.01	≦0.014	≦0.02	＞0.02
R02	原水	34	34											
	浄水	30	30											
R03	原水	38	38											
	浄水	49	49											

他-035 シプロジニル

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.07mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.0007	0.0007	≦0.0014	≦0.0021	≦0.0035	≦0.0049	≦0.007	≦0.021	≦0.035	≦0.049	≦0.07	＞0.07
R02	原水	33	33											
	浄水	32	32											
R03	原水	36	36											
	浄水	51	51											

表 2-35　測定値（最大値）の度数分布表（その他農薬類・その 6）

他-036　シペルメトリン

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.06mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.0006	0.0006	≦0.0012	≦0.0018	≦0.003	≦0.0042	≦0.006	≦0.018	≦0.03	≦0.042	≦0.06	＞0.06
R02	原水	5	5											
	浄水	3	3											
R03	原水	2	2											
	浄水	0												

他-037　シメコナゾール

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.02mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.0002	0.0002	≦0.0004	≦0.0006	≦0.001	≦0.0014	≦0.002	≦0.006	≦0.01	≦0.014	≦0.02	＞0.02
R02	原水	51	51											
	浄水	48	48											
R03	原水	54	54											
	浄水	70	70											

他-038　ジメチルビンホス

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.01mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.0001	0.0001	≦0.0002	≦0.0003	≦0.0005	≦0.0007	≦0.001	≦0.003	≦0.005	≦0.007	≦0.01	＞0.01
R02	原水	27	27											
	浄水	27	27											
R03	原水	23	23											
	浄水	23	23											

他-039　シラフルオフェン

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.3mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.003	0.003	≦0.006	≦0.009	≦0.015	≦0.021	≦0.03	≦0.09	≦0.15	≦0.21	≦0.3	＞0.3
R02	原水	48	46	2										
	浄水	32	32											
R03	原水	48	47	1										
	浄水	49	49											

他-040　シンメチリン

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.1mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.001	0.001	≦0.002	≦0.003	≦0.005	≦0.007	≦0.01	≦0.03	≦0.05	≦0.07	≦0.1	＞0.1
R02	原水	27	27											
	浄水	27	27											
R03	原水	23	23											
	浄水	23	23											

他-041　スピノサド

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.06mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.0006	0.0006	≦0.0012	≦0.0018	≦0.003	≦0.0042	≦0.006	≦0.018	≦0.03	≦0.042	≦0.06	＞0.06
R02	原水	12	12											
	浄水	8	8											
R03	原水	8	8											
	浄水	4	4											

他-042　セトキシジム

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.4mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.004	0.004	≦0.008	≦0.012	≦0.02	≦0.028	≦0.04	≦0.12	≦0.2	≦0.28	≦0.4	＞0.4
R02	原水	3	3											
	浄水	0												
R03	原水	0												
	浄水	0												

表 2-36　測定値（最大値）の度数分布表（その他農薬類・その 7）

他-043　チアクロプリド

年度	浄水/原水の別	測定地点数	度数分布表（mg／L）											
			ND	≦0.0000001	≦0.0000002	≦0.0000003	≦0.0000005	≦0.0000007	≦0.000001	≦0.000003	≦0.000005	≦0.000007	≦0.00001	＞0.00001
R02	原水	37	37											
	浄水	35	35											
R03	原水	50	50											
	浄水	64	64											

ND：定量下限値未満

他-044　チアメトキサム

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.05mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.0005	0.0005	≦0.001	≦0.0015	≦0.0025	≦0.0035	≦0.005	≦0.015	≦0.025	≦0.035	≦0.05	＞0.05
R02	原水	36	36											
	浄水	39	39											
R03	原水	59	59											
	浄水	76	76											

他-045　チオシクラム

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.03mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.0003	0.0003	≦0.0006	≦0.0009	≦0.0015	≦0.0021	≦0.003	≦0.009	≦0.015	≦0.021	≦0.03	＞0.03
R02	原水	3	3											
	浄水	0												
R03	原水	0												
	浄水	0												

他-046　チフルザミド

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.04mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.0004	0.0004	≦0.0008	≦0.0012	≦0.002	≦0.0028	≦0.004	≦0.012	≦0.02	≦0.028	≦0.04	＞0.04
R02	原水	53	53											
	浄水	48	48											
R03	原水	55	55											
	浄水	64	64											

他-047　テクロフタラム

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.1mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.001	0.001	≦0.002	≦0.003	≦0.005	≦0.007	≦0.01	≦0.03	≦0.05	≦0.07	≦0.1	＞0.1
R02	原水	3	3											
	浄水	0												
R03	原水	0												
	浄水	0												

他-048　テトラクロルビンホス（CVMP）

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.01mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.0001	0.0001	≦0.0002	≦0.0003	≦0.0005	≦0.0007	≦0.001	≦0.003	≦0.005	≦0.007	≦0.01	＞0.01
R02	原水	25	25											
	浄水	25	25											
R03	原水	28	28											
	浄水	44	44											

他-049　テトラコナゾール

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.01mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.0001	0.0001	≦0.0002	≦0.0003	≦0.0005	≦0.0007	≦0.001	≦0.003	≦0.005	≦0.007	≦0.01	＞0.01
R02	原水	29	29											
	浄水	28	28											
R03	原水	33	33											
	浄水	47	47											

表 2-37　測定値（最大値）の度数分布表（その他農薬類・その 8）

他-050　テブフェノジド

年度	浄水/原水の別	測定地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			0.04mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			＜0.0004	0.0004	≦0.0008	≦0.0012	≦0.002	≦0.0028	≦0.004	≦0.012	≦0.02	≦0.028	≦0.04	＞0.04
R02	原水	41	41											
	浄水	33	33											
R03	原水	40	39		1									
	浄水	51	51											

他-051　トリネキサパックエチル

年度	浄水/原水の別	測定地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			0.01mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			＜0.0001	0.0001	≦0.0002	≦0.0003	≦0.0005	≦0.0007	≦0.001	≦0.003	≦0.005	≦0.007	≦0.01	＞0.01
R02	原水	30	30											
	浄水	27	27											
R03	原水	33	33											
	浄水	46	46											

他-052　トリフルミゾール

年度	浄水/原水の別	測定地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			0.04mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			＜0.0004	0.0004	≦0.0008	≦0.0012	≦0.002	≦0.0028	≦0.004	≦0.012	≦0.02	≦0.028	≦0.04	＞0.04
R02	原水	31	31											
	浄水	30	30											
R03	原水	34	34											
	浄水	49	49											

他-053　トルフェンピラド

年度	浄水/原水の別	測定地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			0.01mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			＜0.0001	0.0001	≦0.0002	≦0.0003	≦0.0005	≦0.0007	≦0.001	≦0.003	≦0.005	≦0.007	≦0.01	＞0.01
R02	原水	5	5											
	浄水	0												
R03	原水	0												
	浄水	0												

他-054　ナプロアニリド

年度	浄水/原水の別	測定地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			0.02mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			＜0.0002	0.0002	≦0.0004	≦0.0006	≦0.001	≦0.0014	≦0.002	≦0.006	≦0.01	≦0.014	≦0.02	＞0.02
R02	原水	28	28											
	浄水	28	28											
R03	原水	32	32											
	浄水	47	47											

他-055　ニテンピラム

年度	浄水/原水の別	測定地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			1.3mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			＜0.013	0.013	≦0.026	≦0.039	≦0.065	≦0.091	≦0.13	≦0.39	≦0.65	≦0.91	≦1.3	＞1.3
R02	原水	33	33											
	浄水	35	35											
R03	原水	46	46											
	浄水	64	64											

他-056　パクロブトラゾール

年度	浄水/原水の別	測定地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			0.05mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			＜0.0005	0.0005	≦0.001	≦0.0015	≦0.0025	≦0.0035	≦0.005	≦0.015	≦0.025	≦0.035	≦0.05	＞0.05
R02	原水	31	31											
	浄水	27	27											
R03	原水	27	27											
	浄水	23	23											

表 2-38　測定値（最大値）の度数分布表（その他農薬類・その 9）

他-057 バリダマイシン

年度	浄水/原水の別	測定地点数	度数分布表（mg／L）											
			ND	≦0.0000001	≦0.0000002	≦0.0000003	≦0.0000005	≦0.0000007	≦0.000001	≦0.000003	≦0.000005	≦0.000007	≦0.00001	＞0.00001
R02	原水	4	4											
	浄水	3	3											
R03	原水	5	2											3
	浄水	0												

ND：定量下限値未満

他-058 ビスピリバック

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.03mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.0003	0.0003	≦0.0006	≦0.0009	≦0.0015	≦0.0021	≦0.003	≦0.009	≦0.015	≦0.021	≦0.03	＞0.03
R02	原水	4	4											
	浄水	0												
R03	原水	0												
	浄水	0												

他-059 ピメトロジン

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.03mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.0003	0.0003	≦0.0006	≦0.0009	≦0.0015	≦0.0021	≦0.003	≦0.009	≦0.015	≦0.021	≦0.03	＞0.03
R02	原水	43	40	2					1					
	浄水	36	33	3										
R03	原水	52	52											
	浄水	61	61											

他-060 ピラゾスルフロンエチル

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.03mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.0003	0.0003	≦0.0006	≦0.0009	≦0.0015	≦0.0021	≦0.003	≦0.009	≦0.015	≦0.021	≦0.03	＞0.03
R02	原水	43	42			1								
	浄水	40	40											
R03	原水	54	53				1							
	浄水	68	68											

他-061 ピリミノバックメチル

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.05mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.0005	0.0005	≦0.001	≦0.0015	≦0.0025	≦0.0035	≦0.005	≦0.015	≦0.025	≦0.035	≦0.05	＞0.05
R02	原水	41	41											
	浄水	40	40											
R03	原水	42	42											
	浄水	61	61											

他-062 ピリミホスメチル

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.06mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.0006	0.0006	≦0.0012	≦0.0018	≦0.003	≦0.0042	≦0.006	≦0.018	≦0.03	≦0.042	≦0.06	＞0.06
R02	原水	28	28											
	浄水	28	28											
R03	原水	31	31											
	浄水	47	47											

他-063 ピレトリン

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.1mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.001	0.001	≦0.002	≦0.003	≦0.005	≦0.007	≦0.01	≦0.03	≦0.05	≦0.07	≦0.1	＞0.1
R02	原水	3	3											
	浄水	0												
R03	原水	0												
	浄水	0												

表 2-39　測定値（最大値）の度数分布表（その他農薬類・その 10）

他-064 フェノキサニル

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.02mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過2%以下	2%超過3%以下	3%超過5%以下	5%超過7%以下	7%超過10%以下	10%超過30%以下	30%超過50%以下	50%超過70%以下	70%超過100%以下	100%超過
			＜0.0002	0.0002	≦0.0004	≦0.0006	≦0.001	≦0.0014	≦0.002	≦0.006	≦0.01	≦0.014	≦0.02	＞0.02
R02	原水	5	5											
	浄水	0												
R03	原水	0												
	浄水	0												

他-065 フェンバレレート

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.04mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過2%以下	2%超過3%以下	3%超過5%以下	5%超過7%以下	7%超過10%以下	10%超過30%以下	30%超過50%以下	50%超過70%以下	70%超過100%以下	100%超過
			＜0.0004	0.0004	≦0.0008	≦0.0012	≦0.002	≦0.0028	≦0.004	≦0.012	≦0.02	≦0.028	≦0.04	＞0.04
R02	原水	3	3											
	浄水	3	3											
R03	原水	0												
	浄水	0												

他-066 フラチオカルブ

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.008mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過2%以下	2%超過3%以下	3%超過5%以下	5%超過7%以下	7%超過10%以下	10%超過30%以下	30%超過50%以下	50%超過70%以下	70%超過100%以下	100%超過
			＜0.00008	0.00008	≦0.00016	≦0.00024	≦0.0004	≦0.00056	≦0.0008	≦0.0024	≦0.004	≦0.0056	≦0.008	＞0.008
R02	原水	3	3											
	浄水	0												
R03	原水	0												
	浄水	0												

他-067 フラメトピル

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.02mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過2%以下	2%超過3%以下	3%超過5%以下	5%超過7%以下	7%超過10%以下	10%超過30%以下	30%超過50%以下	50%超過70%以下	70%超過100%以下	100%超過
			＜0.0002	0.0002	≦0.0004	≦0.0006	≦0.001	≦0.0014	≦0.002	≦0.006	≦0.01	≦0.014	≦0.02	＞0.02
R02	原水	66	64	2										
	浄水	56	56											
R03	原水	75	75											
	浄水	81	81											

他-068 フルアジホップ

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.01mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過2%以下	2%超過3%以下	3%超過5%以下	5%超過7%以下	7%超過10%以下	10%超過30%以下	30%超過50%以下	50%超過70%以下	70%超過100%以下	100%超過
			＜0.0001	0.0001	≦0.0002	≦0.0003	≦0.0005	≦0.0007	≦0.001	≦0.003	≦0.005	≦0.007	≦0.01	＞0.01
R02	原水	31	31											
	浄水	30	30											
R03	原水	34	34											
	浄水	49	49											

他-069 プロパニル（DCPA）

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.04mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過2%以下	2%超過3%以下	3%超過5%以下	5%超過7%以下	7%超過10%以下	10%超過30%以下	30%超過50%以下	50%超過70%以下	70%超過100%以下	100%超過
			＜0.0004	0.0004	≦0.0008	≦0.0012	≦0.002	≦0.0028	≦0.004	≦0.012	≦0.02	≦0.028	≦0.04	＞0.04
R02	原水	28	28											
	浄水	28	28											
R03	原水	31	31											
	浄水	47	47											

他-070 プロパホス

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.001mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過2%以下	2%超過3%以下	3%超過5%以下	5%超過7%以下	7%超過10%以下	10%超過30%以下	30%超過50%以下	50%超過70%以下	70%超過100%以下	100%超過
			＜0.00001	0.00001	≦0.00002	≦0.00003	≦0.00005	≦0.00007	≦0.0001	≦0.0003	≦0.0005	≦0.0007	≦0.001	＞0.001
R02	原水	27	27											
	浄水	27	27											
R03	原水	23	23											
	浄水	23	23											

表 2-40　測定値（最大値）の度数分布表（その他農薬類・その 11）

他-071　プロパルギット（BPPS）

年度	浄水/原水の別	測定地点数	1%未満	1%	1%超過2%以下	2%超過3%以下	3%超過5%以下	5%超過7%以下	7%超過10%以下	10%超過30%以下	30%超過50%以下	50%超過70%以下	70%超過100%以下	100%超過
			0.02mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			＜0.0002	0.0002	≦0.0004	≦0.0006	≦0.001	≦0.0014	≦0.002	≦0.006	≦0.01	≦0.014	≦0.02	＞0.02
R02	原水	16	16											
	浄水	13	13											
R03	原水	12	12											
	浄水	9	9											

他-072　プロヘキサジオン

年度	浄水/原水の別	測定地点数	1%未満	1%	1%超過2%以下	2%超過3%以下	3%超過5%以下	5%超過7%以下	7%超過10%以下	10%超過30%以下	30%超過50%以下	50%超過70%以下	70%超過100%以下	100%超過
			0.5mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			＜0.005	0.005	≦0.01	≦0.015	≦0.025	≦0.035	≦0.05	≦0.15	≦0.25	≦0.35	≦0.5	＞0.5
R02	原水	3	3											
	浄水	0												
R03	原水	0												
	浄水	0												

他-073　プロポキスル（PHC）

年度	浄水/原水の別	測定地点数	1%未満	1%	1%超過2%以下	2%超過3%以下	3%超過5%以下	5%超過7%以下	7%超過10%以下	10%超過30%以下	30%超過50%以下	50%超過70%以下	70%超過100%以下	100%超過
			0.2mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			＜0.002	0.002	≦0.004	≦0.006	≦0.01	≦0.014	≦0.02	≦0.06	≦0.1	≦0.14	≦0.2	＞0.2
R02	原水	27	27											
	浄水	27	27											
R03	原水	23	23											
	浄水	23	23											

他-074　プロメトリン

年度	浄水/原水の別	測定地点数	1%未満	1%	1%超過2%以下	2%超過3%以下	3%超過5%以下	5%超過7%以下	7%超過10%以下	10%超過30%以下	30%超過50%以下	50%超過70%以下	70%超過100%以下	100%超過
			0.08mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			＜0.0008	0.0008	≦0.0016	≦0.0024	≦0.004	≦0.0056	≦0.008	≦0.024	≦0.04	≦0.056	≦0.08	＞0.08
R02	原水	28	28											
	浄水	28	28											
R03	原水	31	31											
	浄水	47	47											

他-075　ペルメトリン

年度	浄水/原水の別	測定地点数	1%未満	1%	1%超過2%以下	2%超過3%以下	3%超過5%以下	5%超過7%以下	7%超過10%以下	10%超過30%以下	30%超過50%以下	50%超過70%以下	70%超過100%以下	100%超過
			0.1mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			＜0.001	0.001	≦0.002	≦0.003	≦0.005	≦0.007	≦0.01	≦0.03	≦0.05	≦0.07	≦0.1	＞0.1
R02	原水	4	4											
	浄水	3	3											
R03	原水	5	5											
	浄水	0												

他-076　ベンスルタップ

年度	浄水/原水の別	測定地点数	1%未満	1%	1%超過2%以下	2%超過3%以下	3%超過5%以下	5%超過7%以下	7%超過10%以下	10%超過30%以下	30%超過50%以下	50%超過70%以下	70%超過100%以下	100%超過
			0.09mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			＜0.0009	0.0009	≦0.0018	≦0.0027	≦0.0045	≦0.0063	≦0.009	≦0.027	≦0.045	≦0.063	≦0.09	＞0.09
R02	原水	3	3											
	浄水	0												
R03	原水	0												
	浄水	0												

他-077　ベンダイオカルブ

年度	浄水/原水の別	測定地点数	1%未満	1%	1%超過2%以下	2%超過3%以下	3%超過5%以下	5%超過7%以下	7%超過10%以下	10%超過30%以下	30%超過50%以下	50%超過70%以下	70%超過100%以下	100%超過
			0.009mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			＜0.00009	0.00009	≦0.00018	≦0.00027	≦0.00045	≦0.00063	≦0.0009	≦0.0027	≦0.0045	≦0.0063	≦0.009	＞0.009
R02	原水	25	25											
	浄水	25	25											
R03	原水	28	28											
	浄水	44	44											

表 2-41　測定値（最大値）の度数分布表（その他農薬類・その 12）

他-078　ホキシム

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.003mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.00003	0.00003	≦0.00006	≦0.00009	≦0.00015	≦0.00021	≦0.0003	≦0.0009	≦0.0015	≦0.0021	≦0.003	＞0.003
R02	原水	25	25											
	浄水	25	25											
R03	原水	28	28											
	浄水	44	44											

他-079　ボスカリド

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.1mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.001	0.001	≦0.002	≦0.003	≦0.005	≦0.007	≦0.01	≦0.03	≦0.05	≦0.07	≦0.1	＞0.1
R02	原水	34	34											
	浄水	31	31											
R03	原水	37	37											
	浄水	50	50											

他-080　ミルネブ（チアジアジン）

年度	浄水/原水の別	測定地点数	度数分布表（mg／L）											
			ND	≦0.0000001	≦0.0000002	≦0.0000003	≦0.0000005	≦0.0000007	≦0.000001	≦0.000003	≦0.000005	≦0.000007	≦0.00001	＞0.00001
R02	原水	3	3											
	浄水	0												
R03	原水	0												
	浄水	0												

ND：定量下限値未満

他-081　メタミドホス

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.001mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.00001	0.00001	≦0.00002	≦0.00003	≦0.00005	≦0.00007	≦0.0001	≦0.0003	≦0.0005	≦0.0007	≦0.001	＞0.001
R02	原水	17	17											
	浄水	17	17											
R03	原水	14	14											
	浄水	14	14											

他-082　メチルイソシアネート

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.006mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.00006	0.00006	≦0.00012	≦0.00018	≦0.0003	≦0.00042	≦0.0006	≦0.0018	≦0.003	≦0.0042	≦0.006	＞0.006
R02	原水	3	3											
	浄水	0												
R03	原水	0												
	浄水	0												

他-083　モノクロトホス

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.002mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.00002	0.00002	≦0.00004	≦0.00006	≦0.0001	≦0.00014	≦0.0002	≦0.0006	≦0.001	≦0.0014	≦0.002	＞0.002
R02	原水	0												
	浄水	0												
R03	原水	28	28											
	浄水	44	44											

他-084　リニュロン

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.02mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.0002	0.0002	≦0.0004	≦0.0006	≦0.001	≦0.0014	≦0.002	≦0.006	≦0.01	≦0.014	≦0.02	＞0.02
R02	原水	0												
	浄水	0												
R03	原水	43	43											
	浄水	61	61											

2-3. 「最近の水質基準等項目の状況について」情報整理表の更新

直近の水道統計水質編（平成 2 年度版）及び章で収集した情報に基づき、水質基準等項目（水質基準項目、水質管理目標設定項目、要検討項目の全て）について情報を整理した。

最近の水道水質基準項目等の状況を表 2-43～表 2-47 に示す。

表 2-42　最近の水道水質基準等項目の状況について（水質基準項目）(1/6)

	旧番号	項　目　名	基準値※1 値(mg/L)※3		根拠TDI等（μg/kg/日）	WHO/GDWQ※2 (mg/L)	最終審議・予定 厚科審	食安委	WHO等	15年答申	評価値に関連したその後の検討（令和3年3月現在）	浄水超過状況※3（R01水道統計）	浄水超過状況（R02水道統計）	課題、留意事項	その他注
基-1	1	一般細菌	100個/ml	直＊						・感度は劣るが従属栄養細菌との量的相関、培養時間が短い等から当面は水質基準項目として据え置く		対基準値 4 / 8,813 対50%値 31 / 8,813 対10%値 176 / 8,813	対基準値 8 / 9,339 対50%値 21 / 9,339 対10%値 197 / 9,339	・H15パブコメ回答で「従属栄養細菌に変更する方向で考えており」と回答 ・浄水場管理には迅速性の観点から従属栄養細菌より適する(H17厚生科学研究)	
基-2	2	大腸菌	不検出	直＊						・糞便汚染の指標として適当		陽性 0 / 8,813	陽性 1 / 9,339		
基-3	3	カドミウム及びその化合物	0.003	H22.4.1施行		0.003	H20.12.16 基準値強化 0.003←0.01	H20.9.25 答申済み		・JECFAでの評価結果を待つ必要があるが現時点では微量重金属調査研究会（1970）ベースの0.01mg/Lを当面維持	・2003年6月のJECFAは当時の暫定耐用摂取量7μg/kg/週を維持（寄与率10%で2.5μg/L） ・食安委答申（食品からのカドミウム摂取の現状に係る安全性確保、H20.7.3） →耐容週間摂取量　7μg/kg/週（JECFAの評価とは異なる方法をとったが、結果は同じ値。）	対基準値 0 / 8,158 対50%値 3 / 8,158 対10%値 13 / 8,158	対基準値 0 / 8,401 対50%値 1 / 8,401 対10%値 7 / 8,401	・厚生科学審議会生活環境水道部会(平成20年12月16日)で審議。基準値は0.003mg/Lとなる方向。	
基-4	4	水銀及びその化合物	0.0005	直＊	0.7	0.006（2005）	H20.12.16 H15からの変更無し （メチル水銀） H25.3.19 現行評価値を維持	H24.5.10 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加	・水質基準として維持 ・疫学上の結果をもとに0.001mg/Lが算出されるが基準の継続性を考慮	・食安委答申（魚介類に含まれるメチル水銀、H17.8.4） →ハイリスクグループ（胎児）を対象とした耐容週間摂取量2.0μg/kg/週（メチル水銀） ・食安委化学物質・汚染物質専門調査会 幹事会（H24.1.27） →TDI＝0.7（水銀として） ・食安委答申（H24.5.10） →TDI＝0.7（水銀として）	対基準値 0 / 8,044 対50%値 17 / 8,044 対10%値 19 / 8,044	対基準値 0 / 8,295 対50%値 16 / 8,295 対10%値 18 / 8,295		
基-5	5	セレン及びその化合物	0.01		4	0.04	H25.3.19 現行評価値を維持	H24.10.29 答申済み	WHO第4版 暫定基準に変更	・評価値の10%を超えるものは1%未満だが1地点で90%を超えており継続性の観点から当面水質基準として維持	・食安委答申（H.24.10.29） →TDI＝4 ・推奨摂取量＝25～35mg/日前後（成人、上限量400mg/日前後）の必須元素 ・食安委意見募集終了（H24.7.20締切）	対基準値 0 / 8,133 対50%値 1 / 8,133 対10%値 9 / 8,133	対基準値 0 / 8,382 対50%値 0 / 8,382 対10%値 8 / 8,382		
基-6	6	鉛及びその化合物	0.01		3.5	0.01 A,T		R3.6.29 答申済み 自ら評価	WHO第4版 変更 0.04P←0.01	・4年答申では長期目標値を0.01mg/Lとし概ね10年間に鉛管の布設替えを行い、濃度の段階的低減を図るとした	・食安委検討中（H24.3.22専門調査会） 血中鉛濃度から摂取量への変換に関して新たな知見が蓄積された場合には、耐容摂取量の設定を検討	対基準値 0 / 8,329 対50%値 27 / 8,329 対10%値 321 / 8,329	対基準値 1 / 8,568 対50%値 33 / 8,568 対10%値 318 / 8,568		
基-7	7	ヒ素及びその化合物	0.01			0.01 A,T		H.25.12.16 答申済み	WHO第4版 暫定とした理由変更 A,T←P	・発がん性リスクアセスメントの不確実さと除去困難性から従来からの基準値10μg/Lを維持	・WH.O第3版第2次追補版ガイドライン値0.01mg/L ・食安委答申（H.25.12.16） ヒ素の直接的なDNAへの影響の有無について判断することはできない。	対基準値 0 / 8,209 対50%値 89 / 8,209 対10%値 823 / 8,209	対基準値 0 / 8,497 対50%値 94 / 8,497 対10%値 882 / 8,497		
基-8	8	六価クロム化合物	0.02	R02.4.1 施行		0.02 P（全Cr）		R元.8.6 答申済み	WHO第4版 追加予定 →追加されず	・クロムの毒性については従来どおり六価のものに着目することが妥当	・食安委答申（H30.9.18、清涼飲料水の規格基準） →TDI＝1.1 ・食安委答申（R元.8.6、水道供給水の規格基準） →TDI＝1.1 ・Crは必須元素（推奨摂取量＝30～40mg/日、成人）	対基準値 0 / 8,237 対50%値 0 / 8,237 対10%値 634 / 8,237	対基準値 0 / 8,965 対50%値 3 / 8,965 対10%値 133 / 8,965	・分析法上は全Crを測定	
基-9		亜硝酸態窒素	0.04		15	0.9 （Nitriteとして3）	H26.1.14 水質基準として追加	H25.7.22 答申済み	WHO第4版 変更 Nitrite 長期暴露ガイドライン値 設定せず←0.2P	・WHOのガイドライン値は毒性評価の観点から暫定値とされていることから、水質管理目標設定項目とする	・食安委答申（H24.10.29） →硝酸態窒素：TDI＝1500 →亜硝酸態窒素：TDI＝15 ・食安委意見募集終了（H24.6.22締切）	対基準値 0 / 8,352 対50%値 4 / 8,352 対10%値 94 / 8,352	対基準値 0 / 8,615 対50%値 7 / 8,615 対10%値 81 / 8,615	・超過事例は一時的で未対策なものが多い。継続的超過地点では用水受水に変更の見込み ・ﾒﾄﾍﾓｸﾞﾛﾋﾞﾝ血症LOAELは0.4mg-NO_2/kg/日で乳児で0.8mg-N/L相当	
基-10	9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	直＊	4.5	設定せず（第4版） ←0.7（AF=20%） 0.6（短期暴露、2007）	H24.3.5 H15からの変更なし	H22.10.14 答申済み	WHO第4版 ガイドライン値設定せず ガイダンス値：短期暴露シアン化物イオン 0.5、長期暴露　0.6（塩化シアンとして）、0.3（シアンとして）	・水質基準として維持	・食安委答申（H22.10.14） →TDI＝4.5（非発がん）	対基準値 0 / 8,797 対50%値 2 / 8,797 対10%値 20 / 8,797	対基準値 0 / 9,316 対50%値 1 / 9,316 対10%値 25 / 9,316	・消毒副生成物であるCICNを含む	

表 2-42　最近の水道水質基準等項目の状況について（水質基準項目）(2/6)

	旧番号	項　目　名	基準値※1 値(mg/L)※3		根拠TDI等（μg/kg/日）	WHO/GDWQ※2 (mg/L)	最終審議・予定 厚科審	食安委	WHO等	15年答申	評価値に関連したその後の検討（令和3年3月現在）	浄水超過状況※3（R01水道統計）	浄水超過状況（R02水道統計）	課題、留意事項	その他注
基-11	10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10			50（NO3として） 3（NO2として）	H25.3.19 現行評価値を維持	H24.10.29 答申済み	WHO第4版 変更 Nitrite 長期暴露ガイドライン値 設定せず←0.2P	・亜硝酸性窒素についてはWHO/GDWQが毒性評価の観点から暫定値とされていることから水質管理目標設定項目	・食安委答申（H24.10.29） →硝酸態窒素：TDI＝1500 →亜硝酸態窒素：TDI＝15 ・食安委意見募集終了（H24.6.22締切）	対基準値 0 / 8,429 対50%値 160 / 8,429 対10%値 2,501 / 8,429	対基準値 0 / 8,779 対50%値 186 / 8,779 対10%値 2,562 / 8,779	・急性発症濃度(36mg/L～)との差が小 ・基準超過件数は減少傾向	
基-12	11	フッ素及びその化合物	0.8			1.5	H25.3.19 現行評価値を維持	H25.1.21 答申済み	WHO第3版 第2次追補版 追加	・水質基準として維持 ・斑状歯発生予防の観点から現行値：0.8mg/Lを継続	・食安委答申（H25.1.21） →TDI＝0.05 ・WHO/GDWQ第2次追補版ガイドライン値1.5mg/L	対基準値 1 / 8,371 対50%値 93 / 8,371 対10%値 2,394 / 8,371	対基準値 2 / 8,637 対50%値 91 / 8,637 対10%値 2,323 / 8,637	・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない	
基-13	12	ホウ素及びその化合物	1.0		92（AF=40%）	2.4	H25.3.19 現行評価値を維持	H24.8.6 答申済み	WHO第4版 変更 2.4←0.5T	・ホウ素摂取量の調査のためマーケットバスケット調査を実施。 ・問題となるのは、基本的に海水淡水化、地質等の影響	・食安委答申（H24.8.6清涼飲料水） →TDI＝96 ・食安委意見募集終了（H24.7.20締切） ・WHO/GDWQ：2008会合にてGV値2.4mg/Lで合意。ただし各国アロケーション考慮して変更可能。	対基準値 0 / 8,173 対50%値 22 / 8,173 対10%値 186 / 8,173	対基準値 0 / 8,435 対50%値 20 / 8,435 対10%値 190 / 8,435		
基-14	13	四塩化炭素	0.002		0.71	0.004	H19.10.26 H15からの変更なし	H19.3.15 答申済み			・食安委答申（H19.3.15清涼飲料水） →TDI＝0.71	対基準値 0 / 8,124 対50%値 8 / 8,124 対10%値 10 / 8,124	対基準値 0 / 8,376 対50%値 8 / 8,376 対10%値 11 / 8,376		
基-15	14	1,4－ジオキサン	0.05		10-5Risk	0.05（2005）	H19.10.26 H15からの変更なし	H19.3.15 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加		・食安委答申（H19.3.15清涼飲料水） →TDI＝18	対基準値 0 / 8,101 対50%値 1 / 8,101 対10%値 5 / 8,101	対基準値 0 / 8,346 対50%値 0 / 8,346 対10%値 2 / 8,346		
~~基-16~~	15	~~1,1－ジクロロエチレン~~	削除	H21.4.1 水質管理目標設定項目に変更（旧基-15（0.02mg/L））	9	設定せず （2005） ←0.14	H19.10.26 水質基準から水質管理項目に変更 評価値変更 0.1←0.02	H19.3.15 答申済み		評価値の10%を超えるものは1%未満だが6年以来基準値超の例もあり、継続性の観点から水質基準とする	・食安委答申（H19.3.15清涼飲料水） →TDI＝46 ・食安委答申（H20.5.29水質基準廃止）	対基準値 0 / 0 対50%値 0 / 0 対10%値 0 / 0	対基準値 0 / 0 対50%値 0 / 0 対10%値 0 / 0		
基-16	16	シス－1,2－ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	H21.4.1 追加（旧基-15・旧目-6）	17	0.05	H19.10.26 シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレンを合算して評価、シス-1,2-ジクロロエチレンの基準を廃止	H19.3.15（シス体） H20.5.29（トランス体） 答申済み	WHO第4版 追加	・評価値の10%を超えるものは1%未満だが6年以来基準値超の例もあり、継続性の観点から水質基準とする	・食安委答申（H19.3.15清涼飲料水） →TDI＝17（ﾄﾗﾝｽ体合算） ・食安委答申（H20.5.29水質基準設定） →TDI＝17（ｼｽ体及びﾄﾗﾝｽ体）	対基準値 0 / 8,127 対50%値 0 / 8,127 対10%値 5 / 8,127	対基準値 0 / 8,381 対50%値 1 / 8,381 対10%値 7 / 8,381	・ｼｽ体の超過状況（ﾄﾗﾝｽ体については対10%値超過地点はない）	
基-17	17	ジクロロメタン	0.02		6	0.02	H22.2.2 H15からの変更なし	H20.11.6 答申済み		・評価値の10%を超えるものは1%未満だが1地点で60%を超えており継続性の観点から水質基準とする	・食安委答申（H20.11.6清涼飲料水） →TDI＝6	対基準値 0 / 8,124 対50%値 0 / 8,124 対10%値 1 / 8,124	対基準値 0 / 8,374 対50%値 0 / 8,374 対10%値 3 / 8,374	H16は基準超過件数が多かった（7件）	

表 2-42　最近の水道水質基準等項目の状況について（水質基準項目）(3/6)

	旧番号	項　目　名	基準値※1 値(mg/L)※3		根拠TDI等 (μg/kg/日)	WHO/GDWQ※2 (mg/L)	最終審議・予定 厚科審	食安委	WHO等	15年答申	評価値に関連したその後の検討 （令和3年3月現在）	浄水超過状況※3 （R01水道統計）	浄水超過状況 （R02水道統計）	課題、留意事項	その他注
基-18	18	テトラクロロエチレン	0.01		10-5Risk	0.04	H22.2.2 H15からの 変更なし	H20.11.6 答申済み		・WHO/GDWQは我が国基準値より高いが安全性の観点から現行基準を維持	・食安委答申（H20.11.6清涼飲料水） →TDI＝14	対基準値　0 / 8,126 対50%値　0 / 8,126 対10%値　4 / 8,126	対基準値　0 / 8,378 対50%値　0 / 8,378 対10%値　10 / 8,378		
基-19	19	トリクロロエチレン	0.01	H23.4.1 施行 （0.03→ 0.01）	10-5Risk	0.02 P （2005）	H22.2.2 評価値強化 0.01←0.03	H22.9.2 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加	・WHO/GDWQは我が国基準値より高いが安全性の観点から現行基準を維持	・食安委答申（H20.11.6清涼飲料水） ・食安委答申（化学物質・汚染物質、H22.9.2） →TDI＝1.46（非発がん） 10-5発がんリスク相当VSD ＝1.2 μg/kg体重/日	対基準値　0 / 8,129 対50%値　4 / 8,129 対10%値　23 / 8,129	対基準値　0 / 8,384 対50%値　8 / 8,384 対10%値　29 / 8,384		
基-20	20	ベンゼン	0.01		10-5Risk	0.01	H22.2.2 H15からの 変更なし	H20.11.6 答申済み		・概ね評価値の10%以下であるが過去に基準値を超えていた例もあり、継続性の観点から当面、水質基準として維持	・食安委答申（H20.11.6清涼飲料水） →TDI＝18（非発がん） 10-5発がんリスク相当VSD ＝0.40μg/kg体重/日	対基準値　0 / 8,124 対50%値　0 / 8,124 対10%値　1 / 8,124	対基準値　0 / 8,373 対50%値　2 / 8,373 対10%値　3 / 8,373		
基-21	21	塩素酸	0.6	H20.4.1施行 （水質管理目標設定項目（旧目-11）から変更）	30 （AF=80%）	0.7 D （AF=80%） （2005）	H18.8.4 追加	H19.3.15 答申済み		ヒト暴露が想定されるのは基本的にClO2が水道水の浄水処理に使用される場合であり、水質管理目標設定項目としClO2が浄水処理に使用される場合の指針として活用されるべき。 水質基準の設定等はClO2の浄水過程での使用が進んだ段階において検討すべき。	・食安委答申（H19.3.15水道水及び清涼飲料水） →TDI=30	対基準値　8 / 8,801 対50%値　312 / 8,801 対10%値　4,606 / 8,801	対基準値　12 / 9,326 対50%値　384 / 9,326 対10%値　5,023 / 9,326	・超過事例は全て一時的なもので次亜塩素酸Naの注入等で対応。未対策3地点は島嶼部の簡水 ・次亜塩素酸Naの適正保管につきH18.3事務連絡 ・施設基準省令に基づく薬品基準は0.6mg/L	
基-22	22	クロロ酢酸	0.02	（新規）	3.5 （AF=20%）	0.02 （AF=20%）	H26.1.14 現行評価値を維持	H26.10.7 答申済み		LOAEL＝3.5 TDI＝3.5 ・評価値＝0.02	・食安委化学物質・汚染物質専門調査会 幹事会（H24.1.27） →TDI＝3.5 ・食安委答申（H24.5.10） →TDI＝3.5	対基準値　0 / 8,800 対50%値　8 / 8,800 対10%値　39 / 8,800	対基準値　0 / 9,326 対50%値　7 / 9,326 対10%値　35 / 9,326	・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない	
基-23	23	クロロホルム	0.06		12.9 （AF=20%）	0.3 （AF=75%） （2005）	H22.12.21 H15からの変更なし	H21.8.20 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加		・食安委答申（H21.8.20清涼飲料水） →TDI=12.9（非発がん）（TDI不変）	対基準値　4 / 8,800 対50%値　279 / 8,800 対10%値　3,126 / 8,800	対基準値　6 / 9,326 対50%値　244 / 9,326 対10%値　3,274 / 9,326	・基準超過件数は減少傾向 ・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない	
基-24	24	ジクロロ酢酸	0.03	（変更）	1.3 （10-5Risk）	0.05 D	H27.2.5	H26.10.7 答申済み	WHO第4版 暫定とした理由変更 D←T,D	VSD＝1.43 評価値＝0.04	・食安委化学物質・汚染物質専門調査会 幹事会（H24.1.27） →非発がん影響 TDI＝12.5 発がん影響　TDI＝12.8 SF＝7.8E-3 ・食安委報告前H24.3.23現在）	対基準値　3 / 8,800 対50%値　118 / 8,800 対10%値　2,159 / 8,800	対基準値　2 / 9,326 対50%値　121 / 9,326 対10%値　2,304 / 9,326	・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない	
基-25	25	ジブロモクロロメタン	0.1		21 （AF=20%）	0.1 （2005）	H22.12.21 H15からの変更なし	H21.8.20 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加		・食安委答申（H21.8.20清涼飲料水） →TDI＝21.4（非発がん）（TDI不変）	対基準値　0 / 8,800 対50%値　10 / 8,800 対10%値　262 / 8,800	対基準値　0 / 9,326 対50%値　7 / 9,326 対10%値　275 / 9,326	・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない	
基-26	26	臭素酸	0.01	（新規）	10-5Risk ↓ BAT	0.01 AT （2005） ←0.002	H22.2.2 H15からの 変更なし	H20.11.6 答申済み		・10-5リスク相当VSDからは0.009mg/L ・除去方法はO3濃度の調節やH2O2-UV法に限定	・食安委答申（H20.11.6清涼飲料水） →TDI＝11（非発がん） 10-5発がんリスク相当VSD ＝0.36μg/kg体重/日	対基準値　1 / 8,800 対50%値　13 / 8,800 対10%値　245 / 8,800	対基準値　0 / 9,326 対50%値　9 / 9,326 対10%値　226 / 9,326	・施設基準省令に基づく薬品基準は0.005mg/L ・超過事例の殆どは一時的なもので次亜塩素酸Naの選定、貯蔵管理等で対応。本件注意事項を事務連絡(H16.6) ・状況は改善傾向 ・O3処理時の溶存濃度と注入率の制御も重要	

表 2-42　最近の水道水質基準等項目の状況について（水質基準項目）(4/6)

	旧番号	項　目　名	基準値※1 値(mg/L)※3		根拠TDI等（μg/kg/日）	WHO/GDWQ※2 (mg/L)	最終審議・予定 厚科審	食安委	WHO等	15年答申	評価値に関連したその後の検討（令和3年3月現在）	浄水超過状況※3（R01水道統計）	浄水超過状況（R02水道統計）	課題、留意事項	その他注
基-27	27	総トリハロメタン	0.1	クロロホルム＋ジブロモクロロメタン＋ブロモジクロロメタン＋ブロモホルム		設定せず(2005) 総評価は推奨	H22.12.21 H15からの変更なし	H21.8.20 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加		・食安委答申（H21.8.20清涼飲料水） →総トリハロメタンとしてのTDIは設定できない	対基準値 1 / 8,800 対50%値 254 / 8,800 対10%値 3,794 / 8,800	対基準値 6 / 9,326 対50%値 221 / 9,326 対10%値 3,966 / 9,326	・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない	
基-28	28	トリクロロ酢酸	0.03	（変更）	6 （AF=20%）	0.2 （AF=20%）	H27.2.5	H26.10.7 答申済み		NOAEL＝32.5 TDI＝32.5 評価値＝0.2	・食安委化学物質・汚染物質専門調査会 幹事会（H24.1.27） →TDI＝6 ・食安委答申（H24.5.10） →TDI＝6	対基準値 9 / 8,800 対50%値 417 / 8,800 対10%値 2,824 / 8,800	対基準値 8 / 9,325 対50%値 372 / 9,325 対10%値 2,952 / 9,325	・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない	
基-29	29	ブロモジクロロメタン	0.03		6.1 （AF=20%）	0.06	H22.12.21 H15からの変更なし	H21.8.20 答申済み	WHO第4版 変更		・食安委答申（H21.8.20清涼飲料水） →TDI＝6.1（非発がん）（TDI不変）	対基準値 0 / 8,800 対50%値 206 / 8,800 対10%値 3,291 / 8,800	対基準値 3 / 9,326 対50%値 211 / 9,326 対10%値 3,479 / 9,326	・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない	
基-30	30	ブロモホルム	0.09		17.9 （AF=20%）	0.1 （2005）	H22.12.21 H15からの変更なし	H21.8.20 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加		・食安委答申（H21.8.20清涼飲料水） →TDI＝17.9（非発がん）（TDI不変）	対基準値 0 / 8,800 対50%値 4 / 8,800 対10%値 150 / 8,800	対基準値 0 / 9,326 対50%値 1 / 9,326 対10%値 168 / 9,326	・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない	
基-31	31	ホルムアルデヒド	0.08		15 （AF=20%）	設定せず(2005) ←2.6	H20.12.16 H15からの変更なし	H20.4.17 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加	・入浴時等の水道水からの気化による吸入暴露による影響も考慮	・食安委答申（H20.4.17清涼飲料水） →TDI＝15	対基準値 0 / 8,801 対50%値 3 / 8,801 対10%値 48 / 8,801	対基準値 0 / 9,326 対50%値 0 / 9,326 対10%値 83 / 9,326	・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない	
基-32	32	亜鉛及びその化合物	1.0	味覚及び色				H29.4.25 答申済み			・推奨摂取量＝7～10mg/日（成人、上限量30mg/日）の必須元素	対基準値 0 / 8,248 対50%値 2 / 8,248 対10%値 29 / 8,248	対基準値 0 / 8,489 対50%値 1 / 8,489 対10%値 29 / 8,489		
基-33	33	アルミニウム及びその化合物	0.2	色（鉄共存時） H21.4.1 管理目標設定項目追加			H19.10.26 水質管理目標値を0.1に設定			・多量の凝集剤を投入せざるを得ない場合にも技術的に0.1mg/Lを達成可能であるかについてはなお疑問の余地有	H19に水質管理目標値を0.1に設定	対基準値 10 / 8,408 対50%値 144 / 8,408 対10%値 1,892 / 8,408	対基準値 14 / 8,663 対50%値 146 / 8,663 対10%値 1,966 / 8,663	・超過事例は全て一時的なもので凝集剤の注入方法等で対応	
基-34	34	鉄及びその化合物	0.3	味覚及び洗濯物の着色		設定せず		H29.4.25 答申済み		・水質基準として維持	・推奨摂取量＝10mg/日前後（成人、上限量40～50mg/日前後）の必須元素	対基準値 1 / 8,361 対50%値 40 / 8,361 対10%値 451 / 8,361	対基準値 1 / 8,598 対50%値 31 / 8,598 対10%値 447 / 8,598		
基-35	35	銅及びその化合物	1.0	洗濯物への着色		2 （洗濯染みは生じる可能性有）	H20.12.16 基準改正の必要性について検討を行う	H20.4.17 答申済み		・水質基準として維持	・食安委答申（H20.4.17清涼飲料水） →許容上限摂取量=9mg/ヒト（成人）/日 ・推奨摂取量＝0.7～0.9mg/日（成人、上限量10mg/日）の必須元素 ・H20年基準値改正の必要性の検討が課題とされた。	対基準値 0 / 8,245 対50%値 1 / 8,245 対10%値 28 / 8,245	対基準値 0 / 8,488 対50%値 4 / 8,488 対10%値 31 / 8,488	・見直し検討中(厚生科学審議会生活環境水道部会(平成20年12月16日)で審議)	
基-36	36	ナトリウム及びその化合物	200	味覚								対基準値 0 / 8,220 対50%値 6 / 8,220 対10%値 728 / 8,220	対基準値 0 / 8,474 対50%値 5 / 8,474 対10%値 735 / 8,474	・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない	

表 2-42　最近の水道水質基準等項目の状況について（水質基準項目）(5/6)

	旧番号	項　目　名	基準値※1 値(mg/L)※3		根拠TDI等（μg/kg/日）	WHO/GDWQ※2（mg/L）	最終審議・予定 厚科審	食安委	WHO等	15年答申	評価値に関連したその後の検討（令和3年3月現在）	浄水超過状況※3（R01水道統計）	浄水超過状況（R02水道統計）	課題、留意事項	その他注
基-37	37	マンガン及びその化合物	0.05	黒水障害		設定せず	H25.3.19 現行評価値を維持	H24.8.6 答申済み	WHO第4版 変更 設定せず←0.4C		・食安委答申（H.24.8.6清涼飲料水） →TDI＝180 ・目安摂取量＝3.5～4mg/日前後（成人、上限量10mg/日前後）の必須元素 ・食安委意見募集終了（H24.7.20締切）	対基準値 1 / 8,275 対50%値 11 / 8,275 対10%値 151 / 8,275	対基準値 0 / 8,522 対50%値 10 / 8,522 対10%値 147 / 8,522	・より高レベルの水道を目指すため管理目標設定(0.01mg/L)	
基-38	38	塩化物イオン	200	味覚								対基準値 0 / 8,812 対50%値 16 / 8,812 対10%値 1,280 / 8,812	対基準値 0 / 9,336 対50%値 18 / 9,336 対10%値 1,403 / 9,336	・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない	
基-39	39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	石鹸の泡立等				H29.4.25 答申済み	WHO第4版 追加予定 →追加されず		・WHO第4版追加予定→追加されず ・Caは推奨摂取量＝1g/日前後（成人、上限量2.3g/日）の必須元素 ・Mgは推奨摂取量＝300～400mg/日前後（成人）の必須元素	対基準値 0 / 8,427 対50%値 72 / 8,427 対10%値 5,702 / 8,427	対基準値 0 / 8,798 対50%値 77 / 8,798 対10%値 5,900 / 8,798	・おいしい水の観点から管理目標設定(10-100mg/L) ・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない	
基-40	40	蒸発残留物	500									対基準値 0 / 8,511 対50%値 248 / 8,511 対10%値 7,662 / 8,511	対基準値 0 / 8,946 対50%値 249 / 8,946 対10%値 8,030 / 8,946	・おいしい水の観点から管理目標設定(30-200mg/L) ・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない	
基-41	41	陰イオン界面活性剤	0.2	発泡						・混合すると起泡力や安定度に相乗効果が見られる場合があり知見の充実を図る必要がある		対基準値 0 / 8,009 対50%値 3 / 8,009 対10%値 3 / 8,009	対基準値 0 / 8,263 対50%値 2 / 8,263 対10%値 2 / 8,263		
基-42	42	ジェオスミン	0.00001	臭気						・粉末活性炭処理による場合：20ng/L ・粒状活性炭等恒久施設による場合：10ng/L		対基準値 0 / 8,251 対50%値 53 / 8,251 対10%値 691 / 8,251	対基準値 2 / 8,545 対50%値 58 / 8,545 対10%値 720 / 8,545		
基-43	43	2－メチルイソボルネオール	0.00001	臭気						・粉末活性炭処理による場合：20ng/L ・粒状活性炭等恒久施設による場合：10ng/L		対基準値 2 / 8,248 対50%値 28 / 8,248 対10%値 370 / 8,248	対基準値 5 / 8,544 対50%値 31 / 8,544 対10%値 382 / 8,544		
基-44	44	非イオン界面活性剤	0.02	発泡						・混合すると起泡力や安定度に相乗効果が見られる場合があり知見の充実を図る必要がある		対基準値 0 / 8,091 対50%値 6 / 8,091 対10%値 500 / 8,091	対基準値 0 / 8,370 対50%値 0 / 8,370 対10%値 598 / 8,370	・施設基準省令に基づく薬品基準は0.005mg/L	
基-45	45	フェノール類	0.005	臭気						・水質基準として維持		対基準値 0 / 8,008 対50%値 8 / 8,008 対10%値 10 / 8,008	対基準値 0 / 8,261 対50%値 11 / 8,261 対10%値 12 / 8,261		

表 2-42　最近の水道水質基準等項目の状況について（水質基準項目）(6/6)

	旧番号	項　目　名	基準値※1 値(mg/L)※3		根拠TDI等 (μg/kg/日)	WHO/GDWQ※2 (mg/L)	最終審議・予定 厚科審	食安委	WHO等	15年答申	評価値に関連したその後の検討 （令和3年3月現在）	浄水超過状況※3 （R01水道統計）	浄水超過状況 （R02水道統計）	課題、留意事項	その他注
基-46	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	H21.4.1 施行 有機物			H19.10.26 基準値を3に強化			・旧基準であるKMnO4消費量10mg/Lに相当するTOCは相関性から1～4mg/Lで上限値に危険率25%を見込む		対基準値 1 / 8,813 対50%値 136 / 8,813 対10%値 4,717 / 8,813	対基準値 0 / 9,338 対50%値 150 / 9,338 対10%値 5,132 / 9,338		
基-47	47	pH値	5.8-8.6	腐食防止						・水質基準として維持 ・より高いレベルの水道を目指すための目標として、7.5程度を管理目標に設定		酸側超 2 / 8,813 ｱﾙｶﾘ側超 0 / 8,813	酸側超 3 / 9,339 ｱﾙｶﾘ側超 5 / 9,339	・より高レベルの水道を目指すため管理目標設定(7.5)	
基-48	48	味	異常でない	基本指標								陽性 0 / 8,813	陽性 0 / 9,338		
基-49	49	臭気	異常でない	基本指標						・水質基準として維持		陽性 5 / 8,813	陽性 6 / 9,339		
基-50	50	色度	5度	基本指標						・水質基準として維持		対基準値 7 / 8,813 対50%値 191 / 8,813 対10%値 2,249 / 8,813	対基準値 9 / 9,339 対50%値 211 / 9,339 対10%値 2,522 / 9,339		
基-51	51	濁度	2度	基本指標						・より高いレベルの水道を目指すための目標として1度以下を管理目標に設定		対基準値 1 / 8,813 対50%値 68 / 8,813 対10%値 526 / 8,813	対基準値 4 / 9,339 対50%値 68 / 9,339 対10%値 634 / 9,339	・おいしい水の観点から管理目標設定(1度) ・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない	

表 2-43　最近の水道水質基準等項目の状況について（水質管理目標設定項目）(1/4)

	旧番号	項　目　名	目標値		根拠TDI等	WHO/GDWQ※1	最終審議・予定			15年答申	評価値に関連したその後の検討	浄水超過状況※2	浄水超過状況※2	課題、留意事項	その他注	清涼飲料水※2
			値(mg/L)		（μg/kg/日）	(mg/L)	厚科審	食安委	WHO等		（令和3年3月現在）	（R01水道統計）	（R02水道統計）			規格基準(mg/L)
目-1	1	アンチモン及びその化合物	0.02	（変更）	6	0.02	H26.1.14	H24.8.6 答申済み		・三酸化アンチモンを用いた研究より導いたかなり安全側にたった評価	・食安委答申（H.24.8.6） →TDI＝6 ・食安委意見募集終了（H24.7.20締切）	対目標値　0 / 2,456 対50%値　0 / 2,456 対10%値　2 / 2,456	対目標値　0 / 2,473 対50%値　1 / 2,473 対10%値　3 / 2,473	・施設基準省令に基づく薬品基準が設定されている		
目-2	2	ウラン及びその化合物	0.002	暫定値	0.2←0.6	0.03 P	H24.3.5 H15からの変更なし	H24.1.12 答申済み	WHO第4版変更 0.030P←0.015P,T	・LOAEL：0.06 mg/kg日, UF：100 ・寄与率：10% ・評価値：0.002 mg/L	・食安委答申（H24.1.12） →TDI＝0.2 （LOAEL：0.06 mg/kg/日, UF：300）	対目標値　0 / 2,432 対50%値　7 / 2,432 対10%値　45 / 2,432	対目標値　0 / 2,461 対50%値　3 / 2,461 対10%値　50 / 2,461	・施設基準省令に基づく薬品基準が設定されている		
目-3	3	ニッケル及びその化合物	0.02	暫定値扱いを取りやめ	4	0.07 （AF=20%） （2007提案）	H25.3.19 暫定値扱いを取りやめ、評価値を0.02とする	H24.7.23 答申済み	WHO第3版第1次追補版追加		・食安委答申（H.24.7.23） →TDI＝4 ・食安委意見募集終了（H24.6.22締切）	対目標値　0 / 2,728 対50%値　0 / 2,728 対10%値　25 / 2,728	対目標値　0 / 2,739 対50%値　0 / 2,739 対10%値　22 / 2,739	・施設基準省令に基づく薬品基準が設定されている		
目-5	5	1,2-ジクロロエタン	0.004		10-5Risk	0.03	H22.2.2 H15からの変更なし	H20.11.6 答申済み		・WHO/GDWQは我が国基準値より高いが安全性の観点から現行目標値を維持	・食安委答申（H20.11.6清涼飲料水） →TDI＝37.5（非発がん） 10-5発がんリスク相当VSD ＝0.18μg/kg体重/日	対目標値　0 / 2,362 対50%値　8 / 2,362 対10%値　9 / 2,362	対目標値　0 / 2,371 対50%値　1 / 2,371 対10%値　1 / 2,371	・施設基準省令に基づく薬品基準が設定されている		
~~目-6~~	~~6~~	~~トランス-1,2-ジクロロエチレン~~	削除	旧目-6 H21.4.1 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレンに変更	17		H19.10.26 シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレンを合算して評価、シス-1,2-ジクロロエチレンの基準を廃止			・ｼｽ体との混合物として使用されうるので管理目標設定項目として経過観察	・食安委答申（H19.3.15清涼飲料水） →TDI＝17（ｼｽ体含算） ・食安委答申（H20.5.29水質基準設定） →TDI＝17（ｼｽ体及びﾄﾗﾝｽ体）	対目標値　0 / 0 対50%値　0 / 0 対10%値　0 / 0	対目標値　0 / 0 対50%値　0 / 0 対10%値　0 / 0	・施設基準省令に基づく薬品基準が設定されている		
~~目-7~~	~~7~~	~~1,1,2-トリクロロエタン~~	削除	H22.4.1水質管理目標設定項目から削除 （旧目-7）	10-5Risk		H20.12.16 H15からの変更なし	H20.4.17 答申済み			・食安委答申（H20.4.17清涼飲料水） →TDI=3.9	対目標値　0 / 0 対50%値　0 / 0 対10%値　0 / 0	対目標値　0 / 0 対50%値　0 / 0 対10%値　0 / 0	・施設基準省令に基づく薬品基準が設定されている		
目-8	8	トルエン	0.4	H23.4.1 （施行）	149 （AF=10%）	0.7（ C）	H22.2.2 評価値緩和 0.4←0.2	H20.11.6 答申済み			・食安委答申（H20.11.6清涼飲料水） →TDI＝149	対目標値　0 / 2,410 対50%値　0 / 2,410 対10%値　0 / 2,410	対目標値　0 / 2,418 対50%値　0 / 2,418 対10%値　0 / 2,418			
目-9	9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08	（変更）	30 （AF=10%）	0.008 （AF=1%）	H27.2.5	H25.4.15 答申済み		NOAEL＝3.7 TDI＝40 評価値＝0.1	・食安委答申（H25.4.15） →TDI=30μg/kg/日	対目標値　0 / 2,151 対50%値　0 / 2,151 対10%値　14 / 2,151	対目標値　0 / 2,174 対50%値　0 / 2,174 対10%値　6 / 2,174	・基準値は12年厚生省通知(塩ビ手袋の食品使用)をベースに設定		

表 2-43　最近の水道水質基準等項目の状況について（水質管理目標設定項目）(2/4)

	旧番号	項　目　名	目標値		根拠TDI等	WHO/GDWQ※1	最終審議・予定			15年答申	評価値に関連したその後の検討（令和3年3月現在）	浄水超過状況※2（R01水道統計）	浄水超過状況※2（R02水道統計）	課題、留意事項	その他注	清涼飲料水※2規格基準(mg/L)
			値(mg/L)		（μg/kg/日）	(mg/L)	厚科審	食安委	WHO等							
目-10	10	亜塩素酸	0.6		29 （AF=80%）	0.7 D （AF=80%） （2005）	H20.12.16 H15からの 変更なし	H20.6.19 答申済み		・ヒト暴露が想定されるのは基本的にClO2が水道水の浄水処理に使用される場合であり、水質管理目標設定項目としClO2が浄水処理に使用される場合の指針として活用されるべき。 ・水質基準の設定等はClO2の浄水過程での使用が進んだ段階において検討すべき。	・食安委答申（H20.6.19清涼飲料水） →TDI＝29 ・添加物としてはTDI29を答申（H18.11）	対目標値　0 / 1,263 対50%値　0 / 1,263 対10%値　4 / 1,263	対目標値　0 / 1,258 対50%値　0 / 1,258 対10%値　1 / 1,258	・施設基準省令に基づく薬品基準は0.6mg/L		
~~目-11~~		塩素酸	削除	H20.4.1施行 （水質管理目標設定項目（旧目-11）から変更）	30 （AF=80%）	0.7 D （AF=80%） （2005）	H18.8.4 追加	H19.3.15 答申済み			・食安委答申（H19.3.15水道水及び清涼飲料水） →TDI=30					
目-12	11	二酸化塩素	0.6		29 （AF=80%）	設定せず （2005） 亜塩素酸対応	H20.12.16 H15からの 変更なし	H20.6.19 答申済み			・食安委答申（H20.6.19清涼飲料水） →TDI＝29 ・WHOは異臭味閾値を0.4mg/Lとしている	対目標値　0 / 648 対50%値　0 / 648 対10%値　0 / 648	対目標値　0 / 637 対50%値　0 / 637 対10%値　0 / 637	・施設基準省令に基づく薬品基準は0.6mg/L		
目-13	12	ジクロロアセトニトリル	0.01	暫定値 H21.4.1変更	8 （AF=20%）	0.02 P （AF=20%）	H19.10.26 評価値変更 0.01（暫定）← 0.04（暫定）	H19.3.15 答申済み			・食安委答申（H19.3.15清涼飲料水） →TDI=2.7	対目標値　0 / 3,092 対50%値　5 / 3,092 対10%値　388 / 3,092	対目標値　0 / 3,106 対50%値　4 / 3,106 対10%値　303 / 3,106	・超過事例は近接地点で一時的に発生		
目-14	13	抱水クロラール	0.02	暫定値	5.3 （AF=20%）	設定せず （2005）	H19.10.26 評価値変更 0.02（暫定）← 0.03（暫定）	H19.3.15 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加		・食安委答申（H19.3.15清涼飲料水） →TDI＝4.5	対目標値　0 / 3,096 対50%値　30 / 3,096 対10%値　832 / 3,096	対目標値　1 / 3,108 対50%値　21 / 3,108 対10%値　770 / 3,108	・超過事例はいずれも一時的なもの		
目-15	14	農薬類	検出値/目標値の総和が1以下							・浄水から目標値10%値を超えて検出される事例有り(特異値を除く)は水質基準を設定。 農薬 ・農薬類(第1群)…現に水道原水から検出又は国内推定出荷量50t以上。 ・第2群…国内推定出荷量50t以上であるが水道水に適した測定方法が未確立。早急に確立しその時点で第1群に組入。27物質。 ・第3群…国内推定出荷量が50t未満で測定しても検出されるおそれがない。79物質。	・フィプロニル（殺虫剤）を追加（H20.4.1）			・現行目標値が小さいのはCNPの0.0001mg/L ・使用又は販売が禁止された農薬のうち検出されているもの、生産・輸入量が多く測定法が確立したものを追加 ・テルブカルビ、ジメピペレートは削除案が提出されたが、平成17年度調査において、浄水及び原水から、目標値の1%前後の検出が認められたことから、農薬類の対象農薬リストからの削除を見送り。		
目-16	15	残留塩素	1	（衛生上措置） 遊離塩素 0.1mg/L以上	150	0.5～5 C （上限値は AF=100%）	H19.10.26 H15からの 変更なし	H19.3.15 答申済み		・おいしさの観点に着目したもので今後とも水質管理目標設定項目とする	・食安委答申（H19.3.15清涼飲料水） →TDI＝136	対目標値　77 / 8,668 対50%値　2,301 / 8,668 対10%値　8,556 / 8,668	対目標値　68 / 9,092 対50%値　2,446 / 9,092 対10%値　8,975 / 9,092	・目標超過件数は減少傾向だが、継続的で未対策の超過地点も多い		
目-17	16	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10-100	石鹸の泡立等				H29.4.25 答申済み	WHO第4版 追加予定 →追加されず		・WHO第4版追加予定→追加されず ・Caは推奨摂取量＝1g/日前後（成人、上限量2.3g/日）の必須元素 ・Mgは推奨摂取量＝300～400mg/日前後（成人）の必須元素	10未満　242 / 8,427 100超過　492 / 8,427	10未満　473 / 8,798 100超過　96 / 8,798	・水質基準　300		
目-18	17	マンガン及びその化合物	0.01	黒水障害		設定せず	H25.3.19 現行評価値を 維持	H24.8.6 答申済み	WHO第4版 変更 設定せず← 0.4C		・食安委答申（H.24.8.6清涼飲料水） →TDI＝180 ・目安摂取量＝3.5～4mg/日前後（成人、上限量10mg/日前後）の必須元素 ・食安委意見募集終了（H24.7.20締切）	対目標値　58 / 8,275 対50%値　151 / 8,275 対10%値　757 / 8,275	対目標値　64 / 8,522 対50%値　147 / 8,522 対10%値　801 / 8,522	・水質基準　0.05		
目-19	18	遊離炭酸	20							・おいしさの観点に着目したもので今後とも水質管理目標設定項目とする		対目標値　1,405 / 2,677 対50%値　2,155 / 2,677 対10%値　1,736 / 2,677	対目標値　1,395 / 2,701 対50%値　2,105 / 2,701 対10%値　1,719 / 2,701	・目標超過件数はH16増加		

表 2-43　最近の水道水質基準等項目の状況について（水質管理目標設定項目）(3/4)

	旧番号	項　目　名	目標値		根拠TDI等	WHO/GDWQ※1	最終審議・予定			15年答申	評価値に関連したその後の検討	浄水超過状況※2	浄水超過状況※2	課題、留意事項	その他注	清涼飲料水※2
			値(mg/L)		（μg/kg/日）	(mg/L)	厚科審	食安委	WHO等		（令和3年3月現在）	（R01水道統計）	（R02水道統計）			規格基準(mg/L)
目-20	19	1,1,1-トリクロロエタン	0.3		600		H20.12.16 H15からの 変更なし	H20.4.17 答申済み		・健康影響に関する評価値は1.5mg/Lだが臭味発生防止の観点から設定。	・食安委答申（H20.4.17清涼飲料水） →TDI＝800	対目標値　0 / 2,484 対50%値　0 / 2,484 対10%値　0 / 2,484	対目標値　0 / 2,494 対50%値　1 / 2,494 対10%値　1 / 2,494			
目-21	20	メチル－t－ブチルエーテル（MTBE）	0.02	（新規）	143	設定せず （2005） ←0.015	H20.12.16 H15からの 変更なし	H20.4.17 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加	・地下水で一過的に高濃度で検出されるとの情報もある	・食安委答申（H20.4.17清涼飲料水） →TDI＝143 ・WHOは異臭閾値を0.015mg/Lとしている	対目標値　0 / 2,358 対50%値　1 / 2,358 対10%値　1 / 2,358	対目標値　0 / 2,375 対50%値　1 / 2,375 対10%値　1 / 2,375			
目-22	21	有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	3							・指標性や測定方法に関し種々問題点 ・TOCとの相関を見るため、当面水質管理目標設定項目として維持		対目標値　40 / 1,824 対50%値　426 / 1,824 対10%値　1,465 / 1,824	対目標値　28 / 1,832 対50%値　395 / 1,832 対10%値　1,490 / 1,832	・旧水質基準　10mg/L		MW：12 他：10
目-23	22	臭気強度（TON）	3TON							・おいしい水の観点から維持		対目標値　11 / 2,356 対50%値　98 / 2,356 対10%値　491 / 2,356	対目標値　6 / 2,351 対50%値　92 / 2,351 対10%値　405 / 2,351			
目-24	23	蒸発残留物	30-200									30未満　66 / 8,511 200超過　729 / 8,511	30未満　94 / 8,946 200超過　737 / 8,946	・水質基準　500		
目-25	24	濁度	1度	基本指標						・より高いレベルの水道を目指すための目標として1度以下を管理目標に設定		対目標値　68 / 8,813 対50%値　191 / 8,813 対10%値　1,119 / 8,813	対目標値　68 / 9,339 対50%値　217 / 9,339 対10%値　1,290 / 9,339	・水質基準　2度		
目-26	25	pH値	7.5程度	腐食防止						・水質基準として維持 ・より高いレベルの水道を目指すための目標として、7.5程度を管理目標に設定		7.3以下　3,091 / 8,813 7.7以上　2,998 / 8,813	7.3以下　6,605 / 9,339 7.7以上　3,172 / 9,339	・水質基準　5.8～8.6		
目-27	26	腐食性（ランゲリア指数）	-1程度以上とし、極力0に近づける							・水道施設の維持管理やCaCO3析出防止の観点から水質管理目標設定項目とする		-1未満　1,943 / 2,668 0超過　79 / 2,668	-1未満　1,799 / 2,662 0超過　93 / 2,662			
目-28	27	従属栄養細菌	2000	H21.4.1追加		USEPA処理基準 500cfu/ml以下	H18.8.4 追加			・本来的細菌数を表現、培養方法が確立、施設清浄度の劣化を表現、レジオネラ増殖環境か否かの判定が可能 ・細菌現存量の指標として有効だが、我が国の水道における情報等が不足	・水道施設の健全性を判断	対目標値　2 / 2,960 対50%値　5 / 2,960 対10%値　55 / 2,960	対目標値　1 / 2,990 対50%値　5 / 2,990 対10%値　55 / 2,990			

表 2-43　最近の水道水質基準等項目の状況について（水質管理目標設定項目）(4/4)

	旧番号	項　目　名	目標値		根拠TDI等	WHO/GDWQ※1	最終審議・予定			15年答申	評価値に関連したその後の検討	浄水超過状況※2	浄水超過状況※2	課題、留意事項	その他注	清涼飲料水※2
			値(mg/L)		（μg/kg/日）	(mg/L)	厚科審	食安委	WHO等		（令和3年3月現在）	（R01水道統計）	（R02水道統計）			規格基準(mg/L)
目-29		1,1－ジクロロエチレン	0.1	H21.4.1水質管理目標設定項目に変更（旧基-15（0.02mg/L））	9	設定せず（2005）←0.14	H19.10.26水質基準から水質管理項目に変更 評価値変更 0.1←0.02	H19.3.15答申済み		評価値の10%を超えるものは1%未満だが6年以来基準値超の例もあり、継続性の観点から水質基準とする	・食安委答申（H19.3.15清涼飲料水）→TDI＝46 ・食安委答申（H20.5.29水質基準廃止）	対目標値 0 / 2,474 対50%値 0 / 2,474 対10%値 0 / 2,474	対目標値 0 / 2,476 対50%値 0 / 2,476 対10%値 1 / 2,476			
目-30		アルミニウム及びその化合物	0.1	色（鉄共存時）H21.4.1管理目標設定項目追加			H19.10.26水質管理目標値を0.1に設定			・多量の凝集剤を投入せざるを得ない場合にも技術的に0.1mg/Lを達成可能であるかについてはなお疑問の余地有		対目標値 144 / 8,408 対50%値 634 / 8,408 対10%値 2,966 / 8,408	対目標値 14 / 8,663 対50%値 146 / 8,663 対10%値 1,966 / 8,663			
目-31		ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）	0.00005	暫定値								対目標値 － / － 対50%値 － / － 対10%値 － / －	対目標値 － / － 対50%値 － / － 対10%値 － / －			
【答申言及】																
対策指針		耐塩素性病原生物	－			USEPA処理基準 ・ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ99%除去 ・ｼﾞｱﾙｼﾞｱ99.9%除去又は不活化				・検出方法等に種々の課題が残っている	・原水から指標菌が検出されたことがある施設においては、水質検査計画等に基づき、適切な頻度で原水のクリプトスポリジウム等及び指標菌を検査 ・H20から水質検査計画に基づき原水を測定					
101		ウイルスその他の病原微生物	－			USEPA処理基準 ・消化器系感染ｳｨﾙｽ99.99%除去又は不活化				・将来的に起こり得るCyclospora等新たな病原微生物への対策にも注意 ・万全を期すためウイルス汚染対策、特に検出方法等に関する研究を推進				・ウィルスによる水系感染症は井戸水などを原水とする小規模水道で、消毒工程の不備・不具合が殆ど(H17厚生科学研究) ・塩素消毒の効果は不明点多い(同)		
102		不快生物(線虫等)	－							・混入や繁殖の防止対策、漏出時の原因、汚染場所、病原性の有無等に関する解析・検討体制の整備などについて検討	・2006年WHO/GDWQ専門家会合では、病原性バクテリアを媒介する可能性も議論されたがGDWQを示せない、とした					

表 2-44　最近の水道水質基準等項目の状況について（要検討項目）(1/2)

番号	項　目　名	目標値		根拠TDI等	WHO/GDWQ※1	評価値	備考	最終審議・予定			15年答申	評価値に関連したその後の検討（平成30年3月現在）	浄水超過状況（R02年水質測定結果）	浄水超過状況（R03年水質測定結果）	課題、留意事項	その他注
		値(mg/L)		(μg/kg/日)	(mg/L)	μg/kg/日	80%)	厚科審	食安委	WHO等						
検01	銀	－									浄水器等で消毒のために利用する事例があること等から知見収集に努める		対0.01mg/L　2/157	対0.01mg/L　1/171	・施設基準省令に基づく薬品基準は0.01mg/L	
検02	バリウム	0.7			1.3	0.73	ヒトNOAEL7.3、UF 10		H24.10.29答申済み	WHO第4版第1次追補版変更		・食安委答申（H24.10.29）→TDI＝20（ヒトNOAEL 0.21（mg/kg体重/日）、UF 10）	対目標値　0/184 対10%値　0/184	対目標値　0/202 対10%値　0/202	・施設基準省令に基づく薬品基準が設定されている	
検03	ビスマス	－									鉛代替品としての利用が考えられており材質管理の観点で留意		対1ug/L　0/135	対1ug/L　0/151		
検04	モリブデン	0.07			設定せず	NOAEL 0.2	NOAELにUF 3（個体差）を適用し基準値を導出			WHO/GDWQ第4版変更設定せず←0.07			対目標値　0/441 対10%値　0/441	対目標値　0/455 対10%値　0/455		
検05	アクリルアミド	0.0005			0.0005 10-5		線形多段階モデルを適用				高分子凝集剤の製品管理において残留モノマーの確実なコントロールが必要		対目標値　0/51 対10%値　0/51	対目標値　0/56 対10%値　0/56	・施設基準省令に基づく薬品基準が設定されている	
検06	アクリル酸	－									日本水道協会規格の塗料の品質として0.002mg/L以下を設定		対0.2ug/L　0/35	対0.2ug/L　0/60		
検07	17-β-エストラジオール	0.00008	暫定値	0.03							社会的関心の高い物質であり測定データ等知見の充実に努めていく必要あり		対目標値　0/43 対10%値　0/43	対目標値　0/47 対10%値　0/47		
検08	エチニルーエストラジオール	0.00002	暫定値	0.006							社会的関心の高い物質であり測定データ等知見の充実に努めていく必要あり		対目標値　0/42 対10%値　0/42	対目標値　0/46 対10%値　0/46		
検09	エチレンジアミン四酢酸（EDTA）	0.5		190 （AF=1%）	0.6 （AF=1%）	1900							対目標値　0/37 対10%値　0/37	対目標値　0/46 対10%値　0/46		
検10	エピクロロヒドリン	0.0004	暫定値	10-5Risk	0.0004 P	0.14							対目標値　0/51 対10%値　1/51	対目標値　0/58 対10%値　0/58		
検11	塩化ビニル	0.002		10-5Risk	0.0003 10-5		線形外挿法を適用				10-5リスク相当VSDから設定		対目標値　0/52 対10%値　0/52	対目標値　0/59 対10%値　0/59		
検12	酢酸ビニル	－									施設基準省令で溶出基準0.01mg/Lを設定		対0.01ug/L　0/25	対0.01ug/L　0/28		
検13	2,4-トルエンジアミン	－									施設基準省令で溶出基準0.002mg/Lを設定		対0.05ug/L　0/14	対0.05ug/L　0/16		
検14	2,6-トルエンジアミン	－									施設基準省令で溶出基準0.001mg/Lを設定		対0.05ug/L　0/14	対0.05ug/L　0/16		
検15	N,N-ジメチルアニリン	－									施設基準省令で溶出基準0.01mg/Lを設定		対0.01ug/L　0/39	対0.01ug/L　0/39		
検16	スチレン	0.02		7.7	0.02 C	7.7					臭気の閾値と一致		対目標値　0/58 対10%値　0/58	対目標値　0/61 対10%値　0/61		
検17	ダイオキシン類	1pgTEQ/L	暫定値	4pgTEQ/kg/日									対目標値　0/256 対10%値　1/256	対目標値　0/214 対10%値　1/214		
検18	トリエチレンテトラミン	－									施設基準省令で溶出基準0.01mg/Lを設定		対1ug/L　0/23	対1ug/L　0/24		
検19	ノニルフェノール	0.3	暫定値	100							社会的関心の高い物質であり測定データ等知見の充実に努めていく必要あり		対目標値　0/86 対10%値　0/86	対目標値　0/95 対10%値　0/95		
検20	ビスフェノールA	0.1	暫定値	50							社会的関心の高い物質であり測定データ等知見の充実に努めていく必要あり	・食品安全部→食安委員会諮問(H20.7.8)	対目標値　0/99 対10%値　0/99	対目標値　0/98 対10%値　0/98		
検21	ヒドラジン	－									日本水道協会規格の塗料の品質として0.005mg/L以下を設定		対0.5ug/L　0/24	対0.5ug/L　0/49		
検22	1,2-ブタジエン	－									施設基準省令で溶出基準0.001mg/Lを設定		対0.001ug/L　0/16	対0.001ug/L　0/18		
検23	1,3-ブタジエン	－									施設基準省令で溶出基準0.001mg/Lを設定		対0.001ug/L　0/16	対0.001ug/L　0/18		
検24	フタル酸ジ（n-ブチル）	0.01	H27.4.1より 0.2→0.01	5		5	LOAEL=2.5mg/kg/d、安全係数500	H27.2.5	H26.6.10答申済み		社会的関心の高い物質であり測定データ等知見の充実に努めていく必要あり	・食安委答申（H26.6.10器具・容器包装専門調査会）→TDI=5μg/kg/日	対目標値　0/171 対10%値　3/171	対目標値　0/159 対10%値　3/159		
検25	フタル酸ブチルベンジル	0.5		200		200		H28.2.17	H27.4.7答申済み		社会的関心の高い物質であり測定データ等知見の充実に努めていく必要あり	・食安委答申（H27.4.7 器具・容器包装専門調査会））→TDI=200 μg/kg/日	対目標値　0/164 対10%値　0/164	対目標値　0/158 対10%値　0/158		
検26	ミクロキスチンーLR	0.0008	暫定値	0.04 （AF=80%）	0.001 P （AF=80%）	0.04							対目標値　0/67 対10%値　0/67	対目標値　0/87 対10%値　0/87		
検27	有機すず化合物	0.0006	TBTO暫定値	0.25									対目標値　0/19 対10%値　0/19	対目標値　0/22 対10%値　0/22		

※1　P：健康影響評価の観点からの暫定、T：浄水技術の観点からの暫定値、A：測定技術の観点からの暫定値、D：消毒技術の観点からの暫定値

（　）内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※2　英国健康保護庁（HPA）による飲料水中「最大許容」濃度の改定勧告よりPFOAは0.01mg/L、PFOSは0.0003mg/Lで評価している。

表 2-45　最近の水道水質基準等項目の状況について（要検討項目）(2/2)

番号	項　目　名	目標値		根拠TDI等	WHO/GDWQ※1	評価値	備考	最終審議・予定			15年答申	評価値に関連したその後の検討 （平成30年3月現在）	浄水超過状況 （R02年水質測定結果）	浄水超過状況 （R03年水質測定結果）	課題、留意事項	その他注
		値（mg/L）		（μg/kg/日）	（mg/L）	μg/kg/日	80%）	厚科審	食安委	WHO等						
検28	ブロモクロロ酢酸	－									予防的見地から、ハロ酢酸類の低減化対策を進めることが望ましい		対1ug/L　32/134	対1ug/L　18/113		
検29	ブロモジクロロ酢酸	－									予防的見地から、ハロ酢酸類の低減化対策を進めることが望ましい		対1ug/L　15/90	対1ug/L　8/88		
検30	ジブロモクロロ酢酸	－									予防的見地から、ハロ酢酸類の低減化対策を進めることが望ましい		対3ug/L　0/79	対3ug/L　0/77		
検31	ブロモ酢酸	－									予防的見地から、ハロ酢酸類の低減化対策を進めることが望ましい		対0.5ug/L　0/150	対0.5ug/L　0/141		
検32	ジブロモ酢酸	－									予防的見地から、ハロ酢酸類の低減化対策を進めることが望ましい		対1ug/L　14/134	対1ug/L　3/124		
検33	トリブロモ酢酸	－									予防的見地から、ハロ酢酸類の低減化対策を進めることが望ましい		対5ug/L　0/79	対5ug/L　0/77		
検34	トリクロロアセトニトリル	－											対1ug/L　0/168	対1ug/L　1/157		
検35	ブロモクロロアセトニトリル	－											対1ug/L　0/138	対1ug/L　0/134		
検36	ジブロモアセトニトリル	0.06		11.3 （AF=20%）	0.07 （AF=20%）	11							対目標値　0/192 対10%値　0/192	対目標値　0/182 対10%値　0/182		
検37	アセトアルデヒド	－	H15からの変更なし					H20.12.16	H17.7.21 答申済み			・食安委答申（添加物、H17.7.21） →食品の着香の目的の場合、安全性に懸念が無い。（完全に生体成分に代謝される。）	対1ug/L　13/148	対1ug/L　4/151		
検38	MX	0.001		10-5Risk	検出濃度は評価値に対し極めて低く、基準値は設定しない	0.0018	・線形多段階モデルを適用						対目標値　0/9 対10%値　0/9	対目標値　0/11 対10%値　0/11		
検40	キシレン	0.4		179	0.5（C）	179							対目標値　0/415 対10%値　0/415	対目標値　0/386 対10%値　0/386		
検41	過塩素酸	0.025								WHO2010 （H22）		・米国EPAが暫定的なhealth advisory levelとして、15μg/lを定めている(RfD：0.7μg/kg/日に基づく)。全国的な規制の是非については検討中。 ・主たる生体影響はヨウ素摂取量の抑制 ・JECFA評価（2010.Feb.） BMDL50＝0.11 mg/kg/d（ヒト） UF＝10 PMTDI＝0.01 mg/kg/d PMTDI：暫定最大一日耐容摂取量	対目標値　0/58 対10%値　0/58	対目標値　0/81 対10%値　6/81	・利根川流域の関係企業で排出削減対策を実施中	
検42	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)	－										・英国COTがTDI：3μg/kg/日を示している。これに基づきCICADが評価を行う方向で検討中 ・発がん性の指摘はあるが、英国COTは閾値有りの評価が使用できるとの判断	対0.03μg/L　/0	対0.03μg/L　/0	・作業従事者で高い血清中濃度が報告されている	
検43	ペルフルオロオクタン酸(PFOA)	－										・英国COTがTDI：0.3μg/kg/日を示している。これに基づきCICADが評価を行う方向で検討中	対0.03ug/L※2　0/0	対0.03ug/L※2　0/0	・作業従事者で高い血清中濃度が報告されている	
検44	N-ニトロソジメチルアミン(NDMA)	0.0001	追加		0.0001 （2008）			H22.2.2		WHO/GDWQ第3版第2次追補版追加		・WHO/GDWQ第2次追補版追加(0.1μg/l)	対1ug/L※2　0/41	対1ug/L※2　0/41		
検45	アニリン	0.02	追加			0.02	LOAEL=7 mg/kg/日 UF=1000 TDI=7 μg/kg/日	H24.3.5					対目標値　0/38 対10%値　0/38	対目標値　0/64 対10%値　0/64		
検46	キノリン	0.0001	追加			0.0001	IRIS：10-5	H24.3.5					対目標値　0/43 対10%値　0/43	対目標値　0/68 対10%値　3/68		
検47	1,2,3-トリクロロベンゼン	0.02	追加		設定せず （健康に基づく評価値=0.02 TDI=7.7）	0.02	WHO（参考値）	H24.3.5					対目標値　0/47 対10%値　0/47	対目標値　0/49 対10%値　0/49		
検48	ニトリロ三酢酸（NTA）	0.2	追加		0.2 （TDI=10）	0.2	WHO（ガイドライン値）	H24.3.5					対目標値　0/28 対10%値　0/28	対目標値　0/30 対10%値　0/30		

※1　P：健康影響評価の観点からの暫定、T：浄水技術の観点からの暫定値、A：測定技術の観点からの暫定値、D：消毒技術の観点からの暫定値
（　）内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。
※2　英国健康保護庁（HPA）による飲料水中「最大許容」濃度の改定勧告よりPFOAは0.01mg/L、PFOSは0.0003mg/Lで評価している。

表 2-46　最近の水道水質基準等項目の状況について（対象農薬リスト掲載農薬類）(1/8)

群	番号	項　目　名	用途	失効情報	販売・使用禁止	目標値		根拠TDI等	WHO/GDWQ※1	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 （令和3年3月現在）	浄水超過状況※2 (R01水道統計)	浄水超過状況※2 (R02水道統計)	課題、留意事項	その他注
						値(mg/L)		(μg/kg/日)	(mg/L)	厚科審	食安委	WHO等					
対	1	1,3-ジクロロプロペン(D-D)	土壌薫蒸	－	－	0.05	H27.4.1より 0.002→0.05	20	0.02	H28.2.17	H25.2.18 H27.10.20 答申済み		・食安委答申（H25.2.18, H27.10.20,H30.3.27, R元.10.15） → ADI = 20 ・評価申請（H29.3.15）	10%値超　0 ／　646 1%値超　0 ／　646	10%値超　0 ／　727 1%値超　0 ／　727	・地下水からの検出事例が多い	
対	2	ダラポン	除草剤	－	－	0.08		30			H29.3.28 答申済み		・食安委検討中(清涼飲料水、H15～) ・評価要請（H29.7.21） ・H29.3.28 府食第199号	10%値超　0 ／　468 1%値超　0 ／　468	10%値超　0 ／　459 1%値超　0 ／　459		
対	3	2,4-ジクロロフェノキシ酢酸(2,4-D)	除草剤	－	－	0.02	H30.4.1 より 0.03→0.02	10	0.03	H30.2.15	H29.5.16 答申済み		・評価第四部会審議中（H25.7.10） ・食安委答申(H29.5.16) → ADI = 9.9	10%値超　0 ／　633 1%値超　0 ／　633	10%値超　0 ／　610 1%値超　0 ／　610		
対	4	EPN	殺虫剤	－	－	0.004	H21.4.1 より 0.006→ 0.004	1.4		H19.10.26 評価値変更	H29.2.14 答申済み		・食安委答申（H20.10.16, H20.11.27, H29.2.14） → ADI = 1.4	10%値超　0 ／　676 1%値超　0 ／　676	10%値超　0 ／　721 1%値超　0 ／　721	・【H17】浄水からの検出レベルは最高11%(表流水)	
対	5	MCPA	除草剤	－	－	0.005	変更なし	2	設定せず	H27.2.5	H26.7.29 答申済み	WHO第4版 第1次追補版 変更	・食安委答申（H26.7.29） →ADI＝1.9	10%値超　0 ／　535 1%値超　0 ／　535	10%値超　0 ／　546 1%値超　0 ／　546		
対	6	アシュラム	除草剤	－	－	0.9	H28.4.1より 0.2→0.9	72		H27.2.5	H26.10.21 答申済み		・食安委答申(H26.10.21) →ADI=360	10%値超　0 ／　605 1%値超　0 ／　605	10%値超　0 ／　581 1%値超　0 ／　581		
対	7	アセフェート	殺虫剤	－	－	0.006	H25.4.1より 変更なし	2.4		H24.3.5	H28.12.13 答申済み		・食安委答申 （H22.7.22, H25.9.30, H28.12.13） → ADI = 2.4	10%値超　15 ／　697 1%値超　15 ／　697	10%値超　15 ／　645 1%値超　15 ／　645		
対	8	アトラジン	除草剤	－	－	0.01		4	0.1			WHO第4版 変更 0.1←0.002	・評価申請（H23.10.11）	10%値超　0 ／　660 1%値超　0 ／　660	10%値超　0 ／　726 1%値超　0 ／　726		
対	9	アニロホス	除草剤	－	－	0.003		1			H25.3.18 意見書提出		・食安委答申（H25.3.18） 食品中の残留基準を削除することに関する意見書提出	10%値超　0 ／　573 1%値超　0 ／　573	10%値超　0 ／　629 1%値超　0 ／　629		
対	10	アミトラズ	殺虫剤	－	－	0.006	0.003→ 0.006	2.5		H20.12.16	H19.5.17 答申済み		・食安委答申 (H19.5.17) → ADI = 2.5 （ 0.006mg/L ）	10%値超　0 ／　472 1%値超　0 ／　472	10%値超　0 ／　471 1%値超　0 ／　471		
対	11	アラクロール	除草剤	－	－	0.03	H25.4.1より 変更なし	10	0.02	H24.3.5	H25.3.18 答申済み		・食安委答申（H25.3.18） →ADI＝10	10%値超　0 ／　673 1%値超　0 ／　673	10%値超　0 ／　743 1%値超　0 ／　743		
対	12	イソキサチオン	殺虫剤	－	－	0.005	H30.4.1より 0.008→ 0.005	2		H30.2.15	H28.2.23 答申済み		・食安委答申 (H28.2.23) → ADI = 2	10%値超　0 ／　758 1%値超　0 ／　758	10%値超　0 ／　778 1%値超　0 ／　778		
対	13	イソフェンホス	殺虫剤	－	－	0.001		0.5					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超　0 ／　614 1%値超　0 ／　614	10%値超　0 ／　625 1%値超　0 ／　625		
対	14	イソプロカルブ(MIPC)	殺虫剤	－	－	0.01		4					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超　0 ／　600 1%値超　0 ／　600	10%値超　0 ／　647 1%値超　0 ／　647		

※1　（ ）内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。
※2　薄黄：浄水の1地点以上で10%超過

表 2-46　最近の水道水質基準等項目の状況について（対象農薬リスト掲載農薬類）(2/8)

群	番号	項 目 名	用途	失効情報	販売・使用禁止	目標値		根拠TDI等	WHO/GDWQ※1	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討（令和3年3月現在）	浄水超過状況※2（R01水道統計）	浄水超過状況※2（R02水道統計）	課題、留意事項	その他注
						値(mg/L)		(μg/kg/日)	(mg/L)	厚科審	食安委	WHO等					
対	15	イソプロチオラン(IPT)	殺虫剤 殺菌剤 植物成長調整剤	－	－	0.3	H22.4.1 より 0.04→0.3	100		H24.3.5	H24.12.10 答申済み		・食安委答申（H24.12.10, H30.8.28） → ADI1=100（0.3 mg/L）	10%値超　0 ／　693 1%値超　0 ／　693	10%値超　0 ／　725 1%値超　0 ／　725	・厚生科学審議会生活環境水道部会(平成20年12月16日)で審議。基準値は0.3mg/Lとなる方向	
対	16	イプロベンホス(IBP)	殺菌剤	－	－	0.09	H23.4.1より 0.008→0.09	35		H22.12.21	H21.4.23 答申済み		・食安委答申（H21.4.23） →　ADI = 35	10%値超　0 ／　659 1%値超　0 ／　659	10%値超　0 ／　696 1%値超　0 ／　696		
対	17	イミノクタジン酢酸塩	殺菌剤	－	－	0.006		2.3（イミノクタジンとして）					・食安委検討中（R元.6.4） → ADI=2.3 ・評価要請（H22.1.25）	10%値超　0 ／　443 1%値超　0 ／　443	10%値超　0 ／　477 1%値超　0 ／　477	・定量下限≦0.005mg/L	
対	18	インダノファン	除草剤	－	－	0.009	H15年から の変更なし	3.5		H24.3.5	H22.9.9 答申済み		・食安委答申（H22.9.9） → ADI=3.5	10%値超　0 ／　572 1%値超　0 ／　572	10%値超　0 ／　581 1%値超　0 ／　581		
対	19	エスプロカルブ	除草剤	－	－	0.03	H22.4.1より 0.01→0.03	10		H22.12.21	H24.2.23 答申済み		・食安委答申（H24.2.23） →　ADI = 10	10%値超　0 ／　667 1%値超　0 ／　667	10%値超　0 ／　715 1%値超　0 ／　715	・厚生科学審議会生活環境水道部会(平成20年12月16日)で審議。基準値は0.03mg/Lとなる方向	
対	20	エトフェンプロックス	殺虫剤 殺菌剤	－	－	0.08	H15年から の変更なし	30		H28.2.17	H29.4.25 答申済み		・食安委答申 (H21.11.19, H25.8.5, H27.6.9, H29.4.25, H30.7.24) → ADI = 31	10%値超　0 ／　773 1%値超　0 ／　773	10%値超　0 ／　817 1%値超　0 ／　817		
対	21	ｴﾝﾄﾞｽﾙﾌｧﾝ(ﾍﾞﾝｿﾞｴﾋﾟﾝ,ｴﾝﾄﾞｽﾙﾌｪｰﾄ)	殺虫剤	－	－	0.01		5.7					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超　0 ／　538 1%値超　0 ／　538	10%値超　0 ／　536 1%値超　0 ／　536	・定量下限≦0.01mg/L	
対	22	オキサジクロメホン	除草剤	－	－	0.02	H26.4.1より 新規設定	9.1		H26.1.14	H15.9.18 H20.8.21 答申済み		・食安委答申（H15.9.18） →　ADI = 9.0 ・食安委答申（H20.8.21） →　ADI = 9.1	10%値超　0 ／　569 1%値超　0 ／　569	10%値超　0 ／　561 1%値超　0 ／　561		
対	23	オキシン銅	殺虫剤 殺菌剤	－	－	0.03	H27.4.1より 0.04→0.03	17		H27.2.5	H25.4.22 答申済み		・食安委答申（H25.4.22） →　ADI = 10	10%値超　0 ／　577 1%値超　0 ／　577	10%値超　0 ／　572 1%値超　0 ／　572		
対	24	オリサストロビン	殺菌剤、殺虫殺菌剤	－	－	0.1	H26.4.1より 新規設定	52		H26.1.14	H20.3.27 答申済み		・食安委答申（H20.3.27） →　ADI = 52	10%値超　0 ／　493 1%値超　0 ／　493	10%値超　0 ／　482 1%値超　0 ／　482		
対	25	カズサホス	殺虫剤	－	－	0.0006	H26.4.1より 新規設定	0.25		H26.1.14	H29.5.23 答申済み		・食安委答申 (H17.6.30, H19.2.22, H20.7.3, H29.5.23) → ADI = 0.25	10%値超　0 ／　516 1%値超　0 ／　516	10%値超　0 ／　531 1%値超　0 ／　531		
対	26	カフェンストロール	殺虫剤 除草剤	－	－	0.008	H15年から の変更なし	3		H20.12.16	H20.2.21 答申済み		・食安委答申（H20.2.21） →　ADI = 3　（ 0.008mg/L ）	10%値超　0 ／　732 1%値超　0 ／　732	10%値超　0 ／　786 1%値超　0 ／　786		
対	27	カルタップ	殺虫剤	－	－	0.3	H15年答申	100			R元.6.4 答申済み		・食安委答申（R元.6.4） →　ADI = 30　（ グループ評価:16 ）	10%値超　0 ／　511 1%値超　0 ／　511	10%値超　0 ／　500 1%値超　0 ／　500		

表 2-46　最近の水道水質基準等項目の状況について（対象農薬リスト掲載農薬類）(3/8)

群	番号	項　目　名	用途	失効情報	販売・使用禁止	目標値		根拠TDI等	WHO/GDWQ※1	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 （令和3年3月現在）	浄水超過状況※2 (R01水道統計)	浄水超過状況※2 (R02水道統計)	課題、留意事項	その他注
						値(mg/L)		(μg/kg/日)	(mg/L)	厚科審	食安委	WHO等					
対	28	カルバリル(NAC)	殺虫剤	－	－	0.05		20			H30.9.4 答申済み		・食安委答申（H30.9.4） → ADI = 7.3	10%値超　0 ／ 599 1%値超　0 ／ 599	10%値超　0 ／ 588 1%値超　0 ／ 588		
対	29	カルボフラン(カルボスルファン代謝物)	殺虫剤	－	－	0.0003	R03.4.1より 0.005→ 0.0003	2	0.007		R2.2.4 答申済み		・食安委答申（R2.2.4） → ADI = 0.15	10%値超　9 ／ 535 1%値超　9 ／ 535	10%値超　28 ／ 544 1%値超　28 ／ 544		
対	30	キノクラミン（ACN）	除草剤	－	－	0.005	H15年から の変更なし	2.1		H26.1.14	H25.10.7 答申済み		・食安委答申（H25.10.7） → ADI = 2.1	10%値超　0 ／ 503 1%値超　0 ／ 503	10%値超　0 ／ 498 1%値超　0 ／ 498		
対	31	キャプタン	殺菌剤	－	－	0.3		125			H29.3.7 H30.7.24 R3.2.16 答申済み		・食安委答申（H29.3.7, H30.7.24, R3.2.16） → ADI = 100	10%値超　0 ／ 627 1%値超　0 ／ 627	10%値超　0 ／ 687 1%値超　0 ／ 687		
対	32	クミルロン	除草剤	－	－	0.03	H15年から の変更なし	10		H20.12.16	H19.8.9 答申済み		・食安委答申（H19.8.9） → ADI = 10 （ 0.03mg/L ）	10%値超　0 ／ 569 1%値超　0 ／ 569	10%値超　0 ／ 578 1%値超　0 ／ 578		
対	33	グリホサート	除草剤	－	－	2		1		H29.1.31	H28.7.12 答申済み		・食安委答申（H28.7.12） → ADI = 1000	10%値超　0 ／ 597 1%値超　0 ／ 597	10%値超　0 ／ 607 1%値超　0 ／ 607		
対	34	グルホシネート	除草剤 植物成長調整剤	－	－	0.02	H26.4.1より 新規設定	9.1		H26.1.14	H25.7.29 答申済み		・食安委答申（H25.7.29） → ADI = 9.1	10%値超　0 ／ 485 1%値超　0 ／ 485	10%値超　0 ／ 489 1%値超　0 ／ 489		
対	35	クロメプロップ	除草剤	－	－	0.02	H15年から の変更なし	6.2		H22.12.21	H21.7.23 答申済み		・食安委答申（H21.7.23） → ADI = 6.2	10%値超　0 ／ 527 1%値超　0 ／ 527	10%値超　0 ／ 519 1%値超　0 ／ 519		
対	36	クロルニトロフェン(CNP)	除草剤	1996失効	－	0.0001		設定せず						10%値超　11 ／ 531 1%値超　11 ／ 531	10%値超　11 ／ 528 1%値超　11 ／ 528	・定量下限≦0.0001mg/L	
対	37	クロルピリホス	殺虫剤	－	－	0.003	H21.4.1 より 0.03→0.003	1	0.03 (2008)	H19.10.26 H24.3.5	H23.6.2 H30.7.24 答申済み		・食安委答申 （H19.3.22, H22.11.4, H23.6.2, H30.7.24） → ADI = 1 ・評価要請（H29.7.21） ・WHO/GDWQ第2次追補版追加（30μg/L）	10%値超　0 ／ 712 1%値超　0 ／ 712	10%値超　0 ／ 726 1%値超　0 ／ 726		
対	38	クロロタロニル(TPN)	殺菌剤	－	－	0.05		18			H30.3.27 答申済み		・食安委答申（H30.3.27） →ADI=クロロタロニル:18, 代謝物:8.3 ・評価要請（H29.7.21）	10%値超　0 ／ 769 1%値超　0 ／ 769	10%値超　0 ／ 790 1%値超　0 ／ 790		
対	39	シアナジン	除草剤	－	－	0.001	H30.4.1 より 0.004→ 0.001	1.5	0.0006	H30.2.15	H29.2.28 答申済み	WHO第4版 追加	・食安委答申（H29.2.28） → ADI = 0.53	10%値超　1 ／ 600 1%値超　1 ／ 600	10%値超　0 ／ 599 1%値超　0 ／ 599		
対	40	シアノホス（CYAP）	殺虫剤	－	－	0.003	H15年答申	1			H29.10.17 答申済み		・食安委答申（H29.10.17） → ADI = 1	10%値超　0 ／ 547 1%値超　0 ／ 547	10%値超　0 ／ 544 1%値超　0 ／ 544		
対	41	ジウロン(DCMU)	除草剤	－	－	0.02		6.25					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超　0 ／ 586 1%値超　0 ／ 586	10%値超　0 ／ 602 1%値超　0 ／ 602		

表 2-46　最近の水道水質基準等項目の状況について（対象農薬リスト掲載農薬類）(4/8)

群	番号	項　目　名	用途	失効情報	販売・使用禁止	目標値		根拠TDI等	WHO/GDWQ※1	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 （令和3年3月現在）	浄水超過状況※2 （R01水道統計）	浄水超過状況※2 （R02水道統計）	課題、留意事項	その他注
						値(mg/L)		(μg/kg/日)	(mg/L)	厚科審	食安委	WHO等					
対	42	ジクロベニル(DBN)	除草剤	－	－	0.03	H28.4.1より 0.01→0.03	10		H27.2.5	H26.7.1 答申済み		・食安委答申（H26.7.1） →ADI=10μg/kg/日	10%値超　0 ／　740 1%値超　0 ／　740	10%値超　0 ／　782 1%値超　0 ／　782		
対	43	ジクロルボス(DDVP)	殺虫剤	－	－	0.008		3.3	0.02 (2007)				・食安委検討中（清涼飲料水、H15～） ・評価要請（H21.3.24）	10%値超　0 ／　604 1%値超　0 ／　604	10%値超　0 ／　653 1%値超　0 ／　653		
対	44	ジクワット	除草剤	－	－	0.005		1.9			R元.10.8 答申済み		・食安委答申（R元.10.8） →ADI=5.8	10%値超　0 ／　551 1%値超　0 ／　551	10%値超　0 ／　547 1%値超　0 ／　547	・定量下限≦0.001mg/L	
対	45	エチルチオメトン	殺虫剤	－	－	0.004		1.4						10%値超　0 ／　612 1%値超　0 ／　612	10%値超　0 ／　681 1%値超　0 ／　681		
対	46	ジチオカルバメート系農薬	－	－	－	0.005	H26.4.1より 新規設定			H26.1.14			二硫化炭素として	10%値超　1 ／　409 1%値超　1 ／　409	10%値超　1 ／　401 1%値超　1 ／　401		
対	47	ジチオピル	除草剤	－	－	0.009	H22.4.1より 0.008→ 0.009	3.6		H20.12.16	H20.1.10 答申済み		・食安委答申 (H20.1.10) →　ADI = 3.6　（ 0.009mg/L ）	10%値超　0 ／　581 1%値超　0 ／　581	10%値超　0 ／　624 1%値超　0 ／　624	・厚生科学審議会生活環境水道部会(平成20年12月16日)で審議。基準値は0.009mg/Lとなる方向	
対	48	シハロホップブチル	除草剤	－	－	0.006	H15年答申	2.4						10%値超　0 ／　572 1%値超　0 ／　572	10%値超　0 ／　596 1%値超　0 ／　596		
対	49	シマジン(CAT)	除草剤	－	－	0.003		1.3	0.002				・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超　0 ／　742 1%値超　0 ／　742	10%値超　0 ／　769 1%値超　0 ／　769		
対	50	ジメタメトリン	除草剤	－	－	0.02	H15年から の変更なし	9.4		H24.3.5	H23.12.22 答申済み		・食安委答申（H23.12.22） →ADI＝9.4	10%値超　0 ／　656 1%値超　0 ／　656	10%値超　0 ／　750 1%値超　0 ／　750		
対	51	ジメトエート	殺虫剤	－	－	0.05		20	0.006				・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超　0 ／　623 1%値超　0 ／　623	10%値超　0 ／　650 1%値超　0 ／　650		
対	52	シメトリン	除草剤	－	－	0.03		11					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超　0 ／　752 1%値超　0 ／　752	10%値超　0 ／　814 1%値超　0 ／　814		
対	53	ダイアジノン	殺虫剤	－	－	0.003	H28.4.1より 0.005→ 0.003	2		H27.2.5	H26.8.19 H29.12.12 答申済み		・食安委答申（H26.8.19, H29.12.12） → ADI = 1 ・評価要請（H29.5.24）	10%値超　0 ／　838 1%値超　0 ／　838	10%値超　0 ／　853 1%値超　0 ／　853		
対	54	ダイムロン	除草剤	－	－	0.8	H15年から の変更なし	300		H20.12.16	H19.11.8 答申済み		・食安委答申 (H19.11.8) →　ADI = 300　（ 0.8mg/L ）	10%値超　0 ／　636 1%値超　0 ／　636	10%値超　0 ／　623 1%値超　0 ／　623		

表 2-46　最近の水道水質基準等項目の状況について（対象農薬リスト掲載農薬類）(5/8)

群	番号	項　目　名	用途	失効情報	販売・使用禁止	目標値		根拠TDI等	WHO/GDWQ※1	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討（令和3年3月現在）	浄水超過状況※2（R01水道統計）	浄水超過状況※2（R02水道統計）	課題、留意事項	その他注
						値(mg/L)		(μg/kg/日)	(mg/L)	厚科審	食安委	WHO等					
対	55	ダゾメット、メタム（カーバム）及びメチルイソチオシアネート	殺菌剤	－	－	0.01	H29.4.1より新規設定	2.5		H29.1.31	H27.3.24 R元.8.27 答申済み		・食安委答申（H27.3.24, R元.8.27） →　ADI = 4	10%値超　0 ／　467 1%値超　0 ／　467	10%値超　0 ／　452 1%値超　0 ／　452		
対	56	チアジニル	殺菌剤、殺虫殺菌剤、除草剤	－	－	0.1	H26.4.1より新規設定	40		H26.1.14	H19.10.25 R2.9.15 答申済み		・食安委答申（H19.10.25, R2.9.15） →　ADI = 40	10%値超　0 ／　537 1%値超　0 ／　537	10%値超　0 ／　534 1%値超　0 ／　534		
対	57	チウラム	殺菌剤	－	－	0.02		8.4					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超　0 ／　728 1%値超　0 ／　728	10%値超　0 ／　673 1%値超　0 ／　673		
対	58	チオジカルブ	殺虫剤	－	－	0.08		30					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超　0 ／　551 1%値超　0 ／　551	10%値超　0 ／　554 1%値超　0 ／　554		
対	59	チオファネートメチル	殺菌剤	－	－	0.3		120					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超　0 ／　639 1%値超　0 ／　639	10%値超　0 ／　616 1%値超　0 ／　616		
対	60	チオベンカルブ	除草剤	－	－	0.02	H15年からの変更なし	9		H24.3.5	H22.8.5 答申済み		・食安委答申（H22.8.5） → ADI=9（0.02 mg/L）	10%値超　0 ／　670 1%値超　0 ／　670	10%値超　0 ／　727 1%値超　0 ／　727		
対	61	テフリルトリオン	除草剤	－	－	0.002	H29.4.1より対象農薬に格上げ	0.8		H29.1.31	H21.2.19 答申済み		・食安委答申（H21.2.19） → ADI = 0.8	10%値超　0 ／　446 1%値超　0 ／　446	10%値超　0　535 1%値超　0　535		
対	62	テルブカルブ(MBPMC)	除草剤	1998.7失効	－	0.02		6.4		H18.8.4			・H18.8.4の厚科審で項目削除は見送り（浄水、原水からの検出が確認されたため）	10%値超　0 ／　575 1%値超　0 ／　575	10%値超　0 ／　628 1%値超　0 ／　628		
対	63	トリクロピル	除草剤	－	－	0.006		2.5					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超　0 ／　566 1%値超　0 ／　566	10%値超　1 ／　586 1%値超　1 ／　586		トリクロピルブトキシエチルを厚労科研H15検出
対	64	トリクロルホン(DEP)	殺虫剤	－	－	0.005	H26.4.1より0.03→0.005	10	不要	H26.1.14			・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超　0 ／　584 1%値超　0 ／　584	10%値超　0 ／　596 1%値超　0 ／　596		
対	65	トリシクラゾール	殺虫剤 殺菌剤 植物成長調整剤	－	－	0.1	H28.4.1より0.08→0.1	30		H27.2.5	H26.1.20 答申済み		・食安委答申（H26.1.20） →ADI＝50	10%値超　0 ／　622 1%値超　0 ／　622	10%値超　0 ／　603 1%値超　0 ／　603		
対	66	トリフルラリン	除草剤	－	－	0.06		24	0.02	H25.3.19	H24.1.26 答申済み		・食安委答申（H24.1.26） →ADI＝24	10%値超　0 ／　702 1%値超　0 ／　702	10%値超　0 ／　769 1%値超　0 ／　769		
対	67	ナプロパミド	除草剤	－	－	0.03		12.5						10%値超　0 ／　588 1%値超　0 ／　588	10%値超　0 ／　637 1%値超　0 ／　637		
対	68	パラコート	除草剤	－	－	0.005	H15年答申	2						10%値超　0 ／　531 1%値超　0 ／　531	10%値超　1 ／　527 1%値超　1 ／　527		
対	69	ピペロホス	除草剤	－	－	0.0009		0.36					・食安委(H24.3.1) 食品中の残留基準を削除することに関する意見書提出	10%値超　0 ／　565 1%値超　0 ／　565	10%値超　0 ／　615 1%値超　0 ／　615	・定量下限≦0.0001mg/L	
対	70	ピラクロニル	除草剤	－	－	0.01	H26.4.1より新規設定	4.4		H26.1.14	H23.6.2 答申済み		・食安委答申（H23.6.2） →　ADI = 4.4	10%値超　0 ／　532 1%値超　0 ／　532	10%値超　0 ／　533 1%値超　0 ／　533		

表 2-46　最近の水道水質基準等項目の状況について（対象農薬リスト掲載農薬類）(6/8)

群	番号	項　目　名	用途	失効情報	販売・使用禁止	目標値		根拠TDI等	WHO/GDWQ※1	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 （令和3年3月現在）	浄水超過状況※2 （R01水道統計）	浄水超過状況※2 （R02水道統計）	課題、留意事項	その他注
						値(mg/L)		(μg/kg/日)	(mg/L)	厚科審	食安委	WHO等					
対	71	ピラゾキシフェン	除草剤	－	－	0.004	H15年答申	1.5			H20.4.24 答申済み		・食安委答申（H20.4.24） →　ADI = 26　（ 0.07mg/L ）	10%値超　0 ／　498 1%値超　0 ／　498	10%値超　0 ／　500 1%値超　0 ／　500		
対	72	ピラゾリネート(ピラゾレート)	除草剤	－	－	0.02	H15年答申	6						10%値超　0 ／　591 1%値超　0 ／　591	10%値超　0 ／　557 1%値超　0 ／　557		
対	73	ピリダフェンチオン	殺虫剤	2007.2失効	－	0.002		0.85			H25.3.18 意見書提出		・食安委答申（H25.3.18） 食品中の残留基準を削除することに関する意見書提出	10%値超　0 ／　591 1%値超　0 ／　591	10%値超　0 ／　641 1%値超　0 ／　641		
対	74	ピリブチカルブ	除草剤	－	－	0.02	H15年からの変更なし	7.5		H22.2.2	H20.9.11 答申済み		・食安委答申(H20.9.11) →　ADI = 8.8　（ 0.02mg/L ）	10%値超　0 ／　669 1%値超　0 ／　669	10%値超　0 ／　702 1%値超　0 ／　702		
対	75	ピロキロン	殺虫剤 殺菌剤	－	－	0.05	H29.4.1より 0.04→0.05	15		H28.2.17	H27.6.9 答申済み		・食安委答申（H27.6.9） →　ADI = 19	10%値超　0 ／　671 1%値超　0 ／　671	10%値超　0 ／　726 1%値超　0 ／　726		
対	76	フィプロニル	殺虫剤	－	－	0.0005	変更なし	0.2		H29.1.31	H28.4.5 答申済み		・食安委答申（H26.1.20, H28.4.5） →ADI＝0.19 ・評価書(案)を一部修正の上、委員会に報告することとなった。(最近の議事：28.1.14幹事会)	10%値超　0 ／　717 1%値超　0 ／　717	10%値超　0 ／　677 1%値超　0 ／　677	・左記は管理目標調査に基づくもの。 ・【H17】原水の検出レベルは90～100%。	
対	77	フェニトロチオン(MEP)	殺虫剤	－	－	0.01	H28.4.1より 0.003→0.01	5		H27.2.5	H29.8.22 答申済み		・食安委答申（H26.6.3, H29.8.22） → ADI = 4.9	10%値超　0 ／　837 1%値超　0 ／　837	10%値超　0 ／　807 1%値超　0 ／　807	・【H17】浄水からの検出レベルは最高20%(表流水)、原水で100%超が1例存在(表流水) ・【H18】浄水・原水ともに最高濃度	
対	78	フェノブカルブ(BPMC)	殺虫剤 殺菌剤	－	－	0.03	H15年からの変更なし	13		H26.1.14	H25.9.9 答申済み		・食安委答申（H25.9.9） →　ADI = 13	10%値超　0 ／　743 1%値超　0 ／　743	10%値超　0 ／　762 1%値超　0 ／　762		
対	79	フェリムゾン	殺虫剤 殺菌剤	－	－	0.05	0.02→0.06	19		H22.2.2	H24.2.23 答申済み		・食安委答申（H24.2.23） →　ADI = 19	10%値超　0 ／　582 1%値超　0 ／　582	10%値超　0 ／　563 1%値超　0 ／　563		
対	80	フェンチオン(MPP)	殺虫剤	－	－	0.006	H25.4.1より 0.001→ 0.006	2.3		H24.3.5	H25.9.30 答申済み		・食安委答申（H25.9.30） → ADI=2.3	10%値超　0 ／　677 1%値超　0 ／　677	10%値超　0 ／　699 1%値超　0 ／　699		
対	81	フェントエート(PAP)	殺虫剤	－	－	0.007	H25.4.1より 0.004→ 0.007	2.9		H24.3.5	H25.1.21 答申済み		・食安委答申（H25.1.21） →ADI＝2.9	10%値超　0 ／　680 1%値超　0 ／　680	10%値超　0 ／　740 1%値超　0 ／　740		フェニトエートとあったが間違い
対	82	フェントラザミド	除草剤	－	－	0.01	H26.4.1より 新規設定	5.2		H26.1.14	H20.12.4 答申済み		・食安委答申（H20.12.4） →　ADI = 5.2	10%値超　0 ／　545 1%値超　0 ／　545	10%値超　0 ／　547 1%値超　0 ／　547		
対	83	フサライド	殺菌剤	－	－	0.1		40						10%値超　0 ／　780 1%値超　0 ／　780	10%値超　0 ／　815 1%値超　0 ／　815		
対	84	ブタクロール	除草剤	－	－	0.03	H15年からの変更なし	10		H24.3.5	H23.8.25 答申済み		・食安委答申（H23.8.25） →ADI＝10	10%値超　0 ／　554 1%値超　0 ／　554	10%値超　0 ／　568 1%値超　0 ／　568		
対	85	ブタミホス	除草剤	－	－	0.02	H23.4.1より 0.01→0.02	8		H22.2.2	H21.2.12 答申済み		・食安委答申(H21.2.12) →　ADI = 8　（ 0.02mg/L ）	10%値超　0 ／　666 1%値超　0 ／　666	10%値超　0 ／　717 1%値超　0 ／　717		

表 2-46　最近の水道水質基準等項目の状況について（対象農薬リスト掲載農薬類）(7/8)

群	番号	項　目　名	用途	失効情報	販売・使用禁止	目標値		根拠TDI等	WHO/GDWQ※1	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 （令和3年3月現在）	浄水超過状況※2 (R01水道統計)	浄水超過状況※2 (R02水道統計)	課題、留意事項	その他注
						値(mg/L)		(μg/kg/日)	(mg/L)	厚科審	食安委	WHO等					
対	86	ブプロフェジン	殺虫剤	－	－	0.02	H15年からの変更なし	9		H29.1.31	H28.12.13 R元.6.18 答申済み		・食安委答申 (H20.5.15, H24.12.10, H28.12.13, R元.6.18) → ADI = 9	10%値超　0 ／　662 1%値超　0 ／　662	10%値超　0 ／　724 1%値超　0 ／　724		
対	87	フルアジナム	殺菌剤	－	－	0.03	0.01→0.03	10		H26.1.14	H25.11.11 H31.2.5 答申済み		・食安委答申(H25.11.11, H31.2.5) →ADI = 10	10%値超　0 ／　610 1%値超　0 ／　610	10%値超　0 ／　586 1%値超　0 ／　586		
対	88	プレチラクロール	除草剤	－	－	0.05	H23.4.1より 0.04→0.05	18		H22.2.2	H20.10.9 答申済み		・食安委答申(H20.10.9) → ADI=18(0.05 mg/L)	10%値超　0 ／　801 1%値超　0 ／　801	10%値超　0 ／　818 1%値超　0 ／　818		
対	89	プロシミドン	殺菌剤	－	－	0.09	変更なし	35		H27.2.5	H29.5.30 R3.2.16 答申済み		・食安委答申 (H26.1.20, H29.5.30, R3.2.16) → ADI = 35	10%値超　0 ／　580 1%値超　0 ／　580	10%値超　0 ／　631 1%値超　0 ／　631		
対	90	プロチオホス	殺虫剤	－	－	0.004	H15年答申	1.5			H30.10.23 答申済み		・代謝物であるプロチオホスオキソンも測定し、原体の濃度と、オキソン体の濃度を原体に換算した濃度を合計(H30.4.1から適用) ・食安委答申 (H26.1.20, H29.5.30, R3.2.16) → ADI = 2.7	10%値超　0 ／　430 1%値超　0 ／　430	10%値超　0 ／　453 1%値超　0 ／　453		
対	91	プロピコナゾール	殺菌剤	－	－	0.05	変更なし	18		H27.2.5	H29.7.4 H30.3.27 答申済み		・食安委答申(H26.4.8, H29.7.4, H30.3.27) → ADI = 19	10%値超　0 ／　595 1%値超　0 ／　595	10%値超　0 ／　657 1%値超　0 ／　657		
対	92	プロピザミド	除草剤	－	－	0.05	変更なし	19		H27.2.5	H26.1.20 答申済み		・食安委答申 (H26.1.20) → ADI = 19	10%値超　0 ／　644 1%値超　0 ／　644	10%値超　0 ／　691 1%値超　0 ／　691		
対	93	プロベナゾール	殺虫剤 殺菌剤	－	－	0.05		20			H30.3.27 答申済み		・食安委答申 (H30.3.27) → ADI = 10	10%値超　0 ／　652 1%値超　0 ／　652	10%値超　0 ／　699 1%値超　0 ／　699		
対	94	ブロモブチド	除草剤	－	－	0.1	H22.4.1より 0.04→0.1	40		H20.12.16	H20.1.10 答申済み		・食安委答申 (H20.1.10) → ADI = 40 （ 0.1mg/L ）	10%値超　0 ／　729 1%値超　0 ／　729	10%値超　0 ／　786 1%値超　0 ／　786	・厚生科学審議会生活環境水道部会(平成20年12月16日)で審議。基準値は0.1mg/Lとなる方向	
対	95	ベノミル	殺菌剤	－	－	0.02		9					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超　0 ／　636 1%値超　0 ／　636	10%値超　0 ／　619 1%値超　0 ／　619		
対	96	ペンシクロン	殺菌剤	－	－	0.1	H23.4.1より 0.04→0.1	53		H22.2.2	H20.10.16 答申済み		・食安委答申(H20.10.16) → ADI=53(0.1 mg/L)	10%値超　0 ／　677 1%値超　0 ／　677	10%値超　0 ／　686 1%値超　0 ／　686		
対	97	ベンゾビシクロン	除草剤	－	－	0.09	H26.4.1より 新規設定	34		H26.1.14	H20.3.13 答申済み		・食安委答申 (H20.3.13) → ADI =34	10%値超　0 ／　606 1%値超　0 ／　606	10%値超　0 ／　563 1%値超　0 ／　563		
対	98	ベンゾフェナップ	除草剤	－	－	0.005	H29.4.1より 0.004→ 0.005	1.5		H28.2.17	H27.8.18 答申済み		・食安委答申 (H27.8.18) → ADI =2	10%値超　0 ／　531 1%値超　0 ／　531	10%値超　0 ／　559 1%値超　0 ／　559		

表 2-46　最近の水道水質基準等項目の状況について（対象農薬リスト掲載農薬類）(8/8)

群	番号	項　目　名	用途	失効情報	販売・使用禁止	目標値		根拠TDI等	WHO/GDWQ※1	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討（令和3年3月現在）	浄水超過状況※2（R01水道統計）	浄水超過状況※2（R02水道統計）	課題、留意事項	その他注
						値(mg/L)		(μg/kg/日)	(mg/L)	厚科審	食安委	WHO等					
対	99	ベンタゾン	除草剤	－	－	0.2		90					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超　0 ／ 707 1%値超　0 ／ 707	10%値超　0 ／ 714 1%値超　0 ／ 714		
対	100	ペンディメタリン	除草剤	－	－	0.3	H25.4.1より 0.1→0.3	120	0.02	H24.3.5	H24.8.6 答申済み		・食安委答申(H24.8.6) → ADI=120	10%値超　0 ／ 704 1%値超　0 ／ 704	10%値超　0 ／ 744 1%値超　0 ／ 744		
対	101	ベンフラカルブ	殺虫剤	－	－	0.02	R03.4.1より 0.04→0.02	15			R2.2.4 答申済み		・食安委答申(R2.2.4) → ADI=8.9	10%値超　0 ／ 584 1%値超　0 ／ 584	10%値超　0 ／ 577 1%値超　0 ／ 577		
対	102	ベンフルラリン(ベスロジン)	除草剤	－	－	0.01	H25.4.1より 0.08→0.01	5		H24.3.5	H22.10.14 答申済み		・食安委答申(H22.10.14) → ADI=5	10%値超　0 ／ 586 1%値超　0 ／ 586	10%値超　0 ／ 633 1%値超　0 ／ 633		
対	103	ベンフレセート	除草剤	－	－	0.07	H15から変更なし	26		H20.12.16	H21.10.22 答申済み		・食安委答申 (H21.10.22) →　ADI = 23	10%値超　0 ／ 484 1%値超　0 ／ 484	10%値超　0 ／ 486 1%値超　0 ／ 486		
対	104	ホスチアゼート	殺虫剤	－	－	0.003	H15年答申	1			R2.12.15 答申済み		・食安委答申 (R2.12.15) →　ADI = 2	10%値超　0 ／ 588 1%値超　0 ／ 588	10%値超　0 ／ 553 1%値超　0 ／ 553		
対	105	マラソン（マラチオン）	殺虫剤	－	－	0.7	H28.4.1より 0.05→0.7	20		H27.2.5	H26.5.13 答申済み		・食安委答申(H26.5.13) →ADI=290μg/kg/日	10%値超　0 ／ 737 1%値超　0 ／ 737	10%値超　0 ／ 756 1%値超　0 ／ 756		
対	106	メコプロップ(MCPP)	除草剤	－	－	0.05	H26.4.1より 0.005→0.05	2	0.01	H26.1.14			・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超　0 ／ 653 1%値超　0 ／ 653	10%値超　0 ／ 628 1%値超　0 ／ 628		
対	107	メソミル	殺虫剤	－	－	0.03		12.5					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超　0 ／ 662 1%値超　0 ／ 662	10%値超　0 ／ 635 1%値超　0 ／ 635		
対	108	メタラキシル	殺虫剤 殺菌剤	－	－	0.06	H23.4.1より 0.05→0.06	22		H22.2.2	H29.10.17 答申済み		・食安委答申(H21.3.5, H23.7.7, H26.1.20, H29.10.17) → ADI ＝ 80 （メタラキシル及びメフェノキサムとして）	10%値超　0 ／ 677 1%値超　0 ／ 677	10%値超　0 ／ 773 1%値超　0 ／ 773		
対	109	メチダチオン(DMTP)	殺虫剤	－	－	0.004		1.5					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超　0 ／ 793 1%値超　0 ／ 793	10%値超　0 ／ 797 1%値超　0 ／ 797		
対	110	メトミノストロビン	殺虫剤 殺菌剤	－	－	0.04	H15年答申	16		H25.3.19	H22.3.4 答申済み		・食安委答申(H22.3.4) → ADI=16	10%値超　0 ／ 595 1%値超　0 ／ 595	10%値超　0 ／ 579 1%値超　0 ／ 579		
対	111	メトリブジン	除草剤	－	－	0.03	H15年答申	12.5						10%値超　0 ／ 602 1%値超　0 ／ 602	10%値超　0 ／ 606 1%値超　0 ／ 606		
対	112	メフェナセット	除草剤	－	－	0.02	H22.4.1より 0.009→0.02	7		H20.12.16	H20.3.13 答申済み		・食安委答申 (H20.3.13) →　ADI = 7　（ 0.02mg/L ）	10%値超　0 ／ 775 1%値超　0 ／ 775	10%値超　0 ／ 820 1%値超　0 ／ 820	・厚生科学審議会生活環境水道部会(平成20年12月16日)で審議。基準値は0.02mg/Lとなる方向	
対	113	メプロニル	殺虫剤 殺菌剤	－	－	0.1	H15から変更なし	50		H22.12.21	H21.12.17 答申済み		・食安委答申 (H21.12.17) →　ADI = 0.05	10%値超　0 ／ 655 1%値超　0 ／ 655	10%値超　0 ／ 697 1%値超　0 ／ 697		
対	114	モリネート	除草剤	－	－	0.005		2.1	0.006	H26.1.14	H25.3.4 答申済み		・食安委答申 (H25.3.4) →　ADI = 2.1	10%値超　0 ／ 747 1%値超　0 ／ 747	10%値超　0 ／ 793 1%値超　0 ／ 793	・定量下限≦0.001mg/L	

表 2-47　最近の水道水質基準等項目の状況について（要検討農薬類、その他の農薬類）(1/7)

群	番号	項　目　名	用途			目標値		根拠TDI等	WHO/GDWQ※1	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討（平成30年3月現在）	検出状況※2（R02年水質測定結果）		検出状況※2（R03年水質測定結果）		課題、留意事項	その他注
						値(mg/L)		(μg/kg/日)	(mg/L)	厚科審	食安委	WHO等		浄水	原水	浄水	原水		
要	1	アセタミプリド	殺菌剤 殺虫殺菌剤	－	－	0.2	H24年度末部会	71		H28.2.17	H20.8.29 H23.6.9 H26.12.16 答申済み		・食安委答申 (H20.8.29, H23.6.9, H26.12.16) → ADI = 71	1%値超　0 ／　48	1%値超　0 ／　48	1%値超　0 ／　49	1%値超　0 ／　46		
要	2	イミダクロプリド	殺虫剤	－	－	0.1	H20.12.16 変更0.1←0.2	57		H29.1.31	H19.6.14 H22.9.9 H28.7.12 答申済み		・食安委答申 (H19.6.14,H22.9.9,H28.7.12) → ADI=57	1%値超　0 ／　57	1%値超　0 ／　57	1%値超　0 ／　55	1%値超　0 ／　58	・厚生科学審議会生活環境水道部会（平成20年12月16白）で審議。基準値は0.1 mg/Lとなる方向	
要	3	エチプロール	－	－	－	0.01		5		H27.2.5	H16.7.22 H16.7.22 H22.7.22 H26.3.24 答申済み		・食安委答申（H16.7.22, H16.7.22, H22.7.22, H26.3.24） → ADI = 5	1%値超　0 ／　7	1%値超　0 ／　12	1%値超　0 ／　9	1%値超　0 ／　14		
要	4	クロロピクリン	－	－	－	―	未設定						・評価要請（H29.6.15）	1%値超　0 ／　7	1%値超　0 ／　7	1%値超　0 ／　5	1%値超　2 ／　7		
要	5	テブコナゾール	殺菌剤	－	－	0.07	H24年度末部会	29		H28.2.17	H19.7.5 H23.9.8 H24.10.29 H27.9.8 答申済み		・食安委答申 (H19.7.5, H23.9.8, H24.10.29, H27.9.8) → ADI = 29	1%値超　0 ／　44	1%値超　0 ／　46	1%値超　0 ／　46	1%値超　0 ／　42		
要	6	パラチオンメチル	殺虫剤	1971失効	#N/A	0.04	H15年答申	15					・食安委検討中 ・評価要請（H21.3.24）	1%値超　0 ／　34	1%値超　0 ／　7	1%値超　### ／　36	1%値超　### ／ ###	・販売・使用禁止農薬（使用事故多発）	
要	7	ヒメキサゾール（ヒドロキシイソキサゾール）	殺菌剤	－	－	0.1	H15年答申	50					・評価要請（H25.8.20）	1%値超　0 ／　41	1%値超　0 ／　34	1%値超　0 ／ ###	1%値超　0 ／　34		
要	8	ピラクロホス	－	－	－	―	－	－						1%値超　0 ／　41	1%値超　0 ／　42	1%値超　0 ／　39	1%値超　0 ／　37		
要	9	フルスルファミド	殺菌剤	－	－	―	－	－					・評価要請（H24.8.21）	1%値超　0 ／　43	1%値超　0 ／　43	1%値超　0 ／　79	1%値超　0 ／　58		
要	10	ブロマシル	除草剤	－	－	0.05	H29.4.1より新規設定	0.019		H29.1.31	H28.5.17 答申済み		・食安委答申（H28.5.17） → ADI = 19	1%値超　0 ／　40	1%値超　0 ／　40	1%値超　0 ／　39	1%値超　0 ／　38		
要	11	ペントキサゾン	除草剤	－	－	0.6	H22.2.2 変更0.6←0.2	230		H22.12.21 評価値を0.6に緩和	H21.10.22 答申済み		・食安委答申（H21.10.22） →　ADI = 23	1%値超　0 ／　36	1%値超　0 ／　36	1%値超　0 ／　38	1%値超　0 ／　36		
要	12	ホサロン	殺虫剤	－	－	0.005	H27.4.1より新規	2		H27.2.5	H26.3.10 答申済み		・食安委答申（H26.3.10） → AD I= 2	1%値超　0 ／　0	1%値超　0 ／　8	1%値超　0 ／　0	1%値超　5 ／　9		
要	13	メタアルデヒド	－	－	－	0.06		22		H27.2.5	H19.7.19 H21.2.5 H23.6.23 H25.12.2 H29.2.14 答申済み		・食安委答申 (H19.7.19, H21.2.5, H23.6.23, H25.12.2, H29.2.14) → ADI = 22	1%値超　0 ／　40	1%値超　0 ／　40	1%値超　0 ／　42	1%値超　0 ／　37		

※1　（ ）内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。
※2　薄黄：浄水の1地点以上で1%超過

表 2-48　最近の水道水質基準等項目の状況について（要検討農薬類、その他の農薬類）(2/7)

群	番号	項 目 名	用途			目標値		根拠TDI等	WHO/GDWQ※1	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討（平成30年3月現在）	検出状況※2（R02年水質測定結果）		検出状況※2（R03年水質測定結果）		課題、留意事項	その他注
						値(mg/L)		(μg/kg/日)	(mg/L)	厚科審	食安委	WHO等		浄水	原水	浄水	原水		
要	14	メトラクロール	除草剤	－	－	0.2	H15年答申	97	0.01	H22.12.21 H15からの変更なし	H21.7.30 答申済み		・食安委答申（H21.7.30） → ADI = 97	1%値超　1 ／　1	1%値超　0 ／　0	1%値超　0 ／　1	1%値超　0 ／　2		
他	1	2―クロロプロピオン酸メチル（MCPM）	除草剤	－	－	―	－	－			H24.10.29 答申済み		・食安委答申（H24.10.29） → ADI = 9.8	1%値超　0 ／　0	1%値超　0 ／　0	1%値超　0 ／　0	1%値超　0 ／　0		
他	2	2，4―DB	除草剤	未登録	－	―	－	－	0.09		審議中		・食安委検討中	1%値超　0 ／　1	1%値超　0 ／　6	1%値超　0 ／　3	1%値超　0 ／　11		
他	3	DBEDC	殺虫剤 殺菌剤	－	－	―	－	－						1%値超　0 ／　26	1%値超　0 ／　26	1%値超　0 ／　26	1%値超　0 ／　24		
他	4	MCPB	除草剤 植物成長調整剤	－	－	0.08	H15年答申	33						1%値超　0 ／　0	1%値超　0 ／　0	1%値超　0 ／　0	1%値超　0 ／　0		
他	5	アシベンゾラルSメチル	殺菌剤	2006.12失効	－	0.2	H28.4.1より 0.1→0.2	50		H28.2.17	H27.3.24 答申済み		・食安委答申（H27.3.24） → ADI = 77	1%値超　0 ／　0	1%値超　0 ／　0	1%値超　0 ／　0	1%値超　0 ／　0		
他	6	アジムスルフロン	除草剤	－	－	0.2	H15年答申	95		H22.12.21 H15からの変更なし	H21.4.9 答申済み		・食安委答申（H21.4.9） → ADI = 95	1%値超　0 ／　26	1%値超　0 ／　26	1%値超　0 ／　28	1%値超　0 ／　26		
他	7	アミトロール	除草剤	－	－	0.003	H24.3.5変更0.003←0.06	1.2		H24.3.5 評価値強化 0.003←0.06	H22.10.7 答申済み		・食安委答申(H22.10.7) → ADI=1.2	1%値超　0 ／　26	1%値超　0 ／　26	1%値超　0 ／　26	1%値超　0 ／　24		
他	8	アメトリン	除草剤	－	－	0.2	H20.12.16 変更0.2←0.003	72		H20.12.16 評価値変更 0.2←0.003	H19.9.13 答申済み		・食安委答申（H19.9.13） → ADI = 72 （ 0.2mg/L ）	1%値超　0 ／　16	1%値超　0 ／　24	1%値超　0 ／　23	1%値超　0 ／　26	・厚生科学審議会生活環境水道部会（平成20年12月16白）で審議。基準値は0.2 mg/Lとなる方向	
他	9	イナベンフィド	植物成長調整剤	2007.1失効	－	0.3	H15年答申	130						1%値超　0 ／　30	1%値超　0 ／　30	1%値超　0 ／　28	1%値超　0 ／　26		
他	10	イマゾスルフロン	殺虫剤 除草剤	－	－	0.2	H15年答申	89						1%値超　0 ／　26	1%値超　0 ／　30	1%値超　0 ／　29	1%値超　0 ／　28		
他	11	ウニコナゾールP	植物成長調整剤	－	－	0.04	H15年答申	16		H20.12.16 H15からの変更なし	H19.5.31 答申済み		・食安委答申（H19.5.31） → ADI = 16 （ 0.04mg/L ）	1%値超　0 ／　26	1%値超　0 ／　29	1%値超　0 ／　31	1%値超　0 ／　29		
他	12	エトキシスルフロン	除草剤	－	－	0.1	H15年答申	56		H25.3.19 評価値を0.1に強化 H26.1.14 変更なし	H25.10.21 答申済み		・残留農薬安全性評価委員会（ADI＝38）	1%値超　0 ／　0	1%値超　0 ／　0	1%値超　0 ／　0	1%値超　0 ／　0		

※1　（ ）内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。
※2　薄黄：浄水の1地点以上で1%超過

表 2-47　最近の水道水質基準等項目の状況について（要検討農薬類、その他の農薬類）(3/7)

群	番号	項　目　名	用途			目標値		根拠TDI等	WHO/GDWQ※1	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討（平成30年3月現在）	検出状況※2（R02年水質測定結果）		検出状況※2（R03年水質測定結果）		課題、留意事項	その他注
						値(mg/L)		(μg/kg/日)	(mg/L)	厚科審	食安委	WHO等		浄水	原水	浄水	原水		
他	13	エトベンザニド	除草剤	－	－	0.1	H15年答申	44		H27.2.5	H26.1.20 答申済み		・食安委答申(H26.1.20) → ADI ＝ 44	1%値超　0 ／　24	1%値超　0 ／　27	1%値超　0 ／　29	1%値超　0 ／　27		
他	14	エンドタール	除草剤	－	－	―	－	－			H29.3.28 答申済み			1%値超　0 ／　26	1%値超　0 ／　26	1%値超　0 ／　26	1%値超　0 ／　24		
他	15	オキサジアルギル	除草剤	－	－	0.02	H24年度末部会	8		H25.3.19 評価値を0.02に設定	H.19.10.11 答申済み		・食安委答申 (H.19.10.11) →　ADI = 8	1%値超　0 ／　0	1%値超　0 ／　0	1%値超　0 ／　0	1%値超　0 ／　0		
他	16	オキサミル	殺虫剤	－	－	0.05	H15年答申	20					評価要請　H25.3.12	1%値超　0 ／　24	1%値超　0 ／　24	1%値超　0 ／　26	1%値超　0 ／　24		
他	17	オキソリニック酸	殺菌剤	－	－	0.05	H15年答申	21		H25.3.19 評価値を0.05に強化 H26.1.14 変更なし	H25.11.11 答申済み		・内閣府食品安全委員会(H23.6.30) ADI＝21	1%値超　0 ／　42	1%値超　0 ／　59	1%値超　0 ／　46	1%値超　0 ／　51		
他	18	キザロホップエチル	除草剤	－	－	0.02	H15年答申	9		H27.2.5	H21.10.22 H26.4.8 答申済み		・食安委答申(H21.10.22, H26.4.8) → ADI = 9	1%値超　0 ／　24	1%値超　0 ／　24	1%値超　0 ／　26	1%値超　0 ／　24		
他	19	クロチアニジン	殺菌剤、殺虫殺菌剤	－	－	0.2	H24年度末部会	97		H27.2.5	H17.1.27 H18.12.7 H20.2.28 H20.2.28 H26.1.20 H26.10.7 答申済み		・食安委答申(H17.1.27, H18.12.7, H20.2.28, H20.2.28, H26.1.20, H26.10.7) → ADI = 97	1%値超　0 ／　28	1%値超　0 ／　28	1%値超　0 ／　26	1%値超　0 ／　24		
他	20	クロマフェノジド	殺虫剤	－	－	0.7	H15年答申	270		H20.12.16 H15からの変更なし H25.3.19 現行評価値を維持	H24.5.24 答申済み		・食安委答申 (H19.10.18) ・食安委答申 (H24.5.24) →　ADI = 270	1%値超　0 ／　30	1%値超　0 ／　33	1%値超　0 ／　31	1%値超　0 ／　29		
他	21	クロルタールジメチル(TCTP)	除草剤	2005.9失効	－	―	－	－						1%値超　0 ／　0	1%値超　0 ／　1	1%値超　0 ／　0	1%値超　0 ／　1		
他	22	クロルピリホスメチル	殺虫剤	－	－	0.03	H15年答申	10						1%値超　0 ／　28	1%値超　0 ／　28	1%値超　0 ／　28	1%値超　0 ／　26		
他	23	シクロスルファムロン	除草剤	－	－	0.08	H15年答申	30						1%値超　0 ／　0	1%値超　0 ／　0	1%値超　0 ／　0	1%値超　0 ／　0		
他	24	ジクロフェンチオン(ECP)	殺虫剤	－	－	0.006	H15年答申	2.5			H25.3.18 意見書提出		H25.3.18 食品中の残留基準を削除することに関する意見書提出	1%値超　0 ／　24	1%値超　0 ／　24	1%値超　0 ／　26	1%値超　0 ／　24		
他	25	シクロプロトリン	殺虫剤	－	－	0.008	H15年答申	3.3			H27.2.3 答申済み		・食安委答申(H27.2.3) → ADI = 85 ・評価要請(H22.1.25)	1%値超　0 ／　26	1%値超　0 ／　26	1%値超　0 ／　26	1%値超　0 ／　24		
他	26	ジクロメジン	殺菌剤	－	－	0.05	H15年答申	20			H19.10.12 審議中		評価第三部会にて審議中(最近の議事:H19.10.12部会)	1%値超　0 ／　0	1%値超　0 ／　0	1%値超　0 ／　0	1%値超　0 ／　0		

※1　(　)内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。
※2　薄黄：浄水の1地点以上で1%超過

表 2-47　最近の水道水質基準等項目の状況について（要検討農薬類、その他の農薬類）(4/7)

群	番号	項 目 名	用途			目標値		根拠TDI等	WHO/GDWQ※1	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討（平成30年3月現在）	検出状況※2（R02年水質測定結果）		検出状況※2（R03年水質測定結果）		課題、留意事項	その他注
						値(mg/L)		(μg/kg/日)	(mg/L)	厚科審	食安委	WHO等		浄水	原水	浄水	原水		
他	27	ジクロルプロップ	植物成長調整剤	－	－	0.06	H15年答申	22	0.1	H30.2.15	H29.7.4 答申済み		・食安委答申(H29.7.4) → ADI = 36	1%値超　0 ／ 26	1%値超　0 ／ 31	1%値超　0 ／ 26	1%値超　0 ／ 24		
他	28	ジコホル（ケルセン）	殺虫剤	－	－	0.06	H15年答申	25	設定せず			WHO第4版 第1次追補版 変更 設定せず←0.006		1%値超　0 ／ 50	1%値超　0 ／ 54	1%値超　0 ／ 50	1%値超　0 ／ 62		
他	29	シノスルフロン	除草剤	2006.11失効	－	0.2	H15年答申	77			H24.3.1 意見書提出		・食安委(H24.3.1) 食品中の残留基準を削除することに関する意見書提出	1%値超　0 ／ 24	1%値超　0 ／ 27	1%値超　0 ／ 31	1%値超　0 ／ 32		
他	30	ジノテフラン	殺菌剤、殺虫殺菌剤	－	－	0.6	H24年度末部会	220		H27.2.5	H17.6.16 H19.7.26 H22.9.9 H24.10.29 H25.12.2 H29.2.14 答申済み		・食安委答申 (H17.6.16, H19.7.26, H22.9.9, H24.10.29, H25.12.2, H29.2.14) → ADI = 220	1%値超　0 ／ 0	1%値超　0 ／ 0	1%値超　0 ／ 0	1%値超　0 ／ 0		
他	31	ジフェノコナゾール	殺菌剤、殺虫殺菌剤	－	－	0.02	－	－		H28.2.17	H24.10.15 H27.3.3 H29.2.28 答申済み		・食安委答申 (H24.10.15, H27.3.3, H29.2.28) → ADI = 9.6	1%値超　0 ／ 26	1%値超　0 ／ 26	1%値超　0 ／ 26	1%値超　0 ／ 24		
他	32	シフルトリン	殺虫剤	－	－	0.05	H15年答申	20						1%値超　0 ／ 26	1%値超　0 ／ 29	1%値超　0 ／ 31	1%値超　0 ／ 29		
他	33	ジフルベンズロン	殺虫剤	－	－	0.05	H28.4.1より 0.03→ 0.05	12	設定せず	H28.2.17	H27.7.28 答申済み	WHO第4版 変更 設定せず←0.12	・食安委答申 (H27.7.28) → ADI = 20	1%値超　0 ／ 30	1%値超　0 ／ 30	1%値超　0 ／ 32	1%値超　0 ／ 31		
他	34	シプロコナゾール	殺菌剤	－	－	0.02	H15年答申	9.9						1%値超　0 ／ 0	1%値超　0 ／ 0	1%値超　0 ／ 0	1%値超　0 ／ 0		
他	35	シプロジニル	殺菌剤	－	－	0.07	－	－		H25.3.19 評価値を0.07に設定	H.24.9.24 答申済み		・食安委答申 (H.24.9.24) → ADI = 27	1%値超　0 ／ 26	1%値超　0 ／ 32	1%値超　0 ／ 31	1%値超　0 ／ 32		
他	36	シペルメトリン	殺虫剤	－	－	0.1	H15年答申	50					評価要請　H29.1.25	1%値超　0 ／ 26	1%値超　0 ／ 26	1%値超　0 ／ 28	1%値超　0 ／ 26		
他	37	シメコナゾール	殺菌剤、殺虫殺菌剤	－	－	0.02	H24年度末部会	8.5		H29.1.31	H19.8.23 H21.3.12 H24.2.9 H24.11.12 H28.2.23 答申済み		・食安委答申 (H19.8.23, H21.3.12, H24.2.9, H24.11.12, H28.2.23) → ADI = 8.5	1%値超　0 ／ 25	1%値超　0 ／ 37	1%値超　0 ／ 32	1%値超　0 ／ 43		
他	38	ジメチルビンホス	殺虫剤	2006.11失効	－	0.01	H15年答申	4						1%値超　0 ／ 26	1%値超　0 ／ 26	1%値超　0 ／ 28	1%値超　0 ／ 26		
他	39	シラフルオフェン	殺虫剤	－	－	0.3	H15年答申	110		H20.12.16 H15からの変更なし H24.3.5 H15からの変更なし H25.3.19 現行評価値を維持	H20.1.17 答申済み H24.2.9 審議終了、答申予定		・食安委答申(H20.1.17) →ADI＝110(0.3mg/L) ・食安委　審議(H24.2.9) →AD＝110	1%値超　0 ／ 1	1%値超　0 ／ 6	1%値超　0 ／ 3	1%値超　0 ／ 8		
他	40	シンメチリン	除草剤	2006.6失効	－	0.1	H15年答申	42						1%値超　0 ／ 0	1%値超　0 ／ 0	1%値超　0 ／ 0	1%値超　0 ／ 0		

※1　( )内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。
※2　薄黄：浄水の1地点以上で1%超過

表 2-47　最近の水道水質基準等項目の状況について（要検討農薬類、その他の農薬類）(5/7)

群	番号	項 目 名	用途			目標値		根拠TDI等	WHO/GDWQ※1	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討（平成30年3月現在）	検出状況※2（R02年水質測定結果）		検出状況※2（R03年水質測定結果）		課題、留意事項	その他注
						値(mg/L)		（μg/kg/日）	(mg/L)	厚科審	食安委	WHO等		浄水	原水	浄水	原水		
他	41	スピノサド	殺虫剤	－	－	0.06	H15年答申	24		H25.3.19 現行評価値を維持	H22.4.8 答申済み		・食安委答申（H22.4.8, H27.2.17） → ADI = 24 ・評価要請　H29.5.24	1%値超　0 ／ 35	1%値超　0 ／ 38	1%値超　0 ／ 34	1%値超　0 ／ 33		
他	42	セトキシジム	除草剤	－	－	0.4	H15年答申	140			H26.2.27 審議中		・評価第一部会で審議中（最近の議事：H26.2.27評価第一部会）	1%値超　0 ／ 36	1%値超　0 ／ 38	1%値超　0 ／ 41	1%値超　0 ／ 36		
他	43	チアクロプリド	殺菌剤、殺虫殺菌剤	－	－	―	－	－						1%値超　0 ／ 0	1%値超　0 ／ 0	1%値超　0 ／ 0	1%値超　0 ／ 0		
他	44	チアメトキサム	殺菌剤、殺虫殺菌剤	－	－	0.05	H24年度末部会	18		H28.2.17	H20.4.3 H24.3.1 H27.7.28 答申済み		・食安委答申（H20.4.3, H24.3.1, H27.7.28） → ADI = 18	1%値超　0 ／ 27	1%値超　0 ／ 35	1%値超　0 ／ 34	1%値超　0 ／ 37		
他	45	チオシクラム	殺虫剤	－	－	0.03	H15年答申	12						1%値超　0 ／ 0	1%値超　0 ／ 0	1%値超　0 ／ 0	1%値超　0 ／ 0		
他	46	チフルザミド	殺菌剤	－	－	0.04	H15年答申	20		H29.1.31	H24.10.1 H28.1.26 答申済み		・食安委答申（H24.10.1, H28.1.26） → ADI = 14	1%値超　0 ／ 26	1%値超　0 ／ 26	1%値超　0 ／ 26	1%値超　0 ／ 24		
他	47	テクロフタラム	殺菌剤	－	－	0.1	H15年答申	58						1%値超　0 ／ 26	1%値超　0 ／ 29	1%値超　0 ／ 31	1%値超　0 ／ 29		
他	48	テトラクロルビンホス（CVMP）	殺虫剤	－	－	0.01	H15年答申	4			H29.3.28 答申済み			1%値超　0 ／ 25	1%値超　0 ／ 36	1%値超　0 ／ 32	1%値超　1 ／ 37		
他	49	テトラコナゾール	殺菌剤、殺虫殺菌剤	－	－	0.01	H28.4.1より新規設定	4		H28.2.17	H27.8.18 答申済み		・食安委答申（H27.8.18） → ADI = 4	1%値超　0 ／ 22	1%値超　0 ／ 28	1%値超　0 ／ 25	1%値超　0 ／ 26		
他	50	テブフェノジド	殺虫剤	－	－	0.04	H20.12.16 変更0.04 ←0.02	16		H20.12.16 評価値変更 0.04←0.02	H19.11.8 答申済み		・食安委答申（H19.11.8） →　ADI = 16　（ 0.04mg/L ）	1%値超　0 ／ 26	1%値超　0 ／ 29	1%値超　0 ／ 31	1%値超　0 ／ 29	・厚生科学審議会生活環境水道部会（平成20年12月16白）で審議。基準値は0.04 mg/Lとなる方向	
他	51	トリネキサパックエチル	植物成長調整剤	－	－	0.01	H15年答申	5.9		H19.10.26 H22.12.21 H15から変更なし	H21.10.22 答申済み		・食安委答申（H15.9.18） ・食安委答申（H21.10.22） →　ADI = 5.9　（ 0.01mg/L ）	1%値超　0 ／ 0	1%値超　0 ／ 0	1%値超　0 ／ 0	1%値超　0 ／ 0		
他	52	トリフルミゾール	殺菌剤	－	－	0.04	H26.4.1より新規設定	15		H29.1.31	H25.11.11 H28.5.17 答申済み		・食安委答申（H25.11.11, H28.5.17） → ADI = 15	1%値超　0 ／ 24	1%値超　0 ／ 24	1%値超　0 ／ 26	1%値超　0 ／ 24		
他	53	トルフェンピラド	殺虫剤	－	－	0.01	H24年度末部会	5.6		H25.3.19 評価値を0.01に設定	H.16.10.7 H.19.5.31 H.23.2.10 答申済み		・食安委答申（H.17.6.30） ・食安委答申（H.19.5.31） ・食安委答申（H.23.2.10） →　ADI = 5.6	1%値超　0 ／ 35	1%値超　0 ／ 35	1%値超　0 ／ 35	1%値超　0 ／ 30		
他	54	ナプロアニリド	除草剤	2003.11失効	－	0.02	H15年答申	7					・食安委(H24.3.1) 食品中の残留基準を削除することに関する意見書提出	1%値超　0 ／ 30	1%値超　0 ／ 33	1%値超　0 ／ 31	1%値超　0 ／ 29		

※1　（ ）内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。
※2　薄黄：浄水の1地点以上で1%超過

表 2-47　最近の水道水質基準等項目の状況について（要検討農薬類、その他の農薬類）(6/7)

群	番号	項　目　名	用途			目標値		根拠TDI等	WHO/GDWQ※1	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討（平成30年3月現在）	検出状況※2（R02年水質測定結果）		検出状況※2（R03年水質測定結果）		課題、留意事項	その他注
						値(mg/L)		（μg/kg/日）	(mg/L)	厚科審	食安委	WHO等		浄水	原水	浄水	原水		
他	55	ニテンピラム	殺虫剤	－	－	1.3	H15年答申	530		H29.1.31	H28.5.17 答申済み		・食安委答申（H28.5.17）→ ADI = 530	1%値超　0 ／　0	1%値超　0 ／　1	1%値超　0 ／　0	1%値超　0 ／　1		
他	56	パクロブトラゾール	植物成長調整剤	－	－	0.05	H22.12.21 変更0.06 ←0.1	20		H29.1.31	H21.4.2 H28.9.6 答申済み		・食安委答申（H21.4.2, H28.9.6）→ ADI = 20	1%値超　0 ／　0	1%値超　0 ／　0	1%値超　0 ／　0	1%値超　0 ／　0		
他	57	バリダマイシン	殺菌剤、殺虫殺菌剤	－	－	―	－	－						1%値超　0 ／　27	1%値超　0 ／　34	1%値超　0 ／　32	1%値超　0 ／　39		
他	58	ビスピリバック	除草剤	－	－	0.03	H15年答申	11						1%値超　0 ／　31	1%値超　0 ／　36	1%値超　0 ／　33	1%値超　2 ／　33		
他	59	ピメトロジン	殺虫剤	－	－	0.03	H15年答申	13		H24.3.5 H15からの変更なし	H22.9.9 答申済み		・食安委答申（H22.9.9）→ ADI=13	1%値超　0 ／　35	1%値超　0 ／　38	1%値超　0 ／　35	1%値超　0 ／　35		
他	60	ピラゾスルフロンエチル	除草剤	－	－	0.03	H27.4.1より 0.1→0.03	42		H27.2.5	H26.5.20 答申済み		・食安委答申（H26.5.20）→ ADI = 10	1%値超　0 ／　26	1%値超　0 ／　29	1%値超　0 ／　28	1%値超　0 ／　26		
他	61	ピリミノバックメチル	除草剤	－	－	0.05	H24年度末部会	20		H25.3.19 評価値を0.05に緩和	H22.4.1 答申済み		・食安委答申（H22.4.1）→ ADI=20	1%値超　0 ／　0	1%値超　0 ／　0	1%値超　0 ／　0	1%値超　0 ／　0		
他	62	ピリミホスメチル	殺虫剤	－	－	0.06	H15年答申	25	設定不適当 ADI0.03mg/kg/日			WHO/GDWQ 第3版第2次追補版追加		1%値超　0 ／　0	1%値超　0 ／　0	1%値超　0 ／　0	1%値超　0 ／　0		
他	63	ピレトリン	殺虫剤	－	－	0.1	H15年答申	40					・評価要請（H29.4.19）	1%値超　0 ／　5	1%値超　0 ／　0	1%値超　0 ／　1	1%値超　0 ／　0		
他	64	フェノキサニル	－	－	－	0.02		7		H25.3.19 評価値を0.02に設定	H15.9.18 H20.11.27 答申済み		・食安委答申（H15.9.18）→ ADI = 6.9 ・食安委答申（H20.11.27）→ ADI = 7	1%値超　0 ／　0	1%値超　0 ／　0	1%値超　0 ／　0	1%値超　0 ／　0		
他	65	フェンバレレート	殺虫剤	－	－	0.04	H26.4.1より0.05→0.04	17		H26.1.14 強化	H25.11.11 答申済み		・食安委答申（H25.7.29）→ ADI = 17	1%値超　0 ／　29	1%値超　0 ／　38	1%値超　0 ／　36	1%値超　0 ／　35		
他	66	フラチオカルブ	殺虫剤	2006.1失効	－	0.008	H15年答申	3			H29.3.28 答申済み			1%値超　0 ／　26	1%値超　0 ／　29	1%値超　0 ／　29	1%値超　0 ／　27		
他	67	フラメトピル	殺菌剤	－	－	0.02	H15年答申	7		H24.3.5 H15からの変更なし	H23.11.17 答申済み		・食安委答申（H23.11.17）→ADI＝7	1%値超　0 ／　26	1%値超　0 ／　26	1%値超　0 ／　28	1%値超　0 ／　26		
他	68	フルアジホップ	除草剤	－	－	0.01	H28.4.1より 0.03→0.01	10		H28.2.17	H27.7.7 答申済み		・食安委答申（H27.7.7）→ ADI = 4.4	1%値超　0 ／　30	1%値超　0 ／　30	1%値超　0 ／　26	1%値超　0 ／　24		
他	69	プロパニル（DCPA）	除草剤	－	－	0.04	H15年答申	17						1%値超　0 ／　13	1%値超　0 ／　15	1%値超　0 ／　15	1%値超　0 ／　15		

※1　（ ）内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。
※2　薄黄：浄水の1地点以上で1%超過

表 2-47　最近の水道水質基準等項目の状況について（要検討農薬類、その他の農薬類）(7/7)

群	番号	項　目　名	用途			目標値		根拠TDI等	WHO/GDWQ※1	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討（平成30年3月現在）	検出状況※2（R02年水質測定結果）		検出状況※2（R03年水質測定結果）		課題、留意事項	その他注
						値(mg/L)		（μg/kg/日）	(mg/L)	厚科審	食安委	WHO等		浄水	原水	浄水	原水		
他	70	プロパホス	殺虫剤	2007.2失効	－	0.001	H15年答申	0.4			H24.3.1 意見書提出		・食安委(H24.3.1) 食品中の残留基準を削除することに関する意見書提出	1%値超　0 ／　0	1%値超　0 ／　0	1%値超　0 ／　0	1%値超　0 ／　0		
他	71	プロパルギット（BPPS）	殺虫剤	－	－	0.02	H15年答申	8.3		H25.3.19 現行評価値を維持	H25.11.11 答申済み		・食安委答申 (H25.11.11) → ADI = 21	1%値超　0 ／　30	1%値超　0 ／　30	1%値超　0 ／　28	1%値超　0 ／　26		
他	72	プロヘキサジオン	植物成長調整剤	－	－	0.5	H15年答申	180						1%値超　0 ／　26	1%値超　0 ／　26	1%値超　0 ／　28	1%値超　0 ／　26		
他	73	プロポキスル（PHC）	殺虫剤	2006.4失効	－	0.2	H15年答申	63						1%値超　0 ／　0	1%値超　0 ／　0	1%値超　0 ／　0	1%値超　0 ／　0		
他	74	プロメトリン	除草剤	－	－	0.06	H15年答申	22		H28.2.17	H27.9.8 答申済み		・食安委答申 (H27.9.8) → ADI = 30	1%値超　0 ／　0	1%値超　0 ／　0	1%値超　0 ／　0	1%値超　0 ／　0		
他	75	ペルメトリン	殺虫剤	－	－	0.1	H15年答申	48	設定せず			WHO第4版変更 設定せず←0.3		1%値超　0 ／　26	1%値超　0 ／　26	1%値超　0 ／　26	1%値超　0 ／　24		
他	76	ベンスルタップ	殺虫剤	－	－	0.09	H15年答申	34						1%値超　0 ／　24	1%値超　0 ／　24	1%値超　0 ／　26	1%値超　0 ／　24		
他	77	ベンダイオカルブ	殺虫剤	－	－	0.009	H15年答申	4		H22.12.21 H15からの変更なし H25.3.19 評価値を強化	H21.8.27 答申済み		・食安委答申 (H21.8.27) →　ADI = 3.5	1%値超　0 ／　27	1%値超　0 ／　32	1%値超　0 ／　32	1%値超　0 ／　33		
他	78	ホキシム	防蟻剤	－	－	0.003	H15年答申	1.2					・食安委検討中 ・評価要請（H21.2.3）	1%値超　0 ／　0	1%値超　0 ／　0	1%値超　0 ／　0	1%値超　0 ／　0		
他	79	ボスカリド	殺菌剤	－	－	0.1	H24年度末部会	44		H29.1.31	H16.5.20 H18.10.26 H21.3.19 H24.8.6 H28.9.27 答申済み		・食安委答申 (H16.5.20, H18.10.26, H21.3.19, H24.8.6, H28.9.27) → ADI = 44	1%値超　0 ／　22	1%値超　0 ／　21	1%値超　0 ／　18	1%値超　0 ／　17		
他	80	ミルネブ（チアジアジン）	殺菌剤、殺虫殺菌剤	－	－	―	－	－						1%値超　0 ／　0	1%値超　0 ／　0	1%値超　0 ／　0	1%値超　0 ／　0		
他	81	メタミドホス	殺虫剤	未登録	－	0.002	H20.12.16 変更0.002 ←0.01	0.6		H30.2.15	H20.5.1 H28.12.13 答申済み		・食安委答申 (H20.5.1) → ADI = 0.6 ・食安委答申 (H28.12.13) → ADI = 0.56	1%値超　0 ／　24	1%値超　0 ／　24	1%値超　0 ／　26	1%値超　0 ／　24	・厚生科学審議会生活環境水道部会（平成20年12月16白）で審議。基準値は0.002 mg/Lとなる方向	
他	82	メチルイソシアネート	殺虫剤	－	－	0.006	H15年答申	2.5						1%値超　0 ／　30	1%値超　0 ／　27	1%値超　0 ／　33	1%値超　0 ／　29		
他	83	モノクロトホス	殺虫剤	－	－	0.002	H15年答申	0.6						1%値超　0 ／　9	1%値超　0 ／　8	1%値超　0 ／　24	1%値超　0 ／　24		
他	84	リニュロン	除草剤	－	－	0.02	H15年答申	7.7						1%値超　0 ／　12	1%値超　0 ／　11	1%値超　0 ／　30	1%値超　0 ／　27	・【H17】検出レベルは1～10%(湖沼水)	

※1　（ ）内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。
※2　薄黄：浄水の1地点以上で1%超過

3. 水道水質関連調査及び簡易専用水道の管理に関する調査の集計

3-1. 水道水質の被害状況等調査

3-1-1. 水質汚染事故による水道の被害状況

水質汚染事故による水道の被害状況を表 3-1～表 3-3、図 3-1～図 3-4 に示す。

表 3-1　水質汚染事故による被害を受けた水道事業者等の経年変化

	平成29		平成30		令和元		令和02		令和03		平　均	
上水道	118	(6)	97	(2)	99	(2)	159	(1)	152	(3)	125	(3)
簡易水道	2	(0)	2	(1)	5	(3)	2	(0)	3	(0)	3	(2)
専用水道	22	(4)	7	(0)	10	(0)	14	(3)	10	(3)	13	(3)
水道用水供給	31	(1)	48	(0)	80	(0)	54	(0)	30	(0)	49	(1)
合　計	173	(11)	154	(3)	194	(5)	229	(4)	195	(6)	189	(6)

表 3-2　水質汚染事故による被害を受けた水源数（令和 2 年度）

区　分	上水道				簡易水道				専用水道				用水供給				合　計				
	表流水	伏流水	地下水	他	表流水	伏流水	地下水	他	表流水	伏流水	地下水	他	表流水	伏流水	地下水	他	表流水	伏流水	地下水	他	計
北海道	1				1				1			1					3			1	4
東北	1		1									1	2				3		1	1	5
関東	12		2		1						2		9				22		4		26
中部	5				1								3				9				9
近畿	4	1									1		1				5	1	1		7
中国	2	1															2	1			3
四国	2																2				2
九州	10						1				2						10		3		13
沖縄													1				1				1
小　計	37	2	3		3		1		1		5	2	16				57	2	9	2	70
合　計	42(152)				4(3)				8(10)				16(30)				70(195)				

合計欄の（　）内の数字は、被害を受けた水道事業者数を示す。

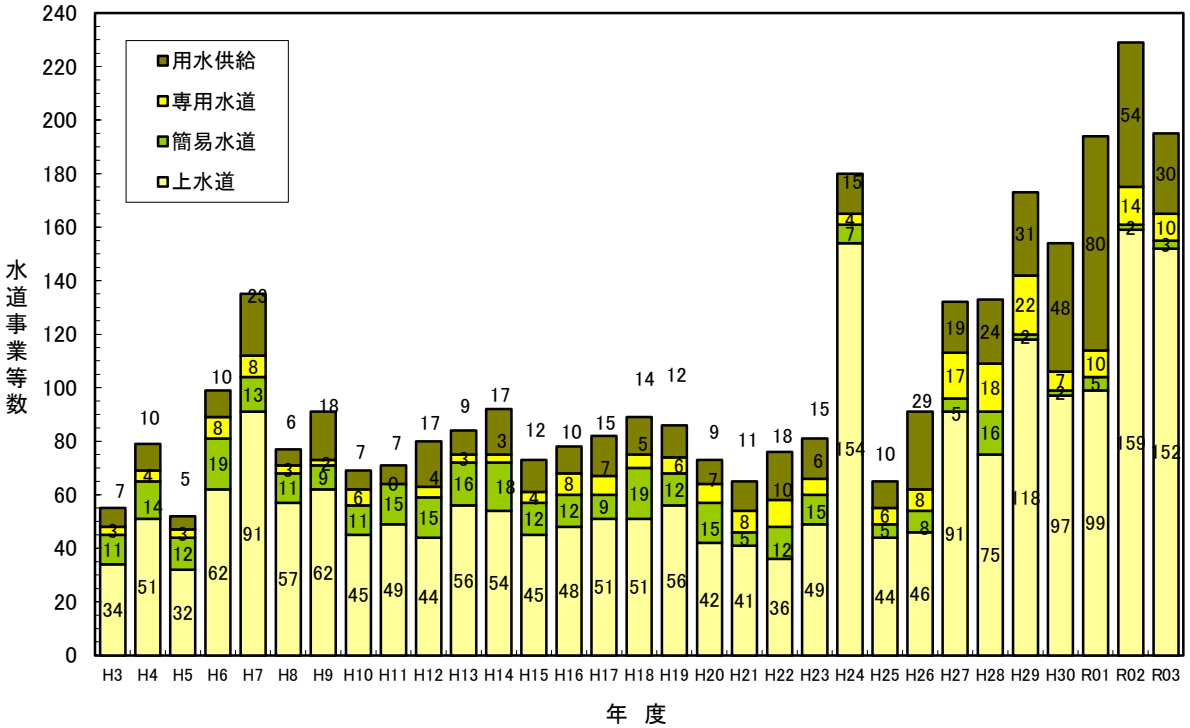

図 3-1　水質汚染事故により被害を受けた水道事業者等の経年変化

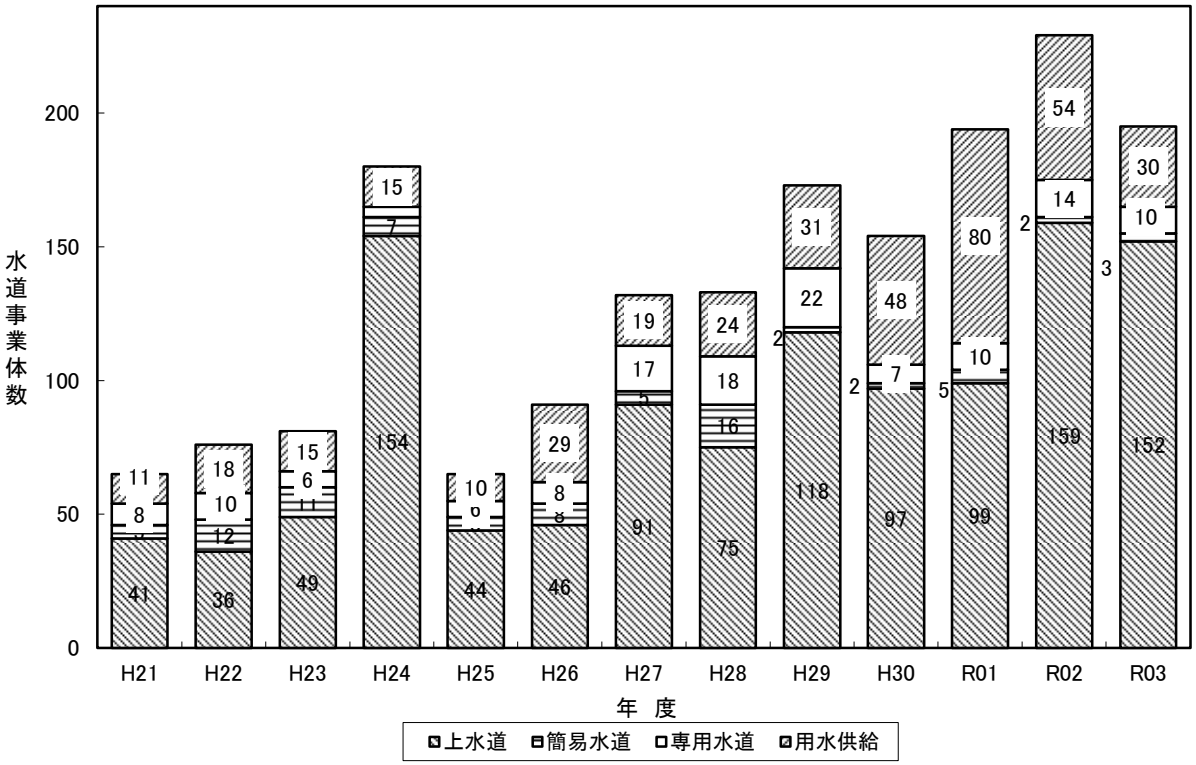

図 3-2　水質汚染事故により被害を受けた水道事業者等の経年変化（近年）

表 3-3　水質汚染項目別水質汚染事故件数の経年変化

汚染原因物質	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和02年度		令和03年度	
油類	61	45.9%	106	61.3%	107	69.5%	89	66.9%	136	59.4%	133	68.2%
有機物	2	1.5%	5	2.9%	5	3.2%	16	12.0%	7	3.1%	8	4.1%
濁度	22	16.5%	19	11.0%	9	5.8%	3	2.3%	32	14.0%	11	5.6%
臭気	4	3.0%	1	0.6%	4	2.6%	1	0.8%	3	1.3%	2	1.0%
ｐＨ	1	0.8%	0	0.0%	1	0.6%	1	0.8%	1	0.4%	11	5.6%
農薬	5	3.8%	1	0.6%	1	0.6%	1	0.8%	1	0.4%	1	0.5%
無機物	1	0.8%	2	1.2%	2	1.3%	3	2.3%	2	0.9%	0	0.0%
界面活性剤	1	0.8%	6	3.5%	4	2.6%	0	0.0%	2	0.9%	0	0.0%
色度	2	1.5%	0	0.0%	0	0.0%	3	2.3%	2	0.9%	0	0.0%
硝酸態窒素	2	1.5%	3	1.7%	1	0.6%	1	0.8%	1	0.4%	1	0.5%
アンモニア態窒素	13	9.8%	11	6.4%	5	3.2%	5	3.8%	18	7.9%	12	6.2%
塩素イオン	2	1.5%	2	1.2%	2	1.3%	0	0.0%	1	0.4%	2	1.0%
その他	17	12.8%	17	9.8%	13	8.4%	10	7.5%	23	10.0%	14	7.2%
合　計	133		173		154		133		229		195	

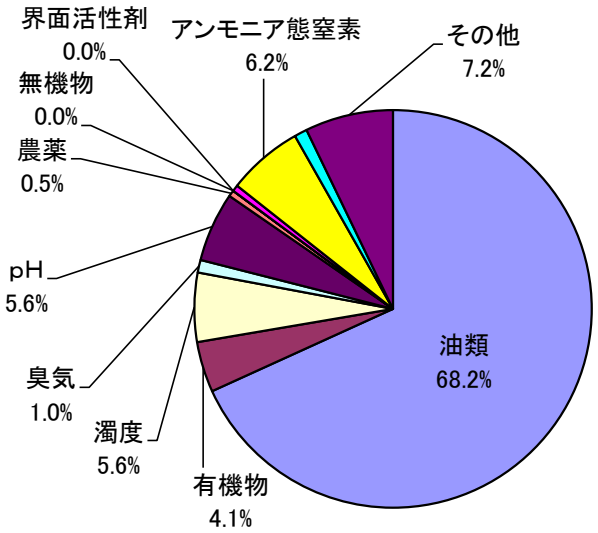

図 3-3　水質汚染事故における水質汚染項目（令和 3 年度、全 195 事故数）

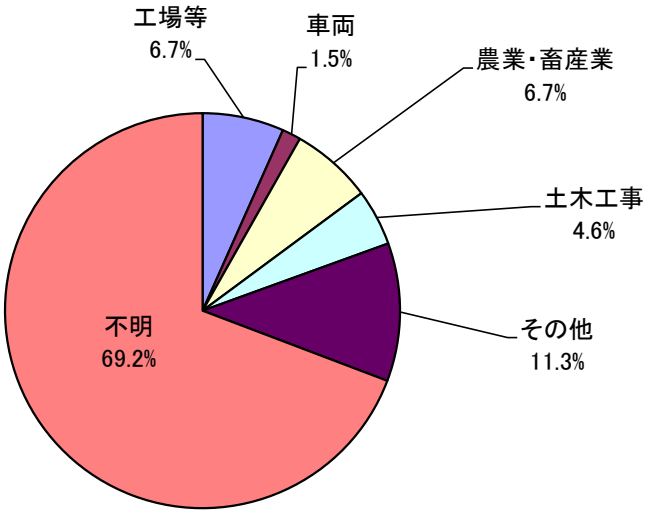

図 3-4　水質汚染事故の汚染原因（令和 3 年度、全 195 事故数）

3-1-2. 異臭味等による水道の被害状況

異臭味等による水道の被害状況を表 3-4、図 3-5～図 3-6 に示す。

表 3-4　水道における異臭味の障害の発生状況

地 域	平成29年度			平成30年度			令和元年度			令和02年度			令和03年度		
	被害事業者数※1		被害人口(千人)※2	被害事業者数※1		被害人口(千人)※2	被害事業者数※1		被害人口(千人)※2	被害事業者数※1		被害人口(千人)※2	被害事業者数※1		被害人口(千人)※2
北海道	4		0	5		0	8	(1)	300	0		0	5		21
東 北	5		7	10	(2)	45	8	(2)	12	10	(2)	0	1	(1)	0
関 東	39	(11)	792	53	(20)	185	49	(17)	266	40	(13)	108	40	(15)	344
中 部	6	(3)	118	10	(6)	245	8	(3)	140	10	(6)	312	12	(6)	62
近 畿	30	(4)	381	19	(4)	514	21	(4)	997	24	(7)	803	33	(9)	2,496
中 国	18	(2)	413	17	(3)	316	15	(1)	456	11	(1)	478	18	(2)	308
四 国	3		204	8	(1)	370	4		4	9	(4)	363	3		219
九 州	13		66	7		0	11		69	14		0	10		76
計	118	(20)	1,981	129	(35)	1,675	124	(28)	2,244	118	(33)	2,064	122	(33)	3,526

注)※1. 被害事業者数には原水のみに異臭味が発生し、浄水では被害が発生していない事業者を含む。また、被害事業者数の( )内の数字は、水道用水供給事業の数を内数で表したものである。

※2. 被害人口とは、浄水で1日以上、異臭味による被害が発生した浄水場の給水人口である。また、被害人口は、百の位を四捨五入し、千人単位で表示しているため、各ブロックの総計と計の数は必ずしも一致しない。

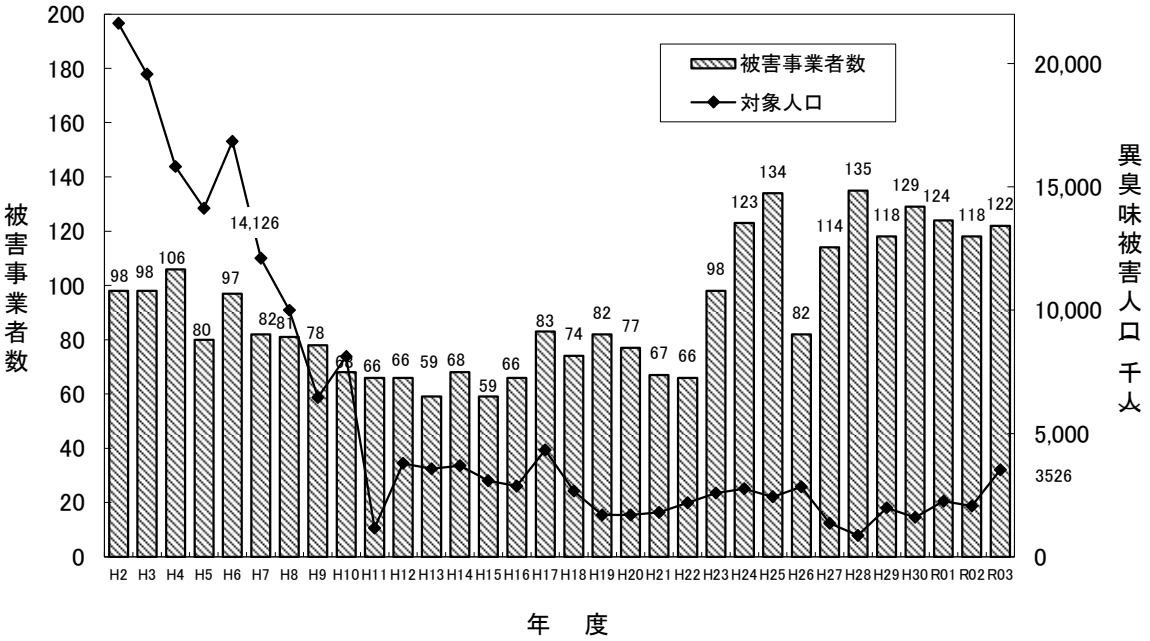

図 3-5　水道における異臭味障害の発生状況経年変化

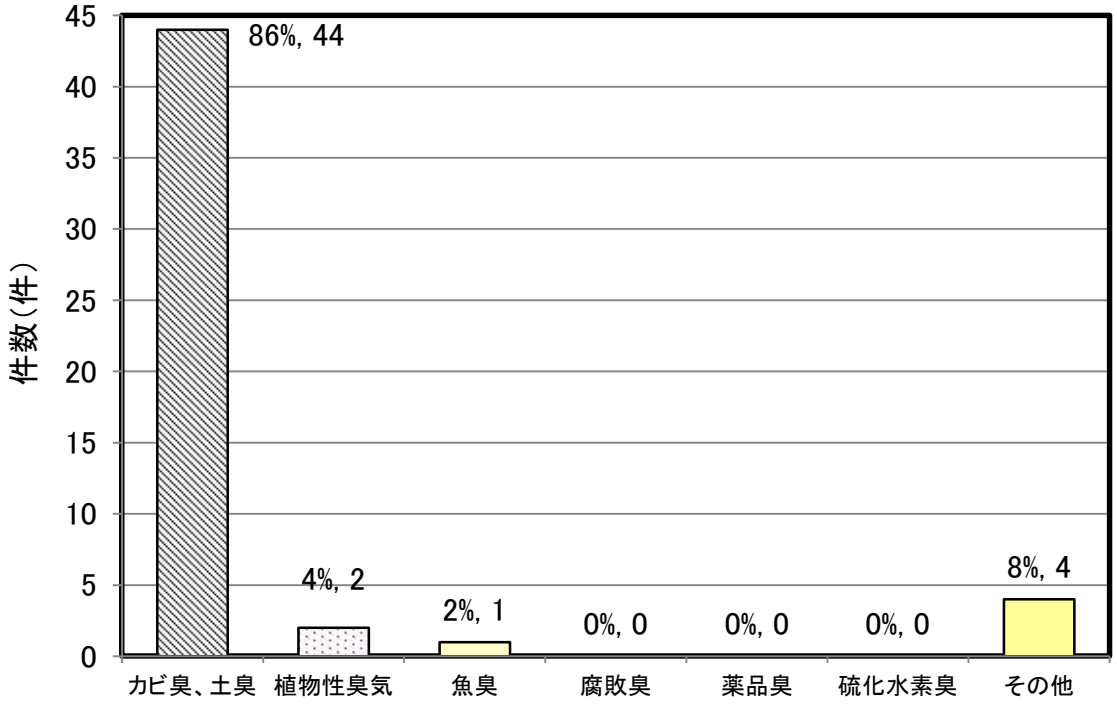

図 3-6　浄水における異臭味被害の種類別内訳（令和 3 年度、全 51 件）

注） 42 件に対する異臭味の種類別割合。被害別に該当する異臭味項目を選択(複数回答あり)。

3-2. クリプトスポリジウム等対策実施状況調査

クリプトスポリジウム等対策実施状況調査結果を表 3-5～表 3-8 に示す。

表 3-5　対策指針に基づく予防対策の実施状況（令和 4 年 3 月末現在）

	水道事業		水道用水供給事業	専用水道	合計	（参考）令和3年3月末時点
	上水道	簡易水道				
調査対象浄水施設数	9,111	4,011	162	6,886	20,170	20,246
給水人口（人）	121,283,648	1,741,454	―	368,367	123,393,469	123,772,874
レベル4施設数	2,549 (28%)	1,263 (31%)	146 (90%)	305 (4%)	4,263 (21%)	4,285 (21%)
対応済みの浄水施設数	2,405	1,050	146	263	3,864	3,857
対策施設を検討中の浄水施設数	144 [26]	213 [20]	0 [0]	42 [12]	399 [58]	428 [55]
給水人口（人）	135,931 (0.1%)	46,601 (2.7%)	― (―%)	8,453 (2.3%)	190,985 (0.2%)	247,021 (0.2%)
レベル3施設数	2,436 (27%)	903 (23%)	6 (4%)	397 (6%)	3,742 (19%)	3,757 (19%)
対応済みの浄水施設数（ろ過）	1,022	328	4	200	1,554	1,578
対応済みの浄水施設数（紫外線照射）	297	26	0	28	351	342
対策施設を検討中の浄水施設数	1,117 [116]	549 [37]	2 [0]	169 [13]	1,837 [166]	1,837 [156]
給水人口（人）	2,418,519 (2%)	179,220 (10%)	― (―%)	48,896 (13%)	2,646,635 (2%)	2,752,565 (2%)
レベル2施設数	1,566 (17%)	732 (18%)	5 (3%)	1,533 (22%)	3,836 (19%)	3,802 (19%)
レベル1施設数	2,391 (26%)	708 (18%)	5 (3%)	4,143 (60%)	7,247 (36%)	7,252 (36%)
レベル不明施設数	169 (2%)	405 (10%)	0 (0%)	508 (7%)	1,082 (5%)	1,150 (6%)

表 3-6　都道府県別対応状況（施設数）

都道府県	調査対象浄水施設(A)	対応の必要な浄水施設数(B)	B/A(%)	対応済みの浄水施設数(C)	C/B(%)	対策施設設置等検討中の浄水施設数(D)	D/B(%)
北海道	1,045	433	41.4%	347	80.1%	86	19.9%
青森県	233	75	32.2%	54	72.0%	21	28.0%
岩手県	420	230	54.8%	197	85.7%	33	14.3%
宮城県	234	121	51.7%	103	85.1%	18	14.9%
秋田県	370	180	48.6%	113	62.8%	67	37.2%
山形県	222	111	50.0%	80	72.1%	31	27.9%
福島県	502	177	35.3%	112	63.3%	65	36.7%
茨城県	430	77	17.9%	55	71.4%	22	28.6%
栃木県	516	123	23.8%	67	54.5%	56	45.5%
群馬県	539	202	37.5%	121	59.9%	81	40.1%
埼玉県	495	97	19.6%	90	92.8%	7	7.2%
千葉県	973	87	8.9%	71	81.6%	16	18.4%
東京都	300	68	22.7%	60	88.2%	8	11.8%
神奈川県	477	88	18.4%	58	65.9%	30	34.1%
新潟県	587	277	47.2%	145	52.3%	132	47.7%
富山県	364	87	23.9%	54	62.1%	33	37.9%
石川県	274	63	23.0%	40	63.5%	23	36.5%
福井県	234	113	48.3%	56	49.6%	57	50.4%
山梨県	508	168	33.1%	84	50.0%	84	50.0%
長野県	881	412	46.8%	218	52.9%	194	47.1%
岐阜県	665	329	49.5%	240	72.9%	89	27.1%
静岡県	914	247	27.0%	123	49.8%	124	50.2%
愛知県	437	129	29.5%	127	98.4%	2	1.6%
三重県	350	169	48.3%	106	62.7%	63	37.3%
滋賀県	205	112	54.6%	95	84.8%	17	15.2%
京都府	387	229	59.2%	202	88.2%	27	11.8%
大阪府	240	56	23.3%	53	94.6%	3	5.4%
兵庫県	499	352	70.5%	297	84.4%	55	15.6%
奈良県	217	144	66.4%	94	65.3%	50	34.7%
和歌山県	198	134	67.7%	126	94.0%	8	6.0%
鳥取県	348	87	25.0%	24	27.6%	63	72.4%
島根県	319	209	65.5%	188	90.0%	21	10.0%
岡山県	272	199	73.2%	151	75.9%	48	24.1%
広島県	317	190	59.9%	162	85.3%	28	14.7%
山口県	239	143	59.8%	107	74.8%	36	25.2%
徳島県	233	124	53.2%	84	67.7%	40	32.3%
香川県	139	93	66.9%	64	68.8%	29	31.2%
愛媛県	426	250	58.7%	207	82.8%	43	17.2%
高知県	376	237	63.0%	195	82.3%	42	17.7%
福岡県	546	139	25.5%	131	94.2%	8	5.8%
佐賀県	187	75	40.1%	68	90.7%	7	9.3%
長崎県	601	297	49.4%	213	71.7%	84	28.3%
熊本県	705	129	18.3%	82	63.6%	47	36.4%
大分県	471	187	39.7%	105	56.1%	82	43.9%
宮崎県	284	171	60.2%	127	74.3%	44	25.7%
鹿児島県	908	331	36.5%	226	68.3%	105	31.7%
沖縄県	83	54	65.1%	47	87.0%	7	13.0%
合計	20,170	8,005	39.7%	5,769	72.1%	2,236	27.9%

表 3-7　クリプトスポリジウム等対応状況（給水人口）

都道府県	現在給水人口(A)	対応不要又は対応済みの浄水施設人口(B)	B/A(%)	対策施設設置等検討中の浄水人口(C)	C/A(%)
北海道	5,111,249	5,041,589	98.6%	69,660	1.4%
青森県	1,191,820	1,168,528	98.0%	23,292	2.0%
岩手県	1,140,231	1,109,680	97.3%	30,551	2.7%
宮城県	2,254,869	2,241,298	99.4%	13,571	0.6%
秋田県	864,985	827,979	95.7%	37,006	4.3%
山形県	1,052,966	1,041,281	98.9%	11,685	1.1%
福島県	1,710,600	1,689,265	98.8%	21,335	1.2%
茨城県	2,704,418	2,643,951	97.8%	60,467	2.2%
栃木県	1,869,306	1,702,365	91.1%	166,941	8.9%
群馬県	1,943,269	1,839,954	94.7%	103,315	5.3%
埼玉県	7,329,919	7,276,322	99.3%	53,597	0.7%
千葉県	5,995,282	5,992,498	100.0%	2,784	0.0%
東京都	13,957,818	13,946,601	99.9%	11,217	0.1%
神奈川県	9,217,749	9,101,841	98.7%	115,908	1.3%
新潟県	2,173,480	2,119,694	97.5%	53,786	2.5%
富山県	961,159	945,699	98.4%	15,460	1.6%
石川県	1,112,760	1,109,191	99.7%	3,569	0.3%
福井県	744,582	708,752	95.2%	35,830	4.8%
山梨県	805,459	743,607	92.3%	61,852	7.7%
長野県	2,002,610	1,855,736	92.7%	146,874	7.3%
岐阜県	1,871,205	1,800,691	96.2%	70,514	3.8%
静岡県	3,568,153	3,457,188	96.9%	110,965	3.1%
愛知県	7,515,328	7,512,424	100.0%	2,904	0.0%
三重県	1,788,412	1,580,729	88.4%	207,683	11.6%
滋賀県	1,411,888	1,349,602	95.6%	62,286	4.4%
京都府	2,564,479	2,552,800	99.5%	11,679	0.5%
大阪府	8,801,448	8,788,259	99.9%	13,189	0.1%
兵庫県	5,441,702	5,357,655	98.5%	84,047	1.5%
奈良県	1,315,523	1,298,474	98.7%	17,049	1.3%
和歌山県	908,488	888,436	97.8%	20,052	2.2%
鳥取県	542,586	514,415	94.8%	28,171	5.2%
島根県	647,318	641,345	99.1%	5,973	0.9%
岡山県	1,860,201	1,737,001	93.4%	123,200	6.6%
広島県	2,659,001	2,630,118	98.9%	28,883	1.1%
山口県	1,251,954	1,163,036	92.9%	88,918	7.1%
徳島県	693,194	648,890	93.6%	44,304	6.4%
香川県	941,324	904,991	96.1%	36,333	3.9%
愛媛県	1,261,054	1,181,754	93.7%	79,300	6.3%
高知県	648,108	567,933	87.6%	80,175	12.4%
福岡県	4,869,915	4,845,237	99.5%	24,678	0.5%
佐賀県	777,707	776,751	99.9%	956	0.1%
長崎県	1,284,518	1,216,902	94.7%	67,616	5.3%
熊本県	1,535,383	1,286,954	83.8%	248,429	16.2%
大分県	1,025,223	918,594	89.6%	106,629	10.4%
宮崎県	1,038,326	1,024,078	98.6%	14,248	1.4%
鹿児島県	1,571,391	1,414,084	90.0%	157,307	10.0%
沖縄県	1,455,109	1,435,975	98.7%	19,134	1.3%
合計	123,393,469	120,600,146	97.5%	2,793,323	2.3%

表 3-8　水道におけるクリプトスポリジウム等検出状況と対応の事例（給水停止等の対応を行ったもの）

年度	件数	都道府県 市町村	種別	浄水処理	長期的対応	備考
H8	1	埼玉県 越生町	上水道	急速ろ過処理	膜ろ過施設設置	浄水からｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑを検出。 住民 14,000 人のうち 8,800 人が感染。
H9	2	鳥取県 鳥取市	簡易水道	塩素処理のみ	上水道事業に併合	原水からｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑを検出。 感染症患者なし。
		兵庫県 山崎町	簡易水道	塩素処理のみ	膜ろ過施設設置	原水からｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑを検出。 感染症患者なし。
H10	2	福井県 永平寺町	簡易水道	急速ろ過処理	浄水処理管理強化	原水及び浄水からｼﾞｱﾙｼﾞｱを検出。 感染症患者なし。
		兵庫県 夢前町	簡易水道	塩素処理のみ	膜ろ過施設設置	原水からｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑを検出。 感染症患者なし。
H11	1	山形県 朝日村	上水道	塩素処理のみ	広域用水供給事業から受水	原水からｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ及びｼﾞｱﾙｼﾞｱを検出。感染症患者なし。
H12	3	青森県 三戸町	簡易水道	塩素処理のみ	膜ろ過施設設置	浄水からｼﾞｱﾙｼﾞｱを検出。 感染症患者なし。
		沖縄県 名護市	小規模 水道	簡易ろ過及び 塩素処理	上水道事業に併合	浄水からｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑを検出。 感染症患者なし。
		岩手県 平泉町	簡易水道	塩素処理のみ	水源変更、急速ろ過施設設置	浄水からｼﾞｱﾙｼﾞｱを検出。 感染症患者なし。
H13	5	愛媛県 今治市	上水道	塩素処理のみ	当該水源は使用中止	浄水からｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑを検出。 感染症患者なし。
		岩手県 釜石市	簡易水道	緩速ろ過処理	浄水処理管理強化	原水及び浄水からｼﾞｱﾙｼﾞｱを検出。 感染症患者なし。
		兵庫県 山崎町	簡易水道	塩素処理のみ	膜ろ過施設設置	原水からｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑを検出。 感染症患者なし。
		鹿児島県 財部町	上水道	塩素処理のみ	膜ろ過施設設置予定	原水からｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑを検出。 感染症患者なし。
		愛媛県 北条市	上水道	急速ろ過、活 性炭処理	ろ材入替、浄水処理管理強化を 予定	浄水からｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑを検出。 感染症患者なし。
H14	1	山形県 新庄市	簡易水道	塩素処理のみ	応急対策として膜処理装置設置、長期的には上水道事業と統合予定	原水からｼﾞｱﾙｼﾞｱを検出。 感染症患者なし。
H15	2	大分県 別府市	上水道	塩素処理のみ	当該水源は使用中止	原水からｼﾞｱﾙｼﾞｱを検出。 感染症患者なし。
		山形県 米沢市	小規模 水道	塩素処理のみ	応急対策として膜ろ過施設設置、長期的には水源変更	浄水からｼﾞｱﾙｼﾞｱを検出。 感染症患者なし。
H16	1	兵庫県 宝塚市	上水道	急速ろ過処理	安全確認迄の間飲用制限、 浄水処理管理強化を実施	原水及び浄水からｼﾞｱﾙｼﾞｱを検出。 感染症患者なし。
H17	0	該当なし				
H18	1	大阪府 能勢町	簡易水道	急速ろ過	濁度計を設置し常時濁度管理を徹底	原水及び浄水からｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑを検出。 感染症患者なし。
H19	2	富山県 富山市	簡易水道	塩素処理のみ	上水道事業に併合	原水からｼﾞｱﾙｼﾞｱを検出。 感染症患者なし。
		富山県 高岡市	簡易水道	急速ろ過 (濁度管理不可)	紫外線処理施設設置予定	原水からｼﾞｱﾙｼﾞｱを検出。 感染症患者なし。
H20	1	山形県 村山市	簡易水道	塩素処理のみ	膜ろ過施設設置	原水からｼﾞｱﾙｼﾞｱを検出。 感染症患者なし。
H21	0	該当なし				
H22	2	富山県 南砺市	専用水道	塩素処理のみ	紫外線処理施設の設置あるいは隣接簡易水道への切り替え	原水からｼﾞｱﾙｼﾞｱを検出。 感染症患者なし。
		千葉県 成田市	小規模貯 水槽水道	—	貯水槽を更新	給水栓水からｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ及びｼﾞｱﾙｼﾞｱを検出。 小規模貯水槽水道の利用者 43 人のうち 28 人が体調不良。4 人がジアルジアに感染。
H23	1	長野県 伊那市	簡易水道	急速ろ過	—	原水及び浄水からｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑを検出。 感染症患者なし。
H24	1	群馬県	用水給水	急速ろ過	水源水質の監視強化	浄水からｼﾞｱﾙｼﾞｱを検出。 感染症患者なし。
H25	3	北海道 島牧村	飲料水 供給施設	塩素消毒のみ	膜ろ過施設設置	原水及び浄水からｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑを検出。 感染症患者なし。
		東京都 八王子市	専用水道	塩素消毒のみ	紫外線照射設備の設置	原水からｼﾞｱﾙｼﾞｱを検出。 感染症患者なし。
		岐阜県	専用水道	急速ろ過	濁度管理強化、危機管理マニュアル作成	原水からｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑを検出。感染症患者なし。

年度	件数	都道府県 市町村	種別	浄水処理	長期的対応	備考
H26	4	北海道 島牧村	簡易水道	塩素消毒のみ	膜ろ過施設設置	原水及び浄水からｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑを検出。 感染症患者なし。
		岐阜県	専用水道	急速ろ過	濁度管理強化	原水からｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ及びｼﾞｱﾙｼﾞｱを検出。 感染症患者なし。
		長野県 伊那市	簡易水道	塩素消毒のみ	紫外線照射設備の設置	原水からｼﾞｱﾙｼﾞｱを検出。 感染症患者なし。
		長野県 辰野町	飲料水 供給施設	塩素消毒のみ	飲料水供給施設の統合	原水からｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑを検出。 感染症患者なし。
H27	0	該当なし				
H28	4	長野県 箕輪町	簡易水道	塩素消毒のみ	紫外線照射設備の設置	原水からｼﾞｱﾙｼﾞｱを検出。 感染症患者なし。
		長野県 辰野町	簡易水道	塩素消毒のみ	膜ろ過施設の設置	原水からｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑを検出。 感染症患者なし。
		千葉県 千葉市	専用水道	沈砂、塩素消毒	紫外線照射設備の設置	原水からｼﾞｱﾙｼﾞｱを検出。 感染症患者なし。
		愛媛県 大洲市	簡易水道	緩速ろ過	濁度管理強化、 高感度濁度計を設置	原水からｼﾞｱﾙｼﾞｱを検出。 感染症患者なし。
H29	1	鹿児島県 長島町	簡易水道	塩素消毒のみ	紫外線照射設備の設置	原水からｼﾞｱﾙｼﾞｱを検出。 感染症患者なし。
H30	1	山形県 村山市	上水道	塩素消毒のみ	水源の切り替え	原水からｼﾞｱﾙｼﾞｱを検出 感染症患者なし。
R1	0	該当なし				
R2	1	長野県 長野市	上水道	塩素消毒のみ	水源の切り替え	原水及び浄水からｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ及びｼﾞｱﾙｼﾞｱを検出。感染症患者なし。
R3	0	該当なし				
R4	0	該当なし				
計	40					

※原水からクリプトスポリジウム等が検出された場合で「対策指針」に基づく対策が講じられていない施設の事例を含む。

3-3. 貯水槽水道及び飲用井戸に係る衛生管理状況調査

貯水槽水道及び飲用井戸に係る衛生管理状況調査結果を表 3-9～表 3-19、図 3-7～図 3-12 に示す。

表 3-9　簡易専用水道、小規模貯水槽水道の検査における不適合内容

簡易専用水道の検査における不適合内容

			令和3
施設数			207,498
検査実施施設数			161,348
施設の外観検査		**水槽の周囲の状態**	**4,459**
	受水槽	受水槽本体の状態	6,009
		受水槽上部の状態	2,595
		受水槽内部の状態	4,399
		マンホールの状態	7,752
		オーバーフロー管の状態	2,915
		通気管の状態	3,869
		水抜き管の状態	3,458
		計	**30,997**
	高置水槽	高置水槽本体の状態	3,005
		高置水槽上部の状態	673
		高置水槽内部の状態	2,584
		マンホールの状態	4,596
		オーバーフロー管の状態	1,608
		通気管の状態	4,772
		水抜き管の状態	499
		計	**17,737**
	他	**給水管等の状態**	**372**
水質検査		臭気	1
		味	3
		色	4
		色度	38
		濁度(濁りを含む)	29
		残留塩素	163
		計	**238**
書類の整備保存の状況			**10,066**

小規模貯水槽水道の検査における不適合内容

			令和3
施設数			788,501
検査実施施設数			28,555
施設の外観検査		**水槽の周囲の状態**	**621**
	受水槽	受水槽本体の状態	663
		受水槽上部の状態	302
		受水槽内部の状態	1,092
		マンホールの状態	1,521
		オーバーフロー管の状態	612
		通気管の状態	716
		水抜き管の状態	617
		計	**5,523**
	高置水槽	高置水槽本体の状態	310
		高置水槽上部の状態	56
		高置水槽内部の状態	342
		マンホールの状態	727
		オーバーフロー管の状態	258
		通気管の状態	620
		水抜き管の状態	62
		計	**2,375**
	他	**給水管等の状態**	**95**
水質検査		臭気	2
		味	4
		色	2
		色度	6
		濁度(濁りを含む)	2
		残留塩素	141
		計	**157**
書類の整備保存の状況			**2,255**

注：上表の検査指摘施設数は、検査期間から上記23項目についての指摘を受けた施設である。
　割合は、検査実施施設に対する割合（複数回答）

水槽周辺の状態	**4,459**
受水槽	**30,997**
高置水槽	**17,737**
給水管等の状態	**372**
水質検査	**238**
書類の整備・保存の状況	**10,066**
その他	**1,401**
延べ不適合数	**65,270**

水槽周辺の状態	**621**
受水槽	**5,523**
高置水槽	**2,375**
給水管等の状態	**95**
水質検査	**157**
書類の整備・保存の状況	**2,255**
その他	**461**
延べ不適合数	**11,487**

表 3-10　簡易専用水道の設置状況及び検査実施状況

		平成29	平成30	令和元	令和2	令和3
検査対象施設数		207,687	207,368	207,020	206,461	207,498
検査実施施設数		163,408	162,574	162,249	161,878	161,348
	受検率	78.7%	78.4%	78.4%	78.4%	77.8%

表 3-11　簡易専用水道の検査における不適合内容

			平成29	平成30	令和元	令和2	令和3
検査指摘施設数			37,180	37,524	37,320	37,130	36,797
	検査指摘率		22.8%	23.1%	23.0%	22.9%	22.8%
施設の外観検査		水槽の周囲の状態	11.6%	11.8%	11.9%	12.2%	12.1%
	受水槽	受水槽本体の状態	14.0%	14.6%	15.1%	14.1%	16.3%
		受水槽上部の状態	6.8%	6.8%	7.1%	6.8%	7.1%
		受水槽内部の状態	12.4%	12.4%	12.1%	11.7%	12.0%
		マンホールの状態	20.8%	21.1%	21.1%	21.1%	21.1%
		オーバーフロー管の状態	7.8%	8.1%	7.9%	7.9%	7.9%
		通気管の状態	10.7%	10.8%	10.6%	10.7%	10.5%
		水抜き管の状態	9.6%	9.5%	9.9%	9.2%	9.4%
	高置水槽	高置水槽本体の状態	7.7%	8.1%	7.7%	7.9%	8.2%
		高置水槽上部の状態	2.0%	1.8%	1.8%	1.8%	1.8%
		高置水槽内部の状態	7.6%	7.8%	6.7%	6.7%	7.0%
		マンホールの状態	12.9%	13.3%	12.4%	12.2%	12.5%
		オーバーフロー管の状態	4.3%	4.5%	4.2%	4.1%	4.4%
		通気管の状態	12.9%	12.3%	13.0%	12.8%	13.0%
		水抜き管の状態	1.5%	1.5%	1.6%	1.4%	1.4%
	他	給水管等の状態	1.0%	1.2%	1.2%	1.3%	1.0%
水質検査		臭気	0.03%	0.05%	0.03%	0.07%	0.00%
		味	0.02%	0.02%	0.01%	0.02%	0.01%
		色	0.01%	0.22%	0.01%	0.02%	0.01%
		色度	0.24%	0.08%	0.05%	0.23%	0.10%
		濁度(濁りを含む)	0.23%	0.69%	0.02%	0.13%	0.08%
		残留塩素	0.5%	0.5%	0.4%	0.7%	0.4%
書類の整備保存の状況			26.9%	29.2%	27.9%	28.0%	27.4%

※1：上表の検査指摘施設数は、検査機関から上記 23 項目についての指摘を受けた施設である。

※2：検査指摘率は、検査実施施設数に対する検査指摘施設数の割合

検査項目別の指摘率は、検査指摘施設数に対する割合（複数回答あり）

表 3-12　簡易専用水道の検査において「特に衛生上問題があった」ために報告された内容

			平成29	平成30	令和元	令和2	令和3
報告施設数			1,261	1,545	1,134	1,121	1,271
	報告率		0.8%	1.0%	0.7%	0.7%	0.8%
施設の外観検査		水槽の周囲の状態	7.9%	7.1%	6.4%	6.4%	6.2%
	受水槽	受水槽本体の状態	22.0%	15.2%	18.0%	18.4%	15.9%
		受水槽上部の状態	7.2%	4.3%	7.0%	4.5%	4.7%
		受水槽内部の状態	34.0%	33.2%	34.6%	33.1%	29.4%
		マンホールの状態	20.6%	16.2%	16.4%	19.5%	15.5%
		オーバーフロー管の状態	5.7%	3.8%	4.3%	4.0%	3.9%
		通気管の状態	10.0%	6.8%	9.0%	6.6%	6.7%
		水抜き管の状態	6.7%	2.5%	4.1%	4.2%	3.2%
	高置水槽	高置水槽本体の状態	11.3%	10.4%	9.8%	8.9%	6.7%
		高置水槽上部の状態	2.6%	1.3%	1.1%	0.6%	1.3%
		高置水槽内部の状態	18.1%	14.7%	17.7%	15.5%	14.8%
		マンホールの状態	13.0%	13.0%	11.1%	11.3%	10.4%
		オーバーフロー管の状態	3.4%	2.1%	4.5%	3.3%	2.4%
		通気管の状態	9.8%	7.8%	9.9%	7.9%	9.4%
		水抜き管の状態	1.0%	0.3%	0.5%	0.4%	0.2%
	他	給水管等の状態	2.2%	1.3%	1.3%	1.8%	1.6%
水質検査		臭気	0.1%	0.3%	0.1%	0.2%	0.2%
		味	0.0%	0.1%	0.1%	0.3%	0.2%
		色	0.2%	0.3%	0.3%	0.2%	0.2%
		色度	0.8%	0.6%	0.7%	1.0%	0.2%
		濁度(濁りを含む)	0.2%	0.2%	0.4%	0.4%	0.2%
		残留塩素	9.0%	6.9%	8.7%	14.2%	7.6%
書類の整備保存の状況			22.4%	15.7%	14.1%	16.1%	10.7%

表 3-13　簡易専用水道の検査において「特に衛生上問題があった」ために報告された内容

		平成29	平成30	令和元	令和2	令和3
報告施設数		1,261	1,545	1,134	1,121	1,271
	報告率	0.8%	1.0%	0.7%	0.7%	0.8%
内訳	汚水槽その他排水設備から水槽に汚水若しくは排水が流入し、又はそのおそれがある場合	10.8%	9.4%	7.1%	10.9%	11.8%
	水槽内に動物等の死骸がある場合	4.3%	4.6%	3.6%	3.6%	3.4%
	給水栓における水質の検査において、異常が認められる場合	7.9%	13.0%	9.0%	15.6%	9.0%
	水槽の上部が清潔に保たれず、又はマンホール面が槽上面から衛生上有効に立ち上がっていないため、汚水等が水槽に流入するおそれがある場合	6.3%	3.9%	3.5%	3.5%	4.3%
	マンホール、通気管等が著しく破損し、又は汚水若しくは雨水が水槽に流入するおそれがある場合	41.5%	37.8%	44.5%	39.1%	44.2%
	その他検査者が水の供給について特に衛生上問題があると認める場合	29.3%	31.3%	32.2%	27.4%	27.3%

表 3-14　簡易専用水道における行政立入検査・指導数（令和 3 年度）

	立入検査件数	改善指導件数		
		口頭指導	文書指導	改善命令
都道府県(以下を除く)	171	66	51	3
保健所設置市を除く市	281	180	132	10
保健所設置市	2,014	503	462	0
特別区	49	14	9	0
合計	2,515	763	654	13

表 3-15　簡易専用水道の設置状況及び検査（令和 3 年度）

（都道府県（町村のみ））

	検査対象施設数	検査実施施設数	受検率（%）
北海道	595	302	50.8
青森県	188	168	89.4
岩手県	230	224	97.4
宮城県	527	408	77.4
秋田県	73	69	94.5
山形県	97	97	100.0
福島県	507	285	56.2
茨城県	389	255	65.6
栃木県	299	205	68.6
群馬県	364	236	64.8
埼玉県	652	514	78.8
千葉県	258	32	12.4
東京都	2,717	2,709	99.7
神奈川県	771	595	77.2
新潟県	167	117	70.1
富山県	35	29	82.9
石川県	127	97	76.4
福井県	30	30	100.0
山梨県	181	86	47.5
長野県	367	323	88.0
岐阜県	209	191	91.4
静岡県	465	371	79.8
愛知県	518	362	69.9
三重県	136	54	39.7
滋賀県	98	61	62.2
京都府	220	198	90.0
大阪府	229	187	81.7
兵庫県	299	256	85.6
奈良県	383	209	54.6
和歌山県	190	187	98.4
鳥取県	78	72	92.3
島根県	50	45	90.0
岡山県	106	101	95.3
広島県	230	216	93.9
山口県	244	203	83.2
徳島県	242	115	47.5
香川県	220	181	82.3
愛媛県	128	88	68.8
高知県	73	72	98.6
福岡県	533	412	77.3
佐賀県	157	142	90.4
長崎県	132	114	86.4
熊本県	156	115	73.7
大分県	40	37	92.5
宮崎県	121	93	76.9
鹿児島県	120	118	98.3
沖縄県	691	530	76.7
合計	14,642	11,511	78.6

（保健所設置市）

	検査対象施設数	検査実施施設数	受検率（%）
札幌市	3,191	2,581	80.9
函館市	452	344	76.1
小樽市	229	208	90.8
旭川市	439	287	65.4
青森市	447	367	82.1
八戸市	233	229	98.3
盛岡市	799	589	73.7
仙台市	3,784	3,299	87.2
秋田市	516	418	81.0
山形市	456	347	76.1
福島市	530	422	79.6
郡山市	732	568	77.6
いわき市	466	398	85.4
水戸市	531	424	79.8
宇都宮市	1,211	780	64.4
前橋市	584	378	64.7
高崎市	615	389	63.3
さいたま市	2,747	1,922	70.0
川越市	900	596	66.2
越谷市	472	304	64.4
川口市	1,468	1,131	77.0
千葉市	1,594	1,234	77.4
船橋市	1,055	779	73.8
柏市	594	522	87.9
八王子市	693	621	89.6
町田市	437	402	92.0
横浜市	6,146	5,521	89.8
川崎市	2,560	2,297	89.7
相模原市	1,119	731	65.3
横須賀市	474	389	82.1
藤沢市	834	696	83.5
茅ヶ崎市	264	234	88.6
新潟市	1,503	1,401	93.2
富山市	498	425	85.3
金沢市	560	520	92.9
福井市	241	225	93.4
甲府市	494	448	90.7
長野市	504	436	86.5
松本市	327	286	87.5
岐阜市	435	347	79.8
静岡市	1,782	1,352	75.9
浜松市	1,061	951	89.6
名古屋市	5,193	4,408	84.9
豊橋市	587	456	77.7
岡崎市	679	414	61.0
一宮市	342	297	86.8
豊田市	622	492	79.1
四日市市	279	201	72.0
大津市	734	516	70.3
京都市	3,657	3,135	85.7
大阪市	7,490	5,841	78.0
堺市	1,254	1,062	84.7
豊中市	733	579	79.0
吹田市	732	605	82.7
高槻市	263	257	97.7
枚方市	777	617	79.4
八尾市	379	304	80.2
寝屋川市	364	308	84.6
東大阪市	881	711	80.7
神戸市	2,511	2,045	81.4
姫路市	1,195	1,131	94.6
尼崎市	1,098	648	59.0
明石市	707	520	73.6
西宮市	1,382	1,159	83.9
奈良市	673	601	89.3
和歌山市	683	606	88.7
鳥取市	378	348	92.1
松江市	418	327	78.2
岡山市	1,218	1,085	89.1
倉敷市	520	478	91.9
広島市	2,458	2,161	87.9
呉市	423	375	88.7
福山市	676	460	68.0
下関市	461	380	82.4
高松市	936	866	92.5
松山市	1,176	613	52.1
高知市	719	499	69.4
北九州市	2,281	1,788	78.4
福岡市	4,207	3,901	92.7
久留米市	356	206	57.9
長崎市	849	681	80.2
佐世保市	571	329	57.6
熊本市	1,263	297	23.5
大分市	907	825	91.0
宮崎市	682	441	64.7
鹿児島市	1,008	756	75.0
那覇市	1,347	912	67.7
合計	100,046	80,439	80.4

都道府県	市名	検査対象施設数	検査実施施設数	受検率(%)
北海道	北斗市	35	32	91.4
北海道	江別市	119	98	82.4
北海道	石狩市	56	0	0.0
北海道	千歳市	147	118	80.3
北海道	恵庭市	74	74	100.0
北海道	北広島市	67	42	62.7
北海道	岩見沢市	69	69	100.0
北海道	三笠市	8	8	100.0
北海道	美唄市	24	8	33.3
北海道	夕張市	9	9	100.0
北海道	歌志内市	5	3	60.0
北海道	砂川市	18	5	27.8
北海道	滝川市	47	45	95.7
北海道	芦別市	10	10	100.0
北海道	赤平市	12	4	33.3
北海道	深川市	14	14	100.0
北海道	室蘭市	91	89	97.8
北海道	登別市	58	58	100.0
北海道	伊達市	8	8	100.0
北海道	苫小牧市	240	180	75.0
北海道	士別市	16	16	100.0
北海道	名寄市	26	0	0.0
北海道	富良野市	32	6	18.8
北海道	稚内市	67	14	20.9
北海道	北見市	62	62	100.0
北海道	網走市	41	38	92.7
北海道	紋別市	24	23	95.8
北海道	帯広市	105	104	99.0
北海道	釧路市	168	163	97.0
北海道	根室市	25	17	68.0
北海道	留萌市	34	34	100.0
青森県	弘前市	214	190	88.8
青森県	黒石市	13	13	100.0
青森県	五所川原市	27	26	96.3
青森県	十和田市	51	50	98.0
青森県	三沢市	38	36	94.7
青森県	むつ市	38	38	100.0
青森県	つがる市	10	10	100.0
青森県	平川市	12	12	100.0
岩手県	宮古市	63	38	60.3
岩手県	大船渡市	79	79	100.0
岩手県	久慈市	33	33	100.0
岩手県	遠野市	28	28	100.0
岩手県	陸前高田市	30	25	83.3
岩手県	釜石市	47	47	100.0
岩手県	二戸市	32	29	90.6
岩手県	八幡平市	32	32	100.0
岩手県	奥州市	132	124	93.9
岩手県	滝沢市	45	41	91.1
岩手県	一関市	171	117	68.4
岩手県	花巻市	131	90	68.7
岩手県	北上市	127	119	93.7
宮城県	多賀城市	152	100	65.8
宮城県	富谷市	54	49	90.7
宮城県	栗原市	95	71	74.7
宮城県	登米市	74	53	71.6
宮城県	岩沼市	83	42	50.6
宮城県	大崎市	196	112	57.1
宮城県	気仙沼市	140	94	67.1
宮城県	白石市	33	24	72.7
宮城県	角田市	36	29	80.6
宮城県	名取市	167	112	67.1
宮城県	塩竈市	82	55	67.1
宮城県	石巻市	226	126	55.8
宮城県	東松島市	37	34	91.9
秋田県	鹿角市	33	29	87.9
秋田県	大館市	83	83	100.0
秋田県	北秋田市	26	25	96.2
秋田県	能代市	62	62	100.0
秋田県	男鹿市	48	29	60.4

都道府県	市名	検査対象施設数	検査実施施設数	受検率(%)
秋田県	潟上市	19	15	78.9
秋田県	由利本荘市	70	66	94.3
秋田県	にかほ市	26	17	65.4
秋田県	大仙市	58	51	87.9
秋田県	仙北市	31	24	77.4
秋田県	横手市	80	69	86.3
秋田県	湯沢市	40	38	95.0
山形県	寒河江市	42	31	73.8
山形県	鶴岡市	117	87	74.4
山形県	酒田市	129	129	100.0
山形県	新庄市	68	34	50.0
山形県	村山市	11	11	100.0
山形県	天童市	91	61	67.0
山形県	東根市	59	12	20.3
山形県	米沢市	146	107	73.3
山形県	上山市	36	35	97.2
山形県	長井市	24	24	100.0
山形県	尾花沢市	0	0	-
山形県	南陽市	24	22	91.7
福島県	二本松市	74	45	60.8
福島県	伊達市	46	36	78.3
福島県	本宮市	49	32	65.3
福島県	須賀川市	86	61	70.9
福島県	田村市	18	15	83.3
福島県	白河市	73	52	71.2
福島県	会津若松市	286	196	68.5
福島県	喜多方市	45	24	53.3
福島県	相馬市	48	29	60.4
福島県	南相馬市	123	56	45.5
茨城県	日立市	145	117	80.7
茨城県	土浦市	258	168	65.1
茨城県	古河市	144	107	74.3
茨城県	石岡市	63	61	96.8
茨城県	結城市	67	36	53.7
茨城県	龍ケ崎市	98	61	62.2
茨城県	下妻市	48	31	64.6
茨城県	常総市	71	44	62.0
茨城県	常陸太田市	66	39	59.1
茨城県	高萩市	43	35	81.4
茨城県	北茨城市	57	38	66.7
茨城県	笠間市	102	60	58.8
茨城県	取手市	119	105	88.2
茨城県	牛久市	67	56	83.6
茨城県	つくば市	419	296	70.6
茨城県	ひたちなか市	226	170	75.2
茨城県	鹿嶋市	74	53	71.6
茨城県	潮来市	29	29	100.0
茨城県	守谷市	59	54	91.5
茨城県	常陸大宮市	52	47	90.4
茨城県	那珂市	53	42	79.2
茨城県	筑西市	80	57	71.3
茨城県	坂東市	54	39	72.2
茨城県	稲敷市	46	27	58.7
茨城県	かすみがうら市	49	25	51.0
茨城県	桜川市	35	28	80.0
茨城県	神栖市	144	86	59.7
茨城県	行方市	28	26	92.9
茨城県	鉾田市	28	28	100.0
茨城県	つくばみらい市	60	36	60.0
茨城県	小美玉市	39	31	79.5
栃木県	足利市	185	115	62.2
栃木県	栃木市	199	127	63.8
栃木県	佐野市	194	102	52.6
栃木県	鹿沼市	108	69	63.9
栃木県	日光市	214	104	48.6
栃木県	小山市	220	126	57.3
栃木県	真岡市	83	59	71.1
栃木県	大田原市	99	68	68.7
栃木県	矢板市	53	31	58.5
栃木県	那須塩原市	243	140	57.6

都道府県	市名	検査対象施設数	検査実施施設数	受検率(%)
栃木県	さくら市	58	30	51.7
栃木県	那須烏山市	26	15	57.7
栃木県	下野市	82	59	72.0
群馬県	渋川市	107	94	87.9
群馬県	伊勢崎市	231	161	69.7
群馬県	安中市	83	66	79.5
群馬県	藤岡市	49	49	100.0
群馬県	富岡市	85	60	70.6
群馬県	沼田市	51	46	90.2
群馬県	太田市	239	218	91.2
群馬県	館林市	74	60	81.1
群馬県	桐生市	79	76	96.2
群馬県	みどり市	46	46	100.0
埼玉県	熊谷市	366	289	79.0
埼玉県	行田市	85	61	71.8
埼玉県	秩父市	70	62	88.6
埼玉県	所沢市	576	462	80.2
埼玉県	飯能市	156	123	78.8
埼玉県	加須市	127	94	74.0
埼玉県	本庄市	131	84	64.1
埼玉県	東松山市	148	100	67.6
埼玉県	春日部市	334	257	76.9
埼玉県	狭山市	307	183	59.6
埼玉県	羽生市	82	57	69.5
埼玉県	鴻巣市	152	129	84.9
埼玉県	深谷市	224	125	55.8
埼玉県	上尾市	329	215	65.3
埼玉県	草加市	405	327	80.7
埼玉県	蕨市	241	139	57.7
埼玉県	戸田市	405	336	83.0
埼玉県	入間市	282	211	74.8
埼玉県	朝霞市	383	291	76.0
埼玉県	志木市	163	87	53.4
埼玉県	和光市	244	181	74.2
埼玉県	新座市	313	214	68.4
埼玉県	桶川市	103	82	79.6
埼玉県	久喜市	218	162	74.3
埼玉県	北本市	108	78	72.2
埼玉県	八潮市	129	82	63.6
埼玉県	富士見市	193	147	76.2
埼玉県	三郷市	185	154	83.2
埼玉県	蓮田市	64	45	70.3
埼玉県	坂戸市	173	146	84.4
埼玉県	幸手市	67	59	88.1
埼玉県	鶴ヶ島市	155	122	78.7
埼玉県	日高市	58	53	91.4
埼玉県	吉川市	98	73	74.5
埼玉県	ふじみ野市	248	165	66.5
埼玉県	白岡市	63	52	82.5
千葉県	習志野市	331	282	85.2
千葉県	八千代市	177	151	85.3
千葉県	鎌ケ谷市	81	61	75.3
千葉県	市川市	713	507	71.1
千葉県	浦安市	285	198	69.5
千葉県	松戸市	759	508	66.9
千葉県	流山市	270	159	58.9
千葉県	我孫子市	176	132	75.0
千葉県	野田市	164	144	87.8
千葉県	佐倉市	307	196	63.8
千葉県	四街道市	83	73	88.0
千葉県	八街市	31	31	100.0
千葉県	印西市	109	67	61.5
千葉県	白井市	46	37	80.4
千葉県	成田市	211	165	78.2
千葉県	富里市	47	38	80.9
千葉県	香取市	74	47	63.5
千葉県	銚子市	50	42	84.0
千葉県	旭市	41	41	100.0
千葉県	匝瑳市	32	30	93.8
千葉県	東金市	56	48	85.7

都道府県	市名	検査対象施設数	検査実施施設数	受検率(%)
千葉県	山武市	43	39	90.7
千葉県	大網白里市	33	33	100.0
千葉県	茂原市	110	101	91.8
千葉県	勝浦市	31	31	100.0
千葉県	いすみ市	38	35	92.1
千葉県	館山市	79	62	78.5
千葉県	南房総市	53	42	79.2
千葉県	鴨川市	77	66	85.7
千葉県	君津市	100	86	86.0
千葉県	袖ケ浦市	63	60	95.2
千葉県	富津市	58	53	91.4
千葉県	木更津市	146	134	91.8
千葉県	市原市	282	193	68.4
東京都	青梅市	183	173	94.5
東京都	羽村市	96	89	92.7
東京都	福生市	66	62	93.9
東京都	あきる野市	51	49	96.1
東京都	日野市	161	155	96.3
東京都	稲城市	81	80	98.8
東京都	多摩市	171	162	94.7
東京都	立川市	341	319	93.5
東京都	昭島市	155	149	96.1
東京都	国分寺市	132	128	97.0
東京都	国立市	106	98	92.5
東京都	武蔵村山市	36	35	97.2
東京都	東大和市	77	75	97.4
東京都	府中市	375	372	99.2
東京都	調布市	355	340	95.8
東京都	狛江市	62	59	95.2
東京都	武蔵野市	293	290	99.0
東京都	三鷹市	255	246	96.5
東京都	小金井市	140	133	95.0
東京都	小平市	201	194	96.5
東京都	東村山市	184	173	94.0
東京都	清瀬市	92	89	96.7
東京都	西東京市	239	228	95.4
東京都	東久留米市	136	130	95.6
神奈川県	平塚市	463	358	77.3
神奈川県	鎌倉市	252	141	56.0
神奈川県	逗子市	90	77	85.6
神奈川県	小田原市	287	265	92.3
神奈川県	三浦市	72	44	61.1
神奈川県	秦野市	249	164	65.9
神奈川県	伊勢原市	147	111	75.5
神奈川県	厚木市	428	377	88.1
神奈川県	海老名市	256	186	72.7
神奈川県	座間市	254	199	78.3
神奈川県	大和市	439	360	82.0
神奈川県	綾瀬市	121	113	93.4
神奈川県	南足柄市	43	42	97.7
新潟県	村上市	74	57	77.0
新潟県	新発田市	172	99	57.6
新潟県	阿賀野市	44	23	52.3
新潟県	胎内市	51	25	49.0
新潟県	五泉市	40	36	90.0
新潟県	三条市	118	88	74.6
新潟県	燕市	71	64	90.1
新潟県	加茂市	28	25	89.3
新潟県	長岡市	408	311	76.2
新潟県	見附市	29	28	96.6
新潟県	小千谷市	34	29	85.3
新潟県	魚沼市	40	30	75.0
新潟県	南魚沼市	65	51	78.5
新潟県	十日町市	80	28	35.0
新潟県	柏崎市	119	96	80.7
新潟県	上越市	190	168	88.4
新潟県	妙高市	93	48	51.6
新潟県	糸魚川市	41	32	78.0
新潟県	佐渡市	80	59	73.8
富山県	射水市	117	98	83.8

都道府県	市名	検査対象施設数	検査実施施設数	受検率(%)
富山県	砺波市	47	36	76.6
富山県	南砺市	51	48	94.1
富山県	氷見市	40	36	90.0
富山県	黒部市	22	21	95.5
富山県	滑川市	29	29	100.0
富山県	高岡市	128	106	82.8
富山県	小矢部市	17	17	100.0
富山県	魚津市	32	32	100.0
石川県	七尾市	75	46	61.3
石川県	小松市	126	86	68.3
石川県	輪島市	21	13	61.9
石川県	珠洲市	12	8	66.7
石川県	加賀市	117	60	51.3
石川県	羽咋市	14	13	92.9
石川県	かほく市	9	9	100.0
石川県	白山市	50	43	86.0
石川県	能美市	43	32	74.4
石川県	野々市市	54	46	85.2
福井県	敦賀市	95	48	50.5
福井県	小浜市	26	26	100.0
福井県	大野市	10	9	90.0
福井県	勝山市	11	11	100.0
福井県	鯖江市	75	32	42.7
福井県	あわら市	53	36	67.9
福井県	越前市	51	0	0.0
福井県	坂井市	19	19	100.0
山梨県	甲斐市	81	39	48.1
山梨県	中央市	15	5	33.3
山梨県	韮崎市	48	48	100.0
山梨県	南アルプス市	75	55	73.3
山梨県	北杜市	125	63	50.4
山梨県	山梨市	44	21	47.7
山梨県	笛吹市	89	61	68.5
山梨県	甲州市	35	35	100.0
山梨県	富士吉田市	83	42	50.6
山梨県	都留市	66	40	60.6
山梨県	大月市	41	27	65.9
山梨県	上野原市	31	19	61.3
長野県	小諸市	54	0	0.0
長野県	佐久市	97	97	100.0
長野県	上田市	187	138	73.8
長野県	東御市	42	28	66.7
長野県	岡谷市	58	58	100.0
長野県	諏訪市	80	69	86.3
長野県	茅野市	77	46	59.7
長野県	伊那市	52	49	94.2
長野県	駒ヶ根市	15	15	100.0
長野県	飯田市	68	44	64.7
長野県	塩尻市	67	59	88.1
長野県	安曇野市	69	47	68.1
長野県	大町市	20	15	75.0
長野県	須坂市	60	32	53.3
長野県	千曲市	43	41	95.3
長野県	中野市	24	24	100.0
長野県	飯山市	17	17	100.0
岐阜県	大垣市	139	131	94.2
岐阜県	高山市	105	83	79.0
岐阜県	多治見市	159	125	78.6
岐阜県	関市	83	83	100.0
岐阜県	中津川市	78	71	91.0
岐阜県	美濃市	23	19	82.6
岐阜県	瑞浪市	40	34	85.0
岐阜県	羽島市	40	33	82.5
岐阜県	恵那市	66	55	83.3
岐阜県	美濃加茂市	53	48	90.6
岐阜県	土岐市	53	50	94.3
岐阜県	各務原市	124	124	100.0
岐阜県	可児市	96	87	90.6
岐阜県	山県市	10	10	100.0
岐阜県	瑞穂市	29	29	100.0

都道府県	市名	検査対象施設数	検査実施施設数	受検率(%)
岐阜県	飛騨市	30	23	76.7
岐阜県	本巣市	25	21	84.0
岐阜県	郡上市	29	28	96.6
岐阜県	下呂市	41	35	85.4
岐阜県	海津市	24	19	79.2
静岡県	沼津市	493	354	71.8
静岡県	熱海市	256	223	87.1
静岡県	三島市	270	185	68.5
静岡県	富士宮市	192	102	53.1
静岡県	伊東市	150	96	64.0
静岡県	島田市	106	74	69.8
静岡県	富士市	277	277	100.0
静岡県	磐田市	207	165	79.7
静岡県	焼津市	216	158	73.1
静岡県	掛川市	204	128	62.7
静岡県	藤枝市	195	150	76.9
静岡県	御殿場市	189	127	67.2
静岡県	袋井市	142	96	67.6
静岡県	下田市	63	36	57.1
静岡県	裾野市	77	61	79.2
静岡県	湖西市	125	68	54.4
静岡県	伊豆市	67	41	61.2
静岡県	御前崎市	51	47	92.2
静岡県	菊川市	108	56	51.9
静岡県	伊豆の国市	90	61	67.8
静岡県	牧之原市	68	54	79.4
愛知県	瀬戸市	207	166	80.2
愛知県	半田市	158	157	99.4
愛知県	春日井市	477	325	68.1
愛知県	豊川市	315	136	43.2
愛知県	津島市	83	70	84.3
愛知県	碧南市	84	49	58.3
愛知県	刈谷市	364	228	62.6
愛知県	安城市	507	384	75.7
愛知県	西尾市	140	99	70.7
愛知県	蒲郡市	120	74	61.7
愛知県	犬山市	99	81	81.8
愛知県	常滑市	106	60	56.6
愛知県	江南市	98	98	100.0
愛知県	小牧市	322	244	75.8
愛知県	稲沢市	179	140	78.2
愛知県	新城市	47	47	100.0
愛知県	東海市	187	159	85.0
愛知県	大府市	179	149	83.2
愛知県	知多市	86	61	70.9
愛知県	知立市	111	89	80.2
愛知県	尾張旭市	138	134	97.1
愛知県	高浜市	61	44	72.1
愛知県	岩倉市	72	20	27.8
愛知県	豊明市	110	88	80.0
愛知県	日進市	171	127	74.3
愛知県	田原市	72	62	86.1
愛知県	愛西市	52	35	67.3
愛知県	清須市	58	58	100.0
愛知県	北名古屋市	76	72	94.7
愛知県	弥富市	71	41	57.7
愛知県	みよし市	78	68	87.2
愛知県	あま市	62	59	95.2
愛知県	長久手市	82	77	93.9
三重県	桑名市	260	78	30.0
三重県	鳥羽市	67	31	46.3
三重県	津市	488	259	53.1
三重県	伊賀市	117	25	21.4
三重県	熊野市	15	0	0.0
三重県	松阪市	171	134	78.4
三重県	伊勢市	119	0	0.0
三重県	いなべ市	27	0	0.0
三重県	鈴鹿市	231	196	84.8
三重県	尾鷲市	13	13	100.0
三重県	亀山市	0	0	-

都道府県	市名	検査対象施設数	検査実施施設数	受検率(%)
三重県	名張市	85	43	50.6
三重県	志摩市	103	53	51.5
滋賀県	彦根市	201	161	80.1
滋賀県	長浜市	125	87	69.6
滋賀県	近江八幡市	168	83	49.4
滋賀県	草津市	469	315	67.2
滋賀県	守山市	129	112	86.8
滋賀県	栗東市	202	95	47.0
滋賀県	甲賀市	128	81	63.3
滋賀県	野洲市	101	78	77.2
滋賀県	湖南市	113	57	50.4
滋賀県	高島市	60	40	66.7
滋賀県	東近江市	122	96	78.7
滋賀県	米原市	52	31	59.6
京都府	福知山市	134	57	42.5
京都府	舞鶴市	166	89	53.6
京都府	綾部市	53	39	73.6
京都府	宇治市	418	286	68.4
京都府	宮津市	45	41	91.1
京都府	亀岡市	118	76	64.4
京都府	城陽市	82	75	91.5
京都府	向日市	105	58	55.2
京都府	長岡京市	150	134	89.3
京都府	八幡市	76	57	75.0
京都府	京田辺市	163	138	84.7
京都府	京丹後市	64	43	67.2
京都府	南丹市	59	34	57.6
京都府	木津川市	81	68	84.0
大阪府	池田市	299	165	55.2
大阪府	箕面市	225	163	72.4
大阪府	摂津市	134	111	82.8
大阪府	茨木市	669	371	55.5
大阪府	守口市	273	176	64.5
大阪府	門真市	299	143	47.8
大阪府	交野市	77	69	89.6
大阪府	四條畷市	79	49	62.0
大阪府	大東市	168	106	63.1
大阪府	柏原市	118	88	74.6
大阪府	藤井寺市	92	78	84.8
大阪府	松原市	149	120	80.5
大阪府	羽曳野市	120	99	82.5
大阪府	富田林市	182	138	75.8
大阪府	河内長野市	162	128	79.0
大阪府	大阪狭山市	130	83	63.8
大阪府	高石市	117	105	89.7
大阪府	泉大津市	164	99	60.4
大阪府	和泉市	329	283	86.0
大阪府	岸和田市	307	249	81.1
大阪府	貝塚市	175	130	74.3
大阪府	泉佐野市	566	157	27.7
大阪府	泉南市	77	68	88.3
大阪府	阪南市	49	44	89.8
兵庫県	芦屋市	457	426	93.2
兵庫県	宝塚市	459	433	94.3
兵庫県	三田市	244	225	92.2
兵庫県	伊丹市	361	310	85.9
兵庫県	川西市	266	250	94.0
兵庫県	加古川市	385	294	76.4
兵庫県	高砂市	87	72	82.8
兵庫県	西脇市	53	49	92.5
兵庫県	三木市	96	96	100.0
兵庫県	小野市	80	78	97.5
兵庫県	加西市	77	56	72.7
兵庫県	加東市	96	64	66.7
兵庫県	たつの市	86	77	89.5
兵庫県	宍粟市	15	15	100.0
兵庫県	相生市	58	54	93.1
兵庫県	赤穂市	76	76	100.0
兵庫県	豊岡市	130	71	54.6
兵庫県	養父市	29	19	65.5

都道府県	市名	検査対象施設数	検査実施施設数	受検率(%)
兵庫県	朝来市	17	17	100.0
兵庫県	丹波篠山市	49	45	91.8
兵庫県	丹波市	54	54	100.0
兵庫県	洲本市	61	49	80.3
兵庫県	淡路市	76	70	92.1
兵庫県	南あわじ市	52	49	94.2
奈良県	大和高田市	109	76	69.7
奈良県	大和郡山市	153	132	86.3
奈良県	天理市	220	222	100.9
奈良県	橿原市	194	147	75.8
奈良県	桜井市	79	66	83.5
奈良県	五條市	31	18	58.1
奈良県	御所市	27	30	111.1
奈良県	生駒市	167	166	99.4
奈良県	香芝市	91	56	61.5
奈良県	葛城市	40	24	60.0
奈良県	宇陀市	27	21	77.8
和歌山県	海南市	48	40	83.3
和歌山県	橋本市	64	42	65.6
和歌山県	有田市	15	14	93.3
和歌山県	御坊市	32	32	100.0
和歌山県	田辺市	74	0	0.0
和歌山県	新宮市	24	24	100.0
和歌山県	紀の川市	37	25	67.6
和歌山県	岩出市	68	68	100.0
鳥取県	米子市	288	266	92.4
鳥取県	倉吉市	68	67	98.5
鳥取県	境港市	0	0	-
島根県	安来市	32	26	81.3
島根県	雲南市	28	23	82.1
島根県	出雲市	212	202	95.3
島根県	大田市	41	28	68.3
島根県	浜田市	99	93	93.9
島根県	江津市	25	23	92.0
島根県	益田市	62	54	87.1
岡山県	津山市	96	87	90.6
岡山県	玉野市	59	56	94.9
岡山県	笠岡市	55	47	85.5
岡山県	井原市	24	23	95.8
岡山県	総社市	46	46	100.0
岡山県	高梁市	33	29	87.9
岡山県	新見市	17	17	100.0
岡山県	備前市	39	38	97.4
岡山県	瀬戸内市	22	20	90.9
岡山県	赤磐市	15	15	100.0
岡山県	真庭市	26	15	57.7
岡山県	美作市	29	25	86.2
岡山県	浅口市	23	21	91.3
広島県	竹原市	39	39	100.0
広島県	三原市	192	140	72.9
広島県	尾道市	210	179	85.2
広島県	府中市	39	31	79.5
広島県	三次市	71	65	91.5
広島県	庄原市	66	42	63.6
広島県	大竹市	33	33	100.0
広島県	東広島市	329	240	72.9
広島県	廿日市市	208	186	89.4
広島県	安芸高田市	28	21	75.0
広島県	江田島市	12	12	100.0
山口県	宇部市	143	103	72.0
山口県	山口市	239	168	70.3
山口県	萩市	38	32	84.2
山口県	防府市	97	70	72.2
山口県	下松市	49	45	91.8
山口県	岩国市	117	92	78.6
山口県	光市	0	0	-
山口県	長門市	24	23	95.8
山口県	柳井市	25	25	100.0
山口県	美祢市	36	16	44.4
山口県	周南市	0	0	-

都道府県	市名	検査対象施設数	検査実施施設数	受検率(%)
山口県	山陽小野田市	47	34	72.3
徳島県	徳島市	714	342	47.9
徳島県	鳴門市	93	42	45.2
徳島県	小松島市	45	18	40.0
徳島県	阿波市	23	19	82.6
徳島県	吉野川市	19	19	100.0
徳島県	阿南市	83	25	30.1
徳島県	美馬市	45	22	48.9
徳島県	三好市	44	23	52.3
香川県	丸亀市	187	137	73.3
香川県	坂出市	103	84	81.6
香川県	善通寺市	47	37	78.7
香川県	観音寺市	66	63	95.5
香川県	さぬき市	70	46	65.7
香川県	東かがわ市	46	39	84.8
香川県	三豊市	50	37	74.0
愛媛県	今治市	214	161	75.2
愛媛県	宇和島市	110	71	64.5
愛媛県	八幡浜市	54	41	75.9
愛媛県	新居浜市	223	174	78.0
愛媛県	西条市	71	52	73.2
愛媛県	大洲市	95	32	33.7
愛媛県	伊予市	50	33	66.0
愛媛県	四国中央市	124	55	44.4
愛媛県	西予市	39	17	43.6
愛媛県	東温市	67	25	37.3
高知県	室戸市	8	8	100.0
高知県	安芸市	16	16	100.0
高知県	南国市	38	38	100.0
高知県	土佐市	38	25	65.8
高知県	須崎市	28	25	89.3
高知県	宿毛市	15	15	100.0
高知県	土佐清水市	26	18	69.2
高知県	四万十市	0	0	-
高知県	香南市	22	17	77.3
高知県	香美市	18	18	100.0
福岡県	直方市	53	41	77.4
福岡県	飯塚市	214	156	72.9
福岡県	柳川市	61	36	59.0
福岡県	嘉麻市	50	50	100.0
福岡県	朝倉市	27	22	81.5
福岡県	筑後市	36	34	94.4
福岡県	大川市	66	40	60.6
福岡県	行橋市	126	62	49.2
福岡県	豊前市	22	21	95.5
福岡県	中間市	55	19	34.5
福岡県	筑紫野市	225	141	62.7
福岡県	大野城市	291	219	75.3
福岡県	太宰府市	62	53	85.5
福岡県	古賀市	104	68	65.4
福岡県	糸島市	129	91	70.5
福岡県	みやま市	33	33	100.0
福岡県	宗像市	86	63	73.3
福岡県	福津市	81	69	85.2
福岡県	田川市	65	45	69.2
福岡県	うきは市	2	1	50.0
福岡県	春日市	315	186	59.0
福岡県	小郡市	47	38	80.9
福岡県	八女市	28	18	64.3
福岡県	大牟田市	135	130	96.3
福岡県	若宮市	0	0	-
福岡県	那珂川市	54	50	92.6
佐賀県	佐賀市	537	361	67.2
佐賀県	唐津市	166	154	92.8
佐賀県	鳥栖市	128	128	100.0
佐賀県	多久市	24	23	95.8
佐賀県	伊万里市	70	62	88.6
佐賀県	武雄市	93	71	76.3
佐賀県	鹿島市	33	33	100.0
佐賀県	小城市	37	31	83.8

都道府県	市名	検査対象施設数	検査実施施設数	受検率(%)
佐賀県	嬉野市	33	21	63.6
佐賀県	神埼市	41	35	85.4
長崎県	島原市	30	28	93.3
長崎県	諫早市	176	124	70.5
長崎県	大村市	122	118	96.7
長崎県	平戸市	40	28	70.0
長崎県	松浦市	33	33	100.0
長崎県	対馬市	41	41	100.0
長崎県	壱岐市	19	12	63.2
長崎県	五島市	32	32	100.0
長崎県	西海市	21	21	100.0
長崎県	雲仙市	31	26	83.9
長崎県	南島原市	12	12	100.0
熊本県	荒尾市	35	35	100.0
熊本県	玉名市	29	29	100.0
熊本県	山鹿市	15	15	100.0
熊本県	菊池市	29	20	69.0
熊本県	宇土市	0	0	-
熊本県	合志市	30	29	96.7
熊本県	阿蘇市	15	15	100.0
熊本県	宇城市	24	1	4.2
熊本県	八代市	38	38	100.0
熊本県	水俣市	20	20	100.0
熊本県	人吉市	73	6	8.2
熊本県	天草市	41	12	29.3
熊本県	上天草市	13	1	7.7
大分県	別府市	374	203	54.3
大分県	中津市	73	66	90.4
大分県	日田市	55	49	89.1
大分県	佐伯市	48	45	93.8
大分県	臼杵市	37	36	97.3
大分県	津久見市	7	7	100.0
大分県	竹田市	17	17	100.0
大分県	豊後高田市	15	15	100.0
大分県	杵築市	8	8	100.0
大分県	宇佐市	34	32	94.1
大分県	豊後大野市	36	19	52.8
大分県	由布市	39	35	89.7
大分県	国東市	25	23	92.0
宮崎県	都城市	94	65	69.1
宮崎県	延岡市	151	81	53.6
宮崎県	日南市	65	29	44.6
宮崎県	小林市	18	15	83.3
宮崎県	日向市	74	46	62.2
宮崎県	串間市	8	8	100.0
宮崎県	西都市	14	9	64.3
宮崎県	えびの市	10	7	70.0
鹿児島県	鹿屋市	72	63	87.5
鹿児島県	枕崎市	11	9	81.8
鹿児島県	阿久根市	22	22	100.0
鹿児島県	出水市	41	36	87.8
鹿児島県	指宿市	38	38	100.0
鹿児島県	西之表市	22	21	95.5
鹿児島県	垂水市	11	11	100.0
鹿児島県	薩摩川内市	116	92	79.3
鹿児島県	日置市	41	36	87.8
鹿児島県	曽於市	12	10	83.3
鹿児島県	霧島市	157	150	95.5
鹿児島県	いちき串木野市	23	23	100.0
鹿児島県	南さつま市	39	38	97.4
鹿児島県	志布志市	23	20	87.0
鹿児島県	奄美市	71	69	97.2
鹿児島県	南九州市	11	11	100.0
鹿児島県	伊佐市	16	15	93.8
鹿児島県	姶良市	43	42	97.7
沖縄県	名護市	150	123	82.0
沖縄県	うるま市	154	142	92.2
沖縄県	豊見城市	104	102	98.1
沖縄県	石垣市	96	95	99.0
沖縄県	浦添市	286	263	92.0

都道府県	市名	検査対象施設数	検査実施施設数	受検率(%)
沖縄県	南城市	61	52	85.2
沖縄県	沖縄市	238	192	80.7
沖縄県	宮古島市	113	99	87.6
沖縄県	宜野湾市	207	194	93.7
沖縄県	糸満市	106	96	90.6
合計		75,830	56,880	75

（特別区）

	検査対象施設数	検査実施施設数	受検率（%）
千代田区	843	348	41.3
中央区	1,345	849	63.1
港区	1,194	1,104	92.5
新宿区	1,534	617	40.2
文京区	501	394	78.6
台東区	530	475	89.6
墨田区	538	194	36.1
江東区	1,023	844	82.5
品川区	1,053	540	51.3
目黒区	338	265	78.4
大田区	784	750	95.7
世田谷区	780	737	94.5
渋谷区	812	759	93.5
中野区	356	216	60.7
杉並区	394	354	89.8
豊島区	678	375	55.3
北区	461	439	95.2
荒川区	269	238	88.5
板橋区	745	690	92.6
練馬区	741	616	83.1
足立区	788	710	90.1
葛飾区	612	460	75.2
江戸川区	661	544	82.3
合計	16,980	12,518	73.7

	検査対象施設数	検査実施施設数	受検率
都道府県	14,642	11,511	78.6
保健所設置市	100,046	80,439	80.4
保健所設置市を除く市	75,830	56,880	75.0
特別区	16,980	12,518	73.7
合計	207,498	161,348	77.8
令和2年度	206,461	162,249	78.4

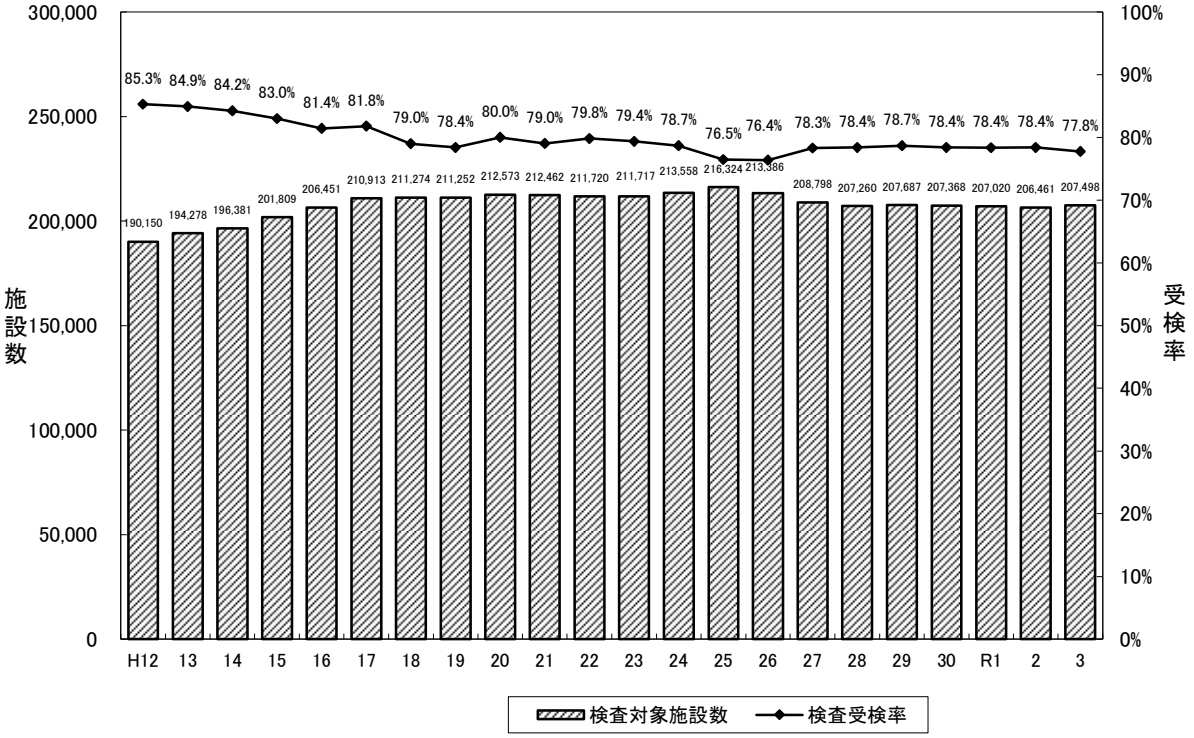

図 3-7　簡易専用水道の検査対象施設数、検査受検率経年変化

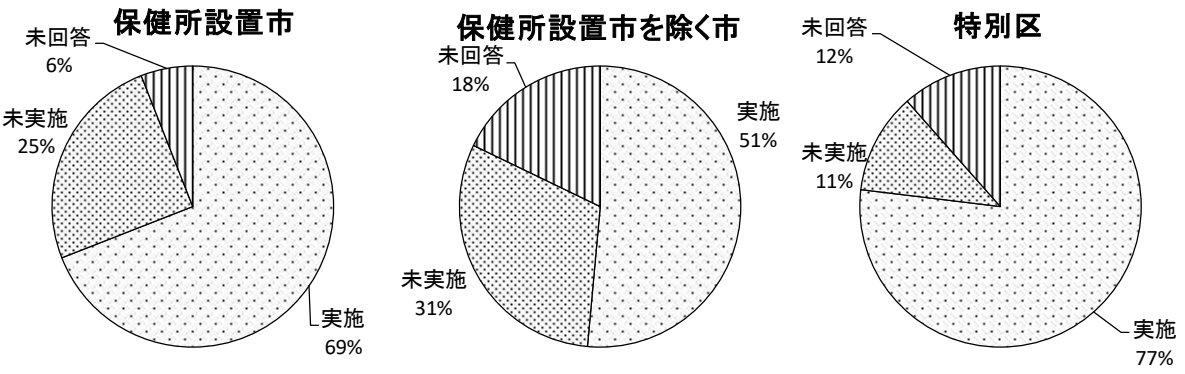

図 3-8　衛生行政担当部局と水道事業者間の簡易専用水道設置情報共有状況

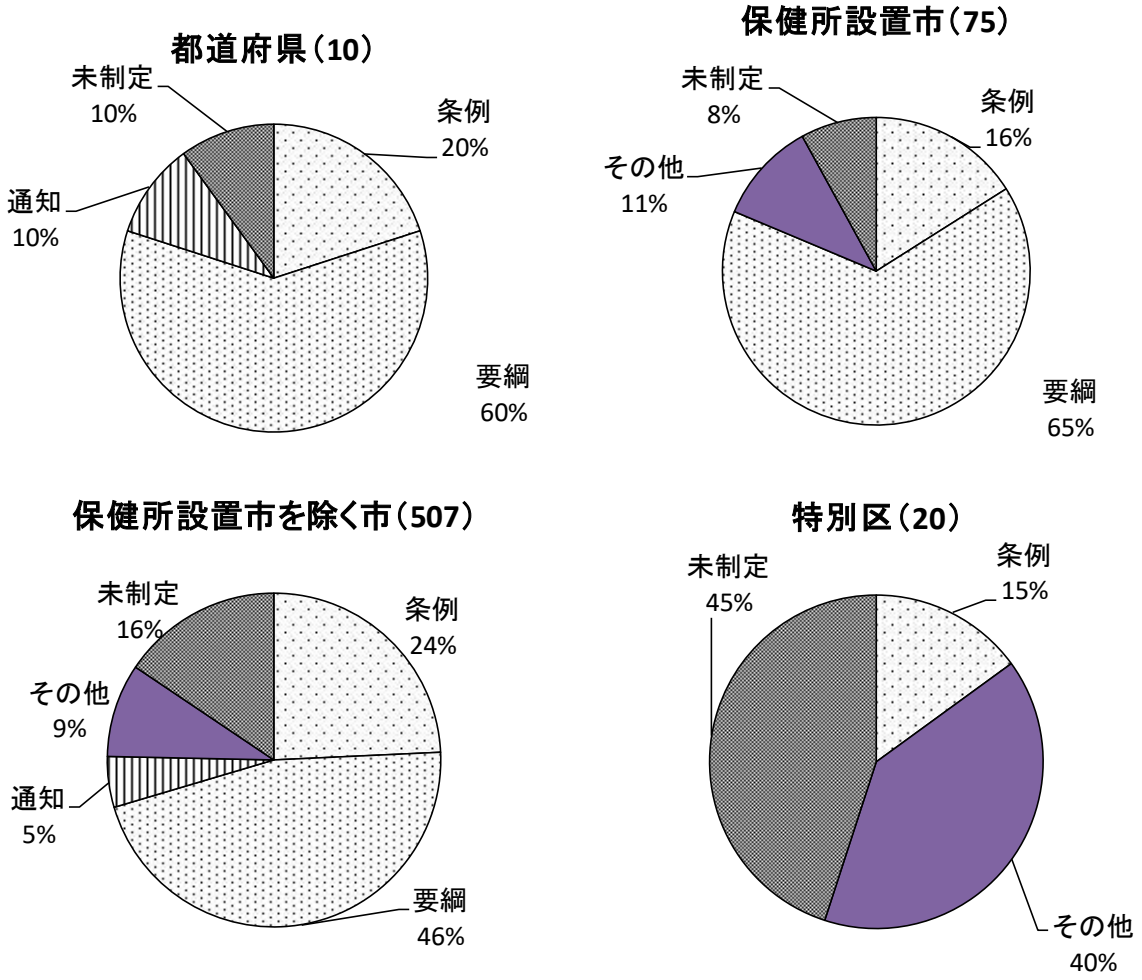

注）未回答分は除く、（）は回答自治体数を示す。

図 3-9　簡易専用水道等の指導監督に関する規定策定状況（令和 3 年度）

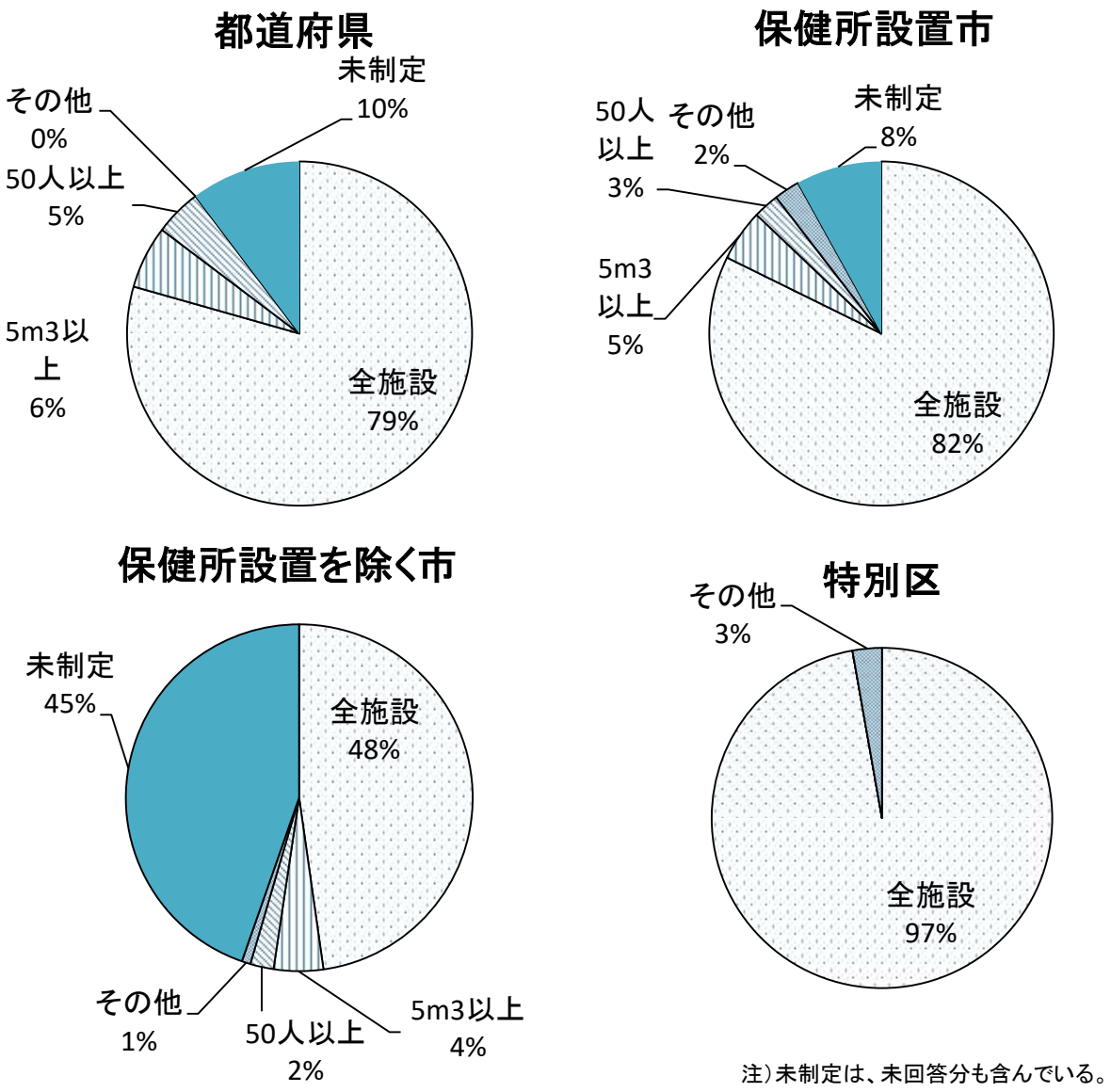

図 3-10　小規模貯水槽に係る条例・要綱等の制定状況

表 3-16　小規模貯水槽水道の設置状況及び検査実施状況

	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3
検査対象施設数	830,762	820,011	807,200	803,115	788,501
検査実施施設数	27,750	27,822	28,081	27,019	28,555
受検率	3.3%	3.4%	3.5%	3.4%	3.6%

表 3-17　小規模貯水槽水道の検査における不適合内容

			平成29	平成30	令和元	令和2	令和3
検査指摘施設数			6,735	6,634	6,893	6,434	6,113
	検査指摘率		24.3%	23.8%	24.5%	23.8%	21.4%
施設の外観検査		水槽の周囲の状態	9.7%	9.6%	8.8%	10.0%	10.2%
	受水槽	受水槽本体の状態	9.2%	8.9%	9.3%	10.4%	10.8%
		受水槽上部の状態	3.8%	4.6%	3.8%	4.8%	4.9%
		受水槽内部の状態	16.0%	17.3%	17.6%	11.0%	17.9%
		マンホールの状態	20.7%	23.2%	21.9%	22.5%	24.9%
		オーバーフロー管の状態	10.9%	11.4%	10.9%	9.8%	10.0%
		通気管の状態	9.5%	9.7%	9.3%	10.6%	11.7%
		水抜き管の状態	8.9%	9.7%	10.1%	9.6%	10.1%
	高置水槽	高置水槽本体の状態	4.0%	5.0%	4.6%	5.2%	5.1%
		高置水槽上部の状態	1.2%	1.4%	1.1%	1.1%	0.9%
		高置水槽内部の状態	5.4%	5.2%	4.9%	5.1%	5.6%
		マンホールの状態	10.6%	11.9%	10.7%	11.9%	11.9%
		オーバーフロー管の状態	4.0%	4.4%	3.9%	4.1%	4.2%
		通気管の状態	7.8%	8.6%	8.3%	9.9%	10.1%
		水抜き管の状態	1.0%	1.2%	1.0%	1.2%	1.0%
	他	給水管等の状態	0.9%	0.9%	1.1%	1.2%	1.6%
水質検査		臭気	0.01%	0.12%	0.01%	0.14%	0.03%
		味	0.01%	0.14%	0.00%	0.09%	0.07%
		色	0.03%	0.11%	0.07%	0.14%	0.03%
		色度	0.4%	0.5%	0.1%	0.2%	0.1%
		濁度(濁りを含む)	0.4%	0.5%	0.1%	0.2%	0.0%
		残留塩素	1.5%	1.4%	2.2%	1.4%	2.3%
書類の整備保存の状況			32.6%	36.3%	35.9%	35.5%	36.9%

表 3-18　小規模貯水槽水道に係る条例・要綱等制定状況

:今年度記載なし(昨年の記載を残している)

:今年度調査で新規に記載されたもの

:記載に変更・相違があった箇所。日付に相違あった場合は新しいものを採用

都道府県	種類	施行日	対象施設
北海道	要領	H1.5.1	全施設
青森県	要領	H26.4.1	5m3超
岩手県	要領	H15.3.31	全施設
宮城県	条例	S50.7.1	5＜V≦10
秋田県	要領	S62.4.1	全施設
山形県	要領	H3.12.1	全施設
	条例		全施設
福島県	条例	S54.10.1	5＜V≦10
	要領	H1.10.1	全施設
茨城県	条例	S56.4.1	5m3超
栃木県	要領	H1.6.5	全施設
群馬県	要領	H23.2.25	10m3以下
埼玉県	－	－	－
千葉県	条例	S55.3.29	50人以上
	条例	S37.6.1	50人以上
東京都	条例	H14.12.25	全施設(専ら一戸の住宅に供給するもの等を除く)
	条例	H7.7.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するもの等を除く)
神奈川県	要綱	H25.4.1	全施設
	要綱	H14.10.18	全施設
	条例	H7.7.1	10m3以下
新潟県	条例	H15.4.1	全施設
	要領	H21.4.1	全施設
富山県	その他	H21.4.1	全施設
石川県	要領	R1.11.1	全施設
	要領	S63.4.1	全施設
福井県	要領	S63.4.1	全施設
山梨県	要綱	S61.8.29	全施設
長野県	－	－	－
岐阜県	要綱		－
静岡県	要領	S55.4.16	全施設
愛知県	要領	S62.4.1	全施設
	要領	H3.4.1	全施設
	条例	S41.7.5	50人以上
三重県	要領	H17.4.1	全施設
滋賀県	要領	H7.7.26	全施設
京都府	要領	H3.6.1	全施設
大阪府	要領	H3.6.1	全施設
兵庫県	－	－	－
奈良県	要領	H19.7.20	全施設
和歌山県	条例		全施設
	要領	H26.4.1	全施設
	その他	H15.3.25	全施設
鳥取県	条例	H17.3.31	全施設
	条例	H10.12.16	全施設
	条例	S45.7.1	全施設
	条例	H9.4.1	全施設
島根県	要領	H3.1.1	全施設
岡山県	要領	H5.4.1	全施設
広島県	要領	H24.4.1	全施設
	要領	H5.12.1	10m3以下
山口県	条例		全施設
	要綱		全施設
	要領	H21.4.1	全施設
徳島県	要領	S63.4.1	全施設
香川県	要領	S63.7.16	全施設
愛媛県	要領	H26.4.1	全施設
	条例		全施設
高知県	要領	H9.4.1	10m3以下
	要領	H3.1.1	10m3以下
福岡県	要領	S63.4.1	全施設
佐賀県	－	－	－
長崎県	－	－	－
熊本県	－	－	－
大分県	要綱	S60.1.10	全施設
宮崎県	要領	H19.4.1	全施設
鹿児島県	要領	H18.4.1	全施設
沖縄県	要領	S60.7.15	10m3以下
	要領	H29.4.1	10m3以下

保健所設置市	種類	施行日	対象施設
札幌市	要綱	H7.10.1	全施設
函館市	要領	H1.5.1	全施設
小樽市	要領	H1.1.20	全施設
旭川市	要領	H18.4.1	全施設
青森市	要領	H19.10.1	5m3超
八戸市	要領	H25.4.1	5m3超
盛岡市	条例	H15.4.1	全施設
	その他	H15.4.1	全施設
仙台市	要綱	H12.4.1	5m3以下
	条例	S50.7.1	5＜V≦10
秋田市	要領	H10.4.1	10m3以下
	要綱	H15.4.1	－
山形市	条例	H23.4.1	全施設
	要綱	H20.4.1	10m3以下
福島市	条例	H24.12.27	5m3未満
	要領	H25.4.1	全施設
郡山市	条例	H9.4.1	5＜V≦10
いわき市	条例	H11.4.1	5m3超
	条例	S44.10.17	5≦V≦10
水戸市	要綱	H15.4.1	5m3未満
宇都宮市	要領	H1.6.5	全施設
	要綱	H20.5.20	全施設
前橋市	要領	H24.10.29	全施設
高崎市	条例	S36.4.1	全施設
さいたま市	条例	H13.5.1	全施設
	要領	H21.5.1	全施設
川越市	条例	H15.4.1	全施設
	その他	H16.3.31	全施設
川口市	－	－	－
越谷市	－	－	－
千葉市	要領	H12.6.1	全施設
	条例	H4.4.1	50人以上
船橋市	条例	H15.4.1	50人以上
柏市	条例	H20.4.1	50人以上
八王子市	条例	H19.4.1	全施設
	その他	H19.4.1	全施設
	その他	H27.7.16	全施設
町田市	条例	H23.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
横浜市	条例	H3.12.25	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
	要綱	H18.12.22	〃
川崎市	条例	H7.10.1	10m3以下
	要綱	S62.12.8	全施設
相模原市	条例	H12.4.1	10m3以下
	要綱	H19.4.1	全施設
横須賀市	条例	H8.3.27	10m3以下
藤沢市	条例	H18.4.1	全施設
茅ヶ崎市	条例	H25.4.1	全施設
新潟市	要綱	H15.4.1	全施設
富山市	条例	H17.4.1	全施設
金沢市	要領	H16.4.1	全施設
	条例	H15.4.1	10m3以下
福井市	－	－	－
甲府市	－	－	－
長野市	要綱	H11.4.1	全施設
松本市	要綱	H25.4.1	全施設
岐阜市	要綱	H6.3.9	全施設
静岡市	要綱	H15.4.1	全施設
浜松市	要領	H15.4.1	全施設
名古屋市	要綱	S52.1.1	全施設
豊橋市	その他	H14.12.19	10m3未満
	要領	H24.4.1	全施設
岡崎市	要領	H18.9.4	全施設
一宮市	要領	H25.4.1	全施設
豊田市	条例	H15.4.1	全施設
	その他	H16.2.12	全施設
	条例	S34.4.1	全施設
	要領	S34.4.1	全施設
四日市市	要領	H16.4.1	10m3以下
大津市	条例	H14.12.20	全施設
	要綱	H21.4.1	全施設
京都市	要領	H2.10.29	10m3以下
大阪市	要綱	S60.4.1	全施設
堺市	要綱	H6.4.1	全施設
豊中市	要領	H24.4.1	全施設

保健所設置市	種類	施行日	対象施設
吹田市	要領	H25.4.1	10m3以下
高槻市	要領	H15.4.1	全施設
枚方市	要綱	41183	全施設
八尾市	要領	H25.11.1	全施設
寝屋川市	－	－	－
東大阪市	要領	H3.6.1	全施設
	条例	S42.2.1	全施設
神戸市	要綱	H19.4.1	全施設
	要綱	H11.4.1	10m3以下
姫路市	要綱	H15.4.1	全施設
尼崎市	要綱	S60.10.15	全施設
明石市	－	－	－
西宮市	要綱	H14.11.22	全施設
奈良市	条例	H15.4.1	全施設
和歌山市	条例	H30.4.1	10m3以下
	その他	H30.4.1	10m3以下
鳥取市	要綱	H15.4.1	全施設
松江市	－	－	－
岡山市	要領	H15.4.1	全施設
倉敷市	要領	H13.11.29	全施設
広島市	要領	H3.9.1	10m3以下
呉市	要綱	S62.4.1	全施設
福山市	要領	H10.4.1	全施設
下関市	条例	H17.2.13	全施設
高松市	要綱	H11.12.1	全施設
	条例	H14.12.24	V≦10
	条例	H30.4.1	全施設
	要領	R1.6.6	V≦10
松山市	要領	S62.7.1	全施設
高知市	要綱	H16.7.1	全施設
	要綱	H10.4.1	10m3以下
北九州市	要領	H15.4.1	全施設
	要領	H19.4.1	全施設
	条例	S39.1.1	全施設
福岡市	要領	S64.1.1	全施設
久留米市	要綱	H24.6.1	全施設
	条例	S44.4.1	全施設
	要綱	H15.4.1	全施設
長崎市	要綱	H15.4.1	全施設
佐世保市	要領	S59.7.1	全施設
熊本市	要綱	H5.7.1	10m3以下
大分市	要綱	H16.4.1	10m3以下
宮崎市	要領	H17.4.1	全施設
	要領	H15.4.1	10m3以下
鹿児島市	条例	S43.11.29	全施設
那覇市	条例	H9.12.26	全施設
	条例	H10.3.31	10m3以下
	要綱	H15.3.31	10m3以下

特別区	種類	施行日	対象施設
千代田区	要綱	S59.6.1	全施設
中央区	要綱	S59.6.29	全施設
	要領	S59.7.13	全施設
港区	要綱	H9.4.1	全施設
新宿区	要綱	S59.4.16	全施設
文京区	要綱	S59.3.31	全施設
	要領	S59.3.31	全施設
台東区	要綱	H16.7.1	全施設
	要領	H16.7.1	全施設
墨田区	要綱	S60.3.23	全施設
江東区	要綱	S60.5.24	全施設
	要領	S60.5.24	全施設
品川区	要綱	H21.4.1	全施設
	要領	H1.4.1	全施設
目黒区	要綱	S59.5.1	全施設
	要綱	H8.7.1	延べ面積500m2以上
	要領	S59.5.1	全施設
大田区	要綱	S52.4.1	全施設
世田谷区	要綱	H10.2.1	全施設
渋谷区	要綱	H5.6.1	全施設
	要領	H5.6.1	全施設
中野区	要綱	S61.11.1	全施設
杉並区	要綱	S59.6.1	全施設
	要領	S59.6.8	全施設
豊島区	要綱	S59.4.1	全施設
北区	要綱	S59.7.1	全施設
荒川区	要綱	H26.3.1	全施設
	要領	H26.3.1	全施設
板橋区	要綱	S55.9.30	全施設
練馬区	要綱	S59.6.1	全施設
	要綱	S59.6.7	全施設
	その他	S59.6.7	全施設
足立区	要綱	S59.5.1	全施設
	要領	H10.11.4	全施設
葛飾区	要綱	S59.9.1	全施設
江戸川区	要綱	S52.5.23	全施設

表 3-19　貯水槽水道衛生管理状況一覧表（令和 3 年度全国計）

		施設数	検査実施施設数	受検率	検査指摘施設数	検査指摘率	未改善施設数	是正未確認施設数
簡易専用水道	全体計	207,498	161,348	77.8%	36,797	22.8%	861	12,502
	登録検査機関の検査	207,498	154,146	74.3%	36,292	23.5%	849	12,146
	地方公共団体の検査		7,202	3.5%	505	7.0%	12	356
小規模貯水槽水道	全体計	788,501	28,555	3.6%	6,113	21.4%	369	1,868

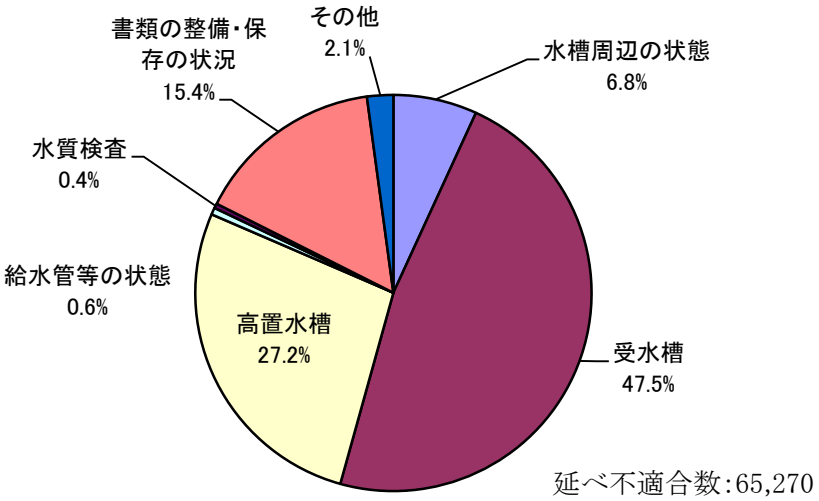

図 3-11　簡易専用水道の不適合項目区分別割合（令和 3 年度）

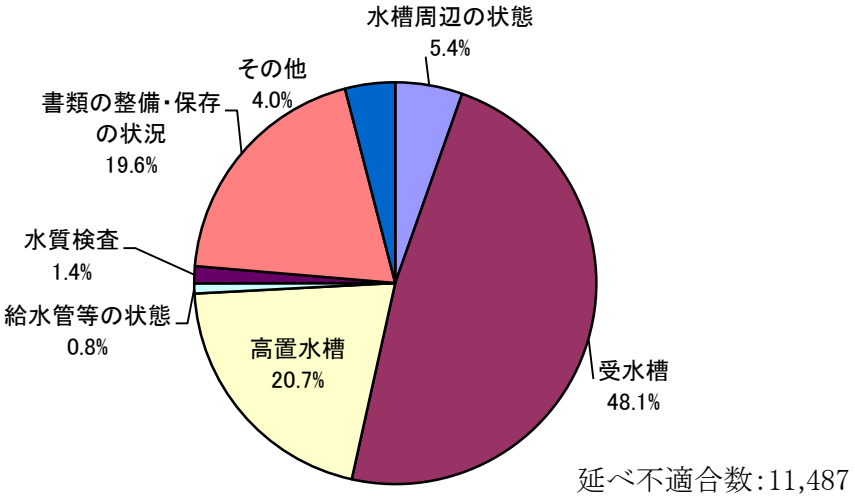

図 3-12　小規模貯水槽水道の不適合項目区分別割合（令和 3 年度）

3-4. 水道水質検査の実施状況等に関する調査

水道水質検査の実施状況等に関する調査結果を表 3-20～表 3-28、図 3-13～図 3-18 に示す。

表 3-20　一般項目に係る水質検査状況（令和 3 年度）

		平成29	平成30	令和元	令和02	令和03
検査井戸数		25,368	24,996	30,462	27,952	30,719
基準超過井戸数(超過率)		※4	※4	※4	※4	※4
	一般細菌	2,165 (8.5%)	3,229 (12.9%)	3,450 (11.3%)	2,604 (12.0%)	3,005 (9.8%)
	大腸菌(群)	138 (0.5%)	1,284 (5.1%)	1,127 (3.7%)	881 (4.1%)	864 (2.8%)
	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	386 (1.5%)	693 (2.8%)	808 (2.7%)	513 (2.4%)	649 (2.1%)
	その他項目	2,617 ※8	2,028 (8.1%)	1,932 (6.3%)	1,748 (8.1%)	1,967 (6.4%)

表 3-21　一般項目の水質基準超過井戸の対応状況（平成 29 年～令和 3 年度）

年 度	対 応 状 況									
	専 用 井 戸					併 用 井 戸				
	水道加入	煮沸	消毒	その他	計	飲用中止	煮沸	消毒	その他	計
平成28	12	180	32	330	554	283	79	14	50	426
平成29	35	212	26	163	436	213	60	14	29	316
平成30	43	193	53	109	398	214	69	2	36	321
令和元	16	184	46	75	321	180	74	9	15	278
令和02	21	166	56	104	347	148	46	10	13	217
令和03	26	96	39	112	273	124	52	9	19	204

※1：一般項目とは、水質基準に関する省令（平成 15 年厚生労働省令第 101 号）に規定する水道水質基準項目のうち、一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、その他項目（塩化物イオン、有機物等、pH値、味、臭気、色度及び濁度）をいう。

※2：検査井戸数とは、原則として一般項目のうち一項目以上を検査した井戸の総数であるが、自治体によっては一部延べ数として重複計上されている場合がある。また、検査実施項目は個々の井戸によって異なるため、必ずしも全ての項目を検査していない。

※3：超過率とは、項目毎の検査井戸数に対する基準超過井戸数の割合。同一年度内に複数回の検査が行われた井戸の場合、一度でも水質基準を超過すれば、超過井戸として計上している。

※4：調査項目を見直したため、集計は行っていない。各調査項目の左欄に基準超過数、右欄に検査実施井戸数を計上している。

※5：その他項目の数値については各項目の合計値を計上している。

※6：基準超過井戸に対して都道府県等の対応状況（飲用指導など）が確認された井戸の数を計上している。

※7：専用井戸とは、汚染の判明時点で当該井戸が飲料水を得る唯一の手段であったものをいい、併用井戸とは、その時点で水道がひかれている等、当該井戸の他に飲料水を得る手段を有しているものをいう。各年度の井戸数は当該年度において調査された数であり、同一の井戸についての結果が複数年度の数に計上されている場合もある。

*8:検査井戸数に重複があるため、集計を行っていない。

表 3-22　トリクロロエチレン等の水質基準超過状況（令和 3 年度）

	平成29	平成30	令和元	令和02	令和03
検査井戸数	3,937	3,708	3,054	4,062	3,880
基準超過井戸数(超過率)	※4	※4	※4	※4	※4
四塩化炭素	1 (0.0%)	1 (0.0%)	4 (0.1%)	3 (0.1%)	3 (0.1%)
1,4-ｼﾞｵｷｻﾝ	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
ｼｽ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	6 (0.2%)	9 (0.2%)	7 (0.2%)	23 (0.6%)	1 (0.0%)
ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	0 (0.0%)	25 (0.7%)	0 (0.0%)	22 (0.6%)	0 (0.0%)
ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	60 (1.5%)	48 (1.3%)	28 (0.9%)	22 (0.6%)	23 (0.6%)
ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	17 (0.4%)	39 (1.1%)	23 (0.8%)	21 (0.6%)	22 (0.6%)
ベンゼン	0 (0.0%)	1 (0.0%)	0 (0.0%)	22 (0.6%)	0 (0.0%)

表 3-23　トリクロロエチレン等の水質基準超過井戸の対応状況（平成 29 年～令和 3 年度）

年 度	対　応　状　況							
	専　用　井　戸				併　用　井　戸			
	水道加入	煮沸	その他	計	飲用中止	煮沸	その他	計
平成29	23	3	12	38	31	3	0	34
平成30	8	3	14	25	22	1	18	41
令和元	5	2	11	18	36	4	20	60
令和02	1	2	3	6	34	6	2	42
令和03	1	0	6	7	16	6	3	25

注）※1：トリクロロエチレン等とは、水質基準に関する省令（平成 15 年厚生労働省令第 101 号）に規定する水道水質基準項目等のうち、四塩化炭素をはじめとする有機溶剤系物質項目である。

※2：検査井戸数とは、原則としてトリクロロエチレン等のうち一項目以上を検査した井戸の総数であるが、自治体によっては一部延べ数として重複計上されている場合がある。また、検査実施項目は個々の井戸によって異なるため、必ずしも全ての項目を検査していない。

※3：超過率とは、項目毎の検査井戸数に対する基準超過井戸数の割合。同一年度内に複数回の検査が行われた井戸の場合、一度でも水質基準を超過すれば、超過井戸として計上している。

※4：調査項目を見直したため、集計は行っていない。各調査項目の左欄に基準超過数、右欄に検査実施井戸数を計上している。

※5：基準超過井戸に対して都道府県等の対応状況（飲用指導など）が確認された井戸の数を計上している。

※6：専用井戸とは、汚染の判明した時点で当該井戸が飲料水を得る唯一の手段であったものをいい、併用井戸とは、その時点で水道がひかれている等、当該井戸の他に飲料水を得る手段を有しているものをいう。各年度の井戸数は、当該年度において調査された数であり、同一の井戸についての結果が複数年度の数に計上されている場合もある。

表 3-24　その他項目の水質基準超過状況（平成 29 年～令和 3 年度）

		平成29	平成30	令和元	令和02	令和03
検査井戸数		12,234	15,229	16,802	16,447	16,854
基準超過井戸数(超過率)		※4	※4	※4	※4	※4
	ヒ素	109　(0.9%)	106　(0.7%)	123　(0.7%)	83　(0.6%)	110　(0.7%)
	フッ素	231　(1.9%)	57　(0.4%)	246　(1.5%)	59　(0.4%)	240　(1.4%)
	水銀	7　(0.1%)	7　(0.0%)	3　(0.0%)	9　(0.1%)	7　(0.0%)
	六価クロム	0　(0.0%)	0　(0.0%)	4　(0.0%)	0　(0.0%)	0　(0.0%)
	その他水質基準項目	594 ※9	816　(5.4%)	963　(5.7%)	806　(6.0%)	921　(5.5%)

表 3-25　その他項目の水質基準超過井戸の対応状況（平成 29 年～令和 3 年度）

年 度	対　応　状　況※5					
	専　用　井　戸※6			併　用　井　戸※6		
	水道加入	その他※7	計	飲用中止	その他※7	計
平成29	23	425	448	80	595	675
平成30	4	45	49	38	6	44
令和元	6	30	36	24	7	31
令和02	0	47	47	18	10	28
令和03	0	42	42	10	10	20

注）※1：その他項目とは、水質基準に関する省令（平成 5 年厚生労働省令第 101 号）に規定する水道水質基準項目の内、①一般項目、②トリクロロエチレン等で調査した項目以外のヒ素、フッ素等の項目である。

※2：検査井戸数とは、原則としてその他項目のうち一項目以上を検査した井戸の総数であるが、自治体によっては一部延べ数として重複計上されている場合がある。また、検査実施項目は個々の井戸によって異なるため、必ずしも全ての項目を検査していない。

※3：超過率とは、項目毎の検査井戸数に対する基準超過井戸数の割合。同一年度内に複数回の検査が行われた井戸の場合、一度でも水質基準を超過すれば、超過井戸として計上している。

※4：調査項目を見直したため、集計は行っていない。各調査項目の左欄に基準超過数、右欄に検査実施井戸数を計上している。

※5：その他水質基準項目とは、その他項目のうち、ヒ素、フッ素、水銀及び六価クロム以外の項目（鉄、マンガン、硬度等）である。数値については各項目の合計値を計上している。

※6：基準超過井戸に対して都道府県等の対応状況（飲用指導など）が確認された井戸の数を計上している。

※7：専用井戸とは、汚染の判明した時点で当該井戸が飲料水を得る唯一の手段であったものをいい、併用井戸とは、その時点で水道がひかれている等、当該井戸の他に飲料水を得る手段を有しているものをいう。

※8：その他とは、浄水設備設置、水源変更、煮沸、飲用制限等の措置を指す。 各年度の井戸数は、当該年度において調査された数であり、同一の井戸についての結果が複数年度の数に計上されている場合もある。

*9:検査井戸数に重複があるため、集計を行っていない。

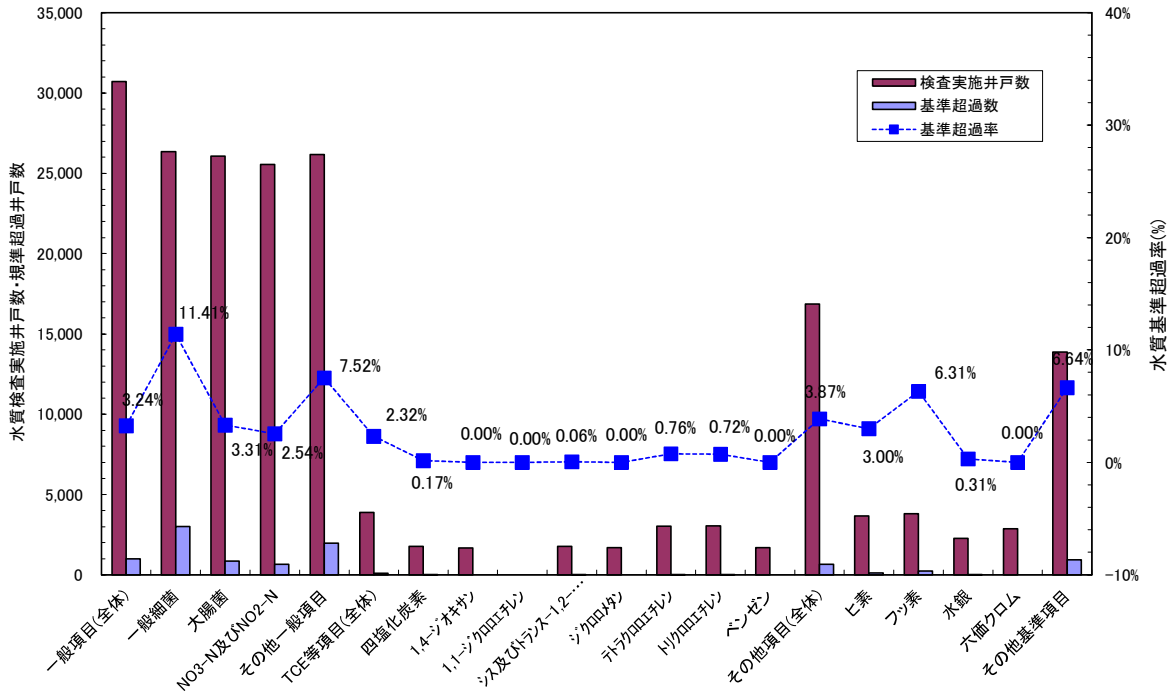

図 3-13　飲用井戸等における項目別水質検査状況（令和 3 年度）

表 3-26　飲用井戸等に係る要綱等制定状況（都道府県、特別区、保健所設置市）

都道府県	種類	施行日	対象施設
北海道	要領	H1.5.1	全施設
青森県	条例	S47.12.23	一般需要で100人以下又は、一般需要以外で30人以上100人以下
	要領	S62.8.21	全施設
岩手県	条例	S33.7.10	100人超過
	要領	H15.3.31	
宮城県	条例	S50.7.1	100人以下30人以上
秋田県	条例	S35.7.1	100人以下30人以上
	要領	S62.4.1	全施設
山形県	条例	S44.4.1	50人以上
	要領	H3.11.20	50人以下
福島県	条例	S54.7.16	50人超
	要領	H1.10.1	
茨城県	条例	S56.4.1	50人以上及び賃貸住宅
栃木県	条例	S38.10.8	50人以上の施設、学校
	要領	H1.6.15	50人未満
群馬県	条例	H23.4.1	
埼玉県	条例	S32.4.1	50人以上又は10世帯以上
千葉県	条例	S37.6.1	50人以上
東京都	条例	H15.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するもの等を除く)
	要綱	S62.10.1	全施設
神奈川県	条例	H7.7.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するもの等を除く)
	要綱	H19.10.23	全施設
新潟県	条例	S33.3.31	30人以上
富山県	要領	H14.4.22	全施設
石川県	要領	S63.4.1	
福井県	要領	S63.4.1	全施設
山梨県	条例	H16.11.1	全施設
	要領	H14.12.4	全施設
長野県	要領	H4.12.21	全施設(旅館等を除く)
岐阜県	要綱	H13.4.1	全施設
愛知県	要領	S55.4.16	全施設
三重県	条例	S41.7.5	50人以上
滋賀県	要領	H17.4.1	全施設
京都府	条例	S24.3.22	業務用井戸及び10世帯以上
	その他	H25.7.1	全施設
大阪府	条例	S33.10.13	50人以上または1日最大給水量7.5m3以上のもの
	要領	S60.7.1	50人未満かつ1日最大給水量7.5m3未満のもの
兵庫県	条例	S39.4.1	50人以上等
	要領	H25.4.1	
奈良県			
和歌山県			
鳥取県	要領	H3.7.24	
島根県			
岡山県	要領	H1.4.1	
広島県	要領	H5.12.1	全施設
山口県	要領	H21.4.1	全施設
徳島県	要領	S63.4.1	全施設
香川県	要領	S63.7.19	全施設
愛媛県	要領	S62.7.1	50人以上
高知県			
福岡県			
佐賀県	条例	S35.11.1	50人以上
長崎県			
熊本県	要領	H26.9.1	飲用井戸等
大分県	条例	S33.11.1	居住者50人以上100人以下
	要領	H16.4.1	全施設
宮崎県	要領	S62.4.1	全施設
鹿児島県	条例	H17.4.1	全施設
	要領	H27.4.1	全施設
沖縄県			

特別区	種類	施行日	対象施設
新宿区	要綱	S62.11.18	-
目黒区	要綱	S63.4.1	飲用水を供給する井戸等
北区	要綱	S63.6.1	全施設
足立区	要領	H17.4.1	全施設

保健所設置市	種類	施行日	対象施設
札幌市	要綱	H7.3.31	全施設(専ら一戸の住宅に供給するもの等を除く)
函館市	要領	H1.5.1	全施設
小樽市	要領	H1.1.20	全施設
旭川市	要領	H18.4.1	全施設
青森市	要領	H19.10.1	全施設
八戸市	要領	H25.4.1	全施設
盛岡市	条例	S33.7.10	30人以上
盛岡市	要領	H25.4.1	全施設
仙台市	条例	S50.7.1	30人以上
仙台市	要綱	H12.4.1	30人未満
秋田市	条例	S35.3.30	30人以上
	要領	H10.4.1	30人未満
山形市	要領	H31.4.1	全施設
福島市	条例	H24.12.27	50人超
郡山市	条例	H9.4.1	50人超
いわき市	条例	H11.4.1	50人超
	要領	H12.4.1	50人以下
水戸市	条例	H26.4.1	50人以上
宇都宮市	条例	S38.10.8	50人以上
前橋市	条例	H21.4.1	30人以上
高崎市	条例	H23.4.1	30人以上
さいたま市	条例	S32.4.1	50人以上又は10世帯以上
川越市	条例	S32.4.1	50人以上又は10世帯以上
越谷市	条例	S32.4.1	50人以上又は10世帯以上
川口市			
千葉市	条例	H4.4.4	50人以上
船橋市	条例	H15.4.1	50人以上
柏市	条例	H20.4.1	50人以上
八王子市	条例	H19.4.1	全施設
八王子市	要綱	H19.4.1	全施設
町田市	条例	H23.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するもの等を除く)
	要綱	H23.4.1	全施設
横浜市	条例	H3.12.25	全施設(専ら一戸の住宅に供給するもの等を除く)
川崎市	条例	H7.10.1	
	要綱	S62.12.8	専ら一戸の住宅
相模原市	条例	H12.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するもの等を除く)
	要綱	H27.4.1	専ら一戸の住宅
横須賀市	条例	H8.3.27	全施設
	要領	H23.4.1	全施設
藤沢市	条例	H18.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
茅ヶ崎市	条例	H25.4.1	水道水以外の水を利用する食品
	要綱	H25.4.1	全施設
新潟市	条例	H12.3.28	水道水以外の水を利用する食品営業施設
富山市	要領	H26.8.22	飲用水の衛生に係る法令の適用外
金沢市	要領	H16.4.1	全施設
福井市	要領	H6.4.1	全施設
甲府市	条例	H25.4.1	全施設
長野市	要綱	H16.4.1	全施設
松本市	要領	H25.4.1	全施設
岐阜市	要綱	H6.3.9	全施設
静岡市	要綱	H15.4.1	全施設
浜松市	要領	H15.4.1	-
名古屋市	要綱	S52.1.1	受水タンクを有する建築物
豊橋市	要領	H12.4.1	簡易専用水道以外の貯水槽水道
岡崎市	要領	H18.9.4	全施設
一宮市	要領	H25.4.1	全施設
豊田市	要領	H16.2.12	全施設
四日市市	条例	S41.10.1	50人以上
大津市	要綱	H21.4.1	全施設
京都市	要領	H2.10.29	全施設
大阪市	条例	S33.10.13	50人以上
	要領	S60.7.1	50人以上
堺市	条例	S33.10.13	50人以上
	要領	S60.7.1	50人以上
豊中市	条例	S33.10.13	50人以上
豊中市	要領	H24.4.1	全施設
吹田市	条例	S33.10.13	50人以上
高槻市	条例	S33.10.13	50人以上
	要領	H15.4.1	全施設
枚方市	条例	S33.10.13	50人以上
	要領	H26.4.1	全施設
八尾市	条例	S33.10.13	50人以上
寝屋川市	条例	S33.10.13	50人以上
東大阪市	条例	S33.10.13	50人以上
	要領	S63.4.1	全施設
神戸市	条例	S39.4.1	50人以上
姫路市	条例	S39.4.1	50人以上
	その他	H17.4.1	全施設
尼崎市	条例	S39.4.1	50人以上
尼崎市	要綱	H20.2.1	全施設
明石市	条例	S39.4.1	50人以上
西宮市	条例	S39.4.1	50人以上
	要領	H25.4.1	50人未満
奈良市			
和歌山市			
鳥取市			
松江市			
岡山市	要領	H6.4.1	全施設
倉敷市			
広島市	要領	S62.4.1	50人以上又は10世帯以上
呉市			
福山市			
下関市			
高松市	要綱	H11.12.1	全施設
松山市	条例	S38.7.10	50人以上
	要領	S62.7.1	全施設
高知市	要綱	H10.4.1	全施設
北九州市			
福岡市	要領	S64.1.1	全施設
久留米市			
長崎市	要綱	H15.4.1	
佐世保市			
熊本市	要綱	H5.7.1	全施設
大分市	条例	S33.11.1	50人以上
	要領	H16.4.1	全施設
宮崎市	要領	H10.4.1	-
鹿児島市			
那覇市			

表 3-27　飲用井戸等に係る要綱等制定状況（保健所設置市以外の市）

都道府県	市	種類	施行日	対象施設
北海道	江別市	要領	H25.4.1	全施設
北海道	石狩市	要領	H25.4.1	V≦10
北海道	千歳市	要領	H27.4.1	全施設
北海道	恵庭市	要領	H26.1.28	全施設
北海道	北広島市	条例	H25.4.1	-
北海道	夕張市	要領	H25.4.1	全施設
北海道	芦別市	要領	H25.4.1	全施設
北海道	室蘭市	要領	H25.4.1	全施設
北海道	登別市	要領	H28.4.1	-
北海道	伊達市	要領	H25.4.1	全施設
北海道	苫小牧市	要領	H1.5.1	-
北海道	北見市	要領	H25.4.1	全施設
北海道	網走市	要領	H27.4.1	全施設
北海道	紋別市	要領	H26.6.2	全施設
北海道	釧路市	要領	H25.4.1	全施設
北海道	根室市	要領	-	-
青森県	弘前市	要領	H25.4.1	全施設
青森県	黒石市	要領	H25.4.1	全施設
青森県	平川市	要領	H25.4.1	全施設
青森県	五所川原市	要領	H25.4.1	-
青森県	つがる市	要領	S62.8.21	-
青森県	十和田市	要領	H25.4.1	全施設
青森県	三沢市	要領	H26.4.4	-
青森県	むつ市	要綱	H25.4.1	全施設
岩手県	久慈市	要綱	H25.4.1	全施設
岩手県	陸前高田市	要領	H25.4.1	全施設
岩手県	宮古市	要領	H25.4.1	全施設
岩手県	二戸市	条例	H18.1.1	全施設
岩手県	奥州市	要領	H25.4.1	全施設
岩手県	八幡平市	要領	H25.4.1	全施設
岩手県	滝沢市	要領	H26.1.1	全施設
岩手県	大船渡市	要領	H25.4.1	全施設
岩手県	一関市	要領	H25.4.1	全施設
岩手県	釜石市	条例	H25.4.1	全施設
岩手県	北上市	要領	H30.5.1	全施設
岩手県	滝沢市	条例	S33.7.10	全施設
岩手県	八幡平市	条例	S33.7.10	全施設
岩手県	遠野市	条例	S33.7.10	全施設
岩手県	花巻市	条例	S33.7.10	全施設
岩手県	北上市	条例	S33.7.10	全施設
岩手県	一関市	条例	S33.7.10	全施設
岩手県	釜石市	条例	H25.4.1	全施設
岩手県	宮古市	条例	S33.7.10	全施設
岩手県	久慈市	条例	S33.7.10	全施設
岩手県	大船渡市	条例	S33.7.10	全施設
岩手県	滝沢市	要領	H26.1.1	全施設
岩手県	八幡平市	要領	H25.4.1	全施設
岩手県	花巻市	条例	S33.7.10	全施設
宮城県	多賀城市	条例	S50.7.1	30人以上
宮城県	富谷市	条例	S50.7.1	30人以上
宮城県	栗原市	条例	S50.7.1	30人以上
宮城県	登米市	条例	S50.7.1	30人以上
宮城県	岩沼市	条例	S50.7.1	30人以上
宮城県	大崎市	条例	S50.7.1	30人以上
宮城県	気仙沼市	条例	S50.7.1	30人以上
宮城県	白石市	条例	S50.7.1	30人以上
宮城県	角田市	条例	S50.7.1	30人以上
宮城県	名取市	条例	S50.7.1	30人以上
宮城県	塩竈市	条例	S50.7.1	30人以上
宮城県	石巻市	条例	S50.7.1	30人以上
宮城県	東松島市	条例	S50.7.1	30人以上
秋田県	能代市	要領	H25.4.1	全施設
秋田県	横手市	条例	S35.7.1	30人以上
秋田県	大館市	要領	H27.4.1	全施設
秋田県	男鹿市	条例	S35.7.1	30人以上
秋田県	湯沢市	条例	S35.7.1	30人以上
秋田県	鹿角市	条例	S35.7.1	30人以上
秋田県	由利本荘市	条例	S35.7.1	30人以上
秋田県	潟上市	条例	S35.7.1	30人以上

都道府県	市	種類	施行日	対象施設
秋田県	大仙市	条例	S35.7.1	30人以上
秋田県	大仙市	その他	H21.4.1	-
秋田県	北秋田市	条例	S35.7.1	30人以上
秋田県	にかほ市	条例	H27.4.1	全施設
秋田県	仙北市	条例	S35.7.1	30人以上
山形県	新庄市	条例	S44.4.1	50人以上
山形県	新庄市	要領	H3.12.1	全施設
山形県	酒田市	条例	S44.4.1	50人以上
山形県	鶴岡市	条例	S44.4.1	50人以上
山形県	米沢市	条例	S44.3.5	50人以上
福島県	会津若松市	条例	H25.4.1	-
福島県	喜多方市	要領	H26.11.1	全施設
福島県	須賀川市	条例	H25.4.1	50人超
福島県	須賀川市	要綱	H25.4.1	全施設
福島県	田村市	条例	H25.4.1	51人以上
福島県	白河市	条例	H25.4.1	51人以上
福島県	相馬市	条例	H24.12.21	51人以上
福島県	南相馬市	要領	H26.6.1	全施設
福島県	本宮市	条例	H25.4.1	全施設
福島県	本宮市	要領	H25.4.1	全施設
福島県	伊達市	条例	H25.4.1	51人以上
福島県	伊達市	要領	H30.4.1	50人以下
福島県	二本松市	条例	H25.4.1	51人以上
福島県	二本松市	要領	H25.4.1	全施設
茨城県	日立市	条例	H26.4.1	50人以上
茨城県	北茨城市	条例	H26.4.1	全施設
茨城県	ひたちなか市	条例	H26.4.1	全施設
茨城県	土浦市	条例	H26.4.1	全施設
茨城県	古河市	条例	H25.12.19	50人以上
茨城県	古河市	その他	H26.3.12	全施設
茨城県	潮来市	条例	H26.4.1	-
茨城県	結城市	条例	H26.4.1	全施設
茨城県	結城市	その他	H26.4.1	-
茨城県	高萩市	条例	H26.4.1	全施設
茨城県	高萩市	条例	H26.4.1	全施設
茨城県	常陸大宮市	条例	H26.3.28	50人未満
茨城県	鹿嶋市	条例	H26.3.19	50人以上
茨城県	那珂市	条例	H26.3.28	-
茨城県	つくば市	条例	H26.3.25	全施設
茨城県	守谷市	条例	H26.4.1	全施設
茨城県	下妻市	条例	H25.12.25	全施設
茨城県	神栖市	条例	H25.12.24	全施設
茨城県	石岡市	条例	H26.3.20	全施設
茨城県	かすみがうら市	条例	H26.4.1	-
茨城県	桜川市	条例	H26.3.18	-
茨城県	坂東市	条例	H28.4.1	全施設
茨城県	稲敷市	条例	H26.3.28	全施設
茨城県	稲敷市	その他	H26.3.28	全施設
茨城県	つくばみらい市	条例	H26.4.1	-
茨城県	常総市	条例	H26.3.18	-
茨城県	行方市	条例	H26.1.23	全施設
茨城県	小美玉市	条例	H26.3.24	-
茨城県	小美玉市	その他	H26.3.31	-
茨城県	筑西市	条例	H25.12.25	全施設
茨城県	笠間市	条例	H26.4.1	全施設
茨城県	笠間市	その他	S45.12.25	-
茨城県	常陸太田市	条例	H26.4.1	全施設
茨城県	常陸太田市	その他	H26.4.1	全施設
茨城県	鉾田市	条例	-	-
茨城県	龍ケ崎市	条例	H26.4.1	全施設
茨城県	取手市	条例	H26.4.1	-
茨城県	牛久市	条例	H26.4.1	-
栃木県	足利市	条例	S38.10.8	50人以上
栃木県	栃木市	条例	S38.10.8	50人以上
栃木県	佐野市	条例	S38.10.8	50人以上
栃木県	鹿沼市	条例	S38.10.8	50人以上
栃木県	日光市	条例	S38.10.8	50人以上
栃木県	小山市	条例	S38.10.8	50人以上
栃木県	真岡市	条例	S38.10.8	50人以上

都道府県	市	種類	施行日	対象施設
栃木県	大田原市	条例	S38.10.8	50人以上
栃木県	那須烏山市	条例	S38.10.8	50人以上
栃木県	下野市	条例	S38.10.8	50人以上
群馬県	渋川市	要綱	H25.4.1	30人以上
群馬県	伊勢崎市	条例	H25.4.1	30人以上
群馬県	藤岡市	条例	H25.4.1	30人以上
群馬県	藤岡市	その他	H25.4.1	-
群馬県	沼田市	条例	H25.4.1	30人以上
群馬県	みどり市	要綱	H28.3.18	30人以上
群馬県	館林市	要領	H25.4.1	全施設
埼玉県	所沢市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	所沢市	要領	S62.4.1	全施設
埼玉県	熊谷市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	秩父市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	春日部市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	深谷市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	久喜市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	八潮市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	加須市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	日高市	要領	S62.4.1	全施設
埼玉県	ふじみ野市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	上尾市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	蕨市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	新座市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	幸手市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	吉川市	条例	S32.3.30	50人以上
埼玉県	戸田市	条例	S32.4.1	50人以上
千葉県	習志野市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	八千代市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	鎌ケ谷市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	市川市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	松戸市	条例	H24.12.1	100人以下
千葉県	流山市	その他	H25.4.1	全施設
千葉県	佐倉市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	四街道市	条例	H25.4.1	100人以下
千葉県	銚子市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	匝瑳市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	匝瑳市	要領	H25.4.1	50人以上
千葉県	市原市	条例	H25.4.1	全施設
東京都	あきる野市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	あきる野市	要綱	S62.10.1	全施設
東京都	羽村市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	羽村市	要綱	S62.10.1	全施設
東京都	青梅市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	青梅市	要綱	S62.10.1	全施設
東京都	福生市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	福生市	要綱	S62.10.1	全施設
東京都	稲城市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	稲城市	要綱	S62.10.1	全施設
東京都	多摩市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	多摩市	要綱	S62.10.1	全施設
東京都	日野市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	日野市	要綱	S62.10.1	全施設
東京都	国分寺市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	国分寺市	要綱	S62.10.1	全施設
東京都	国立市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	国立市	要綱	S62.10.1	全施設
東京都	昭島市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	昭島市	要綱	S62.10.1	全施設
東京都	東大和市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	東大和市	要綱	S62.10.1	全施設
東京都	武蔵村山市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	武蔵村山市	要綱	S62.10.1	全施設
東京都	立川市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	立川市	要綱	S62.10.1	全施設
東京都	狛江市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	狛江市	要綱	S62.10.1	全施設
東京都	三鷹市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	三鷹市	要綱	S62.10.1	全施設
東京都	小金井市	条例	H15.4.1	全施設

都道府県	市	種類	施行日	対象施設
東京都	小金井市	要綱	S62.10.1	全施設
東京都	調布市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	調布市	要綱	S62.10.1	全施設
東京都	府中市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	府中市	要綱	S62.10.1	全施設
東京都	武蔵野市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	武蔵野市	要綱	S62.10.1	全施設
東京都	小平市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	小平市	要綱	S62.10.1	全施設
東京都	清瀬市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	清瀬市	要綱	S62.10.1	全施設
東京都	西東京市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	西東京市	要綱	S62.10.1	全施設
東京都	東久留米市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	東久留米市	要綱	S62.10.1	全施設
東京都	東村山市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	東村山市	要綱	S62.10.1	全施設
神奈川県	平塚市	条例	H25.4.1	全施設
神奈川県	平塚市	要綱	H25.4.1	全施設
神奈川県	鎌倉市	条例	H25.4.1	全施設
神奈川県	鎌倉市	その他	H25.4.1	全施設
神奈川県	逗子市	条例	H25.4.1	全施設
神奈川県	小田原市	条例	H25.4.1	全施設
神奈川県	小田原市	要綱	H29.4.1	全施設
神奈川県	三浦市	条例	H25.4.1	全施設
神奈川県	三浦市	要綱	H25.4.1	全施設
神奈川県	秦野市	条例	H25.4.1	全施設
神奈川県	秦野市	条例	H25.4.1	全施設
神奈川県	伊勢原市	条例	H25.4.1	全施設
神奈川県	厚木市	条例	H25.4.1	100人以下
神奈川県	海老名市	条例	H24.12.25	100人以下
神奈川県	座間市	条例	H25.4.1	全施設
神奈川県	座間市	条例	H25.4.1	全施設
神奈川県	大和市	条例	H25.4.1	全施設
神奈川県	大和市	要綱	H25.4.1	全施設
神奈川県	綾瀬市	条例	H25.4.1	全施設
神奈川県	南足柄市	条例	R2.8.1	全施設
神奈川県	南足柄市	要綱	R2.8.1	全施設
新潟県	胎内市	条例	H25.4.1	全施設
新潟県	南魚沼市	条例	H17.9.6	全施設
新潟県	柏崎市	条例	H19.4.1	30人以上
石川県	加賀市	要領	H27.4.1	全施設
石川県	羽咋市	要領	H25.4.1	-
石川県	白山市	要領	H30.1.1	全施設
石川県	能美市	要領	S63.4.1	全施設
福井県	大野市	要領	H25.4.1	全施設
山梨県	甲斐市	要領	H25.4.1	全施設
山梨県	南アルプス市	条例	H25.4.1	全施設
山梨県	韮崎市	要領	R2.4.1	全施設
山梨県	北杜市	条例	H16.11.1	-
山梨県	富士吉田市	要領	H25.4.1	全施設
山梨県	都留市	要領	H25.4.1	全施設
山梨県	大月市	要領	H25.4.1	100人以下
山梨県	上野原市	要領	H25.4.1	全施設
長野県	小諸市	要領	H25.4.1	全施設
長野県	小諸市	要綱	H25.4.1	全施設
長野県	佐久市	要綱	H25.4.1	全施設
長野県	上田市	要綱	H25.4.1	全施設
長野県	上田市	要綱	H25.4.1	全施設
長野県	東御市	その他	-	-
長野県	東御市	要綱	-	-
長野県	岡谷市	条例	H25.4.1	全施設
長野県	岡谷市	要綱	H25.3.27	50人以上
長野県	諏訪市	要綱	H25.4.1	全施設
長野県	諏訪市	要綱	H25.4.1	全施設
長野県	茅野市	要領	H25.4.1	全施設
長野県	茅野市	要領	H25.4.1	全施設
長野県	伊那市	条例	H18.3.31	全施設
長野県	伊那市	要綱	H26.10.20	-
長野県	飯田市	要綱	H29.4.1	全施設

都道府県	市	種類	施行日	対象施設
長野県	飯田市	要綱	H29.4.1	全施設
長野県	塩尻市	要綱	H25.4.1	全施設
長野県	塩尻市	要綱	H25.4.1	全施設
長野県	安曇野市	要領	H25.4.1	全施設
長野県	安曇野市	要綱	H25.4.1	全施設
長野県	大町市	要領	H25.4.1	全施設
長野県	大町市	要領	H25.4.1	全施設
長野県	須坂市	要綱	H26.3.28	50人以上
長野県	千曲市	要綱	H25.4.1	全施設
長野県	千曲市	要綱	H25.4.1	全施設
長野県	中野市	条例	H17.4.1	全施設
長野県	中野市	要綱	H25.4.1	-
長野県	飯山市	要綱	H29.9.1	全施設
長野県	飯山市	要綱	H29.9.1	全施設
岐阜県	美濃加茂市	要綱	H25.4.1	-
岐阜県	各務原市	要綱	H25.4.1	全施設
静岡県	伊豆市	条例	H16.4.1	全施設
静岡県	富士市	要領	H26.6.19	全施設
静岡県	湖西市	条例	S54.7.20	全施設
愛知県	半田市	要綱	H25.4.1	全施設
愛知県	春日井市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	豊川市	条例	H25.4.1	全施設
愛知県	碧南市	その他	H25.4.1	全施設
愛知県	碧南市	その他	H25.4.1	全施設
愛知県	刈谷市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	安城市	要領	H25.4.1	-
愛知県	西尾市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	蒲郡市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	江南市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	小牧市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	稲沢市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	東海市	要領	H26.4.1	全施設
愛知県	大府市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	知多市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	知立市	条例	H25.4.1	全施設
愛知県	尾張旭市	条例	H25.4.1	-
愛知県	高浜市	要綱	H25.4.1	全施設
愛知県	岩倉市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	岩倉市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	豊明市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	日進市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	田原市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	北名古屋市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	弥富市	要領	H25.4.1	-
愛知県	あま市	条例	H25.4.1	全施設
三重県	松阪市	条例	S41.10.1	50人以上
三重県	鈴鹿市	条例	S41.10.1	50人以上
三重県	志摩市	条例	S41.10.1	50人以上
滋賀県	彦根市	条例	-	-
滋賀県	草津市	条例	S53.7.17	全施設
京都府	舞鶴市	要領	H26.1.1	全施設
京都府	城陽市	要領	H25.4.1	全施設
京都府	八幡市	その他	H25.7.1	全施設
大阪府	富田林市	条例	S33.10.13	50人以上
大阪府	池田市	条例	S33.10.13	50人以上
大阪府	池田市	要領	H25.4.1	全施設
大阪府	貝塚市	条例	S33.10.13	50人以上
大阪府	貝塚市	要領	H25.4.1	-
大阪府	箕面市	条例	S33.10.13	50人以上
大阪府	箕面市	要綱	H25.4.1	全施設
大阪府	摂津市	条例	S33.10.13	50人以上
大阪府	摂津市	要綱	H29.4.1	全施設
大阪府	茨木市	条例	S33.10.13	50人以上
大阪府	茨木市	要領	H29.4.1	全施設
大阪府	守口市	条例	S33.10.13	50人以上
大阪府	守口市	要領	H25.4.1	全施設
大阪府	門真市	条例	S33.10.13	50人以上
大阪府	門真市	要領	H25.4.1	全施設
大阪府	大東市	条例	S33.10.13	50人以上
大阪府	大東市	要領	H25.4.1	全施設

都道府県	市	種類	施行日	対象施設
大阪府	交野市	条例	S33.10.13	50人以上
大阪府	交野市	要領	H25.4.1	全施設
大阪府	柏原市	条例	S33.10.13	50人以上
大阪府	柏原市	要領	H25.4.1	全施設
大阪府	松原市	条例	S33.10.13	50人以上
大阪府	松原市	要領	H25.4.1	-
大阪府	羽曳野市	条例	S33.10.13	50人以上
大阪府	羽曳野市	要領	H25.4.1	-
大阪府	河内長野市	条例	S33.10.13	50人以上
大阪府	河内長野市	要領	H25.4.1	全施設
大阪府	和泉市	条例	S33.10.13	50人以上
大阪府	和泉市	要領	H25.4.1	全施設
大阪府	高石市	条例	S33.10.13	50人以上
大阪府	高石市	要領	H25.4.1	全施設
大阪府	岸和田市	条例	S33.10.13	50人以上
大阪府	岸和田市	要領	H25.4.1	全施設
大阪府	泉佐野市	条例	S33.10.13	50人以上
大阪府	泉佐野市	要領	H26.4.1	全施設
大阪府	四條畷市	条例	S33.10.13	50人以上
大阪府	四條畷市	要領	H25.4.1	全施設
大阪府	泉南市	条例	S33.10.13	50人以上
大阪府	泉南市	要領	H25.4.1	全施設
大阪府	阪南市	条例	S33.10.13	50人以上
大阪府	阪南市	要領	H25.1.1	全施設
大阪府	藤井寺市	条例	S33.10.13	50人以上
大阪府	藤井寺市	要綱	H29.4.1	全施設
大阪府	大阪狭山市	条例	S33.10.13	50人以上
大阪府	大阪狭山市	要領	H25.4.1	全施設
大阪府	泉大津市	条例	S33.10.13	50人以上
大阪府	泉大津市	要領	H25.4.1	全施設
兵庫県	芦屋市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	宝塚市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	三田市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	伊丹市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	川西市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	加古川市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	加古川市	要領	H25.4.1	全施設
兵庫県	高砂市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	高砂市	要綱	H25.4.1	全施設
兵庫県	西脇市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	三木市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	小野市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	加西市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	加東市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	加東市	要綱	H28.3.31	全施設
兵庫県	たつの市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	宍粟市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	相生市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	赤穂市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	豊岡市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	養父市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	朝来市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	丹波篠山市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	丹波篠山市	要領	H25.4.1	全施設
兵庫県	丹波市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	洲本市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	淡路市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	淡路市	要領	H25.3.29	全施設
兵庫県	南あわじ市	条例	S39.4.1	50人以上
鳥取県	倉吉市	条例	H5.12.1	-
岡山県	津山市	要領	H25.4.1	全施設
岡山県	笠岡市	要領	H25.4.1	全施設
岡山県	井原市	要領	H25.4.1	全施設
岡山県	総社市	要領	H26.4.1	全施設
岡山県	真庭市	要領	H25.4.1	全施設
山口県	宇部市	要領	H25.4.1	全施設
山口県	山口市	要領	H26.4.1	全施設
山口県	萩市	要領	H25.4.1	全施設
山口県	防府市	要領	H25.4.1	全施設
山口県	下松市	要綱	H25.4.1	全施設

都道府県	市	種類	施行日	対象施設
山口県	岩国市	条例	H25.4.1	全施設
山口県	光市	要領	H25.4.1	全施設
山口県	柳井市	要領	H25.4.1	全施設
山口県	美祢市	要領	H25.3.28	全施設
山口県	周南市	要領	H25.4.1	全施設
徳島県	徳島市	要領	H26.4.1	全施設
徳島県	鳴門市	要領	H25.4.1	全施設
徳島県	小松島市	要領	H26.4.1	全施設
徳島県	阿波市	要領	H25.4.1	全施設
徳島県	阿南市	条例	H25.4.1	全施設
徳島県	三好市	要領	H25.4.1	全施設
香川県	坂出市	要綱	H30.4.1	全施設
香川県	観音寺市	要領	H30.4.1	全施設
愛媛県	今治市	条例	S38.7.10	50人以上
愛媛県	宇和島市	条例	S38.7.10	50人以上
愛媛県	八幡浜市	要領	S62.7.1	全施設
愛媛県	西条市	要領	S62.7.1	全施設
愛媛県	大洲市	要領	S62.7.1	全施設
愛媛県	西予市	要領	S62.7.1	全施設
愛媛県	東温市	要領	H25.3.29	全施設
高知県	室戸市	要綱	H25.4.1	全施設
高知県	安芸市	条例	H25.4.1	全施設
高知県	土佐市	要綱	H25.4.1	全施設
高知県	須崎市	要綱	H25.4.1	V≦10
高知県	宿毛市	条例	H25.4.1	全施設
高知県	土佐清水市	要綱	H25.3.29	全施設
高知県	香南市	要綱	H25.4.1	全施設
高知県	香美市	要綱	H25.3.14	全施設
福岡県	大牟田市	要領	H11.4.1	全施設
福岡県	直方市	条例	H25.4.1	全施設
福岡県	豊前市	要領	H26.4.1	全施設
福岡県	春日市	要領	H25.4.1	全施設
福岡県	大野城市	要領	H25.4.1	全施設
福岡県	宗像市	要領	H25.4.1	全施設
福岡県	福津市	要領	H25.4.1	-
福岡県	糸島市	要領	H25.4.1	全施設
佐賀県	佐賀市	条例	H25.4.1	50人以上
佐賀県	唐津市	条例	H25.4.1	50人以上
佐賀県	多久市	条例	H25.4.1	50人以上
佐賀県	武雄市	条例	H25.4.1	50人以上
佐賀県	小城市	条例	H25.4.1	50人以上
佐賀県	神埼市	条例	H25.4.1	50人以上
佐賀県	神埼市	条例	H25.4.1	50人以上
長崎県	島原市	要綱	H10.4.1	全施設
長崎県	諫早市	条例	H26.4.1	-
長崎県	平戸市	条例	H17.10.1	全施設
長崎県	南島原市	条例	H27.12.21	全施設
熊本県	山鹿市	要綱	H17.1.15	全施設
熊本県	人吉市	条例	H26.9.1	-
大分県	別府市	要綱	H25.4.1	全施設
大分県	日田市	要綱	H25.3.26	全施設
大分県	佐伯市	要領	H25.4.1	全施設
大分県	杵築市	条例	H16.4.1	全施設
大分県	宇佐市	条例	H17.3.31	全施設
大分県	由布市	要綱	H25.4.1	全施設
大分県	国東市	要領	H25.4.1	全施設
宮崎県	都城市	要領	H25.6.18	全施設
宮崎県	小林市	条例	H23.10.1	全施設
鹿児島県	枕崎市	条例	S54.3.31	全施設
鹿児島県	薩摩川内市	条例	H26.6.1	全施設
鹿児島県	霧島市	要領	H27.4.1	全施設
沖縄県	うるま市	要綱	H25.3.27	全施設
沖縄県	宮古島市	条例	H24.3.30	全施設

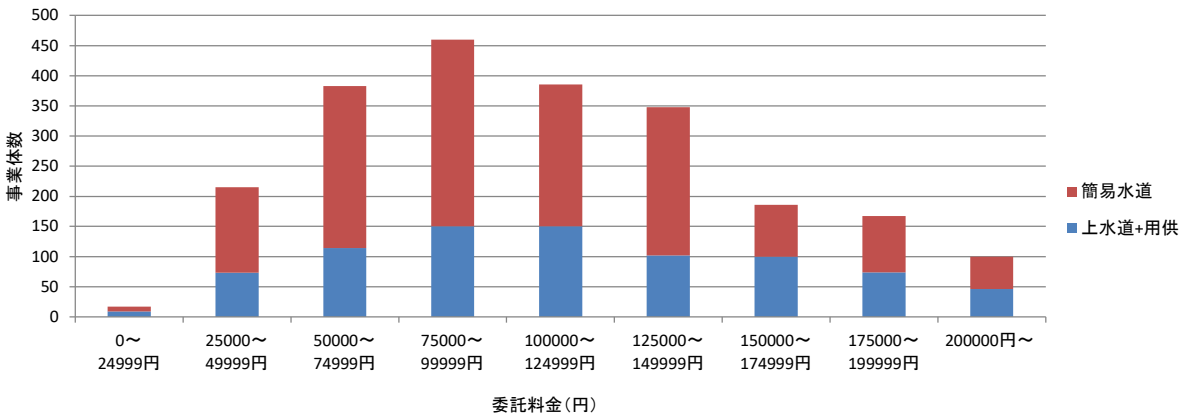

図 3-14　委託料金

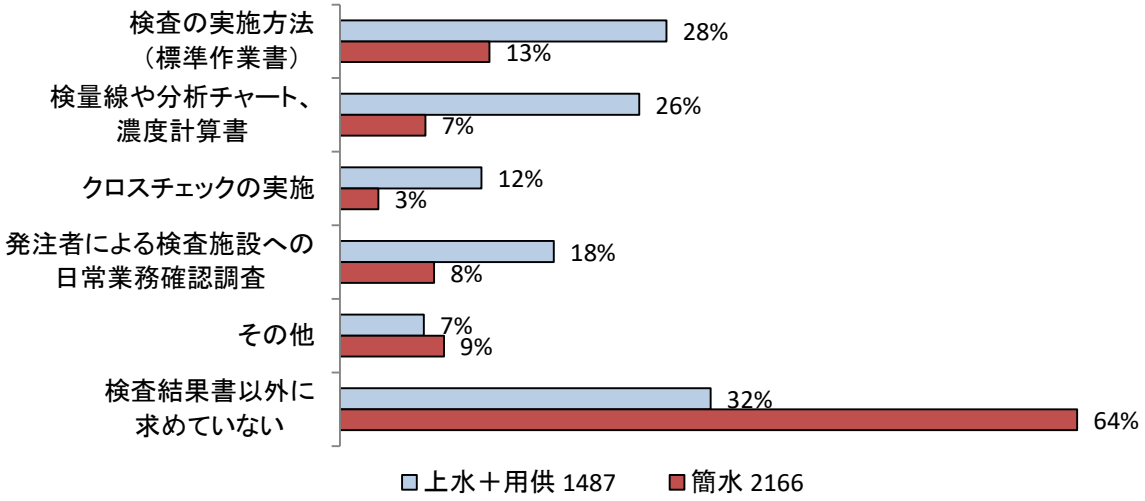

図 3-15　水質検査結果書以外に求めている事項

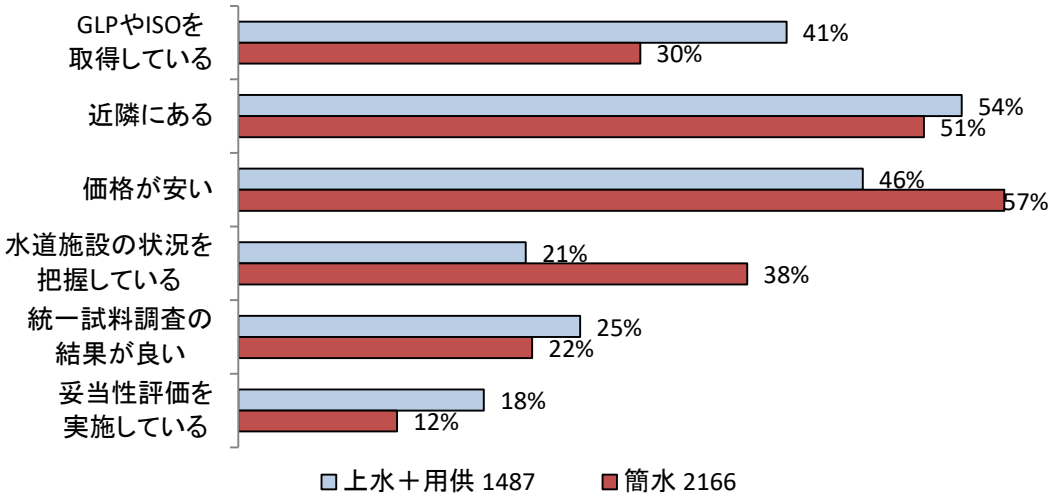

図 3-16　委託先選定の際の留意事項

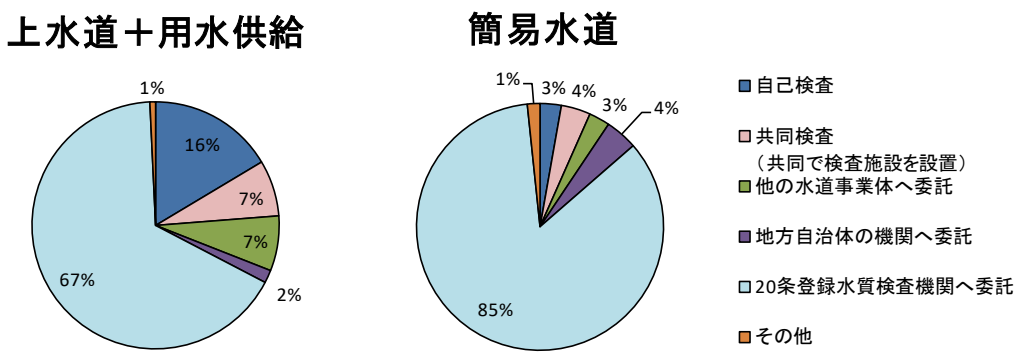

図 3-17　水質検査の実施状況

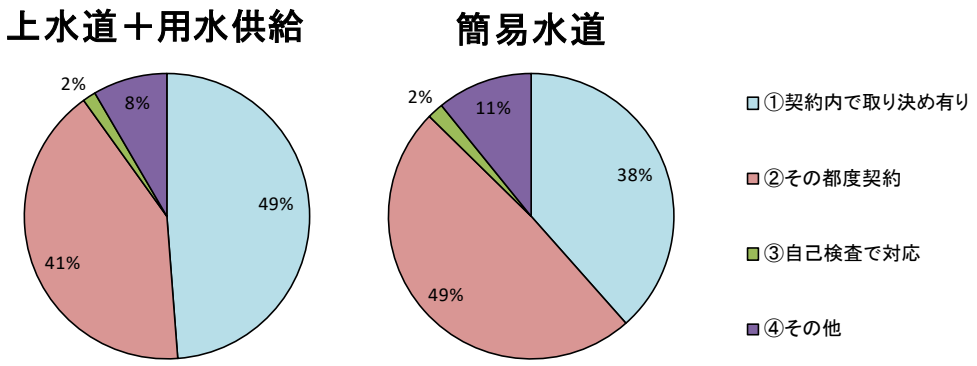

図 3-18　緊急時の水質検査

3-5. 水安全計画の策定状況等に関する調査

水安全計画の策定状況等に関する調査結果（令和４年３月末）を表 3-28～表 3-29、図 3-19 に示す。

表 3-28　水安全計画策定状況(1)

		上水道事業	簡易水道事業	水道用水供給事業	全事業	上水道＋用水供給
回収状況	事業数	1,317 (100.0%)	2,371 (100.0%)	82 (100.0%)	3,770 (100.0%)	1,399 (100.0%)
	回答あった事業	1,048 (79.6%)	1,254 (52.9%)	82 (100.0%)	2,384 (63.2%)	1,130 (80.8%)
	回答なし	269 (20.4%)	1,117 (47.1%)	0 (0.0%)	1,386 (36.8%)	269 (19.2%)
※策定・進捗状況	事業者数	1,317 (100.0%)	2,371 (100.0%)	82 (100.0%)	3,770 (100.0%)	1,399 (100.0%)
	着手状況	1,056 (80.2%)	1,254 (52.9%)	82 (100.0%)	2,269 (60.2%)	924 (66.0%)
	策定済	592 (45.0%)	228 (9.6%)	71 (86.6%)	891 (23.6%)	663 (47.4%)
	策定中	69 (5.2%)	46 (1.9%)	2 (2.4%)	117 (3.1%)	71 (5.1%)
	3年以内に着手	395 (30.0%)	980 (41.3%)	9 (11.0%)	1,384 (36.7%)	404 (28.9%)
	未着手	261 (19.8%)	1,117 (47.1%)	0 (0.0%)	1,378 (36.6%)	261 (18.7%)

※策定・進捗状況の異なる複数回答がある事業者については、進捗の進んでいるWSPをもとに集計した。

回答あった事業：策定予定なしの理由の回答を含む

未着手は策定済、策定中、3年以内に着手の回答がない数

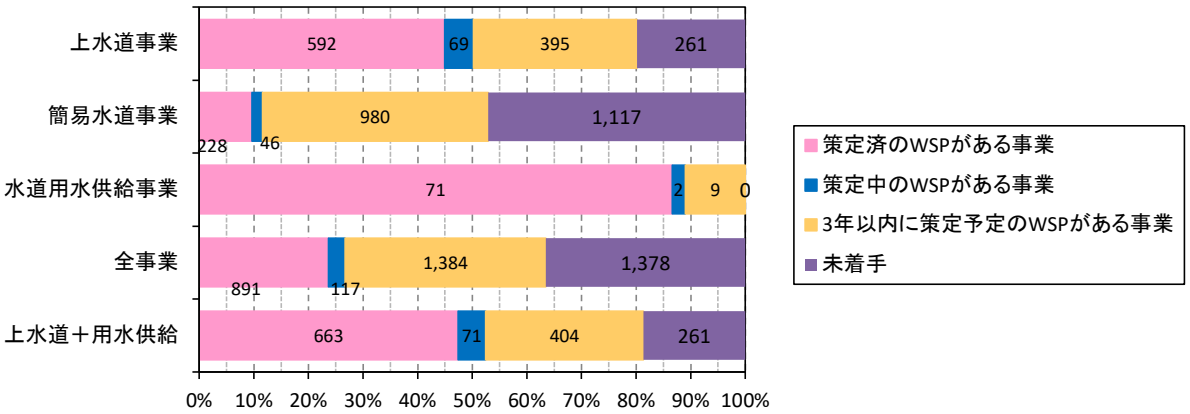

図 3-19　水安全計画策定状況

表 3-29　水安全計画策定状況(2)

		上水道事業（一事業）のみ経営	上水道事業（複数事業）のみ経営	上水道事業のみ経営	簡易水道事業（一事業）のみ経営	簡易水道事業（複数事業）のみ経営	水道用水供給事業のみ経営	上水道事業と簡易水道事業を経営	上水道事業と水道用水供給事業を経営	上水道事業と水道用水供給事業と簡易水道事業を経営	簡易水道事業と水道用水供給事業を経営	全事業者	上水道事業又は水道用水供給事業を経営	簡易水道事業のみ経営
回収状況	事業者数	1010 (100.0%)	19 (100.0%)	1029 (100.0%)	862 (100.0%)	85 (100.0%)	60 (100.0%)	213 (100.0%)	9 (100.0%)	0 －	0 －	2,258 (100.0%)	1,311 (100.0%)	947 (100.0%)
	回答あり(着手状況)	807 (79.9%)	17 (89.5%)	824 (80.1%)	302 (35.0%)	44 (51.8%)	60 (100.0%)	160 (75.1%)	9 (100.0%)	0 －	0 －	1,399 (62.0%)	1,053 (80.3%)	346 (36.5%)
	回答なし(着手状況)	203 (20.1%)	2 (10.5%)	205 (19.9%)	560 (65.0%)	41 (48.2%)	0 (0.0%)	53 (24.9%)	0 (0.0%)	0 －	0 －	859 (38.0%)	258 (19.7%)	601 (63.5%)
※策定・進捗状況	事業者数	1,010 (100.0%)	19 (100.0%)	1,029 (100.0%)	862 (100.0%)	85 (100.0%)	60 (100.0%)	213 (100.0%)	9 (100.0%)	0 －	0 －	2,258 (100.0%)	1,311 (100.0%)	947 (100.0%)
	着手状況	805 (79.7%)	17 (89.5%)	822 (79.9%)	300 (34.8%)	44 (51.8%)	60 (100.0%)	159 (74.6%)	9 (100.0%)	0 －	0 －	1,394 (61.7%)	1,050 (80.1%)	344 (36.3%)
	策定済	472 (46.7%)	9 (47.4%)	481 (46.7%)	22 (2.6%)	7 (8.2%)	52 (86.7%)	75 (35.2%)	7 (77.8%)	0 －	0 －	644 (28.5%)	615 (46.9%)	29 (3.1%)
	策定中	46 (4.6%)	1 (5.3%)	47 (4.6%)	11 (1.3%)	1 (1.2%)	1 (1.7%)	7 (3.3%)	1 (11.1%)	0 －	0 －	68 (3.0%)	56 (4.3%)	12 (1.3%)
	3年以内に着手	287 (28.4%)	7 (36.8%)	294 (28.6%)	267 (31.0%)	36 (42.4%)	7 (11.7%)	77 (36.2%)	1 (11.1%)	0 －	0 －	682 (30.2%)	379 (28.9%)	303 (32.0%)
	未着手	205 (20.3%)	2 (10.5%)	207 (20.1%)	562 (65.2%)	41 (48.2%)	0 (0.0%)	54 (25.4%)	0 (0.0%)	0 －	0 －	864 (38.3%)	261 (19.9%)	603 (63.7%)

4. クリプトスポリジウム等の検出状況の整理

4-1. 調査概要

報告された、耐塩素性病原生物（クリプトスポリジウム及びジアルジア）の検出状況等の情報について集計を行った。

（1）集計の対象年度及び各年度における集計件数

平成 28 年度～令和 4 年度（令和 4 年度は令和 4 年 12 月まで）に、厚生労働省に報告があったものを集計の対象とした。

各年度における集計件数（原水と浄水の両方で検出されたものは、合わせて 1 件として計数）を以下に示す。

・平成 28 年度	85 件
・平成 29 年度	72 件
・平成 30 年度	52 件
・平成 31-令和元年度	42 件
・令和 2 年度	57 件
・令和 3 年度	96 件
・令和 4 年度（12 月時点）	87 件

（2）集計方法

都道府県及び水道事業者等からの報告書において、次の(3)に示す項目が記載されていたものについて、集計を行った。

事業者等からの報告書において、リスクレベル、給水人口、浄水処理方法の記載がないものについては、「水道水質関連調査結果等整理業務」による集計結果（クリプトスポリジウム等対策実施状況調査：FILE02、平成 31-令和元年度以降は FILE03）も活用した（表 4-1 参照）。

表 4-1　リスクレベルの判定等に用いたデータベースファイル

クリプトスポリジウム等の検出報告	実際の検出時期	リスクレベル、給水人口、浄水処理方法の調査に活用した「水道水質関連調査業務」のデータベースファイル	データベースファイルの調査対象期間
平成27年度	平成27年1月から27年12月	H27年度_FILE02集計.xls	平成27年4月から27年12月
平成28年度	平成28年2月から29年3月	H28年度_FILE02集計.xls	（平成28年4月から28年12月）
平成29年度	平成29年4月から30年2月	●FILE02集計_H29.xls	（平成29年4月から29年12月）
平成30年度	平成30年4月から30年12月	●クリプトスポリジウム等検出状況集計（平成20から30年度）_2019.xlsx	（平成30年4月から30年12月）
平成31-令和元年度	平成31年1月から令和年12月	◆FILE03解析結果_R01（暫定終了20200207）.xlsm	（平成31年4月から令和元年12月）
令和2年度	令和2年1月から令和2年12月	FILE03データ諸ファイル	（令和2年4月から令和2年12月）
令和3年度	令和3年1月から令和2年12月	FILE03データ諸ファイル	（令和2年4月から令和2年12月）

（3）集計項目

原水及び浄水中でクリプトスポリジウムあるいはジアルジアが検出された事例における集計項目を表 4-2 に示す。

表 4-2　集計対象項目

原水中での検出事例報告	浄水中での検出事例報告
発生時期	発生時期
都道府県名／事業体名	都道府県名／事業体名
水道種別	水道種別
水源の名称	水源の名称
水源種別	水源種別
浄水施設名	浄水施設名
リスクレベル	リスクレベル
浄水処理方法	浄水処理方法
給水人口	給水人口
病原生物の検出濃度	病原生物の検出濃度
原因	原因
検出時の浄水濁度	検出時の浄水濁度
	健康被害発生状況
	対応経緯
	関係機関との連絡状況
	今後の対応方針

4-2. 集計結果

全国の都道府県及び水道事業者等から報告された、クリプトスポリジウム及びジアルジアの検出状況等の集計結果を表 4-3 に示す

表 4-3　クリプトポリジウム等の検出状況 (1/10)

処理用連番	枝番	発生時期（年/月）	都道府県名	事業体/自治体名	水道種別	水源の名称	水源種別	浄水施設名（記載がない場合、取水口等の記載があれば記す）	リスクレベル	浄水処理方法				給水人口（人）	原因	検出時の浄水濁度	クリプトスポリジウムの検出		ジアルジアの検出		原水/浄水の別	健康被害発生状況	対応経緯	関係機関との連絡	今後の対応方針	備考欄
										凝集沈殿	急速ろ過	緩速ろ過	消毒のみ				検出の有無（検出の場合○）	濃度（個/10L）	検出の有無（検出の場合○）	濃度（個/10L）						
H28-001	-01	H28.02	北海道	剣淵町簡易水道	簡易水道	湧水	その他	旧12区浄水場					○	2,547		0.1度以下	○	22	○	17	原水					
H28-002	-01	H28.04	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	地表水	社家取水管理事務所		○	○					0.1度以下	○	3			原水					・給水人口は記載なし。
H28-003	-01	H28.04	神奈川県	企業局水道部浄水課	上水道	相模川	地表水	寒川浄水場		○	○			1,280,000		0.1度以下	○	1			原水					
H28-004	-01	H28.04	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川水系　印旛沼	地表水	印旛取水場		○	○			320,000		0.1度以下	○	1	○	1	原水					
H28-004	-02	H28.04	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川水系　利根川	地表水	木下取水場		○	○			960,000		0.1度以下			○	1	原水					
H28-005	-01	H28.04	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川水系利根川（ 栗山川 ）	地表水	光取水場		○	○			61,000		0.1度以下	○	1			原水					
H28-006	-01	H28.05	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川水系	地表水	飯泉取水管理事務所		○	○					0.1度以下	○	2	○	1	原水					・給水人口は記載なし。
H28-007	-01	H28.05	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川水系　江戸川	地表水	矢切取水場		○	○			710,000		0.1度以下			○	2	原水					
H28-008	-01	H28.05	千葉県	千葉県	上水道	夷隅川水系夷隅川	地表水	佐野浄水場取水口		○	○			6,392		0.1度以下			○	1	原水					
H28-009	-01	H28.05	神奈川県	横須賀市上下水道局	上水道	相模川	地表水	有馬浄水場		○	○			410,000		0.1度以下	○	1			原水					
H28-010	-01	H28.06	埼玉県	秩父広域市町村圏組合水道局	上水道	小森川	地表水	煤川浄水場			○		○	21		0.1度以下			○	1	原水					
H28-011	-01	H28.06	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川水系	地表水	飯泉取水管理事務所		○	○					0.1度以下			○	1	原水					・給水人口は記載なし。
H28-011	-02	H28.06	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	地表水	社家取水管理事務所		○	○					0.1度以下	○	2			原水					・給水人口は記載なし。
H28-012	-01	H28.06	岐阜県	岐阜県	簡易水道	黒津谷	地表水	黒津浄水場　黒津谷取水地点				○		294		0.1度以下	○	1			原水					
H28-013	-01	H28.06	北海道	北海道（美幌町）	上水道	網走川水系女満別川	地表水	日並浄水場　着水井		○	○			113,180		0.1度以下	○	1			原水					
H28-014	-01	H28.06	群馬県	群馬県企業局	用水供給	群馬用水（利根川水系利根川）	地表水	群馬県県央第二水道			○			760,198		0.1度以下			○	1	原水					
H28-015	-01	H28.06	千葉県	千葉県水道局	上水道	養老川水系　高滝ダム湖	地表水	高滝取水場		○	○			220,000		0.1度以下			○	1	原水					
H28-016	-01	H28.06	長野県	（辰野町建設水道課）	簡易水道	飯沼沢水源	その他	飯沼沢水源					○	68		0.1度以下	○	1			原水					
H28-017	-01	H28.06	長野県	（箕輪町長岡地区住民組合）	簡易水道	郷沢水源	その他	郷沢水源					○	1,200		0.1度以下			○	1	原水					
H28-018	-01	H28.06	長野県	（辰野町建設水道課、箕輪町建設水道課）	上水道	桑沢水源	地表水	桑沢浄水場着水井			○					0.1度以下			○	1	原水					・給水人口は記載なし。
H28-019	-01	H28.07	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川	地表水	印旛取水場		○	○			320,000		0.1度以下			○	1	原水					
H28-019	-02	H28.07	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川	地表水	木下取水場		○	○			960,000		0.1度以下			○	1	原水					
H28-020	-01	H28.07	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川水系	地表水	飯泉取水管理事務所		○	○					0.1度以下	○	1			原水					・給水人口は記載なし。
H28-020	-02	H28.07	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	地表水	社家取水管理事務所		○	○					0.1度以下			○	1	原水					・給水人口は記載なし。
H28-021	-01	H28.07	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川	地表水	印旛取水場		○	○			320,000		0.1度以下			○	1	原水					
H28-021	-02	H28.07	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川	地表水	木下取水場		○	○			960,000		0.1度以下			○	1	原水					
H28-022	-01	H28.07	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系渡良瀬川	地表水	群馬県新田山田水道			○			265,903		0.1度以下	○	1	○	1	原水					
H28-023	-01	H28.07	北海道	北海道（羽幌町）	簡易水道	白浜名無川	地表水	白浜浄水場		○	○			219		0.1度以下	○	1			原水					
H28-024	-01	H28.08	長野県	長野県	上水道	栗谷俣沢、一の沢、二の沢、黒川各水源	地表水	男女沢浄水場　着水井			○			15,380		0.1度以下	○	1			原水					・給水人口はFILE02より。
H28-025	-01	H28.08	新潟県	長岡市水道局	簡易水道	塩谷川支流	地表水	明道浄水場　着水井				○		300		0.1度以下			○	1	原水					
H28-026	-01	H28.08	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川水系　江戸川	地表水	矢切取水場		○	○			690,000		0.1度以下			○	4	原水					
H28-027	-01	H28.08	群馬県	群馬県企業局	水道用水供給	群馬用水（利根川水系利根川）	地表水	群馬県県央第一水道			○			731,977		0.1度以下	○	4	○	2	原水					
H28-028	-01	H28.09	東京都	東京都	簡易水道	利島村浄水場（貯水池）	表流水	利島村浄水場（貯水池）			○			304		0.1度以下	○	1	○	2	原水					
H28-029	-01	H28.09	福井県	福井県	用水供給	九頭竜川水系竹田川	表流水	福井県坂井市丸岡町山久保6字釜ヶ淵29番1地先		○	○			135,000		0.1度以下			○	1	原水					
H28-030	-01	H28.09	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	表流水	社家取水管理事務所		○	○					0.1度以下			○	1	原水					・給水人口は記載なし。
H28-031	-01	H28.09	神奈川県	横須賀市上下水道局	上水道	相模川	表流水	有馬浄水場		○	○			410,000		0.1度以下	○	1			原水					
H28-032	-01	H28.09	群馬県	群馬県企業局	用水供給	群馬用水（利根川水系利根川）	表流水	群馬県県央第二水道			○			760,198		0.1度以下	○	2			原水					
H28-033	-01	H28.09	千葉県	千葉市	専用水道	地下水	不圧地下水（浅井戸）	学校法人千葉明徳学園千葉明徳短期大学					○	1,869		不明			○	7	原水					濁度記載なし
H28-034	-01	H28.10	愛媛県	愛媛県	簡易水道	上須戒水源	表流水	大洲市上須戒乙733-1				○		364		0.1度以下			○	1	原水					
H28-035	-01	H28.10	埼玉県	企業局	用水供給	表流水、（ダム放流水等）	表流水	吉見浄水場　荒川右岸		○	○			447,492		0.1度以下			○	1	原水					・給水人口はFILE02より。
H28-036	-01	H28.10	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川水系	表流水	飯泉取水管理事務所		○	○					0.1度以下			○	1	原水					・給水人口は記載なし。
H28-037	-01	H28.10	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系渡良瀬川	表流水	群馬県新田山田水道			○			265,903		0.1度以下			○	1	原水					
H28-038	-01	H28.10	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系利根川	表流水	群馬県東部地域水道			○			396,347		0.1度以下	○	1			原水					
H28-039	-01	H28.10	長野県	（伊那市高遠長谷水道課）	簡易水道	岩ノ沢水源（湧水）	その他	岩ノ沢水源　原水					○	100		不明			○	1	原水					
H28-040	-01	H28.11	神奈川県	横須賀市上下水道局	上水道	相模川	表流水	有馬浄水場		○	○			410,000		0.1度以下	○	1			原水					
H28-041	-01	H28.11	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	表流水	小雀浄水場		○	○			1,310,000		0.1度以下	○	1	○	1	原水					
H28-042	-01	H28.11	広島県	広島県企業局	用水供給	沼田川	表流水	本郷取水場取水口		○	○	○		730,000		0.1度以下			○	1	原水					
H28-043	-01	H28.11	東京都	東京都	上水道	－	表流水	金町浄水場　金町取水塔			○			2,715,000		0.1度以下			○	2	原水					
H28-043	-02	H28.11	東京都	東京都	上水道	－	表流水	朝霞浄水場　秋ヶ瀬取水堰			○			2,887,000		0.1度以下			○	2	原水					
H28-044	-01	H28.11	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	表流水	社家取水管理事務所		○	○					0.1度以下	○	8	○	1	原水					・給水人口は記載なし。
H28-045	-01	H28.11	千葉県	北千葉広域水道企業団	用水供給	江戸川	表流水	北千葉広域水道企業団取水口		○	○			4,220,073		0.1度以下			○	1	原水					
H28-046	-01	H28.11	大阪府	箕面市	上水道	－	表流水	箕面取水場			○	○		24,683		0.1度以下			○	10	原水					

表 4-3　クリプトポリジウム等の検出状況 (2/10)

処理用連番	枝番	発生時期（年/月）	都道府県名	事業体/自治体名	水道種別	水源の名称	水源種別	浄水施設名（記載がない場合、取水口等の記載があれば記す）	リスクレベル	浄水処理方法				給水人口（人）	原因	検出時の浄水濁度	クリプトスポリジウムの検出		ジアルジアの検出		原水/浄水の別	健康被害発生状況	対応経緯	関係機関との連絡	今後の対応方針	備考欄
										凝集沈殿	急速ろ過	緩速ろ過	消毒のみ				検出の有無（検出の場合○）	濃度（個/10L）	検出の有無（検出の場合○）	濃度（個/10L）						
H28-047	-01	H28.11	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川水系	表流水	飯泉取水管理事務所		○	○					0.1度以下			○	1	原水					・給水人口は記載なし。
H28-048	-01	H28.11	神奈川県	神奈川県企業庁	上水道	相模川	表流水	寒川浄水場		○	○			1,280,000		0.1度以下	○	1			原水					
H28-049	-01	H28.11	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系利根川	表流水	群馬県東部地域水道			○			396,347		0.1度以下	○	2			原水					
H28-050	-01	H28.11	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川	表流水	県南水道事務所利根川浄水場　取水口		○	○			260,208		0.1度以下			○	1	原水					
H28-051	-01	H28.12	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	表流水	社家取水管理事務所		○	○					0.1度以下	○	7			原水					
H28-052	-01	H28.12	宮崎県	宮崎市	上水道	大淀川	表流水	下北方浄水場		○	○			179,000		0.1度以下	○	1			原水					
H28-052	-02	H28.12	宮崎県	宮崎市	上水道	大淀川	表流水	富吉浄水場		○	○			154,000		0.1度以下	○	1			原水					
H28-053	-01	H28.12	神奈川県	神奈川県企業庁	上水道	相模湖	表流水	谷ケ原浄水場		○	○			950,000		0.1度以下	○	1			原水					
H28-054	-01	H28.12	群馬県	群馬県企業局	用水供給	群馬用水	表流水	群馬県県央第二水道			○			760,198		0.1度以下	○	1	○	1	原水					
H28-055	-01	H28.12	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川	表流水	県西水道事務所水海道浄水場　小山取水場		○	○			231,672		0.1度以下			○	1	原水					
H28-056	-01	H29.01	千葉県	千葉県	上水道	養老川水系　高滝ダム	表流水	高滝取水場			○			46,902		0.1度以下			○	3	原水					
H28-057	-01	H29.01	埼玉県	企業局	用水供給	~	表流水	庄和浄水場　江戸川右岸		○	○			1,145,451		0.1度以下	○	2	○	1	原水					・給水人口はFILE02より。
H28-058	-01	H29.01	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	表流水	社家取水管理事務所		○	○					0.1度以下	○	3			原水					・給水人口は記載なし。
H28-059	-01	H29.01	千葉県	銚子市	上水道	利根川水系黒部川	表流水	千葉県香取郡東庄町新宿1465番地地先		○	○			62,419		0.1度以下	○	4			原水					
H28-060	-01	H29.01	宮崎県	宮崎市	上水道	大淀川	表流水	下北方浄水場(柏田取水口)		○	○			179,000		0.1度以下	○	3	○	1	原水					
H28-060	-02	H29.01	宮崎県	宮崎市	上水道	大淀川	表流水	富吉浄水場(富吉取水口)		○	○			154,000		0.1度以下	○	3			原水					
H28-061	-01	H29.01	千葉県	野田市水道部	上水道	江戸川	表流水	中野台取水場		○	○			127,000		不明	○	1	○	1	原水					
H28-062	-01	H29.01	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	表流水	寒川取水事務所		○	○			1,310,000		0.1度以下	○	4			原水					
H28-063	-01	H29.01	神奈川県	横須賀市上下水道局	上水道	相模川	表流水	有馬浄水場		○	○			410,000		0.1度以下	○	5			原水					
H28-064	-01	H29.01	東京都	東京都	上水道	~	表流水	東村山浄水場			○			5,887,000		0.1度以下			○	2	原水					
H28-065	-01	H29.01	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系利根川	表流水	群馬県東部地域水道			○			396,347		0.1度以下	○	3	○	2	原水					
H28-066	-01	H29.01	北海道	旭川市水道局	上水道	石狩川	表流水	石狩川浄水場		○	○			224,900		0.1度以下			○	0.25	原水					「ジアルジアの濃度＝1個/40L」と記載
H28-067	-01	H29.01	千葉県	南房総広域水道企業団	上水道	利根川水系利根川	表流水	大多喜浄水場		○	○			198,064		0.1度以下	○	5			原水					
H28-068	-01	H29.01	埼玉県	企業局	用水供給	~	表流水	行田浄水場		○	○			1,748,900		0.1度以下	○	1	○	1	原水					・給水人口はFILE02より。
H28-069	-01	H29.01	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川	表流水	水海道浄水場　小山取水場			○			231,672		0.1度以下			○	1	原水					
H28-070	-01	H29.01	茨城県	茨城県企業局	上水道	鬼怒川	表流水	水海道浄水場　板戸井取水場			○			231,672		0.1度以下			○	2	原水					
H28-071	-01	H29.02	神奈川県	横須賀市上下水道局	上水道	相模川	表流水	有馬浄水場		○	○			410,000		0.1度以下	○	5			原水					
H28-072	-01	H29.02	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	表流水	小雀浄水場		○	○			1,310,000		0.1度以下	○	5			原水					
H28-073	-01	H29.02	千葉県	千葉県	上水道	夷隅川水系夷隅川	表流水	佐野浄水場取水口		○	○					0.1度以下	○	1			原水					「給水範囲の戸数＝6,392戸」と記載
H28-074	-01	H29.02	千葉県	北千葉広域水道企業団	用水供給	江戸川	表流水	北千葉広域水道企業団取水口		○	○			4,220,073		0.1度以下	○	1			原水					
H28-075	-01	H29.02	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川水系　江戸川	表流水	矢切取水場		○	○			690,000		0.1度以下			○	1	原水					
H28-076	-01	H29.02	群馬県	群馬県企業局	用水供給	群馬用水	表流水	群馬県県央第一水道			○			731,977		0.1度以下	○	1			原水					
H28-077	-01	H29.03	群馬県	群馬県企業局	用水供給	群馬用水	表流水	群馬県県央第二水道			○			760,198		0.1度以下			○	1	原水					
H29-001	-01	H29.04	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	表流水	社家取水管理事務所	レベル4	○	○			－	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		県保健福祉局生活衛生部環境衛生課、同一水系	ろ過水高度管理の徹底	
H29-002	-01	H29.04	神奈川県	川崎市上下水道局	上水道	相模川水系	表流水	長沢浄水場　第1着水井(原水)	レベル4	○	○			1,350,000	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		市健康福祉局感染症対策課、同一水系、県生労衛局	ろ過水高度管理の徹底	
H29-003	-01	H29.04	神奈川県	横須賀市上下水道局	上水道	相模川	表流水	有馬浄水場	レベル4	○	○			410,000	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		市健康部保健所生活衛生課、同一水系	ろ過水高度管理の徹底	
H29-004	-01	H29.05	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川水系	表流水	飯泉取水管理事務所	レベル4	○	○			－	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		県保健福祉局生活衛生部環境衛生課、同一水系	ろ過水高度管理の徹底	
H29-004	-02	H29.05	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	表流水	社家取水管理事務所	レベル4	○	○			－	不明	0.1度以下	○	5			原水	健康被害報告なし		県保健福祉局生活衛生部環境衛生課、同一水系	ろ過水高度管理の徹底	
H29-005	-01	H29.05	沖縄県	沖縄県企業局	用水供給	比謝川・長田川・天願川(表流水)倉敷ダム(ダム水)、真玉橋井戸群(浅井戸)	その他	北谷浄水場	レベル4	○	○			400,000	不明	0.1度以下	○	1	○	1	原水	健康被害報告なし			ろ過水高度管理の徹底	
H29-006	-01	H29.05	千葉県	北千葉広域水道企業団	水道用水供給	江戸川	表流水	北千葉広域水道企業団取水口(松戸市七右衛門新田地先)	レベル4	○	○			4,220,073	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		県生労衛局、県総合企画部水政課、構成団体	ろ過水高度管理の徹底	
H29-007	-01	H29.05	沖縄県	沖縄県企業局	用水供給	比謝川	表流水	比謝川	レベル4	○	○			400,000	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし			ろ過水高度管理の徹底	
H29-008	-01	H29.05	岐阜県	岐阜県	上水道	今須中町水源	不圧地下水(浅井戸)	今須中町浄水場	レベル3		○			530	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		関ケ原町、県西濃保健所	浄水高度管理徹底・急速ろ過施設運用管理の徹底	
H29-009	-01	H29.06	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	表流水	社家取水管理事務所	レベル4	○	○			－	不明	0.1度以下	○	2			原水	健康被害報告なし		県保健福祉局生活衛生部生活衛生課、同一水系	ろ過水高度管理の徹底	
H29-009	-02	H29.06	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	表流水	社家取水管理事務所	レベル4	○	○			－	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		県保健福祉局生活衛生部生活衛生課、同一水系	ろ過水高度管理の徹底	
H29-010	-01	H29.07	青森県	青森市	上水道	横内川	表流水	横内浄水場	レベル4			○		92,000	ハタネズミ又はマスクラット(推定)	0.1度以下			○	2		健康被害報告なし		国立感染症研究所	ろ過水高度管理の徹底	
H29-011	-01	H29.07	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川水系	表流水	飯泉取水管理事務所	レベル4	○	○			－	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		県保健福祉局生活衛生部生活衛生課、同一水系	ろ過水高度管理の徹底	
H29-011	-02	H29.07	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	表流水	社家取水管理事務所	レベル4	○	○			－	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		県保健福祉局生活衛生部生活衛生課、同一水系	ろ過水高度管理の徹底	
H29-012	-01	H29.07	神奈川県	横須賀市上下水道局	上水道	相模川	表流水	有馬浄水場	レベル4	○	○			410,000	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		市健康部保健所生活衛生課、同一水	ろ過水高度管理の徹底	
H29-013	-01	H29.07	北海道	初山別村	飲料水供給施設	茂築別川水系湧水の沢川	表流水	東山浄水場				○		3	不明		○	1			原水	健康被害報告なし		留萌保健所	ろ過水高度管理の徹底	
H29-014	-01	H29.07	北海道	羽幌町	上水道	準用河川福寿川	表流水	準用河川福寿会　取水口	レベル4		○			6,650	前日の降雨の影響(推定)	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		留萌保健所	ろ過水高度管理の徹底	
H29-015	-01	H29.07	群馬県	群馬県企業局	水道用水供給	利根川水系利根川	表流水	群馬県東部地域水道	レベル4		○			396,347	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		県健康福祉局食品・生活衛生課、同一水系	ろ過水高度管理の徹底	
H29-016	-01	H29.08	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川水系江戸川	表流水	矢切取水場	レベル4	○	○			700,000	不明	0.1度以下			○	5	原水	健康被害報告なし		県総合企画部水政課、同一水系	ろ過水高度管理の徹底	

表 4-3　クリプトポリジウム等の検出状況 (3/10)

処理用連番	枝番	発生時期（年/月）	都道府県名	事業体/自治体名	水道種別	水源の名称	水源種別	浄水施設名（記載がない場合、取水口等の記載があれば記す）	リスクレベル	浄水処理方法 凝集沈殿	急速ろ過	緩速ろ過	消毒のみ	給水人口（人）	原因	検出時の浄水濁度	クリプトスポリジウムの検出 検出の有無（検出の場合〇）	濃度（個/10L）	ジアルジアの検出 検出の有無（検出の場合〇）	濃度（個/10L）	原水/浄水の別	健康被害発生状況	対応経緯	関係機関との連絡	今後の対応方針	備考欄
H29-017	-01	H29.08	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川水系利根川	地表水	房総導水路東金分水工	レベル4	○	○			141,000	不明	0.1度以下			○	2	原水	健康被害報告なし		県総合企画部水政課、同一水系	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-018	-01	H29.09	鹿児島県	鹿児島県	長島町西部地区簡易水道	指江第4(川内)水源	被圧地下水（深井戸）	指江第4(川内)水源					○	1,177	ジアルジアの検出				○	1	原水	健康被害報告なし		県川薩保健所	紫外線処理設備を施設整備したうえ、取水を再開	
H29-019	-01	H29.09	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川水系	表流水	飯泉取水管理事務所	レベル4	○	○			–	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		県保健福祉局生活衛生部生活衛生課、同一水系	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-019	-02	H29.09	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	表流水	社家取水管理事務所	レベル4	○	○			–	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		県保健福祉局生活衛生部生活衛生課、同一水系	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-020	-01	H29.09	岩手県	盛岡市上下水道局	上水道	中津川	表流水	新庄浄水場着水井	レベル4	○	○			62,508	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		厚生労働省、岩手県、盛岡市保健所	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-021	-01	H29.09	千葉県	千葉県水道局	上水道	養老川水系　高滝ダム湖	表流水	高滝取水場	レベル4	○	○			220,000	不明	0.1度以下			○	19	原水	健康被害報告なし		県総合企画部水政課、同一水系	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-022	-01	H29.09	神奈川県	横須賀市上下水道局	上水道	相模川	表流水	有馬浄水場	レベル4	○	○			410,000	不明	0.1度以下	○	2			原水	健康被害報告なし		市健康部保健所生活衛生課、同一水	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-023	-01	H29.09	沖縄県	沖縄県企業局	用水供給	平南川	表流水	平南川	レベル4	○	○			40,000	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし			ろ過水濁度管理の徹底	
H29-024	-01	H29.09	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	表流水	寒川取水事務所	レベル4	○	○			1,340,000	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		県保健福祉局、市健康福祉局、厚労省、同一水系	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-025	-01	H29.10	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川水系	表流水	飯泉取水管理事務所	レベル4	○	○			–	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		県保健福祉局生活衛生部生活衛生課、同一水系	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-025	-02	H29.10	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	表流水	社家取水管理事務所	レベル4	○	○			–	不明	0.1度以下	○	2			原水	健康被害報告なし		県保健福祉局生活衛生部生活衛生課、同一水系	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-026	-01	H29.10	千葉県	千葉県	上水道	待崎川水系待崎川	表流水	鴨川市水道局横渚浄水場取水口	レベル4	○	○			6479戸	不明	0.1度以下			○	3	原水	健康被害報告なし		千葉県総合企画部水政課	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-027	-01	H29.10	新潟県	新潟市水道局	上水道	中ノ口川	表流水	戸頭浄水場	レベル4	○	○			57,000	原水からクリプトスポリジウム	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		新潟県	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-028	-01	H29.10	大阪府	大阪広域水道企業団	上水道	淀川	表流水	一津屋取水場（三島浄水場）	レベル4	○	○			613,000	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		大阪府健康医療部環境衛生課、同一水系	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-028	-02	H29.10	大阪府	大阪広域水道企業団	上水道	淀川	表流水	磯島取水場（村野浄水場）	レベル4	○	○			3,480,000	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		大阪府健康医療部環境衛生課、同一水系	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-029	-01	H29.10	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川水系　印旛沼	表流水	印旛取水場	レベル4	○	○			320,000	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		県総合企画部水政課、同一水系	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-029	-02	H29.10	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川水系　利根川	表流水	木下取水場	レベル4	○	○			1,000,000	不明	0.1度以下			○	4	原水	健康被害報告なし		県総合企画部水政課、同一水系	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-030	-01	H29.10	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川水系利根川	表流水	光取水場	レベル4	○	○			60,000	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		県総合企画部水政課、同一水系	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-031	-01	H29.11	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	その他	西谷浄水場	レベル4	○	○			790,000	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		県保健福祉局、市健康福祉局、厚生労働省	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-032	-01	H29.11	岐阜県	西濃保健所	専用水道	貝月谷支流	表流水	貝月リゾート水源：貝月谷支流	レベル4		○			800（1日最大利用者）	取水施設上流で動物の糞便等	0.1度以下			○		原水	健康被害報告なし		西濃保健所	クリプトスポリジウム等検査前倒し	
H29-033	-01	H29.11	千葉県	千葉県	上水道	夷隅川水系夷隅川	表流水	佐野浄水場取水口	レベル4	○	○			6392戸	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		千葉県総合企画部水政課	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-034	-01	H29.11	宮崎県	宮崎市	上水道	大淀川	表流水	富吉浄水場(富吉取水口)	レベル4	○	○			147,000	不明	0.1度以下	○	2			原水	健康被害報告なし		厚生労働省、宮崎県中央保健所	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-035	-01	H29.11	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川水系	表流水	飯泉取水管理事務所	レベル4	○	○			–	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		県保健福祉局生活衛生部生活衛生課、同一水系	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-036	-01	H29.11	千葉県	北千葉広域水道企業団	水道用水供給	江戸川	表流水	北千葉広域水道企業団取水口（松戸市七右衛門新田地先）	レベル4	○	○			4,220,073	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		厚生労働省、県総合企画部水政	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-037	-01	H29.11	神奈川県	横須賀市上下水道局	上水道	相模川	表流水	有馬浄水場	レベル4	○	○			410,000	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		市健康部保健所生活衛生課、同一水系	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-038	-01	H29.11	神奈川県	川崎市上下水道局	上水道	相模川水系	表流水	長沢浄水場　第3着水井	レベル4	○	○			1,150,000	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		県保健福祉局、市健康福祉局、同一水系、厚労省	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-039	-01	H29.11	群馬県	群馬県企業局	水道用水供給	群馬用水（利根川水系利根川）	表流水	群馬県県央第一水道	レベル4		○			741,104	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		県保健福祉部食品・生活衛生課、厚労省、同一水系	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-040	-01	H29.11	神奈川県	神奈川県企業庁	上水道	相模川	表流水	寒川浄水場	レベル4	○	○			1,190,000	不明	0.1度以下	○	2			原水	健康被害報告なし		県保健福祉局生活衛生部、同一水系、厚生労働省	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-041	-01	H29.11	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川水系　江戸川	表流水	矢切取水場	レベル4	○	○			700,000	不明	0.1度以下			○	2	原水	健康被害報告なし		県総合企画部水政課、同一水系	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-042	-01	H29.12	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	社家取水管理事務所	表流水	相模川水系	レベル4	○	○			–	不明	0.1度以下	○	13			原水	健康被害報告なし		県保健福祉局生活衛生部生活衛生課、同一水系	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-043	-01	H29.12	宮崎県	宮崎市上下水道局水道部浄水課	上水道	大淀川	表流水	下北方浄水場(柏田取水口)、富吉浄水場(富吉取水口)	レベル4	○	○			357,000	不明	0.1度以下	○	3			原水	健康被害報告なし		厚生労働省、宮崎県中央保健所	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-044	-01	H29.12	群馬県	群馬県企業局	用水供給	群馬用水(利根川水系利根川)	表流水	群馬県県央第二水道	レベル4		○			767,468	不明	0.1度以下	○	2			原水	健康被害報告なし		県健康福祉部食品・生活衛生課、同一水系、厚生労	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-045	-01	H29.12	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	表流水	寒川取水事務所	レベル4	○	○			1,340,000	不明	0.1度以下	○	1	○	1	原水	健康被害報告なし		県保健福祉局、市健康福祉局健、同一水系、厚労省	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-046	-01	H29.12	千葉県	千葉県水道局	上水道	養老川水系　高滝ダム湖	表流水	高滝取水場	レベル4	○	○			220,000	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		県総合企画部水政課、同一水系	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-047	-01	H29.12	埼玉県	埼玉県企業局	用水供給	ダム放流水	表流水	行田浄水場	レベル4	○	○			–	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		埼玉県保健医療部生活衛生課、利根川・荒川水系連	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-048	-01	H29.12	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	表流水	小雀浄水場	レベル4	○	○			1,340,000	不明	0.1度以下	○	2			原水	健康被害報告なし		県保健福祉局、市健康福祉局、同一水系、厚労省	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-049	-01	H29.12	群馬県	群馬東部水道企業団	上水道	利根川水系渡良瀬川	表流水	太田渡良瀬川取水場	レベル4	○	○			116,915	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		県健康福祉部衛生食品課、同一水系	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-050	-01	H30.1	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	社家取水管理事務所	表流水	相模川水系	レベル4	○	○			–	不明	0.1度以下	○	6			原水	健康被害報告なし		県保健福祉局生活衛生部生活衛生課、同一水系	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-050	-02	H30.1	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	社家取水管理事務所	表流水	相模川水系	レベル4	○	○			–	不明	0.1度以下	○	2			原水	健康被害報告なし		県保健福祉局生活衛生部生活衛生課、同一水系	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-051	-01	H30.1	千葉県	千葉県総合企画部水政課	上水道	養老川水系　高滝ダム湖	表流水	高滝取水場	レベル4	○	○			46,223	不明	0.1度以下	○	6			原水	調査中		県水政課、同一水系	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-052	-01	H30.1	神奈川県	横須賀市上下水道局	上水道	相模川	表流水	社家取水管理センター取水口（有馬浄水場）	レベル4	○	○			400,000	不明	0.1度以下	○	15			原水	健康被害報告なし		横須賀市健康部保健所生活衛生課、同一水系	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-053	-01	H30.1	宮崎県	宮崎市上下水道局水道部浄水課	上水道	大淀川	表流水	下北方浄水場(柏田取水口)、富吉浄水場(富吉取水口)	レベル4	○	○			357,000	不明	0.1度以下	○	3			原水	健康被害報告なし		厚生労働省、宮崎県中央保健所	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-054	-01	H30.1	東京都	東京都福祉保健局健康安全部環境保健衛生課水道担当	上水道	荒川	表流水	三郷浄水場、三園浄水場	レベル4	○	○			3,107,000	不明	0.1度以下	○	2	○	3	原水	健康被害報告なし		同一水系、感染症対策課	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-055	-01	H30.1	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川、渡良瀬川	表流水	群馬県新田山田水道、群馬県東部地域水道	レベル4	○	○			677,630	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		県健康福祉部食品・生活衛生課、同一水系、厚労省	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-056	-01	H30.1	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川水系　印旛沼	表流水	印旛取水場	レベル4	○	○			320,000	不明	0.1度以下			○	5	原水	健康被害報告なし		千葉県総合企画部水政課、同一水系	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-056	-02	H30.1	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川水系　利根川	表流水	木下取水場	レベル4	○	○			1,000,000	不明	0.1度以下			○	4	原水	健康被害報告なし		千葉県総合企画部水政課、同一水系	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-057	-01	H30.1	大阪府	河内長野市上下水道部水道課	上水道	大和川水系　石川	表流水	西代浄水場	レベル4	○	○			10,000	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		富田林市、大阪府藤井寺保健所、厚生労働省	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-058	-01	H30.1	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	表流水	寒川取水事務所	レベル4	○	○			1,340,000	不明	0.1度以下	○	11	○	1	原水	健康被害報告なし		県保健福祉局、市健康福祉局、同一水系、厚労省	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-058	-02	H30.1	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	表流水	寒川取水事務所	レベル4	○	○			1,340,000	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		県保健福祉局、市健康福祉局、同一水系、厚労省	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-059	-01	H30.1	埼玉県	埼玉県企業局	用水供給	ダム放流水	表流水	新三郷浄水場	レベル4	○	○			–	不明	0.1度以下			○	5	原水	健康被害報告なし		埼玉県保健医療部生活衛生課、同一水系	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-060	-01	H30.2	茨城県	茨城県企業局	上水道	鬼怒川	表流水	県西水道事務所水海道浄水場　板戸井取水場	レベル4	○	○			231,672	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		保健福祉部生活衛生課、同一水系、厚生労働省	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-061	-01	H30.2	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	表流水	小雀浄水場	レベル4	○	○			1,340,000	不明	0.1度以下	○	5	○	1	原水	健康被害報告なし		県保健福祉局、市健康福祉局、同一水系、厚労省	ろ過水濁度管理の徹底	

表 4-3 クリプトポリジウム等の検出状況 (4/10)

処理用連番	枝番	発生時期（年/月）	都道府県名	事業体/自治体名	水道種別	水源の名称	水源種別	浄水施設名（記載がない場合、取水口等の記載があれば記す）	リスクレベル	浄水処理方法				給水人口（人）	原因	検出時の浄水濁度	クリプトスポリジウムの検出		ジアルジアの検出		原水/浄水の別	健康被害発生状況	対応経緯	関係機関との連絡	今後の対応方針	備考欄
										凝集沈殿	急速ろ過	緩速ろ過	消毒のみ				検出の有無（検出の場合○）	濃度（個/10L）	検出の有無（検出の場合○）	濃度（個/10L）						
H29-062	-01	H30.2	熊本県	熊本県環境生活部環境局環境保全課水道班	上水道	一本木1号井(深井戸)及び一本木2号井(深井戸)	被圧地下水(深井戸)	一本木水源地	レベル3					35,000	不明	不明	○	1	○	1	原水	健康被害報告なし		熊本市保健所生活衛生課	調査中のため停止、紫外線処理を行っている	
H30-001	-01	H30.4	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系(渡良瀬川、利根川)	表流水	[illegible]	レベル4		○			新田山田:272275人、東	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		・群馬県健康福祉部食品・生活衛生課、厚生労働省	ろ過水濁度管理の徹底	
H30-002	-01	H30.4	北海道	旭川市水道局	上水道	石狩川(表流水)	表流水	石狩川浄水場	レベル4	○	○			旭川市:約217，000人	不明	0.1度以下	○	0.5	○	0.75	浄水	健康被害報告なし		北海道，旭川市保健所，鷹栖町に連絡	①ろ過水濁度管理の徹底。追加検査結果の結果	「第2報」を採用。
H30-003	-01	H30.4	神奈川県	横須賀市上下水道局	上水道	相模川(表流水)	表流水	有馬浄水場	レベル4	○	○			40万人	不明	0.1度以下	○	2			原水	健康被害報告なし		横須賀市健康部保健所生活衛生課へ連絡済み	ろ過水濁度管理の徹底	
H30-004	-01	H30.4	神奈川県	神奈川県企業庁	上水道	相模川(表流水)	表流水	寒川浄水場	レベル4	○	○			約119万人	不明	0.1度以下	○	2			原水	健康被害報告なし		神奈川県健康医療局生活衛生部生活衛生課、厚生	ろ過水濁度管理の徹底	
H30-005	-01	H30.5	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川(表流水)	表流水	小雀浄水場(取水場所:高座郡寒川町宮山4073)	レベル4	○	○			134万人	不明	0.1度以下	○	18	○	2	原水	健康被害報告なし		平成30年5月9日 神奈川県保健福祉局生活	ろ過水濁度管理の徹底	
H30-005	-02	H30.5	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川(表流水)	表流水	小雀浄水場(取水場所:高座郡寒川町宮山4073)	レベル4	○	○			134万人	不明	0.1度以下	○	5	○	2	原水	健康被害報告なし		平成30年5月11日 神奈川県保健福祉局生活	ろ過水濁度管理の徹底	
H30-006	-01	H30.5	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川水系(表流水)	表流水	飯泉取水管理事務所	–	○	○			–	不明	0.1度以下			○	2	原水	健康被害報告なし		神奈川県保健福祉局生活衛生部生活衛生課、神奈	ろ過水濁度管理の徹底	
H30-006	-02	H30.5	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系(表流水)	表流水	社家取水管理事務所	–	○	○			–	不明	0.1度以下	○	6			原水	健康被害報告なし		神奈川県健康医療局生活衛生部生活衛生課、神奈	ろ過水濁度管理の徹底	
H30-007	-01	H30.5	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川水系　江戸川(表流水)	表流水	矢切取水場	レベル4	○	○			約70万人(平成28年度	不明	0.1度以下			○	2	原水	健康被害報告なし		利根川・荒川水系水道事業者連絡協議会の会員事	ろ過水濁度管理の徹底	リスクレベルは、「ちば野菊の里浄水場」の値を採用
H30-008	-01	H30.5	神奈川県	神奈川県企業庁	上水道	相模川(表流水)	表流水	寒川浄水場	レベル4	○	○			約119万人	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		厚生労働省、神奈川県健康医療局生活衛生部生活	ろ過水濁度管理の徹底	
H30-009	-01	H30.5	大阪府	河内長野市	上水道	石川水系　石見川支流菜畑谷 表流水	表流水	石見川浄水場　原水	レベル4			○		321人(平成30年4月末	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		大阪府藤井寺保健所、13:15厚生労働省へ電話連	引き続きろ過水濁度管理(高感度濁度計による24	
H30-010	-01	H30.6	熊本県	熊本県	上水道(原水)	一本木2号井(深井戸)	被圧地下水(深井戸)	一本木水源地	レベル3				○	約35,000人	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		熊本市上下水道局水運用課から熊本市保健所生活	現在、一本木2号井を取水停止。排水運転を実施後	
H30-011	-01	H30.6	岐阜県	飛騨市	上水道(上村第一)	上村第一水源(表流水)	表流水	上村第一水源	レベル4			○		390人	不明	0.1度以下			○	3	原水	健康被害報告なし		岐阜県飛騨保健所(担当者携帯)へ連絡	ﾎﾟｰﾀﾌﾞﾙ濁度計により監視を行う。	
H30-012	-01	H30.5	東京都	東京都	上水道	表流水	表流水	朝霞浄水場	レベル4		○			朝霞浄水場:3,078,00	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		周辺事業者に対しては、東京都水道局から、利根川・	ろ過水濁度管理の徹底	
H30-013	-01	H30.7	長野県	長野県	小諸上水、菱野簡水	水石水源(湧水)、舟ヶ沢水源(湧水)	表流水	西小諸配水池	レベル3				○	小諸上水:約870戸(約	不明	0.1度以下	○	0.5			浄水	健康被害報告なし		小諸市→佐久地域振興局→県水大気環境課	今回取水停止した水源については早急に膜ろ過設	
H30-014	-01	H30.7	群馬県	群馬県企業局	水道用水供給事業	東部地域:利根川(表流水)	表流水	群馬県東部地域水道(取水位置:群馬県邑楽郡千代田町大字瀬戸井地先)	レベル4		○			東部地域:405355人	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		・群馬県健康福祉部食品・生活衛生課、厚生労働省	ろ過水濁度管理の徹底	
H30-015	-01	H30.7	茨城県	茨城県企業局	上水道	涸沼川(表流水)	表流水	茨城県企業局　県中央水道事務所涸沼川浄水場　涸沼川取水口	レベル4	○	○			67,372人(涸沼川浄水場	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		平成30年7月19日　15:00 保健福祉部生活衛生課,	ろ過水濁度管理の徹底	
H30-016	-01	H30.7	群馬県	桐生市水道局	上水道	利根川水系渡良瀬川(表流水)	表流水	元宿浄水場赤岩用水取水口:群馬県桐生市元宿町2108番地先	レベル4	○	○			74,073人(平成29年度末	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		平成30年7月19日14時00分に群馬県健康福祉部食	ろ過水濁度管理の徹底	
H30-017	-01	H30.7	大阪府	泉佐野市	上水道	大池　(表流水)	表流水	日根野浄水場　着水井サンプリング管(取水位置の高さは別紙参照)	レベル4	○	○			約39,000人	クリプトスポリジウム及びジアル	0.1度以下	○	2	○	3	原水	健康被害報告なし		泉佐野保健所と連絡	取水源の監視、ろ過水濁度管理の徹底、ろ過池の	
H30-018	-01	H30.8	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系(表流水)	表流水	社家取水管理事務所	–	○	○			–	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		神奈川県健康医療局生活衛生部生活衛生課、神奈	ろ過水濁度管理の徹底	
H30-019	-01	H30.8	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川水系(表流水)	表流水	飯泉取水管理事務所	–	○	○			–	不明	0.1度以下	○	2			原水	健康被害報告なし		神奈川県健康医療局生活衛生部生活衛生課、神奈	ろ過水濁度管理の徹底	
H30-020	-01	H30.8	埼玉県	深谷市水道事業	上水道	荒川(表流水)	表流水	川本浄水場　六堰取水口水源	レベル4		○	○		7968人(3,127世帯)	不明	0.1度以下			○	6	原水	健康被害報告なし		平成30年8月14日10:00 埼玉県生活衛生課へ連絡	ろ過水濁度管理の徹底	浄水処理方法「膜ろ過」
H30-021	-01	H30.8	千葉県	北千葉広域水道企業団	水道用水供給	江戸川(表流水)	表流水	北千葉広域水道企業団取水口(松戸市七右衛門新田地先)	–	○	○			4,271,696人(H29年度現	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		平成30年8月15日 13:00 厚生労働省、千葉県総合企	ろ過水濁度管理の徹底	
H30-022	-01	H30.8	群馬県	群馬県企業局	水道用水供給	群馬用水(利根川水系利根川)(表流水)	表流水	群馬県県央第一水道(取水位置:群馬県沼田市岩本町大字巻地先)	レベル4		○			740,153 人	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		・群馬県健康福祉部食品・生活衛生課、厚生労働省	ろ過水濁度管理の徹底	
H30-023	-01	H30.9	岩手県	盛岡市上下水道局	上水道	中津川(表流水)	表流水	新庄浄水場着水井	レベル4	○	○			62,145人(31,280世帯)	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		平成30年9月5日17時30分 厚生労働省，岩手県，盛岡	ろ過水濁度管理の徹底	
H30-024	-01	H30.9	東京都	東京都	上水道	表流水	表流水	三園浄水場	レベル4		○			三園浄水場:766,000	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		周辺事業者に対しては、東京都水道局から、利根川・	ろ過水濁度管理の徹底	
H30-024	-02	H30.9	東京都	東京都	簡易水道	表流水	表流水	御蔵島村浄水場	レベル4		○	○		298人(平成29年水道事	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		平成30年9月13日　島しょ保健所三宅出張所及び御	ろ過水濁度管理の徹底	浄水処理方法「膜処理」
H30-025	-01	H30.9	宮城県	石巻地方広域水道企業団	–	–	–	–	–					–	–	–			○	3	原水	健康被害報告なし		県庁に報告済み	–	データがメールファイル(.msg)のみで、不明箇所あり。
H30-026	-01	H30.9	沖縄県	沖縄県企業局	用水供給	比謝川・長田川・天願川(表流水)、倉敷ダム(ダム水)、嘉手納井戸群(浅井戸)	–	北谷浄水場　原水	レベル4	○	○			約40万人	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		なし	11日の検出を受け、北谷浄水管理事務所には、粒	
H30-027	-01	H30.9	沖縄県	沖縄県企業局	用水供給	平南川(表流水)	表流水	平南川	–	○	○			約4万人	不明	–			○	1	原水	健康被害報告なし		なし	ろ過処理水濁度管理の強化	
H30-028	-01	H30.10	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川水系(表流水)	表流水	飯泉取水管理事務所	–	○	○			–	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		神奈川県健康医療局生活衛生部生活衛生課、神奈	ろ過水濁度管理の徹底	
H30-029	-01	H30.10	千葉県	千葉県水道局	上水道	①利根川水系　利根川(表流水)	表流水	①木下取水場	–	○	○			①約100万人(平成29年	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		平成30年10月16日16:01利根川・荒川水系水道事業	ろ過水濁度管理の徹底	
H30-029	-02	H30.10	千葉県	千葉県	上水道	夷隅川水系夷隅川(表流水)	表流水	佐野浄水場取水口	レベル4	○	○			6,392戸(H29年度末)	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		平成30年11月8日12時10分　千葉県総合企画部水	ろ過水濁度管理の徹底	
H30-030	-01	H30.10	神奈川県	神奈川県企業庁	上水道	相模川(表流水)	表流水	寒川浄水場	レベル4	○	○			約119万人	不明	0.1度以下			○	2	原水	健康被害報告なし		平成30年10月23日 厚生労働省、神奈川県健康医療	ろ過水濁度管理の徹底	
H30-031	-01	H30.11	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系(表流水)	表流水	社家取水管理事務所	–	○	○			–	不明		○	7			原水	健康被害報告なし		神奈川県健康医療局生活衛生部生活衛生課、神奈	ろ過水濁度管理の徹底	
H30-032	-01	H30.11	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川(表流水)	表流水	小雀浄水場(取水場所:高座郡寒川町宮山4073)	レベル4	○	○			134万人	不明	0.1度以下	○	3			原水	健康被害報告なし		平成30年11月6日 神奈川県保健医療局生活	ろ過水濁度管理の徹底	
H30-033	-01	H30.11	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系(表流水)	表流水	社家取水管理事務所	–	○	○			–	不明	0.1度以下	○	11			原水	健康被害報告なし		神奈川県健康医療局生活衛生部生活衛生課、厚生	ろ過水濁度管理の徹底	
H30-034	-01	H30.11	千葉県	北千葉広域水道企業団	水道用水供給	江戸川(表流水)	表流水	北千葉広域水道企業団取水口(松戸市七右衛門新田地先)	–	○	○			4,271,696人(H29年度現	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		平成30年11月14日 11:30 厚生労働省、千葉県総合	ろ過水濁度管理の徹底	
H30-035	-01	H30.11	山形県	山形県食品安全衛生課	上水道(旧樽石簡易水道)	湧水	表流水	取水位置:村山市大字岩野	レベル3				○	139世帯　427人	–	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		–	当面、水道用水供給事業者からの受水に切り替え、	「第3報」を採用。
H30-036	-01	H30.11	群馬県	桐生市水道局	上水道	利根川水系桐生川(表流水)	表流水	上菱浄水場跳滝取水口:群馬県桐生市菱町五丁目321	レベル4	○	○			20,207人(平成29年度上	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		平成30年11月15日17時00分に群馬県健康福祉部食	ろ過水濁度管理の徹底	
H30-037	-01	H30.11	茨城県	茨城県企業局	上水道	鬼怒川(表流水)	表流水	県西水道事務所水海道浄水場　板戸井取水口	レベル4	○	○			231,672人(水海道浄水	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		平成30年11月20日　16:45 保健福祉部生活衛生課,	ろ過水濁度管理の徹底	
H30-038	-01	H30.11	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川水系　江戸川(表流水)	表流水	矢切取水場	レベル4	○	○			約70万人(平成29年度	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		平成30年11月19日15:52利根川・荒川水系水道事業	ろ過水濁度管理の徹底	「第1報」の方を採用。リスクレベルは、「ちば野菊の里浄水場」の値を採用
H30-039	-01	H30.11	神奈川県	横須賀市上下水道局	上水道	相模川(表流水)	表流水	有馬浄水場	レベル4	○	○			40万人	不明	0.1度以下	○	4			原水	健康被害報告なし		横須賀市健康部保健所生活衛生課へ連絡済み	ろ過水濁度管理の徹底	
H30-040	-01	H30.11	神奈川県	神奈川県企業庁	上水道	相模川(表流水)	表流水	寒川浄水場	レベル4	○	○			約119万人	不明	0.1度以下	○	1	○	1	原水	健康被害報告なし		平成30年11月27日 厚生労働省、神奈川県健康医療	ろ過水濁度管理の徹底	
H30-041	-01	H30.12	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川(表流水)	表流水	小雀浄水場(取水場所:高座郡寒川町宮山4073)	レベル4	○	○			134万人	不明	0.1度以下	○	10			原水	健康被害報告なし		平成30年12月10日 神奈川県保健医療局生活	ろ過水濁度管理の徹底	
H30-042	-01	H30.12	大阪府	能勢町	上水道	表流水	表流水	妙見山浄水場	レベル4			○		給水人口　5人	原水でのクリプトスポリジウム検	0.1度以下	○	2			原水	健康被害報告なし		12月13日(木)に11日(火)に採水した原水からクリプ	引き続き遠隔情報伝達装置による浄水濁度の監視	
H30-043	-01	H30.12	宮崎県	宮崎市	上水道	大淀川(表流水)	表流水	下北方浄水場(柏田取水口)、富吉浄水場(富吉取水口)	レベル4	○	○			21.0万人(下北方浄水場	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		平成30年12月17日 16時00分　宮崎県中央保健所へ	ろ過水濁度管理の徹底	原水からクリプトスポリジウム検出 ・柏田取水口:クリプトスポリジウム(1個／10L)
H30-044	-01	H30.12	群馬県	群馬県企業局	水道用水供給事業	群馬用水(利根川水系利根川)(表流水)	表流水	群馬県県央第二水道(取水位置:群馬県沼田市岩本町大字巻地先)	レベル3		○			767,468 人	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		・群馬県健康福祉部食品・生活衛生課、厚生労働省	ろ過水濁度管理の徹底	
H30-045	-01	H30.12	広島県	広島県企業局(指定管理者:㈱水みらい広島)	水道用水供給事業	沼田川(表流水)	表流水	本郷取水場取水口※ジアルジアが検出されたのは，下流の宮浦浄水場着水井	レベル4	○	○	○		74万人(計画給水人口	不明	0.1度超			○	9	原水	健康被害報告なし		平成30年12月19日13:00 水系を同じくする水道事	ろ過水濁度管理の徹底 水質監視の強化	「第2報」を採用。
H30-046	-01	H30.12	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川(表流水)	表流水	寒川取水口(取水場所:高座郡寒川町宮山4073)	レベル4	○	○			134万人	不明	0.1度以下	○	1	○	1	原水	健康被害報告なし		平成30年12月19日 神奈川県保健医療局生活	ろ過水濁度管理の徹底	
H30-047	-01	H30.12	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川(表流水)	表流水	小雀浄水場(取水場所:高座郡寒川町宮山4073)	レベル4	○	○			134万人	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		平成30年12月26日 神奈川県保健医療局生活	ろ過水濁度管理の徹底	

表 4-3　クリプトポリジウム等の検出状況 (5/10)

処理用連番	枝番	発生時期（年/月）	都道府県名	事業体/自治体名	水道種別	水源の名称	水源種別	浄水施設名（記載がない場合、取水口等の記載があれば記す）	リスクレベル	浄水処理方法 凝集沈殿	急速ろ過	緩速ろ過	消毒のみ	給水人口（人）	原因	検出時の浄水濁度	クリプトスポリジウムの検出 検出の有無（検出の場合〇）	濃度（個/10L）	ジアルジアの検出 検出の有無（検出の場合〇）	濃度（個/10L）	原水/浄水の別	健康被害発生状況	対応経緯	関係機関との連絡	今後の対応方針	備考欄
H30-048	-01	H30.12	岐阜県	高山市	上水道(三ツ谷)	三ツ谷水源(表流水)	表流水	三ツ谷水源取水堰	レベル4			〇		10戸	不明	0.1度以下	〇	2			原水	健康被害報告なし		なし	濁度計を設置、監視を行う。	
H31-R01-001	-01	H31.01	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系(表流水)	表流水	社家取水管理事務所	−	〇	〇			記載なし	不明	0.1度以下	〇	32			原水	健康被害報告なし		平成31年1月8日 神奈川県健康医療局生活衛生部生	ろ過水濁度管理の徹底	
H31-R01-002	-01	H31.01	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川水系(表流水)	表流水	飯泉取水管理事務所	−	〇	〇			記載なし	不明	0.1度以下	〇	1			原水	健康被害報告なし		平成31年1月11日 神奈川県健康医療局生活衛生部	ろ過水濁度管理の徹底	
H31-R01-003	-01	H31.01	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系(表流水)	表流水	社家取水管理事務所	−	〇	〇			記載なし	不明	0.1度以下	〇	10			原水	健康被害報告なし		平成31年1月16日 神奈川県健康医療局生活衛生部	ろ過水濁度管理の徹底	
H31-R01-004	-01	H31.01	広島県	広島県企業局(指定管理者:㈱水みらい広島)	水道用水供給事業	沼田川(表流水)	表流水	本郷取水場取水口	−	〇	〇	〇		74万人	不明	0.1度以下			〇	2	原水	健康被害報告なし		平成31年1月18日13:25 用水ユーザー(5水道事業	ろ過水濁度管理の徹底、水質監視の強化	複数日の記録があったため、枝番付きで記載した
H31-R01-004	-02	H31.01	広島県	広島県企業局(指定管理者:㈱水みらい広島)	水道用水供給事業	沼田川(表流水)	表流水	本郷取水場取水口	−	〇	〇	〇		74万人	不明	0.1度以下			〇	1	原水	健康被害報告なし		同上	ろ過水濁度管理の徹底、水質監視の強化	複数日の記録があったため、枝番付きで記載した
H31-R01-005	-01	H31.01	千葉県	野田市水道部	上水道	江戸川(表流水)	表流水	中野台取水場	−	〇	〇			127,000人	不明	0.1度以下	〇	3	〇	1	原水	健康被害報告なし		1月17日13時25分に千葉県水道局水質センター監	ろ過水濁度管理の徹底	
H31-R01-006	-01	H31.01	埼玉県	企業局	水道用水供給事業	表流水、(ダム放流水等)	表流水	行田浄水場　利根川右岸	レベル4	〇	〇			記載なし	不明	0.1度以下	〇	1			原水	健康被害報告なし		平成31年1月24日 埼玉県保健医療部生活衛生課、	ろ過水濁度管理の徹底	
H31-R01-007	-01	H31.01	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系(表流水)	表流水	社家取水管理事務所	−	〇	〇			記載なし	不明	0.1度以下	〇	10			原水	健康被害報告なし		平成31年1月25日 神奈川県健康医療局生活衛生部	ろ過水濁度管理の徹底	
H31-R01-008	-01	H31.01	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川水系利根川(栗山川)	表流水	光取水場(山武郡横芝光町宝米1751番地)	レベル4	〇	〇			60千人	不明	0.1度以下	〇	13			原水	健康被害報告なし		平成31年1月29日14時10分 千葉県水政課及び利根	ろ過水濁度管理の徹底	
H31-R01-009	-01	H31.01	神奈川県	神奈川県企業庁	上水道	相模川(表流水)	表流水	寒川浄水場	−	〇	〇			約119万人	不明	0.1度以下	〇	3			原水	健康被害報告なし		平成31年1月29日 厚生労働省、神奈川県健康医療	ろ過水濁度管理の徹底	
H31-R01-010	-01	H31.01	京都府	京都府船井郡京丹波町	上水道	京丹波町水道事業　中山浄水場　着水井	表流水	中山浄水場	−			〇	〇	約80人	不明	0.1度以下	〇	1			原水	健康被害報告なし		平成31年1月31日12:10、原水からクリプトスポリジ	中山浄水場停止。和知中央浄水場からの給水を継	対応終了日は2月1日
H31-R01-011	-01	H31.02	宮城県	石巻地方広域水道企業団	上水道	旧北上川(表流水)	表流水	鹿又取水場	−	〇	〇			160,070人	不明	0.1度以下	〇	1			原水	健康被害報告なし		平成31年2月7日15時30分宮城県食と暮らしの安全推	ろ過水濁度管理の徹底	
H31-R01-012	-01	H31.02	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川水系(表流水)/相模川水系(表流水)	表流水	西長沢浄水場	レベル4	〇	〇			記載なし	不明	0.1度以下	〇	2			原水	健康被害報告なし		平成31年2月8日 神奈川県健康医療局生活衛生部生	ろ過水濁度管理の徹底	
H31-R01-013	-01	H31.01	広島県	広島県企業局(指定管理者:㈱水みらい広島)	水道用水供給事業	沼田川(表流水)	表流水	本郷取水場取水口	−	〇	〇	〇		74万人	不明	0.1度以下			〇	2	原水	健康被害報告なし		平成31年1月18日13:25 用水ユーザー(5水道事業	ろ過水濁度管理の徹底、水質監視の強化	対応終了日は2月14日
H31-R01-014	-01	H31.02	長野県	長野県企業局	上水道	一級河川　千曲川(表流水)	表流水	上田市小牧地籍　上田農水頭首工	−	〇	〇			7.4万人	不明	0.1度以下			〇	1	原水	健康被害報告なし		2月14日　15時　長野県環境部へ連絡済	ろ過水濁度管理(0.1度以下)の徹底	
H31-R01-015	-01	H31.02	群馬県	群馬県企業局	水道用水供給事業	東部地域:利根川(表流水)	表流水	群馬県邑楽郡千代田町大字瀬戸井地先	−		〇			405355人	不明	0.1度以下			〇	1	原水	健康被害報告なし		群馬県健康福祉部食品・生活衛生課、厚生労働省	ろ過水濁度管理の徹底	
H31-R01-016	-01	H31.02	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川水系　江戸川(表流水)	表流水	矢切取水場	−	〇	〇			約70万人	不明	0.1度以下			〇	1	原水	健康被害報告なし		平成31年2月19日 16:51 利根川・荒川水系水道事業	ろ過水濁度管理の徹底	
H31-R01-017	-01	H31.02	千葉県	北千葉広域水道企業団	水道用水供給	江戸川(表流水)	表流水	北千葉広域水道企業団取水口(松戸市七右衛門新田地先)	−	〇	〇			4,271,696人	不明	0.1度以下	〇	1	〇	1	原水	健康被害報告なし		平成31年2月20日 11:20 厚生労働省、千葉県総合企	ろ過水濁度管理の徹底	
H31-R01-018	-01	H31.02	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川(表流水)	表流水	茨城県企業局　県南水道事務所利根川浄水場　利根川取水口	−	〇	〇			308,341人	不明	0.1度以下	〇	1			原水	健康被害報告なし		平成31年2月20日　17:40 保健福祉部生活衛生課,	ろ過水濁度管理の徹底	
H31-R01-019	-01	H31.02	神奈川県	横須賀市上下水道局	上水道	相模川(表流水)	表流水	有馬浄水場	レベル4	〇	〇			40万人	不明	0.1度以下	〇	1			原水	健康被害報告なし		平成31年2月21日10時58分横須賀市健康部保健所	ろ過水濁度管理の徹底	
H31-R01-020	-01	H31.02	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川(表流水)	表流水	県南水道事務所利根川浄水場　利根川取水口	−	〇	〇			308,341人	不明	0.1度以下	〇	1			原水	健康被害報告なし		平成31年2月20日　17:40 保健福祉部生活衛生課,	ろ過水濁度管理の徹底	
H31-R01-021	-01	H31.03	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系(表流水)	表流水	社家取水管理事務所	−	〇	〇			記載なし	不明	0.1度以下	〇	43	〇	1	原水	健康被害報告なし		2019/3/8 神奈川県健康医療局生活衛生部生活衛生	ろ過水濁度管理の徹底	
H31-R01-022	-01	H31.03	東京都	東京都	上水道	表流水	表流水	三郷取水庭(埼玉県三郷市新和)	レベル4		〇			2,778,000人	不明	0.1度以下			〇	1	原水	健康被害報告なし		周辺事業者に対しては、東京都水道局から、利根川・	ろ過水濁度管理の徹底	
H31-R01-023	-01	H31.04	栃木県	企業局	上水道、工水	鬼怒川(表流水)	表流水	鬼怒水道事務所(板戸取水場)	−	〇	〇			記載なし	不明	0.1度以下			〇	1	原水	健康被害報告なし		平成31年4月4日(木)16時受水市町、企業団及び受	ろ過水濁度管理の徹底	
H31-R01-024	-01	H31.04	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系(表流水)	表流水	社家取水管理事務所	−	〇	〇			記載なし	不明	0.1度以下	〇	17			原水	健康被害報告なし		2019/4/5 神奈川県健康医療局生活衛生部生活衛生	ろ過水濁度管理の徹底	
H31-R01-025	-01	H31.04	千葉県	野田市水道部	上水道	江戸川(表流水)	表流水	中野台取水場	−	〇	〇			127,000人	不明	0.1度以下	〇	1			原水	健康被害報告なし		4月11日8時55分に千葉県水道局水質センター監視	ろ過水濁度管理の徹底	
H31-R01-026	-01	H31.04	埼玉県	入間市	上水道	入間川(伏流水)	伏流水	鍵山浄水場	レベル3	〇	〇			30000人	不明	0.1度以下			〇	1	原水	健康被害報告なし		平成31年4月18日 埼玉県へ連絡済み	ろ過水濁度管理の徹底	
H31-R01-027	-01	R01.05	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川水系(表流水)	表流水	飯泉取水管理事務所	−	〇	〇			記載なし	不明	0.1度以下			〇	1	原水	健康被害報告なし		平成31年5月10日 神奈川県健康医療局生活衛生部	ろ過水濁度管理の徹底	複数の水系の記録があったため、枝番付きで記載した
H31-R01-027	-02	R01.05	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系(表流水)	表流水	社家取水管理事務所	−	〇	〇			記載なし	不明	0.1度以下	〇	13			原水	健康被害報告なし		平成31年5月10日 神奈川県健康医療局生活衛生部	ろ過水濁度管理の徹底	複数の水系の記録があったため、枝番付きで記載した
H31-R01-028	-01	R01.05	高知県	高知県	簡易水道	伏流水	伏流水	梼原町簡易水道　六丁地区	レベル4			〇		171人	不明	0.1度以下	〇	1			原水	健康被害報告なし		記載なし	浄水でのクリプトスポリジウム検査を実施(24日開	
H31-R01-029	-01	R01.06	福井県	福井県	用水供給	九頭竜川水系竹田川(表流水)	表流水	福井県坂井市丸岡町山久保6字釜ヶ淵29番1地先	−	〇	〇			13万5千人	不明	0.1度以下			〇	1	原水	健康被害報告なし		令和元年6月6日 福井県医薬食品・衛生課、厚生労働	ろ過水濁度管理の徹底	
H31-R01-030	-01	R01.06	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川水系(表流水)	表流水	飯泉取水管理事務所	−	〇	〇			記載なし	不明	0.1度以下	〇	1			原水	相模原市淵野辺小学校において6月7日集団下痢症		令和元年6月11日 神奈川県健康医療局生活衛生部	ろ過水濁度管理の徹底	
H31-R01-031	-01	R01.06	神奈川県	横須賀市上下水道局	上水道	相模川(表流水)	表流水	有馬浄水場	レベル4	〇	〇			40万人	不明	0.1度以下	〇	2			原水	健康被害報告なし		令和元年6月13日10時30分横須賀市健康部保健所	ろ過水濁度管理の徹底	
H31-R01-032	-01	R01.06	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川(表流水)	表流水	寒川取水口(取水場所:高座郡寒川町宮山4073)	−	〇	〇			134万人	不明	0.1度以下	〇	2	〇	1	原水	健康被害報告なし		令和元年6月28日 神奈川県保健医療局生活	ろ過水濁度管理の徹底	
H31-R01-033	-01	R01.07	千葉県	千葉県企業局	上水道	利根川水系　利根川(表流水)	表流水	木下取水場	−	〇	〇			約100万人	不明	0.1度以下			〇	3	原水	健康被害報告なし		令和元年7月18日15:28 利根川・荒川水系水道事業	ろ過水濁度管理の徹底	
H31-R01-034	-01	R01.08	滋賀県	甲賀市	上水道	表流水	表流水	小川浄水場(原水)	レベル4			〇		441人	不明	0.1度以下	〇	1			原水	健康被害報告なし		滋賀県生活衛生課、厚生労働省水道課に電話連絡	浄水濁度0.1以下を維持するよう徹底する。浄水のリ	
H31-R01-035	-01	R01.09	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系(表流水)	表流水	社家取水管理事務所	−	〇	〇			記載なし	不明	0.1度以下	〇	4			原水	健康被害報告なし		令和元年9月6日 神奈川県健康医療局生活衛生部生	ろ過水濁度管理の徹底	
H31-R01-036	-01	R01.09	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川(表流水)	表流水	茨城県企業局　県西水道事務所水海道浄水場　小山取水口	−	〇	〇			256,595人	不明	0.1度以下			〇	1	原水	健康被害報告なし		令和元年9月26日　16:10 保健福祉部生活衛生課,	ろ過水濁度管理の徹底	
H31-R01-037	-01	R01.11	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川(表流水)	表流水	小雀浄水場(取水場所:戸塚区小雀町2470)	−	〇	〇			134万人	不明	0.1度以下	〇	1			原水	健康被害報告なし		令和元年11月14日 神奈川県健康医療局生活	ろ過水濁度管理の徹底	
H31-R01-038	-01	R01.11	神奈川県	横須賀市上下水道局	上水道	相模川(表流水)	表流水	有馬浄水場	レベル4	〇	〇			40万人	不明	0.1度以下	〇	4			原水	健康被害報告なし		令和元年11月21日11時25分横須賀市健康部保健所	ろ過水濁度管理の徹底	
H31-R01-039	-01	R01.12	埼玉県	企業局	水道用水供給事業	表流水、(ダム放流水等)	表流水	大久保浄水場　荒川左岸	レベル4	〇	〇			記載なし	不明	0.1度以下			〇	1	原水	健康被害報告なし		令和元年12月6日　埼玉県保健医療部生活衛生課、	ろ過水濁度管理の徹底	
H31-R01-040	-01	R01.12	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川(表流水)	表流水	寒川取水口(取水場所:高座郡寒川町宮山4073)	−	〇	〇			134万人	不明	0.1度以下	〇	1			原水	健康被害報告なし		令和元年12月18日 神奈川県保健医療局生活	ろ過水濁度管理の徹底	
R02-001	-01	R02.01	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川水系(表流水)	表流水	飯泉取水管理事務所	−	〇	〇				不明	0.1度以下			〇	1	原水	健康被害報告なし		神奈川県健康医療局生活衛生部生活衛生課、神奈	ろ過水濁度管理の徹底	
R02-002	-01	R02.01	茨城県	茨城県企業局	上水道	涸沼川(表流水)	表流水	茨城県企業局　県中央水道事務所涸沼川浄水場　涸沼川取水口	−	〇	〇	〇		67,372人	不明	0.1度以下			〇	1	原水	健康被害報告なし		令和2年1月16日　11:56 保健福祉部生活衛生課,	ろ過水濁度管理の徹底	
R02-003	-01	R02.01	沖縄県	沖縄県企業局	用水供給	比謝川・長田川・天願川(表流水)、倉敷ダム(ダム水)、嘉手納井戸群(浅井戸)	表流水・ダム水・浅井戸	北谷浄水場	レベル4	〇	〇	〇		約40万人	不明	0.1度以下	〇	1			原水	健康被害報告なし		なし	なし	
R02-004	-01	R02.01	宮崎県	宮崎市	上水道	大淀川(表流水)	表流水	下北方浄水場(柏田取水口)	レベル4	〇	〇			21.0万人	不明	0.1度以下	〇	6			原水	健康被害報告なし		なし	ろ過水濁度管理の徹底	
R02-004	-02	R02.01	宮崎県	宮崎市	上水道	大淀川(表流水)	表流水	富吉浄水場(富吉取水口)	レベル4	〇	〇			14.7万人	不明	0.1度以下	〇	7			原水	健康被害報告なし		なし	ろ過水濁度管理の徹底	
R02-005	-01	R02.01	千葉県	千葉県企業局	上水道	利根川水系　利根川(表流水)	表流水	木下取水場	−	〇	〇			約110万人	不明	0.1度以下			〇	1	原水	健康被害報告なし		令和2年1月21日16:01 利根川・荒川水系水道事業	ろ過水濁度管理の徹底	
R02-006	-01	R02.01	茨城県	茨城県企業局	上水道	鬼怒川(表流水)	表流水	茨城県企業局　県西水道事務所水海道浄水場　板戸井取水口	−	〇	〇	〇		256,595人	不明	0.1度以下			〇	1	原水	健康被害報告なし		令和2年1月28日　17:00 保健福祉部生活衛生課,	ろ過水濁度管理の徹底	
R02-007	-01	R02.01	福岡県	大牟田市企業局	上水道	菊池川(表流水)	表流水	ありあけ浄水場　着水	レベル4			〇			不明	0.1度以下	〇	1			原水	健康被害報告なし		令和2年1月23日　15:45 荒尾市へ情報提供済み	原水の確認の継続(クリプトスポリジウム再検査、膜	
R02-008	-01	R02.02	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	−	−	西長沢浄水場	−	〇	〇				不明	0.1度以下	〇	1			原水	健康被害報告なし		神奈川県健康医療局生活衛生部生活衛生課、神奈	ろ過水濁度管理の徹底	

表 4-3　クリプトポリジウム等の検出状況 (6/10)

処理用連番	枝番	発生時期（年/月）	都道府県名	事業体/自治体名	水道種別	水源の名称	水源種別	浄水施設名（記載がない場合、取水口等の記載があれば記す）	リスクレベル	浄水処理方法 凝集沈殿	急速ろ過	緩速ろ過	消毒のみ	給水人口（人）	原因	検出時の浄水濁度	クリプトスポリジウムの検出 検出の有無（検出の場合○）	濃度（個/10L）	ジアルジアの検出 検出の有無（検出の場合○）	濃度（個/10L）	原水/浄水の別	健康被害発生状況	対応経緯	関係機関との連絡	今後の対応方針	備考欄
R02-009	-01	R02.02	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系(表流水)	表流水	社家取水管理事務所	–	○	○				不明	0.1度以下	○	4			原水	健康被害報告なし		神奈川県健康医療局生活衛生部生活衛生課、神奈	ろ過水濁度管理の徹底	
R02-010	-01	R02.02	宮崎県	宮崎市	上水道	大淀川(表流水)	表流水	下北方浄水場(柏田取水口)	レベル4					21.0万人	不明	0.1度以下	○	5			原水	健康被害報告なし		なし	ろ過水濁度管理の徹底	
R02-010	-02	R02.02	宮崎県	宮崎市	上水道	大淀川(表流水)	表流水	富吉浄水場(富吉取水口)	レベル4					14.7万人	不明	0.1度以下	○	6			原水	健康被害報告なし		なし	ろ過水濁度管理の徹底	
R02-011	-01	R02.02	千葉県	千葉県企業局	上水道	利根川水系　江戸川(表流水)	表流水	矢切取水場	–	○	○			約60万人	不明	0.1度以下			○	3	原水	健康被害報告なし		利根川・荒川水系水道事業者連絡協議会の会員事	ろ過水濁度管理の徹底	
R02-012	-01	R02.02	広島県	広島県企業局	用水供給	太田川(表流水)	表流水	戸坂取水場取水口	–	○	○			19万人	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		水道原水として受水するユーザー(呉市, 江田島	ろ過水濁度管理の徹底、水質監視の強化	
R02-013	-01	R02.02	岐阜県	白川村	簡易水道	三谷川(表流水)	表流水	三谷川水源	–			○		53人	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		検出の連絡後すぐに岐阜県飛騨保健所へ報告すべ	クリプトスポリジウム等応急対策マニュアルを整備	報告日はR02年3月10日
R02-014	-01	R02.04	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系(表流水)	表流水	社家取水管理事務所	–	○	○				不明	0.1度以下	○	8	○	1	原水	健康被害報告なし		神奈川県健康医療局生活衛生部生活衛生課、神奈	ろ過水濁度管理の徹底	
R02-015	-01	R02.06	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系(表流水)	表流水	社家取水管理事務所	–	○	○				不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		神奈川県健康医療局生活衛生部生活衛生課、神奈	ろ過水濁度管理の徹底	
R02-016	-01	R02.06	愛媛県	愛媛県	簡易水道	–	表流水	新宮浄水場	–			○		550人	野生動物	記載なし			○	1	原水	健康被害報告なし		愛媛県四国中央保健所へ連絡済み	ろ過水濁度管理の徹底、浄水管理強化	
R02-017	-01	R02.06	東京都	東京都	上水道	–	表流水	秋ヶ瀬取水堰	–		○			3,201,000人	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		周辺事業者に対しては、東京都水道局から、利根川・	ろ過水濁度管理の徹底	
R02-018	-01	R02.06	東京都	東京都	上水道	–	表流水	三郷取水庭	レベル4		○			2,696,000人	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		周辺事業者に対しては、東京都水道局から、利根川・	ろ過水濁度管理の徹底	
R02-019	-01	R02.07	北海道	北海道(羽幌町)	簡易水道	白浜無名川(表流水)	表流水	白浜浄水場	–	○	○			173人	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		令和2年7月20日 16時30分頃 北海道立留萌保健所へ	引き続き、ろ過池出口の濁度管理を徹底(連続測定	
R02-020	-01	R02.07	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系(表流水)	表流水	社家取水管理事務所	–	○	○				不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		神奈川県健康医療局生活衛生部生活衛生課、神奈	ろ過水濁度管理の徹底	
R02-021	-01	R02.07	千葉県	千葉県企業局	上水道	利根川水系　利根川(表流水)	表流水	木下取水場	–	○	○			約110万人	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		利根川・荒川水系水道事業者連絡協議会の会員事	ろ過水濁度管理の徹底	
R02-022	-01	R02.07	岩手県	盛岡市上下水道局	上水道	簗川(表流水)	表流水	沢田浄水場着水井	レベル4	○	○			94,601人	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		厚生労働省, 岩手県, 盛岡市保健所等に連絡済み	ろ過水濁度管理の徹底	
R02-023	-01	R02.07	沖縄県	大宜味村(国頭郡)	上水道(簡易水道)	平南川支流(表流水)。なお、水源は当該表流水の他に伏流水がある。	表流水	津波取水堰	レベル4			○		3,047人	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		令和2年7月28日8:50 沖縄県企業局久志浄水場管理	表流水からの取水を停止し、検出されていない伏流	
R02-024	-01	R02.07	新潟県	小千谷市	上水道	信濃川(表流水)	表流水	小千谷浄水場	レベル4	○	○			29,246人	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		特になし	浄水濁度管理の徹底と原水汚染状況の継続調査	
R02-025	-01	R02.08	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川(相模湖)	記載なし	西谷浄水場(取水場所：横浜市保土ケ谷区川島町522)	レベル4	○	○			79万人	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		神奈川県保健福祉局生活衛生部環境衛生課、横浜	ろ過水濁度管理の徹底	
R02-026	-01	R02.08	北海道	北海道(羽幌町)	簡易水道	イカゾ川水系イカゾ川(表流水)	表流水	増毛町岩老　道有林19班　水源取水口	–			○		47人	雨による河川濁度上昇	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		令和2年7月30日 11時00分頃 増毛町から北海道立留	ろ過水濁度管理を徹底	
R02-027	-01	R02.08	高知県	大豊町	専用水道	大豊町中村大王字長橋　竹谷川(表流水)	表流水	ゆとりすとパーク専用水道	レベル4			○		50人	不明	記載なし	○	1			原水	健康被害報告なし		高知県中央東福祉保健所に報告済	緩速ろ過管理の徹底	
R02-028	-01	R02.09	熊本県	記載なし	上水道	八景水谷3号(認可浅1号)　浅井戸	浅井戸	八景水谷水源地	レベル3				○	約63,000人	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		市保健所の関係課へ情報提供及び水系感染症の発	これまで同様、紫外線処理装置の紫外線照射量の適	浄水処理方法：紫外線処理
R02-029	-01	R02.09	神奈川県	横須賀市上下水道局	上水道	相模川(表流水)	表流水	有馬浄水場	レベル4	○	○			40万人	不明	0.1度以下	○	2			原水	健康被害報告なし		横須賀市健康部保健所生活衛生課へ連絡済み	ろ過水濁度管理の徹底	
R02-030	-01	R02.09	東京都	東京都	簡易水道		表流水	向沢浄水場(東京都青ヶ島村)	–			○		148人	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		青ヶ島村役場に情報提供	ろ過水濁度管理の徹底	浄水処理方法：緩速ろ過及び塩素処理
R02-031	-01	R02.09	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系(表流水)	表流水	社家取水管理事務所	–	○	○				不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		神奈川県健康医療局生活衛生部生活衛生課、神奈	ろ過水濁度管理の徹底	
R02-032	-01	R02.08	北海道	北海道(雄武町)	簡易水道	音稲府川水系音稲府川(表流水)	表流水	青葉第二浄水場取水施設	–		○			3,988人(01-03合計)	降雨によって採草地が洗い流され河川流入したものと推察、明確な原因は不明	0.1度以下			○	5	原水	健康被害報告なし		令和2年9月17日 北海道立紋別保健所へ水質検査	引き続き、ろ過池出口の濁度管理を徹底	報告日は令和2年9月30日
R02-032	-02	R02.08	北海道	北海道(雄武町)	簡易水道	元沢木川水系元沢木川	(表流水)	沢木浄水場取水施設	–			○		3,988人(01-03合計)	降雨によって採草地が洗い流され河川流入したものと推察、明確な原因は不明	0.1度以下			○	5	原水	健康被害報告なし		令和2年9月17日 北海道立紋別保健所へ水質検査	引き続き、ろ過池出口の濁度管理を徹底	報告日は令和2年9月30日
R02-032	-03	R02.08	北海道	北海道(雄武町)	簡易水道	幌内川水系ポン下幌内川	(表流水)	幌内浄水場	–			○		3,988人(01-03合計)	降雨によって採草地が洗い流され河川流入したものと推察、明確な原因は不明	0.1度以下			○	14	原水	健康被害報告なし		令和2年9月17日 北海道立紋別保健所へ水質検査	引き続き、ろ過池出口の濁度管理を徹底	報告日は令和2年9月30日
R02-033	-01	R02.09	沖縄県	沖縄県企業局	用水供給	久志浄水場沈殿処理水(ダム水沈殿処理水)、漢那ダム(ダム水)、金武ダム(ダム水)	ダム水	石川浄水場	レベル4	○	○			約40万人	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		県衛生薬務課、県中部保健所へ報告	引き続きろ過水および活性炭処理水の濁度管理を	
R02-034	-01	R02.10	千葉県	千葉県企業局	上水道	利根川水系　利根川(表流水)	表流水	木下取水場	–	○	○			約110万人	不明	0.1度以下	○	1	○	5	原水	健康被害報告なし		利根川・荒川水系水道事業者連絡協議会の会員事	ろ過水濁度管理の徹底	
R02-035	-01	R02.10	神奈川県	横須賀市上下水道局	上水道	相模川(表流水)	表流水	有馬浄水場	レベル4	○	○			40万人	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		横須賀市健康部保健所生活衛生課へ連絡済み	ろ過水濁度管理の徹底	
R02-036	-01	R02.10	神奈川県	神奈川県企業庁	上水道	相模湖		谷ケ原浄水場	レベル4	○	○	○		約45万人	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		神奈川県健康医療局生活衛生部生活衛生課へ連絡	ろ過水濁度管理の徹底	
R02-037	-01	R02.11	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川(表流水)	表流水	県南水道事務所利根川浄水場　利根川取水口	–	○	○			309,691人	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		保健福祉部生活衛生課, 県民生活環境部水政課,	ろ過水濁度管理の徹底	
R02-038	-01	R02.11	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川(表流水)	表流水	小雀浄水場	レベル4	○	○			134万人	不明	0.1度以下	○	6			原水	健康被害報告なし		神奈川県保健福祉局生活衛生部環境衛生課、横浜	ろ過水濁度管理の徹底	
R02-039	-01	R02.11	長野県	長野市	上水道	聖北水源(湧水)	湧水	聖北水源	レベル3				○	15人	水源施設に哺乳動物(ハクビシン)が侵入	記載なし	○	2	○	15	原水	健康被害報告なし		11月20日厚生労働省へ第1報を報告、同日長野県へ	原水水質監視を強化し恒久的対策を検討する。原	浄水処理方法：塩素滅菌　11月18日検査
R02-039	-02	R02.11	長野県	長野市	上水道	聖北水源(湧水)	湧水	聖北水源	レベル3				○	15人	水源施設に哺乳動物(ハクビシン)が侵入	記載なし	○	8			配水池水	健康被害報告なし		11月20日厚生労働省へ第1報を報告、同日長野県へ	原水水質監視を強化し恒久的対策を検討する。原	浄水処理方法：塩素滅菌　11月19日検査
R02-040	-01	R02.11	北海道	遠別町	簡易水道	本別地区水源(表流水)	表流水	取水場	–		○			2,602人	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		北海道立留萌保健所へ水質検査結果報告	引き続き浄水処理の徹底(濁度0.1度未満の維持)	
R02-041	-01	R02.11	神奈川県	横須賀市上下水道局	上水道	相模川(表流水)	表流水	有馬浄水場	レベル4	○	○			40万人	不明	0.1度以下	○	25			原水	健康被害報告なし		横須賀市健康部保健所生活衛生課へ連絡済み	ろ過水濁度管理の徹底	
R02-042	-01	R02.11	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系(表流水)	表流水	社家取水管理事務所	–	○	○				不明	0.1度以下	○	4			原水	健康被害報告なし		神奈川県健康医療局生活衛生部生活衛生課、神奈	ろ過水濁度管理の徹底	
R02-043	-01	R02.12	神奈川県	神奈川県企業庁	上水道	相模川	(表流水)	寒川浄水場	レベル4	○	○			約122万人	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		神奈川県健康医療局生活衛生部生活衛生課へ連絡	ろ過水濁度管理の徹底	
R02-044	-01	R02.12	熊本県	熊本市上下水道局	上水道	一本木1号(認可深1号)深井戸	深井戸	一本木水源地	レベル3				○	約35,000人	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		熊本市上下水道局から熊本市保健所に情報提供	当該井戸には紫外線処理装置を設置しており、安全	浄水処理方法：紫外線処理
R02-045	-01	R02.12	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系(表流水)	表流水	社家取水管理事務所	–	○	○				不明	0.1度以下	○	6			原水	健康被害報告なし		神奈川県健康医療局生活衛生部生活衛生課、神奈	ろ過水濁度管理の徹底	
R02-046	-01	R02.12	埼玉県	企業局	用水供給	表流水、(ダム放流水等)	表流水	大久保浄水場　荒川左岸	レベル4	○	○				不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		埼玉県保健医療部生活衛生課、	ろ過水濁度管理の徹底	
R02-047	-01	R02.12	宮崎県	宮崎市	上水道	大淀川(表流水)	表流水	下北方浄水場(柏田取水口)	レベル4	○	○			21.0万人	不明	0.1度以下	○	2			原水	健康被害報告なし		令和2年12月16日 宮崎市保健所へクリプトスポリジウ	ろ過水濁度管理の徹底	
R02-047	-02	R02.12	宮崎県	宮崎市	上水道	大淀川(表流水)	表流水	富吉浄水場(富吉取水口)	レベル4	○	○			14.7万人	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		令和2年12月16日 宮崎市保健所へクリプトスポリジウ	ろ過水濁度管理の徹底	
R02-048	-01	R02.12	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川(表流水)	表流水	県南水道事務所利根川浄水場　利根川取水口	–	○	○	○		310,081人	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		保健福祉部生活衛生課, 県民生活環境部水政課,	ろ過水濁度管理の徹底	
R02-049	-01	R02.12	新潟県	新潟市水道局	上水道	西川(表流水)	表流水	巻浄水場	レベル4	○	○			41,523人	不明	0.1度以下	○	2			原水	健康被害報告なし		新潟県へ電話にて報告済	巻浄水場におけるろ過水濁度の管理を徹底するこ	
R02-050	-01	R02.12	神奈川県	横須賀市上下水道局	上水道	相模川(表流水)	表流水	有馬浄水場	レベル4	○	○			40万人	不明	0.1度以下	○	6			原水	健康被害報告なし		横須賀市健康部保健所生活衛生課へ連絡済み	ろ過水濁度管理の徹底	
R02-051	-01	R02.12	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川(表流水)	表流水	寒川取水口(取水場所：高座郡寒川町宮山4073)	レベル4	○	○			134万人	不明	0.1度以下	○	7			原水	健康被害報告なし		神奈川県保健医療局生活衛生部環境衛生課、横浜	ろ過水濁度管理の徹底	
R03-001	-01	R03.01	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系(表流水)	表流水	社家取水管理事務所	レベル4	○	○			—	不明	0.1度以下	○	4			原水	健康被害報告なし		令和3年1月5日 神奈川県健康医療局生活衛生部生活衛生課	ろ過水濁度管理の徹底	
R03-002	-01	R03.01	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系(表流水)	表流水	社家取水管理事務所	レベル4	○	○			—	不明	0.1度以下	○	1	○	1	原水	健康被害報告なし		令和3年1月13日 神奈川県健康医療局生活衛生部生活衛生課	ろ過水濁度管理の徹底	
R03-003	-01	R03.01	埼玉県	企業局	用水供給	表流水、(ダム放流水等)	表流水	行田浄水場　利根川右岸	レベル4	○	○				不明	0.1度以下			○	2	原水	健康被害報告なし		令和3年1月15日 埼玉県保健医療部生活衛生課、	ろ過水濁度管理の徹底	
R03-004	-01	R03.01	埼玉県	企業局	用水供給	表流水、(ダム放流水等)	表流水	大久保浄水場　荒川左岸	レベル4	○	○				不明	0.1度以下	○	7	○	2	原水	健康被害報告なし		令和3年1月15日 埼玉県保健医療部生活衛生課、	ろ過水濁度管理の徹底	

表 4-3 クリプトポリジウム等の検出状況 (7/10)

処理用連番	枝番	発生時期（年/月）	都道府県名	事業体/自治体名	水道種別	水源の名称	水源種別	浄水施設名（記載がない場合、取水口等の記載があれば記す）	リスクレベル	浄水処理方法 凝集沈殿	急速ろ過	緩速ろ過	消毒のみ	給水人口（人）	原因	検出時の浄水濁度	クリプトスポリジウムの検出 検出の有無（検出の場合○）	濃度（個/10L）	ジアルジアの検出 検出の有無（検出の場合○）	濃度（個/10L）	原水/浄水の別	健康被害発生状況	対応経緯	関係機関との連絡	今後の対応方針	備考欄
R03-005	-01	R03.01	宮崎県	宮崎市	上水道	大淀川(表流水)	表流水	下北方浄水場(柏田取水口)、富吉浄水場(富吉取水口)	レベル4	○	○			21.0万人(下北方浄水場	不明	0.1度以下	○	6			原水	健康被害報告なし		令和3年1月20日 宮崎市保健所へクリプトスポリジウ	ろ過水濁度管理の徹底	
R03-006	-01	R03.01	新潟県	小千谷市	上水道	信濃川(表流水)	表流水	小千谷浄水場	レベル4	○	○			29,246人	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		特になし	浄水濁度管理の徹底と原水汚染状況の継続調査	
R03-007	-01	R03.01	埼玉県	企業局	用水供給	表流水、(ダム放流水等)	表流水	庄和浄水場 江戸川右岸	レベル4	○	○				不明	0.1度以下	○	3	○	1	原水	健康被害報告なし		令和3年1月22日 埼玉県保健医療部生活衛生課、	ろ過水濁度管理の徹底	
R03-008	-01	R03.01	埼玉県	企業局	用水供給	表流水、(ダム放流水等)	表流水	新三郷浄水場 江戸川右岸	レベル4	○	○				不明	0.1度以下	○	6			原水	健康被害報告なし		令和3年1月22日 埼玉県保健医療部生活衛生課、	ろ過水濁度管理の徹底	
R03-009	-01	R03.01	北海道	増毛町	簡易水道	岩老水系カキクの沢川(表流水)	表流水	増毛町岩老 道有林12班 水源取水口	–			○		19人	河川への動物進入か	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		令和3年1月28日10:00 北海道留萌保健所へ連絡済	ろ過水濁度管理の徹底	
R03-010	-01	R03.01	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川水系利根川(栗山川)	表流水	光取水場(山武郡横芝光町宝米1751番地)	レベル4	○	○			58千人	不明	0.1度以下	○	96			原水	健康被害報告なし		令和3年1月21日15時05分 千葉県水政課及び利根	ろ過水濁度管理の徹底	
R03-011	-01	R03.01	熊本県	（熊本市上下水道局）	上水道	一本木1号(認可深1号)深井戸	深井戸	一本木水源地	レベル3				○	約35,000人	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		R3/1/22 熊本市上下水道局内部で情報共有	当該井戸には紫外線処理装置を設置しており、安	
R03-012	-01	R03.01	茨城県	茨城県企業局	上水道	鬼怒川(表流水)	表流水	茨城県企業局 県西水道事務所水海道浄水場 板戸井取水場	レベル4	○				256,005人(水海道浄水	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		令和3年1月26日 16:00 保健福祉部生活衛生課,	ろ過水濁度管理の徹底	
R03-013	-01	R03.01	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川水系利根川(栗山川)	表流水	光取水場(山武郡横芝光町宝米1751番地)	レベル4	○	○			58千人	不明	0.1度以下	○	60			原水	健康被害報告なし		令和3年2月5日16時45分 千葉県水政課及び利根	ろ過水濁度管理の徹底	
R03-013	-02	R03.01	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川水系利根川(栗山川)	表流水	光取水場(山武郡横芝光町宝米1751番地)	レベル4	○	○			58千人	不明	0.1度以下	○	189			原水	健康被害報告なし		令和3年2月5日16時45分 千葉県水政課及び利根	ろ過水濁度管理の徹底	
R03-014	-01	R03.02	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川(表流水)	表流水	寒川取水口(取水場所:高座郡寒川町宮山4073)	レベル4	○	○			134万人	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		令和3年2月2日 神奈川県保健医療局生活	ろ過水濁度管理の徹底	
R03-015	-01	R03.02	北海道	中空知広域水道企業団	上水道	石狩川水系空知川(表流水)	表流水	中空知水道企業団取水口(砂川市富平3番15地先)	–		○			64,655人	原水の汚染(野生動物や家畜の	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		2月4日 検査機関から、クリプトス	引き続き、濁度管理を徹底する。	
R03-016	-01	R03.02	埼玉県	深谷市水道事業	上水道	荒川(表流水)	表流水	川本浄水場 六堰取水口水源	レベル4			○		7,435人	不明	0.1度以下	○	28	○	10	原水	健康被害報告なし		令和3年2月12日 11:40 埼玉県生活衛生課へ電話連	ろ過水濁度管理の徹底	
R03-017	-01	R03.02	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系(表流水)	表流水	社家取水管理事務所	レベル4	○	○			—	不明	0.1度以下	○	2			原水	健康被害報告なし		令和3年2月10日 神奈川県健康医療局生活	ろ過水濁度管理の徹底	
R03-018	-01	R03.02	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川水系利根川(栗山川)	表流水	光取水場(山武郡横芝光町宝米1751番地)	レベル4	○	○			58千人	不明	0.1度以下	○	137	○	1	原水	健康被害報告なし		令和3年2月16日17時18分 千葉県水政課及び利根	ろ過水濁度管理の徹底	
R03-018	-02	R03.02	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川水系利根川(栗山川)	表流水	光取水場(山武郡横芝光町宝米1751番地)	レベル4	○	○			58千人	不明	0.1度以下	○	10			原水	健康被害報告なし		令和3年2月16日17時18分 千葉県水政課及び利根	ろ過水濁度管理の徹底	
R03-019	-01	R03.02	岐阜県	七宗町	簡易水道	谷水(表流水)	表流水	大崎取水口付近	–			○		19人	不明	0.1度以下	○	3			原水	健康被害報告なし		2/17 岐阜県可茂保健所及び岐阜県薬務水道課へ(保	七宗町クリプトスポリジウム等マニュアルに基づき、	
R03-020	-01	R03.02	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川水系利根川(栗山川)	表流水	房総導水路東金分水工(東金市松之郷3668－3)	–	○	○			136千人	不明	0.1度以下	○	11			原水	健康被害報告なし		令和3年2月16日17時18分 千葉県水政課及び利根	ろ過水濁度管理の徹底	
R03-021	-01	R03.02	千葉県	千葉県企業局	上水道	利根川水系 江戸川(表流水)	表流水	矢切取水場	レベル4	○	○			約60万人(令和元年度	不明	0.1度以下			○	5	原水	健康被害報告なし		令和3年2月17日17:45利根川・荒川水系水道事業者	ろ過水濁度管理の徹底	
R03-022	-01	R03.02	千葉県	北千葉広域水道企業団	用水供給	江戸川(表流水)	表流水	北千葉広域水道企業団取水口(松戸市七右衛門新田地先)	レベル4	○	○			4,325,418人(令和元年度	不明	0.1度以下	○	1	○	2	原水	健康被害報告なし		令和3年2月17日 13:05 厚生労働省、千葉県総合企	ろ過水濁度管理の徹底	
R03-023	-01	R03.02	神奈川県	横須賀市上下水道局	上水道	相模川(表流水)	表流水	有馬浄水場	レベル4	○	○			40万人	不明	0.1度以下	○	4			原水	健康被害報告なし		令和3年2月18日11時07分 横須賀市健康部保健所生	ろ過水濁度管理の徹底	
R03-024	-01	R03.02	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川(表流水)	表流水	茨城県企業局 県西水道事務所水海道浄水場 小山取水場	レベル4	○				256,005人(水海道浄水	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		令和3年2月18日 17:15 保健福祉部生活衛生課,	ろ過水濁度管理の徹底	
R03-024	-02	R03.02	茨城県	茨城県企業局	上水道	鬼怒川(表流水)	表流水	茨城県企業局 県西水道事務所水海道浄水場 板戸井取水場	レベル4	○				256,005人(水海道浄水	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		令和3年2月18日 17:15 保健福祉部生活衛生課,	ろ過水濁度管理の徹底	
R03-025	-01	R03.02	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川水系利根川(栗山川)	表流水	房総導水路東金分水工(東金市松之郷3668－3)	–	○	○			136千人	不明	0.1度以下	○	5			原水	健康被害報告なし		令和3年2月19日15時15分 千葉県水政課及び利根	ろ過水濁度管理の徹底	
R03-026	-01	R03.02	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川水系利根川(栗山川)	表流水	光取水場(山武郡横芝光町宝米1751番地)	レベル4	○	○			58千人	不明	0.1度以下	○	5			原水	健康被害報告なし		令和3年2月19日15時15分 千葉県水政課及び利根	ろ過水濁度管理の徹底	
R03-027	-01	R03.02	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川水系利根川(栗山川)	表流水	光取水場(山武郡横芝光町宝米1751番地)	レベル4	○	○			58千人	不明	0.1度以下	○	7	○	1	原水	健康被害報告なし		令和3年2月26日14時05分 千葉県水政課及び利根	ろ過水濁度管理の徹底	
R03-027	-02	R03.02	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川水系利根川(栗山川)	表流水	光取水場(山武郡横芝光町宝米1751番地)	レベル4	○	○			58千人	不明	0.1度以下	○	3			原水	健康被害報告なし		令和3年2月26日14時05分 千葉県水政課及び利根	ろ過水濁度管理の徹底	
R03-028	-01	R03.02	神奈川県	神奈川県企業庁	上水道	相模川	表流水	寒川浄水場	レベル4	○	○			約122万人	不明	0.1度以下	○	8			原水	健康被害報告なし		令和3年2月25日 神奈川県健康医療局生活衛生部	ろ過水濁度管理の徹底	
R03-029	-01	R03.03	宮崎県	宮崎市	上水道	大淀川(表流水)	表流水	下北方浄水場(柏田取水口)、富吉浄水場(富吉取水口)	レベル4	○	○			21.0万人(下北方浄水場	不明	0.1度以下	○	3			原水	健康被害報告なし		令和3年3月10日 宮崎市保健所へクリプトスポリジウ	ろ過水濁度管理の徹底	
R03-030	-01	R03.03	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川水系利根川(栗山川)	表流水	光取水場(山武郡横芝光町宝米1751番地)	レベル4	○	○			58千人	不明	0.1度以下	○	4			原水	健康被害報告なし		令和3年3月5日14時42分 千葉県水政課及び利根	ろ過水濁度管理の徹底	
R03-030	-02	R03.03	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川水系利根川(栗山川)	表流水	光取水場(山武郡横芝光町宝米1751番地)	レベル4	○	○			58千人	不明	0.1度以下	○	42	○	2	原水	健康被害報告なし		令和3年3月5日14時42分 千葉県水政課及び利根	ろ過水濁度管理の徹底	
R03-031	-01	R03.03	茨城県	茨城県企業局	上水道	涸沼川(表流水)	表流水	茨城県企業局 県中央水道事務所涸沼川浄水場 涸沼川取水場	レベル4	○				66,521人(涸沼川浄水場	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		令和3年3月4日 16:15 保健福祉部生活衛生課, 県	ろ過水濁度管理の徹底	
R03-032	-01	R03.03	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川水系利根川(栗山川)	表流水	房総導水路東金分水工(東金市松之郷3668－3)	–	○	○			136千人	不明	0.1度以下	○	28	○	1	原水	健康被害報告なし		令和3年3月5日14時42分 千葉県水政課及び利根	ろ過水濁度管理の徹底	
R03-033	-01	R03.03	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系(表流水)	表流水	社家取水管理事務所	レベル4	○	○			—	不明	0.1度以下	○	6			原水	健康被害報告なし		令和3年3月5日 神奈川県健康医療局生活	ろ過水濁度管理の徹底	
R03-034	-01	R03.03	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川水系利根川(栗山川)	表流水	光取水場(山武郡横芝光町宝米1751番地)	レベル4	○	○			58千人	不明	0.1度以下	○	2			原水	健康被害報告なし		令和3年3月12日15時38分 千葉県水政課及び利根	ろ過水濁度管理の徹底	
R03-034	-02	R03.03	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川水系利根川(栗山川)	表流水	光取水場(山武郡横芝光町宝米1751番地)	レベル4	○	○			58千人	不明	0.1度以下	○	5	○	1	原水	健康被害報告なし		令和3年3月12日15時38分 千葉県水政課及び利根	ろ過水濁度管理の徹底	
R03-035	-01	R03.03	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川水系利根川(栗山川)	表流水	房総導水路東金分水工(東金市松之郷3668－3)	–	○	○			136千人	不明	0.1度以下	○	2			原水	健康被害報告なし		令和3年3月12日15時38分 千葉県水政課及び利根	ろ過水濁度管理の徹底	
R03-036	-01	R03.03	神奈川県	横須賀市上下水道局	上水道	相模川(表流水)	表流水	有馬浄水場	レベル4	○	○			40万人	不明	0.1度以下	○	8			原水	健康被害報告なし		令和3年3月11日13時10分 横須賀市健康部保健所生	ろ過水濁度管理の徹底	
R03-037	-01	R03.03	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川水系利根川(栗山川)	表流水	光取水場(山武郡横芝光町宝米1751番地)	レベル4	○	○			58千人	不明	0.1度以下	○	1	○	1	原水	健康被害報告なし		令和3年3月19日13時18分 千葉県水政課及び利根	ろ過水濁度管理の徹底	
R03-037	-02	R03.03	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川水系利根川(栗山川)	表流水	光取水場(山武郡横芝光町宝米1751番地)	レベル4	○	○			58千人	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		令和3年3月19日13時18分 千葉県水政課及び利根	ろ過水濁度管理の徹底	
R03-038	-01	R03.03	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川(表流水)	表流水	寒川取水口(取水場所:高座郡寒川町宮山4073)	レベル4	○	○			134万人	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		令和3年3月17日 神奈川県保健医療局生活	ろ過水濁度管理の徹底	
R03-039	-01	R03.03	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系(表流水)	表流水	社家取水管理事務所	レベル4	○	○			—	不明	0.1度以下	○	8	○	3	原水	健康被害報告なし		令和3年3月23日 神奈川県健康医療局生活	ろ過水濁度管理の徹底	
R03-040	-01	R03.03	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川水系利根川(栗山川)	表流水	光取水場(山武郡横芝光町宝米1751番地)	レベル4	○	○			58千人	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		令和3年3月26日13時50分 千葉県水政課及び利根	ろ過水濁度管理の徹底	
R03-041	-01	R03.03	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川水系利根川(栗山川)	表流水	光取水場(山武郡横芝光町宝米1751番地)	レベル4	○	○			58千人	不明	0.1度以下	○	1	○	2	原水	健康被害報告なし		令和3年3月29日16時00分 千葉県水政課及び利根	ろ過水濁度管理の徹底	
R03-042	-01	R03.03	神奈川県	神奈川県企業庁	上水道	相模川	表流水	寒川浄水場	レベル4	○	○			約122万人	不明	0.1度以下	○	24			原水	健康被害報告なし		令和3年4月1日 神奈川県健康医療局生活衛生部生	ろ過水濁度管理の徹底	
R03-043	-01	R03.04	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系(表流水)	表流水	社家取水管理事務所	レベル4	○	○			—	不明	0.1度以下	○	9			原水	健康被害報告なし		令和3年4月8日 神奈川県健康医療局生活	ろ過水濁度管理の徹底	
R03-044	-01	R03.04	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川(表流水)	表流水	寒川取水口(取水場所:高座郡寒川町宮山4073)	レベル4	○	○			134万人	不明	0.1度以下	○	7			原水	健康被害報告なし		令和3年4月14日 神奈川県健康医療局生活	ろ過水濁度管理の徹底	
R03-045	-01	R03.04	千葉県	千葉県企業局	上水道	利根川水系 利根川(表流水)	表流水	木下取水場	レベル4	○	○			約110万人(令和元年度	不明	0.1度以下			○	15	原水	健康被害報告なし		令和3年4月21日16:46 利根川・荒川水系水道事業	ろ過水濁度管理の徹底	
R03-046	-01	R03.04	沖縄県	沖縄県企業局	用水供給	天願川(表流水)	表流水	川崎取水ポンプ場	–	○	○			約45万人	不明	0.1度以下	○	11			原水	健康被害報告なし		県の水道行政監督機関である保健医療部薬務衛生	活性炭処理水濁度管理の徹底	
R03-047	-01	R03.04	神奈川県	横須賀市上下水道局	上水道	相模川(表流水)	表流水	有馬浄水場	レベル4	○	○			40万人	不明	0.1度以下	○	7			原水	健康被害報告なし		令和3年4月22日14時26分 横須賀市健康部保健所生	ろ過水濁度管理の徹底	
R03-048	-01	R03.05	岐阜県	七宗町	簡易水道	谷水(表流水)	表流水	勝取水口	–			○		37人	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		5/10 可茂保健所及び岐阜県薬務水道課へ(保健所	七宗町クリプトスポリジウム等マニュアルに基づき、	
R03-049	-01	R03.05	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系(表流水)	表流水	社家取水管理事務所	レベル4	○	○			—	不明	0.1度以下	○	4			原水	健康被害報告なし		令和3年5月11日 神奈川県健康医療局生活	ろ過水濁度管理の徹底	

表 4-43　クリプトポリジウム等の検出状況 (8/10)

処理用連番	枝番	発生時期（年/月）	都道府県名	事業体/自治体名	水道種別	水源の名称	水源種別	浄水施設名（記載がない場合、取水口等の記載があれば記す）	リスクレベル	浄水処理方法 凝集沈殿	急速ろ過	緩速ろ過	消毒のみ	給水人口（人）	原因	検出時の浄水濁度	クリプトスポリジウムの検出 検出の有無（検出の場合〇）	濃度（個/10L）	ジアルジアの検出 検出の有無（検出の場合〇）	濃度（個/10L）	原水/浄水の別	健康被害発生状況	対応経緯	関係機関との連絡	今後の対応方針	備考欄
R03-050	-01	R03.05	沖縄県	沖縄県企業局	用水供給	天願川（表流水）	表流水	川崎取水ポンプ場	–	○	○			約45万人	不明	0.1度以下	○	8			原水	健康被害報告なし		県の水道行政監督機関である保健医療部薬務衛生	活性炭処理水濁度管理の徹底	
R03-051	-01	R03.05	岐阜県	関ケ原町	上水道	関ケ原町藤古川ダム（表流水）	表流水	岐阜県関ケ原町藤古川浄水場	レベル4	○	○			およそ3000人	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		岐阜県関ケ原町→令和3年5月25日岐阜県西濃保	浄水濁度が常に0.1未満となるよう、浄水濁度管理の	
R03-052	-01	R03.05	高知県	高知県	簡易水道	松谷水源（松谷川　表流水）	表流水	梼原町簡易水道 西区上組地区位置：高知県高岡郡梼原町松谷 松谷川（表流水を採水）	–			○		293人	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし			浄水でのクリプトスポリジウム検査を実施（31日開	
R03-053	-01	R03.05	神奈川県	横須賀市上下水道局	上水道	相模川（表流水）	表流水	有馬浄水場	レベル4	○	○			40万人	不明	0.1度以下	○	2			原水	健康被害報告なし		令和3年5月27日11時47分横須賀市健康部保健所生	ろ過水濁度管理の徹底	
R03-054	-01	R03.06	北海道	中空知広域水道企業団	上水道	石狩川水系空知川（表流水）	表流水	中空知水道企業団取水口（砂川市富平3番15地先）	–		○			64,655人	原水の汚染（野生動物や家畜の	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		6月9日 検査機関からジアルジア検出報告受理。	・引き続き濁度管理の徹底（濁度0.1度未満の維持）	
R03-055	-01	R03.06	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系（表流水）	表流水	社家取水管理事務所	レベル4	○	○			―	不明	0.1度以下	○	4			原水	健康被害報告なし		令和3年6月9日 神奈川県健康医療局生活	ろ過水濁度管理の徹底	
R03-056	-01	R03.06	岩手県	軽米町（かるまいまち）	上水道	小玉川第1水源（ユムギ沢）、表流水	表流水	導水管中間蛇口	–	○	○			110人（34世帯）	不明	0.1度以下	○	21			原水	健康被害報告なし		・R3.6.22 岩手県 県民くらしの安全課（生活衛生担当）	・クリプトスポリジウムが検出された水源（第1水源）に	
R03-057	-01	R03.06	千葉県	千葉市	専用水道	地下水	地下水	ファミーINN幕張	レベル3			○		200人（定員）	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		特になし	紫外線照射装置設置予定	
R03-058	-01	R03.06	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川（表流水）	表流水	寒川取水口（取水場所：高座郡寒川町宮山4073）	レベル4	○	○			134万人	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		令和3年6月23日 神奈川県健康医療局生活	ろ過水濁度管理の徹底	
R03-059	-01	R03.07	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川（表流水）	表流水	茨城県企業局　県西水道事務所水海道浄水場　小山取水場	レベル4	○				256,005人（水海道浄水	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		令和3年7月15日 16:30 県民生活環境部水政課,	ろ過水濁度管理の徹底	
R03-060	-01	R03.07	群馬県	群馬県企業局	用水供給	群馬用水（利根川水系利根川）（表流水）	表流水	群馬県県央第二水道（取水位置：群馬県沼田市岩本町大字巻地先）	レベル3		○			772,523 人	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		・群馬県健康福祉部食品・生活衛生課、厚生労働省	ろ過水濁度管理の徹底	
R03-061	-01	R03.07	千葉県	野田市水道部	上水道	江戸川（表流水）	表流水	中野台取水場	–	○	○			127,000人	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		7月21日11時45分に千葉県水道局水質センター監	ろ過水濁度管理の徹底	
R03-062	-01	R03.08	滋賀県	甲賀市	上水道	表流水	表流水	小川浄水場（原水）	レベル4			○		422人	不明	0.1度以下			○	2	原水	健康被害報告なし		上記記載	浄水濁度0.1以下を維持するよう徹底する。	
R03-063	-01	R03.08	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系（表流水）	表流水	社家取水管理事務所	レベル4	○	○			―	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		令和3年8月11日 神奈川県健康医療局生活	ろ過水濁度管理の徹底	
R03-064	-01	R03.09	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系（表流水）	表流水	社家取水管理事務所	レベル4	○	○			―	不明	0.1度以下	○	3			原水	健康被害報告なし		令和3年9月9日 神奈川県健康医療局生活	ろ過水濁度管理の徹底	
R03-065	-01	R03.09	東京都	東京都	上水道	表流水	表流水	洞輪沢ポンプ場（東京都八丈町）	レベル4		○			洞輪沢ポンプ場　715	不明	0.1度以下	○	14	○	5	原水	健康被害報告なし		令和3年10月1日 八丈町企業課に情報提供	ろ過水濁度管理の徹底	
R03-066	-01	R03.10	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系（表流水）	表流水	社家取水管理事務所	レベル4	○	○			―	不明	0.1度以下	○	11			原水	健康被害報告なし		令和3年10月8日 神奈川県健康医療局生活	ろ過水濁度管理の徹底	
R03-067	-01	R03.10	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系（表流水）	表流水	社家取水管理事務所	レベル4	○	○			―	不明	0.1度以下	○	5			原水	健康被害報告なし		令和3年10月12日 神奈川県健康医療局生活	ろ過水濁度管理の徹底	
R03-068	-01	R03.10	神奈川県	横須賀市上下水道局	上水道	相模川（表流水）	表流水	有馬浄水場	レベル4	○	○			40万人	不明	0.1度以下	○	2			原水	健康被害報告なし		令和3年10月21日11時05分横須賀市健康部保健所	ろ過水濁度管理の徹底	
R03-069	-01	R03.10	京都府	京丹波町	上水道	表流水	表流水	第二水源浄水場　着水井	–	○	○			給水人口：約1700人	排出源：野生動物（鹿等）※推	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		令和3年11月2日14時34分 京都府南丹保健所へ	ろ過水濁度管理の徹底	
R03-070	-01	R03.10	京都府	京丹波町	上水道	浅井戸	表流水	下山取水場	–	○	○			給水人口：約6100人	排出源：野生動物（鹿等）※推	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		令和3年11月2日14時34分 京都府南丹保健所へ	ろ過水濁度管理の徹底	
R03-071	-01	R03.11	茨城県	茨城県企業局	上水道	涸沼川（表流水）	表流水	茨城県企業局県中央水道事務所涸沼川浄水場　涸沼川取水場	レベル4	○				66,615人（涸沼川浄水	不明	0.1度以下			○	2	原水	健康被害報告なし		令和3年11月11日 16:30 県民生活環境部水政課,	ろ過水濁度管理の徹底	
R03-072	-01	R03.11	茨城県	茨城県企業局	上水道	那珂川（表流水）	表流水	茨城県企業局県中央水道事務所水戸浄水場　水戸取水場	レベル4	○				678,376人（水戸浄水場	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		令和3年11月12日 11:00 県民生活環境部水政課,	ろ過水濁度管理の徹底	
R03-073	-01	R03.11	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系（表流水）	表流水	社家取水管理事務所	レベル4	○	○			―	不明	0.1度以下	○	26			原水	健康被害報告なし		令和3年11月12日 神奈川県健康医療局生活	ろ過水濁度管理の徹底	
R03-074	-01	R03.11	埼玉県	寄居町	上水道	荒川（表流水）	表流水	上郷分水場、象ケ鼻浄水場	–	○	○			3万人	不明	0.1度以下			○	2	原水	健康被害報告なし		令和3年11月18日16:51 埼玉県生活衛生課へ連絡済み	ろ過水濁度管理の徹底	
R03-075	-01	R03.11	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川（表流水）	表流水	小雀浄水場（取水場所：高座郡寒川町宮山4073）	レベル4	○	○			134万人	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		令和3年11月16日 神奈川県健康医療局生活	ろ過水濁度管理の徹底	
R03-076	-01	R03.11	東京都	東京都	上水道	表流水	表流水	秋ヶ瀬取水堰（埼玉県志木市宗岡）	–		○			朝霞浄水場：3,054,0	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		周辺事業者に対しては、東京都水道局から、利根川・	ろ過水濁度管理の徹底	
R03-077	-01	R03.11	宮崎県	宮崎市	上水道	大淀川（表流水）	表流水	下北方浄水場(柏田取水口)、富吉浄水場(富吉取水口)	レベル4	○	○			19.9万人（下北方浄水場	不明	0.1度以下	○	2			原水	健康被害報告なし		令和3年11月24日 宮崎市保健所へクリプスポリジウ	ろ過水濁度管理の徹底	
R03-078	-01	R03.11	茨城県	茨城県企業局	上水道	鬼怒川（表流水）	表流水	茨城県企業局　県西水道事務所水海道浄水場　板戸井取水場	レベル4	○				256,005人（水海道浄水	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		令和3年11月18日 15:30 県民生活環境部水政課,	ろ過水濁度管理の徹底	
R03-079	-01	R03.11	神奈川県	横須賀市上下水道局	上水道	相模川（表流水）	表流水	有馬浄水場	レベル4	○	○			40万人	不明	0.1度以下	○	6			原水	健康被害報告なし		令和3年11月25日10時50分横須賀市健康部保健所	ろ過水濁度管理の徹底	
R03-080	-01	R03.11	神奈川県	神奈川県企業庁	上水道	相模川	表流水	寒川浄水場	レベル4	○	○			約122万人	不明	0.1度以下	○	3			原水	健康被害報告なし		令和3年11月30日 神奈川県健康医療局生活衛生部	ろ過水濁度管理の徹底	
R03-081	-01	R03.12	岡山県	岡山県西南水道企業団	上水道	高梁川(表流水)	表流水	新庄浄水場　沈砂池(岡山県笠岡市広浜795-28)	レベル4	○	○			78,742人	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		12月7日16:00～岡山県備中保健所　構成市町（笠岡	ろ過水濁度管理の徹底	
R03-082	-01	R03.12	千葉県	千葉県	上水道	三原川水系三原川（表流水）	表流水	小向ダム取水口	–	○	○			12,847人（令和3年3月	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		令和3年12月8日 15:50 千葉県総合企画部水政課	ろ過水濁度管理の徹底	
R03-083	-01	R03.12	岐阜県	飛騨市	上水道	大谷（表流水）	表流水	大谷第1水源取水場	–			○		364人(128戸)	不明	0.1度以下	○	2			原水	健康被害報告なし		令和3年12月7日19:20 岐阜県飛騨保健所へ連絡済	ろ過水濁度管理の徹底	
R03-084	-01	R03.12	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系（表流水）及び酒匂川水系（表流水）	表流水	社家取水管理事務所及び飯泉取水管理事務所	レベル4	○	○			―	不明	0.1度以下	○	1	○	1	原水	健康被害報告なし		令和3年12月8日 神奈川県健康医療局生活	ろ過水濁度管理の徹底	
R03-085	-01	R03.12	岩手県	岩泉町（いわいずみちょう）	上水道	泉沢川水源（表流水）	表流水	普通沈殿池（原水採取位置）	–			○		袰綿浄水場　679人（34	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		状況確認結果の報告【県くらし→県宮古保健所】	引き続き、ろ過水の濁度管理を 徹底する	
R03-086	-01	R03.12	宮崎県	宮崎市	上水道	大淀川（表流水）	表流水	下北方浄水場(柏田取水口)、富吉浄水場(富吉取水口)	レベル4	○	○			19.9万人（下北方浄水場	不明	0.1度以下	○	4			原水	健康被害報告なし		令和3年12月21日 宮崎市保健所へクリプスポリジウ	ろ過水濁度管理の徹底	
R03-087	-01	R03.12	東京都	東京都	上水道	表流水	表流水	三郷取水庭（埼玉県三郷市新和）	レベル4		○			三郷浄水場：2,657,0	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		周辺事業者に対しては、東京都水道局から、利根川・	ろ過水濁度管理の徹底	
R03-088	-01	R03.12	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川（表流水）	表流水	茨城県企業局　県西水道事務所水海道浄水場　小山取水場	レベル4	○				235,671人（水海道浄水	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		令和3年12月16日 13:30 県民生活環境部水政課,	ろ過水濁度管理の徹底	
R03-089	-01	R03.12	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川（表流水）	表流水	寒川取水口（取水場所：高座郡寒川町宮山4073）	レベル4	○	○			134万人	不明	0.1度以下	○	4			原水	健康被害報告なし		令和3年12月22日 神奈川県健康医療局生活	ろ過水濁度管理の徹底	
R04-001	-01	R04.01	新潟県	小千谷市	上水道	信濃川	表流水	小千谷浄水場	レベル4	○	○			28,771人	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		特になし	浄水濁度管理の徹底と原水汚染状況の継続調査	
R04-002	-01	R04.01	千葉県	銚子市	上水道	利根川水系黒部川	表流水	千葉県香取郡東庄町新宿1465番地地先	–	○	○			44,094人	不明	0.1度以下	○	6			原水	健康被害報告なし		令和4年1月19日10:40千葉県総合企画部水政課に連	ろ過水濁度管理の徹底	
R04-003	-01	R04.01	宮崎県	宮崎市	上水道	大淀川	表流水	下北方浄水場(柏田取水口)	レベル4	○	○			19.9万人（下北方浄水場	不明	0.1度以下	○	18			原水	健康被害報告なし		令和4年1月26日 宮崎市保健所へクリプスポリジウ	ろ過水濁度管理の徹底 水源域水質調査の実施	
R04-003	-02	R04.01	宮崎県	宮崎市	上水道	大淀川	表流水	富吉浄水場(富吉取水口)	レベル4	○	○			15.6万人（富吉浄水場）	不明	0.1度以下	○	18			原水	健康被害報告なし		令和4年1月26日 宮崎市保健所へクリプスポリジウ	ろ過水濁度管理の徹底 水源域水質調査の実施	
R04-004	-01	R04.01	埼玉県	企業局	水道用水供給事業	江戸川	表流水、（ダム放流水等）	庄和浄水場　江戸川右岸	レベル1	○	○			-	不明	0.1度以下	○	5	○	1	原水	健康被害報告なし		令和4年1月21日 埼玉県保健医療部生活衛生課、	ろ過水濁度管理の徹底	
R04-005	-01	R04.01	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川水系利根川（ 栗山川 ）	–	光取水場（山武郡横芝光町宝米1751番地）	–	○	○			57千人	不明	0.1度以下	○	5	○	2	原水	健康被害報告なし		令和4年1月20日15時40分千葉県水政課及び利根	ろ過水濁度管理の徹底	
R04-006	-01	R04.01	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川	表流水	茨城県企業局　県南水道事務所利根川浄水場　利根川取水口	レベル4	○	○			270,176人（利根川浄水	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		令和4年1月25日 15:00 県民生活環境部水政課,	ろ過水濁度管理の徹底	
R04-007	-01	R04.01	埼玉県	企業局	水道用水供給事業	江戸川	表流水、（ダム放流水等）	新三郷浄水場　江戸川右岸	レベル4	○	○			-	不明	0.1度以下	○	2			原水	健康被害報告なし		令和4年1月27日 埼玉県保健医療部生活衛生課、	ろ過水濁度管理の徹底	
R04-008	-01	R04.01	埼玉県	深谷市水道事業	上水道	荒川	表流水	川本浄水場　六堰取水口水源	レベル4					7,446人	不明	0.1度以下	○	20			原水	健康被害報告なし		令和4年2月4日 17:10 埼玉県生活衛生課へ電話連	ろ過水濁度管理の徹底	
R04-009	-01	R04.02	宮城県	石巻地方広域水道企業団	上水道	旧北上川	表流水	鹿又取水場	–	○	○			155,828人	不明	0.1度以下	○	6			原水	健康被害報告なし		令和4年2月7日15時00分宮城県食と暮らしの安全推	ろ過水濁度管理の徹底	
R04-010	-01	R04.02	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川水系利根川（ 栗山川 ）	–	光取水場（山武郡横芝光町宝米1751番地）	–	○	○			57千人	不明	0.1度以下	○	11			原水	–		令和4年2月4日13時36分千葉県水政課及び利根	ろ過水濁度管理の徹底	
R04-011	-01	R04.02	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	表流水	社家取水管理事務所	レベル2	○	○			―	不明	0.1度以下	○	6			原水	健康被害報告なし		令和4年2月8日 神奈川県健康医療局生活衛生部生	ろ過水濁度管理の徹底	

表 4-3　クリプトポリジウム等の検出状況 (9/10)

処理用連番	枝番	発生時期（年/月）	都道府県名	事業体/自治体名	水道種別	水源の名称	水源種別	浄水施設名（記載がない場合、取水口等の記載があれば記す）	リスクレベル	浄水処理方法				給水人口（人）	原因	検出時の浄水濁度	クリプトスポリジウムの検出		ジアルジアの検出		原水/浄水の別	健康被害発生状況	対応経緯	関係機関との連絡	今後の対応方針	備考欄
										凝集沈殿	急速ろ過	緩速ろ過	消毒のみ				検出の有無（検出の場合○）	濃度（個/10L）	検出の有無（検出の場合○）	濃度（個/10L）						
R04-012	-01	R04.02	千葉県	北千葉広域水道企業団	水道用水供給	江戸川	表流水	北千葉広域水道企業団取水口（松戸市七右衛門新田地先）	レベル4	○	○			4,341,222人（令和2年度	不明	0.1度以下	○	2			原水	健康被害報告なし		令和4年2月9日 10:00 厚生労働省、千葉県総合企画	ろ過水濁度管理の徹底	
R04-013	-01	R04.02	大阪府	箕面市上下水道局	上水道	箕面川	表流水	箕面取水場（大阪府箕面市温泉町1570番8）	レベル4	○	○			23384人（令和2年度末	上流山中に生息するほ乳動物(	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		2月17日、大阪府健康医療部生活衛生室環境衛生課	ろ過水濁度管理の徹底	
R04-014	-01	R04.02	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川水系利根川（ 栗山川 ）	–	光取水場（山武郡横芝光町宝米1751番地）	–	○	○			57千人	不明	0.1度以下	○	30	○	2	原水	–		令和4年2月16日9時05分 千葉県水政課及び利根	ろ過水濁度管理の徹底	
R04-015	-01	R04.02	東京都	東京都	上水道	相模川	表流水	金町浄水場：金町取水塔（東京都葛飾区金町浄水場）	レベル4		○			金町浄水場：2,823,00	不明	0.0度			○	1	原水	健康被害報告なし		周辺事業者に対しては、東京都水道局から、利根川・	ろ過水濁度管理の徹底	
R04-015	-02	R04.02	東京都	東京都	上水道	相模川	表流水	朝霞浄水場：秋ヶ瀬取水堰（埼玉県志木市宗岡）	レベル4		○			朝霞浄水場：3,054,00	不明	0.0度			○	1	原水	健康被害報告なし		周辺事業者に対しては、東京都水道局から、利根川・	ろ過水濁度管理の徹底	
R04-016	-01	R04.02	宮崎県	宮崎市	上水道	大淀川	表流水	下北方浄水場(柏田取水口)、	レベル4	○	○			19.9万人（下北方浄水場	不明	0.1度以下	○	3			原水	健康被害報告なし		令和4年2月21日 宮崎市保健所へクリプスポリジウ	ろ過水濁度管理の徹底	
R04-016	-02	R04.02	宮崎県	宮崎市	上水道	大淀川	表流水	富吉浄水場(富吉取水口)	レベル4	○	○			15.6万人（富吉浄水場）	不明	0.1度以下	○	4			原水	健康被害報告なし		令和4年2月21日 宮崎市保健所へクリプスポリジウ	ろ過水濁度管理の徹底	
R04-017	-01	R04.02	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川水系利根川（ 栗山川 ）	–	光取水場（山武郡横芝光町宝米1751番地）	–	○	○			57千人	不明	0.1度以下	○	7			原水	–		令和4年2月25日9時04分 千葉県水政課及び利根	ろ過水濁度管理の徹底	
R04-018	-01	R04.02	神奈川県	神奈川県企業庁	上水道	相模川	表流水	寒川浄水場	レベル4	○	○			約122万人	不明	0.1度以下	○	4			原水	健康被害報告なし		令和4年2月25日 神奈川県健康医療局生活衛生部	ろ過水濁度管理の徹底	
R04-019	-01	R04.03	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	表流水	社家取水管理事務所	レベル2	○	○			–	不明	0.1度以下	○	160	○	4	原水	健康被害報告なし		令和4年3月4日 神奈川県健康医療局生活衛生部生	ろ過水濁度管理の徹底	
R04-020	-01	R04.03	茨城県	茨城県企業局	上水道	涸沼川	表流水	茨城県企業局 県中央水道事務所涸沼川浄水場 涸沼川取水場	レベル4	○	○			66,615人（涸沼川浄水場	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		令和4年3月4日 10:50 県民生活環境部水政課、	ろ過水濁度管理の徹底	
R04-021	-01	R04.03	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	表流水	社家取水管理事務所	レベル2	○	○			–	不明	0.1度以下	○	100	○	2	原水	健康被害報告なし		令和4年3月4日 神奈川県健康医療局生活衛生部生	ろ過水濁度管理の徹底	
R04-022	-01	R04.03	神奈川県	川崎市上下水道局	上水道	相模川水系	表流水	長沢浄水場 第3着水井(原水)	レベル4	○	○			約141万人	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		令和4年3月4日(金)神奈川県健康医療局生活衛生部	ろ過水濁度管理の徹底	
R04-023	-01	R04.03	神奈川県	横須賀市上下水道局	上水道	相模川	表流水	有馬浄水場	レベル4	○	○			40万人	不明	0.1度以下	○	3			原水	健康被害報告なし		令和4年3月10日11時39分 横須賀市健康部保健所生	ろ過水濁度管理の徹底	
R04-024	-01	R04.03	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川及び鬼怒川	表流水	茨城県企業局 県西水道事務所水海道浄水場 小山取水場	レベル4	○	○			228,463人（水海道浄水	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		令和4年3月10日 15:10 県民生活環境部水政課、	ろ過水濁度管理の徹底	
R04-025	-01	R04.03	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	表流水	寒川取水口（取水場所：高座郡寒川町宮山4073）	レベル4	○	○			134万人	不明	0.1度以下	○	4			原水	健康被害報告なし		令和4年3月16日 神奈川県健康医療局生活衛生部	ろ過水濁度管理の徹底	
R04-026	-01	R04.03	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川水系利根川（ 栗山川 ）	–	光取水場（山武郡横芝光町宝米1751番地）	–	○	○			57千人	不明	0.1度以下			○	1	原水	–		令和4年3月22日9時04分 千葉県水政課及び利根	ろ過水濁度管理の徹底	
R04-027	-01	R04.03	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	表流水	社家取水管理事務所	レベル2	○	○			–	不明	0.1度以下	○	13	○	3	原水	健康被害報告なし		令和4年3月23日 神奈川県健康医療局生活衛生部生	ろ過水濁度管理の徹底	
R04-028	-01	R04.03	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	表流水	社家取水管理事務所	レベル2	○	○			–	不明	0.1度以下	○	63	○	1	原水	健康被害報告なし		令和4年3月31日 神奈川県健康医療局生活衛生部生	ろ過水濁度管理の徹底	
R04-029	-01	R04.04	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	表流水	社家取水管理事務所	レベル2	○	○			–	不明	0.1度以下	○	6	○	2	原水	健康被害報告なし		令和4年4月5日 神奈川県健康医療局生活衛生部生	ろ過水濁度管理の徹底	
R04-030	-01	R04.04	千葉県	千葉県	上水道	養老川水系　高滝ダム	表流水	高滝取水場（千葉県市原市養老字向842-3）	–	○	○			給水人口43,996人（令和	不明	0.1度以下			○	1	原水	なし（千葉県健康福祉部薬務課に確認済み。）		令和4年4月8日 千葉県水政課、千葉県企業局、大多	ろ過水濁度管理の徹底	
R04-031	-01	R04.04	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川水系	表流水	飯泉取水管理事務所	–	○	○			–	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		令和4年4月8日 神奈川県健康医療局生活衛生部生	ろ過水濁度管理の徹底	
R04-032	-01	R04.04	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	表流水	社家取水管理事務所	レベル2	○	○			–	不明	0.1度以下	○	3			原水	健康被害報告なし		令和4年4月12日 神奈川県健康医療局生活衛生部生	ろ過水濁度管理の徹底	
R04-033	-01	R04.04	香川県	37-046 香川県広域水道企業団	上水道	当浜川	河川表流水	当浜取水地点	レベル4	○	○			74人	不明	0.1度以下	○	2			原水	健康被害報告なし		令和4年4月21日 香川県環境管理課・水資源対策課、	ろ過水濁度管理の徹底	
R04-034	-01	R04.05	香川県	37-046香川県広域水道企業団	上水道	唐櫃小出水源	河川表流水	唐櫃小出水源	レベル4	○	○			唐櫃岡91戸、唐櫃浜88	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		令和4年5月23日香川県環境管理課·水資源対策課に	ろ過水濁度管理の徹底	
R04-034	-02	R04.05	香川県	37-046香川県広域水道企業団	上水道	唐櫃下小出水源	河川表流水	唐櫃下小出水源	レベル4	○	○			唐櫃岡91戸、唐櫃浜88	不明	0.1度以下	○	3			原水	健康被害報告なし		令和4年5月23日香川県環境管理課·水資源対策課に	ろ過水濁度管理の徹底	
R04-035	-01	R04.05	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	表流水	小雀浄水場（取水場所：高座郡寒川町宮山4073）	レベル4	○	○			134万人	不明	0.1度以下	○	2			原水	健康被害報告なし		令和4年5月17日 神奈川県健康医療局生活衛生部	ろ過水濁度管理の徹底	
R04-036	-01	R04.05	宮城県	石巻地方広域水道企業団	上水道	旧北上川	表流水	鹿又取水場	–	○	○			154,764人 （令和4年3	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		令和4年5月30日14時20分 宮城県食と暮らしの安全推	ろ過水濁度管理の徹底	
R04-037	-01	R04.05	千葉県	北千葉広域水道企業団	水道用水供給	江戸川	表流水	北千葉広域水道企業団取水口（松戸市七右衛門新田地先）	レベル4	○	○			4,341,222人（令和2年度	不明	0.1度以下			○	2	原水	健康被害報告なし		令和4年5月18日 13:30 厚生労働省、千葉県総合企	ろ過水濁度管理の徹底	
R04-038	-01	R04.05	埼玉県	寄居町	上水道	荒川	表流水	上郷分水場	–	○	○			3万人	不明	0.1度以下			○	3	原水	健康被害報告なし		令和4年5月24日17:20 埼玉県生活衛生課へ連絡済	ろ過水濁度管理の徹底	
R04-039	-01	R04.05	高知県	高知県	簡易水道	松谷水源(松谷川)	表流水	檮原町簡易水道　西区上組地区位置：高知県高岡郡檮原町松谷　松谷川（表流水を採水）	–			○		290人	不明	–	○	1			原水	健康被害報告なし		5月30日17:30 須崎福祉保健所衛生環境課へ連絡。6	浄水でのクリプトスポリジウム検査(5/31実施済)	
R04-040	-01	R04.05	神奈川県	神奈川県企業庁	上水道	相模川	表流水	寒川浄水場	レベル4	○	○			約122万人	不明	0.1度以下	○	2			原水	健康被害報告なし		令和4年5月31日 神奈川県健康医療局生活衛生部生	ろ過水濁度管理の徹底	
R04-041	-01	R04.06	北海道	美幌町	上水道	女満別川	表流水	日並浄水場着水井	–	○	○			17,502人	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		令和 4年 6月21日 20:24 北海道北見保健所へ連絡	ろ過水濁度管理の徹底	
R04-042	-01	R04.06	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	表流水	社家取水管理事務所	レベル2	○	○			–	不明	0.1度以下	○	12			原水	健康被害報告なし		令和4年6月10日 神奈川県健康医療局生活衛生部生	ろ過水濁度管理の徹底	
R04-043	-01	R04.06	神奈川県	横須賀市上下水道局	上水道	相模川	表流水	有馬浄水場	レベル4	○	○			40万人	不明	0.1度以下	○	4			原水	健康被害報告なし		令和4年6月16日11時21分 横須賀市健康部保健所生	ろ過水濁度管理の徹底	
R04-044	-01	R04.06	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	表流水	寒川取水口（取水場所：高座郡寒川町宮山4073）	レベル4	○	○			①134万人	不明	0.1度以下	○	6			原水	健康被害報告なし		令和4年6月22日 神奈川県健康医療局生活衛生部	ろ過水濁度管理の徹底	
R04-044	-02	R04.06	神奈川県	横浜市水道局	上水道	道志川	表流水	青山隧道出口（取水場所：相模原市緑区青山3482）	–					②54万人	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		令和4年6月22日 神奈川県健康医療局生活衛生部	ろ過水濁度管理の徹底	
R04-045	-01	R04.06	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	表流水	社家取水管理事務所	レベル2	○	○			–	不明	0.1度以下	○	2			原水	健康被害報告なし		令和4年6月28日 神奈川県健康医療局生活衛生部生	ろ過水濁度管理の徹底	
R04-046	-01	R04.07	群馬県	群馬東部水道企業団	上水道	利根川水系川口川	表流水	みどり第1水源（川口川）：群馬県桐生市黒保根町宿廻	–	○	○			38,984人（令和3年度末	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		令和4年7月7日13時に群馬県健康福祉部衛生食品	ろ過水濁度管理の徹底	
R04-047	-01	R04.07	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	表流水	社家取水管理事務所	レベル2	○	○			–	不明	0.1度以下	○	3			原水	健康被害報告なし		令和4年7月6日 神奈川県健康医療局生活衛生部生	ろ過水濁度管理の徹底	
R04-048	-01	R04.07	香川県	37-046香川県広域水道企業団	上水道	上川原水源	河川伏流水	上川原水源	–	○	○			綾南浄水場給水エリア	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		令和4年7月28日香川県環境管理課·水資源対策課に	ろ過水濁度管理の徹底	
R04-049	-01	R04.07	千葉県	千葉県企業局	上水道	利根川水系　利根川	表流水	木下取水場	–	○	○			約118万人（令和3年度	不明	0.1度以下			○	2	原水	健康被害報告なし		令和4年7月21日15:24 利根川·荒川水系水道事業	ろ過水濁度管理の徹底	
R04-050	-01	R04.07	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川水系利根川（ 栗山川 ）	–	光取水場（山武郡横芝光町宝米1751番地）	–	○	○			57千人	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		令和4年7月21日15時25分 千葉県水政課及び利根	ろ過水濁度管理の徹底	
R04-051	-01	R04.08	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	表流水	① 西谷浄水場（取水位置：沼本ダム（相模原市緑区三井））	レベル4	○	○			①　79万人	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		令和4年8月2日 神奈川県健康医療局生活衛生部生	ろ過水濁度管理の徹底	
R04-051	-02	R04.08	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	表流水	② 小雀浄水場（取水位置：寒川取水口（高座郡寒川町宮山））	レベル4	○	○			② 134万人	不明	0.1度以下	○	1	○	1	原水	健康被害報告なし		令和4年8月2日 神奈川県健康医療局生活衛生部生	ろ過水濁度管理の徹底	
R04-051	-03	R04.08	神奈川県	横浜市水道局	上水道	道志川	表流水	③ 川井浄水場（取水位置：鮑子取水ぜき（相模原市緑区青山））	レベル4					③　54万人	不明	0.1度以下			○	2	原水	健康被害報告なし		令和4年8月2日 神奈川県健康医療局生活衛生部生	ろ過水濁度管理の徹底	
R04-052	-01	R04.08	栃木県	栃木県	上水道、簡易専用水道、飲用井戸等	利根川水系渡良瀬川	河川水	栃木県佐野市高橋大橋付近	–					0	不明	–	○	5			原水	健康被害報告なし		令和4年8月5日、渡良瀬川の影響を受ける恐れの	引き続き注視していく。	
R04-053	-01	R04.08	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川水系	表流水	飯泉取水管理事務所	–	○	○			–	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		令和4年8月5日 神奈川県健康医療局生活衛生部生	ろ過水濁度管理の徹底	
R04-053	-02	R04.08	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川水系及び相模川水系	表流水	西長沢浄水場	レベル4	○	○			–	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		令和4年8月5日 神奈川県健康医療局生活衛生部生	ろ過水濁度管理の徹底	
R04-054	-01	R04.08	千葉県	千葉県	上水道	2級河川養老川	表流水	面白浄水場　面白着水井	レベル4		○			7,690人	不明	0.1度以下			○	1	原水	なし（千葉県健康福祉部薬務課に確認済み。）		養老川水系の福増浄水場、新井浄水場及び県水	ろ過水濁度管理の徹底	
R04-055	-01	R04.08	千葉県	千葉県	上水道	夷隅川水系夷隅川	表流水	佐野浄水場取水口	レベル4	○	○			6．400戸 （令和3年度	不明	0.1度以下	○	4			原水	なし（千葉県健康福祉部薬務課に確認済み。）		令和4年8月10日 10:15分 千葉県総合企画部水政課	ろ過水濁度管理の徹底	
R04-056	-01	R04.08	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	表流水	社家取水管理事務所	レベル2	○	○			–	不明	0.1度以下	○	2			原水	健康被害報告なし		令和4年8月10日 神奈川県健康医療局生活衛生部生	ろ過水濁度管理の徹底	

表 4-3 クリプトポリジウム等の検出状況 (10/10)

処理用連番	枝番	発生時期（年/月）	都道府県名	事業体/自治体名	水道種別	水源の名称	水源種別	浄水施設名（記載がない場合、取水口等の記載があれば記す）	リスクレベル	浄水処理方法				給水人口（人）	原因	検出時の浄水濁度	クリプトスポリジウムの検出		ジアルジアの検出		原水/浄水の別	健康被害発生状況	対応経緯	関係機関との連絡	今後の対応方針	備考欄
										凝集沈殿	急速ろ過	緩速ろ過	消毒のみ				検出の有無（検出の場合〇）	濃度（個/10L）	検出の有無（検出の場合〇）	濃度（個/10L）						
R04-057	-01	R04.08	香川県	37-046 香川県広域水道企業団	上水道	堀池水源	浅層地下水	堀池水源	-	○	○			五条浄水場給水エリア	不明	0.1度以下	○	5			原水	健康被害報告なし		令和4年9月6日 香川県環境管理課・水資源対策課	ろ過水濁度管理の徹底	
R04-058	-01	R04.08	神奈川県	神奈川県企業庁	上水道	相模川	表流水	寒川浄水場	レベル4	○	○			約122万人	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		令和4年8月30日 神奈川県健康医療局生活衛生部生	ろ過水濁度管理の徹底	
R04-059	-01	R04.09	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	表流水	社家取水管理事務所	レベル2	○	○			－	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		令和4年9月9日 神奈川県健康医療局生活衛生部生	ろ過水濁度管理の徹底	
R04-060	-01	R04.09	大阪府	能勢町	上水道	-	表流水	天王浄水場	レベル2			○		給水人口119人	野生動物が排出源と推測される	0.1度以下	○	2			原水	健康被害報告なし		9月22日（木）に、20日（火）に採水した原水からクリプ	引き続き遠隔情報伝達装置による浄水濁度の監視	
R04-061	-01	R04.09	宮城県	石巻地方広域水道企業団	上水道	旧北上川	表流水	神取山浄水場	レベル4	○		○		6,578人 （令和4年8月	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		令和4年9月27日10時35分宮城県食と暮らしの安全推	ろ過水濁度管理の徹底	
R04-062	-01	R04.09	香川県	37-046香川県広域水道企業団	上水道	北山水源	河川表流水	北山水源	-	○	○			約4, 000戸 約7,100人	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		令和4年10月12日香川県環境管理課・水資源対策課	ろ過水濁度管理の徹底	
R04-063	-01	R04.10	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	表流水	社家取水管理事務所	レベル2	○	○			－	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		令和4年10月7日 神奈川県健康医療局生活衛生部生	ろ過水濁度管理の徹底	
R04-064	-01	R04.10	岐阜県	七宗町	簡易水道	神渕川	表流水	麻生取水口	レベル4					1,512人	不明	-	○	1			原水	健康被害報告なし		10月21日 岐阜県可茂保健所へ連絡済み	七宗町クリプトスポリジウム等マニュアルに基づき、	
R04-065	-01	R04.10	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川水系利根川	-	光取水場（山武郡横芝光町宝米1751番地）	-	○	○			57千人	不明	0.1度以下	○	7			原水	健康被害報告なし		令和4年10月20日14時50分	ろ過水濁度管理の徹底	
R04-066	-01	R04.10	香川県	37-046香川県広域水道企業団	上水道	上川原水源	河川伏流水	上川原水源	-	○	○			綾南浄水場給水エリア	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		令和4年11月8日香川県環境管理課・水資源対策課に	ろ過水濁度管理の徹底	
R04-067	-01	R04.11	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	表流水	社家取水管理事務所	レベル2	○	○			－	不明	0.1度以下	○	17			原水	健康被害報告なし		令和4年11月2日 神奈川県健康医療局生活衛生部生	ろ過水濁度管理の徹底	
R04-067	-02	R04.11	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川水系	表流水	飯泉取水管理事務所	-	○	○			－	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		令和4年11月2日 神奈川県健康医療局生活衛生部生	ろ過水濁度管理の徹底	
R04-068	-01	R04.11	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相浦川	表流水	小雀浄水場（取水場所：高座郡寒川町宮山4073）	レベル4	○	○			134万人	不明	0.1度以下	○	6			原水	健康被害報告なし		令和4年11月8日 神奈川県健康医療局生活衛生部	ろ過水濁度管理の徹底	
R04-069	-01	R04.11	長崎県	佐世保市	上水道	相浦川	表流水	四条橋取水場	-					107,358人	不明	0.1度以下			○	3	原水	健康被害報告なし		令和4年11月16日 佐世保市保健所、厚生労働省、長	ろ過水濁度管理の徹底	
R04-070	-01	R04.11	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川水系利根川（ 栗山川 ）	-	房総導水路東金分水工（東金市松之郷3668－3）	-	○	○			134千人	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		令和4年11月10日15時05分	ろ過水濁度管理の徹底	
R04-071	-01	R04.11	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川水系	表流水	飯泉取水管理事務所	-	○	○			－	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		令和4年11月11日 神奈川県健康医療局生活衛生部	ろ過水濁度管理の徹底	
R04-072	-01	R04.11	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	表流水	社家取水管理事務所	レベル2	○	○			－	不明	0.1度以下	○	10			原水	健康被害報告なし		令和4年11月15日 神奈川県健康医療局生活衛生部	ろ過水濁度管理の徹底	
R04-073	-01	R04.11	東京都	東京都	上水道	-	表流水	秋ヶ瀬取水堰（埼玉県志木市宗岡）	-		○			朝霞浄水場：2,592,00	不明	0.0度	○	1			-	健康被害報告なし		周辺事業者に対しては、東京都水道局から、利根川・	ろ過水濁度管理の徹底	
R04-074	-01	R04.11	宮崎県	宮崎市	上水道	大淀川	表流水	下北方浄水場(柏田取水口）	レベル4	○	○			20. 5万人(下北方浄水	不明	0.1度以下	○	8			原水	健康被害報告なし		令和4年11月21日 宮崎市保健所へクリプスポリジウ	ろ過水濁度管理の徹底	
R04-074	-02	R04.11	宮崎県	宮崎市	上水道	大淀川	表流水	富吉浄水場(富吉取水口）	レベル4	○	○			15.3万人(富吉浄水場)	不明	0.1度以下	○	12			原水	健康被害報告なし		令和4年11月21日 宮崎市保健所へクリプスポリジウ	ろ過水濁度管理の徹底	
R04-075	-01	R04.11	高知県	高知県	簡易水道	-	表流水	梼原町簡易水道 西区上組地区位置：高知県高岡郡梼原町松谷 松谷川（河川水を採水）	-			○		290	不明	-			○	1	原水	健康被害報告なし		11月24日 須崎福祉保健所衛生環境課へ連絡12月	浄水でのジアルジア検査を実施（28日実施済）	
R04-076	-01	R04.11	高知県	高知県	簡易水道	-	表流水	梼原町簡易水道 六丁地区位置：高知県高岡郡梼原町坂本川 四万川川（表流水を採水）	-			○		165人	不明	-	○	8			原水	健康被害報告なし		11月24日 須崎福祉保健所衛生環境課へ連絡12月	浄水でのクリプトスポリジウム検査を実施（28日実	
R04-077	-01	R04.11	埼玉県	企業局	水道用水供給事業	-	表流水、（ダム放流水等）	新三郷浄水場 江戸川右岸	レベル4	○	○			-	不明	0.1度以下	○	2			原水	健康被害報告なし		令和4年11月16日 埼玉県保健医療部生活衛生課、	ろ過水濁度管理の徹底	
R04-078	-01	R04.11	神奈川県	横須賀市上下水道局	上水道	相模川	表流水	有馬浄水場	レベル4	○	○			40万人	不明	0.1度以下	○	2			原水	健康被害報告なし		令和4年11月25日11時20分横須賀市健康部保健所	ろ過水濁度管理の徹底	
R04-079	-01	R04.11	神奈川県	神奈川県企業庁	上水道	相模川	表流水	寒川浄水場	レベル4	○	○			約122万人	不明	0.1度以下	○	3			原水	健康被害報告なし		令和4年11月29日 神奈川県健康医療局生活衛生部	ろ過水濁度管理の徹底	
R04-080	-01	R04.12	高知県	高知県	飲料水供給施設	-	表流水	宿毛市沖の島町長浜	-		○			-	-	-	○	1			-	健康被害報告なし		12/13 9:20高知県食品検査センターに浄水での検	12/15に浄水を採水予定。急速ろ過運転管理の徹	
R04-081	-01	R04.12	茨城県	茨城県企業局	上水道	涸沼川	表流水	茨城県企業局 県中央水道事務所 涸沼川浄水場 涸沼川取水場	レベル4	○	○			66,460人（涸沼川浄水	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		令和4年12月8日 13:30政策企画部水政課、14:00	ろ過水濁度管理の徹底	
R04-082	-01	R04.12	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川	表流水	社家取水管理事務所	レベル2	○	○			－	不明	0.1度以下	○	19			原水	健康被害報告なし		令和4年12月9日 神奈川県健康医療局生活衛生部生	ろ過水濁度管理の徹底	
R04-083	-01	R04.12	宮崎県	宮崎市	上水道	大淀川	表流水	下北方浄水場(柏田取水口）	レベル4	○	○			20.5万人(下北方浄水場	不明	0.1度以下	○	7			原水	健康被害報告なし		令和4年12月19日 宮崎市保健所へクリプスポリジウ	ろ過水濁度管理の徹底	
R04-083	-02	R04.12	宮崎県	宮崎市	上水道	大淀川	表流水	富吉浄水場(富吉取水口）	レベル4	○	○			15.3万人(富吉浄水場)	不明	0.1度以下	○	11			原水	健康被害報告なし		令和4年12月19日 宮崎市保健所へクリプスポリジウ	ろ過水濁度管理の徹底	
R04-084	-01	R04.12	高知県	高知県	簡易水道	四万十川	伏流水	大野見中央地区簡易水道 吉野浄水場	レベル4			○		157戸	不明	-	○	1			原水	健康被害報告なし		12月22日 須崎福祉保健所及び高知県薬務衛生課	ろ過水濁度管理の徹底及び浄水の検査	
R04-085	-01	R04.12	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	表流水	寒川取水口（取水場所：高座郡寒川町宮山4073）	レベル4	○	○			134万人	不明	0.1度以下	○	8	○	3	原水	健康被害報告なし		令和4年12月21日 神奈川県健康医療局生活衛生部	ろ過水濁度管理の徹底	
R04-086	-01	R04.12	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	表流水	寒川取水口（取水場所：高座郡寒川町宮山4073）	レベル4	○	○			134万人	不明	0.1度以下	○	8	○	3	原水	健康被害報告なし		令和4年12月21日 神奈川県健康医療局生活衛生部	ろ過水濁度管理の徹底	
R04-087	-01	R04.12	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川	表流水	茨城県企業局 県西水道事務所水海道浄水場 小山取水場	レベル4	○	○			256,148人（水海道浄水	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		令和4年12月22日 13:30政策企画部水政課, 14:15	ろ過水濁度管理の徹底	

5. 内閣府食品安全委員会における評価結果の整理

令和 3 年 3 月以降、令和 4 年 2 月 28 日までに内閣府食品安全委員会による食品健康影響評価の結果が公表された水質基準項目等は表 5-1 に掲げた 16 物質である。

これらの物質に関する評価の詳細情報として、TDI や ADI 等の根拠とされた動物実験の概要等を表 6-2 にまとめた。

入手 URL: http://www.fsc.go.jp/hyouka/index.html

表 5-1、5-2 は令和 3 年 1 月 26 日開催の令和 2 年度第 1 回水質基準逐次改正検討会等の会議資料の一部でもある。

また、過去の評価結果（H29 年度調査業務の成果物をベース）について、上記の情報を追加して表 5-3 に評価値等を収集・整理した。農薬類は、対象農薬リスト掲載農薬類、要検討農薬類及びその他農薬類を対象とした。

表 5-1　内閣府食品安全委員会における新規評価物質

No.	水質基準項目等	項目名	食品安全委員会における評価						
			評価品目名(評価書版No.)	CAS 番号	評価品目分類	評価要請文書受理日	評価結果通知日	評価値種類	評価値（ADI, ARfD, TDI 等）
1	基-006	鉛及びその化合物	鉛	7439-92-1	化学物質・汚染物質	H15.7.3	R3.6.29	-	-
								-	-
2	対-020	エトフェンプロックス	エトフェンプロックス(農薬第 6 版)	80844-07-1	農薬	R3.8.25	R3.10.16	ADI	0.031 mg/kg 体重/日
								ARfD	1 mg/kg 体重
3	対-025	カズサホス	カズサホス(農薬第 5 版)	95465-99-9	農薬	R3.2.9	R3.5.18	ADI	0.00025 mg/kg 体重/日
								ARfD	0.005 mg/kg 体重
4	対-087	フルアジナム	フルアジナム(農薬第 3 版)	79622-59-6	農薬	R3.6.30	R3.8.31	ADI	0.01 mg/kg 体重/日
								ARfD	①0.5 mg/kg 体重（一般の集団）②0.02 mg/kg 体重(妊婦又は妊娠している可能性のある女性)
5	対-096	ペンシクロン	ペンシクロン(農薬第 2 版)	66063-05-6	農薬	R3.5.19	R3.10.6	ADI	0.053 mg/kg 体重/日
								-	-
6	対-099	ベンタゾン	ベンタゾン(農薬)	25057-89-0	農薬	R1.9.5	R3.6.22	ADI	0.09 mg/kg 体重/日
								ARfD	0.5 mg/kg 体重
7	対-100	ペンディメタリン	ペンディメタリン（農薬第 3 版）	40487-42-1	農薬	R2.10.19	R3.4.13	ADI	0.12 mg/kg 体重/日
								ARfD	1 mg/kg 体重
8	対-110	メトミノストロビン	メトミノストロビン(農薬第 2 版)	133408-50-1	農薬	R3.2.9	R3.8.24	ADI	0.016 mg/kg 体重/日
								ARfD	0.78 mg/kg 体重

No.	水質基準項目等	項目名	食品安全委員会における評価						
			評価品目名(評価書版No.)	CAS 番号	評価品目分類	評価要請文書受理日	評価結果通知日	評価値種類	評価値（ADI, ARfD, TDI 等）
9	他-011	ウニコナゾールP	ウニコナゾールP(農薬第 2 版)	83657-17-4	農薬	R2.11.11	R3.5.25	ADI	0.02 mg/kg 体重/日
								ARfD	①1 mg/kg 体重（一般の集団）②0.05mg/kg 体重(妊婦又は妊娠している可能性のある女性)
10	他-033	シフルトリン	シフルトリン(農薬・動物用医薬品)	68359-37-5	農薬	R1.9.5	R3.6.8	ADI	0.023 mg/kg 体重/日
								ARfD	0.023 mg/kg 体重
11	他-043	スピノサド	スピノサド(農薬・動物用医薬品第 4 版)	168316-95-8	農薬	R3.3.21	R3.6.15	ADI	0.024 mg/kg 体重/日
								ARfD	-
12	他-051	テトラコナゾール	テトラコナゾール(農薬第 3 版)	112281-77-3	農薬	R3.8.25	R3.10.26	ADI	0.004 mg/kg 体重/日
								ARfD	0.05 mg/kg 体重
13	他-054	トリフルミゾール	トリフルミゾール(農薬第 4 版)	68694-11-1	農薬	R3.12.8	R4.1.19	ADI	0.015 mg/kg 体重/日
								ARfD	0.25 mg/kg 体重
14	他-073	プロパルギット（BPPS）	プロパルギット(農薬第 2 版)	2312-35-8	農薬	R2.12.14	R3.6.8	ADI	0.0098 mg/kg 体重/日
								ARfD	1 mg/kg 体重
15	他-077	ペルメトリン	ペルメトリン(農薬・動物用医薬品第2版)	52645-53-1	農薬	R3.5.19	R3.8.4	ADI	0.05 mg/kg 体重/日
								ARfD	0.5 mg/kg 体重
16	要-004	イプロジオン	イプロジオン(農薬)	36734-19-7	農薬	R3.2.9	R3.11.2	ADI	0.02 mg/kg 体重/日
								ARfD	0.9 mg/kg 体重（妊婦又は妊娠している可能性のある女性）

*農薬類： 対;水質管理目標設定項目 15 の対象農薬、要;要検討農薬、他;その他農薬類

表 5-2　内閣府食品安全委員会における新規評価物質の評価内容（1）

No	基準項目等番号	項目名	水質基準等(mg/L以下)(備考)	食品安全委員会評価										
				評価品目名	評価結果(TDI、ADI 等)	試験/根拠データ							不確実係数	評価結果通知日
						試験種類	動物種	期間	投与方法	エンドポイント	種類	値(mg/kg体重/日)		
1	基-006	鉛及びその化合物	0.01(鉛の量に関して)	鉛（清涼飲料水の規格基準の改正）	–	–	–	–	–	–	–	–	–	R3.6.29
					性別や年齢層、地域等を考慮した代表的サンプルでの調査がないため、日本人全体の血中鉛濃度レベルを正確に把握することは困難である。しかしながら、不確実性に留意しつつ、現時点で利用可能なデータに基づき判断すると、現在の我が国における平均的な血中鉛濃度は、1 μg/dL 程度あるいはそれ以下であると考えられた。なお、我が国の血中鉛濃度は1990 年代と比較すると低下しており、また、海外の調査で報告されている血中鉛濃度と比較すると、世界的にみても低い水準にあると考えられた。 これまでに、鉛ばく露による影響に関する疫学研究の結果が数多く報告されていることから、疫学研究データを用いて、有害影響を及ぼさない血中鉛濃度の検討を行った。これまでの疫学研究による知見を総合的に判断すると、血中鉛濃度1～2 μg/dL 程度であっても、小児の神経行動学的発達や成人の腎機能等になんらかの影響がある可能性が示唆される。しかし、影響によっては、複数の疫学研究で一貫した結果がみられないこと、交絡を完全には排除しきれず、純粋な鉛ばく露のみの影響を評価するのは困難であること、鉛ばく露と観察された影響との因果関係を推定するための証拠が不十分であること、観察された影響の臨床上あるいは公衆衛生上の意義が不明確であること等の理由から、現時点では、疫学研究データを用いて、有害影響を及ぼさない血中鉛濃度を導き出すことは困難であると判断した。以上のことから、現在の我が国における平均的な血中鉛濃度は、1 μg/dL 程度あるいはそれ以下であると考えられ、疫学研究の結果からなんらかの影響が示唆される血中鉛濃度1～2 μg/dL と近いと考えられた。そのため、今後も、鉛ばく露低減のための取組が必要であると考えられる。										

No	基準項目等番号	項目名	水質基準等(mg/L以下)(備考)	食品安全委員会評価										
				評価品目名(評価書版No.)	評価結果(TDI、ADI 等)	試験/根拠データ							不確実係数	評価結果通知日
						試験種類	動物種	期間	投与方法	エンドポイント	種類	値(mg/kg体重/日)		
2	対-020	エトフェンプロックス	0.08(-)	エトフェンプロックス(農薬第6版)	ADI：0.031 mg/kg 体重/日	発がん性試験	マウス	2年間	混餌投与	雌雄：腎尿細管好塩基性変化（発がん性は認められない）	NOAEL	3.1	100(種差10、個体差10、-)	R3.10.16
					ARfD：1 mg/kg 体重	発生毒性試験	ウサギ	妊娠6～28日	強制経口投与	母動物：体重減少(妊娠6～9日)及び摂餌量減少(妊娠6～8日以降)	NOAEL	100	100(種差10、個体差10、-)	
					エトフェンプロックス投与による影響は、主に肝臓（肝細胞肥大等）、腎臓（尿細管好塩基性変化等）、甲状腺（微小ろ胞増加等：ラット）及び血液（貧血等：マウス）に認められた。神経毒性、繁殖能に対する影響、催奇形性、免疫毒性及び遺伝毒性は認められなかった。発がん性試験において、ラットの雌で甲状腺ろ胞細胞腺腫が認められたが、遺伝毒性試験が全て陰性であったこと及びメカニズム試験の結果から、腫瘍の発生機序は遺伝毒性メカニズムとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。各種試験結果から、農産物、畜産物及び魚介類中のばく露評価対象物質をエトフェンプロックス（親化合物のみ）と設定した。 各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、マウスを用いた2 年間発がん性試験の3.1 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100 で除した0.031 mg/kg 体重/日を許容一日摂取量（ADI）と設定した。また、エトフェンプロックスの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小値は、ウサギを用いた発生毒性試験②の100 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100 で除した1 mg/kg 体重を急性参照用量（ARfD）と設定した。										
					農薬抄録エトフェンプロックス（殺虫剤）（平成 21 年 1 月 26 日改訂）：三井化学株式会社、一部公表；JMPR：Etofenprox (Pesticide residues in food : evaluation Part Ⅱ Toxicology)（1993）									

表 5-2　内閣府食品安全委員会における新規評価物質の評価内容（2）

No	基準項目等番号	項目名	水質基準等(mg/L以下)(備考)	食品安全委員会評価										
				評価品目名(評価書版No.)	評価結果(TDI、ADI 等)	試験/根拠データ							不確実係数	評価結果通知日
						試験種類	動物種	期間	投与方法	エンドポイント	種類	値(mg/kg体重/日)		
3	対-025	カズサホス	0.0006(-)	カズサホス(農薬第5版)	ADI : 0.00025 mg/kg体重/日	繁殖試験	ラット	2世代	混餌投与	親動物;雌雄:体重増加抑制及び赤血球ChE 活性阻害(20%以上);児動物:毒性所見なし(繁殖能に対する影響は認められない)	NOAEL	0.025	(種差10、個体差10、-)	R3.5.18
					ARfD : 0.005 mg/kg 体重	ChE 活性阻害検討試験	ラット	単回	強制経口投与	雌雄:赤血球ChE 活性阻害(20%以上)	NOAEL	0.5	(種差10、個体差10、-)	
					カズサホス投与による影響は主に脳及び赤血球ChE 活性阻害に認められた。発がん性、繁殖能に対する影響、催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。各種試験結果から、農産物中のばく露評価対象物質をカズサホス(親化合物のみ)と設定した。 各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、イヌを用いた90 日間亜急性毒性試験の0.01 mg/kg 体重/日であったが、より長期で実施された1 年間慢性毒性試験では最高用量の0.02 mg/kg 体重/日でも毒性所見が認められず、最小毒性量が設定できないことから、許容一日摂取量(ADI)の設定根拠とするには不適切と考えられた。ADI の根拠には、毒性所見が認められている長期の試験である、ラットを用いた2 世代繁殖試験の無毒性量0.025 mg/kg 体重/日がより適切と考えられた。したがって、ラットを用いた2 世代繁殖試験の無毒性量0.025 mg/kg 体重/日を根拠として、安全係数100 で除した0.00025 mg/kg 体重/日をADI と設定した。また、カズサホスの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた急性神経毒性試験で得られた0.02 mg/kg 体重であったが、本試験の最小毒性量は25 mg/kg 体重であり、ラットを用いたChE活性阻害検討試験において無毒性量として0.5 mg/kg 体重が得られていることから、食品安全委員会は、総合的に判断し、本試験の無毒性量0.5 mg/kg 体重を根拠として、安全係数100 で除した0.005 mg/kg 体重を急性参照用量(ARfD)と設定した。									
					ラットにおける繁殖試験(GLP 対応):FMC Toxicology Laboratory(米)、Hazleton Laboratories America(米)、Consulting Pathology Services(米)、1987 年、未公表 ; 農薬抄録カズサホス(殺虫剤)(平成27 年12 月1 日改訂):エフエムシー・ケミカルズ株式会社 一部公表 ; ラットを用いた急性コリンエステラーゼ評価に関する試験(GLP 対応):WIL Research、2015 年、未公表									

表 5-2　内閣府食品安全委員会における新規評価物質の評価内容（3）

No	基準項目等番号	項目名	水質基準等(mg/L以下)(備考)	食品安全委員会評価										
				評価品目名(評価書版No.)	評価結果(TDI、ADI 等)	試験/根拠データ							不確実係数	評価結果通知日
						試験種類	動物種	期間	投与方法	エンドポイント	種類	値(mg/kg体重/日)		
4	対-087	フルアジナム	0.03(-)	フルアジナム(農薬第3版)	ADI : 0.01 mg/kg 体重/日	慢性毒性試験	イヌ	1年間	カプセル経口投与	雌雄:WBC 及びNeu増加等	NOAEL	1	100(種差10、個体差10、-)	R3.8.31
					ARfD : ①0.5 mg/kg 体重(一般の集団) ②0.02 mg/kg 体重(妊婦又は妊娠している可能性のある女性)	①急性神経毒性試験, 発生毒性試験 ②発生毒性試験	①ラット,ラット ②ウサギ	①単回投与, 妊娠6～19日 ②妊娠6～19日	①強制経口投与, 強制経口投与 ②強制経口投与	①雌雄:軟便 雌:運動能の低下, 母動物:体重増加抑制及び摂餌量減少 ②胎児:着床後胚死亡率上昇	NOAEL	①50 ②2	100(種差10、個体差10、-)	
					フルアジナムによる影響は、主に肝臓(肝細胞肥大等)、血液(貧血)に認められた。繁殖能に対する影響、発達神経毒性及び遺伝毒性は認められなかった。発がん性試験において、ラットで甲状腺腫瘍、マウスで肝細胞腫瘍の増加が認められたが、腫瘍の発生機序は遺伝毒性メカニズムとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。イヌを用いた慢性毒性試験及びマウスを用いた発がん性試験において、中枢神経系白質空胞化が認められた。原体及び高純度標品を用いた試験から、空胞化への原体混在物5 の関与が示唆された。また、メカニズム試験の結果、この白質空胞化は可逆的である可能性が示唆された。ラットを用いた発生毒性試験①において、最高用量群の胎児で小型胎児、上顎裂、変形口蓋等の外表異常の発生頻度が有意に増加したが、これらを確認するために実施されたラットの発生毒性試験②においては、胸骨分節の未骨化等の骨格変異が認められたものの、同様の所見は得られなかった。したがって、再現性に乏しいことから、これらの外表異常は本剤投与により直接的に誘発された奇形ではないと考えられた。さらに、ウサギを用いた発生毒性試験においては、奇形及び変異の増加は認められなかった。以上より、フルアジナムに催奇形性はないと考えられた。各種試験結果から、農産物及び畜産物中のばく露評価対象物質をフルアジナム(親化合物のみ)と設定した。 各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた2 年間慢性毒性/発がん性併合試験の0.38 mg/kg 体重/日であったが、当該試験の最小毒性量は3.82 mg/kg 体重/日であり、ラットを用いた2 年間慢性毒性試験においては1.9 mg/kg 体重/日の用量で毒性は認められておらず、2 世代繁殖試験の無毒性量は1.49 mg/kg 体重/日であった。この差は用量設定の違いによるもので、ラットにおける無毒性量は1.49 mg/kg 体重/日と考えられ、許容一日摂取量(ADI)の根拠には、イヌを用いた1 年間慢性毒性試験の無毒性量1 mg/kg 体重/日が妥当と考えられた。以上より、食品安全委員会は、イヌを用いた1 年間慢性毒性試験の無毒性量1 mg/kg 体重/日を根拠として、安全係数100 で除した0.01 mg/kg 体重/日をADI と設定した。フルアジナムの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小値は、ウサギを用いた発生毒性試験①の2 mg/kg 体重/日であり、認められた所見は胎児における着床後胚死亡率の上昇であったことから、妊婦又は妊娠している可能性のある女性に対する急性参照用量(ARfD)は、これを根拠として、安全係数100 で除した0.02 mg/kg 体重と設定した。また、一般の集団に対しては、ラットを用いた急性神経毒性試験及び発生毒性試験②の50 mg/kg 体重/日を根拠として、安全係数100 で除した0.5 mg/kg 体重をARfD と設定した。なお、これらのADI 及びARfD は、原体混在物5 について規格で規定された範囲内で管理されることを前提として設定されるものである。									
					農薬抄録フルアジナム(殺菌剤)(平成18 年1 月26 日改訂改訂):石原産業株式会社、一部公表; EPA:Pesticide Fact Sheet, Fluazinam(2001); Health Canada:Regulatory Note, Fluazinam. REG2003-12(2003. 10. 27); Australia : Australian Pesticides & Veterinary Medicines Authority, Australian Residues Monograph for Fluazinam(1993); 農薬抄録フルアジナム(殺菌剤)(平成19 年10 月9 日改訂):石原産業株式会社、一部公表; 農薬抄録フルアジナム(殺菌剤)(平成21 年4 月30 日改訂):石原産業株式会社、一部公表 ; 農薬抄録フルアジナム(殺菌剤)(平成24 年11 月21 日改訂):石原産業株式会社、一部公表 ; 農薬抄録フルアジナム(殺菌剤)(平成19 年10 月9 日改訂):石原産業株式会社、一部公表 ; 農薬抄録フルアジナム(殺菌剤)(平成21 年4 月30 日改訂):石原産業株式会社、一部公表 ; 農薬抄録フルアジナム(殺菌剤)(平成24 年11 月21 日改訂):石原産業株式会社、一部公表 ; 石原産業株式会社、一部公表									

表 5-2　内閣府食品安全委員会における新規評価物質の評価内容（4）

No	基準項目等番号	項目名	水質基準等(mg/L以下)(備考)	食品安全委員会評価										
				評価品目名(評価書版No.)	評価結果(TDI、ADI 等)	試験/根拠データ							不確実係数	評価結果通知日
						試験種類	動物種	期間	投与方法	エンドポイント	種類	値(mg/kg体重/日)		
5	対-096	ペンシクロン	0.1(-)	ペンシクロン(農薬第2版)	ADI : 0.053 mg/kg体重/日	繁殖試験	ラット	2世代	混餌投与	親動物:肝重量増加等 児動物:体重増加抑制	NOAEL	5.3	100(種差10、個体差10、-)	R3.10.6
					–	–	–	–	–	–	–	–	–	
					ペンシクロン投与による影響は主に肝臓(重量増加、肝細胞肥大等:ラット及びマウス)に認められた。神経毒性、発がん性、繁殖能に対する影響、催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。各種試験結果から、農産物、畜産物及び魚介類中のばく露評価対象物質をペンシクロン(親化合物のみ)と設定した。 各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた2世代繁殖試験①のP雄の3.2 mg/kg体重/日であったが、2世代繁殖試験②の結果と合わせて総合的にラットの無毒性量を評価すると、2世代繁殖試験②のF2雄の5.3 mg/kg体重/日をラットを用いた毒性試験の無毒性量の最小値とすることが適切であると考えられた。食品安全委員会は、ラットを用いた2世代繁殖試験の無毒性量5.3 mg/kg体重/日を根拠として、安全係数100で除した0.053 mg/kg体重/日を許容一日摂取量(ADI)と設定した。また、ペンシクロンの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響は認められなかったことから、急性参照用量(ARfD)は設定する必要がないと判断した。										
					農薬抄録ペンシクロン(殺菌剤)、平成19年3月6日改訂:バイエルクロップサイエンス株式会社、一部公表 ; 農薬抄録ペンシクロン(殺菌剤)、令和3年3月9日改訂:ゴーワン カンパニー社、一部公表									

No	基準項目等番号	項目名	水質基準等(mg/L以下)(備考)	食品安全委員会評価										
				評価品目名(評価書版No.)	評価結果(TDI、ADI 等)	試験/根拠データ							不確実係数	評価結果通知日
						試験種類	動物種	期間	投与方法	エンドポイント	種類	値(mg/kg体重/日)		
6	対-099	ベンタゾン	0.2(-)	ベンタゾン(農薬)	ADI : 0.09 mg/kg体重/日	慢性毒性/発がん性併合試験(ベ	ラット	2 年間	混餌投与	雌雄:飲水量増加、BUN 増加、APTT延長	NOAEL	9	100(種差10、個体差10、-)	R3.6.22
					ARfD : 0.5 mg/kg体重	急性神経毒性試験	ラット	単回	強制経口投与	雄:自発運動量減少 雌:探索行動低下、不活発等	NOAEL	50	(種差10、個体差10、-)	
					ベンタゾン及びベンタゾンナトリウム塩投与による影響は、主に体重(増加抑制)、血液(凝固時間延長)、腎臓(BUN 増加、重量増加等)に認められた。発がん性、繁殖能に対する影響、催奇形性、生体において問題となる遺伝毒性及び免疫毒性は認められなかった。各種試験結果から、農産物及び畜産物中のばく露対象評価物質をベンタゾン(親化合物のみ)と設定した。 各試験で得られたベンタゾン及びベンタゾンナトリウム塩の無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた2 年間慢性毒性/発がん性併合試験の9 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100 で除した0.09 mg/kg 体重/日を許容一日摂取量(ADI)と設定した。また、ベンタゾン及びベンタゾンナトリウム塩の単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響等に対する無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた急性神経毒性試験の50 mg/kg 体重であったことから、これを根拠として、安全係数100 で除した0.5 mg/kg 体重を急性参照用量(ARfD)と設定した。										
					JMPR:819.Bentazone (Pesticide residues in food 1991, Evaluations, Part II- Toxicology)(1991) ; JMPR :945.Bentazone(addendum)(JMPR Evaluations 1998 Part II -Toxicological)(1998); 農薬抄録 ベンタゾン(除草剤)(平成29 年10 月31 日改訂):BASF ジャパン株式会社、一部公表 ; JMPR:"Bentazone", Pesticide residues in food 2012, Evaluations, Part II -Toxicological:31-98(2012) ; EPA:Sodium Bentazon. Preliminary Human Health Risk Assessment for Registration Review.(2014) ; EFSA:Conclusion on the peer review of the pesticide risk assessment of the active substance bentazone. EFSA Journal,13(4)4077 (2015) ; Bentazone Acute Oral Neurotoxicity Study in Wistar Rats Administration by Gavage(GLP 対応):BASF SE Experimental Toxicology and Ecology(ドイツ)、2012 年、未公表 ; JMPR:"Bentazone" Pesticide residues in food-2016, Report: 10-12(2016)										

表 5-2　内閣府食品安全委員会における新規評価物質の評価内容（5）

No	基準項目等番号	項目名	水質基準等(mg/L以下)(備考)	食品安全委員会評価										
				評価品目名(評価書版No.)	評価結果(TDI、ADI 等)	試験/根拠データ							不確実係数	評価結果通知日
						試験種類	動物種	期間	投与方法	エンドポイント	種類	値(mg/kg体重/日)		
7	対-100	ペンディメタリン	0.3(-)	ペンディメタリン(農薬第3版)	ADI : 0.12 mg/kg体重/日	慢性毒性試験	イヌ	2年間	混餌投与	雌雄：肝慢性炎症、胆汁うっ滞増加等	NOAEL	12.5	100(種差10、個体差10、-)	R3.4.13
					ARfD : 1 mg/kg体重	急性神経毒性試験	ラット	単回	強制経口投与	雌雄：自発運動量減少等	NOAEL	100	100(種差10、個体差10、-)	
					ペンディメタリン投与による影響は、主に肝臓（肝細胞肥大等）及び甲状腺（ろ胞上皮細胞過形成等）に認められた。神経毒性、繁殖能に対する影響、催奇形性及び生体にとって問題となる遺伝毒性は認められなかった。発がん性試験において、ラットで甲状腺ろ胞細胞腫瘍の増加が認められたが、発生機序は遺伝毒性メカニズムとは考えがたく、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。各種試験結果から、農産物、畜産物及び魚介類中のばく露評価対象物質をペンディメタリン（親化合物のみ）と設定した。 各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、イヌを用いた2 年間慢性毒性試験の12.5 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100 で除した0.12 mg/kg 体重/日を許容一日摂取量（ADI）と設定した。また、ペンディメタリンの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量又は最小毒性量のうち最小値は、ラットを用いた急性神経毒性 試験の100 mg/kg 体重であったことから、これを根拠として、安全係数100 で除した1 mg/kg 体重を急性参照用量（ARfD）と設定した。										
					農薬抄録ペンディメタリン（除草剤）（平成19 年12 月4 日改訂）：BASF アグロ株式会社、一部公表；US EPA：Reregistration Eligibility Decision(RED)(1997)；Australia APVMA ：AUSTRALIAN RESIDUES MONOGRAPH FOR PENDIMETHALIN ；農薬抄録ペンディメタリン（除草剤）（令和元年5 月22 日改訂）：BASF ジャパン(株)、一部公表；BAS 455H(Pendimethalin) Acute oral neurotoxicity study in Wistar rats Administration by gavage（GLP 対応）：Experimental Toxicology and Ecology BASF SE（ドイツ）、2011 年、未公表										

No	基準項目等番号	項目名	水質基準等(mg/L以下)(備考)	食品安全委員会評価										
				評価品目名(評価書版No.)	評価結果(TDI、ADI 等)	試験/根拠データ							不確実係数	評価結果通知日
						試験種類	動物種	期間	投与方法	エンドポイント	種類	値(mg/kg体重/日)		
8	対-110	メトミノストロビン	0.04(-)	メトミノストロビン(農薬第2版)	ADI : 0.016 mg/kg体重/日	慢性毒性/発がん性併合試験	ラット	2年間	混餌投与	雌：変異肝細胞巣　雄：糸球体硬化等（3,500	NOAEL	1.6	100(種差10、個体差10、-)	R3.8.24
					ARfD : 0.78 mg/kg体重	一般薬理試験	マウス及びウサギ	単回	強制経口投与	雄：自発運動低下	NOAEL	78.1	100(種差10、個体差10、-)	
					メトミノストロビン投与による影響は、主に肝臓（小葉中心性肝細胞肥大等）、腎臓（慢性腎症等）及び血液（貧血）に認められた。繁殖能に対する影響、遺伝毒性及び免疫毒性は認められなかった。ラットを用いた2 年間慢性毒性/発がん性併合試験において、肝細胞腺腫及びLGL 白血病の発生頻度増加が認められた。これらの腫瘍については、発生機序は遺伝毒性メカニズムとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。また、LGL 白血病については、Fischer ラットには好発するが、LGL 白血病はヒトでは稀であり、腫瘍の特性もラットと大きく異なることから、同腫瘍の増加はヒトへの外挿性は極めて低いものと考えられた。発生毒性試験において、ウサギでは骨格変異の増加が認められたが、骨格異常、外表異常及び内臓異常の発現増加は認められなかった。ラットでは胎児に影響は認められなかった。これらのことから、メトミノストロビンに催奇形性はないと考えられた。各種試験結果から、農産物及び魚介類中のばく露評価対象物質をメトミノストロビン（親化合物のみ）と設定した。 各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた2 年間慢性毒性/発がん性併合試験の1.6 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100 で除した0.016 mg/kg 体重/日を許容一日摂取量（ADI）と設定した。また、メトミノストロビンの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量又は最小毒性量のうち最小値は、マウス及びウサギを用いた一般薬理試験の無毒性量78.1 mg/kg 体重であったことから、これを根拠として、安全係数100 で除した0.78 mg/kg 体重を急性参照用量（ARfD）と設定した。										
					農薬抄録メトミノストロビン（殺菌剤）（平成20 年9 月12 日改訂）：バイエルクロップサイエンス株式会社、一部公表；農薬抄録メトミノストロビン（殺菌剤）（令和2 年3 月30 日改訂）：住商アグロインターナショナル株式会社、一部公表										

表 5-2　内閣府食品安全委員会における新規評価物質の評価内容（6）

No	基準項目等番号	項目名	水質基準等 (mg/L以下) (備考)	食品安全委員会評価										
				評価品目名 (評価書版No.)	評価結果 (TDI、ADI 等)	試験/根拠データ							不確実係数	評価結果通知日
						試験種類	動物種	期間	投与方法	エンドポイント	種類	値(mg/kg体重/日)		
9	他-011	ウニコナゾールP	0.04(-)	ウニコナゾールP(農薬第2版)	ADI : 0.02 mg/kg 体重/日	慢性毒性試験	イヌ	1年間	強制経口投与	雌雄:ALP増加等	NOAEL	2	100(種差10、個体差10、-)	R3.5.25
					ARfD : ①1 mg/kg 体重(一般の集団) ②0.05mg/kg 体重(妊婦又は妊娠している可能性のある女性)	①急性毒性試験 ②発生毒性試験	ラット	①単回 ②妊娠6～15日	強制経口投与	①雄:自発運動減少、歩行失調、四肢麻痺、正向反射消失、呼吸不規則、肝細胞空胞化等 ; 雌:自発運動減少、歩行失調、四肢麻痺、正向反射消失、呼吸不規則等 ②胎児:14肋骨の発生頻度増加	NOAEL	①100 ②5	100(種差10、個体差10、-)	
					ウニコナゾールP投与における影響は、主に体重(増加抑制)及び肝臓(重量増加、肝細胞肥大:ラット、マウス及びイヌ、肝細胞空胞化、肝細胞単細胞壊死:ラット及びマウス)に認められた。繁殖能に対する影響、催奇形性及び生体において問題となる遺伝毒性は認められなかった。マウスでごく弱い肝発がん性が認められたが、発生機序は非遺伝毒性メカニズムであり、評価にあたり閾値を設定することは可能であると考えられた。各種試験結果から、農産物中のばく露評価対象物質をウニコナゾールP(親化合物)及び(E)-(R)体と設定した。 各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、イヌを用いた1年間慢性毒性試験の2 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100 で除した0.02 mg/kg 体重/日を許容一日摂取量(ADI)とした。ウニコナゾールPの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた発生毒性試験の無毒性量 5 mg/kg 体重/日であり、認められた所見は胎児における14肋骨の発現頻度増加であったことから、妊婦又は妊娠している可能性のある女性に対する急性参照用量(ARfD)は、これを根拠として、安全係数100 で除した0.05 mg/kg 体重と設定した。また、一般の集団に対しては、ラットを用いた急性毒性試験の無毒性量である100 mg/kg 体重を根拠として、安全係数100 で除した1 mg/kg 体重をARfDと設定した。										
					農薬抄録ウニコナゾール P(植物成長調整剤)(平成18 年1 月31 日改訂):住友化学株式会社、一部公表 ; Ausralia NRA:Evaluation of the new active UNICONAZOLE－P(2000)									

表 5-2　内閣府食品安全委員会における新規評価物質の評価内容（7）

No	基準項目等番号	項目名	水質基準等(mg/L以下)(備考)	食品安全委員会評価										
				評価品目名(評価書版No.)	評価結果(TDI、ADI 等)	試験/根拠データ							不確実係数	評価結果通知日
						試験種類	動物種	期間	投与方法	エンドポイント	種類	値(mg/kg体重/日)		
10	他-033	シフルトリン	0.05(-)	シフルトリン(農薬・動物用医薬品)	ADI : 0.023 mg/kg 体重/日	亜急性毒性試験(beta-シフルトリン)	イヌ	90日間	混餌投与	雌雄:運動失調、下痢等	NOAEL	2.38	100(種差10、個体差10、-)	R3.6.8
					ARfD : 0.023 mg/kg 体重	亜急性毒性試験(beta-シフルトリン)	イヌ	90日間	混餌投与	雌雄:運動失調、下痢等	NOAEL	2.38	100(種差10、個体差10、-)	
					シフルトリンの投与による影響は、主に神経系(流涎、歩行異常等)及び体重(増加抑制)に認められた。発がん性、繁殖能に対する影響、催奇形性、遺伝毒性及び免疫毒性は認められなかった。beta-シフルトリンの投与による影響は、主に神経系(流涎、歩行異常等)及び体重(増加抑制)に認められた。発達神経毒性及び遺伝毒性は認められなかった。各種試験結果から、農産物及び畜産物中のばく露評価対象物質をシフルトリン(親化合物のみ:beta-シフルトリンを含む。)と設定した。 シフルトリン及びbeta-シフルトリンの各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、beta-シフルトリンのイヌを用いた90 日間亜急性毒性試験における無毒性量である2.38 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100 で除した0.023 mg/kg 体重/日をシフルトリン及びbeta-シフルトリンの許容一日摂取量(ADI)と設定した。また、シフルトリン及びbeta-シフルトリンの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小値は、beta-シフルトリンのイヌを用いた90 日間亜急性毒性試験における無毒性量である2.38 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100 で除した0.023 mg/kg 体重をシフルトリン及びbeta-シフルトリンの急性参照用量(ARfD)と設定した。									
					農薬抄録シフルトリン(殺虫剤)(平成23 年11 月15 日改訂):バイエルクロップサイエンス株式会社、2011 年、未公表; 農薬抄録シフルトリン(殺虫剤)(平成30 年7 月12 日改訂):バイエルクロップサイエンス株式会社、2018 年、一部公表; JMPR:CYFLUTHRIN and BETA-CYFLUTHRIN, Pesticide residues in food 2006 Joint FAO/WHO Meeting on Pesticide Residues 、Evaluation Toxicity: 103-155、2006 年; US EPA:Cyfluthrin and Beta-cyfluthrin: Memorandum - Draft Human Health Risk Assessment for Registration Review、2017 年									

表 5-2　内閣府食品安全委員会における新規評価物質の評価内容（8）

No	基準項目等番号	項目名	水質基準等(mg/L以下)(備考)	食品安全委員会評価										
				評価品目名(評価書版No.)	評価結果(TDI、ADI 等)	試験/根拠データ							不確実係数	評価結果通知日
						試験種類	動物種	期間	投与方法	エンドポイント	種類	値(mg/kg体重/日)		
11	他-043	スピノサド	0.06(-)	スピノサド(農薬・動物用医薬品第4版)	ADI : 0.024 mg/kg体重/日	慢性毒性/発がん性併合試験	ラット	2年間	混餌投与	雌雄：甲状腺ろ胞上皮細胞空胞化等（発がん性は認められない）	NOAEL	2.4	100(種差10、個体差10、-)	R3.6.15
					–	–	–	–	–	–	–	–	–	
					スピノサド投与による影響は、主にリン脂質症と考えられる臓器及び組織における細胞質内の空胞化であった。神経毒性、発がん性、催奇形性、遺伝毒性及び免疫毒性は認められなかった。 各種試験結果から、農産物及び畜産物中のばく露評価対象物質をスピノシンA及びスピノシンDと設定した。 各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験の2.4 mg/kg体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100で除した0.024 mg/kg体重/日を許容一日摂取量(ADI)と設定した。また、スピノサドの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小値は、ラット及びマウスを用いた一般薬理試験で得られた500 mg/kg体重であり、カットオフ値(500 mg/kg体重)以上であったことから、急性参照用量(ARfD)は設定する必要がないと判断した。										
					スピノサドの残留農薬安全性評価委員会からの要望事項に対する回答：ダウ・ケミカル日本株式会社、1998年4月、未公表； スピノサドの残留農薬安全性評価委員会からの要望事項に対する回答：ダウ・ケミカル日本株式会社、1998年11月、未公表; ラットを用いた飼料混入投与による2 年間反復経口投与毒性及び発がん性併合試験(GLP対応)：ザ・ダウ・ケミカル・カンパニー、1995年、未公表									

No	基準項目等番号	項目名	水質基準等(mg/L以下)(備考)	食品安全委員会評価										
				評価品目名(評価書版No.)	評価結果(TDI、ADI 等)	試験/根拠データ							不確実係数	評価結果通知日
						試験種類	動物種	期間	投与方法	エンドポイント	種類	値(mg/kg体重/日)		
12	他-051	テトラコナゾール	-(-)	テトラコナゾール(農薬第3版)	ADI : 0.004 mg/kg体重/日	慢性毒性/発がん性併合試験	ラット	2 年間	混餌	雌雄：小葉中心性肝細胞肥大等(発がん性は認められない)	NOAEL	0.4	100(種差10、個体差10、-)	R3.10.26
					ARfD : 0.05 mg/kg体重	発生毒性試験	ラット	妊娠6～15 日	強制経口投与	母動物：体重増加抑制、胎児：水腎症	NOAEL	5	100(種差10、個体差10、-)	
					テトラコナゾール投与による影響は主に肝臓(小葉中心性肝細胞肥大等)、腎臓(腎皮質尿細管上皮細胞肥大等：イヌ)及び骨(頭蓋骨の肥厚等)に認められた。遺伝毒性及び免疫毒性は認められなかった。急性神経毒性試験及び亜急性神経毒性試験において、自発運動量の減少が認められた。発がん性試験において、マウスで肝細胞腺腫及び肝細胞癌の増加が認められたが、腫瘍の発生機序は遺伝毒性によるものとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。繁殖試験において妊娠期間の延長が認められた。ラットにおける発生毒性試験で母動物に影響が認められた用量で水腎症及び水尿管の発生数が増加した。ウサギでは催奇形性は認められなかった。各種試験結果から、農産物及び畜産物中のばく露評価対象物質をテトラコナゾール(親化合物のみ)と設定した。 各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験の0.4 mg/kg体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100で除した0.004 mg/kg体重/日を許容一日摂取量(ADI)と設定した。また、テトラコナゾールの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた発生毒性試験の5 mg/kg体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100で除した0.05 mg/kg体重を急性参照用量(ARfD)と設定した。										
					農薬抄録 テトラコナゾール(殺菌剤)(平成19 年4 月27 日改訂)：アリスタ ライフサイエンス株式会社、未公表； US EPA：Tetraconazole Human Exposure and Risk Assessment for the Section 3 Time-Limited Tolerance on Sugarbeets (2005)； 農薬抄録 テトラコナゾール(殺菌剤)(平成24 年5 月11 日改訂)：アリスタ ライフサイエンス株式会社、未公表； 農薬抄録 テトラコナゾール(殺菌剤)(平成27 年1 月13 日改訂)：アリスタ ライフサイエンス株式会社、一部公表									

表 5-2　内閣府食品安全委員会における新規評価物質の評価内容（9）

No	基準項目等番号	項目名	水質基準等(mg/L以下)(備考)	食品安全委員会評価										
				評価品目名(評価書版No.)	評価結果(TDI、ADI 等)	試験/根拠データ							不確実係数	評価結果通知日
						試験種類	動物種	期間	投与方法	エンドポイント	種類	値(mg/kg体重/日)		
13	他-054	トリフルミゾール	-(-)	トリフルミゾール(農薬第4版)	ADI : 0.015 mg/kg体重/日	慢性毒性/発がん性併合試験	ラット	2年間	混餌投与	雄:肝絶対及び比重量増加等/雌:小葉中心性肝細胞肥大等(発がん性は認められない)	LOAEL	4.6	300(種差10、個体差10、最小毒性量を用いたことによる追加係数:3)	R4.1.19
					ARfD : 0.25 mg/kg体重	急性神経毒性試験	ラット	単回	強制経口投与	雌雄:活動性低下、前肢握力低下等	NOAEL	25	100(種差10、個体差10、-)	
					トリフルミゾール投与による影響は、主に体重(増加抑制)及び肝臓(肝細胞肥大、脂肪変性、肝細胞壊死等)に認められた。発がん性、催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。ラットを用いた急性神経毒性試験において、活動性低下、常同活動の減少等が認められたが、90日間亜急性神経毒性試験においては神経毒性は認められなかった。ラットを用いた繁殖試験及び発生毒性試験において胎盤重量増加等が認められた。機序検討試験において血中エストラジオール濃度の低下傾向やテストステロン上昇が認められた。これらの影響はイミダゾール系殺菌剤にみられるアロマターゼ阻害による可能性が示唆された。各種試験結果から、農産物、畜産物及び魚介類中のばく露評価対象物質をトリフルミゾール(親化合物のみ)と設定した。 各試験で得られた無毒性量又は最小毒性量のうち最小値は、ラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験の雄の無毒性量3.7 mg/kg体重/日であった。これを根拠に安全係数100で除した場合、許容一日摂取量(ADI)として0.037 mg/kg体重/日が算出される。一方、2年間慢性毒性/発がん性併合試験の雌において無毒性量が得られておらず、最小毒性量は4.6 mg/kg体重/日であった。この最小毒性量で観察された肝毒性の程度が軽度であるため、この最小毒性量を根拠にADIを設定した場合の追加の安全係数は3が適当であると考えられ、ADIは0.015 mg/kg体重/日と算出される。この値は2年間慢性毒性/発がん性併合試験の雄を根拠にした場合の0.037 mg/kg体重/日より低い値であることから、食品安全委員会は2年間慢性毒性/発がん性併合試験の雌の最小毒性量を用いてADIを設定することが適切であると判断した。したがって、ラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験の雌の最小毒性量である4.6 mg/kg体重/日を根拠として、安全係数300(種差:10、個体差:10、最小毒性量を用いたことによる追加係数:3)で除した0.015 mg/kg体重/日をADIと設定した。また、トリフルミゾールの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた急性神経毒性試験の25 mg/kg体重であったことから、これを根拠として、安全係数100で除した0.25 mg/kg体重を急性参照用量(ARfD)と設定した。									
					農薬抄録トリフルミゾール(殺菌剤)(平成22年3月8日改訂):日本曹達株式会社、一部公表 ; 農薬抄録 トリフルミゾール(殺菌剤)(平成25年5月31日改訂):日本曹 達株式会社、2013 年、一部公表									

表 5-2　内閣府食品安全委員会における新規評価物質の評価内容（10）

No	基準項目等番号	項目名	水質基準等(mg/L以下)(備考)	食品安全委員会評価										
				評価品目名(評価書版No.)	評価結果(TDI、ADI 等)	試験/根拠データ							不確実係数	評価結果通知日
						試験種類	動物種	期間	投与方法	エンドポイント	種類	値(mg/kg体重/日)		
14	他-073	プロパルギット(BPPS)	0.02(-)	プロパルギット(農薬第2版)	ADI : 0.0098 mg/kg体重/日	慢性毒性/発がん性併合試験	ラット	2年間	混餌投与	雌雄:空腸未分化肉腫の発生等(雌雄で空腸未分化肉腫発生)	LOAEL	2.95	300(種差10、個体差10、最小毒性量を用いたことによる追加係数:3)	R3.6.8
					ARfD : 1 mg/kg 体重	一般薬理試験	マウス	単回	強制経口投与	立毛、腹臥位及び無気力	NOAEL	100	100(種差10、個体差10、-)	
					プロパルギット投与による影響は、主に体重(増加抑制)及び血液(貧血)に認められた。繁殖能に対する影響及び遺伝毒性は認められなかった。ラットにおいて、発がん性試験で空腸未分化肉腫(カハールの間質細胞由来)の発生頻度増加が認められた。その他の動物種では発がん性は認められず、遺伝毒性は認められなかったことから、発生機序は遺伝毒性メカニズムとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。ウサギの発生毒性試験において、母動物に著しい毒性が発現する用量で水頭症が認められた。ラットにおいて催奇形性は認められなかった。 各種試験結果から、農産物、畜産物及び魚介類中のばく露評価対象物質をプロパルギット(親化合物のみ)と設定した。各試験で得られた無毒性量又は最小毒性量のうち最小値は、ウサギを用いた発生毒性試験①における無毒性量2 mg/kg 体重/日であった。一方、ラットを用いた2 年間慢性毒性/発がん性併合試験①において、全投与群の雌で空腸未分化腫瘍の発生が認められたことから、当該試験の最小毒性量2.95 mg/kg 体重/日を根拠として、安全係数300(種差:10、個体差:10、最小毒性量を用いたことによる追加係数:3)で除した0.0098 mg/kg 体重/日を許容一日摂取量(ADI)と設定した。また、プロパルギットの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量又は最小毒性量のうち最小値は、マウスを用いた一般薬理試験の無毒性量100 mg/kg 体重であったことから、安全係数100 で除した1 mg/kg 体重を急性参照用量(ARfD)と設定した。									
					農薬抄録 BPPS(殺虫剤)(平成19 年1 月15 日改訂):日本農薬株式会社、未公表; JMPR:“Propargite”, Pesticide residues in food-1999. Toxicological evaluation(1999); APVMA:JAPANESE POSITIVE LIST RESPONSE IN SUPPORT OF AUSTRALIAN MRLS FOR PROPARGITE/BPPS(1999); BPPS(プロパルギット)の食品健康影響評価に係る追加資料の提出について:平成23 年8 月2 日 日本農薬株式会社、未公表; 農薬抄録 BPPS(殺虫剤)(平成23 年9 月23 日改訂):日本農薬株式会社、一部公表; 農薬抄録 BPPS(殺虫剤)(令和1 年12 月11 日改訂):日本農薬株式会社、一部公表 ; APVMA : JAPANESE POSITIVE LIST RESPONSE IN SUPPORT OF AUSTRALIAN MRLS FOR PROPARGITE/BPPS(1999); BPPS(プロパルギット)の食品健康影響評価に係る追加資料の提出について:平成23 年8 月2 日 日本農薬株式会社、未公表									

表 5-2　内閣府食品安全委員会における新規評価物質の評価内容（11）

No	基準項目等番号	項目名	水質基準等(mg/L以下)(備考)	食品安全委員会評価										
				評価品目名(評価書版No.)	評価結果(TDI、ADI 等)	試験/根拠データ							不確実係数	評価結果通知日
						試験種類	動物種	期間	投与方法	エンドポイント	種類	値(mg/kg体重/日)		
15	他-077	ペルメトリン	0.1(-)	ペルメトリン(農薬・動物用医薬品第2版)	ADI : 0.05 mg/kg体重/日	慢性毒性試験	イヌ	1年間	カプセル経口投与	雄：副腎皮質限局性変性/壊死等、雌：体重増加抑制等	NOAEL	5	100(種差10、個体差10、-)	R3.8.4
					ARfD : 0.5 mg/kg体重	①急性神経毒性試験②発生毒性試験	①ラット②ラット	①単回②妊娠7～16日	①強制経口投与②強制経口投与	①雌雄：振戦、自発運動量減少、聴覚反応亢進等②母動物：振戦及び首振り	NOAEL	50	100(種差10、個体差10、-)	
					ペルメトリン投与による影響は主に神経系（振戦等）、体重（増加抑制）、肝臓（重量増加、肝細胞脂肪性空胞化：ラット）及び副腎（皮質限局性変性/壊死等：イヌ）に認められた。繁殖能に対する影響、催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。マウスを用いた2 年間慢性毒性/発がん性併合試験②において、雌で肝臓及び肺の良性腫瘍の発生頻度増加が認められたが、発生機序は遺伝毒性メカニズムによるものとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。各種試験結果から、農産物及び畜産物中のばく露評価対象物質をペルメトリン（親化合物のみ）と設定した。 各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、イヌを用いた1 年間慢性毒性試験の5 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100 で除した0.05 mg/kg 体重/日を許容一日摂取量（ADI）と設定した。また、ペルメトリンの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた急性神経毒性試験①及び発生毒性試験①の50 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100 で除した0.5 mg/kg 体重を急性参照用量（ARfD）と設定した。									
					農薬抄録ペルメトリン（殺虫剤）（2017年8月18日改訂）：住友化学株式会社、一部公表；JMPR：”Permethrin”, Pesticide residues in food-1999 evaluations. Part Ⅱ.Toxicology. nos963 on INCHEM (1999)；US EPA： Permethrin: Sixth Revision of the HED Chapter of the Reregistration Eligibility Decision Document (RED) (2009)									

表 5-2　内閣府食品安全委員会における新規評価物質の評価内容（12）

No	基準項目等番号	項目名	水質基準等 (mg/L以下) (備考)	食品安全委員会評価										
				評価品目名 (評価書版No.)	評価結果 (TDI、ADI 等)	試験/根拠データ							不確実係数	評価結果通知日
						試験種類	動物種	期間	投与方法	エンドポイント	種類	値(mg/kg体重/日)		
16	要-004	イプロジオン	0.3(-)	イプロジオン(農薬)	ADI : 0.02 mg/kg体重/日	慢性毒性/発がん性併合試験	ラット	2年間	混餌投与	雄：副腎皮質網状帯細胞微細空胞化；雌：副腎皮質球状帯細胞肥大及び脾臓ヘモジデリン沈着（精巣間質細胞腫の発生頻度増加）	NOAEL	6.1	300(種差10、個体差10、最小毒性量を用いたことによる追加係数：3)	R3.11.2
					ARfD : 0.9 mg/kg体重(妊婦又は妊娠している可能性のある女性)	発生毒性試験	ラット	妊娠5～14日	強制経口投与	胎児：小型胎児数増加及び体壁-臓器間空隙増加	NOAEL	90	100(種差10、個体差10、-)	
					イプロジオン投与による影響は、主に体重（増加抑制）、赤血球（赤血球ハインツ小体：イヌ）、肝臓（肝細胞肥大：マウス）、副腎（皮質球状帯細胞肥大等）、精巣（間質細胞過形成等：ラット及びマウス）に認められた。催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。発がん性試験において、ラットで精巣間質細胞腫の発生頻度の増加が、マウスで肝細胞腫及び肝細胞癌の発生頻度の増加がそれぞれ認められたが、それぞれの腫瘍の発生機序は遺伝毒性によるものとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。ラットを用いた2世代繁殖試験において、平均産児数及び生後生存児数の減少が認められた。各種試験結果から、農産物及び畜産物中のばく露評価対象物質をイプロジオン（親化合物のみ）と設定した。 各試験で得られた無毒性量又は最小毒性量のうち最小値は、イヌを用いた1年間慢性毒性試験①の雄における無毒性量4.12 mg/kg体重/日であった。これを根拠に安全係数100で除した場合、許容一日摂取量（ADI）として0.041 mg/kg体重/日が算出される。一方、ラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験②の雄において無毒性量が得られておらず、最小毒性量は6.1 mg/kg体重/日であった。この試験を根拠に、追加の安全係数3を考慮すると、ADIは0.02 mg/kg体重/日となり、イヌを用いた1年間慢性毒性試験①を根拠とした0.041 mg/kg体重/日より低い値となることから、食品安全委員会は、ラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験②の雄の最小毒性量を用いてADIを設定することが適切であると判断した。したがって、食品安全委員会は、ラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験②の雄の最小毒性量である6.1 mg/kg体重/日を根拠として、安全係数300（種差：10、個体差：10、最小毒性量を用いたことによる追加係数：3）で除した0.02 mg/kg体重/日をADIと設定した。また、イプロジオンの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた発生毒性試験②の無毒性量の90 mg/kg体重/日であり、認められた所見は母動物に影響が認められない用量における胎児の小型胎児数増加及び体壁-臓器間空隙増加であったことから、妊婦又は妊娠している可能性のある女性に対する急性参照用量（ARfD）は、これを根拠として、安全係数100で除した0.9 mg/kg体重と設定した。一般の集団に対しては、イプロジオンの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量又は最小毒性量のうち最小値は、ラットを用いた急性毒性試験①の最小毒性量900 mg/kg体重であり、無毒性量が得られなかったが、ラット及びマウスを用いた急性毒性試験結果を総合的に判断し、無毒性量はカットオフ値（500 mg/kg体重）以上と考えられたことから、ARfDは設定する必要がないと判断した。										
					農薬抄録 イプロジオン（殺菌剤）（平成28年6月1日改訂）：エフエムシー・ケミカルズ株式会社、未公表；農薬抄録 イプロジオン（殺菌剤）（令和2年5月20日改訂）：エフエムシー・ケミカルズ株式会社、一部公表；JMPR：899.Iprodione(addemdum)(Pesticide residues in food 1995, Evaluations,Part Ⅱ－Toxicological and Environmental)(1995)；US EPA：Reregistration Eligibility Decision(RED) for Iprodione. (1998)；US EPA：Draft Human Health Risk Assessment in Support of Registration Review. (2020)；豪州：豪州評価書、2005年、未公表										

表 5-3　内閣府食品安全委員会における全評価物質（1)

No.	水質基準項目等	食品安全委員会における評価						
		評価品目名	CAS番号	食品安全委員会における分類	評価要請文書受理日	評価結果通知日	評価値種類	評価値（ADI:mg/kg 体重/日）（ARfD:mg/kg 体重）
1	基-003	カドミウム(汚染物質)	7440-43-9	化学・汚染	H15.7.3	H20.7.3	TWI	0.007
2	基-003	カドミウム(清涼飲料水)	7440-43-9	化学・汚染	H15.7.3	H20.9.25	TWI	0.007
3	基-003	カドミウム(汚染物質)	7440-43-9	化学・汚染	H21.10.9	H21.10.15	TWI	0.007
4	基-003	カドミウム(汚染物質)	7440-43-9	化学・汚染	H21.2.9	H21.8.20	TWI	0.007
5	基-004	水銀（清涼飲料水）	7439-97-6	化学・汚染	H15.7.3	H24.5.10	TDI	0.0007:水銀として（非発がん影響）
6	基-005	セレン（清涼飲料水）	7782-49-2	化学・汚染	H15.7.3	H24.10.29	TDI	0.004
7	基-006	鉛及びその化合物	7439-92-1	化学・汚染	H15.7.3	R3.6.29	－	－
8	基-007	食品中のヒ素	7440-38-2	化学・汚染	H15.7.3	H25.12.16	－	－
9	基-008	六価クロム化合物(清涼飲料水)	7440-47-3	化学・汚染	H15.7.3	H30.9.18	TDI	0.0011
10	基-008	六価クロム化合物(水道により供給される水)	7440-47-3	化学・汚染	R1.7.29	R1.8.6	TDI	0.0011
11	基-009	亜硝酸態窒素	14797-65-0	化学・汚染	H15.7.3	H24.10.29	TDI	0.015
12	基-010	シアン(清涼飲料水)	－	化学・汚染	H15.7.3	H22.10.19	TDI	0.0045（シアンイオンとして）
13	基-011	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素(清涼飲料水)	14797-55-8	化学・汚染	H15.7.3	H24.10.29	TDI	1.5
14	基-011	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素(清涼飲料水)	14797-65-0	化学・汚染	H15.7.3	H24.10.29	TDI	0.015
15	基-011	亜硝酸態窒素（水道により供給される水の水質基準の設定）	14797-65-0	化学・汚染	H25.6.3	H25.7.22	TDI	0.015
16	基-012	フッ素（清涼飲料水）	7782-41-4	化学・汚染	H15.7.3	H24.12.17	TDI	0.05
17	基-013	ホウ素（清涼飲料水）	7440-42-8	化学・汚染	H15.7.3	H24.8.6	TDI	0.096
18	基-014	四塩化炭素(清涼飲料水)	56-23-5	化学・汚染	H15.7.3	H19.3.15	TDI	0.00071
19	基-015	1,4-ジオキサン(清涼飲料水)	123-91-1	化学・汚染	H15.7.3	H19.3.15	TDI	0.016
20	基-016	シス-1,2-ジクロロエチレン(清涼飲料水)	156-59-2	化学・汚染	H15.7.3	H19.3.15	TDI	0.017（シストランスの和）
21	基-016	トランス-1,2-ジクロロエチレン(清涼飲料水)	156-60-5	化学・汚染	H15.7.3	H19.3.15	TDI	0.017（シストランスの和）
22	基-016	1,2-ジクロロエチレン（シス体及びトランス体）（水道水）	540-59-0	化学・汚染	H20.4.11	H20.5.29	TDI	0.017
23	基-017	ジクロロメタン(清涼飲料水)	75-09-2	化学・汚染	H15.7.3	H20.11.6	TDI	0.006
24	基-018	テトラクロロエチレン(清涼飲料水)	127-18-4	化学・汚染	H15.7.3	H20.11.6	TDI	0.014
25	基-019	トリクロロエチレン(清涼飲料水)	79-01-6	化学・汚染	H15.7.3	H20.11.6	TDI	0.00146
26	基-019	トリクロロエチレン(清涼飲料水)	79-01-6	化学・汚染	H15.7.3	H20.11.6	発がんユニットリスク	8.3×10^{-3} (mg/kg 体重/日)$^{-1}$
27	基-019	トリクロロエチレン(清涼飲料水)	79-01-6	化学・汚染	H22.6.11	H22.9.2	TDI	0.00146
28	基-019	トリクロロエチレン(清涼飲料水)	79-01-6	化学・汚染	H22.6.11	H22.9.2	発がんユニットリスク	8.3×10^{-3} (mg/kg 体重/日)$^{-1}$
29	基-020	ベンゼン(清涼飲料水)	71-43-2	化学・汚染	H15.7.3	H20.11.6	TDI	0.018
30	基-020	ベンゼン(清涼飲料水)	71-43-2	化学・汚染	H15.7.3	H20.11.6	発がんユニットリスク	2.5×10^{-2} (mg/kg 体重/日)$^{-1}$
31	基-021	塩素酸(清涼飲料水)	7790-93-4	化学・汚染	H18.8.31	H19.3.15	TDI	0.030
32	基-022	クロロ酢酸（清涼飲料水）	79-11-8	化学・汚染	H15.7.3	H24.5.10	TDI	0.0035
33	基-022	クロロ酢酸（水道により供給される水の水質基準の設定）	79-11-8	化学・汚染	H26.8.12	H26.10.7	TDI	0.0035
34	基-023	クロロホルム(清涼飲料水)	67-66-3	化学・汚染	H15.7.3	H21.8.20	TDI	0.0129
35	基-024	ジクロロ酢酸（清涼飲料水の規格基準の改正）	79-43-6	化学・汚染	H15.7.3	H25.4.15	TDI	0.0125（非発がん影響）
36	基-024	ジクロロ酢酸（清涼飲料水の規格基準の改正）	79-43-6	化学・汚染	H15.7.3	H25.4.15	TDI	0.0129（発がん影響）
37	基-024	ジクロロ酢酸（清涼飲料水の規格基準の改正）	79-43-6	化学・汚染	H15.7.3	H25.4.15	発がんユニットリスク	7.8×10^{-3} (mg/kg 体重/日)$^{-1}$
38	基-024	ジクロロ酢酸（水道により供給される水の水質基準の設定）	79-43-6	化学・汚染	H26.8.12	H26.10.7	TDI	0.0125（非発がん影響）
39	基-024	ジクロロ酢酸（水道により供給される水の水質基準の設定）	79-43-6	化学・汚染	H26.8.12	H26.10.7	TDI	0.0129（発がん影響）
40	基-024	ジクロロ酢酸（水道により供給される水の水質基準の設定）	79-43-6	化学・汚染	H26.8.12	H26.10.7	発がんユニットリスク	7.8×10^{-3} (mg/kg 体重/日)$^{-1}$
41	基-025	ジブロモクロロメタン(清涼飲料水)	124-48-1	化学・汚染	H15.7.3	H21.8.20	TDI	0.0214
42	基-026	臭素酸(清涼飲料水)	7789-31-3	化学・汚染	H15.7.3	H20.11.6	TDI	0.011
43	基-026	臭素酸(清涼飲料水)	7789-31-4	化学・汚染	H15.7.3	H20.11.6	発がんユニットリスク	2.8×10^{-2} (mg/kg 体重/日)$^{-1}$

表 5-3　内閣府食品安全委員会における全評価物質（2）

No.	水質基準項目等	食品安全委員会における評価						
		評価品目名	CAS番号	食品安全委員会における分類	評価要請文書受理日	評価結果通知日	評価値種類	評価値（ADI:mg/kg 体重/日）（ARfD:mg/kg 体重）
44	基-027	総トリハロメタン(清涼飲料水)	-	化学・汚染	H15.7.3	H21.8.20	TDI	設定できない
45	基-028	トリクロロ酢酸（清涼飲料水）	76-03-9	化学・汚染	H15.7.3	H24.5.10	TDI	0.006（発がん影響）
46	基-028	トリクロロ酢酸（清涼飲料水）	76-03-9	化学・汚染	H15.7.3	H24.5.10	TDI	0.006（非発がん影響）
47	基-028	トリクロロ酢酸（水道により供給される水の水質基準の設定）	76-03-9	化学・汚染	H26.8.12	H26.10.7	TDI	0.006（発がん影響）
48	基-028	トリクロロ酢酸（水道により供給される水の水質基準の設定）	76-03-9	化学・汚染	H26.8.12	H26.10.7	TDI	0.006（非発がん影響）
49	基-029	ブロモジクロロメタン(清涼飲料水)	75-27-4	化学・汚染	H15.7.3	H21.8.20	TDI	0.0061
50	基-030	ブロモホルム(清涼飲料水)	75-25-2	化学・汚染	H15.7.3	H21.8.20	TDI	0.0179
51	基-031	ホルムアルデヒド(清涼飲料水)	50-00-0	化学・汚染	H15.7.3	H20.4.17	TDI	0.015
52	基-032	亜鉛（対象外物質）（動物薬）（清涼飲料水の規格基準の改正）（肥料・飼料等）	7440-66-6	動物薬、化学・汚染	H29.6.15	H30.2.13	-	健康を損なうおそれのないことが明らか
53	基-033	アルミニウム	7429-90-5	化学・汚染	H22.3.18	H29.12.19	耐容週間摂取量（アルミニウムとして）	硫酸アルミニウム及び硫酸アルミニウムカリウムについて、2.1
54	基-034	鉄(清涼飲料水)	7439-89-6	化学・汚染	H25.4.9	H29.4.25	-	影響を与える可能性は無視できる
55	基-035	銅(清涼飲料水)	7440-50-8	化学・汚染	H15.7.3	H20.4.17	許容上限摂取量	9mg/ヒト（成人）/日
56	基-036	塩化ナトリウム、塩化カリウム、塩化カルシウム及び酢酸ナトリウムを有効成分とする牛の注射剤（酢酸リンゲルーV注射液）並びに塩化ナトリウム、塩化カリウム、塩化カルシウム及び酢酸ナトリウム(動物用医薬品)	-	動物薬	H20.9.16	H21.1.22	-	影響を与える可能性は無視できる
57	基-037	マンガン（清涼飲料水）	7439-96-5	化学・汚染	H15.7.3	H24.8.6	TDI	0.18
58	基-038	塩化ナトリウム、塩化カリウム、塩化カルシウム及び酢酸ナトリウムを有効成分とする牛の注射剤（酢酸リンゲルーV注射液）並びに塩化ナトリウム、塩化カリウム、塩化カルシウム及び酢酸ナトリウム(動物用医薬品)	-	動物薬	H20.9.16	H21.1.22	-	影響を与える可能性は無視できる
59	基-038	塩化ナトリウム、塩化カリウム、塩化カルシウム及び酢酸ナトリウムを有効成分とする牛の注射剤（酢酸リンゲルーV注射液）並びに塩化ナトリウム、塩化カリウム、塩化カルシウム及び酢酸ナトリウム(動物用医薬品)	-	動物薬	H20.9.16	H21.1.22	-	影響を与える可能性は無視できる
60	基-039	プロピオン酸カルシウム、塩化カルシウム、リン酸一水素カルシウム及び酸化マグネシウムを有効成分とする牛の強制経口投与剤（カルチャージ）及びプロピオン酸カルシウム、塩化カルシウム、リン酸一水素カルシウム及び酸化マグネシウム(動物用医	-	動物薬	H20.5.13	H20.7.24	-	影響を与える可能性は無視できる
61	基-039	塩化ナトリウム、塩化カリウム、塩化カルシウム及び酢酸ナトリウムを有効成分とする牛の注射剤（酢酸リンゲルーV注射液）並びに塩化ナトリウム、塩化カリウム、塩化カルシウム及び酢酸ナトリウム(動物用医薬品)	-	動物薬	H20.9.16	H21.1.22	-	影響を与える可能性は無視できる
62	基-039	カルシウム・マグネシウム等（硬度）（清涼飲料水の規格基準の改正）	-	化学・汚染	H25.4.9	H29.4.9	-	影響を与える可能性は無視できる
63	基-046	食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて（水道水中の有機物（全有機炭素（TOC）の量））		化学・汚染	H20.5.22			回答文書
64	目-001	アンチモン（清涼飲料水）	7440-36-0	化学・汚染	H15.7.3	H24.8.6	TDI	0.006
65	目-002	ウラン(清涼飲料水)	7440-61-1	化学・汚染	H15.7.3	H24.1.12	TDI	0.0002
66	目-003	ニッケル（清涼飲料水）	7440-02-0	化学・汚染	H15.7.3	H24.7.23	TDI	0.004
67	目-005	1,2-ジクロロエタン(清涼飲料水)	107-06-2	化学・汚染	H15.7.3	H20.11.6	TDI	0.0375
68	目-005	1,2-ジクロロエタン(清涼飲料水)	107-06-3	化学・汚染	H15.7.3	H20.11.6	発がんユニットリスク	6.3×10^{-2} $(mg/kg\ 体重/日)^{-1}$

表 5-3　内閣府食品安全委員会における全評価物質（3）

No.	水質基準項目等	食品安全委員会における評価						
		評価品目名	CAS番号	食品安全委員会における分類	評価要請文書受理日	評価結果通知日	評価値種類	評価値（ADI:mg/kg 体重/日）（ARfD:mg/kg 体重）
69	目-008	トルエン(清涼飲料水)	108-88-3	化学・汚染	H15.7.3	H20.11.6	TDI	0.149
70	目-009	フタル酸ジ(2－エチルヘキシル)(清涼飲料水の規格基準の改正)	117-81-7	化学・汚染	H15.7.3	H25.4.15	TDI	0.03
71	目-009	フタル酸ビス(2－エチルヘキシル)(DEHP)	117-81-7	器具・容器包装	H21.12.14	H25.2.18	TDI	0.03
72	目-010	亜塩素酸(清涼飲料水)	1318-59-8	化学・汚染	H15.7.3	H20.6.19	TDI	0.029(亜塩素酸イオンとして)
73	目-012	二酸化塩素(清涼飲料水)	10049-4-4	化学・汚染	H15.7.3	H20.6.19	TDI	0.029(亜塩素酸イオンとして)
74	目-013	ジクロロアセトニトリル(清涼飲料水)	3018-12-0	化学・汚染	H15.7.3	H19.3.15	TDI	0.0027
75	目-014	抱水クロラール(清涼飲料水)	302-17-0	化学・汚染	H15.7.3	H19.3.15	TDI	0.0045
76	目-016	塩素(残留塩素)(清涼飲料水)	7782-50-5	化学・汚染	H15.7.3	H19.3.15	TDI	0.136
77	目-020	1,1,1-トリクロロエタン(清涼飲料水)	71-55-6	化学・汚染	H15.7.3	H20.4.17	TDI	0.6
78	目-021	メチル-t-ブチルエーテル(清涼飲料水)	1634-04-4	化学・汚染	H15.7.3	H20.4.17	TDI	0.143
79	目-029	1,1-ジクロロエチレン(清涼飲料水)	75-35-4	化学・汚染	H15.7.3	H19.3.15	TDI	0.046
80	目-029	1,1-ジクロロエチレン(水道水)	75-35-4	化学・汚染	H20.4.11	H20.5.29	TDI	0.046
81	検-002	バリウム(清涼飲料水)	7440-39-3	化学・汚染	H15.7.3	H24.10.29	TDI	0.02
82	検-024	フタル酸ジブチル(DBP)	84-74-2	器具・容器包装	H21.12.14	H26.6.10	TDI	0.005
83	検-025	フタル酸ブチルベンジル	85-68-7	器具・容器包装	H21.12.14	H27.4.7	TDI	0.2
84	検-037	アセトアルデヒド	75-07-0	添加物	H15.11.21	H17.7.21		安全性に懸念がない
85	対-001	1，3―ジクロロプロペン　(D―D)(農薬)	542-75-6	農薬	H20.3.3	H25.2.18	ADI	0.02
86	対-001	1，3―ジクロロプロペン(農薬2版)	542-75-6	農薬	H27.2.24	H27.10.20	ADI ARfD	0.02 0.2
87	対-001	1，3―ジクロロプロペン(農薬3版)	542-75-6	農薬	H29.3.15	H30.3.27	ADI ARfD	0.02 0.2
88	対-001	1，3―ジクロロプロペン(農薬3版)	542-75-6	農薬	R1.9.5	R1.10.15	ADI ARfD	0.02 0.2
89	対-003	2,4-D	94-75-7	農薬	H22.2.23	H29.5.16	ADI ARfD	0.0099 0.15
90	対-003	2,4-D	94-75-7	農薬	H22.6.22	H29.5.16	ADI ARfD	0.0099 0.15
91	対-003	2,4-D	94-75-7	農薬	H25.6.12	H29.5.16	ADI ARfD	0.0099 0.15
92	対-004	EPN(農薬2版)	2104-64-5	農薬	H28.5.11	H29.2.14	ADI ARfD	0.0014 0.0066
93	対-004	EPN	2104-64-5	農薬	H15.7.1	H15.9.18	ADI	0.0014
94	対-004	EPN(農薬)	2104-64-5	農薬	H15.7.1	H20.10.16	ADI	0.0014
95	対-004	EPN(農薬)	2104-64-5	農薬	H20.2.5	H20.11.27	ADI	0.0014
96	対-005	MCPA(農薬)	94-74-6	農薬	H22.2.16	H23.6.16	ADI	0.0019
97	対-005	MCPA(農薬2版)	94-74-6	農薬	H26.3.25	H26.7.29	ADI	0.0019
98	対-006	アシュラム(農薬)	3337-71-1	農薬	H25.8.20	H26.10.21	ADI ARfD	0.36 3
99	対-007	アセフェート(農薬)	30560-19-1	農薬	H20.7.8	H22.7.22	ADI	0.0024
100	対-007	アセフェート(農薬2版)	30560-19-1	農薬	H23.1.17	H25.9.30	ADI	0.0024
101	対-007	アセフェート(農薬3版)	30560-19-1	農薬	H28.2.9	H28.12.13	ADI ARfD	0.0024 0.1
102	対-009	アニロホス	64249-01-0	農薬	H25.3.12	H25.3.18		回答文書
103	対-010	アミトラズ(農薬・動物薬)	33089-61-1	農薬	H18.11.6	H19.5.17	ADI	0.0025
104	対-010	アミトラズ(農薬・動物薬)	33089-61-1	動物用医薬品	H18.11.6	H19.5.17	ADI	0.0025
105	対-010	アミトラズを有効成分とするみつばちの寄生虫駆除剤(アピバール)(動物薬)	33089-61-1	動物用医薬品	H18.11.6	H19.5.17	ADI	0.0025
106	対-011	アラクロール(農薬)	15972-60-8	農薬	H20.4.1	H23.8.25	ADI	0.01
107	対-011	アラクロール(農薬2版)	15972-60-8	農薬	H25.1.30	H25.3.18	ADI	0.01
108	対-011	アラクロール(農薬2版)	15972-60-8	農薬	H24.1.23	H25.3.18	ADI	0.01
109	対-012	イソキサチオン(農薬)	18854-01-8	農薬	H23.6.10	H28.2.23	ADI ARfD	0.002 0.003
110	対-015	イソプロチオラン(農薬・動物薬4版)	50512-35-1	農薬	H30.3.7	H30.8.28	ADI ARfD	ADI:0.1 ARfD: ・0.5 (一般の集団) ・0.12 (妊婦又は妊娠している可能性のある女性)
111	対-015	イソプロチオラン(農薬・動物薬)	50512-35-1	農薬	H19.8.21	H20.2.28	ADI	0.1
112	対-015	イソプロチオラン(農薬・動物薬2版)	50512-35-1	農薬	H22.1.5	H22.9.16	ADI	0.1
113	対-015	イソプロチオラン(農薬・動物薬3版)	50512-35-1	農薬	H24.5.21	H24.12.10	ADI	0.1
114	対-015	イソプロチオラン(農薬・動物薬)	50512-35-1	動物用医薬品	H19.8.21	H20.2.28	ADI	0.1
115	対-015	イソプロチオラン(農薬・動物薬2版)	50512-35-1	動物用医薬品	H22.1.5	H22.9.16	ADI	0.1
116	対-015	イソプロチオラン(農薬・動物薬3版)	50512-35-1	動物用医薬品	H24.5.21	H24.12.10	ADI	0.1

表 5-3　内閣府食品安全委員会における全評価物質（4）

No.	水質基準項目等	食品安全委員会における評価						
		評価品目名	CAS番号	食品安全委員会における分類	評価要請文書受理日	評価結果通知日	評価値種類	評価値（ADI:mg/kg 体重/日）（ARfD:mg/kg 体重）
117	対-016	イプロベンホス(農薬)	26087-47-8	農薬	H19.12.18	H21.4.23	ADI	0.035
118	対-017	イミノクタジン(農薬)	169202-06-6	農薬	H22.1.25	R1.6.4	ADI ARfD	0.0023 0.053(イミノタクジン換算値)
119	対-018	インダノファン(農薬)	133220-30-1	農薬	H19.9.13	H20.1.10	ADI	0.0035
120	対-018	インダノファン(農薬2版)	133220-30-1	農薬	H22.1.5	H22.9.9	ADI	0.0035
121	対-019	エスプロカルブ(農薬)	85785-20-2	農薬	H19.9.13	H20.1.17	ADI	0.01
122	対-019	エスプロカルブ(農薬2版)	85785-20-2	農薬	H21.1.20	H21.5.14	ADI	0.01
123	対-019	エスプロカルブ(農薬3版)	85785-20-2	農薬	H23.6.10	H24.2.23	ADI	0.01
124	対-020	エトフェンプロックス(農薬)	80844-07-1	農薬	H21.2.17	H21.11.19	ADI	0.031
125	対-020	エトフェンプロックス(農薬2版)	80844-07-1	農薬	H25.6.12	H25.8.5	ADI	0.031
126	対-020	エトフェンプロックス(農薬3版)	80844-07-1	農薬	H27.1.13	H27.6.9	ADI ARfD	0.031 1
127	対-020	エトフェンプロックス(農薬4版)	80844-07-1	農薬	H29.1.25	H29.4.25	ADI ARfD	0.031 1
128	対-020	エトフェンプロックス(農薬5版)	80844-07-1	農薬	H30.6.21	H30.7.24	ADI ARfD	0.031 1
129	対-020	エトフェンプロックス(農薬6版)	80844-07-1	農薬	R3.8.25	R3.10.16	ADI ARfD	0.031 1
130	対-022	オキサジクロメホン(農薬)	153197-14-9	農薬	H15.7.1	H15.9.18	ADI	0.0090
131	対-022	オキサジクロメホン(農薬)	153197-14-9	農薬	H20.6.3	H20.8.21	ADI	0.0091
132	対-023	オキシン銅(農薬)	10380-28-6	農薬	H24.8.21	H25.4.22	ADI	0.01
133	対-024	オリサストロビン(農薬)	248583-16-1	農薬	H16.2.3	H17.12.8	ADI	0.052
134	対-024	オリサストロビン(農薬2版)	248583-16-1	農薬	H20.1.11	H20.3.27	ADI	0.052
135	対-025	カズサホス(農薬)	95465-99-9	農薬	H16.10.5	H17.6.30	ADI	0.00025
136	対-025	カズサホス(農薬2版)	95465-99-9	農薬	H18.7.18	H19.2.22	ADI	0.00025
137	対-025	カズサホス(農薬3版)	95465-99-9	農薬	H20.3.3	H20.7.3	ADI	0.00025
138	対-025	カズサホス(農薬4版)	95465-99-9	農薬	H28.11.14	H29.5.23	ADI ARfD	0.00025 0.005
139	対-025	カズサホス(農薬5版)	95465-99-9	農薬	R3.2.9	R3.5.18	ADI ARfD	0.00025 0.005
140	対-026	カフェンストロール(農薬)	125306-83-4	農薬	H19.8.6	H20.2.21	ADI	0.003
141	対-027	カルタップ(農薬)	15263-53-3	農薬	H30.10.10	R1.6.4	ADI ARfD	0.03 0.1
142	対-028	カルバリル（NAC）(農薬・動物用医薬品)	63-25-2	農薬・動物用医薬品	H24.9.18	H30.9.4	ADI ARfD	0.0073 0.01
143	除外農薬	カルプロパミド(農薬)	104030-54-8	農薬	H19.8.28	H19.12.13	ADI	0.014
144	対-029	カルボフラン(農薬)	1563-66-2	農薬	H24.1.23	R2.2.4	ADI ARfD	0.00015 0.00015
145	対-031	キャプタン(農薬)	133-06-2	農薬	H19.6.26	H29.3.7	ADI ARfD	ADI:0.1 ARfD: ・3（一般の集団） ・0.3（妊婦又は妊娠している可能性のある女性）
146	対-031	キャプタン(農薬)	133-06-2	農薬	H21.12.14	H29.3.7	ADI ARfD	ADI:0.1 ARfD: ・3（一般の集団） ・0.3（妊婦又は妊娠している可能性のある女性）
147	対-031	キャプタン(農薬)	133-06-2	農薬	H24.1.23	H29.3.7	ADI ARfD	ADI:0.1 ARfD: ・3（一般の集団） ・0.3（妊婦又は妊娠している可能性のある女性）
148	対-031	キャプタン(農薬第2版)	133-06-2	農薬	H30.6.21	H30.7.24	ADI ARfD	ADI:0.1 ARfD: ・3（一般の集団） ・0.3（妊婦又は妊娠している可能性のある女性）
149	対-031	キャプタン(農薬第3版)	133-06-2	農薬	H30.6.21	H30.7.24	ADI ARfD	ADI:0.1 ARfD: ・3（一般の集団） ・0.3（妊婦又は妊娠している可能性のある女性）
150	対-032	クミルロン(農薬)	99485-76-4	農薬	H19.6.5	H19.8.9	ADI	0.01
151	対-033	グリホサート(農薬)	1071-83-6	農薬	H22.2.16	H28.7.12	ADI	1
152	対-033	グリホサート(農薬)	1071-83-6	農薬	H22.6.22	H28.7.12	ADI	1
153	対-033	除草剤グリホサート及びグルホシネート耐性トウモロコシMZHG0JG系統（飼料用）	1071-83-6	遺伝子組換え食品等	H29.2.24	H29.7.4	－	当該飼料を摂取した家畜に由来する畜産物について安全上の問題はない、ヒトの健康を損なうおそれはない

表 5-3　内閣府食品安全委員会における全評価物質（5）

No.	水質基準項目等	食品安全委員会における評価						
		評価品目名	CAS番号	食品安全委員会における分類	評価要請文書受理日	評価結果通知日	評価値種類	評価値（ADI:mg/kg 体重/日）（ARfD:mg/kg 体重）
154	対-034	グルホシネート(農薬)	77182-82-2	農薬	H19.7.17	H22.2.25	ADI	0.021
155	対-034	グルホシネートP(農薬)	70033-13-5	農薬	H19.7.17	H22.2.25	ADI	0.0091
156	対-034	グルホシネート(農薬2版)	77182-82-2	農薬	H23.11.18	H24.3.8	ADI	0.0091
157	対-034	グルホシネート(農薬3版)	77182-82-2	農薬	H25.6.12	H25.7.29	ADI	0.0091
158	対-035	クロメプロップ(農薬)	84496-56-0	農薬	H20.10.7	H21.7.23	ADI	0.0062
159	対-037	クロルピリホス	2921-88-2	農薬	H15.7.3	H15.9.18	ADI	0.01(詳細不明)
160	対-037	クロルピリホス(農薬)	2921-88-2	農薬	H15.7.3	H19.3.22	ADI	0.001
161	対-037	クロルピリホス(農薬)	2921-88-2	農薬	H16.11.2	H19.3.22	ADI	0.001
162	対-037	クロルピリホス(農薬)	2921-88-2	農薬	H18.7.18	H19.3.22	ADI	0.001
163	対-037	クロルピリホス(農薬2版)	2921-88-2	農薬	H21.10.26	H22.11.4	ADI	0.001
164	対-037	クロルピリホス(農薬3版)	2921-88-2	農薬	H22.8.12	H23.6.2	ADI	0.001
165	対-037	クロルピリホス(農薬4版)	2921-88-2	農薬	H29.7.21	H30.7.24	ADI ARfD	0.001 0.1
166	対-038	クロロタロニル（TPN）(農薬)	1897-45-6	農薬	H23.9.22	H30.3.27	ADI ARfD	ADI(①クロロタロニル:0.018 ②代謝物:0.0083) ARfD(①クロロタロニル:0.6 ②代謝物:0.025)
167	対-038	クロロタロニル（TPN）(農薬)	1897-45-6	農薬	H29.7.21	H30.3.27	ADI ARfD	ADI(①クロロタロニル:0.018 ②代謝物:0.0083) ARfD(①クロロタロニル:0.6 ②代謝物:0.025)
168	対-039	シアナジン(農薬)	21725-46-2	農薬	H28.10.18 H24.7.18	H29.2.28	ADI ARfD	0.00053 0.045
169	対-040	シアノホス（CYAP）	2636-26-2	農薬	H29.3.15	H29.10.17	ADI ARfD	0.001 0.01
170	対-042	ジクロベニル(農薬)	1194-65-6	農薬	H22.9.27	H26.7.1	ADI	0.01
171	対-044	ジクワット(農薬)	85-00-7	農薬	H31.1.23	R1.10.8	ADI ARfD	0.0058 0.75(ジクワットイオン換算値)
172	対-047	ジチオピル(農薬)	97886-45-8	農薬	H19.9.13	H20.1.10	ADI	0.0036
173	対-050	ジメタメトリン(農薬)	22936-75-0	農薬	H19.10.30	H23.12.22	ADI	0.0094
174	対-053	ダイアジノン（農薬・動物薬）	333-41-5	農薬	H20.8.18	H26.8.19	ADI	0.001
175	対-053	ダイアジノン（農薬・動物薬）	333-41-5	農薬	H24.1.23	H26.8.19	ADI	0.001
176	対-053	ダイアジノン（農薬・動物薬）	333-41-5	農薬	H25.3.12	H26.8.19	ADI	0.001
177	対-053	ダイアジノン（農薬・動物薬）	333-41-5	動物用医薬品	H25.3.12	H26.8.19	ADI	0.001
178	対-053	ダイアジノン（農薬・動物薬）	333-41-5	農薬	H29.5.24	H29.12.12	ADI ARfD	0.001 0.025
179	対-054	ダイムロン(農薬)	412928-75-7	農薬	H19.8.6	H19.11.8	ADI	0.3
180	対-055	ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネート:ダゾメット(農薬)	533-74-4	農薬	H25.6.12	H27.3.24	ADI ARfD	0.004 0.028
181	対-055	ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネート:メタム(農薬)	39680-90-5 (メタムアンモニウム塩)	農薬	H25.6.12	H27.3.24	ADI ARfD	0.005 0.03
182	対-055	ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネート:メタム(農薬)	137-42-8 (メタムナトリウム塩) 137-41-7 (メタムカリウム塩)	農薬	H25.6.12	H27.3.24	ADI ARfD	0.0075 0.021
183	対-055	ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネート:メチルイソチオシアネート(農薬)	556-61-6	農薬	H25.6.12	H27.3.24	ADI ARfD	0.004 0.1
184	対-055	ダゾメット(農薬2版)	533-74-4	農薬	R1.5.23	R1.8.27	ADI ARfD	0.004 0.028
185	対-056	チアジニル(農薬)	223580-51-6	農薬	H19.7.17	H19.10.25	ADI	0.04
186	対-056	チアジニル(農薬2版)	223580-51-6	農薬	R2.2.13	R2.9.15	ADI ARfD	0.04 1.5
187	対-060	チオベンカルブ(農薬)	28249-77-6	農薬	H19.8.6	H19.12.13	ADI	0.009
188	対-060	チオベンカルブ(農薬2版)	28249-77-6	農薬	H21.10.27	H22.8.5	ADI	0.009
189	対-065	トリシクラゾール(農薬)	41814-78-2	農薬	H22.6.22	H26.1.20	ADI	0.05
190	対-065	トリシクラゾール(農薬)	41814-78-2	農薬	H21.10.27	H26.1.20	ADI	0.05
191	対-066	トリフルラリン(農薬)	1582-09-8	農薬	H21.3.24	H24.1.26	ADI	0.024
192	対-069	ピペロホス	24151-93-7	農薬	H24.2.24	H24.3.1		回答文書
193	対-070	ピラクロニル(農薬)	158353-15-2	農薬	H18.1.16	H19.8.2	ADI	0.0044
194	対-070	ピラクロニル(農薬2版)	158353-15-2	農薬	H22.6.18	H23.6.2	ADI	0.0044
195	対-073	ピリダフェンチオン	119-12-0	農薬	H25.3.12	H25.3.18		回答文書
196	対-074	ピリブチカルブ(農薬)	88678-67-5	農薬	H19.8.6	H20.9.11	ADI	0.0088

表 5-3　内閣府食品安全委員会における全評価物質（6）

No.	水質基準項目等	食品安全委員会における評価						
		評価品目名	CAS番号	食品安全委員会における分類	評価要請文書受理日	評価結果通知日	評価値種類	評価値（ADI:mg/kg 体重/日）（ARfD:mg/kg 体重）
197	対-075	ピロキロン(農薬)	57369-32-1	農薬	H19.11.27	H27.6.9	ADI ARfD	0.019 0.2
198	対-076	フィプロニル(農薬・動物薬)	120068-37-3	農薬	H23.2.14	H26.1.20	ADI	0.00019
199	対-076	フィプロニル(農薬・動物薬)	120068-37-3	農薬	H23.2.10	H26.1.20	ADI	0.00019
200	対-076	フィプロニル(農薬・動物薬)	120068-37-3	動物用医薬品	H23.2.10	H26.1.20	ADI	0.00019
201	対-076	フィプロニル(農薬・動物薬2版)	120068-37-3	農薬	H27.10.13	H28.4.5	ADI ARfD	0.00019 0.02
202	対-077	フェニトロチオン（農薬・動物薬）	122-14-5	農薬	H22.9.27	H26.6.3	ADI	0.0049
203	対-077	フェニトロチオン（農薬・動物薬）	122-14-5	農薬	H24.2.24	H26.6.3	ADI	0.0049
204	対-077	フェニトロチオン（農薬・動物薬）	122-14-5	農薬	H24.3.26	H26.6.3	ADI	0.0049
205	対-077	フェニトロチオン（農薬・動物薬）	122-14-5	農薬	H29.1.25	H29.8.22	ADI ARfD	0.0049 0.036
206	対-077	フェニトロチオン（農薬・動物薬）	122-14-5	動物用医薬品	H22.9.27	H26.6.3	ADI	0.0049
207	対-077	フェニトロチオン（農薬・動物薬）	122-14-5	動物用医薬品	H24.2.24	H26.6.3	ADI	0.0049
208	対-078	フェノブカルブ　(BPMC)(農薬・動物薬)	3766-81-2	農薬	H24.5.21	H25.9.9	ADI	0.013
209	対-078	フェノブカルブ　(BPMC)(農薬・動物薬)	3766-81-2	農薬	H24.5.21	H25.9.9	ADI	0.013
210	対-078	フェノブカルブ　(BPMC)(農薬・動物薬)	3766-81-2	農薬	H22.9.27	H25.9.9	ADI	0.013
211	対-078	フェノブカルブ　(BPMC)(農薬・動物薬)	3766-81-2	農薬	H22.9.24	H25.9.9	ADI	0.013
212	対-078	フェノブカルブ　(BPMC)(農薬・動物薬)	3766-81-2	動物用医薬品	H22.9.27	H25.9.9	ADI	0.013
213	対-078	フェノブカルブ　(BPMC)(農薬・動物薬)	3766-81-2	動物用医薬品	H24.5.21	H25.9.9	ADI	0.013
214	対-079	フェリムゾン(農薬)	89269-64-7	農薬	H20.2.5	H20.11.13	ADI	0.019
215	対-079	フェリムゾン(農薬2版)	89269-64-7	農薬	H23.6.10	H24.2.2	ADI	0.019
216	対-080	フェンチオン(農薬)	55-38-9	農薬	H21.1.20	H22.4.8	ADI	0.0023
217	対-080	フェンチオン(農薬2版)	55-38-9	農薬	H23.1.17	H25.9.30	ADI	0.0023
218	対-081	フェントエート(農薬)	2597-03-7	農薬	H21.6.9	H23.10.6	ADI	0.0029
219	対-081	フェントエート(農薬2版)	2597-03-7	農薬	H24.7.18	H25.1.21	ADI	0.0029
220	対-082	フェントラザミド(農薬)	158237-07-1	農薬	H15.7.1	H15.9.18	ADI	0.0052
221	対-082	フェントラザミド(農薬)	158237-07-1	農薬	H20.2.5	H20.12.4	ADI	0.0052
222	対-084	ブタクロール(農薬)	23184-66-9	農薬	H19.10.12	H23.8.25	ADI	0.01
223	対-085	ブタミホス(農薬)	36335-67-8	農薬	H20.4.1	H21.2.12	ADI	0.008
224	対-086	ブプロフェジン(農薬)	69327-76-0	農薬	H19.8.21	H20.5.15	ADI	0.009
225	対-086	ブプロフェジン(農薬2版)	69327-76-0	農薬	H24.5.21	H24.12.10	ADI	0.009
226	対-086	ブプロフェジン(農薬4版)	69327-76-0	農薬	H28.5.11	H28.12.13	ADI ARfD	0.009 0.5
227	対-086	ブプロフェジン(農薬3版)	69327-76-0	農薬	H31.3.19	R1.6.18	ADI ARfD	0.009 0.5
228	対-087	フルアジナム(農薬)	79622-59-6	農薬	H15.7.1	H15.9.18	ADI	0.01
229	対-087	フルアジナム(農薬)	79622-59-6	農薬	H18.9.4	H25.11.11	ADI	0.01
230	対-087	フルアジナム(農薬)	79622-59-6	農薬	H19.2.27	H25.11.11	ADI	0.01
231	対-087	フルアジナム(農薬2版)	79622-59-6	農薬	H30.10.10	H31.2.5	ADI ARfD	ADI:0.01 ARfD: ・0.5（一般の集団） ・0.02（妊婦又は妊娠している可能性のある女性）
232	対-087	フルアジナム(農薬3版)	79622-59-6	農薬	R3.6.30	R3.8.31	ADI ARfD	ADI:0.01 ARfD: ・0.5（一般の集団） ・0.02（妊婦又は妊娠している可能性のある女性）
233	対-088	プレチラクロール(農薬)	51218-49-6	農薬	H19.9.25	H20.10.9	ADI	0.018
234	対-089	プロシミドン(農薬)	32809-16-8	農薬	H23.1.24	H26.1.20	ADI	0.035
235	対-089	プロシミドン(農薬)	32809-16-8	農薬	H28.10.18	H29.5.30	ADI ARfD	ADI:0.035 ARfD: ・0.3（一般の集団） ・0.035（妊婦又は妊娠している可能性のある女性）
236	対-089	プロシミドン(農薬3版)	32809-16-8	農薬	H28.10.18	H29.5.30	ADI ARfD	ADI:0.035 ARfD: ・0.3（一般の集団） ・0.035（妊婦又は妊娠している可能性のある女性）

表 5-3　内閣府食品安全委員会における全評価物質（7）

No.	水質基準項目等	食品安全委員会における評価						
		評価品目名	CAS番号	食品安全委員会における分類	評価要請文書受理日	評価結果通知日	評価値種類	評価値（ADI:mg/kg 体重/日）（ARfD:mg/kg 体重）
237	対-090	プロチオホス(農薬)	34643-46-4	農薬	H25.6.12	H30.10.23	ADI ARfD	0.0027 0.05
238	対-090	プロチオホス(農薬)	34643-46-4	農薬	H30.5.17	H30.10.23	ADI ARfD	0.0027 0.05
239	対-091	プロピコナゾール(農薬)	60207-90-1	農薬	H22.11.12	H26.4.8	ADI	0.019
240	対-091	プロピコナゾール(農薬)	60207-90-1	農薬	H23.6.10	H26.4.8	ADI	0.019
241	対-091	プロピコナゾール(農薬2版)	60207-90-1	農薬、添加物	H28.12.14	H29.7.4	ADI ARfD	0.019 0.3
242	対-092	プロピザミド(農薬)	23950-58-5	農薬	H23.3.25	H26.1.20	ADI	0.019
243	対-092	プロピザミド(農薬)	23950-58-5	農薬	H22.3.23	H26.1.20	ADI	0.019
244	対-093	プロベナゾール(農薬)	27605-76-1	農薬	H22.8.12	H30.3.27	ADI ARfD	0.01 2
245	対-094	ブロモブチド(農薬)	74712-19-9	農薬	H19.9.13	H20.1.10	ADI	0.04
246	対-096	ペンシクロン(農薬)	66063-05-6	農薬	H19.9.13	H20.10.16	ADI	0.053
247	対-096	ペンシクロン(農薬2版)	66063-05-6	農薬	2021/59/19	R3.10.6	ADI	0.053
248	対-097	ベンゾビシクロン(農薬)	156963-66-5	農薬	H19.3.6	H20.3.13	ADI	0.034
249	対-098	ベンゾフェナップ(農薬)	82692-44-2	農薬	H22.9.13	H27.8.18	ADI	0.002
250	対-099	ベンタゾン(農薬)	25057-89-0	農薬	R1.9.5	R3.6.22	ADI ARfD	0.09 0.5
251	対-099	ベンタゾン(農薬)	25057-89-0	農薬	H22.3.23	R3.6.22	ADI ARfD	0.09 0.5
252	対-099	ベンタゾン(農薬)	25057-89-0	農薬	H22.6.22	R3.6.22	ADI ARfD	0.09 0.5
253	対-100	ペンディメタリン(農薬)	40487-42-1	農薬	H20.6.3	H22.10.7	ADI	0.12
254	対-100	ペンディメタリン(農薬2版)	40487-42-1	農薬	H24.1.23	H24.8.6	ADI	0.12
255	対-100	ペンディメタリン(農薬3版)	40487-42-1	農薬	R2.10.19	R3.4.13	ADI ARfD	0.12 1
256	対-100	ペンディメタリン(農薬3版)	40487-42-1	農薬	R2.10.19	R3.4.13	ADI ARfD	0.12 1
257	対-101	ベンフラカルブ(農薬)	82560-54-1	農薬	H23.2.10	R2.2.4	ADI ARfD	0.0089 0.0092
258	対-102	ベンフルラリン(農薬)	1861-40-1	農薬	H20.3.25	H22.10.14	ADI	0.005
259	対-103	ベンフレセート(農薬)	68505-69-1	農薬	H19.10.12	H20.4.24	ADI	0.026
260	対-104	ホスチアゼート(農薬)	98886-44-3	農薬	H24.7.18	R2.12.15	ADI ARfD	ADI:0.002 ARfD: ・0.007(一般の集団) ・0.002 (妊婦又は妊娠している可能性のある女性)
261	対-105	マラチオン(農薬)	121-75-5	農薬	H23.3.25	H26.5.13	ADI ARfD	0.29 1.5
262	対-105	マラチオン(農薬)	121-75-5	農薬	H23.4.25	H26.5.13	ADI ARfD	0.29 1.5
263	対-108	メタラキシル及びメフェノキサム(農薬)	57837-19-1	農薬	H19.5.22	H21.3.5	ADI	0.022
264	対-108	メタラキシル及びメフェノキサム(農薬2版)	57837-19-1	農薬	H22.9.13	H23.7.7	ADI	0.022
265	対-108	メタラキシル及びメフェノキサム(農薬3版)	57837-19-1	農薬	H25.11.14	H26.1.20	ADI	0.022
266	対-108	メタラキシル及びメフェノキサム(農薬4版)	57837-19-1	農薬	H29.3.15	H29.10.17	ADI ARfD	0.08 0.5
267	対-110	メトミノストロビン(農薬)	133408-50-1	農薬	H20.12.9	H22.3.4	ADI	0.016
268	対-110	メトミノストロビン(農薬2版)	133408-50-1	農薬	R3.2.9	R3.8.24	ADI ARfD	0.016 0.78
269	対-112	メフェナセット(農薬)	73250-68-7	農薬	H19.9.25	H20.3.13	ADI	0.007
270	対-113	メプロニル(農薬)	55814-41-0	農薬	H20.4.1	H21.12.17	ADI	0.05
271	要-001	アセタミプリド(農薬)	135410-20-7	農薬	H20.2.12	H20.8.29	ADI	0.071
272	要-001	アセタミプリド(農薬2版)	135410-20-7	農薬	H22.8.12	H23.6.9	ADI	0.071
273	要-001	アセタミプリド(農薬3版)	135410-20-7	農薬	H26.7.2	H26.12.16	ADI ARfD	0.071 0.1
274	要-002	イミダクロプリド	138261-41-3	農薬	H15.10.31	H16.1.15		製剤関連
275	要-002	イミダクロプリド(農薬)	138261-41-3	農薬	H19.2.27	H19.6.14	ADI	0.057
276	要-002	イミダクロプリド(農薬2版)	138261-41-3	農薬	H21.10.26	H22.9.9	ADI	0.057
277	要-002	イミダクロプリド(農薬3版)	138261-41-3	農薬	H27.11.17	H28.7.12	ADI ARfD	0.057 0.1
278	要-002	イミダクロプリド(農薬3版)	138261-41-3	農薬	H27.11.17	H28.7.12	ADI ARfD	0.057 0.1
279	要-004	イプロジオン(農薬)	36734-19-7	農薬	R3.2.9	R3.11.2	ADI ARfD	0.02 0.9
280	要-004	イプロジオン(農薬)	36734-19-7	農薬	H25.3.12	R3.11.2	ADI ARfD	0.02 0.9

表 5-3　内閣府食品安全委員会における全評価物質（8）

No.	水質基準項目等	食品安全委員会における評価						
		評価品目名	CAS番号	食品安全委員会における分類	評価要請文書受理日	評価結果通知日	評価値種類	評価値（ADI:mg/kg 体重/日）（ARfD:mg/kg 体重）
281	要-005	エチプロール（農薬）	181587-01-9	農薬	H15.10.29	H16.7.22	ADI	0.005
282	要-005	エチプロール（農薬2版）	181587-01-9	農薬	H19.12.4	H20.2.28	ADI	0.005
283	要-005	エチプロール（農薬3版）	181587-01-9	農薬	H21.12.4	H22.7.22	ADI	0.005
284	要-005	エチプロール（農薬4版）	181587-01-9	農薬	H25.12.10	H26.3.24	ADI	0.005
285	要-006	クロロピクリン（クロルピクリン）（農薬）		農薬	H29.6.15	未通知		
286	要-007	テブコナゾール(農薬)	107534-96-3	農薬	H19.2.27	H19.7.5	ADI	0.029
287	要-007	テブコナゾール(農薬2版)	107534-96-3	農薬	H23.2.10	H23.9.8	ADI	0.029
288	要-007	テブコナゾール(農薬3版)	107534-96-3	農薬	H24.5.21	H24.10.29	ADI	0.029
289	要-007	テブコナゾール(農薬4版)	107534-96-3	農薬	H27.2.16	H27.9.8	ADI ARfD	0.029 0.3
290	要-007	テブコナゾール(農薬4版)	107534-96-3	農薬	R1.6.19	R1.10.1	ADI ARfD	0.029 0.3
291	要-012	ブロマシル(農薬)	314-40-9	農薬	H25.6.12	H28.5.17	ADI ARfD	0.019 0.2
292	要-013	ペントキサゾン(農薬)	110956-75-7	農薬	H18.5.23	H21.10.22	ADI	0.23
293	要-014	ホサロン(農薬)	2310-17-0	農薬	H23.1.24	H26.3.10	ADI	0.002
294	要-015	メタアルデヒド(農薬5版)	108-62-3	農薬	H28.7.13	H29.2.14	ADI ARfD	0.022 0.3
295	要-015	メタアルデヒド(農薬4版)	108-62-3	農薬	H25.6.12	H25.12.2	ADI	0.022
296	要-015	メタアルデヒド(農薬3版)	108-62-3	農薬	H22.9.13	H23.6.23	ADI	0.022
297	要-015	メタアルデヒド(農薬2版)	108-62-3	農薬	H20.12.9	H21.2.5	ADI	0.022
298	要-015	メタアルデヒド(農薬)	108-62-3	農薬	H18.7.18	H19.7.19	ADI	0.022
299	要-015	メタアルデヒド(農薬)	108-62-3	農薬	H15.12.26	H19.7.19	ADI	0.022
300	要-015	メトラクロール(農薬)	51218-45-2	農薬	H20.6.17	H21.7.30	ADI	0.097
301	他-004	MCPBエチル(農薬)	10443-70-6	農薬	H26.3.25	H30.9.4	ADI ARfD	0.012 0.2
302	他-005	アシベンゾラル-S-メチル(農薬)	126448-41-7	農薬	H26.7.2	H27.3.24	ADI ARfD	0.077 0.5
303	他-005	アシベンゾラル-S-メチル(農薬)	126448-41-7	農薬	H23.10.11	H27.3.24	ADI ARfD	0.077 0.5
304	他-005	アシベンゾラル-S-メチル(農薬)	126448-41-7	農薬	H29.10.26	H30.2.13	ADI ARfD	0.077 0.5
305	他-006	アジムスルフロン(農薬)	120162-55-2	農薬	H19.4.10	H21.4.9	ADI	0.095
306	他-007	アミトロール(農薬)	61-82-5	農薬	H19.10.30	H22.10.7	ADI	0.0012
307	他-008	アメトリン(農薬)	834-12-8	農薬	H19.3.6	H19.9.13	ADI	0.072
308	他-011	ウニコナゾールP(農薬)			H19.2.27	H19.5.31	ADI	0.016
309	他-011	ウニコナゾールP(農薬第2版)			R2.11.11	R3.5.25	ADI ARfD	ADI:0.02 ARfD: ・1(一般の集団) ・0.05（妊婦又は妊娠している可能性のある女性）
310	他-012	エトキシスルフロン(農薬)	126801-58-9	農薬	H22.9.27	H25.10.21	ADI	0.056
311	他-013	エトベンザニド(農薬)	79540-50-4	農薬	H19.8.6	H26.1.20	ADI	0.044
312	他-014	エンドタール(農薬)	145-73-3	農薬	H29.3.22	H29.3.28		回答文書
313	他-015	オキサジアルギル(農薬)	39807-15-3	農薬	H15.11.17	H19.10.11	ADI	0.008
314	他-017	オキソリニック酸(農薬・動物薬2版)	14698-29-4	農薬	H22.9.13	H23.6.30	ADI	0.021
315	他-017	オキソリニック酸(農薬・動物薬3版)	14698-29-4	農薬	H25.8.20	H25.11.11	ADI	0.021
316	他-017	オキソリニック酸(農薬・動物薬)	14698-29-4	農薬	H19.12.25	H20.7.24	ADI	0.021
317	他-017	オキソリニック酸(農薬・動物薬)	14698-29-4	農薬	H18.9.4	H20.7.24	ADI	0.021
318	他-017	オキソリニック酸(農薬・動物薬)	14698-29-4	動物用医薬品	H18.9.4	H20.7.24	ADI	0.021
319	他-017	オキソリニック酸(農薬・動物薬2版)	14698-29-4	動物用医薬品	H22.9.13	H23.6.30	ADI	0.021
320	他-017	オキソリニック酸(農薬・動物薬4版)	14698-29-4	農薬	H31.3.19	R1.8.27	ADI ARfD	0.021 0.06
321	他-018	キザロホップエチル(農薬)	76578-14-8	農薬	H19.8.6	H21.10.22	ADI	0.009
322	他-018	キザロホップエチル（農薬2版）	76578-14-8	農薬	H25.11.14	H26.4.8	ADI	0.009
323	他-019	クロチアニジン(農薬)	210880-92-5	農薬	H16.10.5	H17.1.27	ADI	0.097
324	他-019	クロチアニジン(農薬2版)	210880-92-5	農薬	H18.7.18	H18.12.7	ADI	0.097
325	他-019	クロチアニジン(農薬3版)	210880-92-5	農薬	H20.1.11	H20.2.28	ADI	0.097
326	他-019	クロチアニジン(農薬4版)	210880-92-5	農薬	H23.6.10	H24.3.1	ADI	0.097
327	他-019	クロチアニジン(農薬5版)	210880-92-5	農薬	H25.11.14	H26.1.20	ADI	0.097
328	他-019	クロチアニジン（農薬6版）	210880-92-5	農薬	H26.4.7	H26.10.7	ADI ARfD	0.097 0.6
329	他-020	クロマフェノジド(農薬)	143807-66-3	農薬	H19.4.10	H19.10.18	ADI	0.27
330	他-020	クロマフェノジド（農薬2版）	143807-66-3	農薬	H23.11.18	H24.5.24	ADI	0.27
331	他-024	ジクロフェンチオン（ECP）	97-17-6	農薬	H25.3.12	H25.3.18		回答文書
332	他-025	シクロプロトリン(農薬)	63935-38-6	農薬	H22.1.25	H27.2.3	ADI	0.085
333	他-027	ジクロルプロップ	120-36-5	農薬	H25.3.12	H29.7.4	ADI ARfD	0.036 0.3
334	他-029	ジチアノン(農薬)	3347-22-6	農薬	H19.8.6	H22.6.17	ADI	0.01
335	他-029	ジチアノン(農薬)	3347-22-6	農薬	H29.8.31	H30.12.4	ADI ARfD	0.01 0.1

表 5-3　内閣府食品安全委員会における全評価物質（9）

No.	水質基準項目等	食品安全委員会における評価						
		評価品目名	CAS番号	食品安全委員会における分類	評価要請文書受理日	評価結果通知日	評価値種類	評価値（ADI:mg/kg 体重/日）（ARfD:mg/kg 体重）
336	他-030	シノスルフロン	94593-91-6	農薬	H24.2.24	H24.3.1		回答文書
337	他-031	ジノテフラン(農薬・動物薬5版)	165252-70-0	農薬	H25.8.20	H25.12.2	ADI	0.22
338	他-031	ジノテフラン(農薬・動物薬6版)	165252-70-0	農薬	H28.7.13	H29.2.14	ADI ARfD	0.22 1.2
339	他-031	ジノテフラン(農薬)	165252-70-0	農薬	H16.4.28	H17.6.16	ADI	0.22
340	他-031	ジノテフラン(農薬・動物薬2版)	165252-70-0	農薬	H18.9.4	H19.7.26	ADI	0.22
341	他-031	ジノテフラン(農薬・動物薬3版)	165252-70-0	農薬	H22.2.16	H22.9.9	ADI	0.22
342	他-031	ジノテフラン(農薬・動物薬4版)	165252-70-0	農薬	H24.5.21	H24.10.29	ADI	0.22
343	他-031	ジノテフラン(農薬・動物薬2版)	165252-70-0	動物用医薬品	H18.11.16	H19.7.26	ADI	0.22
344	他-031	ジノテフラン(農薬・動物薬3版)	165252-70-0	動物用医薬品	H22.2.16	H22.9.9	ADI	0.22
345	他-031	ジノテフラン(農薬・動物薬4版)	165252-70-0	動物用医薬品	H24.5.21	H24.10.29	ADI	0.22
346	他-031	ジノテフランを有効成分とする動物体に直接適用しない動物用殺虫剤(フラッシュベイト、エコスピード)	165252-70-0	動物用医薬品	H18.11.16	H19.7.26	ADI	0.22
347	他-032	ジフェノコナゾール(農薬)	119446-68-3	農薬	H22.9.27	H24.10.15	ADI	0.0096
348	他-032	ジフェノコナゾール(農薬2版)	119446-68-3	農薬	H26.9.9	H27.3.3	ADI ARfD	0.0096 0.25
349	他-032	ジフェノコナゾール(農薬3版)	119446-68-3	農薬	H28.12.14	H29.2.28	ADI ARfD	0.0096 0.25
350	他-032	ジフェノコナゾール(農薬4版)	119446-68-3	農薬	H30.4.18	H30.5.22	ADI ARfD	0.0096 0.25
351	他-032	ジフェノコナゾール(農薬・添加物5版)	119446-68-3	農薬	H31.2.20	R1.6.18	ADI ARfD	0.0096 0.25
352	他-033	シフルトリン(農薬・動物用医薬品)	68359-37-5	農薬	R1.9.5	R3.6.8	ADI ARfD	0.023 0.023
353	他-033	シフルトリン(農薬・動物用医薬品)	68359-37-5	農薬	H24.8.21	R3.6.8	ADI ARfD	0.023 0.023
354	他-033	シフルトリン(農薬・動物用医薬品)	68359-37-5	農薬	H24.8.21	R3.6.8	ADI ARfD	0.023 0.023
355	他-033	シフルトリン(農薬・動物用医薬品)	68359-37-5	農薬	H24.8.21	R3.6.8	ADI ARfD	0.023 0.023
356	他-034	ジフルベンズロン(農薬・動物薬)	35367-38-5	農薬	H22.12.10	H27.7.28	ADI	0.02
357	他-034	ジフルベンズロン(農薬・動物薬)	35367-38-5	動物用医薬品	H22.12.10	H27.7.28	ADI	0.02
358	他-036	シプロジニル(農薬)	121552-61-2	農薬	H22.9.13	H24.9.24	ADI	0.027
359	他-037	シペルメトリン(農薬・動物用医薬品)	52315-07-8	農薬	H25.12.10	H30.2.13	ADI ARfD	0.022 0.04
360	他-037	シペルメトリン(農薬・動物用医薬品)	52315-07-8	動物用医薬品	H25.12.10	H30.2.13	ADI ARfD	0.022 0.04
361	他-037	シペルメトリン(農薬・動物用医薬品)	52315-07-8	農薬	H29.1.25	H30.2.13	ADI ARfD	0.022 0.04
362	他-037	シペルメトリン(農薬・動物用医薬品第2版)	52315-07-8	農薬	H30.3.7	H30.3.27	ADI ARfD	0.022 0.04
363	他-038	シメコナゾール(農薬)	149508-90-7	農薬	H19.6.5	H19.8.23	ADI	0.0085
364	他-038	シメコナゾール(農薬)	149508-90-7	農薬	H20.10.17	H21.3.12	ADI	0.0085
365	他-038	シメコナゾール(農薬)	149508-90-7	農薬	H23.3.25	H24.2.9	ADI	0.0085
366	他-038	シメコナゾール(農薬4版)	149508-90-7	農薬	H24.7.18	H24.11.12	ADI	0.0085
367	他-038	シメコナゾール(農薬5版)	149508-90-7	農薬	H27.10.13	H28.2.23	ADI ARfD	ADI:0.0085 ARfD: ・0.2（一般の集団） ・0.09（妊婦又は妊娠している可能性のある女性）
368	他-038	シメコナゾール(農薬6版)	149508-90-7	農薬	H30.4.18	H30.5.22	ADI ARfD	ADI:0.0085 ARfD: ・0.2（一般の集団） ・0.09（妊婦又は妊娠している可能性のある女性）
369	他-040	ジメピペレート	61432-55-1	農薬	H24.2.24	H24.3.1		回答文書
370	他-041	シラフルオフェン(農薬)	105024-66-6	農薬	H19.10.12	H20.1.17	ADI	0.11
371	他-043	スピノサド(農薬・動物薬)	168316-95-8	農薬	H16.12.24	H22.4.8	ADI	0.024
372	他-043	スピノサド(農薬・動物薬)	168316-95-8	農薬	H18.7.18	H22.4.8	ADI	0.024
373	他-043	スピノサド(農薬・動物薬)	168316-95-8	農薬	H29.5.24	H30.1.23		
374	他-043	スピノサド(農薬・動物薬)	168316-95-8	動物用医薬品	H18.7.18	H22.4.8	ADI	0.024
375	他-043	スピノサド(農薬・動物薬)	168316-95-8	動物用医薬品	H17.12.19	H22.4.8	ADI	0.024
376	他-043	スピノサド(農薬・動物薬2版)	168316-95-8	動物用医薬品	H26.10.24	H27.2.17	ADI	0.024
377	他-043	スピノサド(農薬・動物薬3版)	168316-95-8	動物用医薬品	H26.10.24	H27.2.17	ADI	0.024
378	他-043	スピノサド(農薬・動物薬4版)	168316-95-8	農薬	R3.3.21	R3.6.15	ADI	0.024
379	他-044	セトキシジム(農薬)	74051-80-2	農薬	H23.10.11	H30.12.4	ADI ARfD	0.088 1.8

表 5-3　内閣府食品安全委員会における全評価物質（10）

No.	水質基準項目等	食品安全委員会における評価						
		評価品目名	CAS番号	食品安全委員会における分類	評価要請文書受理日	評価結果通知日	評価値種類	評価値（ADI:mg/kg 体重/日）（ARfD:mg/kg 体重）
380	他-045	チアクロプリド(農薬)	111988-49-9	農薬	H22.11.12	H30.10.23	ADI ARfD	0.012 0.031
381	他-045	チアクロプリド(農薬)	111988-49-9	農薬	H23.3.25	H30.10.23	ADI ARfD	0.012 0.031
382	他-045	チアクロプリド(農薬)	111988-49-9	農薬	H23.10.11	H30.10.23	ADI ARfD	0.012 0.031
383	他-046	チアメトキサム(農薬)	153719-23-4	農薬	H18.7.18	H20.4.3	ADI	0.018
384	他-046	チアメトキサム(農薬2版)	153719-23-4	農薬	H23.6.10	H24.3.1	ADI	0.018
385	他-046	チアメトキサム(農薬3版)	153719-23-4	農薬	H27.1.13	H27.7.28	ADI ARfD	0.018 0.5
386	他-047	チオシクラム(農薬)	31895-21-3	農薬	H30.10.10	R1.6.4	ADI ARfD	0.021 0.1
387	他-048	チフルザミド(農薬)	130000-40-7	農薬	H22.8.12	H24.10.1	ADI	0.014
388	他-048	チフルザミド(農薬2版)	130000-40-7	農薬	H27.8.5	H28.1.26	ADI ARfD	0.014 0.25
389	他-048	チフルザミド(農薬3版)	130000-40-7	農薬	H31.3.19	R1.6.18	ADI ARfD	0.014 0.25
390	他-051	テトラコナゾール(農薬)	112281-77-3	農薬	H24.8.21	H27.8.18	ADI ARfD	0.004 0.05
391	他-051	テトラコナゾール(農薬)	112281-77-3	農薬	H20.7.8	H27.8.18	ADI ARfD	0.004 0.05
392	他-051	テトラコナゾール(農薬)	112281-77-3	農薬	H29.11.22	H30.3.6	ADI ARfD	0.004 0.05
393	他-051	テトラコナゾール(農薬2版)	112281-77-3	農薬	H29.11.22	H30.3.6	ADI ARfD	0.004 0.05
394	他-051	テトラコナゾール(農薬2版)	112281-77-3	農薬	R3.8.25	R3.10.26	ADI ARfD	0.004 0.05
395	他-052	テブフェノジド(農薬)	112410-23-8	農薬	H19.8.6	H19.11.8	ADI	0.016
396	他-052	テブフェノジド(農薬2版)	112410-23-8	農薬	H28.2.9	H28.5.17	ADI	0.016
397	他-053	トリネキサパックエチル	95266-40-3	農薬	H15.7.1	H15.9.18	ADI	0.0059
398	他-053	トリネキサパックエチル(農薬)	95266-40-3	農薬	H19.6.26	H21.10.22	ADI	0.0059
399	他-054	トリフルミゾール(農薬)	68694-11-1	農薬	H22.9.27	H25.11.11	ADI	0.015
400	他-054	トリフルミゾール(農薬2版)	68694-11-1	農薬	H28.2.9	H28.5.17	ADI ARfD	0.015 0.25
401	他-054	トリフルミゾール(農薬3版)	68694-11-1	農薬	H30.1.24	H30.3.27	ADI ARfD	0.015 0.25
402	他-054	トリフルミゾール(農薬4版)	68694-11-1	農薬	R3.12.8	R4.1.19	ADI ARfD	0.015 0.25
403	他-055	トルフェンピラド(農薬)	129558-76-5	農薬	H16.7.12	H16.10.7	ADI	0.0056
404	他-055	トルフェンピラド(農薬)	129558-76-5	農薬	H19.2.27	H19.5.31	ADI	0.0056
405	他-055	トルフェンピラド(農薬)	129558-76-5	農薬	H22.2.23	H23.2.10	ADI	0.0056
406	他-055	トルフェンピラド(農薬4版)	129558-76-5	農薬	R2.7.28	H23.2.10	ADI ARfD	0.0056 0.01
407	他-056	ナプロアニリド	52570-16-8	農薬	H24.2.24	R2.11.24		回答文書
408	他-057	ニテンピラム(農薬)	150824-47-8	農薬	H25.12.20	H28.5.17	ADI ARfD	0.53 0.6
409	他-057	ニテンピラム(農薬)	150824-47-8	農薬	H27.10.13	H28.5.17	ADI ARfD	0.53 0.6
410	他-058	パクロブトラゾール(農薬)	76738-62-0	農薬	H19.12.4	H21.4.2	ADI	0.02
411	他-058	パクロブトラゾール(農薬2版)	76738-62-0	農薬	H28.2.9	H28.9.6	ADI ARfD	0.02 0.3
412	他-059	バリダマイシン(農薬)	37248-47-8	農薬	H28.3.23	R2.9.29	ADI ARfD	0.36 3.2
413	他-061	ピメトロジン(農薬)	123312-89-0	農薬	H20.3.25	H22.9.9	ADI	0.013
414	他-061	ピメトロジン(農薬2版)	123312-89-0	農薬	R1.12.18	R2.6.17	ADI ARfD	0.013 0.1
415	他-062	ピラゾスルフロンエチル(農薬)	93697-74-6	農薬	H22.3.23	H26.5.20	ADI	0.01
416	他-063	ピリミノバックメチル(農薬)	136191-64-5	農薬	H19.11.12	H22.4.1	ADI	0.02
417	他-065	ピレトリン	121-29-9	農薬	H29.4.19	未通知		
418	他-067	フェンバレレート(農薬・動物薬)	51630-58-1	農薬	H24.7.18	H25.7.29	ADI	0.017
419	他-067	フェンバレレート(農薬・動物薬)	51630-58-1	農薬	H24.7.18	H25.7.29	ADI	0.017
420	他-067	フェンバレレート(農薬・動物薬)	51630-58-1	動物用医薬品	H24.7.18	H25.7.29	ADI	0.017
421	他-069	フラメトピル(農薬)	123572-88-3	農薬	H21.1.20	H23.11.17	ADI	0.007
422	他-069	フラメトピル(農薬第2版)	123572-88-3	農薬	H30.8.8	H31.2.5	ADI ARfD	0.007 0.3
423	他-070	フルアジホップ(農薬)	83066-88-0	農薬	H25.8.20	H27.7.7	ADI ARfD	0.0044 0.02
424	他-070	フルアジホップ(農薬2版)	83066-88-0	農薬	H30.1.24	H30.3.6	ADI ARfD	0.0044 0.02
425	他-071	プロパニル(農薬)	709-98-8	農薬	H30.5.17	H30.12.4	ADI ARfD	0.016 0.57
426	他-072	プロパホス	7292-16-2	農薬	H24.2.24	H24.3.1		回答文書

表 5-3　内閣府食品安全委員会における全評価物質（11）

No.	水質基準項目等	食品安全委員会における評価						
		評価品目名	CAS番号	食品安全委員会における分類	評価要請文書受理日	評価結果通知日	評価値種類	評価値（ADI:mg/kg 体重/日）（ARfD:mg/kg 体重）
427	他-073	プロパルギット又はBPPS(農薬)	2312-35-8	農薬	H19.3.6	H24.10.29	ADI	0.0098
428	他-073	プロパルギット(BPPS)(農薬2版)	2312-35-8	農薬	R2.12.14	R3.6.8	ADI ARfD	0.0098 1
429	他-076	プロメトリン(農薬)	7287-19-6	農薬	H30.4.18	R1.5.21	ADI ARfD	0.03 1.5
430	他-077	ペルメトリン(農薬・動物薬)	52645-53-1	農薬	H24.5.21	R1.5.21	ADI ARfD	0.05 0.5
431	他-077	ペルメトリン(農薬・動物薬)	52645-53-1	農薬	H24.5.21	R1.5.21	ADI ARfD	0.05 0.5
432	他-077	ペルメトリン(農薬・動物薬)	52645-53-1	農薬	H24.5.21	R1.5.21	ADI ARfD	0.05 0.5
433	他-077	ペルメトリン(農薬・動物薬第2版)	52645-53-1	農薬	H24.5.21	R1.5.21	ADI ARfD	0.05 0.5
434	他-078	ベンスルタップ（農薬）	17606-31-4	農薬	H30.10.10	R1.6.4	ADI ARfD	0.025 0.3
435	他-079	ベンダイオカルブ(農薬)	22781-23-3	農薬	H20.3.11	H21.8.27	ADI	0.0035
436	他-081	ボスカリド(農薬)	188425-85-6	農薬	H15.11.17	H16.5.20	ADI	0.044
437	他-081	ボスカリド(農薬2版)	188425-85-6	農薬	H18.7.18	H18.10.26	ADI	0.044
438	他-081	ボスカリド(農薬3版)	188425-85-6	農薬	H20.12.19	H21.3.19	ADI	0.044
439	他-081	ボスカリド(農薬4版)	188425-85-6	農薬	H24.1.23	H24.8.6	ADI	0.044
440	他-081	ボスカリド(農薬5版)	188425-85-6	農薬	H28.5.11	H28.9.27	ADI ARfD	0.044 3
441	他-083	メタミドホス(農薬)	10265-92-6	農薬	H20.2.12	H20.5.1	ADI	0.0006
442	他-083	メタミドホス(農薬2版)	10265-92-6	農薬	H28.2.9	H28.12.13	ADI ARfD	0.00056 0.3

*網掛け：R3 年度追加
注：化学・汚染：化学物質・汚染物質

6. 諸外国における有機フッ素化合物（PFAS）の最新情報の整理

6-1. 諸外国における有機フッ素化合物（PFAS）の最新情報

「令和元年度第２回水質基準逐次改正検討会」の資料１を基に、同資料の「表２」、７ページ以降の「近年の各国における状況」に関して、ウェブサイトから最新の情報を収集し、最新の情報に整理した。

表 6-1 に、2023 年 3 月現在でデータ収集した各国の目標値を示す。

表 6-1　諸外国における PFOS、PFOA 等の飲料水の目標値

	PFOS	PFOA	PFAS	備考
カナダ	600ng/L(2018)	200ng/L(2018)		
オーストラリア	70ng/L(2017)	560ng/L(2017)		PFOS については、ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)との合計
米国	4.0ng/L(2022)	4.0ng/L(2022)		National Primary Drinking Water Regulation (NPDWR)として
デンマーク			2ng/L(2021)	PFOA、PFOS、PFNA、および PFHxSの合計値
イタリア	—	500ng/L(2015)		
スウェーデン	90ng/L(2014)	90ng/L(2014)		PFOS,PFOA を含む11 物質の合計
オランダ	530ng/L(2011)	—		
英国			100ng/L(2021)	
ドイツ	300ng/L(2006)	300ng/L(2006)		

近年の各国における状況は、以下の通りである。

○カナダ

2018 年にカナダ保健省（Health CANADA）は、ガイドライン値として、PFOS は 600ng/L、PFOA は 200ng/L を設定した。毒性評価については、動物実験から PFOS の耐容一日摂取量(Tolerable Daily Intake:TDI)を 60ng/kg 体重/日、PFOA の TDI を 21ng/kg 体重/日とし、これと、体重 70kg、飲料水の割当率 20%、1 日当たり摂取量 1.5L から、PFOS は 600ng/L、PFOA は 200ng/L と計算される。

なお、2023 年 3 月現在、カナダ保健省は飲料水中のポリフルオロアルキル物質（PFAS）のガイドラインとスクリーニング値の見直しを行っており、技術文書のドラフト案を公開している（“Draft objective for per- and polyfluoroalkyl substances in Canadian drinking water”、2023 年 2 月 11 日から 2023 年 4 月 12 日まで)。そこでは、飲料水中で検出されるパーフルオロアル

キル物質とポリフルオロアルキル物質(PFAS)の合計を 30 ng/L とする目標値が提案されている。

〇オーストラリア

2017 年にオーストラリア・ニュージーランド食品基準機構（FSANZ）は、ガイドライン値として、PFOS/PFHxS は 70ng/L、PFOA は 560ng/L を設定した。毒性評価については、動物実験から PFOS の TDI を 20ng/kg 体重/日、PFOA の TDI を 160ng/kg 体重/日とし、PFHxS については、TDI を設定するには不十分であったものの、FSANZ は PFHxS に PFOS と同一の TDI を仮定し、リスク評価の際にはこれら 2 つの物質の濃度を足し合わせることを推奨している。これと、体重 70kg、飲料水の割当率 10%、１日当たり摂取量２L から、PFOS/PFHxS は 70ng/L、PFOA は 560ng/L と計算される。

2021 年 12 月、第 27 回「Australian Total Diet Study」(ATDS)の結果を発表した。一般的に利用されている 112 品目の食品に対して per- and poly-fluoroalkyl (PFAS)の含有量を調査し、オーストラリアの一般人口の PFOS への全体的な食事暴露は TDI よりも低く、公衆衛生と安全上の懸念がないことを結論付けた。

〇米国

2021 年 10 月 18 日に EPA（U.S. Environmental Protection Agency）は「PFAS 戦略ロードマップ:EPA の行動コミットメント 2021-2024」を発表し、PFAS の規制の方向性を明確にした。

「戦略ロードマップ」では、次の 3 つの中心的目標が定められている。

1. 研究：研究開発、イノベーションに投資して、PFAS への曝露と毒性、人間の健康と生態系への影響、および利用可能な最善の科学を取り入れた効果的な取組みについての理解を深める。

2. 制限：人間の健康と環境に悪影響を与える可能性のあるレベルで PFAS が空気、土地、水に侵入するのを積極的に防止するための飽津的なアプローチを追求する。

3. 修正：人間の健康と生態系を保護するために、PFAS 汚染の浄化を拡大、加速する。

2022 年 6 月 15 日、EPA は PFAS 物質に関して、新たな健康勧告（Drinking Water Health Advisories for PFAS Chemicals）を発表した。 更新された勧告レベルは、水中の PFOA 及び PFOS の濃度がゼロに近い場合であっても健康への悪影響が発生する可能性があるという最新の科学的知見と生涯暴露を考慮した考察に基づいている。

EPA は 2023 年 3 月 14 日、PFOS、PFOA、パーフルオロノナン酸 (PFNA)、ヘキサフルオロプロピレンオキサイドダイマー酸(HFPO-DA、一般に GenX Chemicals と呼ばれる) を含む 6 種の PFAS に対する National Primary Drinking Water Regulation (NPDWR) の提案を発表した。この提案は、法的強制力のある規制値である Maximum Contaminant Levels (MCLs) を確立するためのものであり、EPA は 2023 年 3 月現在、この提案についてパブリックコメントを募集している。ここで提案された目標値は、PFOS、PFOA 共に 4.0 ng/L である。

〇欧州

表 8-1 のとおり、デンマーク、イタリア、スウェーデン、オランダ、イギリス、ドイツにおいて、PFOS や PFOA の目標値が定められている。デンマークでは、2021 年 6 月に 4 種の PFAS 物質（PFOA、PFOS、PFNA、及び PFHxS）の合計が 2ng/L を超えないことを求める新た基準値が発表された。また、英国の飲料水検査官事務所(Drinking Water Inspectorate : DWI)は、2021 年に PFAS の新たな基準値として 100ng/L を定めている。

2018 年に、欧州食品安全機関（EFSA）は科学意見書を公表している。毒性評価については、PFOS に関しては、成人における血清中総コレステロール値の上昇及び、幼児におけるワクチン接種時の抗体応答の低下が重大な影響として特定された。PFOA に関しては、血清中総コレステロール値の上昇が重要な影響として特定された。また、出生時の低体重(両化合物に関して)及び血清中での肝臓酵素アラニンアミノトランスフェラーゼ（alanine aminotransferase : ALT）の高レベルの症例の増加(PFOA に関して)が検討された。

EFSA はさらに、2020 年に食品連鎖における汚染物質に関する EFSA パネル(Contaminants in the Food Chain：CONTAM)のもとで公開協議を行い、加盟国の科学機関、市民、および管轄当局から寄せられた知見をもとに報告書「Risk to human health related to the presence of perfluoroalkyl substances in food」

を作成した。

報告書では、4 種の PFAS 物質（PFOA、PFNA、PFHxS、及び PFOS）の合計について評価を行い、経時的な蓄積を考慮した 1 週間の耐容摂取量(TWI)として「4.4ng/kg 体重/週」が定められた。CONTAM パネルは、下限曝露（LB）の推定値と報告された血清レベルに基づいて、欧州の人口の一部がこの TWI 超過していると結論付け、これを懸念事項としている。

6-2. 参照したウェブサイト URL

《カナダ》

・Consultation: Draft objective for per- and polyfluoroalkyl substances in Canadian drinking water
https://www.canada.ca/en/health-canada/programs/consultation-draft-objective-per-polyfluoroalkyl-substances-canadian-drinking-water.html

《オーストラリア》

・Results of 27th Australian Total Diet Study released
https://www.foodstandards.gov.au/media/Pages/Results-of-27th-Australian-Total-Diet-Study-released.aspx

《米国》

・PFAS Strategic Roadmap: EPA's Commitments to Action 2021-2024
https://www.epa.gov/pfas/pfas-strategic-roadmap-epas-commitments-action-2021-2024

・Drinking Water Health Advisories for PFOA and PFOS
https://www.epa.gov/sdwa/drinking-water-health-advisories-pfoa-and-pfos

・Per- and Polyfluoroalkyl Substances (PFAS) Proposed PFAS National Primary Drinking Water Regulation
https://www.epa.gov/sdwa/and-polyfluoroalkyl-substances-pfas

《欧州》

・Danish EPA more tough on PFAS in drinking water（デンマーク）
https://tox.dhi.dk/en/news/news/article/danish-epa-more-tough-on-pfas-in-drinking-water/

・PFAS and Forever Chemicals（英国）
https://www.dwi.gov.uk/pfas-and-forever-chemicals/

・Risk to human health related to the presence of perfluoroalkyl substances in food（EFSA）
https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/6223

7.　水質基準等に関する情報の更新

7-1.　水質基準等の見直しの動向

令和 3 年度水質基準逐次改正検討会が、令和 3 年 6 月 30 日に開催された。逐次改正検討会概要を、表 7-1 に示す（本業務に係る内容に限り抜粋）。内容は厚生科学審議会（生活環境水道部会）で審議された。また、過年度に整理された情報に追加し、諸外国等の基準値等の変更も含めて、令和 3 年 2 月 18 日時点での情報に更新して表 7-2～7-7 に取りまとめた。表中、網掛け部分が今回更新した情報である。

表 7-1　令和 3 年度水質基準逐次改正検討会概要（R3.6.30）

２．農薬類の目標値等の見直し案

（１）食品健康影響評価を踏まえた評価値の見直し等

令和３年５月末までに内閣府食品安全委員会による食品健康影響評価の結果が示され、これまでに厚生科学審議会生活環境水道部会で未検討のものは表２のとおりである。

新評価値の算出方法は、内閣府食品安全委員会が設定した許容一日摂取量(ADI)を用い、１日 2L 摂取、体重 50kg、割当率 10%として算出した。

この結果、表２の網掛けの部分（対象農薬リスト掲載農薬類１物質、要検討農薬類１物質、その他農薬類１物質）は、現行の評価値と異なる評価値が得られか、新たに評価値を得ることができたことから、見直しを行う必要があると考えられる。

表２　食品健康影響評価の結果と水道水の評価値

略号※1	項目	食品安全委員会評価結果通知	評価内容:ADI (mg/kg 体重/日)	**新評価値※2 (mg/L)**	現行評価値 (mg/L)	対応方針
対-025	カズサホス	R3.5.18	0.00025	0.0006	0.0006	
対-031	キャプタン	R3.2.16	0.1	0.3	0.3	
対-089	プロシミドン	R3.2.16	0.035	0.09	0.09	
対-100	ペンディメタリン	R3.4.13	0.12	0.3	0.3	
対-104	ホスチアゼート	R2.12.15	0.002	**0.005**	0.003	**緩和**
要-006	クロロピクリン	R3.1.12	0.001	**0.003**	－	**新規**
他-011	ウニコナゾール P	R3.5.25	0.02	**0.05**	0.04	**緩和**
他-055	トルフェンピラド	R2.11.24	0.0056	0.01	0.01	

※１　略号の意味

対：　対象農薬リスト掲載農薬類（平成 15 年 10 月 10 日付け健発第 1010004 号局長通知　別添２）
目標値の１%を超えて浄水から検出されるおそれのあるものや検出のおそれが小さくとも社会的な要請があるもの

要：　要検討農薬類（平成４年 12 月 21 日付け衛水第 270 号　別表第５）
積極的に安全性評価及び検出状況に係る知見の収集に努める農薬

他：　その他農薬類（平成４年 12 月 21 日付け衛水第 270 号　別表第６）
測定しても浄水から検出されるおそれが小さく、検討の優先順位が低い農薬

※２　新評価値の算出方法

内閣府食品安全委員会が設定した許容一日摂取量（ADI: Acceptable Daily Intake）を用い、１日 2L 摂取、体重 50kg、割当率 10%として算出。

表 7-2　「水質基準項目」の基準等の設定状況等（その 1/3）

項目番号	項目名	基準値		根拠TDI等（μg/kg/日）	WHO/GDWQ※	審議の経緯・予定			15年答申における見解	評価値に関連したその後の検討
		値(mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等		
基-001	一般細菌	100個/ml							感度は劣るが従属栄養細菌との量的相関、培養時間が短い等から当面は水質基準項目として据え置く	
基-002	大腸菌	不検出							・糞便汚染の指標として適当	
基-003	カドミウム及びその化合物	0.003	0.01→0.003		0.003	H20.12.16	H20.9.5 答申済み		JECFAでの評価結果を待つ必要があるが現時点では微量重金属調査研究会（1970）ベースの0.01mg/Lを当面維持	・2003年6月のJECFAは当時の暫定耐用摂取量7μg/kg/週を維持（寄与率10%で2.5μg/L） ・食安委答申（食品からのカドミウム摂取の現状に係る安全性確保、H20.7.3） →耐容週間摂取量　7μg/kg/週（JECFAの評価とは異なる方法をとったが、結果は同じ値。）
基-004	水銀及びその化合物	0.0005	H15からの変更なし(メチル水銀)	0.7	0.006（2005）	H20.12.16	H24.5.10 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加	・水質基準として維持 ・疫学上の結果をもとに0.001mg/Lが算出されるが基準の継続性を考慮	・食安委答申（魚介類に含まれるメチル水銀､H17.8.4） →ハイリスクグループ（胎児）を対象とした耐容週間摂取量　2.0μg/kg/週（メチル水銀） ・食安委化学物質・汚染物質専門調査会 幹事会（H24.1.27） →TDI＝0.7（水銀として） ・食安委答申（H24.5.10） →TDI＝0.7（水銀として）
基-005	セレン及びその化合物	0.01		4	0.04		意見募集終了 （H24.7.20締切）	WHO第4版 暫定基準に変更	評価値の10%を超えるものは1%未満だが1地点で90%を超えており継続性の観点から当面水質基準として維持	・食安委答申（H.24.10.29） →TDI＝4 ・推奨摂取量＝25～35mg/日前後（成人、上限量400mg/日前後）の必須元素 ・食安委意見募集終了（H24.7.20締切）
基-006	鉛及びその化合物	0.01		3.5	0.01 A,T		R3.6.29 答申済み	WHO第4版	4年答申では長期目標値を0.01mg/Lとし概ね10年間に鉛管の布設替えを行い、濃度の段階的低減を図るとした。	・食安委答申（R3.6.29） 現時点では、疫学研究データを用いて、有害影響を及ぼさない血中鉛濃度を導き出すことは困難であると判断した。現在の我が国における平均的な血中鉛濃度は、1μg/dL 程度あるいはそれ以下であると考えられ、疫学研究の結果からなんらかの影響が示唆される血中鉛濃度1～2μg/dL と近いと考えられた。そのため、今後も、鉛ばく露低減のための取組が必要であると考えられる。
基-007	ヒ素及びその化合物	0.01			0.01 A,T		H.25.12.16 答申済み	WHO第4版 暫定とした理由変更 A,T←P	発がん性リスクアセスメントの不確実さと除去困難性から従来からの基準値10μg/Lを維持	・WH.O第3版第2次追補版ガイドライン値0.01mg/L ・食安委答申（H.25.12.16） ヒ素の直接的なDNAへの影響の有無について判断することはできない。
基-008	六価クロム化合物	0.02		1.1	0.05 P（全Cr）	H31.3.13	H30.9.18 R1.8.6 答申済み	WHO第4版 追加予定 →追加されず	クロムの毒性については従来どおり六価のものに着目することが妥当	・Crは必要な元素だと考えられており、安全で十分な食事摂取量が設定されていた。しかし、最近の知見に基づくとクロムが必須元素か疑わしい。 ・食安委答申（化学物質・汚染物質、H30.9.18, R1.8.6）　→TDI＝1.1
基-009	亜硝酸態窒素	0.04	H26.4.1より水質基準に追加	15	0.9 （Nitriteとして）	H26.1.14	H25.7.22 答申済み	WHO第4版 Nitrite 長期暴露ガイドライン値		
基-010	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01		4.5	設定せず	H24.3.5	H22.10.14 答申済み	WHO第4版：ガイドライン値設定せず ガイダンス値：短期暴露　シアン化物イオン 0.5、長期暴露　0.6（塩化シアンとして）、0.3（シアンとして）	水質基準として維持	・食安委答申（H22.10.14） →TDI＝4.5（非発がん）
基-011	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10			50（NO3として） 3（NO2として）		H24.10.29 答申済み	WHO第4版 変更 Nitrite 長期暴露ガイドライン値　設定せず←0.2P	亜硝酸性窒素については WHO/GDWQが毒性評価の観点から暫定値とされていることから水質管理目標設定項目	・食安委答申（H24.10.29） →硝酸態窒素：TDI＝1500 →亜硝酸態窒素：TDI＝15
基-012	フッ素及びその化合物	0.8			1.5		H25.1.21 答申済み	WHO第3版 第2次追補版 追加	・水質基準として維持 ・斑状歯発生予防の観点から現行値：0.8mg/Lを継続	・食安委答申（H25.1.21） →TDI＝0.05 ・WHO/GDWQ第2次追補版ガイドライン値1.5mg/L
基-013	ホウ素及びその化合物	1		92（AF=40%）	2.4		意見募集終了 （H24.7.20締切）	WHO第4版 変更 2.4←0.5T	・ホウ素摂取量の調査のためマーケットバスケット調査を実施。 ・問題となるのは、基本的に海水淡水化、地質等の影響	・食安委答申（H24.8.6清涼飲料水） →TDI＝96 ・食安委意見募集終了（H24.7.20締切） ・WHO/GDWQ：2008会合にてGV値2.4mg/Lで合意。ただし各国アロケーション考慮して変更可能。

表 7-2　「水質基準項目」の基準等の設定状況等（その 2/3）

項目番号	項目名	基準値		根拠TDI等	WHO/GDWQ※	審議の経緯・予定			15年答申における見解	評価値に関連したその後の検討
		値(mg/L)	備考	(μg/kg/日)		厚科審	食安委	WHO等		
基-014	四塩化炭素	0.002	H15からの変更なし	0.71	0.004	H19.10.26	H19.3.15 答申済み			・食安委答申（H19.3.15清涼飲料水） →TDI＝0.71
基-015	1,4－ジオキサン	0.05	H15からの変更なし	10-5Risk	0.05（2005）	H19.10.2	H19.3.15 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加		・食安委答申（H19.3.15清涼飲料水） →TDI＝18
基-016	シス－1,2－ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	異性体の合算評価に変更	17	0.05	H19.10.26	H19.3.15 （シス体） H20.5.29（トランス体） 答申済み	WHO第4版 追加	評価値の10%を超えるものは1%未満だが6年以来基準値超の例もあり、継続性の観点から水質基準とする	・食安委答申（H19.3.15清涼飲料水） →TDI＝17（ﾄﾗﾝｽ体合算） ・食安委答申（H20.5.29水質基準設定） →TDI＝17（ｼｽ体及びﾄﾗﾝｽ体）
基-017	ジクロロメタン	0.02	H15からの変更なし	6	0.02	H22.2.2	H20.11.6 答申済み		評価値の10%を超えるものは1%未満だが1地点で60%を超えており継続性の観点から水質基準とする	・食安委答申（H20.11.6清涼飲料水） →TDI＝6
基-018	テトラクロロエチレン	0.01	H15からの変更なし	10-5Risk	0.04	H22.2.2	H20.11.6 答申済み		WHO/GDWQは我が国基準値より高いが安全性の観点から現行基準を維持	・食安委答申（H20.11.6清涼飲料水） →TDI＝14
基-019	トリクロロエチレン	0.01	0.03→0.01	10-5Risk	0.02 P （2005）	H22.2.2	H22.9.2 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加	WHO/GDWQは我が国基準値より高いが安全性の観点から現行基準を維持	・食安委答申（H20.11.6清涼飲料水） ・食安委答申（化学物質・汚染物質、H22.9.2） →TDI＝1.46（非発がん） 10-5発がんリスク相当VSD ＝1.2 μg/kg体重/日
基-020	ベンゼン	0.01	H15からの変更なし	10-5Risk	0.01	H22.2.2	H20.11.6 答申済み		概ね評価値の10%以下であるが過去に基準値を超えていた例もあり、継続性の観点から当面、水質基準として維持	・食安委答申（H20.11.6清涼飲料水） →TDI＝18（非発がん） 10-5発がんリスク相当VSD ＝0.40 μg/kg体重/日
基-021	塩素酸	0.6	H20.4.1 水質管理目標設定項目から移行	30 （AF=80%）	0.7 D （AF=80%） （2005）	H18.8.4	H19.3.15 答申済み		ヒトへの暴露は基本的にClO2が水道水の浄水処理に使用される場合が想定されることから水質管理目標設定項目とし、ClO2が浄水処理に使用される場合の指針として活用されるべき。 水質基準の設定等はClO2の浄水過程での使用が進んだ段階において検討すべき。	・食安委答申（H19.3.15水道水及び清涼飲料水） →TDI=30
基-022	クロロ酢酸	0.02		3.5 （AF=20%）	0.02 （AF=20%）		H26.10.7 答申済み			食安委答申（H26.10.7）はTDI＝3.5μg/kg/日であり、過去の評価結果と同じ
基-023	クロロホルム	0.06	H15からの変更なし	12.9 （AF=20%）	0.3 （AF=75%） （2005）	H22.12.21	H21.8.20 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加		・食安委答申（H21.8.20清涼飲料水） →TDI=12.9（非発がん）（TDI不変）
基-024	ジクロロ酢酸	0.03	H27.4.1より 0.04→0.03	1.3 （10^{-5}リスク相当）	0.05 D	H27.2.5	H26.10.7 答申済み	WHO第4版 暫定とした理由変更 D←T,D		・食安委答申（H26.10.7） →非発がん影響 TDI＝12.5 発がん影響 TDI＝12.9 SF＝7.8E-3
基-025	ジブロモクロロメタン	0.1	H15からの変更なし	21 （AF=20%）	0.1 （2005）	H22.12.21	H21.8.20 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加		・食安委答申（H21.8.20清涼飲料水） →TDI＝21.4（非発がん）（TDI不変）
基-026	臭素酸	0.01	H15からの変更なし	10-5Risk ↓ BAT	0.01 AT （2005） ←0.002	H22.2.2	H20.11.6 答申済み		・10-5リスク相当VSDからは0.009mg/L ・除去方法はO3濃度の調節やH2O2-UV法に限定	・食安委答申（H20.11.6清涼飲料水） →TDI＝11（非発がん） 10-5発がんリスク相当VSD ＝0.36 μg/kg体重/日
基-027	総トリハロメタン	0.1	H15からの変更なし		設定せず （2005） 総評価は推奨	H22.12.21	H21.8.20 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加		・食安委答申（H21.8.20清涼飲料水） →総ﾄﾘﾊﾛﾒﾀﾝとしてのTDIは設定できない
基-028	トリクロロ酢酸	0.03	H27.4.1より 0.2→0.03	6 （AF=20%）	0.2 （AF=20%）	H27.2.5	H26.10.7 答申済み			・食安委答申（H26.10.7） →TDI＝6

表 7-2　「水質基準項目」の基準等の設定状況等（その 3/3）

項目番号	項目名	基準値		根拠TDI等	WHO/GDWQ※	審議の経緯・予定			15年答申における見解	評価値に関連したその後の検討
		値(mg/L)	備考	(μg/kg/日)		厚科審	食安委	WHO等		
基-029	ブロモジクロロメタン	0.03	H15からの変更なし	6.1 (AF=20%)	0.06	H22.12.21	H21.8.20 答申済み	WHO第4版 追加		・食安委答申（H21.8.20清涼飲料水） →TDI＝6.1（非発がん）（TDI不変）
基-030	ブロモホルム	0.09	H15からの変更なし	17.9 (AF=20%)	0.1 (2005)	H22.12.21	H21.8.20 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加		・食安委答申（H21.8.20清涼飲料水） →TDI＝17.9（非発がん）（TDI不変）
基-031	ホルムアルデヒド	0.08	H15からの変更なし	15 (AF=20%)	設定せず (2005) ←2.6	H20.12.16	H20.4.17 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加	入浴時等の水道水からの気化による吸入暴露による影響も考慮	・食安委答申（H20.4.17清涼飲料水） →TDI＝15
基-032	亜鉛及びその化合物	1	味覚及び色				H29.4.25 答申済み			・推奨摂取量＝7～10mg/日（成人、上限量30mg/日）の必須元素
基-033	アルミニウム及びその化合物	0.2	色（鉄共存時）			H19.10.26			多量の凝集剤を投入せざるを得ない場合にも技術的に0.1mg/Lを達成可能であるかについてはなお疑問の余地有	H19に水質管理目標値を0.1に設定
基-034	鉄及びその化合物	0.3	味覚及び洗濯物の着色		設定せず		H29.4.25 答申済み		水質基準として維持	・推奨摂取量＝10mg/日前後（成人、上限量40～50mg/日前後）の必須元素
基-035	銅及びその化合物	1	洗濯物への着色		2 （洗濯染みは生じる可能性有）	H20.12.16	H20.4.17 答申済み		水質基準として維持	・食安委答申（H20.4.17清涼飲料水） →許容上限摂取量=9mg/ヒト（成人）/日 ・推奨摂取量＝0.7～0.9mg/日（成人、上限量10mg/日）の必須元素 ・H20年基準値改正の必要性の検討が課題とされた。
基-036	ナトリウム及びその化合物	200	味覚		50（ジクロロイソシアヌル酸ナトリウムとして）			WHO第4版 追加		
基-037	マンガン及びその化合物	0.05	黒水障害		設定せず		H24.8.6 答申済み	WHO第4版 変更 設定せず←0.4C		・食安委答申（H.24.8.6清涼飲料水） →TDI＝180 ・目安摂取量＝3.5～4mg/日前後（成人、上限量10mg/日前後）の必須元素 ・食安委意見募集終了（H24.7.20締切）
基-038	塩化物イオン	200	味覚							
基-039	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	石鹸の泡立等				H29.4.25 答申済み	WHO第4版 追加予定 →追加されず		・WHO第4版追加予定→追加されず ・Caは推奨摂取量＝1g/日前後（成人、上限量2.3g/日）の必須元素 ・Mgは推奨摂取量＝300～400mg/日前後（成人）の必須元素
基-040	蒸発残留物	500								
基-041	陰イオン界面活性剤	0.2	発泡						混合すると起泡力や安定度に相乗効果が見られる場合があり知見の充実を図る必要がある	
基-042	ジェオスミン	0.00001	臭気						・粉末活性炭処理による場合：20ng/L ・粒状活性炭等恒久施設による場合：10ng/L	
基-043	2－メチルイソボルネオール	0.00001	臭気						・粉末活性炭処理による場合：20ng/L ・粒状活性炭等恒久施設による場合：10ng/L	
基-044	非イオン界面活性剤	0.02	発泡						混合すると起泡力や安定度に相乗効果が見られる場合があり知見の充実を図る必要がある	
基-045	フェノール類	0.005	臭気						水質基準として維持	
基-046	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	H21.4.1 施行 有機物			H19.10.26			旧基準であるKMnO4消費量10mg/Lに相当するTOCは相関性から1～4mg/Lで上限値に危険率25%を見込む	
基-047	pH値	5.8-8.6	腐食防止						水質基準として維持	
基-048	味	異常でない	基本指標							
基-049	臭気	異常でない	基本指標						水質基準として維持	
基-050	色度	5度	基本指標						水質基準として維持	
基-051	濁度	2度	基本指標							

※1　P：健康影響評価の観点からの暫定、T：浄水技術の観点からの暫定値、A：測定技術の観点からの暫定値、D：消毒技術の観点からの暫定値
（ ）内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。
※2　網掛けは昨年度からの変更箇所

表 7-3　「水質管理目標設定項目」の設定状況等（その 1/2）

項目番号	項目名	目標値		根拠TDI等	WHO/GDWQ	審議の経緯・予定			15年答申における見解	評価値に関連したその後の検討
		値(mg/L)	備考	(μg/kg/日)	※	厚科審	食安委	WHO等		
目-001	アンチモン及びその化合物	0.02	H26.4.1より 0.015→0.02	6	0.02	H26.1.14	H24.8.6 答申済み		三酸化アンチモンの研究を根拠としたかなり安全側の評価	・食安委答申（H24.8.6） →TDI＝6
目-002	ウラン及びその化合物	0.002 (暫定値)	H15からの変更なし	0.2	0.03 P	H24.3.5	H24.1.12 答申済み	WHO第4版変更 0.030P← 0.015P,T	・LOAEL：0.06 mg/kg日，UF：100 ・寄与率：10% ・評価値：0.002 mg/L	・食安委答申（H24.1.12） →TDI＝0.2 （LOAEL：0.06 mg/kg/日，UF：300）
目-003	ニッケル及びその化合物	0.02	H26.4.1より 0.01(暫定値) →0.02	4	0.07 (AF=20%)	H26.1.14	H24.7.23 答申済み	WHO第3版第1次追補版 追加		・食安委答申（H.24.7.23） →TDI＝4
目-004	1,2-ジクロロエタン	0.004	H15からの変更なし	10-5Risk	0.03	H22.2.2	H20.11.6 答申済み		WHO/GDWQは我が国基準値より高いが安全性の観点から現行目標値を維持	・食安委答申（H20.11.6清涼飲料水） →TDI＝37.5（非発がん） 10-5発がんリスク相当VSD ＝0.18μg/kg体重/日
目-008	トルエン	0.4	0.2→0.4	149 (AF=10%)	0.7（C）	H22.2.2	H20.11.6 答申済み			・食安委答申（H20.11.6清涼飲料水） →TDI＝149
目-009	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08	H27.4.1より 0.1→0.08	30 (AF=10%)	0.008 (AF=1%)	H27.2.5	H25.4.15 答申済み			・食安委答申（H25.4.15） →TDI=30μg/kg/日
目-010	亜塩素酸	0.6	H15からの変更なし	29 (AF=80%)	0.7 D (AF=80%) (2005)	H20.12.16	H20.6.19 答申済み		・ヒトへの暴露は基本的にClO2が水道水の浄水処理に使用される場合が想定されることから水質管理目標設定項目とし、ClO2が浄水処理に使用される場合の指針として活用されるべき。 ・水質基準の設定等はClO2の浄水過程での使用が進んだ段階において検討すべき。	・食安委答申（H20.6.19清涼飲料水） →TDI＝29 ・添加物としてはTDI29を答申（H18.11）
目-012	二酸化塩素	0.6	H15からの変更なし	29 (AF=80%)	設定せず (2005) 亜塩素酸対応	H20.12.16	H20.6.19 答申済み			・食安委答申（H20.6.19清涼飲料水） →TDI＝29 ・WHOは異臭味閾値を0.4mg/Lと設定
目-013	ジクロロアセトニトリル	0.01 (暫定値)	0.04（暫定）→ 0.01（暫定）	8 (AF=20%)	0.02 P (AF=20%)	H19.10.26	H19.3.15 答申済み			・食安委答申（H19.3.15清涼飲料水） →TDI=2.7
目-014	抱水クロラール	0.02 (暫定値)	0.03（暫定）→ 0.02(暫定)	5.3 (AF=20%)	設定せず (2005)	H19.10.26	H19.3.15 答申済み	WHO第3版第1次追補版追加		・食安委答申（H19.3.15清涼飲料水） →TDI＝4.5
目-015	農薬類	検出値/目標値の総和が1以下							・浄水から目標値10%値を超えて検出される事例有り(特異値を除く)は水質基準を設定。 農薬 ・農薬類(第1群)…現に水道原水から検出又は国内推定出荷量50t以上。 ・第2群…国内推定出荷量50t以上であるが水道水に適した測定方法が未確立。早急に確立しその時点で第1群に組入。27物質。 ・第3群…国内推定出荷量が50t未満で測定しても検出されるおそれがない。79物質。	・フィプロニル（殺虫剤）を追加（H20.4.1）
目-016	残留塩素	1 (遊離塩素は0.1mg/L以上)	H15からの変更なし	150	0.5～5 C (上限値はAF=100%)	H19.10.26	H19.3.15 答申済み		おいしさの観点に着目したもので今後とも水質管理目標設定項目とする	・食安委答申（H19.3.15清涼飲料水） →TDI＝136

表 7-3　「水質管理目標設定項目」の設定状況等（その 2/2）

項目番号	項目名	目標値		根拠TDI等	WHO/GDWQ	審議の経緯・予定			15年答申における見解	評価値に関連したその後の検討
		値(mg/L)	備考	(μg/kg/日)	※	厚科審	食安委	WHO等		
目-017	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10-100					H29.4.25 答申済み			
目-018	マンガン及びその化合物	0.01								
目-019	遊離炭酸	20							おいしさの観点に着目したもので今後とも水質管理目標設定項目とする	
目-020	1,1,1-トリクロロエタン	0.3	H15からの変更なし	600		H20.12.16	H20.4.17 答申済み		健康影響に関する評価値は1.5mg/Lだが臭味発生防止の観点から設定。	・食安委答申(H20.4.17清涼飲料水) →TDI＝800
目-021	メチル-t-ブチルエーテル	0.02	H15からの変更なし	143	設定せず (2005) ←0.015	H20.12.16	H20.4.17 答申済み	WHO第3版第1次追補版追加	地下水で一過的に高濃度で検出されるとの情報もある	・食安委答申(H20.4.17清涼飲料水) →TDI＝143 ・WHOは異臭閾値を0.015mg/Lと設定
目-022	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3							・指標性や測定方法に関し種々問題点 ・TOCとの相関を見るため、当面水質管理目標設定項目として維持	
目-023	臭気強度(TON)	3TON							おいしい水の観点から維持	
目-024	蒸発残留物	30-200								
目-025	濁度	1度							より高いレベルの水道を目指すための目標として1度以下を設定	
目-026	pH値	7.5							より高いレベルの水道を目指すための目標として、7.5程度を設定	
目-027	腐食性(ランゲリア指数)	-1以上とし、極力0に近づける							水道施設の維持管理やCaCO3析出防止の観点から水質管理目標設定項目とする	
目-028	従属栄養細菌(HPC)	2000cfu/ml (20℃7日間)	異常増加が生じないことを確認		USEPA処理基準 500cfu/ml以下	H18.8.4			・本来的細菌数を表現、培養方法が確立、施設清浄度の劣化を表現、レジオネラ増殖環境か否かの判定が可能 ・細菌現存量の指標として有効だが、我が国の水道における情報等が不足	・水道施設の健全性を判断
目-029	1,1－ジクロロエチレン	0.1	水質基準から移動 0.02→0.1	9	設定せず (2005) ←0.14	H19.10.26	H20.5.29 答申済み		評価値の10%を超えるものは1%未満だが6年以来基準値超の例もあり、継続性の観点から水質基準とする	・食安委答申(H20.5.29) →TDI＝46
目-030	アルミニウム及びその化合物	0.1				H19.10.26				
目-031	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)の量の和として、0.00005mg/L以下(暫定)	0.02						

※　P:健康影響評価の観点からの暫定、T:浄水技術の観点からの暫定値、A:測定技術の観点からの暫定値、D:消毒技術の観点からの暫定値
( )内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※　網掛けは昨年度からの変更箇所

表 7-4　「要検討項目」の目標値の設定状況等（その 1/3）

項目番号	項目名	目標値		根拠TDI等（μg/kg/日）	WHO/GDWQ※	評価値（μg/kg/	備考	審議の経緯・予定			15年答申における見解	評価値に関連したその後の検討
		値(mg/L)	備考					厚科審	食安委	WHO等		
検01	銀	－									浄水器等で消毒のために利用する事例があること等から知見収集に努める	
検02	バリウム	0.7			1.3	0.73	ヒトNOAEL7.3、UF 10		H24.10.29答申済み	WHO第4版第1次追補版変更		・食安委答申（H24.10.29） →TDI＝20（ヒトNOAEL 0.21（mg/kg体重/日）、UF 10）
検03	ビスマス	－									鉛代替品としての利用が考えられており材質管理の観点で留意	
検04	モリブデン	0.07			設定せず	NOAEL 0.2	NOAELにUF 3（個体差）を適用し基準値を導出			WHO/GDWQ第4版変更設定せず←0.07		
検05	アクリルアミド	0.0005			0.0005 10-5		線形多段階モデルを適用				高分子凝集剤の製品管理において残留モノマーの確実なコントロールが必要	
検06	アクリル酸	－									日本水道協会規格の塗料の品質として0.002mg/L以下を設定	
検07	17-β-エストラジオール	0.00008	暫定値	0.03							社会的関心の高い物質であり測定データ等知見の充実に努めていく必要あり	
検08	エチニルーエストラジオール	0.00002	暫定値	0.006							社会的関心の高い物質であり測定データ等知見の充実に努めていく必要あり	
検09	エチレンジアミン四酢酸（EDTA）	0.5		190 （AF=1%）	0.6 （AF=1%）	1900						
検10	エピクロロヒドリン	0.0004	暫定値	10-5Risk	0.0004 P	0.14						
検11	塩化ビニル	0.002		10-5Risk	0.0003 10-5		線形外挿法を適用				10-5リスク相当VSDから設定	
検12	酢酸ビニル	－									施設基準省令で溶出基準0.01mg/Lを設定	
検13	2,4-ジアミノトルエン	－									施設基準省令で溶出基準0.002mg/Lを設定	
検14	2,6-ジアミノトルエン	－									施設基準省令で溶出基準0.001mg/Lを設定	
検15	N,N-ジメチルアニリン	－									施設基準省令で溶出基準0.01mg/Lを設定	
検16	スチレン	0.02		7.7	0.02 C	7.7					臭気の閾値と一致	
検17	ダイオキシン類	1pgTEQ/L	暫定値	4pgTEQ/kg/日								
検18	トリエチレンテトラミン	－									施設基準省令で溶出基準0.01mg/Lを設定	
検19	ノニルフェノール	0.3	暫定値	100							社会的関心の高い物質であり測定データ等知見の充実に努めていく必要あり	
検20	ビスフェノールA	0.1	暫定値	50							社会的関心の高い物質であり測定データ等知見の充実に努めていく必要あり	・食品安全部→食安委員会諮問（H20.7.8）
検21	ヒドラジン	－									日本水道協会規格の塗料の品質として0.005mg/L以下を設定	
検22	1,2-ブタジエン	－									施設基準省令で溶出基準0.001mg/Lを設定	
検23	1,3-ブタジエン	－									施設基準省令で溶出基準0.001mg/Lを設定	

表 7-4　「要検討項目」の目標値の設定状況等（その 2/3）

項目番号	項目名	目標値		根拠TDI等（μg/kg/日）	WHO/GDWQ※	評価値（μg/kg/	備考	審議の経緯・予定			15年答申における見解	評価値に関連したその後の検討
		値(mg/L)	備考					厚科審	食安委	WHO等		
検24	フタル酸ジ(n-ブチル)	0.01	H27.4.1より0.2→0.01	5		5	LOAEL=2.5mg/kg/d、安全係数500	H27.2.5	H26.6.10答申済み		社会的関心の高い物質であり測定データ等知見の充実に努めていく必要あり	・食安委答申(H26.6.10器具・容器包装専門調査会)→TDI=5μg/kg/日
検25	フタル酸ブチルベンジル	0.5		200		200		H28.2.17	H27.4.7答申済み		社会的関心の高い物質であり測定データ等知見の充実に努めていく必要あり	・食安委答申(H27.4.7 器具・容器包装専門調査会))→TDI=200 μg/kg/日
検26	ミクロシスチンーLR	0.0008	暫定値	0.04（AF=80%）	0.001 P（AF=80%）	0.04						
検27	有機すず化合物	0.0006	TBTO暫定値	0.25								
検28	ブロモクロロ酢酸	－									予防的見地から、ハロ酢酸類の低減化対策を進めることが望ましい	
検29	ブロモジクロロ酢酸	－									予防的見地から、ハロ酢酸類の低減化対策を進めることが望ましい	
検30	ジブロモクロロ酢酸	－									予防的見地から、ハロ酢酸類の低減化対策を進めることが望ましい	
検31	ブロモ酢酸	－									予防的見地から、ハロ酢酸類の低減化対策を進めることが望ましい	
検32	ジブロモ酢酸	－									予防的見地から、ハロ酢酸類の低減化対策を進めることが望ましい	
検33	トリブロモ酢酸	－									予防的見地から、ハロ酢酸類の低減化対策を進めることが望ましい	
検34	トリクロロアセトニトリル	－										
検35	ブロモクロロアセトニトリル	－										
検36	ジブロモアセトニトリル	0.06		11.3（AF=20%）	0.07（AF=20%）	11						
検37	アセトアルデヒド	－	H15からの変更なし					H20.12.16	H17.7.21答申済み			・食安委答申(添加物、H17.7.21)→食品の着香の目的の場合、安全性に懸念が無い。(完全に生体成分に代謝される。)
検38	MX	0.001		10-5Risk	検出濃度は評価値に対し極めて低く、基準値は設定しない	0.0018	・線形多段階モデルを適用					
検40	キシレン	0.4		179	0.5(C)	179						

表 7-4　「要検討項目」の目標値の設定状況等（その 3/3）

項目番号	項目名	目標値		根拠TDI等	WHO/GDWQ	評価値	備考	審議の経緯・予定			15年答申における見解	評価値に関連したその後の検討
		値(mg/L)	備考	(μg/kg/日)	※	(μg/kg/		厚科審	食安委	WHO等		
検41	過塩素酸	0.025								WHO2010 (H22)		・米国EPAが暫定的なhealth advisory levelとして、15μg/lを定めている(RfD:0.7μg/kg/日に基づく)。全国的な規制の是非については検討中。 ・主たる生体影響はヨウ素摂取量の抑制 ・JECFA評価(2010.Feb.) BMDL50＝0.11 mg/kg/d (ヒト) UF＝10 PMTDI＝0.01 mg/kg/d PMTDI:暫定最大一日耐容摂取量
検44	N-ニトロソジメチルアミン(NDMA)	0.0001	追加		0.0001 (2008)			H22.2.2		WHO/GDWQ第3版第2次 追補版追加		・WHO/GDWQ第2次追補版追加(0.1μg/l)
検45	アニリン	0.02	追加			0.02	LOAEL=7 mg/kg/日 UF=1000 TDI=7 μg/kg/日	H24.3.5				
検46	キノリン	0.0001	追加			0.0001	IRIS:10-5	H24.3.5				
検47	1,2,3-トリクロロベンゼン	0.02	追加		設定せず (健康に基づく評価値 =0.02 TDI=7.7)	0.02	WHO(参考値)	H24.3.5				
検48	ニトリロ三酢酸 (NTA)	0.2	追加		0.2 (TDI=10)	0.2	WHO(ガイドライン値)	H24.3.5				

※　P:健康影響評価の観点からの暫定、T:浄水技術の観点からの暫定値、A:測定技術の観点からの暫定値、D:消毒技術の観点からの暫定値
( )内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。
※2　英国健康保護庁(HPA)による飲料水中「最大許容」濃度の改定勧告よりPFOAは0.01mg/L、PFOSは0.0003mg/Lで評価している。
※3　クロロピクリン(検39)はH25.3に削除された
※4　網掛けは昨年度からの変更箇所

表 7-5　「対象農薬」の目標値の設定状況等（その 1/9）

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI（μg/kg 体重/日）	WHO/GDWQ※（mg/L）	審議の経緯・予定			評価値に関連したその後の検討（ADI;μg/kg 体重/日）
			値（mg/L）	備考			厚科審	食安委	WHO等	
対-001	1，3―ジクロロプロペン（D―D）	殺虫剤	0.05	H27.4.1より 0.002→0.05	20	0.02	H31.3.13	H25.2.18 H27.10.20 H30.3.27 R1.10.15 答申済み		・食安委答申（H25.2.18, H27.10.20, H30.3.27, R1.10.15） → ADI = 20
対-002	2，2―DPA（ダラポン）	除草剤	0.08		30		H30.2.15	H29.3.28 答申済み		・平成29年3月28日府食第199号
対-003	2，4―D（2，4―PA）	除草剤	0.02	H30.4.1 より 0.03→0.02	10	0.03	H30.2.15	H29.5.16 答申済み		・評価第四部会審議中（H25.7.10） ・食安委答申(H29.5.16) → ADI = 9.9
対-004	EPN	殺虫剤	0.004	H21.4.1 より 0.006→0.004	1.4		H30.2.15	H20.10.16 H20.11.27 H29.2.14 答申済み		・食安委答申（H20.10.16, H20.11.27, H29.2.14） → ADI = 1.4
対-005	MCPA	除草剤	0.005	変更なし	2	設定せず	H27.2.5	H23.6.6 H26.7.29 答申済み	WHO第4版第1次追補版変更	・食安委答申（H23.6.6, H26.7.29） → ADI ＝1.9
対-006	アシュラム	除草剤	0.9	H28.4.1より 0.2→0.9	72		H27.2.5	H26.10.21 答申済み		・食安委答申(H26.10.21) → ADI = 360
対-007	アセフェート	殺虫剤 殺菌剤	0.006	H25.4.1より 変更なし	2.4		H30.2.15	H22.7.22 H25.9.30 H28.12.13 答申済み		・食安委答申 （H22.7.22, H25.9.30, H28.12.13） → ADI = 2.4
対-008	アトラジン	除草剤	0.01		4	0.1			WHO第4版変更 0.1←0.002	・評価申請（H23.10.11）
対-009	アニロホス	除草剤	0.003		1			H25.3.18 意見書提出		・食安委答申（H25.3.18） 食品中の残留基準を削除することに関する意見書提出
対-010	アミトラズ	殺虫剤	0.006	0.003→0.006	2.5		H20.12.16	H19.5.17 答申済み		・食安委答申（H19.5.17） → ADI = 2.5
対-011	アラクロール	除草剤	0.03	H25.4.1より 変更なし	10	0.02	H24.3.5	H23.8.25 H25.3.18 答申済み		・食安委答申（H23.8.25, H25.3.18） → ADI ＝ 10
対-012	イソキサチオン	殺虫剤	0.005	H30.4.1 より 0.008→0.005	2		H30.2.15	H28.2.23 答申済み		・食安委答申（H28.2.23） → ADI = 2
対-013	イソフェンホス	殺菌剤	0.001		0.5					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-014	イソプロカルブ（MIPC）	殺虫剤	0.01		4					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)

表 7-5　「対象農薬」の目標値の設定状況等（その 2/9）

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI（μg/kg 体重/日）	WHO/GDWQ※（mg/L）	審議の経緯・予定			評価値に関連したその後の検討（ADI;μg/kg 体重/日）
			値（mg/L）	備考			厚科審	食安委	WHO等	
対-015	イソプロチオラン（IPT）	殺虫剤 殺菌剤 植物成長調整剤	0.3	H22.4.1 より 0.04→0.3	100		H31.3.13	H20.2.28 H22.9.16 H24.12.10 H30.8.28 答申済み		・食安委答申 （H20.2.28, H24.12.10, H22.9.16, H30.8.28） → AD1 = 100
対-016	イプロベンホス（IBP）	殺菌剤	0.09	H23.4.1より 0.008→0.09	35		H22.12.21	H21.4.23 答申済み		・食安委答申（H21.4.23） → ADI = 35
対-017	イミノクタジン	殺虫剤 殺菌剤	0.006	総合評価	2.3（イミノクタジンとして）			R1.6.4 答申済み		・食安委答申（R1.6.4） → ADI = 2.3
対-018	インダノファン	除草剤	0.009	H15年からの変更なし	3.5		H24.3.5	H20.1.10 H22.9.9 答申済み		・食安委答申（H20.1.10, H22.9.9） → AD I= 3.5
対-019	エスプロカルブ	除草剤	0.03	H22.4.1より 0.01→0.03	10		H22.12.21	H20.1.17 H21.5.14 H24.2.23 答申済み		・食安委答申 (H20.1.17, H21.5.14, H24.2.23) → ADI = 10
除外農薬に変更	エディフェンホス（エジフェンホス、EDDP）	殺菌剤	0.006		2.5				WHO第4版変更 削除←0.05	・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-020	エトフェンプロックス	殺虫剤 殺菌剤	0.08	H15年からの変更なし	30		H31.3.13	H21.11.19 H25.8.5 H27.6.9 H29.4.25 H30.7.24 R3.10.16 答申済み		・食安委答申 (H21.11.19, H25.8.5, H27.6.9, H29.4.25, H30.7.24,R3.10.16) → ADI = 31
除外農薬に変更	エトリジアゾール（エクロメゾール）	殺菌剤	0.004		1.6					
対-021	エンドスルファン（ベンゾエピン）	殺虫剤	0.01		5.7					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-022	オキサジクロメホン	除草剤	0.02	H26.4.1より新規設定	9.1		H26.1.14	H15.9.18 H20.8.21 答申済み		・食安委答申（H15.9.18） → ADI = 9.0 ・食安委答申（H20.8.21） → ADI = 9.1
対-023	オキシン銅（有機銅）	殺虫剤 殺菌剤	0.03	H27.4.1より 0.04→0.03	17		H27.2.5	H25.4.22 答申済み		・食安委答申（H25.4.22） → ADI = 10

表 7-5　「対象農薬」の目標値の設定状況等（その 3/9）

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI（μg/kg 体重/日）	WHO/GDWQ※（mg/L）	審議の経緯・予定			評価値に関連したその後の検討（ADI;μg/kg 体重/日）
			値（mg/L）	備考			厚科審	食安委	WHO等	
対-024	オリサストロビン	殺虫剤 殺菌剤	0.1	H26.4.1より新規設定	52		H26.1.14	H17.12.8 H20.3.27 答申済み		・食安委答申（H17.12.8, H20.3.27） → ADI = 52
対-025	カズサホス	殺虫剤	0.0006	H26.4.1より新規設定	0.25		H30.2.15	H17.6.30 H19.2.22 H20.7.3 H29.5.23 R3.5.18 答申済み		・食安委答申 （H17.6.30, H19.2.22, H20.7.3, H29.5.23,R3.5.18） → ADI = 0.25
対-026	カフェンストロール	殺虫剤 除草剤	0.008	H15年からの変更なし	3		H20.12.16	H20.2.21 答申済み		・食安委答申（H20.2.21） → ADI = 3
対-027	カルタップ	殺虫剤 殺菌剤 除草剤	0.3		100			R1.6.4 答申済み		・食安委答申（R1.6.4） → ADI = 30（グループ評価:16）
対-028	カルバリル（NAC）	殺虫剤	0.05		20		H31.3.13	H30.9.4 答申済み		・食安委答申（H30.9.4） → ADI = 7.3
除外農薬に変更	カルプロパミド	殺虫剤 殺菌剤	0.04	H15年からの変更なし	14		H20.12.16	H19.12.13 答申済み		・食安委答申（H19.12.13） → ADI = 14
対-029	カルボフラン	代謝物	0.005		2	0.007		R2.2.4 答申済み		・食安委答申（R2.2.4） → ADI = 0.15
対-030	キノクラミン（ACN）	除草剤	0.005	H15年からの変更なし	2.1		H26.1.14	H25.10.7 答申済み		・食安委答申（H25.10.7） → ADI = 2.1
対-031	キャプタン	殺菌剤	0.3		125		H31.3.13	H29.3.7 H30.7.24 R3.2.16 答申済み		・食安委答申（H29.3.7, H30.7.24, R3.2.16） → ADI =100
対-032	クミルロン	除草剤	0.03	H15年からの変更なし	10		H20.12.16	H19.8.9 答申済み		・食安委答申（H19.8.9） → ADI = 10
対-033	グリホサート	除草剤	2	H30.2.15 現行値を継続	1		H30.2.15	H28.7.12 答申済み		・食安委答申（H28.7.12） → ADI = 1000
対-034	グルホシネート	除草剤 植物成長調整剤	0.02	H26.4.1より新規設定	9.1		H26.1.14	H22.2.25 H24.3.8 H25.7.29 答申済み		・食安委答申 （H22.2.25, H24.3.8, H25.7.29） → ADI = 9.1
対-035	クロメプロップ	除草剤	0.02	H15年からの変更なし	6.2		H22.12.21	H21.7.23 答申済み		・食安委答申（H21.7.23） → ADI = 6.2
対-036	クロルニトロフェン（CNP）	除草剤	0.0001		設定せず					

表 7-5　「対象農薬」の目標値の設定状況等（その 4/9）

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI（μg/kg 体重/日）	WHO/GDWQ※（mg/L）	審議の経緯・予定			評価値に関連したその後の検討（ADI;μg/kg 体重/日）
			値（mg/L）	備考			厚科審	食安委	WHO等	
対-037	クロルピリホス	殺虫剤	0.003	H21.4.1 より 0.03→0.003	1	0.03 (2008)	H31.3.13	H19.3.22 H22.11.4 H23.6.2 H30.7.24 答申済み		・食安委答申 (H19.3.22, H22.11.4, H23.6.2, H30.7.24) → ADI = 1 ・WHO/GDWQ第2次追補版追加（30μg/L）
対-038	クロロタロニル（TPN）	殺虫剤 殺菌剤	0.05		18		H31.3.13	H30.3.27 答申済み		・食安委答申 (H30.3.27) → ADI =クロロタロニル：18, 代謝物：8.3
対-039	シアナジン	除草剤	0.001	H30.4.1より 0.004→0.001	1.5	0.0006	H30.2.15	H29.2.28 答申済み	WHO第4版追加	・食安委答申 (H29.2.28) → ADI = 0.53
対-040	シアノホス（CYAP）	殺虫剤	0.003	H15年答申	1		H31.3.13	H29.10.17 答申済み		・食安委答申 (H29.10.17) → ADI = 1
対-041	ジウロン（DCMU）	除草剤	0.02		6.25					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-042	ジクロベニル（DBN）	除草剤	0.03	H28.4.1より 0.01→0.03	10		H27.2.5	H26.7.1 答申済み		・食安委答申（H26.7.1） → AD I= 10
対-043	ジクロルボス（DDVP）	殺虫剤	0.008		3.3	0.02 (2007)				・食安委検討中（清涼飲料水、H15～） ・評価要請（H21.3.24）
対-044	ジクワット	除草剤	0.005		1.9			R1.10.8 答申済み		・食安委答申 (R1.10.8) → ADI = 5.8
対-045	ジスルホトン（エチルチオメトン）	殺虫剤	0.004		1.4					
その他農薬に変更	ジチアノン	殺菌剤	0.03	H15年答申	10		H30.2.15	H22.6.17 答申済み		・食安委答申（H22.6.17） → ADI = 10 ・評価要請（H29.8.31） ・その他農薬に変更
対-046	ジチオカルバメート系農薬	殺虫剤 殺菌剤	0.005	H26.4.1より新規設定			H26.1.14			二硫化炭素として
対-047	ジチオピル	除草剤	0.009	H22.4.1より 0.008→0.009	3.6		H20.12.16	H20.1.10 答申済み		・食安委答申 (H20.1.10) → ADI = 3.6
対-048	シハロホップブチル	除草剤	0.006	H15年答申	2.4					
対-049	シマジン（CAT）	除草剤	0.003		1.3	0.002				・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-050	ジメタメトリン	除草剤	0.02	H15年からの変更なし	9.4		H24.3.5	H23.12.22 答申済み		・食安委答申（H23.12.22） → ADI ＝ 9.4
対-051	ジメトエート	殺虫剤	0.05		20	0.006				・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-052	シメトリン	除草剤	0.03		11					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
その他農薬に変更	ジメピペレート	除草剤	0.003		1		H30.2.15			・H18.8.4厚科審で項目削除は見送り（浄水、原水からの検出が確認されたため） ・食安委(H24.3.1) 食品中の残留基準における削除に関する意見書提出 ・その他農薬に変更

表 7-5　「対象農薬」の目標値の設定状況等（その 5/9）

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI（μg/kg 体重/日）	WHO/GDWQ※（mg/L）	審議の経緯・予定			評価値に関連したその後の検討（ADI;μg/kg 体重/日）
			値（mg/L）	備考			厚科審	食安委	WHO等	
対-053	ダイアジノン	殺虫剤 殺菌剤	0.003	H28.4.1より 0.005→0.003	2		H31.3.13	H26.8.19 H29.12.12 答申済み		・食安委答申（H26.8.19, H29.12.12） → ADI = 1 ・評価要請（H29.5.24）
対-054	ダイムロン	殺虫剤 殺菌剤	0.8	H15年からの 変更なし	300		H20.12.16	H19.11.8 答申済み		・食安委答申（H19.11.8） → ADI = 300
対-055	ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネート：ダゾメット	殺菌剤	0.01	H29.4.1より新 規設定	2.5		H29.1.31	H27.3.24 R1.8.27 答申済み		・食安委答申（H27.3.24, R1.8.27） → ADI = 4
対-056	チアジニル	殺虫剤 殺菌剤	0.1	H26.4.1より新 規設定	40		H26.1.14	H19.10.25 R2.9.15 答申済み		・食安委答申（H19.10.25, R2.9.15） →ADI = 40
対-057	チウラム	殺虫剤 殺菌剤	0.02		8.4					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-058	チオジカルブ	殺虫剤	0.08		30					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-059	チオファネートメチル	殺虫剤 殺菌剤	0.3		120					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-060	チオベンカルブ	除草剤	0.02	H15年からの 変更なし	9		H24.3.5	H19.12.13 H22.8.5 答申済み		・食安委答申（H19.12.13, H22.8.5） → AD I= 9
対-061	テフリルトリオン	除草剤	0.002	H29.4.1より対 象農薬に格 上げ	0.8		H29.1.31	H21.2.19答 申済み		・食安委答申（H21.2.19） → ADI = 0.8
対-062	テルブカルブ（MBPMC）	除草剤	0.02		6.4		H18.8.4			・H18.8.4の厚科審で項目削除は見送り（浄水、原水からの検出が確認されたため）
対-063	トリクロピル	除草剤	0.006		2.5					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-064	トリクロルホン（DEP）	殺虫剤	0.005	H26.4.1より 0.03→0.005	10	不要	H26.1.14			・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-065	トリシクラゾール	殺虫剤 殺菌剤 植物成長 調整剤	0.1	H28.4.1より 0.08→0.1	30		H27.2.5	H26.1.20 答申済み		・食安委答申（H26.1.20） → ADI ＝ 50
対-066	トリフルラリン	除草剤	0.06		24	0.02	H25.3.19	H24.1.26 答申済み		・食安委答申（H24.1.26） → ADI ＝ 24
対-067	ナプロパミド	除草剤	0.03		12.5					
対-068	パラコート	除草剤	0.005	H15年答申	2					
対-069	ピペロホス	除草剤	0.0009		0.36					・食安委(H24.3.1) 食品中の残留基準を削除することに関する意見書提出

表 7-5　「対象農薬」の目標値の設定状況等（その 6/9）

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI（μg/kg 体重/日）	WHO/GDWQ※（mg/L）	審議の経緯・予定			評価値に関連したその後の検討（ADI;μg/kg 体重/日）
			値（mg/L）	備考			厚科審	食安委	WHO等	
対-070	ピラクロニル	除草剤	0.01	H26.4.1より新規設定	4.4		H26.1.14	H19.8.2 H23.6.2 答申済み		・食安委答申（H19.8.2, H23.6.2） → ADI = 4.4
対-071	ピラゾキシフェン	除草剤	0.004	H15年答申	1.5			H20.4.24 答申済み		・食安委答申（H20.4.24） → ADI = 26
対-072	ピラゾリネート（ピラゾレート）	除草剤	0.02	H15年答申	6					
対-073	ピリダフェンチオン	殺虫剤	0.002		0.85			H25.3.18 意見書提出		・食安委答申（H25.3.18） 食品中の残留基準を削除することに関する意見書提出
対-074	ピリブチカルブ	除草剤	0.02	H15年からの変更なし	7.5		H22.2.2	H20.9.11 答申済み		・食安委答申(H20.9.11) → ADI = 8.8
対-075	ピロキロン	殺虫剤 殺菌剤	0.05	H29.4.1より 0.04→0.05	15		H28.2.17	H27.6.9 答申済み		・食安委答申（H27.6.9） → ADI = 19
対-076	フィプロニル	殺虫剤 殺菌剤	0.0005	変更なし	0.2		H29.1.31	H26.1.20 H28.4.5 答申済み		・食安委答申（H26.1.20, H28.4.5） →ADI＝0.19
対-077	フェニトロチオン（MEP）	殺虫剤 殺菌剤 植物成長調整剤	0.01	H28.4.1より 0.003→0.01	5		H30.2.15	H26.6.3 H29.8.22 答申済み		・食安委答申（H26.6.3, H29.8.22） → ADI = 4.9
対-078	フェノブカルブ（BPMC）	殺虫剤 殺菌剤	0.03	H15年からの変更なし	13		H26.1.14	H25.9.9 答申済み		・食安委答申（H25.9.9） → ADI = 13
対-079	フェリムゾン	殺虫剤 殺菌剤	0.05	0.02→0.06	19		H22.2.2	H20.11.13 H24.2.2 答申済み		・食安委答申（H20.11.13, H24.2.2） → ADI = 19
対-080	フェンチオン（MPP）	殺虫剤	0.006	H25.4.1 より 0.001→0.006	2.3		H24.3.5	H22.4.8 H25.9.30 答申済み		・食安委答申（H22.4.8, H25.9.30） → ADI = 2.3
対-081	フェントエート（PAP）	殺虫剤 殺菌剤	0.007	H25.4.1より 0.004→0.007	2.9		H24.3.5	H23.10.6 H25.1.21 答申済み		・食安委答申（H23.10.6, H25.1.21） → ADI ＝ 2.9
対-082	フェントラザミド	除草剤	0.01	H26.4.1より新規設定	5.2		H26.1.14	H20.12.4 答申済み		・食安委答申（H20.12.4） → ADI = 5.2
対-083	フサライド	殺虫剤 殺菌剤	0.1		40					
対-084	ブタクロール	除草剤	0.03	H15年からの変更なし	10		H24.3.5	H23.8.25 答申済み		・食安委答申（H23.8.25） → ADI ＝ 10

表 7-5　「対象農薬」の目標値の設定状況等（その 7/9）

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI（μg/kg 体重/日）	WHO/GDWQ※（mg/L）	審議の経緯・予定			評価値に関連したその後の検討（ADI;μg/kg 体重/日）
			値（mg/L）	備考			厚科審	食安委	WHO等	
対-085	ブタミホス	除草剤	0.02	H23.4.1 より 0.01→0.02	8		H22.2.2	H21.2.12 答申済み		・食安委答申(H21.2.12) → ADI = 8
対-086	ブプロフェジン	殺虫剤 殺菌剤	0.02	H15年からの変更なし	9		H30.2.15	H20.5.15 H24.12.10 H28.12.13 R1.6.18 答申済み		・食安委答申 (H20.5.15, H24.12.10, H28.12.13. R1.6.18) → ADI = 9
対-087	フルアジナム	殺菌剤	0.03	0.01→0.03	10		H26.1.14	H25.11.11 H31.2.5 R3.8.31 答申済み		・食安委答申（H25.11.11, H31.2.5,R3.8.31） → ADI = 10
対-088	プレチラクロール	除草剤	0.05	H23.4.1 より 0.04→0.05	18		H22.2.2	H20.10.9 答申済み		・食安委答申(H20.10.9) → ADI = 18
対-089	プロシミドン	殺菌剤	0.09	変更なし	35		H30.2.15	H26.1.20 H29.5.30 R3.2.16 答申済み		・食安委答申（H26.1.20, H29.5.30,R3.2.16） → ADI = 35
対-090	プロチオホス	殺虫剤	0.004	オキソン体の濃度と合計して算出すること(H30.4.1より)	1.5		H30.2.15	H30.10.23 答申済み		・代謝物であるプロチオホスオキソンも測定し、原体の濃度と、オキソン体の濃度を原体に換算した濃度を合計(H30.4.1から適用) ・食安委答申(H30.10.23) → ADI = 2.7
対-091	プロピコナゾール	殺菌剤	0.05	変更なし	18		H30.2.15	H26.4.8 H29.7.4 H30.3.27 答申済み		・食安委答申（H26.4.8, H29.7.4, H30.3.27） → ADI = 19
対-092	プロピザミド	除草剤	0.05	変更なし	19		H27.2.5	H26.1.20 答申済み		・食安委答申（H26.1.20） → ADI = 19
対-093	プロベナゾール	殺虫剤 殺菌剤	0.05		20		H31.3.13	H30.3.27 答申済み		・食安委答申（H30.3.27） → ADI = 10
対-094	ブロモブチド	殺虫剤 除草剤	0.1	H22.4.1 より 0.04→0.1	40		H20.12.16	H20.1.10 答申済み		・食安委答申（H20.1.10） → ADI = 40
対-095	ベノミル	殺菌剤	0.02		9					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-096	ペンシクロン	殺虫剤 殺菌剤	0.1	H23.4.1 より 0.04→0.1	53		H22.2.2	H20.10.16 R3.10.6 答申済み		・食安委答申(H20.10.16,R3.10.6) → ADI = 53
対-097	ベンゾビシクロン	除草剤	0.09	H26.4.1より新規設定	34		H26.1.14	H20.3.13 答申済み		・食安委答申（H20.3.13） → ADI =34
対-098	ベンゾフェナップ	除草剤	0.005	H29.4.1より 0.004→0.005	1.5		H28.2.17	H27.8.18 答申済み		・食安委答申（H27.8.18） → ADI = 2

表 7-5　「対象農薬」の目標値の設定状況等（その 8/9）

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI（μg/kg 体重/日）	WHO/GDWQ※（mg/L）	審議の経緯・予定			評価値に関連したその後の検討（ADI;μg/kg 体重/日）
			値（mg/L）	備考			厚科審	食安委	WHO等	
対-099	ベンタゾン	除草剤	0.2		90			R3.6.22 答申済み		・食安委答申（R3.6.22） → ADI = 90
対-100	ペンディメタリン	除草剤 植物成長調整剤	0.3	H25.4.1 より 0.1→0.3	120	0.02	H24.3.5	H22.10.7 H24.8.6 R3.4.13 答申済み		・食安委答申（H22.10.7, H24.8.6,R3.4.13） → ADI = 120
対-101	ベンフラカルブ	殺虫剤 殺菌剤	0.04		15			R2.2.4 答申済み		・食安委答申（R2.2.4） → ADI = 8.9
対-102	ベンフルラリン（ベスロジン）	除草剤	0.01	H25.4.1より 0.08→0.01	5		H24.3.5	H22.10.14 答申済み		・食安委答申（H22.10.14） → ADI = 5
対-103	ベンフレセート	除草剤	0.07	H15から変更なし	26		H20.12.16	H21.10.22 答申済み		・食安委答申（H21.10.22） → ADI = 23
対-104	ホスチアゼート	殺虫剤	0.003	H15年答申	1			R2.12.15 答申済み		・食安委答申（R2.12.15） → ADI = 2
対-105	マラチオン（マラソン）	殺虫剤	0.7	H28.4.1より 0.05→0.7	20		H27.2.5	H26.5.13 答申済み		・食安委答申（H26.5.13） → ADI = 290
対-106	メコプロップ（MCPP）	除草剤	0.05	H26.4.1より 0.005→0.05	2	0.01	H26.1.14			・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-107	メソミル	殺虫剤	0.03		12.5					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-112 （～H27）	ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネート：メタム	殺虫剤	0.01	H29.4.1より新規設定	7.5		H29.1.31	H27.3.24 答申済み		・食安委答申（H27.3.24） → ADI = 7.5 ⇒対-060に統合設定
対-108	メタラキシル	殺虫剤 殺菌剤	0.06	H23.4.1より 0.05→0.06	22		H31.3.13	H21.3.5 H23.7.7 H26.1.20 H29.10.17 答申済み		・食安委答申（H21.3.5, H23.7.7, H26.1.20, H29.10.17） → ADI ＝ 22 （メタラキシル及びメフェノキサムとして）
対-109	メチダチオン（DMTP）	殺虫剤	0.004		1.5					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
その他農薬に変更	メチルダイムロン	除草剤	0.03		12		H18.8.4			・食安委検討中（清涼飲料水、H15～） ・評価要請（H21.12.14） ・H18.8.4厚科審で取扱について検討

表 7-5　「対象農薬」の目標値の設定状況等（その 9/9）

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI（μg/kg 体重/日）	WHO/GDWQ※（mg/L）	審議の経緯・予定			評価値に関連したその後の検討（ADI;μg/kg 体重/日）
			値（mg/L）	備考			厚科審	食安委	WHO等	
対-110	メトミノストロビン	殺虫剤 殺菌剤	0.04	H15年答申	16		H25.3.19	H22.3.4 R3.8.24 答申済み		・食安委答申（H22.3.4 ,R3.8.24） → ADI = 16
対-111	メトリブジン	除草剤	0.03	H15年答申	12.5					
対-112	メフェナセット	除草剤	0.02	H22.4.1 より 0.009→0.02	7		H20.12.16	H20.3.13 答申済み		・食安委答申（H20.3.13） → ADI = 7
対-113	メプロニル	殺虫剤 殺菌剤	0.1	H15から変更なし	50		H22.12.21	H21.12.17 答申済み		・食安委答申（H21.12.17） → ADI = 50
対-114	モリネート	除草剤	0.005		2.1	0.006	H26.1.14	H25.3.4 答申済み		・食安委答申（H25.3.4） → ADI = 2.1

※網掛けは昨年度からの変更箇所

表 7-6　「要検討農薬」の目標値の設定状況等（その 1/2）

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI（μg/kg 体重/日）	WHO/GDWQ（mg/L）	審議の経緯・予定			評価値に関連したその後の検討（ADI;μg/kg 体重/日）
			値（mg/L）	備考			厚科審	食安委	WHO等	
要-001	アセタミプリド	殺虫剤 殺菌剤	0.2		71		H28.2.17	H20.8.29 H23.6.9 H26.12.16 答申済み		・食安委答申 (H20.8.29, H23.6.9, H26.12.16) → ADI = 71
要-002	イミダクロプリド	殺虫剤 殺菌剤	0.1	0.2→0.1	57		H29.1.31	H19.6.14 H22.9.9 H28.7.12 答申済み		・食安委答申 (H19.6.14,H22.9.9,H28.7.12) → ADI=57
要-003	イプフェンカルバゾン		0.002	新規追加						
要-004	イプロジオン		0.3	除外農薬から				R3.11.2 答申済み		・食安委答申 (R3.11.2) → ADI =20
要-005	エチプロール	殺虫剤 殺菌剤	0.01	変更なし	5		H27.2.5	H16.7.22 H16.7.22 H22.7.22 H26.3.24 答申済み		・食安委答申（H16.7.22, H16.7.22, H22.7.22, H26.3.24） → ADI = 5
要-006	クロロピクリン	殺虫剤	－							・評価要請（H29.6.15）
要-007	テブコナゾール	殺菌剤	0.07		29		H28.2.17	H19.7.5 H23.9.8 H24.10.29 H27.9.8 R1.10.1 答申済み		・食安委答申 (H19.7.5, H23.9.8, H24.10.29, H27.9.8, R1.10.1) → ADI = 29
要-008	パラチオンメチル	殺虫剤	0.04	H15年答申	15					・評価要請（H21.3.24）
要-009	ヒメキサゾール（ヒドロキシイソキサゾール）	殺菌剤	0.1	H15年答申	50					・評価要請（H25.8.20）
要-010	ピラクロホス	殺虫剤	－	－	－					
要-011	フルスルファミド	殺菌剤	－	－	－					・評価要請（H24.8.21）
要-012	ブロマシル	除草剤	0.05	H29.4.1より新規設定	0.019		H29.1.31	H28.5.17 答申済み		・食安委答申（H28.5.17） → ADI = 19
要-013	ペントキサゾン	除草剤	0.6	0.2→0.6	230		H22.12.21			

表 7-6　「要検討農薬」の目標値の設定状況等（その 2/2）

分類	項目	用途	目標値（mg/L）	目標値に係る備考	根拠ADI（μg/kg 体重/日）	WHO/GDWQ（mg/L）	審議の経緯・予定			評価値に関連したその後の検討（ADI;μg/kg 体重/日）
							厚科審	食安委	WHO等	
要-014	ホサロン	殺虫剤	0.005	H27.4.1より新規	2		H27.2.5	H26.3.10 答申済み		・食安委答申（H26.3.10） → AD I= 2
要-015	メタアルデヒド	殺虫剤	0.06	変更なし	22		H30.2.15	H19.7.19 H21.2.5 H23.6.23 H25.12.2 H29.2.14 答申済み		・食安委答申 (H19.7.19, H21.2.5, H23.6.23, H25.12.2, H29.2.14) → ADI = 22
要-014（～H27）	ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネート:メチルイソチオシアネート	殺虫剤	－	H29.4.1より新規設定	－		H28.2.17	H27.3.24 答申済み		・食安委答申（H27.3.24） → ADI = 4
要-016	メトラクロール	除草剤	0.2	H15から変更なし	97	0.01	H22.12.21	H21.7.30 答申済み		・食安委答申（H21.7.30） → ADI = 97

※網掛けは昨年度からの変更箇所

表 7-7　「その他農薬」の目標値の設定状況等（その 1/7）

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI（μg/kg 体重/日）	WHO/GDWQ（mg/L）	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討（ADI; μg/kg 体重/日）
			値（mg/L）	備考			厚科審	食安委	WHO等	
他-001	2―クロロプロピオン酸メチル（MCPM）	農薬等原料	－		－		H25.3.19	H24.10.29 答申済み		・食安委答申（H24.10.29） → ADI = 9.8
他-002	2，4―DB	除草剤	－		－	0.09		審議中		・食安委検討中
他-003	DBEDC	殺虫剤 殺菌剤	－		－					
他-004	MCPBエチル	除草剤 植物成長調整剤	0.03	H15年答申	33		H31.3.13	H30.9.4 答申済み		・食安委答申（H30.9.4） → ADI = 12
他-005	アシベンゾラルSメチル	殺菌剤	0.2	H28.4.1より 0.1→0.2	50		H31.3.13	H27.3.24 H30.2.13 答申済み		・食安委答申（H27.3.24, H30.2.13） → ADI = 77
他-006	アジムスルフロン	除草剤	0.2	H15から変更なし	95		H22.12.21	H21.4.9 答申済み		・食安委答申（H21.4.9） → ADI = 95
他-007	アミトロール	除草剤	0.003	0.06→ 0.003	1.2		H24.3.5	H22.10.7 答申済み		・食安委答申(H22.10.7) → ADI = 1.2
他-008	アメトリン	除草剤	0.2	0.003→0.2	72		H20.12.16	H19.9.13 答申済み		・食安委答申（H19.9.13） → ADI = 72
他-009	イナベンフィド	植物成長調整剤	0.3	H15年答申	130					
他-010	イマゾスルフロン	殺虫剤 除草剤	0.2	H15年答申	89					
他-011	ウニコナゾールP	植物成長調整剤	0.04	H15から変更なし	16		H20.12.16	H19.5.31 R3.5.25 答申済み		・食安委答申（H19.5.31,R3.5.25） → ADI = 20
他-012	エトキシスルフロン	除草剤	0.1	H15年から変更なし	56		H26.1.14	H25.10.21 答申済み		・食安委答申（H25.10.21） → ADI = 56
他-013	エトベンザニド	除草剤	0.1	変更なし	44		H27.2.5	H26.1.20 答申済み		・食安委答申（H26.1.20） → ADI ＝ 44
他-014	エンドタール	除草剤	－					H29.3.28 答申済み		平成29年3月28日府食第199号
他-015	オキサジアルギル	除草剤	0.02		8		H25.3.19	H19.10.11 答申済み		・食安委答申（H19.10.11） → ADI = 8
他-016	オキサミル	殺虫剤	0.05	H15年答申	20					評価要請　H25.3.12

表 7-7　「その他農薬」の目標値の設定状況等（その 2/7）

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI（μg/kg 体重/日）	WHO/GDWQ（mg/L）	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討（ADI;μg/kg 体重/日）
			値（mg/L）	備考			厚科審	食安委	WHO等	
他-017	オキソリニック酸	殺菌剤	0.05	H15年から変更なし	21		H26.1.14	H20.7.24 H23.6.30 H25.11.11 R1.8.27 答申済み		・食安委答申 (H20.7.24, H23.6.30, H25.11.11, R1.8.27) → ADI = 21
他-018	キザロホップエチル	除草剤	0.02	変更なし	9		H27.2.5	H21.10.22 H26.4.8 答申済み		・食安委答申（H21.10.22, H26.4.8） → ADI = 9
他-019	クロチアニジン	殺虫剤 殺菌剤	0.2	変更なし	97		H27.2.5	H17.1.27 H18.12.7 H20.2.28 H20.2.28 H26.1.20 H26.10.7 答申済み		・食安委答申（H17.1.27, H18.12.7, H20.2.28, H20.2.28, H26.1.20, H26.10.7） → ADI = 97
他-020	クロマフェノジド	殺虫剤	0.7	H15から変更なし	270		H20.12.16	H19.10.18 H24.5.24 答申済み		・食安委答申（H19.10.18, H24.5.24） → ADI = 270
他-021	クロルタールジメチル（TCTP）	除草剤	－		－					
他-022	クロルピリホスメチル	殺虫剤	0.03	H15年答申	10					
他-023	シクロスルファムロン	除草剤	0.08	H15年答申	30					
他-024	ジクロフェンチオン（ECP）	殺虫剤	0.006	H15年答申	2.5			H25.3.18 意見書提出		H25.3.18 食品中の残留基準を削除することに関する意見書提出
他-025	シクロプロトリン	殺虫剤	0.008	H15年答申	3.3			H27.2.3 答申済み		・食安委答申（H27.2.3） → ADI = 85
他-026	ジクロメジン	殺菌剤	0.05	H15年答申	20			H19.10.12 審議中		評価第三部会にて審議中（最近の議事：H19.10.12部会）
他-027	ジクロルプロップ	植物成長調整剤	0.09	H30.4.1より0.06→0.09	22	0.1	H30.2.15	H29.7.4 答申済み		・食安委答申（H29.7.4） → ADI = 36
他-028	ジコホル（ケルセン）	殺虫剤	0.06	H15年答申	25	設定せず			WHO第4版第1次追補版変更 設定せず ←0.006	
他-029	ジチアノン	殺菌剤	0.03	H15年答申	10		H30.2.15	H22.6.17 答申済み		・食安委答申（H22.6.17） → ADI = 10 ・評価要請（H29.8.31） ・その他農薬に変更

表 7-7　「その他農薬」の目標値の設定状況等（その 3/7）

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI（μg/kg 体重/日）	WHO/GDWQ (mg/L)	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討（ADI; μg/kg 体重/日）
			値 (mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等	
他-030	シノスルフロン	除草剤	0.2	H15年答申	77			H24.3.1 意見書提出		・食安委(H24.3.1) 食品中の残留基準を削除することに関する意見書提出
他-031	ジノテフラン	殺虫剤 殺菌剤	0.6	変更なし	220		H30.2.15	H17.6.16 H19.7.26 H22.9.9 H24.10.29 H25.12.2 H29.2.14 答申済み		・食安委答申 (H17.6.16, H19.7.26, H22.9.9, H24.10.29, H25.12.2, H29.2.14) → ADI = 220
他-032	ジフェノコナゾール	殺虫剤 殺菌剤	0.02				H31.3.13	H24.10.15 H27.3.3 H29.2.28 H30.5.22 R1.6.48 答申済み		・食安委答申 (H24.10.15, H27.3.3, H29.2.28, H30.5.22, R1.6.48) → ADI = 9.6
他-033	シフルトリン	殺虫剤 殺菌剤	0.05	H15年答申	20			R3.6.8 答申済み		・食安委答申 (R3.6.8) → ADI = 23
他-034	ジフルベンズロン	殺虫剤	0.05	H28.4.1より 0.03→0.05	12	設定せず	H28.2.17	H27.7.28 答申済み	WHO第4版 変更 設定せず ← 0.12	・食安委答申 (H27.7.28) → ADI = 20
他-035	シプロコナゾール	殺菌剤	0.02	H15年答申	9.9					
他-036	シプロジニル	殺菌剤	0.07				H25.3.19	H24.9.24 答申済み		・食安委答申 (H24.9.24) → ADI = 27
他-037	シペルメトリン	殺虫剤	0.06	H15年答申	50		H31.3.13	H30.2.13 H30.3.27 答申済み		・食安委答申 (H30.2.13, H30.3.27) → ADI = 22
他-038	シメコナゾール	殺菌剤	0.02		8.5		H31.3.13	H19.8.23 H21.3.12 H24.2.9 H24.11.12 H28.2.23 H30.5.22 答申済み		・食安委答申 (H19.8.23, H21.3.12, H24.2.9, H24.11.12, H28.2.23, H30.5.22) → ADI = 8.5
他-039	ジメチルビンホス	殺虫剤	0.01	H15年答申	4					

表 7-7　「その他農薬」の目標値の設定状況等（その 4/7）

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI（μg/kg 体重/日）	WHO/GDWQ (mg/L)	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討（ADI; μg/kg 体重/日）
			値 (mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等	
他-040	ジメピペレート	除草剤	0.003		1		H30.2.15			・H18.8.4厚科審で項目削除は見送り（浄水、原水からの検出が確認されたため） ・食安委(H24.3.1) 食品中の残留基準における削除に関する意見書提出 ・その他農薬に変更
他-041	シラフルオフェン	殺虫剤 殺菌剤	0.3	H15から変更なし	110		H24.2.9	H24.2.9 答申済み		・食安委答申（H24.2.9） → ADI ＝ 110
他-042	シンメチリン	除草剤	0.1	H15年答申	42					
他-043	スピノサド	殺虫剤 殺菌剤	0.06	H15年答申	24		H25.3.19	H22.4.8 H27.2.17 R3.6.15 答申済み		・食安委答申（H22.4.8, H27.2.17,R3.6.15） → ADI = 24
他-044	セトキシジム	除草剤	0.4	H15年答申	140			H30.12.4 答申済み		・食安委答申（H30.12.4） → ADI ＝ 88
他-045	チアクロプリド	殺虫剤 殺菌剤	－					H30.10.23 答申済み		・食安委答申（H30.12.4） → ADI ＝ 12
他-046	チアメトキサム	殺虫剤 殺菌剤	0.05		18		H28.2.17	H20.4.3 H24.3.1 H27.7.28 答申済み		・食安委答申（H20.4.3, H24.3.1, H27.7.28） → ADI = 18
他-047	チオシクラム	殺虫剤	0.03		12			R1.6.4 答申済み		・食安委答申（R1.6.4） → ADI = 21（グループ評価:16）
他-048	チフルザミド	殺虫剤 殺菌剤	0.04	H15年答申	20		H29.1.31	H24.10.1 H28.1.26 R1.6.18 答申済み		・食安委答申（H24.10.1, H28.1.26, R1.6.18） → ADI = 14
他-049	テクロフタラム	殺菌剤	0.1	H15年答申	58					
他-050	テトラクロルビンホス（CVMP）	殺虫剤	0.01	H15年答申	4			H29.3.28 答申済み		平成29年3月28日府食第199号
他-051	テトラコナゾール	殺虫剤 殺菌剤	0.01	H28.4.1より新規設定	4		H31.3.13	H27.8.18 H30.3.6 R3.10.26 答申済み		・食安委答申（H27.8.18, H30.3.6,R3.10.26） → ADI = 4

表 7-7　「その他農薬」の目標値の設定状況等（その 5/7）

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI（μg/kg 体重/日）	WHO/GDWQ (mg/L)	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討（ADI; μg/kg 体重/日）
			値 (mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等	
他-052	テブフェノジド	殺虫剤 殺菌剤	0.04	0.02→ 0.004	16		H29.1.31	H19.11.8 H28.5.17 答申済み		・食安委答申 (H19.11.8, H28.5.17) → ADI = 16
他-053	トリネキサパックエチル	植物成長調整剤	0.01	H15から変更なし	5.9		H22.12.21	H21.10.22 答申済み		・食安委答申 (H21.10.22) → ADI = 5.9
他-054	トリフルミゾール	殺菌剤	0.04	H26.4.1より新規設定	15		H31.3.13	H25.11.11 H28.5.17 H30.3.27 R.4.1.19 答申済み		・食安委答申 (H25.11.11, H28.5.17, H30.3.27,R.4.1.19) → ADI = 15
他-055	トルフェンピラド	殺虫剤	0.01		5.6		H25.3.19	H16.10.7 H19.5.31 H23.2.10 R2.11.24 答申済み		・食安委答申 (H16.10.7, H19.5.31, H23.2.10, R2.11.24) → ADI = 5.6
他-056	ナプロアニリド	除草剤	0.02	H15年答申	7					
他-057	ニテンピラム	殺虫剤 殺菌剤	1.3	H15年答申	530		H29.1.31	H28.5.17 答申済み		・食安委答申 (H28.5.17) → ADI = 530
他-058	パクロブトラゾール	殺菌剤 植物成長調整剤	0.05		20		H29.1.31	H21.4.2 H28.9.6 答申済み		・食安委答申 (H21.4.2, H28.9.6) → ADI = 20
他-059	バリダマイシン	殺虫剤 殺菌剤	–					R2.9.29 答申済み		・食安委答申 (R2.9.29) → AD = 360
他-060	ビスピリバック	除草剤	0.03	H15年答申	11					
他-061	ピメトロジン	殺虫剤 殺菌剤	0.03	H15から変更なし	13		H24.3.5	H22.9.9 R2.6.17 答申済み		・食安委答申 (H22.9.9, R2.6.17) → AD = 13
他-062	ピラゾスルフロンエチル	除草剤	0.03	H27.4.1より 0.1→0.03	42		H27.2.5	H26.5.20 答申済み		・食安委答申 (H26.5.20) → ADI = 10
他-063	ピリミノバックメチル	除草剤	0.05		20		H25.3.19	H22.4.1 答申済み		・食安委答申 (H22.4.1) → ADI = 20
他-064	ピリミホスメチル	殺虫剤	0.06	H15年答申	25	設定不適当 ADI0.03mg/kg/日			WHO/GDWQ第3版第2次追補版追加	
他-065	ピレトリン	殺虫剤	0.1	H15年答申	40					・評価要請 (H29.4.19)

表 7-7　「その他農薬」の目標値の設定状況等（その 6/7）

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI（μg/kg 体重/日）	WHO/GDWQ (mg/L)	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討（ADI; μg/kg 体重/日）
			値 (mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等	
他-066	フェノキサニル	殺虫剤 殺菌剤	0.02		7		H25.3.19	H15.9.18 H20.11.27 答申済み		・食安委答申 (H15.9.18) → ADI = 6.9 ・食安委答申 (H20.11.27) → ADI = 7
他-067	フェンバレレート	殺虫剤	0.04	H26.4.1より 0.05→0.04	17		H26.1.14	H25.7.29 答申済み		・食安委答申 (H25.7.29) → ADI = 17
他-068	フラチオカルブ	殺虫剤	0.008	H15年答申	3			H29.3.28 答申済み		平成29年3月28日府食第199号
他-069	フラメトピル	殺虫剤 殺菌剤	0.02	H15から変更なし	7			H23.11.17 H31.2.5 答申済み		・食安委答申 (H23.11.17, H31.2.5) → ADI ＝ 7
他-070	フルアジホップ	除草剤	0.01	H28.4.1より 0.03→0.01	10		H31.3.13	H27.7.7 H30.3.6 答申済み		・食安委答申 (H27.7.7, H30.3.6) → ADI = 4.4
他-071	プロパニル（DCPA）	除草剤	0.04	H15年答申	17			H30.12.4 答申済み		・食安委答申 (H30.12.4) → ADI ＝ 16
他-072	プロパホス	殺虫剤	0.001	H15年答申	0.4			H24.3.1 意見書提出		・食安委(H24.3.1) 食品中の残留基準を削除することに関する意見書提出
他-073	プロパルギット（BPPS）	殺虫剤	0.02	H15年答申	8.3		H25.3.19	H25.11.11 R3.6.8 答申済み		・食安委答申 (H25.11.11,R3.6.8) → ADI = 21
他-074	プロヘキサジオン	殺菌剤 植物成長調整剤	0.5	H15年答申	180					
他-075	プロポキスル（PHC）	殺虫剤	0.2	H15年答申	63					
他-076	プロメトリン	除草剤	0.08	H28.4.1より 0.06→0.08	22		H28.2.17	H27.9.8 答申済み		・食安委答申 (H27.9.8) → ADI = 30
他-077	ペルメトリン	殺虫剤 殺菌剤	0.1	H15年答申	48	設定せず		R1.5.21 R3.8.4 答申済み	WHO第4版変更 設定せず ← 0.3	・食安委答申 (R1.5.21,R3.8.4) → ADI = 50
他-078	ベンスルタップ	殺虫剤 殺菌剤 除草剤	0.09		34			R1.6.4 答申済み		・食安委答申 (R1.6.4) → ADI = 25 (グループ評価:16)
他-079	ベンダイオカルブ	殺虫剤	0.009	H15から変更なし	4		H22.12.21	H21.8.27 答申済み		・食安委答申 (H21.8.27) → ADI = 3.5

表 7-7　「その他農薬」の目標値の設定状況等（その 7/7）

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI（μg/kg 体重/日）	WHO/GDWQ (mg/L)	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討（ADI;μg/kg 体重/日）
			値 (mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等	
他-080	ホキシム	殺虫剤	0.003	H15年答申	1.2			H21.2.3 審議中		・食安委検討中 ・評価要請（H21.2.3）
他-081	ボスカリド	殺菌剤	0.1		44		H29.1.31	H16.5.20 H18.10.26 H21.3.19 H24.8.6 H28.9.27 答申済み		・食安委答申 (H16.5.20, H18.10.26, H21.3.19, H24.8.6, H28.9.27) → ADI = 44
他-082	ミルネブ（チアジアジン）	殺菌剤	－							
他-083	メタミドホス	殺虫剤	0.001	H30.4.1より 0.002→ 0.001	0.6		H30.2.15	H20.5.1 H28.12.13 答申済み		・食安委答申 (H20.5.1) → ADI = 0.6 ・食安委答申 (H28.12.13) → ADI = 0.56
他-084	メチルイソシアネート	殺虫剤等中間体	0.006	H15年答申	2.5					
他-085	モノクロトホス	殺虫剤	0.002	H15年答申	0.6					
他-086	リニュロン	除草剤	0.02	H15年答申	7.7					

※網掛けは昨年度からの変更箇所

7-2.　データベースの整理・情報更新

水道水質基準等に係る最新の科学的知見に基づく基準値等又は分類の設定又は見直しの検討に資するよう、平成 25 年度業務までに水道水に関する有害物質の健康影響等のデータベース（以下、「データベース」という。）が構築され、平成 26 年度文献調査業務においては、データベースの使用目的を踏まえて、①情報収集の対象とする物質の整理②収集するデータ項目の整理・拡充③情報の更新等が実施されている。

7-2-1.　情報収集の対象とする物質の整理

データベースには、平成 25 年度までに 4,000 を超える項目が収載され、平成 26 年度文献調査業務においては、データベース作成の目的が水道水質基準等に係る基準値や分類の見直しに資することであることを踏まえて、当面の情報収集の対象とする物質を表 7-8 のものとし、データベースの構成を再整理して、これら物質に関する情報を充実させることを優先し、その後、順次対象とする物質を拡張していくことが望ましいとしている。令和 2 年度文献調査業務においても、この考え方を踏襲して主にデータの更新を実施した。

なお、出力例は、報告書「平成 27 年度水道水及び水道用薬品等に関する調査業務；6.4.2.3　検索要領：出力（物質別）」と基本的に同じであるので省略した。

表 7-8　情報収集の対象とする物質（H26 年度文献調査業務の表 25）

物質グループ		物質数*
1	水道水質基準項目	51
2	水質管理目標設定項目	26
3	要検討項目	47
4	対象農薬	120
5	要検討農薬	16
6	その他農薬	84
7	除外農薬	14
8	基礎情報収集対象物質	170
9	浄水処理対応困難物質	14
10	過去に水質事故の原因となった物質等	21
11	PRTR対象物質（化管法第一種指定化学物質）	462

*各クループに該当する物質数を示すが、他の物質グループと物質が重複する場合がある。

1）収集するデータ項目の整理・更新

令和 2 年度文献調査業務では表 7-8 の対象物質の更新を適宜実施すると共に、データベース出力の適正化を実施した。更新内容は網掛けを付した。

（1）更新フィールド

以下のサイト並びに官報をあたり、過年度データとの比較を行った。

・製造輸入量：http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/information/volume_index.html

・PRTR 排出（公水）：http://www.env.go.jp/chemi/prtr/kaiji/index.html

・水質基準項目、水質管理目標設定項目、農薬類（水質管理目標設定項目 15 ）の対象農薬、要検討項目：官報並びに https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/kijun/kijunchi.html

・水道統計：http://www.jwwa.or.jp/mizu/

・ゴルフ場排水口等における水質調査（環境省）：http://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/golfchosa.html

・要調査項目存在状況調査：http://www.env.go.jp/water/chosa/index.html

・化学物質環境実態調査（水質；初期環境調査結果、詳細環境調査結果）：http://www.env.go.jp/chemi/kurohon/index.html

（2）過年度データの活用

・薬品基準、資機材基準、給水装置基準、水質環境基準（人健康）、水質環境基準（地下水）、要監視項目（人健康）、要監視項目（地下水）、水濁法、毒劇法、化審法、化管法

・WHO ガイドライン値・評価値、EU 基準値、カナダガイドライン値、オーストラリアガイドライン値、韓国基準値、中国基準値、国際機関評価値

・有害性情報

・農薬登録情報、登録失効有効成分一覧、TX01_有効成分名、化審法旧